

昭島市地域防災計画（修正素案）新旧対照表

凡例	○：災害対策基本法改正関係 ●：東京都地域防災計画修正関係 ◆：関係法令等改正 ■：首都直下地震等による東京の被害想定報告書 □：庁内検討・関係機関調査結果 無印：時点修正・名称変更等
----	---

※頁数は現行

頁	新	旧
凡例	(14) 東京管区气象台 気象庁東京管区气象台 (20) 東京電力グループ 東京電力ホールディングス株式会社 東京電力パワーグリッド株式会社 東京電力エナジーパートナー株式会社 東京電力リニューアブルパワー株式会社 (21) NTT東日本 東日本電信電話株式会社東京事業部 (23) NTTドコモ 株式会社NTTドコモ (24) ソフトバンク ソフトバンク株式会社 (25) 楽天モバイル 楽天モバイル株式会社 (37) 火山 <u>災害対策基本法第2条第1項に定める噴火により生ずる被害をいう。</u>	(14) <u>新規</u> (19) 東京電力 東京電力株式会社 (20) NTT東日本 株式会社NTT東日本 (22) NTTドコモ 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ (24) <u>新規</u> (25) <u>新規</u> (37) <u>新規</u>
計画の体系 □	昭島市地域防災計画の体系 1部 総則 7章 複合災害への対応 8章 地震等に関する調査研究 2部 災害予防計画 1章 地域防災力の向上 2章 災害に強く安全に暮らせるまちづくり 3章 安全な交通ネットワークと災害に強いライフライン等の確保 6部 火山計画 1章 富士山の現況等 2章 災害予防計画 3章 災害応急・復旧対策計画 7部 災害復興計画 付編 南海トラフ地震等防災対策	昭島市地域防災計画の体系 1部 総則 7章 新規 2部 災害予防計画 1章 災害に強く安全に暮らせるまちづくり 2章 安全な交通ネットワークと災害に強いライフライン等の確保 3章 地域防災力の向上 6部 <u>新規</u>
目次	昭島市地域防災計画 目次 項目及び頁の修正	昭島市地域防災計画 目次 項目及び頁の修正
1-1-2 ● □	第1章 計画の方針 第2節 計画の基本方針 この計画は、市の地域に係る防災に関し、市の処理すべき事務又は業務を中心に、都及び関係機関、市民、地域、事業所等が処理する事務又は業務を含めた総合的かつ基本的な計画とする。「災害から自らのまちは自らが守る」という理念の下「自助・共助・公助」を実現するため、市、都及び関係機関並びに市民、地域、事業所等の役割を明確にし、防災に対しそれぞれが自らの責務を果たす中で有機的に連携して災害に対処できる計画とする。 <u>また、被災者の視点に立った防災対策を推進するため、女性や子ども、高齢者、障害者、難病患者及び外国人等の要配慮者、性的マイノリティ等に対して、きめ細かく配慮した計</u>	第1章 計画の方針 第2節 計画の基本方針 この計画は、市の地域に係る防災に関し、市の処理すべき事務又は業務を中心に、都及び関係機関、市民、地域、事業所等が処理する事務又は業務を含めた総合的かつ基本的な計画とする。「災害から自らのまちは自らが守る」という理念の下「自助・共助・公助」を実現するため、市、都及び関係機関並びに市民、地域、事業所等の役割を明確にし、防災に対しそれぞれが自らの責務を果たす中で有機的に連携して災害に対処できる計画とする。 <u>また、東日本大震災において、女性、高齢者等の視点を踏まえた対応が必ずしも十分ではなかったとの指摘もあり、被災者の視点に立って対策を推進することが重要である。</u>

頁	新	旧								
	<u>画とする。</u>	<u>とりわけ、女性、高齢者、子ども、障害者などに対して、きめ細かく配慮した計画とする。</u>								
1-1-3 □	<p>第3節 計画で扱う災害の範囲 この計画で扱う災害は、災害対策基本法第2条第1号で規定される災害で、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地震災害 2 風水害 3 その他大規模事故等 <u>4 火山災害</u> <p><u>この計画は、各種災害への対策の実効性を高めるために制定した昭島市防災条例（平成28年3月）及び強くなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条に基づき策定された「昭島市国土強靱化地域計画」との整合を図りつつ、地震災害については、阪神・淡路大震災、東日本大震災及び熊本地震などの大規模地震などから得た教訓、近年の社会情勢の変化及び市民、市議会等の各種提言などを可能な限り反映する。</u></p> <p>また、風水害については、近年の災害状況を踏まえた応急対策計画とし、大規模事故等については、市民の生命、身体、財産を脅かす事象に対する全般的な危機管理計画とする。<u>さらに、火山災害については、富士山噴火の際の降灰対策計画とする。</u></p>	<p>第3節 計画で扱う災害の範囲 この計画で扱う災害は、災害対策基本法第2条第1号で規定される災害で、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地震災害 2 風水害 3 その他大規模事故等 <p>地震災害については、阪神・淡路大震災や東日本大震災などの最近の大規模地震などから得た教訓、近年の社会情勢の変化及び市民、市議会等の各種提言などを可能な限り反映する。また、風水害については、近年の災害状況を踏まえた応急対策計画とし、大規模事故等については、市民の生命、身体、財産を脅かす事象に対する全般的な危機管理計画とする。</p>								
1-2-3 昭島市防災条例第10条との整合 □	<p>第2章 市、市民、地域及び事業者の責務 第3節 市民の責務</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 初期消火に必要な用具の準備<u>及び技術の習得</u>に努める。 ② 食料、飲料水及び生活必需品等の備蓄（最低3日分）を行う。 ③ 家具類の転倒・落下・移動防止措置等を講じ、家庭内の予防安全対策に努める。 ④ 避難の経路、場所及び方法について確認する。 ⑤ 自宅等の耐震性及び耐火性を確認し、災害に備える措置を講ずるよう努める。 ⑥ <u>風水害時などにおける自宅等への浸水防止対策を講ずるよう努める。</u> ⑦ 災害時の出火防止に努める。 	<p>第2章 市、市民、地域及び事業者の責務 第3節 市民の責務</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 自宅等の耐震性及び耐火性を確認し、災害に備える措置を講ずるよう努める。 ② 家具類の転倒・落下・移動防止措置等を講じ、家庭内の予防安全対策に努める。 ③ 災害時の出火防止に努める。 ④ 初期消火に必要な用具を<u>準備する。</u> ⑤ 食料、飲料水及び生活必需品等の備蓄（最低3日分）を行う。 ⑥ 避難の経路、場所及び方法について確認する。 <p><u>新規</u></p>								
1-3-1 ● □	<p>第3章 市、関係機関等の業務大綱 第1節 市 1 一般的な業務</p> <table border="1" data-bbox="293 1222 1196 1453"> <thead> <tr> <th data-bbox="293 1222 443 1289">機関の名称</th> <th data-bbox="443 1222 1196 1289">業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="293 1289 443 1453">市</td> <td data-bbox="443 1289 1196 1453"> (災害への備え) 1 防災会議及び災害対策本部に関すること。 2 災害対策組織の整備に関すること。 3 災害に強いまちづくり、地域づくりに関すること。 4 防災に関する施設及び設備の整備、点検に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	業 務	市	(災害への備え) 1 防災会議及び災害対策本部に関すること。 2 災害対策組織の整備に関すること。 3 災害に強いまちづくり、地域づくりに関すること。 4 防災に関する施設及び設備の整備、点検に関すること。	<p>第3章 市、関係機関等の業務大綱 第1節 市 1 一般的な業務</p> <table border="1" data-bbox="1223 1206 2125 1461"> <thead> <tr> <th data-bbox="1223 1206 1373 1289">機関の名称</th> <th data-bbox="1373 1206 2125 1289">業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1223 1289 1373 1461">市</td> <td data-bbox="1373 1289 2125 1461"> (災害への備え) 1 防災会議及び災害対策本部に関すること。 2 災害対策組織の整備に関すること。 3 災害に強いまちづくり、地域づくりに関すること。 4 防災に関する施設及び設備の整備、点検に関すること。 5 災害対策用資器材及び物資の備蓄、整備に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	業 務	市	(災害への備え) 1 防災会議及び災害対策本部に関すること。 2 災害対策組織の整備に関すること。 3 災害に強いまちづくり、地域づくりに関すること。 4 防災に関する施設及び設備の整備、点検に関すること。 5 災害対策用資器材及び物資の備蓄、整備に関すること。
機関の名称	業 務									
市	(災害への備え) 1 防災会議及び災害対策本部に関すること。 2 災害対策組織の整備に関すること。 3 災害に強いまちづくり、地域づくりに関すること。 4 防災に関する施設及び設備の整備、点検に関すること。									
機関の名称	業 務									
市	(災害への備え) 1 防災会議及び災害対策本部に関すること。 2 災害対策組織の整備に関すること。 3 災害に強いまちづくり、地域づくりに関すること。 4 防災に関する施設及び設備の整備、点検に関すること。 5 災害対策用資器材及び物資の備蓄、整備に関すること。									

頁	新	旧												
	<p>5 災害対策用資器材及び物資の備蓄、<u>調達及び整備</u>に関する こと。</p> <p>6 職員の教育・訓練に関する こと。</p> <p>7 市民への防災啓発に関する こと。</p> <p>(災害時の応急対策)</p> <p>1 災害に対する情報の収集・伝達及び被害の調査に関する こと。</p> <p>2 <u>避難指示等</u>及び誘導に関する こと。</p> <p>3 <u>消防(特別区を除く)及び水防に関する こと。</u></p> <p>4 被災者の救助及び救護に関する こと。</p> <p>5 緊急道路及び緊急輸送路の確保に関する こと。</p> <p>6 公共施設及び設備の応急復旧に関する こと。</p> <p>7 <u>医療、防疫及び保健衛生</u>に関する こと。</p> <p>8 <u>被災した児童及び生徒の応急教育</u>に関する こと。</p> <p>9 <u>応急給水</u>に関する こと。</p> <p>10 <u>外出者の支援</u>に関する こと。</p> <p>11 災害相談に関する こと。</p> <p>12 関係機関との連絡調整に関する こと。</p> <p>13 その他災害発生の防御又は拡大防止の措置に関する こと。</p> <p>(災害からの復興)</p> <p>1 都市及び住宅の復興に関する こと。</p> <p>2 くらし及び産業の復興に関する こと。</p>	<p>6 職員の教育・訓練に関する こと。</p> <p>7 市民への防災啓発に関する こと。</p> <p>(災害時の応急対策)</p> <p>1 災害に対する情報の収集・伝達及び被害の調査に関する こと。</p> <p>2 <u>避難情報の発令</u>及び誘導に関する こと。</p> <p>3 被災者の救助及び救護に関する こと。</p> <p>4 緊急道路及び緊急輸送路の確保に関する こと。</p> <p>5 公共施設及び設備の応急復旧に関する こと。</p> <p>6 <u>保健衛生、教育、給水等の応急措置</u>に関する こと。</p> <p>7 災害相談に関する こと。</p> <p>8 関係機関との連絡調整に関する こと。</p> <p>9 その他災害発生の防御又は拡大防止の措置に関する こと。</p> <p>(災害からの復興)</p> <p>1 都市及び住宅の復興に関する こと。</p> <p>2 くらし及び産業の復興に関する こと。</p>												
1-3-2 □	<p>2 市の各部の業務</p> <table border="1" data-bbox="293 1018 1191 1474"> <thead> <tr> <th data-bbox="293 1018 517 1054">部(局) 名</th> <th data-bbox="517 1018 1191 1054">業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="293 1054 517 1283">環境部</td> <td data-bbox="517 1054 1191 1283"> <p>1 ごみ処理に関する こと。</p> <p>2 <u>災害廃棄物</u>の処理に関する こと。</p> <p>3 環境保全に関する こと。</p> <p>4 用水の保全に関する こと。</p> <p>5 動物愛護に関する こと。</p> <p>6 避難所(環境コミュニケーションセンター)に関する こと。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 1283 517 1474">都市整備部</td> <td data-bbox="517 1283 1191 1474"> <p>1 緊急輸送路の確保に関する こと。</p> <p>2 被害の調査及び報告に関する こと。</p> <p>3 公共土木施設の耐震化に関する こと。</p> <p>4 公共土木施設の復旧に関する こと。</p> <p>5 土砂災害危険箇所の把握及び警戒に関する こと。</p> <p>6 <u>下水道</u>に関する こと。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	部(局) 名	業 務	環境部	<p>1 ごみ処理に関する こと。</p> <p>2 <u>災害廃棄物</u>の処理に関する こと。</p> <p>3 環境保全に関する こと。</p> <p>4 用水の保全に関する こと。</p> <p>5 動物愛護に関する こと。</p> <p>6 避難所(環境コミュニケーションセンター)に関する こと。</p>	都市整備部	<p>1 緊急輸送路の確保に関する こと。</p> <p>2 被害の調査及び報告に関する こと。</p> <p>3 公共土木施設の耐震化に関する こと。</p> <p>4 公共土木施設の復旧に関する こと。</p> <p>5 土砂災害危険箇所の把握及び警戒に関する こと。</p> <p>6 <u>下水道</u>に関する こと。</p>	<p>2 市の各部の業務</p> <table border="1" data-bbox="1218 1018 2130 1474"> <thead> <tr> <th data-bbox="1218 1018 1442 1054">部(局) 名</th> <th data-bbox="1442 1018 2130 1054">業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1218 1054 1442 1283">環境部</td> <td data-bbox="1442 1054 2130 1283"> <p>1 ごみ処理に関する こと。</p> <p>2 <u>がれき</u>の処理に関する こと。</p> <p>3 環境保全に関する こと。</p> <p>4 用水の保全に関する こと。</p> <p>5 動物愛護に関する こと。</p> <p>6 避難所(環境コミュニケーションセンター)に関する こと。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1218 1283 1442 1474">都市整備部</td> <td data-bbox="1442 1283 2130 1474"> <p>1 緊急輸送路の確保に関する こと。</p> <p>2 被害の調査及び報告に関する こと。</p> <p>3 公共土木施設の耐震化に関する こと。</p> <p>4 公共土木施設の復旧に関する こと。</p> <p>5 土砂災害危険箇所の把握及び警戒に関する こと。</p> <p>6 <u>仮設住宅</u>に関する こと。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	部(局) 名	業 務	環境部	<p>1 ごみ処理に関する こと。</p> <p>2 <u>がれき</u>の処理に関する こと。</p> <p>3 環境保全に関する こと。</p> <p>4 用水の保全に関する こと。</p> <p>5 動物愛護に関する こと。</p> <p>6 避難所(環境コミュニケーションセンター)に関する こと。</p>	都市整備部	<p>1 緊急輸送路の確保に関する こと。</p> <p>2 被害の調査及び報告に関する こと。</p> <p>3 公共土木施設の耐震化に関する こと。</p> <p>4 公共土木施設の復旧に関する こと。</p> <p>5 土砂災害危険箇所の把握及び警戒に関する こと。</p> <p>6 <u>仮設住宅</u>に関する こと。</p>
部(局) 名	業 務													
環境部	<p>1 ごみ処理に関する こと。</p> <p>2 <u>災害廃棄物</u>の処理に関する こと。</p> <p>3 環境保全に関する こと。</p> <p>4 用水の保全に関する こと。</p> <p>5 動物愛護に関する こと。</p> <p>6 避難所(環境コミュニケーションセンター)に関する こと。</p>													
都市整備部	<p>1 緊急輸送路の確保に関する こと。</p> <p>2 被害の調査及び報告に関する こと。</p> <p>3 公共土木施設の耐震化に関する こと。</p> <p>4 公共土木施設の復旧に関する こと。</p> <p>5 土砂災害危険箇所の把握及び警戒に関する こと。</p> <p>6 <u>下水道</u>に関する こと。</p>													
部(局) 名	業 務													
環境部	<p>1 ごみ処理に関する こと。</p> <p>2 <u>がれき</u>の処理に関する こと。</p> <p>3 環境保全に関する こと。</p> <p>4 用水の保全に関する こと。</p> <p>5 動物愛護に関する こと。</p> <p>6 避難所(環境コミュニケーションセンター)に関する こと。</p>													
都市整備部	<p>1 緊急輸送路の確保に関する こと。</p> <p>2 被害の調査及び報告に関する こと。</p> <p>3 公共土木施設の耐震化に関する こと。</p> <p>4 公共土木施設の復旧に関する こと。</p> <p>5 土砂災害危険箇所の把握及び警戒に関する こと。</p> <p>6 <u>仮設住宅</u>に関する こと。</p>													

頁	新		旧	
		<p><u>7</u> し尿処理に関すること。</p> <p>1 災害に強い都市づくりに関すること。</p> <p>2 復興計画に関すること。</p> <p>3 住宅の耐震化に関すること。</p> <p>4 土地区画整理事業に関すること。</p> <p><u>5 仮設住宅に関すること。</u></p>		<p><u>7</u> 下水道に関すること。</p> <p><u>8</u> し尿処理に関すること。</p> <p>1 災害に強い都市づくりに関すること。</p> <p>2 復興計画に関すること。</p> <p>3 住宅の耐震化に関すること。</p> <p>4 土地区画整理事業に関すること。</p>
	都市計画部		都市計画部	
1-3-4 □	第2節 東京都関係機関の業務		第2節 東京都関係機関の業務	
	機関の名称	業 務	機関の名称	業 務
	昭島警察署	<p>1 被害実態の把握及び各種情報の収集に関すること。</p> <p>2 交通規制に関すること。</p> <p>3 被災者の救出救助及び避難誘導に関すること。</p> <p>4 行方不明者の捜索及び調査に関すること。</p> <p>5 遺体の調査等及び検視に関すること。</p> <p><u>6 緊急通行車両確認標章の交付に関すること。</u></p> <p><u>7 公共の安全と秩序の維持に関すること。</u></p>	昭島警察署	<p>1 被害実態の把握及び各種情報の収集に関すること。</p> <p>2 交通規制に関すること。</p> <p>3 被災者の救出救助及び避難誘導に関すること。</p> <p>4 行方不明者の捜索及び調査に関すること。</p> <p>5 遺体の調査等及び検視に関すること。</p> <p><u>6 緊急通行車両確認標章の交付に関すること。</u></p> <p><u>7 公共の安全と秩序の維持に関すること。</u></p>
	北多摩北部建設事務所	<p>2 道路及び<u>橋梁</u>の保全に関すること。</p>	北多摩北部建設事務所	<p>2 道路及び<u>橋りょう</u>の保全に関すること。</p>
1-3-5 ●	第3節 指定地方行政機関の業務		第3節 指定地方行政機関の業務	
	機関の名称	業 務	機関の名称	業 務
	関東財務局 (立川出張所)	<p>1 地方公共団体に対する資金の融資の<u>あっせん</u>及び金融機関の業務の監督（災害時における緊急措置等を含む。）に関すること。</p>	関東財務局 (立川出張所)	<p>1 地方公共団体に対する資金の融資の<u>あっ旋</u>及び金融機関の業務の監督（災害時における緊急措置等を含む。）に関すること。</p>
	<u>東京管区気象台</u>	<p><u>1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。</u></p> <p><u>2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。</u></p> <p><u>3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。</u></p> <p><u>4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。</u></p> <p><u>5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。</u></p>	<u>新規</u>	<u>新規</u>
1-3-7 ●	第5節 指定公共機関の業務		第5節 指定公共機関の業務	
	機関の名称	業 務	機関の名称	業 務
昭島郵便局	<p><u>1 郵便物送達の確保、窓口業務の維持及びこれら施設等の保全に関すること。</u></p> <p><u>2 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱に関すること。</u></p> <p><u>(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付</u></p> <p><u>(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除</u></p>	昭島郵便局	<p><u>1 郵便、郵便貯金、簡易保険各事業の業務運行管理及びこれら施設等の保全に関すること。</u></p> <p><u>2 被災地における郵便、郵便貯金及び簡易保険の非常取扱いに関すること。</u></p>	

頁	新	旧
	<p>(3) <u>被災地宛救助用郵便物の料金免除</u> (4) <u>被災者援助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分</u></p> <p>NTT東日本</p> <p>1 <u>電気通信設備の建設、及び保全に関すること。</u> 2 <u>重要通信の確保に関すること。</u> 3 <u>気象予警報の伝達に関すること。</u> 4 <u>通信ネットワークの信頼性向上に関すること。</u> 5 <u>災害時の電気通信設備の復旧に関すること。</u></p> <p>NTTドコモ</p> <p>1 <u>重要通信の確保に関すること。</u> 2 <u>災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関すること。</u></p> <p><u>KDDI</u></p> <p>1 <u>重要通信の確保に関すること。</u> 2 <u>災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関すること。</u></p> <p><u>ソフトバンク</u></p> <p>1 <u>重要通信の確保に関すること。</u> 2 <u>災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。</u></p> <p><u>楽天モバイル</u></p> <p>1 <u>重要通信の確保に関すること。</u> 2 <u>災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。</u></p> <p>日赤東京都支部</p> <p>1 災害時における医療救護班の編成及び医療救護等（助産・死体の処理を含む。）の実施に関すること。 2 災害時における避難所等での救護所開設及び運営に関すること。 3 こころのケア活動に関すること。 4 赤十字ボランティアの活動に関すること。 5 輸血用血液製剤の確保及び供給に関すること。 6 義援金の<u>受付及び配分</u>に関すること（原則として義援物資については受け付けない。）。 7 赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）の設置・運営に関すること。 8 災害救援物資の支給に関すること。 9 日赤医療施設等の保全及び運営に関すること。 10 外国人の安否調査に関すること。 11 遺体の検案協力に関すること。 12 東京都地域防災計画に整合した災害救護に関する訓練の実施に関すること。</p>	<p>NTT東日本</p> <p>1 <u>電信及び電話施設の建設並びにこれらの施設等の保全に関すること。</u> 2 <u>災害非常通話の調整及び気象予警報の伝達に関すること。</u></p> <p>NTTドコモ</p> <p>1 <u>携帯電話等の移動通信施設の建設並びにこれらの施設の保全に関すること。</u> 2 <u>災害時における移動通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。</u></p> <p>新規</p> <p>新規</p> <p>新規</p> <p>新規</p> <p>日赤東京都支部</p> <p>1 災害時における医療救護班の編成及び医療救護等（助産・死体の処理を含む。）の実施に関すること。 2 災害時における避難所等での救護所開設及び運営に関すること。 3 こころのケア活動に関すること。 4 赤十字ボランティアの活動に関すること。 5 輸血用血液の確保、供給に関すること。 6 義援金の<u>受領、配分及び募金</u>に関すること（原則として義援物資については受け付けない。）。 7 赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）の設置・運営に関すること。 8 災害救援品の支給に関すること。 9 日赤医療施設等の保全、運営に関すること。 10 外国人安否調査に関すること。 11 遺体の検案協力に関すること。 12 東京都地域防災計画に整合した災害救護に関する訓練の実施に関すること。</p>
1-3-7●	東京電力 <u>パワーグリッド</u> 立川支社	東京電力 立川支社
1-3-8	日本通運(株) 多摩支店 <u>佐川急便(株)</u> <u>三多摩営業所</u>	日本通運(株) 多摩支店

頁	新	旧																																								
	<p><u>ヤマト運輸株</u> <u>昭島営業所</u></p>																																									
1-3-9 ●	<p>第6節 指定地方公共機関等の業務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西武鉄道 <u>拝島駅</u></td> <td> 1 鉄道施設等の安全保安に関すること。 <u>2 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関すること。</u> <u>3 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	業務	西武鉄道 <u>拝島駅</u>	1 鉄道施設等の安全保安に関すること。 <u>2 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関すること。</u> <u>3 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること。</u>	<p>第6節 指定地方公共機関等の業務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西武鉄道 <u>西武拝島駅</u></td> <td> 1 鉄道施設等の安全保安に関すること。 2 災害時における鉄道車両等による避難者の輸送協力に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	業務	西武鉄道 <u>西武拝島駅</u>	1 鉄道施設等の安全保安に関すること。 2 災害時における鉄道車両等による避難者の輸送協力に関すること。																																
機関の名称	業務																																									
西武鉄道 <u>拝島駅</u>	1 鉄道施設等の安全保安に関すること。 <u>2 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関すること。</u> <u>3 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること。</u>																																									
機関の名称	業務																																									
西武鉄道 <u>西武拝島駅</u>	1 鉄道施設等の安全保安に関すること。 2 災害時における鉄道車両等による避難者の輸送協力に関すること。																																									
1-3-11 □	<p>第8節 市と災害時の協定を締結している機関の業務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>削除</u></td> <td><u>削除</u></td> </tr> <tr> <td>江崎グリコ株式会社 グリコマニュファクチャリングジャパン株式会社 敷島製パン株式会社パスコ東京多摩工場 三多摩綜合食品卸売市場協同組合 シマダヤ関東株式会社 <u>ガーデンベーカーリー株式会社</u></td> <td>災害時における食料調達等に関すること。</td> </tr> <tr> <td><u>削除</u></td> <td><u>削除</u></td> </tr> <tr> <td><u>株式会社両毛システムズ東京支社</u></td> <td>災害時における応急給水活動の応援に関すること。</td> </tr> <tr> <td><u>佐川急便株式会社</u></td> <td><u>災害時における支援物資の受入れ及び配送等に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td><u>東京都行政書士会多摩西部支部</u></td> <td><u>災害時における被災者支援に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td><u>株式会社東横イン昭島駅南口</u></td> <td><u>災害時における宿泊施設の提供等に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td>トヨタモビリティ東京株式会社 <u>S&D多摩ホールディングス株式会社及びトヨタS&D西東京株式会社</u></td> <td>災害時における自動車等の貸与等に関すること。</td> </tr> <tr> <td><u>一般社団法人全国冠婚葬祭互助組合</u></td> <td><u>災害時における支援協力に関すること</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	業務	<u>削除</u>	<u>削除</u>	江崎グリコ株式会社 グリコマニュファクチャリングジャパン株式会社 敷島製パン株式会社パスコ東京多摩工場 三多摩綜合食品卸売市場協同組合 シマダヤ関東株式会社 <u>ガーデンベーカーリー株式会社</u>	災害時における食料調達等に関すること。	<u>削除</u>	<u>削除</u>	<u>株式会社両毛システムズ東京支社</u>	災害時における応急給水活動の応援に関すること。	<u>佐川急便株式会社</u>	<u>災害時における支援物資の受入れ及び配送等に関すること。</u>	<u>東京都行政書士会多摩西部支部</u>	<u>災害時における被災者支援に関すること。</u>	<u>株式会社東横イン昭島駅南口</u>	<u>災害時における宿泊施設の提供等に関すること。</u>	トヨタモビリティ東京株式会社 <u>S&D多摩ホールディングス株式会社及びトヨタS&D西東京株式会社</u>	災害時における自動車等の貸与等に関すること。	<u>一般社団法人全国冠婚葬祭互助組合</u>	<u>災害時における支援協力に関すること</u>	<p>第8節 市と災害時の協定を締結している機関の業務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>昭島市米穀小売商組合</u></td> <td><u>災害応急用米穀調達に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td>江崎グリコ株式会社 グリコマニュファクチャリングジャパン株式会社 敷島製パン株式会社パスコ東京多摩工場 三多摩綜合食品卸売市場協同組合 シマダヤ関東株式会社 <u>新規</u></td> <td>災害時における食料調達等に関すること。</td> </tr> <tr> <td><u>東京都LPガス協会</u> <u>北多摩西部支部昭島部会</u></td> <td> 1 ガス設備の安全、保安に関すること。 2 ガスの供給に関すること。 </td> </tr> <tr> <td><u>東京水道・宅配共同企業体</u></td> <td>災害時における応急給水活動の応援に関すること。</td> </tr> <tr> <td><u>新規</u></td> <td><u>新規</u></td> </tr> <tr> <td><u>新規</u></td> <td><u>新規</u></td> </tr> <tr> <td><u>新規</u></td> <td><u>新規</u></td> </tr> <tr> <td>トヨタモビリティ東京株式会社 <u>新規</u></td> <td>災害時における自動車等の貸与等に関すること。</td> </tr> <tr> <td><u>新規</u></td> <td><u>新規</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	業務	<u>昭島市米穀小売商組合</u>	<u>災害応急用米穀調達に関すること。</u>	江崎グリコ株式会社 グリコマニュファクチャリングジャパン株式会社 敷島製パン株式会社パスコ東京多摩工場 三多摩綜合食品卸売市場協同組合 シマダヤ関東株式会社 <u>新規</u>	災害時における食料調達等に関すること。	<u>東京都LPガス協会</u> <u>北多摩西部支部昭島部会</u>	1 ガス設備の安全、保安に関すること。 2 ガスの供給に関すること。	<u>東京水道・宅配共同企業体</u>	災害時における応急給水活動の応援に関すること。	<u>新規</u>	<u>新規</u>	<u>新規</u>	<u>新規</u>	<u>新規</u>	<u>新規</u>	トヨタモビリティ東京株式会社 <u>新規</u>	災害時における自動車等の貸与等に関すること。	<u>新規</u>	<u>新規</u>
機関の名称	業務																																									
<u>削除</u>	<u>削除</u>																																									
江崎グリコ株式会社 グリコマニュファクチャリングジャパン株式会社 敷島製パン株式会社パスコ東京多摩工場 三多摩綜合食品卸売市場協同組合 シマダヤ関東株式会社 <u>ガーデンベーカーリー株式会社</u>	災害時における食料調達等に関すること。																																									
<u>削除</u>	<u>削除</u>																																									
<u>株式会社両毛システムズ東京支社</u>	災害時における応急給水活動の応援に関すること。																																									
<u>佐川急便株式会社</u>	<u>災害時における支援物資の受入れ及び配送等に関すること。</u>																																									
<u>東京都行政書士会多摩西部支部</u>	<u>災害時における被災者支援に関すること。</u>																																									
<u>株式会社東横イン昭島駅南口</u>	<u>災害時における宿泊施設の提供等に関すること。</u>																																									
トヨタモビリティ東京株式会社 <u>S&D多摩ホールディングス株式会社及びトヨタS&D西東京株式会社</u>	災害時における自動車等の貸与等に関すること。																																									
<u>一般社団法人全国冠婚葬祭互助組合</u>	<u>災害時における支援協力に関すること</u>																																									
機関の名称	業務																																									
<u>昭島市米穀小売商組合</u>	<u>災害応急用米穀調達に関すること。</u>																																									
江崎グリコ株式会社 グリコマニュファクチャリングジャパン株式会社 敷島製パン株式会社パスコ東京多摩工場 三多摩綜合食品卸売市場協同組合 シマダヤ関東株式会社 <u>新規</u>	災害時における食料調達等に関すること。																																									
<u>東京都LPガス協会</u> <u>北多摩西部支部昭島部会</u>	1 ガス設備の安全、保安に関すること。 2 ガスの供給に関すること。																																									
<u>東京水道・宅配共同企業体</u>	災害時における応急給水活動の応援に関すること。																																									
<u>新規</u>	<u>新規</u>																																									
<u>新規</u>	<u>新規</u>																																									
<u>新規</u>	<u>新規</u>																																									
トヨタモビリティ東京株式会社 <u>新規</u>	災害時における自動車等の貸与等に関すること。																																									
<u>新規</u>	<u>新規</u>																																									
1-3-14	<p>第9節 協力機関の業務 <u>あっせん</u></p>	<p>第9節 協力機関の業務 <u>あっ旋</u></p>																																								

頁	新	旧																																																																																																								
1-4-2	<p>第4章 市の概況 第1節 自然的条件 3 気象</p> <p>市の気候は、温暖気候で夏は高温多湿、冬は寒冷少雨である。気温は、年平均16℃前後で降雨量は梅雨期や秋雨期、台風時に多い。近年の状況は次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年</th> <th colspan="3">降水量 (mm)</th> <th colspan="3">気温 (℃)</th> </tr> <tr> <th>年間</th> <th>月最大</th> <th>月最小</th> <th>最高</th> <th>最低</th> <th>年平均</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R2</td> <td>1591.5</td> <td>317.0(7月)</td> <td>1.5(12月)</td> <td>38.3</td> <td>-0.9</td> <td>15.7</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>1449.0</td> <td>257.5(8月)</td> <td>50.5(1月)</td> <td>38.0</td> <td>-4.4</td> <td>15.7</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>1434.5</td> <td>315.5(9月)</td> <td>15.0(1月)</td> <td>38.8</td> <td>-5.1</td> <td>15.6</td> </tr> </tbody> </table>	年	降水量 (mm)			気温 (℃)			年間	月最大	月最小	最高	最低	年平均	R2	1591.5	317.0(7月)	1.5(12月)	38.3	-0.9	15.7	R3	1449.0	257.5(8月)	50.5(1月)	38.0	-4.4	15.7	R4	1434.5	315.5(9月)	15.0(1月)	38.8	-5.1	15.6	<p>第4章 市の概況 第1節 自然的条件 3 気象</p> <p>市の気候は、温暖気候で夏は高温多湿、冬は寒冷少雨である。気温は、年平均16℃前後で降雨量は梅雨期や秋雨期、台風時に多い。近年の状況は次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年</th> <th colspan="3">降水量 (mm)</th> <th colspan="3">気温 (℃)</th> </tr> <tr> <th>年間</th> <th>月最大</th> <th>月最小</th> <th>最高</th> <th>最低</th> <th>年平均</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H29</td> <td>1503.5</td> <td>619.5(10月)</td> <td>12.5(12月)</td> <td>39.1</td> <td>-2.9</td> <td>16.2</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>1398.5</td> <td>398.5(9月)</td> <td>15.5(2月)</td> <td>38.9</td> <td>-6.7</td> <td>16.2</td> </tr> <tr> <td>R元</td> <td>1808.5</td> <td>516.5(10月)</td> <td>9.5(1月)</td> <td>36.8</td> <td>-2.7</td> <td>15.7</td> </tr> </tbody> </table>	年	降水量 (mm)			気温 (℃)			年間	月最大	月最小	最高	最低	年平均	H29	1503.5	619.5(10月)	12.5(12月)	39.1	-2.9	16.2	H30	1398.5	398.5(9月)	15.5(2月)	38.9	-6.7	16.2	R元	1808.5	516.5(10月)	9.5(1月)	36.8	-2.7	15.7																																				
年	降水量 (mm)			気温 (℃)																																																																																																						
	年間	月最大	月最小	最高	最低	年平均																																																																																																				
R2	1591.5	317.0(7月)	1.5(12月)	38.3	-0.9	15.7																																																																																																				
R3	1449.0	257.5(8月)	50.5(1月)	38.0	-4.4	15.7																																																																																																				
R4	1434.5	315.5(9月)	15.0(1月)	38.8	-5.1	15.6																																																																																																				
年	降水量 (mm)			気温 (℃)																																																																																																						
	年間	月最大	月最小	最高	最低	年平均																																																																																																				
H29	1503.5	619.5(10月)	12.5(12月)	39.1	-2.9	16.2																																																																																																				
H30	1398.5	398.5(9月)	15.5(2月)	38.9	-6.7	16.2																																																																																																				
R元	1808.5	516.5(10月)	9.5(1月)	36.8	-2.7	15.7																																																																																																				
1-4-4	<p>第2節 社会的条件 1 人口 (1) 人口と世帯</p> <p>市の人口は、昭和63年に10万人を越え、その後は微増を繰り返し、令和5年1月1日現在で、<u>114,259</u>人となっている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年</th> <th rowspan="2">世帯数 (世帯)</th> <th colspan="4">人口 (人)</th> <th rowspan="2">人口密度 (人/ km²)</th> <th rowspan="2">一世帯 あたり 人員 男</th> </tr> <tr> <th>男</th> <th>女</th> <th>総数</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H31</td> <td>53,827</td> <td>56,384</td> <td>56,831</td> <td>113,215</td> <td>△29</td> <td>6,529</td> <td>2.10</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>54,324</td> <td>56,435</td> <td>56,962</td> <td>113,397</td> <td>182</td> <td>6,540</td> <td>2.09</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>55,010</td> <td>56,417</td> <td>57,135</td> <td>113,552</td> <td>155</td> <td>6,549</td> <td>2.06</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>55,690</td> <td>56,574</td> <td>57,255</td> <td>113,829</td> <td>277</td> <td>6,565</td> <td>2.04</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>56,276</td> <td>56,769</td> <td>57,490</td> <td>114,259</td> <td>430</td> <td>6,589</td> <td>2.03</td> </tr> </tbody> </table>	年	世帯数 (世帯)	人口 (人)				人口密度 (人/ km ²)	一世帯 あたり 人員 男	男	女	総数	増減	H31	53,827	56,384	56,831	113,215	△29	6,529	2.10	R2	54,324	56,435	56,962	113,397	182	6,540	2.09	R3	55,010	56,417	57,135	113,552	155	6,549	2.06	R4	55,690	56,574	57,255	113,829	277	6,565	2.04	R5	56,276	56,769	57,490	114,259	430	6,589	2.03	<p>第2節 社会的条件 1 人口 (1) 人口と世帯</p> <p>市の人口は、昭和63年に10万人を越え、その後は微増を繰り返し、令和2年1月1日現在で、<u>113,397</u>人となっている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年</th> <th rowspan="2">世帯数 (世帯)</th> <th colspan="4">人口 (人)</th> <th rowspan="2">人口密度 (人/ km²)</th> <th rowspan="2">一世帯 あたり 人員 男</th> </tr> <tr> <th>男</th> <th>女</th> <th>総数</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H27</td> <td>52,517</td> <td>56,363</td> <td>56,534</td> <td>112,897</td> <td>—</td> <td>6,511</td> <td>2.15</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>52,807</td> <td>56,222</td> <td>56,567</td> <td>112,789</td> <td>△108</td> <td>6,505</td> <td>2.14</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>53,490</td> <td>56,424</td> <td>56,820</td> <td>113,244</td> <td>455</td> <td>6,531</td> <td>2.12</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>53,827</td> <td>56,384</td> <td>56,831</td> <td>113,215</td> <td>△29</td> <td>6,529</td> <td>2.10</td> </tr> <tr> <td>R元</td> <td>54,324</td> <td>56,435</td> <td>56,962</td> <td>113,397</td> <td>182</td> <td>6,540</td> <td>2.08</td> </tr> </tbody> </table>	年	世帯数 (世帯)	人口 (人)				人口密度 (人/ km ²)	一世帯 あたり 人員 男	男	女	総数	増減	H27	52,517	56,363	56,534	112,897	—	6,511	2.15	H28	52,807	56,222	56,567	112,789	△108	6,505	2.14	H29	53,490	56,424	56,820	113,244	455	6,531	2.12	H30	53,827	56,384	56,831	113,215	△29	6,529	2.10	R元	54,324	56,435	56,962	113,397	182	6,540	2.08
年	世帯数 (世帯)			人口 (人)						人口密度 (人/ km ²)	一世帯 あたり 人員 男																																																																																															
		男	女	総数	増減																																																																																																					
H31	53,827	56,384	56,831	113,215	△29	6,529	2.10																																																																																																			
R2	54,324	56,435	56,962	113,397	182	6,540	2.09																																																																																																			
R3	55,010	56,417	57,135	113,552	155	6,549	2.06																																																																																																			
R4	55,690	56,574	57,255	113,829	277	6,565	2.04																																																																																																			
R5	56,276	56,769	57,490	114,259	430	6,589	2.03																																																																																																			
年	世帯数 (世帯)	人口 (人)				人口密度 (人/ km ²)	一世帯 あたり 人員 男																																																																																																			
		男	女	総数	増減																																																																																																					
H27	52,517	56,363	56,534	112,897	—	6,511	2.15																																																																																																			
H28	52,807	56,222	56,567	112,789	△108	6,505	2.14																																																																																																			
H29	53,490	56,424	56,820	113,244	455	6,531	2.12																																																																																																			
H30	53,827	56,384	56,831	113,215	△29	6,529	2.10																																																																																																			
R元	54,324	56,435	56,962	113,397	182	6,540	2.08																																																																																																			
1-4-4	<p>(2) 年齢別人口 <u>年齢別の人口は次のとおりである。(令和5年1月1日現在)</u> (グラフの更新)</p>	<p>(2) 年齢別人口 <u>年齢別の人口及び市内に在住する外国人の状況は次のとおりである。(令和2年1月1日現在)</u></p>																																																																																																								
1-4-5	<p>(3) 外国人の状況 <u>外国人の人口は次のとおりである。(令和5年1月1日現在)</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>国名</th> <th>人口(人)</th> <th>国名</th> <th>人口(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中国</td> <td>760</td> <td>インドネシア</td> <td>53</td> </tr> <tr> <td>韓国</td> <td>456</td> <td>ペルー</td> <td>48</td> </tr> <tr> <td>フィリピン</td> <td>392</td> <td>台湾</td> <td>47</td> </tr> <tr> <td>ネパール</td> <td>315</td> <td>インド</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>ベトナム</td> <td>296</td> <td>朝鮮</td> <td>39</td> </tr> </tbody> </table>	国名	人口(人)	国名	人口(人)	中国	760	インドネシア	53	韓国	456	ペルー	48	フィリピン	392	台湾	47	ネパール	315	インド	44	ベトナム	296	朝鮮	39	<p>(3) 外国人の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>国名</th> <th>人口(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中国</td> <td>742</td> </tr> <tr> <td>韓国・朝鮮</td> <td>541</td> </tr> <tr> <td>フィリピン</td> <td>382</td> </tr> <tr> <td>ベトナム</td> <td>298</td> </tr> <tr> <td>ネパール</td> <td>264</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>65</td> </tr> </tbody> </table>	国名	人口(人)	中国	742	韓国・朝鮮	541	フィリピン	382	ベトナム	298	ネパール	264	アメリカ	65																																																																		
国名	人口(人)	国名	人口(人)																																																																																																							
中国	760	インドネシア	53																																																																																																							
韓国	456	ペルー	48																																																																																																							
フィリピン	392	台湾	47																																																																																																							
ネパール	315	インド	44																																																																																																							
ベトナム	296	朝鮮	39																																																																																																							
国名	人口(人)																																																																																																									
中国	742																																																																																																									
韓国・朝鮮	541																																																																																																									
フィリピン	382																																																																																																									
ベトナム	298																																																																																																									
ネパール	264																																																																																																									
アメリカ	65																																																																																																									

頁	新	旧																																																																																										
	<table border="1"> <tr> <td>米 国</td> <td>64</td> <td>その他</td> <td>288</td> </tr> <tr> <td>ミャンマー</td> <td>56</td> <td>合計</td> <td>2,913</td> </tr> <tr> <td>ブラジル</td> <td>55</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	米 国	64	その他	288	ミャンマー	56	合計	2,913	ブラジル	55			<table border="1"> <tr> <td>その他</td> <td>487</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>2,779</td> </tr> </table>	その他	487	合 計	2,779																																																																										
米 国	64	その他	288																																																																																									
ミャンマー	56	合計	2,913																																																																																									
ブラジル	55																																																																																											
その他	487																																																																																											
合 計	2,779																																																																																											
1-4-5	<p>2 産業構造</p> <p>市内の事業所は、<u>3,153</u>ヶ所で、産業構造別にみると第1次産業はほとんどなく、第2次産業が16.0%、第3次産業が<u>83.6%</u>となっている。最も多い第3次産業は、卸小売業や飲食店などのサービス業が多く、情報通信や金融・保険業などの高次機能産業は少ない。従業員数は、<u>46,518</u>人で第2次産業が<u>27.1%</u>、第3次産業が<u>72.7%</u>となっている。</p> <p>【産業別事業所数及び従業員数】 令和3年6月1日現在に更新</p>	<p>2 産業構造</p> <p>市内の事業所は、<u>3,548</u>ヶ所で、産業構造別にみると第1次産業はほとんどなく、第2次産業が16.0%、第3次産業が<u>83.9%</u>となっている。最も多い第3次産業は、卸小売業や飲食店などのサービス業が多く、情報通信や金融・保険業などの高次機能産業は少ない。従業員数は、<u>44,496</u>人で第2次産業が<u>26.6%</u>、第3次産業が<u>73.3%</u>となっている。</p> <p>【産業別事業所数及び従業員数】</p>																																																																																										
1-4-6	<p>3 交通</p> <p>(2) 鉄道</p> <p>鉄道は、東西にJR青梅線が走り、南北には市域西側の拝島駅を通るJR八高線が走っている。また、西武拝島線が拝島駅を始点として市域の北部を東西に走っている。市域には、東から「西立川駅」、「東中神駅」、「中神駅」、「昭島駅」、「拝島駅」の5つの駅があり、そのうちJR青梅線、JR五日市線、JR八高線、西武線が接続する拝島駅は、一日の乗降者数は<u>7</u>万人を越えている。</p> <p>【駅別乗降者数の状況】(一日平均)(単位：人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th></th> <th>H29年</th> <th>H30年</th> <th>R元年</th> <th>R2年</th> <th>R3年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">JR</td> <td>西立川駅</td> <td><u>13,606</u></td> <td><u>13,656</u></td> <td><u>13,322</u></td> <td><u>9,464</u></td> <td><u>10,196</u></td> </tr> <tr> <td>東中神駅</td> <td><u>13,900</u></td> <td><u>14,378</u></td> <td><u>14,372</u></td> <td><u>11,164</u></td> <td><u>12,064</u></td> </tr> <tr> <td>中神駅</td> <td><u>22,746</u></td> <td><u>22,816</u></td> <td><u>22,894</u></td> <td><u>18,210</u></td> <td><u>19,512</u></td> </tr> <tr> <td>昭島駅</td> <td><u>52,622</u></td> <td><u>52,516</u></td> <td><u>52,032</u></td> <td><u>39,142</u></td> <td><u>40,504</u></td> </tr> <tr> <td>拝島駅</td> <td><u>60,446</u></td> <td><u>60,860</u></td> <td><u>59,892</u></td> <td><u>45,748</u></td> <td><u>49,150</u></td> </tr> <tr> <td>西武鉄道</td> <td>拝島駅</td> <td><u>36,057</u></td> <td><u>36,770</u></td> <td><u>36,317</u></td> <td><u>27,526</u></td> <td><u>29,774</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分		H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	JR	西立川駅	<u>13,606</u>	<u>13,656</u>	<u>13,322</u>	<u>9,464</u>	<u>10,196</u>	東中神駅	<u>13,900</u>	<u>14,378</u>	<u>14,372</u>	<u>11,164</u>	<u>12,064</u>	中神駅	<u>22,746</u>	<u>22,816</u>	<u>22,894</u>	<u>18,210</u>	<u>19,512</u>	昭島駅	<u>52,622</u>	<u>52,516</u>	<u>52,032</u>	<u>39,142</u>	<u>40,504</u>	拝島駅	<u>60,446</u>	<u>60,860</u>	<u>59,892</u>	<u>45,748</u>	<u>49,150</u>	西武鉄道	拝島駅	<u>36,057</u>	<u>36,770</u>	<u>36,317</u>	<u>27,526</u>	<u>29,774</u>	<p>3 交通</p> <p>(2) 鉄道</p> <p>鉄道は、東西にJR青梅線が走り、南北には市域西側の拝島駅を通るJR八高線が走っている。また、西武拝島線が拝島駅を始点として市域の北部を東西に走っている。市域には、東から「西立川駅」、「東中神駅」、「中神駅」、「昭島駅」、「拝島駅」の5つの駅があり、そのうち<u>昭島駅と</u>JR青梅線、JR五日市線、JR八高線、西武線が接続する拝島駅は、一日の乗降者数は<u>5</u>万人を越えている。</p> <p>【駅別乗降者数の状況】(単位：人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th></th> <th>H26年</th> <th>H27年</th> <th>H28年</th> <th>H29年</th> <th>H30年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">JR</td> <td>西立川駅</td> <td><u>13,280</u></td> <td><u>13,656</u></td> <td><u>13,530</u></td> <td><u>13,606</u></td> <td><u>13,656</u></td> </tr> <tr> <td>東中神駅</td> <td><u>13,932</u></td> <td><u>14,158</u></td> <td><u>14,210</u></td> <td><u>13,900</u></td> <td><u>14,378</u></td> </tr> <tr> <td>中神駅</td> <td><u>21,142</u></td> <td><u>21,790</u></td> <td><u>22,402</u></td> <td><u>22,746</u></td> <td><u>22,816</u></td> </tr> <tr> <td>昭島駅</td> <td><u>51,940</u></td> <td><u>52,806</u></td> <td><u>52,636</u></td> <td><u>52,622</u></td> <td><u>52,516</u></td> </tr> <tr> <td>拝島駅</td> <td><u>58,672</u></td> <td><u>59,760</u></td> <td><u>60,048</u></td> <td><u>60,446</u></td> <td><u>60,860</u></td> </tr> <tr> <td>西武鉄道</td> <td>西武拝島駅</td> <td><u>34,315</u></td> <td><u>35,286</u></td> <td><u>35,635</u></td> <td><u>36,057</u></td> <td><u>36,770</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分		H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	JR	西立川駅	<u>13,280</u>	<u>13,656</u>	<u>13,530</u>	<u>13,606</u>	<u>13,656</u>	東中神駅	<u>13,932</u>	<u>14,158</u>	<u>14,210</u>	<u>13,900</u>	<u>14,378</u>	中神駅	<u>21,142</u>	<u>21,790</u>	<u>22,402</u>	<u>22,746</u>	<u>22,816</u>	昭島駅	<u>51,940</u>	<u>52,806</u>	<u>52,636</u>	<u>52,622</u>	<u>52,516</u>	拝島駅	<u>58,672</u>	<u>59,760</u>	<u>60,048</u>	<u>60,446</u>	<u>60,860</u>	西武鉄道	西武拝島駅	<u>34,315</u>	<u>35,286</u>	<u>35,635</u>	<u>36,057</u>	<u>36,770</u>
区 分		H29年	H30年	R元年	R2年	R3年																																																																																						
JR	西立川駅	<u>13,606</u>	<u>13,656</u>	<u>13,322</u>	<u>9,464</u>	<u>10,196</u>																																																																																						
	東中神駅	<u>13,900</u>	<u>14,378</u>	<u>14,372</u>	<u>11,164</u>	<u>12,064</u>																																																																																						
	中神駅	<u>22,746</u>	<u>22,816</u>	<u>22,894</u>	<u>18,210</u>	<u>19,512</u>																																																																																						
	昭島駅	<u>52,622</u>	<u>52,516</u>	<u>52,032</u>	<u>39,142</u>	<u>40,504</u>																																																																																						
	拝島駅	<u>60,446</u>	<u>60,860</u>	<u>59,892</u>	<u>45,748</u>	<u>49,150</u>																																																																																						
西武鉄道	拝島駅	<u>36,057</u>	<u>36,770</u>	<u>36,317</u>	<u>27,526</u>	<u>29,774</u>																																																																																						
区 分		H26年	H27年	H28年	H29年	H30年																																																																																						
JR	西立川駅	<u>13,280</u>	<u>13,656</u>	<u>13,530</u>	<u>13,606</u>	<u>13,656</u>																																																																																						
	東中神駅	<u>13,932</u>	<u>14,158</u>	<u>14,210</u>	<u>13,900</u>	<u>14,378</u>																																																																																						
	中神駅	<u>21,142</u>	<u>21,790</u>	<u>22,402</u>	<u>22,746</u>	<u>22,816</u>																																																																																						
	昭島駅	<u>51,940</u>	<u>52,806</u>	<u>52,636</u>	<u>52,622</u>	<u>52,516</u>																																																																																						
	拝島駅	<u>58,672</u>	<u>59,760</u>	<u>60,048</u>	<u>60,446</u>	<u>60,860</u>																																																																																						
西武鉄道	西武拝島駅	<u>34,315</u>	<u>35,286</u>	<u>35,635</u>	<u>36,057</u>	<u>36,770</u>																																																																																						
1-4-7	<p>第3節 地域の危険度</p> <p>1 地域危険度</p> <p>東京都(都市整備局)は、<u>令和4年9月</u>に「地震に関する地域危険度測定調査(第9回)」を公表した。地域危険度は、地震の揺れによる建物倒壊や火災などの危険性を示す指標であり、市は東京都全体からみると、地震に際して比較的ゆれにくく、建物倒壊や火災の危険度ランクが相対的に低い地域となっている。(図更新)</p>	<p>第3節 地域の危険度</p> <p>1 地域危険度</p> <p>東京都(都市整備局)は、<u>平成30年2月</u>に「地震に関する地域危険度測定調査(第8回)」を公表した。地域危険度は、地震の揺れによる建物倒壊や火災などの危険性を示す指標であり、市は東京都全体からみると、地震に際して比較的ゆれにくく、建物倒壊や火災の危険度ランクが相対的に低い地域となっている。</p>																																																																																										
1-5-1 ■	<p>第5章 地震の被害想定</p> <p>第1節 東京都の被害想定</p>	<p>第5章 地震の被害想定</p> <p>第1節 東京都の被害想定</p>																																																																																										

頁	新	旧																																																																																																																																																																				
	<p>東京都防災会議は、<u>令和4年5月</u>に「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表した。<u>平成24年4月の「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表してから約10年が経過するなか、住宅の耐震化や不燃化対策などの取組の進展や高齢化や単身世帯の増加など都内人口構造の変化、南海トラフ巨大地震の発生確率の上昇など、東京を取り巻く環境が変化している。このため、客観的なデータや最新の科学的知見に基づき被害想定の見直しを行った。今後30年以内に70%の確率で発生すると想定されるマグニチュード7.3の「都心南部直下地震」、「多摩東部直下地震」、今後30年以内に0%から6%の確率で発生すると想定されるマグニチュード8クラスの「大正関東地震」、今後30年以内に0.5%から2%の確率で発生すると予想されるマグニチュード7.4の「立川断層帯地震」が公表されており、想定の詳細を次頁以降に示す。</u></p>	<p>東京都防災会議は、<u>平成24年4月</u>に「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表した。<u>この被害想定では、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の経験を踏まえ、東京を襲う可能性のある大規模地震に対してより確かな備えを講じていくため、平成18年5月に公表した「首都直下地震による東京の被害想定」を見直すとともに、発生確率は低いとされている海溝型地震と活断層で発生する地震についても検討し、4タイプの想定が公表されており、想定の詳細を次頁以降に示す。</u></p>																																																																																																																																																																				
1-5-2	<p>1 首都直下地震 (1) 都心南部直下地震 区部の南部を震源域とするプレート内地震であり、発生確率が今後30年間以内で約70%と高く、区部での被害が大きいため、都全体として最も大きな被害となる想定である。<u>本市においては、大半の地域が震度5強以下であり、一部の地域で震度6弱が予想されている。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前提条件</td> <td>削 除 削除 規 模 M7.3 季 節・時 刻 冬の夕方（午後6時）※市の死者・負傷者は午前5時 気 象 条 件 風速8m/秒</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被害想定項目</th> <th>東京都全体</th> <th>区 部</th> <th>多摩地区</th> <th>昭島市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">率 震度別面積 (%)</td> <td>5強以下</td> <td>41.7</td> <td>0.0</td> <td>64.1</td> <td>70.7</td> </tr> <tr> <td>6弱</td> <td>34.9</td> <td>38.2</td> <td>33.3</td> <td>29.3</td> </tr> <tr> <td>6強</td> <td>22.6</td> <td>59.7</td> <td>2.6</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>0.8</td> <td>2.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">人 的 被 害</td> <td rowspan="3">死者 (人)</td> <td>ゆれ等</td> <td>3,666</td> <td>3,434</td> <td>232</td> <td>※1</td> </tr> <tr> <td>火 災</td> <td>2,482</td> <td>2,288</td> <td>194</td> <td>※1</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>6,148</td> <td>5,722</td> <td>426</td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">負傷者 (人)</td> <td>ゆれ等</td> <td>83,488</td> <td>75,413</td> <td>8,075</td> <td>※55</td> </tr> <tr> <td>火 災</td> <td>9,947</td> <td>9,552</td> <td>395</td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>93,435</td> <td>84,965</td> <td>8,470</td> <td>※57</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">害 物 的 被</td> <td rowspan="3">建物被害 (棟)</td> <td>ゆれ等</td> <td>82,199</td> <td>77,031</td> <td>5,168</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>火 災</td> <td>112,232</td> <td>103,282</td> <td>8,950</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>194,431</td> <td>180,313</td> <td>14,118</td> <td>84</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	前提条件	削 除 削除 規 模 M7.3 季 節・時 刻 冬の夕方（午後6時）※市の死者・負傷者は午前5時 気 象 条 件 風速8m/秒	被害想定項目	東京都全体	区 部	多摩地区	昭島市	率 震度別面積 (%)	5強以下	41.7	0.0	64.1	70.7	6弱	34.9	38.2	33.3	29.3	6強	22.6	59.7	2.6	0.0	7	0.8	2.0	0.0	0.0	人 的 被 害	死者 (人)	ゆれ等	3,666	3,434	232	※1	火 災	2,482	2,288	194	※1	計	6,148	5,722	426	※2	負傷者 (人)	ゆれ等	83,488	75,413	8,075	※55	火 災	9,947	9,552	395	※2	計	93,435	84,965	8,470	※57	害 物 的 被	建物被害 (棟)	ゆれ等	82,199	77,031	5,168	14	火 災	112,232	103,282	8,950	70	計	194,431	180,313	14,118	84	<p>1 首都直下地震 (1) 東京湾北部地震 発生確率が今後30年間で約70%と高く、区部での被害が大きいため、都全体として最も大きな被害となる想定である。<u>本市においては、大半の地域が震度5強であり、一部の地域で震度6弱が想定されている。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前提条件</td> <td>震 源 地 東京湾北部 規 模 M7.3 季 節・時 刻 冬の夕方（午後6時）※市の負傷者は午前5時 気 象 条 件 風速8m/秒</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被害想定項目</th> <th>東京都全体</th> <th>区 部</th> <th>多摩地区</th> <th>昭島市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">率 震度別面積 (%)</td> <td>5弱以下</td> <td>32.8</td> <td>0.0</td> <td>50.2</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>5強</td> <td>13.7</td> <td>0.0</td> <td>21.0</td> <td>86.8</td> </tr> <tr> <td>6弱</td> <td>29.0</td> <td>30.0</td> <td>28.5</td> <td>13.2</td> </tr> <tr> <td>6強</td> <td>24.4</td> <td>69.8</td> <td>0.3</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>0.1</td> <td>0.2</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">人 的 被 害</td> <td rowspan="3">死者 (人)</td> <td>ゆれ等</td> <td>5,560</td> <td>5,373</td> <td>187</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>火 災</td> <td>4,081</td> <td>3,964</td> <td>117</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>9,641</td> <td>9,337</td> <td>304</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">負傷者 (人)</td> <td>ゆれ等</td> <td>129,902</td> <td>122,726</td> <td>7,176</td> <td>※25</td> </tr> <tr> <td>火 災</td> <td>17,709</td> <td>17,501</td> <td>208</td> <td>※1</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>147,611</td> <td>140,227</td> <td>7,384</td> <td>※26</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">被 物 的 害</td> <td rowspan="2">(内重傷者)</td> <td>(21,893)</td> <td>(21,334)</td> <td>(559)</td> <td>(※2)</td> </tr> <tr> <td>ゆれ等</td> <td>116,224</td> <td>111,898</td> <td>4,325</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>火 災</td> <td>188,076</td> <td>182,188</td> <td>5,888</td> <td>28</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	前提条件	震 源 地 東京湾北部 規 模 M7.3 季 節・時 刻 冬の夕方（午後6時）※市の負傷者は午前5時 気 象 条 件 風速8m/秒	被害想定項目	東京都全体	区 部	多摩地区	昭島市	率 震度別面積 (%)	5弱以下	32.8	0.0	50.2	0.0	5強	13.7	0.0	21.0	86.8	6弱	29.0	30.0	28.5	13.2	6強	24.4	69.8	0.3	0.0	7	0.1	0.2	0.0	0.0	人 的 被 害	死者 (人)	ゆれ等	5,560	5,373	187	0	火 災	4,081	3,964	117	1	計	9,641	9,337	304	1	負傷者 (人)	ゆれ等	129,902	122,726	7,176	※25	火 災	17,709	17,501	208	※1	計	147,611	140,227	7,384	※26	被 物 的 害	(内重傷者)	(21,893)	(21,334)	(559)	(※2)	ゆれ等	116,224	111,898	4,325	5	火 災	188,076	182,188	5,888	28
区 分	内 容																																																																																																																																																																					
前提条件	削 除 削除 規 模 M7.3 季 節・時 刻 冬の夕方（午後6時）※市の死者・負傷者は午前5時 気 象 条 件 風速8m/秒																																																																																																																																																																					
被害想定項目	東京都全体	区 部	多摩地区	昭島市																																																																																																																																																																		
率 震度別面積 (%)	5強以下	41.7	0.0	64.1	70.7																																																																																																																																																																	
	6弱	34.9	38.2	33.3	29.3																																																																																																																																																																	
	6強	22.6	59.7	2.6	0.0																																																																																																																																																																	
	7	0.8	2.0	0.0	0.0																																																																																																																																																																	
人 的 被 害	死者 (人)	ゆれ等	3,666	3,434	232	※1																																																																																																																																																																
		火 災	2,482	2,288	194	※1																																																																																																																																																																
		計	6,148	5,722	426	※2																																																																																																																																																																
	負傷者 (人)	ゆれ等	83,488	75,413	8,075	※55																																																																																																																																																																
		火 災	9,947	9,552	395	※2																																																																																																																																																																
		計	93,435	84,965	8,470	※57																																																																																																																																																																
害 物 的 被	建物被害 (棟)	ゆれ等	82,199	77,031	5,168	14																																																																																																																																																																
		火 災	112,232	103,282	8,950	70																																																																																																																																																																
		計	194,431	180,313	14,118	84																																																																																																																																																																
区 分	内 容																																																																																																																																																																					
前提条件	震 源 地 東京湾北部 規 模 M7.3 季 節・時 刻 冬の夕方（午後6時）※市の負傷者は午前5時 気 象 条 件 風速8m/秒																																																																																																																																																																					
被害想定項目	東京都全体	区 部	多摩地区	昭島市																																																																																																																																																																		
率 震度別面積 (%)	5弱以下	32.8	0.0	50.2	0.0																																																																																																																																																																	
	5強	13.7	0.0	21.0	86.8																																																																																																																																																																	
	6弱	29.0	30.0	28.5	13.2																																																																																																																																																																	
	6強	24.4	69.8	0.3	0.0																																																																																																																																																																	
	7	0.1	0.2	0.0	0.0																																																																																																																																																																	
人 的 被 害	死者 (人)	ゆれ等	5,560	5,373	187	0																																																																																																																																																																
		火 災	4,081	3,964	117	1																																																																																																																																																																
		計	9,641	9,337	304	1																																																																																																																																																																
	負傷者 (人)	ゆれ等	129,902	122,726	7,176	※25																																																																																																																																																																
		火 災	17,709	17,501	208	※1																																																																																																																																																																
		計	147,611	140,227	7,384	※26																																																																																																																																																																
被 物 的 害	(内重傷者)	(21,893)	(21,334)	(559)	(※2)																																																																																																																																																																	
		ゆれ等	116,224	111,898	4,325	5																																																																																																																																																																
火 災	188,076	182,188	5,888	28																																																																																																																																																																		

頁	新	旧																																																																																																																																																																																											
	避難者の発生（ピーク：4日～1週間後）（人） <u>2,993,713</u> <u>2,719,909</u> <u>273,805</u> <u>3,149</u> 帰宅困難者（人） <u>4,151,327</u> <u>3,675,733</u> <u>475,594</u> <u>8,754</u> <u>建物被害（棟）におけるゆれ等は全壊棟数を示し、火災は焼失棟数を示す。</u>	建物被害（棟）計 304,300 294,086 10,213 33 避難者の発生（ピーク：1日後）（人） 3,385,489 3,110,940 274,549 1,114 帰宅困難者（人） 4,714,314 3,790,824 923,490 25,772																																																																																																																																																																																											
1-5-3	<p>(2) 多摩東部直下地震 多摩地域の東部を震源域とするプレート内地震であり、多摩地域に大きな影響を及ぼすおそれのある地震として予想されており、発生確率が今後30年以内で約70%と高い地震である。本市では、市域の約7割が震度6弱となり、震度6強が約3割を占めると予想されている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前提条件</td> <td>削 除 削除 規 模 M7.3 季 節・時 刻 冬の夕方（午後6時）※市の死者・負傷者は午前5時 気 象 条 件 風速8m/秒</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被害想定項目</th> <th>東京都全体</th> <th>区 部</th> <th>多摩地区</th> <th>昭島市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">率 震度別面積 (%)</td> <td>5弱以下</td> <td><u>22.9</u></td> <td><u>0.7</u></td> <td><u>34.7</u></td> <td><u>0.0</u></td> </tr> <tr> <td>6弱</td> <td><u>48.2</u></td> <td><u>55.7</u></td> <td><u>44.2</u></td> <td><u>70.5</u></td> </tr> <tr> <td>6強</td> <td><u>28.8</u></td> <td><u>43.5</u></td> <td><u>21.0</u></td> <td><u>29.5</u></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td><u>0.0</u></td> <td><u>0.1</u></td> <td><u>0.0</u></td> <td><u>0.0</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">人 的 被 害</td> <td rowspan="3">死者（人）</td> <td>ゆれ等</td> <td><u>3,068</u></td> <td><u>2,408</u></td> <td><u>660</u></td> <td><u>※22</u></td> </tr> <tr> <td>火 災</td> <td><u>1,918</u></td> <td><u>1,361</u></td> <td><u>557</u></td> <td><u>※5</u></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td><u>4,986</u></td> <td><u>3,769</u></td> <td><u>1,217</u></td> <td><u>※27</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">負傷者（人）</td> <td>ゆれ等</td> <td><u>74,340</u></td> <td><u>56,560</u></td> <td><u>17,780</u></td> <td><u>※476</u></td> </tr> <tr> <td>火 災</td> <td><u>7,269</u></td> <td><u>5,547</u></td> <td><u>1,722</u></td> <td><u>※8</u></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td><u>81,609</u></td> <td><u>62,107</u></td> <td><u>19,502</u></td> <td><u>※484</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(内重傷者)</td> <td><u>(11,441)</u></td> <td><u>(8,770)</u></td> <td><u>(2,671)</u></td> <td><u>(※41)</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">害 物 的 被 害</td> <td rowspan="3">建物被害（棟）</td> <td>ゆれ等</td> <td><u>70,108</u></td> <td><u>55,380</u></td> <td><u>14,729</u></td> <td><u>346</u></td> </tr> <tr> <td>火 災</td> <td><u>91,408</u></td> <td><u>64,643</u></td> <td><u>26,765</u></td> <td><u>443</u></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td><u>161,516</u></td> <td><u>120,023</u></td> <td><u>41,494</u></td> <td><u>789</u></td> </tr> <tr> <td>避難者の発生（ピーク：4日～1週間後）（人）</td> <td><u>2,755,568</u></td> <td><u>2,153,406</u></td> <td><u>602,162</u></td> <td><u>16,619</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	前提条件	削 除 削除 規 模 M7.3 季 節・時 刻 冬の夕方（午後6時）※市の死者・負傷者は午前5時 気 象 条 件 風速8m/秒	被害想定項目	東京都全体	区 部	多摩地区	昭島市	率 震度別面積 (%)	5弱以下	<u>22.9</u>	<u>0.7</u>	<u>34.7</u>	<u>0.0</u>	6弱	<u>48.2</u>	<u>55.7</u>	<u>44.2</u>	<u>70.5</u>	6強	<u>28.8</u>	<u>43.5</u>	<u>21.0</u>	<u>29.5</u>	7	<u>0.0</u>	<u>0.1</u>	<u>0.0</u>	<u>0.0</u>	人 的 被 害	死者（人）	ゆれ等	<u>3,068</u>	<u>2,408</u>	<u>660</u>	<u>※22</u>	火 災	<u>1,918</u>	<u>1,361</u>	<u>557</u>	<u>※5</u>	計	<u>4,986</u>	<u>3,769</u>	<u>1,217</u>	<u>※27</u>	負傷者（人）	ゆれ等	<u>74,340</u>	<u>56,560</u>	<u>17,780</u>	<u>※476</u>	火 災	<u>7,269</u>	<u>5,547</u>	<u>1,722</u>	<u>※8</u>	計	<u>81,609</u>	<u>62,107</u>	<u>19,502</u>	<u>※484</u>		(内重傷者)	<u>(11,441)</u>	<u>(8,770)</u>	<u>(2,671)</u>	<u>(※41)</u>	害 物 的 被 害	建物被害（棟）	ゆれ等	<u>70,108</u>	<u>55,380</u>	<u>14,729</u>	<u>346</u>	火 災	<u>91,408</u>	<u>64,643</u>	<u>26,765</u>	<u>443</u>	計	<u>161,516</u>	<u>120,023</u>	<u>41,494</u>	<u>789</u>	避難者の発生（ピーク：4日～1週間後）（人）	<u>2,755,568</u>	<u>2,153,406</u>	<u>602,162</u>	<u>16,619</u>	<p>(2) 多摩直下地震 多摩直下を震源とし、発生確率が今後30年間で約70%と高い地震である。平成18年5月と同規模の想定であるが、震源となるフィリピン海プレート上面が従来より10km程度浅いという知見が反映されたため、前回想定よりワンランク高い震度6強が市のほぼ全域を占め、多摩川流域沿いにおいて震度7の地域が想定されている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前提条件</td> <td>震 源 地 多摩直下 規 模 M7.3 季 節・時 刻 冬の夕方（午後6時）※市の負傷者は午前5時 気 象 条 件 風速8m/秒</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被害想定項目</th> <th>東京都全体</th> <th>区 部</th> <th>多摩地区</th> <th>昭島市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">率 震度別面積 (%)</td> <td>5弱以下</td> <td>17.2</td> <td>0.0</td> <td>26.3</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>5強</td> <td>12.7</td> <td>0.3</td> <td>19.3</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>6弱</td> <td>44.6</td> <td>84.5</td> <td>23.4</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>6強</td> <td>25.5</td> <td>15.2</td> <td>31.0</td> <td>98.1</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.1</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">人 的 被 害</td> <td rowspan="3">死者（人）</td> <td>ゆれ等</td> <td>3,430</td> <td>2,096</td> <td>1,333</td> <td>49</td> </tr> <tr> <td>火 災</td> <td>1,302</td> <td>466</td> <td>836</td> <td>34</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>4,732</td> <td>2,562</td> <td>2,169</td> <td>83</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">負傷者（人）</td> <td>ゆれ等</td> <td>96,488</td> <td>70,649</td> <td>25,840</td> <td>※1,153</td> </tr> <tr> <td>火 災</td> <td>4,614</td> <td>1,593</td> <td>3,020</td> <td>※12</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>101,102</td> <td>72,242</td> <td>28,860</td> <td>※1,165</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(内重傷者)</td> <td>(10,902)</td> <td>(7,098)</td> <td>(3,804)</td> <td>(※155)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">害 物 的 被 害</td> <td rowspan="3">建物被害（棟）</td> <td>ゆれ等</td> <td>75,668</td> <td>44,194</td> <td>31,474</td> <td>1,216</td> </tr> <tr> <td>火 災</td> <td>63,768</td> <td>22,946</td> <td>40,822</td> <td>1,628</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>139,436</td> <td>67,140</td> <td>72,296</td> <td>2,844</td> </tr> <tr> <td>避難者の発生（ピーク：1日後）（人）</td> <td>3,385,489</td> <td>3,110,940</td> <td>2,756,681</td> <td>1,877,243</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	前提条件	震 源 地 多摩直下 規 模 M7.3 季 節・時 刻 冬の夕方（午後6時）※市の負傷者は午前5時 気 象 条 件 風速8m/秒	被害想定項目	東京都全体	区 部	多摩地区	昭島市	率 震度別面積 (%)	5弱以下	17.2	0.0	26.3	0.0	5強	12.7	0.3	19.3	0.0	6弱	44.6	84.5	23.4	1.1	6強	25.5	15.2	31.0	98.1	7	0.0	0.0	0.1	0.8	人 的 被 害	死者（人）	ゆれ等	3,430	2,096	1,333	49	火 災	1,302	466	836	34	計	4,732	2,562	2,169	83	負傷者（人）	ゆれ等	96,488	70,649	25,840	※1,153	火 災	4,614	1,593	3,020	※12	計	101,102	72,242	28,860	※1,165		(内重傷者)	(10,902)	(7,098)	(3,804)	(※155)	害 物 的 被 害	建物被害（棟）	ゆれ等	75,668	44,194	31,474	1,216	火 災	63,768	22,946	40,822	1,628	計	139,436	67,140	72,296	2,844	避難者の発生（ピーク：1日後）（人）	3,385,489	3,110,940	2,756,681	1,877,243
区 分	内 容																																																																																																																																																																																												
前提条件	削 除 削除 規 模 M7.3 季 節・時 刻 冬の夕方（午後6時）※市の死者・負傷者は午前5時 気 象 条 件 風速8m/秒																																																																																																																																																																																												
被害想定項目	東京都全体	区 部	多摩地区	昭島市																																																																																																																																																																																									
率 震度別面積 (%)	5弱以下	<u>22.9</u>	<u>0.7</u>	<u>34.7</u>	<u>0.0</u>																																																																																																																																																																																								
	6弱	<u>48.2</u>	<u>55.7</u>	<u>44.2</u>	<u>70.5</u>																																																																																																																																																																																								
	6強	<u>28.8</u>	<u>43.5</u>	<u>21.0</u>	<u>29.5</u>																																																																																																																																																																																								
	7	<u>0.0</u>	<u>0.1</u>	<u>0.0</u>	<u>0.0</u>																																																																																																																																																																																								
人 的 被 害	死者（人）	ゆれ等	<u>3,068</u>	<u>2,408</u>	<u>660</u>	<u>※22</u>																																																																																																																																																																																							
		火 災	<u>1,918</u>	<u>1,361</u>	<u>557</u>	<u>※5</u>																																																																																																																																																																																							
		計	<u>4,986</u>	<u>3,769</u>	<u>1,217</u>	<u>※27</u>																																																																																																																																																																																							
	負傷者（人）	ゆれ等	<u>74,340</u>	<u>56,560</u>	<u>17,780</u>	<u>※476</u>																																																																																																																																																																																							
		火 災	<u>7,269</u>	<u>5,547</u>	<u>1,722</u>	<u>※8</u>																																																																																																																																																																																							
		計	<u>81,609</u>	<u>62,107</u>	<u>19,502</u>	<u>※484</u>																																																																																																																																																																																							
	(内重傷者)	<u>(11,441)</u>	<u>(8,770)</u>	<u>(2,671)</u>	<u>(※41)</u>																																																																																																																																																																																								
害 物 的 被 害	建物被害（棟）	ゆれ等	<u>70,108</u>	<u>55,380</u>	<u>14,729</u>	<u>346</u>																																																																																																																																																																																							
		火 災	<u>91,408</u>	<u>64,643</u>	<u>26,765</u>	<u>443</u>																																																																																																																																																																																							
		計	<u>161,516</u>	<u>120,023</u>	<u>41,494</u>	<u>789</u>																																																																																																																																																																																							
避難者の発生（ピーク：4日～1週間後）（人）	<u>2,755,568</u>	<u>2,153,406</u>	<u>602,162</u>	<u>16,619</u>																																																																																																																																																																																									
区 分	内 容																																																																																																																																																																																												
前提条件	震 源 地 多摩直下 規 模 M7.3 季 節・時 刻 冬の夕方（午後6時）※市の負傷者は午前5時 気 象 条 件 風速8m/秒																																																																																																																																																																																												
被害想定項目	東京都全体	区 部	多摩地区	昭島市																																																																																																																																																																																									
率 震度別面積 (%)	5弱以下	17.2	0.0	26.3	0.0																																																																																																																																																																																								
	5強	12.7	0.3	19.3	0.0																																																																																																																																																																																								
	6弱	44.6	84.5	23.4	1.1																																																																																																																																																																																								
	6強	25.5	15.2	31.0	98.1																																																																																																																																																																																								
	7	0.0	0.0	0.1	0.8																																																																																																																																																																																								
人 的 被 害	死者（人）	ゆれ等	3,430	2,096	1,333	49																																																																																																																																																																																							
		火 災	1,302	466	836	34																																																																																																																																																																																							
		計	4,732	2,562	2,169	83																																																																																																																																																																																							
	負傷者（人）	ゆれ等	96,488	70,649	25,840	※1,153																																																																																																																																																																																							
		火 災	4,614	1,593	3,020	※12																																																																																																																																																																																							
		計	101,102	72,242	28,860	※1,165																																																																																																																																																																																							
	(内重傷者)	(10,902)	(7,098)	(3,804)	(※155)																																																																																																																																																																																								
害 物 的 被 害	建物被害（棟）	ゆれ等	75,668	44,194	31,474	1,216																																																																																																																																																																																							
		火 災	63,768	22,946	40,822	1,628																																																																																																																																																																																							
		計	139,436	67,140	72,296	2,844																																																																																																																																																																																							
避難者の発生（ピーク：1日後）（人）	3,385,489	3,110,940	2,756,681	1,877,243																																																																																																																																																																																									

頁	新					旧							
	帰宅困難者(人)	4,151,327	3,675,733	475,594	8,754	帰宅困難者(人)	4,714,314	3,790,824	4,714,314	3,790,824			
	建物被害(棟)におけるゆれ等は全壊棟数を示し、火災は焼失棟数を示す。												
	<p>2 大正関東地震(海溝型地震)</p> <p>発生間隔が180年から590年と推定され、今後30年以内での発生確率は0%~6%とされている。山間部を除き都内全域で震度6以上のゆれがおこると予想されている。本市では、市域の約7割が震度5強以下となり、震度6弱が約3割を占めると予想されている。</p>					<p>2 元禄型関東地震(海溝型地震)</p> <p>発生間隔が2,300年程度と推定され、今後30年間での発生確率はほぼ0%とされているが、ひとたび発生すると大きな被害を及ぼすおそれがあり、山岳部を除き都内全域で震度6以上のゆれがおこり、一部の地域では震度7が想定されている。本市においては、震度6弱が大半であり、多摩川流域沿いにおいて、震度6強が想定されている。</p>							
	区 分	内 容				区 分	内 容						
	前提条件	削 除 規 模 季 節・時 刻 気 象 条 件	削 除 M8クラス 冬の夕方(午後6時) ※市の死者・負傷者 は午前5時 風速8m/秒			前提条件	震 源 地 規 模 季 節・時 刻 気 象 条 件	相模湾、神奈川県内陸、房総半島 M8.2 冬の夕方(午後6時) ※市の死者・負傷者は 午前5時 風速8m/秒					
	被害想定項目	東京都全体	区 部	多摩地区	昭島市	被害想定項目	東京都全体	区 部	多摩地区	昭島市			
	率 震度別面積 (%)	5強以下	46.2	9.4	66.0	68.9	5弱以下	18.8	0.0	28.7	0.0		
		6弱	45.5	70.2	32.4	31.1	5強	13.0	0.1	19.9	0.0		
		6強	8.3	20.3	1.6	0.0	6弱	48.3	67.2	38.3	76.2		
		7	0.0	0.0	0.0	0.0	6強	19.8	32.4	13.1	23.8		
	人 的 被 害	死者(人)	ゆれ等	1,221	1,069	152	※1	死者(人)	ゆれ等	3,520	2,659	861	28
			火災	556	400	155	※3		火災	2,355	2,024	331	3
		計	1,777	1,469	307	※4	計	5,875	4,683	1,192	31		
		負傷者(人)	ゆれ等	37,070	31,366	5,704	※57	負傷者(人)	ゆれ等	98,530	79,336	19,195	※766
			火災	1,676	1,371	305	※5		火災	9,811	8,757	1,053	※4
	計		38,746	32,737	6,009	※62	計		108,341	88,093	20,248	※770	
		(内重傷者)	(4,481)	(3,859)	(622)	(※3)	(内重傷者)	(12,946)	(10,797)	(2,149)	(※59)		
	害 物 的 被 害	建物被害(棟)	ゆれ等	28,319	24,873	3,445	14	建物被害(棟)	ゆれ等	76,465	56,191	20,275	448
			火災	26,643	19,319	7,325	162		火災	108,098	92,093	16,005	211
			計	54,962	44,192	10,770	176		計	184,563	148,284	36,280	659
	避難者の発生(ピーク4日~1週間後)(人)	1,506,105	1,297,769	208,336	3,722	避難者の発生(ピーク:1日後)(人)	3,200,981	2,480,374	720,607	16,738			
	帰宅困難者(人)	4,151,327	3,675,733	475,594	8,754	帰宅困難者(人)	4,714,314	3,790,824	923,490	25,772			
	建物被害(棟)におけるゆれ等は全壊棟数を示し、火災は焼失棟数を示す。												

1-5-4

頁	新	旧																																																																																																																																																																																																																			
1-5-5 ■	<p>3 立川断層帯地震（活断層地震） 立川断層帯については、平均活動間隔が10,000～15,000年程度であり、今後30年間の発生確率は0.5～2%と低いが、発生した場合に断層帯を中心に大きな被害を及ぼすおそれがある。本市においては、ほぼ全域が震度6強となり、<u>市北西部</u>においては、<u>震度7が予想される</u>最も大きな被害が想定される地震である。</p>	<p>3 立川断層帯地震（活断層地震） 立川断層帯については、平均活動間隔が10,000～15,000年程度であり、今後30年間の発生確率は0.5～2%と低いが、発生した場合に断層帯を中心に大きな被害を及ぼすおそれがある。本市においては、ほぼ全域が震度6強となり、<u>多摩川流域沿いなどにおいて震度7が想定されており</u>、最も大きな被害が想定される地震である。</p>																																																																																																																																																																																																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th colspan="4">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前提条件</td> <td><u>削 除</u></td> <td><u>削除</u></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>規 模</td> <td>M7.4</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>季 節・時 刻</td> <td>冬の夕方（午後6時）</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>気 象 条 件</td> <td>風速8m/秒</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容				前提条件	<u>削 除</u>	<u>削除</u>				規 模	M7.4				季 節・時 刻	冬の夕方（午後6時）				気 象 条 件	風速8m/秒			<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th colspan="4">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前提条件</td> <td>震 源 地</td> <td colspan="3">立川断層帯 破壊開始点が断層南側</td> </tr> <tr> <td></td> <td>規 模</td> <td colspan="3">M7.4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>季 節・時 刻</td> <td colspan="3">冬の夕方（午後6時）※市の死者・負傷者は午前5時</td> </tr> <tr> <td></td> <td>気 象 条 件</td> <td colspan="3">風速8m/秒</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容				前提条件	震 源 地	立川断層帯 破壊開始点が断層南側				規 模	M7.4				季 節・時 刻	冬の夕方（午後6時）※市の死者・負傷者は午前5時				気 象 条 件	風速8m/秒																																																																																																																																																																			
	区 分	内 容																																																																																																																																																																																																																			
	前提条件	<u>削 除</u>	<u>削除</u>																																																																																																																																																																																																																		
		規 模	M7.4																																																																																																																																																																																																																		
		季 節・時 刻	冬の夕方（午後6時）																																																																																																																																																																																																																		
		気 象 条 件	風速8m/秒																																																																																																																																																																																																																		
	区 分	内 容																																																																																																																																																																																																																			
	前提条件	震 源 地	立川断層帯 破壊開始点が断層南側																																																																																																																																																																																																																		
		規 模	M7.4																																																																																																																																																																																																																		
	季 節・時 刻	冬の夕方（午後6時）※市の死者・負傷者は午前5時																																																																																																																																																																																																																			
	気 象 条 件	風速8m/秒																																																																																																																																																																																																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>被害想定項目</th> <th>東京都全体</th> <th>区 部</th> <th>多摩地区</th> <th>昭島市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>率 震 度 別 面 積 (%)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5強以下</td> <td>65.7</td> <td>96.4</td> <td>49.2</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>6弱</td> <td>22.0</td> <td>3.6</td> <td>31.9</td> <td>1.4</td> </tr> <tr> <td>6強</td> <td>11.8</td> <td>0.0</td> <td>18.1</td> <td>90.9</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>0.5</td> <td>0.0</td> <td>0.8</td> <td>7.7</td> </tr> <tr> <td>人 的 被 害</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">死者 (人)</td> <td>ゆれ等</td> <td>715</td> <td>3</td> <td>712</td> <td>77</td> </tr> <tr> <td>火 災</td> <td>775</td> <td>70</td> <td>705</td> <td>66</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,490</td> <td>73</td> <td>1,417</td> <td>143</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">負傷者 (人)</td> <td>ゆれ等</td> <td>16,673</td> <td>595</td> <td>16,078</td> <td>1,327</td> </tr> <tr> <td>火 災</td> <td>2,556</td> <td>196</td> <td>2,360</td> <td>252</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>19,229</td> <td>791</td> <td>18,438</td> <td>1,579</td> </tr> <tr> <td>(内重傷者)</td> <td>(2,898)</td> <td>(64)</td> <td>(2,834)</td> <td>(265)</td> </tr> <tr> <td>害 物 的 被 害</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">建物被 害 (棟)</td> <td>ゆれ等</td> <td>16,066</td> <td>128</td> <td>15,938</td> <td>1,669</td> </tr> <tr> <td>火 災</td> <td>35,862</td> <td>3,623</td> <td>32,239</td> <td>2,837</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>51,928</td> <td>3,751</td> <td>48,177</td> <td>4,506</td> </tr> <tr> <td>避難者の発生 (ピーク: 4日～1週間後) (人)</td> <td>590,149</td> <td>120,781</td> <td>469,367</td> <td>37,433</td> </tr> <tr> <td>帰宅困難者 (人)</td> <td>4,151,327</td> <td>3,675,733</td> <td>475,594</td> <td>8,754</td> </tr> </tbody> </table> <p>建物被害(棟)におけるゆれ等は全壊棟数を示し、火災は焼失棟数を示す。</p>	被害想定項目	東京都全体	区 部	多摩地区	昭島市	率 震 度 別 面 積 (%)					5強以下	65.7	96.4	49.2	0.0	6弱	22.0	3.6	31.9	1.4	6強	11.8	0.0	18.1	90.9	7	0.5	0.0	0.8	7.7	人 的 被 害					死者 (人)	ゆれ等	715	3	712	77	火 災	775	70	705	66	計	1,490	73	1,417	143	負傷者 (人)	ゆれ等	16,673	595	16,078	1,327	火 災	2,556	196	2,360	252	計	19,229	791	18,438	1,579	(内重傷者)	(2,898)	(64)	(2,834)	(265)	害 物 的 被 害					建物被 害 (棟)	ゆれ等	16,066	128	15,938	1,669	火 災	35,862	3,623	32,239	2,837	計	51,928	3,751	48,177	4,506	避難者の発生 (ピーク: 4日～1週間後) (人)	590,149	120,781	469,367	37,433	帰宅困難者 (人)	4,151,327	3,675,733	475,594	8,754	<table border="1"> <thead> <tr> <th>被害想定項目</th> <th>東京都全体</th> <th>区 部</th> <th>多摩地区</th> <th>昭島市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>率 震 度 別 面 積 (%)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5弱以下</td> <td>28.9</td> <td>29.4</td> <td>28.6</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>5強</td> <td>34.7</td> <td>62.6</td> <td>19.9</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>6弱</td> <td>17.5</td> <td>8.1</td> <td>22.5</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>6強</td> <td>17.6</td> <td>0.0</td> <td>27.0</td> <td>88.4</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>1.3</td> <td>0.0</td> <td>2.0</td> <td>11.6</td> </tr> <tr> <td>人 的 被 害</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">死者 (人)</td> <td>ゆれ等</td> <td>1,526</td> <td>39</td> <td>1,487</td> <td>158</td> </tr> <tr> <td>火 災</td> <td>1,056</td> <td>83</td> <td>973</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2,582</td> <td>122</td> <td>2,460</td> <td>167</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">負傷者 (人)</td> <td>ゆれ等</td> <td>27,768</td> <td>2,965</td> <td>24,803</td> <td>※1,908</td> </tr> <tr> <td>火 災</td> <td>3,922</td> <td>273</td> <td>3,649</td> <td>※15</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>31,690</td> <td>3,238</td> <td>28,452</td> <td>※1,923</td> </tr> <tr> <td>(内重傷者)</td> <td>(4,668)</td> <td>(395)</td> <td>(4,272)</td> <td>(※327)</td> </tr> <tr> <td>害 物 的 被 害</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">建物被 害 (棟)</td> <td>ゆれ等</td> <td>35,407</td> <td>470</td> <td>34,936</td> <td>2,604</td> </tr> <tr> <td>火 災</td> <td>50,328</td> <td>4,445</td> <td>45,883</td> <td>1,972</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>85,735</td> <td>4,915</td> <td>80,819</td> <td>4,576</td> </tr> <tr> <td>避難者の発生 (ピーク: 1日後) (人)</td> <td>3,200,981</td> <td>2,480,374</td> <td>1,007,138</td> <td>108,053</td> </tr> <tr> <td>帰宅困難者 (人)</td> <td>4,714,314</td> <td>3,790,824</td> <td>4,714,314</td> <td>3,790,824</td> </tr> </tbody> </table>	被害想定項目	東京都全体	区 部	多摩地区	昭島市	率 震 度 別 面 積 (%)					5弱以下	28.9	29.4	28.6	0.0	5強	34.7	62.6	19.9	0.0	6弱	17.5	8.1	22.5	0.0	6強	17.6	0.0	27.0	88.4	7	1.3	0.0	2.0	11.6	人 的 被 害					死者 (人)	ゆれ等	1,526	39	1,487	158	火 災	1,056	83	973	9	計	2,582	122	2,460	167	負傷者 (人)	ゆれ等	27,768	2,965	24,803	※1,908	火 災	3,922	273	3,649	※15	計	31,690	3,238	28,452	※1,923	(内重傷者)	(4,668)	(395)	(4,272)	(※327)	害 物 的 被 害					建物被 害 (棟)	ゆれ等	35,407	470	34,936	2,604	火 災	50,328	4,445	45,883	1,972	計	85,735	4,915	80,819	4,576	避難者の発生 (ピーク: 1日後) (人)	3,200,981	2,480,374	1,007,138	108,053	帰宅困難者 (人)	4,714,314	3,790,824	4,714,314	3,790,824
被害想定項目	東京都全体	区 部	多摩地区	昭島市																																																																																																																																																																																																																	
率 震 度 別 面 積 (%)																																																																																																																																																																																																																					
5強以下	65.7	96.4	49.2	0.0																																																																																																																																																																																																																	
6弱	22.0	3.6	31.9	1.4																																																																																																																																																																																																																	
6強	11.8	0.0	18.1	90.9																																																																																																																																																																																																																	
7	0.5	0.0	0.8	7.7																																																																																																																																																																																																																	
人 的 被 害																																																																																																																																																																																																																					
死者 (人)	ゆれ等	715	3	712	77																																																																																																																																																																																																																
	火 災	775	70	705	66																																																																																																																																																																																																																
計	1,490	73	1,417	143																																																																																																																																																																																																																	
負傷者 (人)	ゆれ等	16,673	595	16,078	1,327																																																																																																																																																																																																																
	火 災	2,556	196	2,360	252																																																																																																																																																																																																																
	計	19,229	791	18,438	1,579																																																																																																																																																																																																																
	(内重傷者)	(2,898)	(64)	(2,834)	(265)																																																																																																																																																																																																																
害 物 的 被 害																																																																																																																																																																																																																					
建物被 害 (棟)	ゆれ等	16,066	128	15,938	1,669																																																																																																																																																																																																																
	火 災	35,862	3,623	32,239	2,837																																																																																																																																																																																																																
	計	51,928	3,751	48,177	4,506																																																																																																																																																																																																																
避難者の発生 (ピーク: 4日～1週間後) (人)	590,149	120,781	469,367	37,433																																																																																																																																																																																																																	
帰宅困難者 (人)	4,151,327	3,675,733	475,594	8,754																																																																																																																																																																																																																	
被害想定項目	東京都全体	区 部	多摩地区	昭島市																																																																																																																																																																																																																	
率 震 度 別 面 積 (%)																																																																																																																																																																																																																					
5弱以下	28.9	29.4	28.6	0.0																																																																																																																																																																																																																	
5強	34.7	62.6	19.9	0.0																																																																																																																																																																																																																	
6弱	17.5	8.1	22.5	0.0																																																																																																																																																																																																																	
6強	17.6	0.0	27.0	88.4																																																																																																																																																																																																																	
7	1.3	0.0	2.0	11.6																																																																																																																																																																																																																	
人 的 被 害																																																																																																																																																																																																																					
死者 (人)	ゆれ等	1,526	39	1,487	158																																																																																																																																																																																																																
	火 災	1,056	83	973	9																																																																																																																																																																																																																
	計	2,582	122	2,460	167																																																																																																																																																																																																																
負傷者 (人)	ゆれ等	27,768	2,965	24,803	※1,908																																																																																																																																																																																																																
	火 災	3,922	273	3,649	※15																																																																																																																																																																																																																
	計	31,690	3,238	28,452	※1,923																																																																																																																																																																																																																
	(内重傷者)	(4,668)	(395)	(4,272)	(※327)																																																																																																																																																																																																																
害 物 的 被 害																																																																																																																																																																																																																					
建物被 害 (棟)	ゆれ等	35,407	470	34,936	2,604																																																																																																																																																																																																																
	火 災	50,328	4,445	45,883	1,972																																																																																																																																																																																																																
	計	85,735	4,915	80,819	4,576																																																																																																																																																																																																																
避難者の発生 (ピーク: 1日後) (人)	3,200,981	2,480,374	1,007,138	108,053																																																																																																																																																																																																																	
帰宅困難者 (人)	4,714,314	3,790,824	4,714,314	3,790,824																																																																																																																																																																																																																	
1-5-6 ■	<p>第2節 本計画で基本とする想定地震 令和4年5月に東京都が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」の想定地震の中で、本市に最も大きな被害を及ぼすと考えられる地震は、前節で記したとおり立川断層帯を震源とするマグニチュード7.4の地震である。<u>今後30年以内の発生確率は、0.5～2%と低いとされているが、発生した場合、本市に大きな影響を与えることから</u>、市民の安全、安心を守るため、本計画における想定地震を立川断層帯地震とする。</p>	<p>第2節 本計画で基本とする想定地震 平成24年4月に東京都が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」の想定地震の中で、本市に最も大きな被害を及ぼすと考えられる地震は、前節で記したとおり立川断層帯を震源とするマグニチュード7.4の地震である。<u>発生確率は低いとされているが、過去の阪神・淡路大震災や東日本大震災においても想定外の巨大地震により大きな被害が発生している。このことから</u>、市民の安全、安心を守るため、本計画における想定地震を立川</p>																																																																																																																																																																																																																			

頁	新	旧																																																																																																																																																														
	<p>なお、この被害想定は、被害を定量的に求めるための推定式が少数のデータに依拠したものとや定量評価が困難な項目などがあり、実際に発生する地震被害が想定どおりになるとは限らず変動する可能性がある」とされている。この想定を踏まえ、いつ、どのような条件下で発生するか分からない大規模地震に備え、被害を最小限に抑えるために一人ひとりの市民や事業所を含めた、社会全体での取り組みが不可欠であることに留意しなければならない。</p> <p>以下本節では、立川断層帯地震の被害想定の詳細について示す。</p>	<p>断層帯地震とする。</p> <p>なお、この被害想定では、被害を定量的に求めるための推定式が少数のデータに依拠したものと、様々な仮定を置いて推計したものとや定量評価ができなかった項目などがあり、実際の被害は相当の幅をもって変動する可能性がある」とされている。被害想定は、仮定に基づいて行われるものであり、想定どおりの被害が想定された地域に起こるものではない。この想定を踏まえ、いつ、どのような条件下で発生するか分からない大規模地震に備え、被害を最小限に抑えるために一人ひとりの市民や事業所を含めた、社会全体での取り組みが不可欠であることに留意しなければならない。</p> <p>以下本節では、立川断層帯地震の被害想定の詳細について示す。</p>																																																																																																																																																														
1-5-6 ■	<p>1 立川断層帯で発生する地震の震源モデル</p> <p>立川断層帯地震 (M7.4) の震源モデルについては、地震調査研究推進本部地震調査委員会 (2009) で設定された震源モデルが採用されている。<u>震源モデルの位置図を下表に示す。</u></p>	<p>1 立川断層帯で発生する地震の震源モデル</p> <p>立川断層帯地震 (M7.4) の震源モデルについては、地震調査研究推進本部地震調査委員会 (2009) で設定された震源モデルが採用されている。<u>震源モデルの位置図 (破壊開始点が南側の場合) を下表に示す。</u></p>																																																																																																																																																														
1-5-7 ■	<p>2 被害想定内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th colspan="4">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">前提条件</td> <td>削 除 規 模 季 節 ・ 時 刻 気象条件</td> <td colspan="4">削除 M7.4 冬の夕方 (午後6時) ※市の自力脱出困難者は午前5時 風速8 m/秒</td> </tr> <tr> <td>区 分</td> <td>東京都全体</td> <td>区 部</td> <td>多摩地区</td> <td>昭島市</td> </tr> <tr> <td>夜間人口(人)</td> <td>14,023,133</td> <td>9,733,276</td> <td>4,289,857</td> <td>113,949</td> </tr> <tr> <td>昼間人口(人)</td> <td>15,893,146</td> <td>12,033,592</td> <td>3,859,554</td> <td>101,452</td> </tr> <tr> <td>面積 (k m²)</td> <td>1,783</td> <td>623</td> <td>1,160</td> <td>17.3</td> </tr> <tr> <td>建物棟数 (棟)</td> <td>木造 1,972,044 非木造 832,538</td> <td>1,161,714 602,225</td> <td>810,329 230,314</td> <td>21,462 6,201</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">震度別面積率 (%)</td> <td>5強以下</td> <td>65.7</td> <td>96.4</td> <td>49.2</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>6弱</td> <td>22.0</td> <td>3.6</td> <td>31.9</td> <td>1.4</td> </tr> <tr> <td>6強</td> <td>11.8</td> <td>0.0</td> <td>18.1</td> <td>90.9</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>0.5</td> <td>0.0</td> <td>0.8</td> <td>7.7</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">人的被害</td> <td>死者数 (人)</td> <td>ゆれ・建物被害 593</td> <td>3</td> <td>590</td> <td>72</td> </tr> <tr> <td></td> <td>屋内収容物 54</td> <td>0</td> <td>54</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>急傾斜地崩壊 22</td> <td>0</td> <td>22</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>火災 775</td> <td>70</td> <td>705</td> <td>66</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		内 容				前提条件	削 除 規 模 季 節 ・ 時 刻 気象条件	削除 M7.4 冬の夕方 (午後6時) ※市の自力脱出困難者は午前5時 風速8 m/秒				区 分	東京都全体	区 部	多摩地区	昭島市	夜間人口(人)	14,023,133	9,733,276	4,289,857	113,949	昼間人口(人)	15,893,146	12,033,592	3,859,554	101,452	面積 (k m ²)	1,783	623	1,160	17.3	建物棟数 (棟)	木造 1,972,044 非木造 832,538	1,161,714 602,225	810,329 230,314	21,462 6,201	震度別面積率 (%)	5強以下	65.7	96.4	49.2	0.0	6弱	22.0	3.6	31.9	1.4	6強	11.8	0.0	18.1	90.9	7	0.5	0.0	0.8	7.7	人的被害	死者数 (人)	ゆれ・建物被害 593	3	590	72		屋内収容物 54	0	54	3		急傾斜地崩壊 22	0	22	0		火災 775	70	705	66	<p>2 被害想定内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th colspan="4">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">前提条件</td> <td>震 源 地 規 模 季 節 ・ 時 刻 気象条件</td> <td colspan="4">立川断層帯 破壊開始点が断層南側 M7.4 冬の夕方 (午後6時) ※市の死者・負傷者・自力脱出困難者は午前5時 風速8 m/秒</td> </tr> <tr> <td>区 分</td> <td>東京都全体</td> <td>区 部</td> <td>多摩地区</td> <td>昭島市</td> </tr> <tr> <td>夜間人口(人)</td> <td>13,131,573</td> <td>8,945,695</td> <td>4,185,878</td> <td>112,297</td> </tr> <tr> <td>昼間人口(人)</td> <td>14,948,404</td> <td>11,284,699</td> <td>3,663,705</td> <td>100,508</td> </tr> <tr> <td>面積 (k m²)</td> <td>1,776.6</td> <td>616.7</td> <td>1,159.9</td> <td>17.3</td> </tr> <tr> <td>建物棟数 (棟)</td> <td>木造 2,011,459 非木造 814,962</td> <td>1,221,273 605,864</td> <td>790,186 209,098</td> <td>20,558 5,530</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">震度別面積率 (%)</td> <td>5弱以下</td> <td>28.9</td> <td>29.4</td> <td>28.6</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>5強</td> <td>34.7</td> <td>62.6</td> <td>19.9</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>6弱</td> <td>17.5</td> <td>8.1</td> <td>22.5</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>6強</td> <td>17.6</td> <td>0.0</td> <td>27.0</td> <td>88.4</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>1.3</td> <td>0.0</td> <td>2.0</td> <td>11.6</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">人的被害</td> <td>死者数 (人)</td> <td>ゆれ・液状化 1,417</td> <td>15</td> <td>1,403</td> <td>※157</td> </tr> <tr> <td></td> <td>急傾斜地崩壊 66</td> <td>3</td> <td>62</td> <td>※0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>火災 1,056</td> <td>83</td> <td>973</td> <td>※9</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		内 容				前提条件	震 源 地 規 模 季 節 ・ 時 刻 気象条件	立川断層帯 破壊開始点が断層南側 M7.4 冬の夕方 (午後6時) ※市の死者・負傷者・自力脱出困難者は午前5時 風速8 m/秒				区 分	東京都全体	区 部	多摩地区	昭島市	夜間人口(人)	13,131,573	8,945,695	4,185,878	112,297	昼間人口(人)	14,948,404	11,284,699	3,663,705	100,508	面積 (k m ²)	1,776.6	616.7	1,159.9	17.3	建物棟数 (棟)	木造 2,011,459 非木造 814,962	1,221,273 605,864	790,186 209,098	20,558 5,530	震度別面積率 (%)	5弱以下	28.9	29.4	28.6	0.0	5強	34.7	62.6	19.9	0.0	6弱	17.5	8.1	22.5	0.0	6強	17.6	0.0	27.0	88.4	7	1.3	0.0	2.0	11.6	人的被害	死者数 (人)	ゆれ・液状化 1,417	15	1,403	※157		急傾斜地崩壊 66	3	62	※0		火災 1,056	83	973	※9
区 分		内 容																																																																																																																																																														
前提条件	削 除 規 模 季 節 ・ 時 刻 気象条件	削除 M7.4 冬の夕方 (午後6時) ※市の自力脱出困難者は午前5時 風速8 m/秒																																																																																																																																																														
	区 分	東京都全体	区 部	多摩地区	昭島市																																																																																																																																																											
	夜間人口(人)	14,023,133	9,733,276	4,289,857	113,949																																																																																																																																																											
	昼間人口(人)	15,893,146	12,033,592	3,859,554	101,452																																																																																																																																																											
	面積 (k m ²)	1,783	623	1,160	17.3																																																																																																																																																											
	建物棟数 (棟)	木造 1,972,044 非木造 832,538	1,161,714 602,225	810,329 230,314	21,462 6,201																																																																																																																																																											
震度別面積率 (%)	5強以下	65.7	96.4	49.2	0.0																																																																																																																																																											
	6弱	22.0	3.6	31.9	1.4																																																																																																																																																											
	6強	11.8	0.0	18.1	90.9																																																																																																																																																											
	7	0.5	0.0	0.8	7.7																																																																																																																																																											
人的被害	死者数 (人)	ゆれ・建物被害 593	3	590	72																																																																																																																																																											
		屋内収容物 54	0	54	3																																																																																																																																																											
		急傾斜地崩壊 22	0	22	0																																																																																																																																																											
		火災 775	70	705	66																																																																																																																																																											
区 分		内 容																																																																																																																																																														
前提条件	震 源 地 規 模 季 節 ・ 時 刻 気象条件	立川断層帯 破壊開始点が断層南側 M7.4 冬の夕方 (午後6時) ※市の死者・負傷者・自力脱出困難者は午前5時 風速8 m/秒																																																																																																																																																														
	区 分	東京都全体	区 部	多摩地区	昭島市																																																																																																																																																											
	夜間人口(人)	13,131,573	8,945,695	4,185,878	112,297																																																																																																																																																											
	昼間人口(人)	14,948,404	11,284,699	3,663,705	100,508																																																																																																																																																											
	面積 (k m ²)	1,776.6	616.7	1,159.9	17.3																																																																																																																																																											
	建物棟数 (棟)	木造 2,011,459 非木造 814,962	1,221,273 605,864	790,186 209,098	20,558 5,530																																																																																																																																																											
震度別面積率 (%)	5弱以下	28.9	29.4	28.6	0.0																																																																																																																																																											
	5強	34.7	62.6	19.9	0.0																																																																																																																																																											
	6弱	17.5	8.1	22.5	0.0																																																																																																																																																											
	6強	17.6	0.0	27.0	88.4																																																																																																																																																											
	7	1.3	0.0	2.0	11.6																																																																																																																																																											
人的被害	死者数 (人)	ゆれ・液状化 1,417	15	1,403	※157																																																																																																																																																											
		急傾斜地崩壊 66	3	62	※0																																																																																																																																																											
		火災 1,056	83	973	※9																																																																																																																																																											

頁		新				旧									
	負傷者数(人)	ブロック塀等	47	0	47	2	負傷者(人)	ブロック塀等	42	21	21	※1			
		屋外落下物	0	0	0	0		屋外落下物	1	0	1	※0			
		計	1,490	73	1,417	143		屋内収容物(参考)	119	57	63	※4			
		ゆれ・建物被害	13,559	369	13,190	1,208		計	2,582	122	2,460	※167			
		屋内収容物	1,465	226	1,239	66		(屋内収容物含まず)							
		急傾斜地崩壊	27	0	27	0		ゆれ・液状化	26,183	2,233	23,950	※1,887			
		火災	2,556	196	2,360	252		(2,959)	(33)	(2,926)	(※315)				
		ブロック塀等	1,617	0	1,617	54		急傾斜地崩壊	82	4	78	※1			
			(631)	(0)	(631)	(21)		(41)	(2)	(39)	(※0)				
								火災	3,922	273	3,649	※15			
	下段()は、重傷者の内数	屋外落下物	4	0	4	0	(1,096)	(76)	(1,019)	(※4)					
		計	19,229	791	18,438	1,579	ブロック塀等	1,453	726	727	※18				
	物的被害	原因別建物全壊棟数(棟)	ゆれ	15,643	87	15,556	1,668	(567)	(283)	(284)	(※7)				
			液状化	90	41	50	1	屋外落下物	49	1	48	※2			
			急傾斜地崩壊	332	0	332	0	(5)	(0)	(5)	(※0)				
			計	16,066	128	15,938	1,669	屋内収容物(参考)	2,226	910	1,315	※83			
		地震火災	出火件数	226	41	185	15	計	31,690	3,238	28,452	※1,923			
			焼失棟数(棟)	36,941	3,627	33,314	3,021	(4,668)	(395)	(4,272)	(※327)				
			倒壊建物含む	35,862	3,623	32,239	2,837	物的被害	原因別建物全壊棟数(棟)	ゆれ	木造	30,443	363	30,080	2,294
			倒壊建物含まず					非木造		3,956	62	3,894	305		
			閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数(台)	5,309	3,056	2,253	36	小計		34,399	425	33,974	2,598		
			要配慮者死者数(人)	924	55	869	89	液状化		20	3	17	0		
	自力脱出困難者数(人)	5,829	34	5,794	※740	急傾斜地崩壊	988	43		946	5				
災害廃棄物(万t)	636	33	603	56	計	35,407	470	34,936		2,604					
					地震火災	出火件数	308	43		265	14				
					焼失棟数(棟)		53,302	4,451		48,850	2,190				
						倒壊建物	50,328	4,445		45,883	1,972				

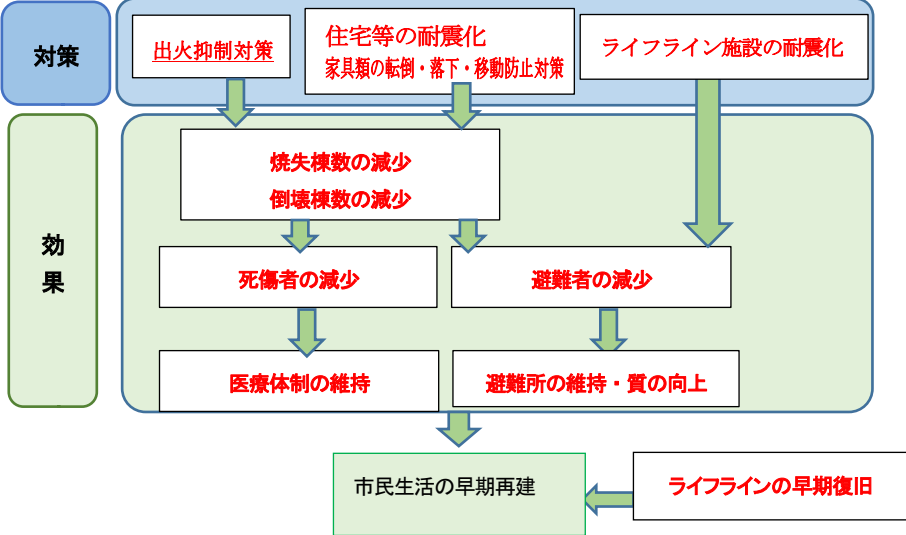
頁	新	旧															
				棟)	含ま ず												
1-5-8 ■	3 震度分布等 (1) 震度分布 市内の約9割が震度6強、約1割が震度7となる地域の発生が <u>予想</u> されている。 <u>(分布図更新)</u>	3 震度分布等 (1) 震度分布 市内の約9割が震度6強、約1割が震度7となる地域の発生が <u>想定</u> されている。 (分布図)															
1-5-8 ■	(2) 倒壊建物(全壊)分布図 J R 青梅線南側の木造住宅が比較的密集している地域での倒壊棟数が多くなっている。 <u>(分布図更新)</u>	(2) 倒壊建物(全壊)分布図 J R 青梅線南側の木造住宅が比較的密集している地域での倒壊棟数が多くなっている。 (分布図)															
1-5-9 ■	(3) 火災による焼失棟数分布図 倒壊建物分布と同様にJ R 青梅線南側の木造住宅が比較的密集している地域での焼失が多くなっている。 <u>(分布図更新)</u>	(3) 火災による焼失棟数分布図 倒壊建物分布と同様にJ R 青梅線南側の木造住宅が比較的密集している地域での焼失が多くなっている。 (分布図)															
1-5-9 ■	(4) 液状化危険度分布図 <u>市内では、液状化危険度が極めて低い地域が大半を占めているが、南東部及び南西部の一部にやや高い地域があり、多摩川流域と玉川上水流域等は低い地域が分布している。</u> 液状化危険度分布図 <u>(更新)</u>	(4) 液状化危険度分布図 <u>市内の大半は、液状化危険度が極めて低い地域であり、多摩川流域が低い地域と想定されている。</u> (分布図) 液状化危険度 5<PL : 液状化危険度が高い。重要な構造物に対してはより詳細な調査が必要。(液状化対策が一般的には必要) 0<PL≤5 : 液状化危険度は低い。(特に重要な構造物に対して、より詳細な調査が必要) PL=0 : 液状化危険度は極めて低い。(液状化に関する詳細な調査は不要)															
1-5-10 ■	4 交通施設被害 阪神・淡路大震災以降、耐震対策が進められており、新潟中越沖地震や東日本大震災など規模の大きな過去の災害においても、甚大な被害は発生していない。 <u>阪神・淡路大震災の被害実態に基づいた被害率を用いて算出している。</u> (1) 幹線道路被害 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td>高速道路 (被害率) (%)</td> <td colspan="3">一般道路(被害率) (%)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>一般国道</td> <td>都道</td> <td>区市町村道</td> </tr> </table>		高速道路 (被害率) (%)	一般道路(被害率) (%)					一般国道	都道	区市町村道	4 交通施設被害 阪神・淡路大震災以降、耐震対策が進められており、 <u>中越沖地震等規模の大きい地震</u> においても、甚大な影響は出ていない。 <u>また、海溝型地震である東北地方太平洋沖地震においても、ゆれによる被害は、ほとんど発生していない。このため、被害イメージを把握するための参考として、元禄型関東地震についても短周期地震動を想定し、兵庫県南部地震時の被害率を用いて被害想定を行っている。</u>					
	高速道路 (被害率) (%)	一般道路(被害率) (%)															
		一般国道	都道	区市町村道													

頁	新	旧																																																																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>大被害</th> <th>中小被害</th> <th>大被害</th> <th>中小被害</th> <th>大被害</th> <th>中小被害</th> <th>大被害</th> <th>中小被害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区部計</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>多摩計</td> <td>0.0</td> <td>3.8</td> <td>0.0</td> <td>5.1</td> <td>0.1</td> <td>0.7</td> <td>0.0</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>都計</td> <td>0.0</td> <td>0.8</td> <td>0.0</td> <td>2.1</td> <td>0.0</td> <td>0.4</td> <td>0.0</td> <td>0.2</td> </tr> </tbody> </table>		大被害	中小被害	大被害	中小被害	大被害	中小被害	大被害	中小被害	区部計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	多摩計	0.0	3.8	0.0	5.1	0.1	0.7	0.0	0.3	都計	0.0	0.8	0.0	2.1	0.0	0.4	0.0	0.2	<p>(1) 幹線道路被害</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3"></th> <th colspan="2">高速道路 (被害率) (%)</th> <th colspan="6">一般道路 (被害率) (%)</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">大被害</th> <th rowspan="2">中小被害</th> <th colspan="2">一般国道</th> <th colspan="2">都道</th> <th colspan="2">区市町村道</th> </tr> <tr> <th>大被害</th> <th>中小被害</th> <th>大被害</th> <th>中小被害</th> <th>大被害</th> <th>中小被害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区部計</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>多摩計</td> <td>0.0</td> <td>6.0</td> <td>0.0</td> <td>9.2</td> <td>0.1</td> <td>1.2</td> <td>0.1</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>都計</td> <td>0.0</td> <td>1.3</td> <td>0.0</td> <td>2.7</td> <td>0.1</td> <td>0.7</td> <td>0.0</td> <td>0.4</td> </tr> </tbody> </table>		高速道路 (被害率) (%)		一般道路 (被害率) (%)						大被害	中小被害	一般国道		都道		区市町村道		大被害	中小被害	大被害	中小被害	大被害	中小被害	区部計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	多摩計	0.0	6.0	0.0	9.2	0.1	1.2	0.1	0.5	都計	0.0	1.3	0.0	2.7	0.1	0.7	0.0	0.4
	大被害	中小被害	大被害	中小被害	大被害	中小被害	大被害	中小被害																																																																																
区部計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0																																																																																
多摩計	0.0	3.8	0.0	5.1	0.1	0.7	0.0	0.3																																																																																
都計	0.0	0.8	0.0	2.1	0.0	0.4	0.0	0.2																																																																																
	高速道路 (被害率) (%)		一般道路 (被害率) (%)																																																																																					
	大被害	中小被害	一般国道		都道		区市町村道																																																																																	
			大被害	中小被害	大被害	中小被害	大被害	中小被害																																																																																
区部計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0																																																																																
多摩計	0.0	6.0	0.0	9.2	0.1	1.2	0.1	0.5																																																																																
都計	0.0	1.3	0.0	2.7	0.1	0.7	0.0	0.4																																																																																
1-5-10	<p>(2) 細街路における閉塞の発生 細街路の閉塞とは、道路の幅員が13m未満の狭い道路において、ゆれや液状化現象によって道路周辺の家屋等が倒壊することにより、通行可能な道路幅員が3m以下になった状態を言う。 立川断層帯地震では、市部北西部を中心に細街路の閉塞が想定されている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="4">閉塞率 (%)</th> </tr> <tr> <th>15%未満</th> <th>15%~20%未満</th> <th>20%以上</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区部計</td> <td>100</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>100.0</td> </tr> <tr> <td>多摩計</td> <td>75.3</td> <td>23.5</td> <td>1.2</td> <td>100.0</td> </tr> <tr> <td>都計</td> <td>86.8</td> <td>12.5</td> <td>0.6</td> <td>100.0</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>18.7</td> <td>76.7</td> <td>4.6</td> <td>100.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>避難状況図 (市内)</p>		閉塞率 (%)				15%未満	15%~20%未満	20%以上	計	区部計	100	0.0	0.0	100.0	多摩計	75.3	23.5	1.2	100.0	都計	86.8	12.5	0.6	100.0	市	18.7	76.7	4.6	100.0	<p>(2) 細街路における閉塞の発生 細街路の閉塞とは、道路の幅員が13m未満の狭い道路において、ゆれや液状化現象によって道路周辺の家屋等が倒壊することにより、通行可能な道路幅員が3m以下になった状態を言う。 立川断層帯地震では、市部南東部を中心に細街路の閉塞が想定されている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="4">閉塞率 (%)</th> </tr> <tr> <th>15%未満</th> <th>15%~20%未満</th> <th>20%以上</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区部計</td> <td>99.4</td> <td>0.6</td> <td>0.0</td> <td>100.0</td> </tr> <tr> <td>多摩計</td> <td>55.4</td> <td>35.2</td> <td>9.4</td> <td>100.0</td> </tr> <tr> <td>都計</td> <td>74.8</td> <td>19.9</td> <td>5.3</td> <td>100.0</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>10.9</td> <td>43.2</td> <td>45.9</td> <td>100.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>避難状況図 (市内)</p>		閉塞率 (%)				15%未満	15%~20%未満	20%以上	計	区部計	99.4	0.6	0.0	100.0	多摩計	55.4	35.2	9.4	100.0	都計	74.8	19.9	5.3	100.0	市	10.9	43.2	45.9	100.0																												
	閉塞率 (%)																																																																																							
	15%未満	15%~20%未満	20%以上	計																																																																																				
区部計	100	0.0	0.0	100.0																																																																																				
多摩計	75.3	23.5	1.2	100.0																																																																																				
都計	86.8	12.5	0.6	100.0																																																																																				
市	18.7	76.7	4.6	100.0																																																																																				
	閉塞率 (%)																																																																																							
	15%未満	15%~20%未満	20%以上	計																																																																																				
区部計	99.4	0.6	0.0	100.0																																																																																				
多摩計	55.4	35.2	9.4	100.0																																																																																				
都計	74.8	19.9	5.3	100.0																																																																																				
市	10.9	43.2	45.9	100.0																																																																																				
1-5-11	<p>5 ライフラインの被害状況 ライフラインの被害は、立川断層帯地震によるゆれが、断層帯に近い区域に集中するため、多摩地域に集中している。本市は断層帯に近接しているため、多摩地域の中でもより大きな被害が発生すると想定されている。電力、通信、ガス、上・下水道の被害想定は次のとおりである。 【都全体のライフライン被害総括】(単位：%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>電力 (停電率)</th> <th>通信 (不通率)</th> <th>ガス (供給停止率)</th> <th>上水道 (断水率)</th> <th>下水道 (管きよ被害率)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区部</td> <td>0.2</td> <td>0.1</td> <td>0.0</td> <td>0.3</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>多摩</td> <td>6.4</td> <td>3.3</td> <td>12.7</td> <td>14.5</td> <td>3.2</td> </tr> <tr> <td>都全体</td> <td>2.2</td> <td>0.9</td> <td>2.8</td> <td>4.7</td> <td>2.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>【市のライフライン被害総括】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>電力 (停電率)</th> <th>通信 (不通率)</th> <th>ガス (供給停止率)</th> <th>上水道 (断水率)</th> <th>下水道 (管きよ被害率)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21.9</td> <td>10.6</td> <td>0.0</td> <td>47.4</td> <td>5.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>削除</p>	区分	電力 (停電率)	通信 (不通率)	ガス (供給停止率)	上水道 (断水率)	下水道 (管きよ被害率)	区部	0.2	0.1	0.0	0.3	1.0	多摩	6.4	3.3	12.7	14.5	3.2	都全体	2.2	0.9	2.8	4.7	2.0	電力 (停電率)	通信 (不通率)	ガス (供給停止率)	上水道 (断水率)	下水道 (管きよ被害率)	21.9	10.6	0.0	47.4	5.1	<p>5 ライフラインの被害状況 ライフラインの被害は、立川断層帯地震によるゆれが、断層帯に近い区域に集中するため、多摩地域に集中している。本市は断層帯に近接しているため、多摩地域の中でもより大きな被害が発生すると想定されている。電力、通信、ガス、上・下水道の被害想定は次のとおりである。 【都全体のライフライン被害総括】(単位：%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>電力 (停電率)</th> <th>通信 (不通率)</th> <th>ガス (供給支障率)</th> <th>上水道 (断水率)</th> <th>下水道 (管きよ被害率)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区部</td> <td>0.4</td> <td>0.2</td> <td>0.0</td> <td>2.2</td> <td>16.2</td> </tr> <tr> <td>多摩</td> <td>11.8</td> <td>4.8</td> <td>51.8</td> <td>37.4</td> <td>22.2</td> </tr> <tr> <td>都全体</td> <td>4.0</td> <td>1.4</td> <td>11.3</td> <td>13.3</td> <td>18.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>【市のライフライン被害総括】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>電力 (停電率)</th> <th>通信 (不通率)</th> <th>ガス (供給支障率*)</th> <th>上水道 (断水率)</th> <th>下水道 (管きよ被害率)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26.3</td> <td>8.8</td> <td>10.0</td> <td>13.3</td> <td>22.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>携帯電話不通分布 (立川断層帯地震 冬 18時 風速8m/s) (分布図)</p>	区分	電力 (停電率)	通信 (不通率)	ガス (供給支障率)	上水道 (断水率)	下水道 (管きよ被害率)	区部	0.4	0.2	0.0	2.2	16.2	多摩	11.8	4.8	51.8	37.4	22.2	都全体	4.0	1.4	11.3	13.3	18.8	電力 (停電率)	通信 (不通率)	ガス (供給支障率*)	上水道 (断水率)	下水道 (管きよ被害率)	26.3	8.8	10.0	13.3	22.2																		
区分	電力 (停電率)	通信 (不通率)	ガス (供給停止率)	上水道 (断水率)	下水道 (管きよ被害率)																																																																																			
区部	0.2	0.1	0.0	0.3	1.0																																																																																			
多摩	6.4	3.3	12.7	14.5	3.2																																																																																			
都全体	2.2	0.9	2.8	4.7	2.0																																																																																			
電力 (停電率)	通信 (不通率)	ガス (供給停止率)	上水道 (断水率)	下水道 (管きよ被害率)																																																																																				
21.9	10.6	0.0	47.4	5.1																																																																																				
区分	電力 (停電率)	通信 (不通率)	ガス (供給支障率)	上水道 (断水率)	下水道 (管きよ被害率)																																																																																			
区部	0.4	0.2	0.0	2.2	16.2																																																																																			
多摩	11.8	4.8	51.8	37.4	22.2																																																																																			
都全体	4.0	1.4	11.3	13.3	18.8																																																																																			
電力 (停電率)	通信 (不通率)	ガス (供給支障率*)	上水道 (断水率)	下水道 (管きよ被害率)																																																																																				
26.3	8.8	10.0	13.3	22.2																																																																																				

頁	新	旧																																																				
1-5-11 ■	<p>6 避難者</p> <p><u>被害想定における避難者は、避難所へ避難する者（避難所避難者数）及び避難所外避難者を指す。その人口を、建物被害による避難者数、ライフライン被害による避難者数、エレベーター停止による避難者数をそれぞれ算出して想定している。</u></p> <p><u>また、時系列（1日後、4日～1週間後、1か月後）を考慮した想定としており、本市においては、4日～1週間後が最も避難者が多くなる想定となっている。</u></p> <p>【都内避難者】 (単位：人)</p> <table border="1" data-bbox="293 437 1189 608"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">避難者</th> <th colspan="2">内 訳</th> </tr> <tr> <th>避難所避難者</th> <th>避難所外避難者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区 部</td> <td>120,781</td> <td>80,521</td> <td>40,260</td> </tr> <tr> <td>多 摩</td> <td>469,367</td> <td>312,912</td> <td>156,456</td> </tr> <tr> <td>都全体</td> <td>590,149</td> <td>393,433</td> <td>196,716</td> </tr> </tbody> </table> <p>※小数点以下の四捨五入で合計値が合わないことがある。</p> <p>【市の避難者】 (単位：人)</p> <table border="1" data-bbox="293 671 1189 767"> <thead> <tr> <th rowspan="2">避難者</th> <th colspan="2">内 訳</th> </tr> <tr> <th>避難所避難者</th> <th>避難所外避難者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>37,433</td> <td>24,956</td> <td>12,478</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	避難者	内 訳		避難所避難者	避難所外避難者数	区 部	120,781	80,521	40,260	多 摩	469,367	312,912	156,456	都全体	590,149	393,433	196,716	避難者	内 訳		避難所避難者	避難所外避難者数	37,433	24,956	12,478	<p>6 避難者</p> <p><u>避難者のピークは、エレベーターの運転停止や上下水道の被害による生活支障の影響が大きくなる1日後であり、都内全体で約100万人と想定されている。本市においては、建物及びライフラインに大きな被害の発生が想定されたことから、避難者数の発生も多くなる想定となっている。</u></p> <p>【都内避難者】 (単位：人)</p> <table border="1" data-bbox="1220 405 2116 576"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">避難者</th> <th colspan="2">内 訳</th> </tr> <tr> <th>避難所生活者</th> <th>疎開者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区 部</td> <td>108,053</td> <td>70,234</td> <td>37,818</td> </tr> <tr> <td>多 摩</td> <td>899,086</td> <td>584,406</td> <td>314,680</td> </tr> <tr> <td>都全体</td> <td>1,007,138</td> <td>654,640</td> <td>352,498</td> </tr> </tbody> </table> <p>※小数点以下の四捨五入で合計値が合わないことがある。</p> <p>【市の避難者】 (単位：人)</p> <table border="1" data-bbox="1220 639 2116 735"> <thead> <tr> <th rowspan="2">避難者</th> <th colspan="2">内 訳</th> </tr> <tr> <th>避難所生活者</th> <th>疎開者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>45,900</td> <td>29,835</td> <td>45,900</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	避難者	内 訳		避難所生活者	疎開者	区 部	108,053	70,234	37,818	多 摩	899,086	584,406	314,680	都全体	1,007,138	654,640	352,498	避難者	内 訳		避難所生活者	疎開者	45,900	29,835	45,900
	区 分			避難者	内 訳																																																	
		避難所避難者	避難所外避難者数																																																			
	区 部	120,781	80,521	40,260																																																		
	多 摩	469,367	312,912	156,456																																																		
都全体	590,149	393,433	196,716																																																			
避難者	内 訳																																																					
	避難所避難者	避難所外避難者数																																																				
37,433	24,956	12,478																																																				
区 分	避難者	内 訳																																																				
		避難所生活者	疎開者																																																			
区 部	108,053	70,234	37,818																																																			
多 摩	899,086	584,406	314,680																																																			
都全体	1,007,138	654,640	352,498																																																			
避難者	内 訳																																																					
	避難所生活者	疎開者																																																				
45,900	29,835	45,900																																																				

頁	新	旧																																																																																																																																																										
1-5-12 ■	<p>7 帰宅困難者 震度5強の場合には、鉄道等ほとんどの交通機関が停止する。このため、都全体で外出者（都内滞留者）約1,583万人のうち、約415万人（約26%）の帰宅困難者が発生すると想定される。 発災直後の主要なターミナル駅周辺では約3～40万人の滞留者で混乱する。最終的に帰宅できずに駅に集積すると考えられる人数は、東京駅で約2万8千人、新宿駅で約3万7千人、渋谷駅で約1万7千人、立川駅で1万1千人と想定されている。</p> <p>【都内滞留者数】 (単位：人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区 分</th> <th rowspan="3">都内滞留者</th> <th colspan="4">内 訳</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">帰宅可能者数</th> <th rowspan="2">帰宅困難者数</th> <th colspan="2">距離帯別</th> </tr> <tr> <th>10～20 km</th> <th>20km～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区 部</td> <td>12,118,394</td> <td>8,442,661</td> <td>3,675,733</td> <td>1,020,296</td> <td>2,655,437</td> </tr> <tr> <td>多 摩</td> <td>3,718,561</td> <td>3,242,967</td> <td>475,594</td> <td>160,542</td> <td>315,052</td> </tr> <tr> <td>都全体</td> <td>15,836,955</td> <td>11,685,628</td> <td>4,151,327</td> <td>1,180,838</td> <td>2,970,489</td> </tr> </tbody> </table> <p>【市内滞留者数】 (単位：人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">屋内</th> <th colspan="3">屋 外</th> <th colspan="3">待機人口</th> <th rowspan="2">滞留場 所不明 人口 学校</th> <th rowspan="2">滞留者 合計 業務</th> </tr> <tr> <th>学校</th> <th>業務</th> <th>小計</th> <th>私用</th> <th>不明</th> <th>小計</th> <th>自宅</th> <th>移動開 始前</th> <th>移動な し</th> <th>小計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13,168</td> <td>35,377</td> <td>48,545</td> <td>8,502</td> <td>332</td> <td>8,834</td> <td>7,001</td> <td>9,656</td> <td>26,661</td> <td>43,318</td> <td>2,831</td> <td>103,528</td> </tr> </tbody> </table> <p>【市内帰宅困難者数】 (単位：人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">市内滞留者</th> <th rowspan="3">帰宅可能者数</th> <th rowspan="3">帰宅困難者数</th> <th colspan="2">内 訳</th> </tr> <tr> <th colspan="2">帰宅可能者数</th> </tr> <tr> <th>10～20 km</th> <th>20km～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>103,528</td> <td>94,774</td> <td>8,754</td> <td>2,959</td> <td>5,795</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 距離帯別内訳については、多摩地区における比率から算定</p>	区 分	都内滞留者	内 訳				帰宅可能者数	帰宅困難者数	距離帯別		10～20 km	20km～	区 部	12,118,394	8,442,661	3,675,733	1,020,296	2,655,437	多 摩	3,718,561	3,242,967	475,594	160,542	315,052	都全体	15,836,955	11,685,628	4,151,327	1,180,838	2,970,489	屋内			屋 外			待機人口			滞留場 所不明 人口 学校	滞留者 合計 業務	学校	業務	小計	私用	不明	小計	自宅	移動開 始前	移動な し	小計	13,168	35,377	48,545	8,502	332	8,834	7,001	9,656	26,661	43,318	2,831	103,528	市内滞留者	帰宅可能者数	帰宅困難者数	内 訳		帰宅可能者数		10～20 km	20km～	103,528	94,774	8,754	2,959	5,795	<p>7 帰宅困難者 震度5強の場合には、鉄道等ほとんどの交通機関が停止する。このため、都全体で外出者（都内滞留者）約1,387万人のうち、約471万人（約34%）の帰宅困難者が発生すると想定される。 発災直後の主要なターミナル駅周辺では約3～50万人の滞留者で混乱する。最終的に帰宅できずに駅に集積すると考えられる人数は、東京駅で約3万4千人、新宿駅で約5万人、渋谷駅で約2万人、立川駅で1万7千人と想定されている。</p> <p>【都内滞留者数】 (単位：人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区 分</th> <th rowspan="3">都内滞留者</th> <th colspan="4">内 訳</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">帰宅可能者数</th> <th rowspan="2">帰宅困難者数</th> <th colspan="2">距離帯別</th> </tr> <tr> <th>10～20 km</th> <th>20km～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区 部</td> <td>10,635,113</td> <td>6,844,289</td> <td>3,790,824</td> <td>928,008</td> <td>2,862,816</td> </tr> <tr> <td>多 摩</td> <td>3,239,826</td> <td>2,316,336</td> <td>923,490</td> <td>226,075</td> <td>697,415</td> </tr> <tr> <td>都全体</td> <td>13,874,939</td> <td>9,160,625</td> <td>4,714,314</td> <td>1,154,083</td> <td>3,560,231</td> </tr> </tbody> </table> <p>【市内滞留者数】 (単位：人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">屋内</th> <th colspan="3">屋 外</th> <th colspan="3">待機人口</th> <th rowspan="2">滞留場 所不明 人口 学校</th> <th rowspan="2">滞留者 合計 業務</th> </tr> <tr> <th>学校</th> <th>業務</th> <th>小計</th> <th>私用</th> <th>不明</th> <th>小計</th> <th>自宅</th> <th>移動 なし</th> <th>移動開 始前</th> <th>小計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9,959</td> <td>32,283</td> <td>42,242</td> <td>8,381</td> <td>274</td> <td>8,655</td> <td>15,646</td> <td>13,443</td> <td>5,985</td> <td>35,074</td> <td>3,773</td> <td>89,744</td> </tr> </tbody> </table> <p>【市内帰宅困難者数】 (単位：人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">市内滞留者</th> <th rowspan="3">帰宅可能者数</th> <th rowspan="3">帰宅困難者数</th> <th colspan="2">内 訳</th> </tr> <tr> <th colspan="2">帰宅可能者数</th> </tr> <tr> <th>10～20 km</th> <th>20km～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>89,744</td> <td>63,972</td> <td>25,772</td> <td>6,443</td> <td>19,329</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 距離帯別内訳については、多摩地区における比率から算定</p>	区 分	都内滞留者	内 訳				帰宅可能者数	帰宅困難者数	距離帯別		10～20 km	20km～	区 部	10,635,113	6,844,289	3,790,824	928,008	2,862,816	多 摩	3,239,826	2,316,336	923,490	226,075	697,415	都全体	13,874,939	9,160,625	4,714,314	1,154,083	3,560,231	屋内			屋 外			待機人口			滞留場 所不明 人口 学校	滞留者 合計 業務	学校	業務	小計	私用	不明	小計	自宅	移動 なし	移動開 始前	小計	9,959	32,283	42,242	8,381	274	8,655	15,646	13,443	5,985	35,074	3,773	89,744	市内滞留者	帰宅可能者数	帰宅困難者数	内 訳		帰宅可能者数		10～20 km	20km～	89,744	63,972	25,772	6,443	19,329
区 分	都内滞留者			内 訳																																																																																																																																																								
				帰宅可能者数	帰宅困難者数	距離帯別																																																																																																																																																						
		10～20 km	20km～																																																																																																																																																									
区 部	12,118,394	8,442,661	3,675,733	1,020,296	2,655,437																																																																																																																																																							
多 摩	3,718,561	3,242,967	475,594	160,542	315,052																																																																																																																																																							
都全体	15,836,955	11,685,628	4,151,327	1,180,838	2,970,489																																																																																																																																																							
屋内			屋 外			待機人口			滞留場 所不明 人口 学校	滞留者 合計 業務																																																																																																																																																		
学校	業務	小計	私用	不明	小計	自宅	移動開 始前	移動な し			小計																																																																																																																																																	
13,168	35,377	48,545	8,502	332	8,834	7,001	9,656	26,661	43,318	2,831	103,528																																																																																																																																																	
市内滞留者	帰宅可能者数	帰宅困難者数	内 訳																																																																																																																																																									
			帰宅可能者数																																																																																																																																																									
			10～20 km	20km～																																																																																																																																																								
103,528	94,774	8,754	2,959	5,795																																																																																																																																																								
区 分	都内滞留者	内 訳																																																																																																																																																										
		帰宅可能者数	帰宅困難者数	距離帯別																																																																																																																																																								
				10～20 km	20km～																																																																																																																																																							
区 部	10,635,113	6,844,289	3,790,824	928,008	2,862,816																																																																																																																																																							
多 摩	3,239,826	2,316,336	923,490	226,075	697,415																																																																																																																																																							
都全体	13,874,939	9,160,625	4,714,314	1,154,083	3,560,231																																																																																																																																																							
屋内			屋 外			待機人口			滞留場 所不明 人口 学校	滞留者 合計 業務																																																																																																																																																		
学校	業務	小計	私用	不明	小計	自宅	移動 なし	移動開 始前			小計																																																																																																																																																	
9,959	32,283	42,242	8,381	274	8,655	15,646	13,443	5,985	35,074	3,773	89,744																																																																																																																																																	
市内滞留者	帰宅可能者数	帰宅困難者数	内 訳																																																																																																																																																									
			帰宅可能者数																																																																																																																																																									
			10～20 km	20km～																																																																																																																																																								
89,744	63,972	25,772	6,443	19,329																																																																																																																																																								
1-5-13 1-5-14 ■ □	<p>第3節 被害想定から見る市の課題</p> <p>1 昭島市被害想定（立川断層帯地震）の比較（令和4年・平成24年）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被害項目</th> <th></th> <th>令和4年の想定被害</th> <th>平成24年の想定被害</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ゆれ・建物の被害</td> <td>死者</td> <td>最大100人</td> <td>最大157人</td> <td>▲57</td> </tr> <tr> <td>傷者</td> <td>最大1,312人</td> <td>最大1,887人</td> <td>▲575</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">火災</td> <td>死者</td> <td>最大66人</td> <td>最大43人</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>傷者</td> <td>252人</td> <td>最大160人</td> <td>92</td> </tr> </tbody> </table>	被害項目		令和4年の想定被害	平成24年の想定被害	増減	ゆれ・建物の被害	死者	最大100人	最大157人	▲57	傷者	最大1,312人	最大1,887人	▲575	火災	死者	最大66人	最大43人	23	傷者	252人	最大160人	92	新規																																																																																																																																			
被害項目		令和4年の想定被害	平成24年の想定被害	増減																																																																																																																																																								
ゆれ・建物の被害	死者	最大100人	最大157人	▲57																																																																																																																																																								
	傷者	最大1,312人	最大1,887人	▲575																																																																																																																																																								
火災	死者	最大66人	最大43人	23																																																																																																																																																								
	傷者	252人	最大160人	92																																																																																																																																																								

頁	新	旧																																																																				
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="297 217 427 276">屋内収容物</td> <td data-bbox="427 217 566 244">死者</td> <td data-bbox="566 217 808 244">最大 4 人</td> <td data-bbox="808 217 1021 244">最大 4 人</td> <td data-bbox="1021 217 1155 244">0</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="427 244 566 276">傷者</td> <td data-bbox="566 244 808 276">最大 77 人</td> <td data-bbox="808 244 1021 276">最大 83 人</td> <td data-bbox="1021 244 1155 276">▲6</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="297 276 427 308">建物全壊棟数（ゆれ）</td> <td data-bbox="566 276 808 308">1,668 棟</td> <td data-bbox="808 276 1021 308">2,598 棟</td> <td data-bbox="1021 276 1155 308">▲930</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="297 308 427 339">火災件数</td> <td data-bbox="566 308 808 339">15 件</td> <td data-bbox="808 308 1021 339">14 件</td> <td data-bbox="1021 308 1155 339">1</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="297 339 427 403">焼失棟数（倒壊建物含む）</td> <td data-bbox="566 339 808 403">3,021 棟</td> <td data-bbox="808 339 1021 403">2,190 棟</td> <td data-bbox="1021 339 1155 403">831</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="297 403 427 435">避難者数</td> <td data-bbox="566 403 808 435">最大 37,433 人</td> <td data-bbox="808 403 1021 435">最大 45,900 人</td> <td data-bbox="1021 403 1155 435">▲8,467</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="297 435 427 467">避難所避難者数</td> <td data-bbox="566 435 808 467">最大 24,956 人</td> <td data-bbox="808 435 1021 467">最大 29,835 人</td> <td data-bbox="1021 435 1155 467">▲4,879</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="297 467 427 499">電力停電率</td> <td data-bbox="566 467 808 499">21.9%</td> <td data-bbox="808 467 1021 499">26.3%</td> <td data-bbox="1021 467 1155 499">▲4.4</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="297 499 427 531">通信不通率</td> <td data-bbox="566 499 808 531">10.6%</td> <td data-bbox="808 499 1021 531">8.8%</td> <td data-bbox="1021 499 1155 531">1.8</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="297 531 427 563">上水道断水率</td> <td data-bbox="566 531 808 563">47.4%</td> <td data-bbox="808 531 1021 563">72.2%</td> <td data-bbox="1021 531 1155 563">▲24.8</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="297 563 427 595">下水道管きよ率</td> <td data-bbox="566 563 808 595">5.1%</td> <td data-bbox="808 563 1021 595">22.2%</td> <td data-bbox="1021 563 1155 595">▲17.1</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="297 595 427 627">ガス供給停止率</td> <td data-bbox="566 595 808 627">0%</td> <td data-bbox="808 595 1021 627">0%</td> <td data-bbox="1021 595 1155 627">0</td> </tr> </table> <p data-bbox="297 651 1155 778"> <u>(1) 火災による死傷者、出火件数及び焼失棟数は増加している。</u> <u>(2) ゆれ・建物被害による死傷者及び倒壊棟数は減少している。</u> <u>(3) 避難者数及び避難所避難者数は減少している。</u> <u>(4) ライフラインの被害等については、通信不通率を除き、減少している。</u> </p> <p data-bbox="297 810 427 842">2 増減要因</p> <p data-bbox="297 842 1155 874"><u>(1) 火災による死傷者、火災件数及び焼失棟数の増加</u></p> <table border="1" data-bbox="297 874 1155 1010"> <tr> <td data-bbox="297 874 405 1010">要因</td> <td data-bbox="405 874 1155 1010"> <u>1 死傷者数は、焼失棟数の増加に伴って増加した。</u> <u>2 震度7のエリアが広がったことから、出火件数及び焼失棟数が増加した。</u> <u>3 市街地が密集化、巨大化している。</u> ※建物棟数は10年間で約1,500棟（うち木造建物約900棟）増加している。 </td> </tr> </table> <p data-bbox="297 1010 1155 1042"><u>(2) ゆれ・建物被害による死傷者及び倒壊棟数の減少</u></p> <table border="1" data-bbox="297 1042 1155 1106"> <tr> <td data-bbox="297 1042 405 1106">要因</td> <td data-bbox="405 1042 1155 1106"> <u>耐震化率が向上している。</u> <u>一般住宅の耐震化率 平成24年（67.3%）⇒令和4年（76.3%）</u> </td> </tr> </table> <p data-bbox="297 1106 1155 1137"><u>(3) 避難者数及び避難所避難者数の減少</u></p> <table border="1" data-bbox="297 1137 1155 1169"> <tr> <td data-bbox="297 1137 405 1169">要因</td> <td data-bbox="405 1137 1155 1169"><u>断水率の低下によりライフライン被害による避難者が減少した。</u></td> </tr> </table> <p data-bbox="297 1169 1155 1201"><u>(4) ライフラインの被害の減少</u></p> <table border="1" data-bbox="297 1201 1155 1233"> <tr> <td data-bbox="297 1201 405 1233">要因</td> <td data-bbox="405 1201 1155 1233"><u>ライフラインの耐震化率が向上している。</u></td> </tr> </table> <p data-bbox="297 1273 383 1305">3 課題</p> <p data-bbox="297 1305 1155 1369"><u>(1) 住宅の不燃化、出火防止対策及び初期消火能力の向上等を図り、火災による死傷者及び焼失棟数を減少させる必要がある。</u></p> <p data-bbox="297 1369 1155 1401"><u>(2) 住宅等の耐震化を推進し、死傷者及び倒壊棟数を減少させる必要がある。</u></p> <p data-bbox="297 1401 1155 1433"><u>(3) ライフラインの耐震化により被害の軽減を図り、早期に復旧させる必要がある。</u></p>	屋内収容物	死者	最大 4 人	最大 4 人	0		傷者	最大 77 人	最大 83 人	▲6	建物全壊棟数（ゆれ）		1,668 棟	2,598 棟	▲930	火災件数		15 件	14 件	1	焼失棟数（倒壊建物含む）		3,021 棟	2,190 棟	831	避難者数		最大 37,433 人	最大 45,900 人	▲8,467	避難所避難者数		最大 24,956 人	最大 29,835 人	▲4,879	電力停電率		21.9%	26.3%	▲4.4	通信不通率		10.6%	8.8%	1.8	上水道断水率		47.4%	72.2%	▲24.8	下水道管きよ率		5.1%	22.2%	▲17.1	ガス供給停止率		0%	0%	0	要因	<u>1 死傷者数は、焼失棟数の増加に伴って増加した。</u> <u>2 震度7のエリアが広がったことから、出火件数及び焼失棟数が増加した。</u> <u>3 市街地が密集化、巨大化している。</u> ※建物棟数は10年間で約1,500棟（うち木造建物約900棟）増加している。	要因	<u>耐震化率が向上している。</u> <u>一般住宅の耐震化率 平成24年（67.3%）⇒令和4年（76.3%）</u>	要因	<u>断水率の低下によりライフライン被害による避難者が減少した。</u>	要因	<u>ライフラインの耐震化率が向上している。</u>	
屋内収容物	死者	最大 4 人	最大 4 人	0																																																																		
	傷者	最大 77 人	最大 83 人	▲6																																																																		
建物全壊棟数（ゆれ）		1,668 棟	2,598 棟	▲930																																																																		
火災件数		15 件	14 件	1																																																																		
焼失棟数（倒壊建物含む）		3,021 棟	2,190 棟	831																																																																		
避難者数		最大 37,433 人	最大 45,900 人	▲8,467																																																																		
避難所避難者数		最大 24,956 人	最大 29,835 人	▲4,879																																																																		
電力停電率		21.9%	26.3%	▲4.4																																																																		
通信不通率		10.6%	8.8%	1.8																																																																		
上水道断水率		47.4%	72.2%	▲24.8																																																																		
下水道管きよ率		5.1%	22.2%	▲17.1																																																																		
ガス供給停止率		0%	0%	0																																																																		
要因	<u>1 死傷者数は、焼失棟数の増加に伴って増加した。</u> <u>2 震度7のエリアが広がったことから、出火件数及び焼失棟数が増加した。</u> <u>3 市街地が密集化、巨大化している。</u> ※建物棟数は10年間で約1,500棟（うち木造建物約900棟）増加している。																																																																					
要因	<u>耐震化率が向上している。</u> <u>一般住宅の耐震化率 平成24年（67.3%）⇒令和4年（76.3%）</u>																																																																					
要因	<u>断水率の低下によりライフライン被害による避難者が減少した。</u>																																																																					
要因	<u>ライフラインの耐震化率が向上している。</u>																																																																					

頁	新	旧
	<p>4 被害軽減効果の推計 <u>東京都は、被害想定について、以下の項目等について、防災・減災対策が強化された場合の被害軽減効果を推計した。</u></p> <p>(1) <u>出火抑制対策による火災被害の軽減効果</u> ⇒ 今後の対策の進展により、7～9割程度減少 (表を添付)</p> <p>(2) <u>耐震化率の向上による、ゆれによる建物被害や人的被害の軽減効果</u> ⇒ 今後の対策の進展により、6～8割程度減少 (表を添付)</p> <p>(3) <u>家具類の転倒・落下・移動防止対策実施率の向上による人的被害の軽減効果</u> ⇒ 今後の対策の進展により、4～8割程度減少 (表を添付)</p> <p>5 被害を軽減するための対策と効果</p>  <pre> graph TD subgraph 対策 A[出火抑制対策] B[住宅等の耐震化 家具類の転倒・落下・移動防止対策] C[ライフライン施設の耐震化] end subgraph 効果 D[焼失棟数の減少 倒壊棟数の減少] E[死傷者の減少] F[避難者の減少] G[医療体制の維持] H[避難所の維持・質の向上] end A --> D B --> D B --> E C --> F D --> E D --> F E --> G F --> H G --> I[市民生活の早期再建] H --> I J[ライフラインの早期復旧] --> I </pre>	
<p>1-6-1 ● □</p>	<p>第6章 減災目標 市は、次のとおり減災目標を定め、都及び市民、事業者と協力して、対策を推進していく。 なお、この減災目標は、<u>2030年(令和12年度)</u>の達成を目指す。</p> <p>第1節 減災目標 減災目標1 火災による死傷者及び焼失棟数を半減する。 ●火災による死者66人を33人に減少させる。 ●火災による傷者252人を126人に減少させる。 ●焼失棟数3,021棟を1,510棟に減少させる。 (※立川断層帯地震M7.4・冬・夕方・風速8m/sにおける想定被害数値)</p>	<p>第6章 減災目標 市は、次のとおり減災目標を定め、都及び市民、事業者と協力して、対策を推進していく。 なお、この減災目標は、<u>10年以内</u>の達成を目指す。</p> <p>目標1 死者の減少 <u>死者をゼロにすることが市の最終目標であるが、当面10年間の目標として以下の数値を定めるものである。死者の減少は、最優先の目標であることから、早期達成に努めていく。</u></p> <p>1-1 住宅の倒壊による死者の減少(約6割減) <u>立川断層帯地震M7.4、朝5時のケースで、住宅倒壊や家具類の転倒等を原因とする死者</u></p>

頁	新	旧																		
	<p>減災目標2 ゆれ・建物被害による死傷者及び倒壊棟数を半減する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ゆれ・建物被害による死者100人を50人に減少させる。 ●ゆれ・建物被害による傷者1,312人を656人に減少させる。 ●倒壊棟数1,669棟を835棟に減少させる。 <p>(※立川断層帯地震M7.4・冬・早朝・風速8m/sにおける想定被害数値)</p> <p>減災目標3 ライフラインの被害を最小限に抑え早期に復旧させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ライフラインの耐震化を推進する。 ●ライフラインを60日以内に、95%以上の回復を目指す。 <p>第2節 視点と指標</p> <p>減災目標の達成のため、以下4つの視点からそれぞれ指標を示すものとする。</p> <p>【指標一覧】</p> <p>視点1 「災害に強いひとづくり」</p> <table border="1" data-bbox="293 630 1189 1321"> <tr> <td>自助の備えを講じている市民の割合 (100%)</td> </tr> <tr> <td>防災ガイドブックなどを活用し、市民が自ら考え、各家庭における備蓄などの防災対策が万全になる取組を推進する。</td> </tr> <tr> <td>出火防止対策実施率 (感震ブレーカー設置率25%)</td> </tr> <tr> <td>(1) 木造住宅密集地域などに、感震ブレーカーの設置に対する普及啓発の促進等を行う。</td> </tr> <tr> <td>(2) 住宅用火災警報器の設置、維持管理に対する普及啓発の促進を行う。</td> </tr> <tr> <td>初期消火対策実施率 (消火器保有率60%)</td> </tr> <tr> <td>(1) 木造住宅密集地域を中心に、住宅用消火器の設置を促進する。</td> </tr> <tr> <td>(2) 防災訓練の実施及び参加促進を図る。(消火器、スタンドパイプの取り扱い要領の熟知)</td> </tr> <tr> <td>(3) 木造住宅密集地域を中心に街頭消火器の増設、スタンドパイプの配置を行う。</td> </tr> <tr> <td>家具類の転倒・落下・移動防止対策実施率 (75%)</td> </tr> <tr> <td>各種普及啓発ツールの活用などにより、家具類の転倒防止等対策を促進する。</td> </tr> <tr> <td>防災リーダーの育成 (防災士取得)</td> </tr> <tr> <td>自主防災組織等に対し防災士の資格取得を奨励し、防災リーダーとしての育成を図る。</td> </tr> <tr> <td>消防団の定員充足の継続及び装備の充実強化</td> </tr> <tr> <td>消防団の定員充足を継続させるために、あらゆるツールを活用し、消防団の存在と活動を周知するなど入団に向けた取組を推進する。併せて装備の充実を図り災害対応を強化する。</td> </tr> </table> <p>視点2 「災害に強いまちづくり」</p> <table border="1" data-bbox="293 1358 1189 1455"> <tr> <td>住宅の耐震化率 (令和7年度までにおおむね解消)</td> </tr> <tr> <td>住宅の耐震化率を77.1%から「耐震性が不十分な住宅をおおむね解消」とする。</td> </tr> <tr> <td>住宅・建築物の不燃化</td> </tr> </table>	自助の備えを講じている市民の割合 (100%)	防災ガイドブックなどを活用し、市民が自ら考え、各家庭における備蓄などの防災対策が万全になる取組を推進する。	出火防止対策実施率 (感震ブレーカー設置率25%)	(1) 木造住宅密集地域などに、感震ブレーカーの設置に対する普及啓発の促進等を行う。	(2) 住宅用火災警報器の設置、維持管理に対する普及啓発の促進を行う。	初期消火対策実施率 (消火器保有率60%)	(1) 木造住宅密集地域を中心に、住宅用消火器の設置を促進する。	(2) 防災訓練の実施及び参加促進を図る。(消火器、スタンドパイプの取り扱い要領の熟知)	(3) 木造住宅密集地域を中心に街頭消火器の増設、スタンドパイプの配置を行う。	家具類の転倒・落下・移動防止対策実施率 (75%)	各種普及啓発ツールの活用などにより、家具類の転倒防止等対策を促進する。	防災リーダーの育成 (防災士取得)	自主防災組織等に対し防災士の資格取得を奨励し、防災リーダーとしての育成を図る。	消防団の定員充足の継続及び装備の充実強化	消防団の定員充足を継続させるために、あらゆるツールを活用し、消防団の存在と活動を周知するなど入団に向けた取組を推進する。併せて装備の充実を図り災害対応を強化する。	住宅の耐震化率 (令和7年度までにおおむね解消)	住宅の耐震化率を77.1%から「耐震性が不十分な住宅をおおむね解消」とする。	住宅・建築物の不燃化	<p>161人 (参考値の屋内収容物による死者4人を含む。)を65人に減少させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 目標を達成するための主な対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 住宅の耐震化 <ul style="list-style-type: none"> 住宅の耐震化率を72.9%から「耐震性が不十分な住宅を概ね解消」とする。 ア 「昭島市耐震改修促進計画」に基づく耐震化の推進 イ 耐震診断、耐震改修補助事業の拡充 ウ リフォームに合わせた耐震改修の促進 エ 東京都建築士事務所協会立川支部と連携した相談会等の実施 (2) 家具の転倒防止対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> 地震時における屋内の安全確保を図るため市が指定した事業者と協定を結び、家具転倒防止金具の取付けあつ旋を行う (3) エレベーター閉じ込め防止対策 <ul style="list-style-type: none"> ア エレベーター利用時における地震時への対処方法等の周知 イ 閉じ込め防止対策について、東京都と連携しての関係団体への働きかけ (4) ブロック塀等の倒壊防止対策 <ul style="list-style-type: none"> ア 緑化推進事業として行っている、ブロック塀等の撤去と生け垣補助の周知 イ 国や東京都の新たな補助制度を注視し、対策を講じる ウ 地区計画を活用した、道路に面する垣又は柵の構造制限の実施 (5) 救出・救護体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ア 地域防災力の向上による救出・救護体制の強化 <ol style="list-style-type: none"> (ア) 自主防災組織の結成及び加入の働きかけ (イ) 防災訓練や救命講習等による市民の救出・救護能力の向上 (ウ) 地域と事業所の連携強化 (エ) 救助資器材の充実、整備 イ 救助・救急体制の整備 <ol style="list-style-type: none"> (ア) 消防団の救助技術の向上 (イ) 消防団用救助資器材の整備 <p>1-2 火災による死者の減少 (約6割減)</p> <p>立川断層帯地震M7.4、夕方18時、風速8m/秒のケースで、火災を原因とする死者43人を17人に減少させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 目標を達成するための主な対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 住宅・建築物の不燃化 <ul style="list-style-type: none"> 都市計画に基づく不燃化の推進 (2) オープンスペースの整備と確保 <ul style="list-style-type: none"> ア 都市計画公園等の整備や農地の保全による避難空間の確保 イ 既存公園、避難場所等の周辺の緑の確保による避難場所の機能強化と地区レベルの防災活動拠点機能の整備 (3) 防災性の高い道路網の形成 <ul style="list-style-type: none"> 避難道路、緊急物資輸送ルート及び延焼遮断帯として機能するよう、都市計画道路
自助の備えを講じている市民の割合 (100%)																				
防災ガイドブックなどを活用し、市民が自ら考え、各家庭における備蓄などの防災対策が万全になる取組を推進する。																				
出火防止対策実施率 (感震ブレーカー設置率25%)																				
(1) 木造住宅密集地域などに、感震ブレーカーの設置に対する普及啓発の促進等を行う。																				
(2) 住宅用火災警報器の設置、維持管理に対する普及啓発の促進を行う。																				
初期消火対策実施率 (消火器保有率60%)																				
(1) 木造住宅密集地域を中心に、住宅用消火器の設置を促進する。																				
(2) 防災訓練の実施及び参加促進を図る。(消火器、スタンドパイプの取り扱い要領の熟知)																				
(3) 木造住宅密集地域を中心に街頭消火器の増設、スタンドパイプの配置を行う。																				
家具類の転倒・落下・移動防止対策実施率 (75%)																				
各種普及啓発ツールの活用などにより、家具類の転倒防止等対策を促進する。																				
防災リーダーの育成 (防災士取得)																				
自主防災組織等に対し防災士の資格取得を奨励し、防災リーダーとしての育成を図る。																				
消防団の定員充足の継続及び装備の充実強化																				
消防団の定員充足を継続させるために、あらゆるツールを活用し、消防団の存在と活動を周知するなど入団に向けた取組を推進する。併せて装備の充実を図り災害対応を強化する。																				
住宅の耐震化率 (令和7年度までにおおむね解消)																				
住宅の耐震化率を77.1%から「耐震性が不十分な住宅をおおむね解消」とする。																				
住宅・建築物の不燃化																				

頁	新	旧
	<p>(1) <u>都市計画に基づく住宅・建築物の不燃化を促進する。</u></p> <p>(2) <u>オープンスペースの整備及び確保を図る。</u></p> <p>ア <u>都市計画公園等の整備や農地の保全による避難空間の確保</u></p> <p>イ <u>既存公園、避難場所等の周辺の緑の確保による避難場所の機能強化と地区レベルの防災活動拠点機能の整備</u></p> <p>(3) <u>防災性の高い道路網を形成する。</u></p> <p><u>避難道路、緊急物資輸送ルート及び延焼遮断帯として機能するよう、都市計画道路及び主要幹線道路の整備・拡幅の推進</u></p> <p><u>上下水道の耐震化</u></p> <p>ア <u>上水道施設の耐震化</u></p> <p><u>耐震継手への布設替えを推進し、耐震管率を令和9年度までに42.6%とする。</u></p> <p>イ <u>下水道施設の耐震化</u></p> <p><u>下水道管の耐震化を推進する。特に、避難所や防災拠点の施設から排水を受け入れる下水道管の耐震化を優先し、令和8年度までに重要な幹線等の耐震化率を82.6%とする。</u></p> <p><u>消防水利充足率（100%）</u></p> <p><u>防火水槽の整備及び事業者と連携した消防水利を確保する。</u></p>	<p>及び主要幹線道路の整備・拡幅の推進</p> <p>(4) 消防力の充実・強化</p> <p>ア 消防団の定員維持、消防団装備・資器材の充実と計画的な更新</p> <p>イ 消防団の活動技術の向上</p> <p>ウ 防火水槽の整備及び事業者と連携した消防水利の確保</p> <p>(5) 市民や事業所の火災対応力の強化</p> <p>ア 出火防止対策の推進</p> <p>(ア) 住宅の耐震化（目標1-1(1)の再掲）</p> <p>(イ) 家具類の転倒防止対策の推進（目標1-1(2)の再掲）</p> <p>(ウ) 火気使用設備・器具の安全化及び停電復旧に伴う出火防止対策の推進</p> <p>イ 初期消火力の強化</p> <p>(ア) 自主防災組織の結成及び加入の働きかけ（目標1-1(5)ア(ア)の再掲）</p> <p>(イ) 防災訓練等による初期消火能力の強化</p> <p>(ウ) 地域と事業所の連携強化（目標1-1(5)ア(ウ)の再掲）</p> <p>(エ) 住宅用火災警報器の設置促進</p> <p>(6) 救出・救護体制の強化（目標1-1(5)の再掲）</p>
	<p>視点3 「市民の安全を守る体制づくり」</p> <p><u>市業務継続計画（BCP）の改定</u></p> <p><u>令和7年度までに改定する。</u></p> <p><u>受援応援体制の充実強化</u></p> <p><u>市災害時受援応援計画を策定する。（令和7年度までに作成）</u></p> <p><u>避難行動要支援者対策の推進</u></p> <p><u>避難行動要支援者個別避難計画を作成する。（令和8年度までに作成）</u></p> <p><u>地域コミュニティ活動の推進</u></p> <p><u>地域コミュニティ活動連携推進計画を策定する。（令和6年度までに作成）</u></p> <p><u>防災拠点としての機能を有する施設の整備</u></p> <p><u>市民総合交流拠点施設を整備する。（令和7年度）</u></p> <p><u>一斉帰宅抑制等、帰宅困難者対策条例の内容を把握している事業所の割合（70%）</u></p> <p><u>都内滞留者の大半を占める事業所従業員に対し、効果的な普及啓発を実施する。</u></p>	<p>目標2 避難者の減少</p> <p>2-1 住宅の倒壊や火災による避難者を4割減</p> <p>立川断層帯地震M7.4、夕方18時、風速8m/秒のケースで、住宅倒壊や火災による避難者45,900人を4割減の約27,500人にする。</p> <p>● 目標を達成するための主な対策</p> <p>(1) 住宅の耐震化（目標1-1(1)の再掲）</p> <p>(2) 住宅・建築物の不燃化（目標1-2(1)の再掲）</p> <p>(3) 消防力の充実・強化（目標1-2(4)の再掲）</p> <p>(4) 市民や事業所の火災対応力の強化（目標1-2(5)の再掲）</p>
	<p>視点4 「市民の生活安定と早期再建の仕組みづくり」</p> <p><u>避難所環境の向上</u></p> <p><u>避難所運営の向上や必要な物資の確保体制等を通じて避難所環境の不断の見直しを図る。</u></p> <p><u>災害時避難施設等の充実</u></p> <p><u>災害時における避難所施設の充実を図るために民間団体等との協定締結を図る。</u></p>	<p>2-2 ライフライン被害等による避難者の早期帰宅</p> <p>立川断層帯地震M7.4、夕方18時、風速8m/秒のケースで、ライフライン被害等による避難者を早期に帰宅できるようにする。</p> <p>● 目標を達成するための主な対策</p> <p>(1) 被災住宅に対する迅速な応急危険度判定の実施</p> <p>被災住宅に対する応急危険度判定を7日以内で完了する。</p> <p>(2) ライフラインの早期復旧</p> <p>目標4の対策を実施する。</p> <p>(3) エレベーター対策</p> <p>ア エレベーター閉じ込め防止装置の普及</p> <p>イ 「1ビル1台」復旧ルールの周知</p> <p>目標3 帰宅困難者の安全確保</p> <p>帰宅困難者の安全確保</p> <p>立川断層帯地震M7.4、夕方18時のケースで、帰宅困難者25,772人の安全を確保する。</p>

頁	新	旧												
		<p>● 目標を達成するための主な対策</p> <p>(1) 一斉帰宅の抑制と備蓄 東京都帰宅困難者対策条例に基づき、市内の事業所は、従業員等の施設内待機のための計画を策定し、従業員等への周知や3日分の備蓄の確保などに取組む。</p> <p>(2) 一時滞在施設の確保 企業や学校などに所属していない、行き場の無い帰宅困難者を待機させるため、一時滞在施設を確保する。</p> <p>(3) 帰宅支援の強化 ア 緊急輸送道路沿道建物の耐震化促進 イ 市による帰宅支援ステーションの開設と九都県市「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」に基づく災害時帰宅支援ステーション施設の周知 ウ 鉄道、バス等の運行情報や被害情報の提供</p> <p>(4) 交通機関による帰宅の促進 Aバスによる区域内搬送の実施</p> <p>目標4 ライフラインの早期復旧</p> <table border="1" data-bbox="1220 694 1818 826"> <tr> <td colspan="4">ライフラインを60日以内に95%以上回復させる。</td> </tr> <tr> <td>電力</td> <td>7日</td> <td>通信</td> <td>14日</td> </tr> <tr> <td>上下水道</td> <td>30日</td> <td>ガス</td> <td>60日</td> </tr> </table> <p>● 目標を達成するための主な対策</p> <p>(1) 上水道施設の耐震化 耐震継手への布設替えを推進し、耐震化率を令和9年度までに42.6%とする。</p> <p>(2) 下水道施設の耐震化 下水道管の耐震化を推進する。特に、避難所や防災拠点の施設から排水を受け入れる下水道管の耐震化を優先し、平成30年度までに重要な幹線等の耐震化率を69.0%とする。</p> <p>(3) 電力施設対策 ア 電力施設の耐震性強化 イ 送電ルートの複線化</p> <p>(4) ガス施設対策 ア ガス施設の耐震化 イ 災害時にLPGを使用し、都市ガス設備にガスを臨時供給できる移動式ガス発生設備の普及促進</p>	ライフラインを60日以内に95%以上回復させる。				電力	7日	通信	14日	上下水道	30日	ガス	60日
ライフラインを60日以内に95%以上回復させる。														
電力	7日	通信	14日											
上下水道	30日	ガス	60日											
1-7-1 ●	<p><u>第7章 複合災害への対応</u> <u>第1節 基本的考え方</u> <u>東日本大震災では東北地方太平洋沖地震、大津波、原子力発電所事故など、複合災害に見舞われた。また、近代未曾有の大災害である関東大震災では、台風の影響で関東地方では強風が吹いており、火災延焼による被害の拡大が顕著であったほか、地震発生から3週間後に台風が接近した。近年では、令和2年7月豪雨が新型コロナウイルス感染拡大の最中で発生し、被災地では、感染症対策を踏まえた避難所運営や応援職員の受入れなど、感染症まん延下における災害対応を余儀なくされた。</u></p>	新規												

頁	新	旧						
	<p><u>また、新たな被害想定においては、大規模風水害や火山噴火、感染拡大などの複合災害発生時に起きうる事象を整理した。</u> <u>【被害想定で想定する主な複合災害】</u></p> <table border="1" data-bbox="293 309 1191 667"> <tr> <td data-bbox="293 309 472 405"><u>風水害</u></td> <td data-bbox="472 309 1191 405"> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>地震動や液状化により堤防が損傷した箇所から浸水被害が拡大</u> ・ <u>梅雨期や台風シーズンなど、降水量が多い時期に地震が発生した場合、避難所等を含む生活空間に浸水被害が発生</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 405 472 536"><u>火山噴火</u></td> <td data-bbox="472 405 1191 536"> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>数 cm の降灰でも交通支障が発生し、救出救助活動や物資、燃料の搬送、災害廃棄物の撤去などの応急対策や復旧作業が困難化</u> ・ <u>火山灰が除去される前に地震が発生すると、降灰荷重により建物被害が激甚化</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 536 472 667"><u>感染拡大</u></td> <td data-bbox="472 536 1191 667"> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>多くの住民が避難する中で、感染症や食中毒が発生した場合、避難者間で集団感染が発生</u> ・ <u>救出救助活動や避難者の受入れ等において感染防止対策が必要となり、活動に時間がかかる可能性</u> </td> </tr> </table> <p><u>このような同種あるいは異種の災害が同時又は時間差をもって発生する複合災害が発生した場合、被害の激化や広域化、長期化等が懸念されることから、こうした状況も念頭に置きながら、予防、応急・復旧対策を実施する必要がある。</u></p>	<u>風水害</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>地震動や液状化により堤防が損傷した箇所から浸水被害が拡大</u> ・ <u>梅雨期や台風シーズンなど、降水量が多い時期に地震が発生した場合、避難所等を含む生活空間に浸水被害が発生</u> 	<u>火山噴火</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>数 cm の降灰でも交通支障が発生し、救出救助活動や物資、燃料の搬送、災害廃棄物の撤去などの応急対策や復旧作業が困難化</u> ・ <u>火山灰が除去される前に地震が発生すると、降灰荷重により建物被害が激甚化</u> 	<u>感染拡大</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>多くの住民が避難する中で、感染症や食中毒が発生した場合、避難者間で集団感染が発生</u> ・ <u>救出救助活動や避難者の受入れ等において感染防止対策が必要となり、活動に時間がかかる可能性</u> 	
<u>風水害</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>地震動や液状化により堤防が損傷した箇所から浸水被害が拡大</u> ・ <u>梅雨期や台風シーズンなど、降水量が多い時期に地震が発生した場合、避難所等を含む生活空間に浸水被害が発生</u> 							
<u>火山噴火</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>数 cm の降灰でも交通支障が発生し、救出救助活動や物資、燃料の搬送、災害廃棄物の撤去などの応急対策や復旧作業が困難化</u> ・ <u>火山灰が除去される前に地震が発生すると、降灰荷重により建物被害が激甚化</u> 							
<u>感染拡大</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>多くの住民が避難する中で、感染症や食中毒が発生した場合、避難者間で集団感染が発生</u> ・ <u>救出救助活動や避難者の受入れ等において感染防止対策が必要となり、活動に時間がかかる可能性</u> 							
<p>1-7-2 ●</p>	<p><u>第2節 複合災害に備え留意すべき事項</u> <u>先発災害発生時における被害状況等を踏まえ、第2部で掲げる各種施策を確実に進めつつ、後発災害に伴う影響なども念頭に置き、以下の点に留意する必要がある。</u></p> <p><u>1 留意事項</u></p> <p>(1) <u>自分の命は自分で守る視点から、複合災害に対する普及啓発を図り、自助・共助の取組を促進</u></p> <p>(2) <u>都市基盤施設の整備・耐震化など、防災・減災対策の推進</u></p> <p>(3) <u>様々なシナリオを想定した、BCPの策定、訓練の繰り返し実施・検証</u></p> <p>(4) <u>避難先のさらなる確保、在宅避難・自主避難など分散避難の推進</u></p> <p>(5) <u>夏季発災時における熱中症対策</u></p> <p><u>2 大規模自然災害+大規模自然災害</u></p> <p>(1) <u>先発災害から後発災害へのシームレスな対処計画の策定、受援応援体制の強化</u></p> <p>(2) <u>後発災害のリスクや被害状況等を踏まえた被災者の移送等の検討</u></p> <p>(3) <u>後発災害による被害の拡大に伴う避難の長期化を要因とした災害関連死抑止への対応等</u></p> <p><u>3 感染拡大+大規模自然災害</u></p> <p>(1) <u>災害ボランティアやエッセンシャルワーカーの行動制約下における体制の確保</u></p> <p>(2) <u>避難所における感染拡大による災害関連死抑止への対応等</u></p>	<p>新規</p>						

頁	新	旧
1-8-1 ●	<p>第8章 地震等に関する調査研究</p> <p>災害対策の推進には、現状の分析と将来の予測が重要な役割を果たす。このため、防災関係機関においては、現代の科学と技術を活用した各種の調査研究を実施している。<u>令和4年5月、東京都は、住宅の耐震化や不燃化対策などの取組の進展や高齢化や単身世帯の増加など都内人口構造の変化、南海トラフ巨大地震の発生確率の上昇など、東京を取り巻く環境が変化している点を踏まえ、改めて客観的なデータや最新の科学的知見に基づき被害想定の見直しを行い、</u>本市において最も影響が大きい立川断層帯地震を含む「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表した。</p> <p>また、水防に関しては京浜河川事務所が平成28年5月に多摩川の浸水想定区域図を公表し水害に備えている。</p> <p>本市においては、これらの研究成果や各種データを踏まえて、防災対策の充実に努める。</p>	<p>第7章 地震等に関する調査研究</p> <p>災害対策の推進には、現状の分析と将来の予測が重要な役割を果たす。このため、防災関係機関においては、現代の科学と技術を活用した各種の調査研究を実施している。平成24年には、東京都が東北地方太平洋沖地震を踏まえ、客観的なデータや科学的な裏付けに基づき、本市において最も影響が大きい立川断層帯地震を含む「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表した。</p> <p>また、水防に関しては京浜河川事務所が平成28年5月に多摩川の浸水想定区域図を公表し水害に備えている。</p> <p>本市においては、これらの研究成果や各種データを踏まえて、防災対策の充実に努める。</p>
1-8-1 ●	<p>第1節 被害想定、地域危険度測定調査</p> <p>2 都の調査研究</p> <p>(1) 被害想定</p> <p><u>東京都防災会議は、昭和53年に区部、昭和60年に多摩地域、平成3年に東京都全域を対象として、海溝型巨大地震である関東大地震の再来を前提とした地震被害想定調査研究を実施し、公表した。</u></p> <p><u>さらに、中央防災会議が、「南関東地域直下の地震対策に関する大綱」を決定したことを受け、直下地震の被害想定として平成9年8月に「東京における直下地震の被害想定に関する調査報告書」を公表した。</u></p> <p><u>平成18年5月には、都市構造の変化や中央防災会議の被害想定を踏まえて、「首都直下地震による東京の被害想定報告書」を公表した。</u></p> <p><u>平成24年4月には、東北地方太平洋沖地震を踏まえ、客観的なデータや科学的な裏付けに基づき、「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表した。</u></p> <p><u>その後、平成24年8月に内閣府から「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等(第二次報告)及び被害想定(第一次報告)」が公表されたが、これは国全体を考慮した広範囲の想定であり、詳細な被害状況が示されていない。</u></p> <p><u>そのため、都としても南海トラフに関する独自の被害想定を行うこととし、平成25年5月に「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」を公表した。</u></p> <p><u>前回被害想定から約10年が経過するなか、住宅の耐震化や不燃化対策などの取組の進展や高齢化や単身世帯の増加など都内人口構造の変化、南海トラフ巨大地震の発生確率の上昇など、東京を取り巻く環境が変化している点を踏まえ、改めて客観的なデータや最新の科学的知見に基づき被害想定の見直しを行い、令和4年5月に「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表した。</u></p>	<p>第1節 被害想定、地域危険度測定調査</p> <p>2 都の調査研究</p> <p>(1) 被害想定</p> <p><u>東京都防災会議は、平成9年に国の中央防災会議が策定した「南関東地域直下の地震対策に関する大綱」を受け、「東京における直下地震の被害想定に関する調査報告書」を公表した。その後、道路や通信などのインフラ整備、高層建物の増加などにより東京の都市状況は大きく変化してきたことから、平成18年に都及び区市町村における震災対策の一層の推進を図るとともに、都民の防災意識の向上に寄与するための基礎資料として「首都直下地震による東京の被害想定」を公表した。</u></p> <p><u>また、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震を踏まえ、平成24年4月に「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表した。</u></p> <p><u>さらには、平成25年5月に「東海・東南海・南海連動地震による東京の被害想定」を公表した。</u></p>

頁	新	旧																														
<p>1-8-2 ●</p>	<p>(2) 地域危険度測定調査 東京都震災対策条例第12条第1項及び同条例施行規則（平成13年東京都規則第52号）第5条に基づき、次の目的で概ね5年ごとに地震に関する地域の危険度を科学的に測定調査及び研究し、その結果を同条例第12条第3項により公表している。</p> <p>① 地震に対する都民の認識を深め、防災意識の高揚に役立てる。 ② 震災対策事業を実施する地域を選択する際に活用する。</p> <p>この調査は、市街化区域を対象とし、<u>地震に対する危険性の度合い（被害の受けやすさ）を町丁目ごとに5段階のランクで相対評価したものである。</u> <u>調査は市街化区域を対象として行われ、多摩地域における調査は下表のとおりである。</u> <u>測定調査の経過</u></p> <table border="1" data-bbox="293 533 972 871"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>調査期間</th> <th>公表時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1回</td> <td>昭和52～53年度</td> <td>昭和55年7月</td> </tr> <tr> <td>第2回</td> <td>昭和59～60年度</td> <td>昭和62年5月</td> </tr> <tr> <td>第3回</td> <td>平成元～3年度</td> <td>平成5年1月</td> </tr> <tr> <td>第4回</td> <td>平成6～9年度</td> <td>平成10年3月</td> </tr> <tr> <td>第5回</td> <td>平成11～14年度</td> <td>平成14年12月</td> </tr> <tr> <td>第6回</td> <td>平成17～19年度</td> <td>平成20年2月</td> </tr> <tr> <td>第7回</td> <td>平成21～24年度</td> <td>平成25年9月</td> </tr> <tr> <td>第8回</td> <td>平成26～29年度</td> <td>平成30年2月</td> </tr> <tr> <td>第9回</td> <td>平成29～令和4年度</td> <td>令和4年9月</td> </tr> </tbody> </table>	区分	調査期間	公表時期	第1回	昭和52～53年度	昭和55年7月	第2回	昭和59～60年度	昭和62年5月	第3回	平成元～3年度	平成5年1月	第4回	平成6～9年度	平成10年3月	第5回	平成11～14年度	平成14年12月	第6回	平成17～19年度	平成20年2月	第7回	平成21～24年度	平成25年9月	第8回	平成26～29年度	平成30年2月	第9回	平成29～令和4年度	令和4年9月	<p>(2) 地域危険度測定調査 東京都震災対策条例第12条第1項及び同条例施行規則（平成13年東京都規則第52号）第5条に基づき、次の目的で概ね5年ごとに地震に関する地域の危険度を科学的に測定調査及び研究し、その結果を同条例第12条第3項により公表している。</p> <p>① 地震に対する都民の認識を深め、防災意識の高揚に役立てる。 ② 震災対策事業を実施する地域を選択する際に活用する。</p> <p>この調査は、市街化区域を対象とし、<u>地盤性状、建物、火災、避難の面から地域ごとの危険度合いを科学的に測定調査し、総合化した危険度を求めるものである。</u> <u>調査は市街化区域を対象として行われ、多摩地域における調査は、これまで昭和52年～53年度（昭和55年7月公表）、昭和56年～60年度（昭和62年公表）、平成元年～3年度（平成5年1月公表）、平成6年～9年度（平成10年3月公表）、平成11年～14年度（平成14年12月公表）、平成17年～平成19年度（平成20年2月公表）、平成21～24年度（平成25年9月公表）及び平成26～29年度（平成30年2月公表）の8回行われている。</u></p>
区分	調査期間	公表時期																														
第1回	昭和52～53年度	昭和55年7月																														
第2回	昭和59～60年度	昭和62年5月																														
第3回	平成元～3年度	平成5年1月																														
第4回	平成6～9年度	平成10年3月																														
第5回	平成11～14年度	平成14年12月																														
第6回	平成17～19年度	平成20年2月																														
第7回	平成21～24年度	平成25年9月																														
第8回	平成26～29年度	平成30年2月																														
第9回	平成29～令和4年度	令和4年9月																														

頁	新	旧
1-8-3 ●	<p>第2節 震災対策調査研究</p> <p>1 火災等に関する調査研究</p> <p><u>東京消防庁は、東京都震災対策条例第12条に基づく延焼、出火等の地震防災の基礎調査及び実災害の被害調査を行い、被害を軽減するための各種対策を検討するとともに、都知事の諮問機関である火災予防審議会の答申を受けて、各種対策を実施している。</u></p> <p><u>また、震災時の出火防止対策に資する調査研究、消防活動での安全対策等に資する調査研究等を、必要に応じて実施している。</u></p>	<p>第2節 震災対策調査研究</p> <p>1 火災等に関する調査研究</p> <p><u>震災時における被害は、家屋の倒壊のほか、その大部分が火災によるものと予想されている。大震災対策を科学的、効果的に推進するためには、出火防止、初期消火及び火災拡大防止等に関する調査研究を行うことが必要である。</u></p> <p><u>東京消防庁では、震災時の火災危険性等を把握し、被害を軽減する方策等を明らかにするため、火災予防審議会への諮問を行うとともに、実災害の被害調査や次に掲げる調査研究・検証を実施している。</u></p> <p><u>(1) 震災による被害の軽減に関する調査研究</u></p> <p><u>(2) 都民や事業所の火災対応に関する調査研究</u></p> <p><u>(3) 危険物質対策に関する調査研究</u></p> <p><u>(4) 消防活動の充実強化に関する調査研究</u></p>
1-8-3 ●	<p>2 地盤の液状化及び被害状況の把握に関する調査研究</p> <p><u>東京都土木技術支援・人材育成センターは、昭和62年に関東地震規模の地震動に対する「東京低地の液状化予測」（東京都土木技術研究所（当時））の公表を行い、令和4年には地盤の有識者からなる「東京の液状化予測図」更新に関するアドバイザー委員会の助言を踏まえ、新たな「東京の液状化予測図」を作成し、公表している。</u></p>	<p>2 地盤の液状化及び被害状況の把握に関する調査研究</p> <p><u>都土木技術支援・人材育成センターは、昭和62年4月に関東地震規模の地震動に対する「東京低地の液状化予測」（東京都土木技術研究所（当時））を公表した。</u></p> <p><u>また、都建設局及び都港湾局は、平成24年4月に東京都防災会議が公表した被害想定を踏まえ、東京都土木技術支援・人材育成センターを中心に見直しを行い、平成25年3月に「東京の液状化予測図」の見直しを公表している。また、新たに得られた地盤データを活用し、「東京の液状化予想図」の更新に着手する。</u></p> <p><u>都市防災については、本庁・事務所間の効率的な情報の共有化と道路障害物除去方針などを支援するため、GPS 機能付携帯電話を用いて道路被害情報を迅速に収集し、インターネットを活用して早期に被害状況を把握するとともに、迂回路検索が図れる「レスキュー・ナビゲーション」を開発した。</u></p>

頁	新	旧
<p>1-8-3</p> <p>●</p>	<p>4 地震に関する情報の収集・分析</p> <p>国は、地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)に基づき地震調査研究推進本部を設置し、関係行政機関及び大学等の調査結果等を一元的に収集するとともに、整理・分析し、総合的な評価を行い、これに基づき広報を行っている。</p> <p>また、首都直下地震は、切迫性が高く、推定される被害が甚大であると指摘されていることから、首都圏下で発生する地震の姿を明らかにするとともに、建物の耐震構造技術の向上や災害対応体制の確立により被害軽減につなげて行くことを目的として、<u>平成19年度から平成23年度に「首都直下地震防災・減災特別プロジェクト」を実施した。</u></p> <p><u>さらに、国等は、都市の脆弱性が引き起こす激甚災害の軽減化プロジェクト(都市災害プロジェクト)(平成24～28年度)や官民一体の総合的な災害対応や事業継続、個人の防災行動等に資するビッグデータを整備することを目的とした「首都圏を中心としたレジリエンス総合力向上プロジェクト」(平成29年～令和3年度)を実施した。</u></p> <p><u>都は、これらのプロジェクトに参加するなど、地震に関する情報の収集・分析に努めてきた。</u></p> <p><u>都は、引き続き、国のプロジェクト等に参加するなど、地震に関する調査研究の成果等を積極的に収集し、その分析に努めていく。</u></p>	<p>4 地震に関する情報の収集・分析</p> <p>国は、地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)に基づき地震調査研究推進本部を設置し、関係行政機関及び大学等の調査結果等を一元的に収集するとともに、整理・分析し、総合的な評価を行い、これに基づき広報を行っている。</p> <p>また、首都直下地震は、切迫性が高く、推定される被害が甚大であると指摘されていることから、首都圏下で発生する地震の姿を明らかにするとともに、建物の耐震構造技術の向上や災害対応体制の確立により被害軽減につなげて行くことを目的として、首都直下地震防災・減災特別プロジェクトを実施した。</p> <p><u>この研究の成果として、フィリピン海プレートの上端が、従来の想定よりも10kmから15km程度浅いことなどが明らかにされており、都は、こうした新たな知見を反映して、首都直下地震等による東京の被害想定を作成した。</u></p> <p><u>都は、引き続き、国の「都市災害プロジェクト」に参加するなど、地震に関する調査研究について可能な限り協力し、地震に関する調査研究の成果等を積極的に収集し、その分析に努める。</u></p>
<p>1-8-4</p> <p>●</p>	<p>6 立川断層(帯)の調査研究</p> <p><u>阪神・淡路大震災を契機に、活断層と地震との関係が注目されるようになった。</u></p> <p><u>立川断層は、青梅市小曾木笹仁田峠付近から国立市谷保まで、北西―南東方向に続く断層で、21kmにわたって武蔵野台地とその北側の丘陵に数mから数10mの高度差を生じさせている。本市は、この活断層上にあるわけではないが、市の北東部では近接している。</u></p> <p><u>都は、平成9年から10年にかけて、都内にある主要活断層の一つとして、この立川断層の調査を実施した。</u></p> <p><u>立川断層帯は、名栗断層と立川断層から構成され、埼玉県飯能市から、東京都青梅市、立川市を経て、府中市まで至る、全長約33kmの断層帯である。</u></p> <p><u>国は、立川断層帯を対象に平成24年度から3年間を調査期間として重点的長期観測調査を実施した。</u></p> <p><u>政府の地震調査研究推進本部が公表した令和5年1月現在の「主要活断層帯の長期評価の概要」によると、立川断層帯の地震規模はマグニチュード7.4程度と予想している。平均活動間隔は10,000年～15,000年程度であり、最新活動時期は約20,000年前以後、13,000年前以前である。30年以内の発生確率は0.5～2%とされている。</u></p> <p><u>立川断層帯地震が発生した場合、多摩地域に大きな影響を与えるとされていることから、都は、地元市町との連携を図るとともに、調査結果を踏まえた国の動向等に注視していく。</u></p>	<p>6 立川断層(帯)の調査研究</p> <p>(1) 立川断層の調査結果</p> <p><u>立川断層は、青梅市小曾木笹仁田峠付近から国立市谷保まで、北西―南東方向に続く断層で、21kmにわたって武蔵野台地とその北側の丘陵に数mから数10mの高度差を生じさせている。本市は、この活断層上にあるわけではないが、市の北東部では近接している。都は、平成9年から10年にかけて、都内にある主要活断層の一つとして、この立川断層の調査を実施した。</u></p> <p><u>立川断層については、これまで地形的な特徴から活断層であることは確実とされていたが、実際に動いた証拠は得られていなかった。しかし、今回の調査では立川断層が実際に動いた事実が具体的な証拠によって明らかとなり、立川断層は過去に繰り返し活動した活断層であることが判明した。</u></p> <p><u>活断層の活動周期については国内の様々な地域で得られた事例に基づく経験的な解釈によると平均的な活動間隔は約5,000年程度であることが推定されている。一方、立川断層についてみると、これまで行われた調査結果では、前回立川断層が動いたのは千数百年前と推定される。従って、立川断層がきわめて近い将来に動く可能性は小さいという調査結果となっている。</u></p> <p>(2) 立川断層帯の調査</p> <p><u>立川断層帯は、名栗断層と立川断層から構成され、埼玉県飯能市から、東京都青梅市、立川市を経て、府中市まで至る、全長約33kmの断層帯である。</u></p> <p><u>国は、平成23年東北地方太平洋沖地震とそれ以後の地殻変動により、地震発生確率が高くなっている可能性がある主要活断層帯の一つとして、立川断層帯を挙げており、新たな調査を実施することにより長期評価の精度をさらに向上させるため、立川断層帯を対象に平成24年度からの3年間を調査期間として重点的長期観測調査を実施している。</u></p>

頁	新	旧
1-8-4 ●	<p>7 長周期地震動に関する調査</p> <p>公益社団法人土木学会及び一般社団法人日本建築学会では、平成 18 年に「海溝型巨大地震による長周期地震動と土木・建築建造物の耐震性向上に関する共同提言」をとりまとめた。</p> <p><u>また、国において、平成 27 年度には「南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動に関する報告」がなされ、その後「相模トラフ沿いの巨大地震等による長周期地震動検討会」で大正関東地震をモデルとした長周期地震動の影響等について検討を進めている。</u></p> <p>長周期地震動の影響については、課題が残されており、今後の検討について留意する必要がある。</p> <p><u>なお、「首都直下地震等による東京の被害想定」では、長周期地震動がもたらし得る被害について定性的に評価するとともに、過去災害における特徴的な事象として長周期地震動による被害をまとめた。</u></p>	<p>7 長周期地震動に関する調査</p> <p>公益社団法人土木学会及び一般社団法人日本建築学会では、平成18年に「海溝型巨大地震による長周期地震動と土木・建築建造物の耐震性向上に関する共同提言」をとりまとめた。</p> <p>長周期地震動の影響については、課題が残されており、今後の検討について留意する必要がある。</p> <p><u>なお、平成24年の都の被害想定では、長周期地震動がもたらしうる高層ビル内滞留者への心理的影響や起こり事象について、東北地方太平洋沖地震における実態と元禄型関東地震による長周期地震動想定結果を比較し、都民への防災意識の啓発・対策促進につなげるため検討材料を整理するとの基本的考え方の下、元禄型関東地震における長周期地震動による影響を明らかにした。</u></p>

頁	新	旧																																																																																													
<p>□</p>	<p>第2部災害予防計画と第3部震災応急・復旧対策計画は、「災害に強いひとづくり」「災害に強いまちづくり」「市民の安全を守る体制づくり」「市民の生活安定と早期再建の仕組みづくり」の4つの視点から章を構成し、予防計画と応急・復旧計画の関係は下表のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="293 339 1196 1139"> <thead> <tr> <th></th> <th>災害予防計画</th> <th>震災応急・復旧対策計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ひとづくり</td> <td>第1章 地域防災力の向上</td> <td>第1章 応急活動体制</td> </tr> <tr> <td>第2章 災害に強く安全に暮らせるまちづくり</td> <td>第2章 情報の収集・伝達</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">まちづくり</td> <td>第3章 安全な交通ネットワークと災害に強いライフライン等の確保</td> <td>第3章 災害救助法の適用</td> </tr> <tr> <td>第4章 応急対応力の強化</td> <td>第4章 相互応援協力・派遣要請</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市民の安全を守る体制づくり</td> <td>第5章 情報通信の確保</td> <td>第5章 市民と地域による対応</td> </tr> <tr> <td>第6章 帰宅困難者対策</td> <td>第6章 消火・救助・救急・警備活動等</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">早期再建の仕組みづくり</td> <td>第7章 医療救護等対策</td> <td>第7章 避難者対策</td> </tr> <tr> <td>第8章 避難者対策</td> <td>第8章 帰宅困難者対策</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第9章 物流・備蓄対策の推進</td> <td>第9章 物流・備蓄対策</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第10章 放射性物質対策</td> <td>第10章 医療救護等対策</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第11章 市民生活の早期再建対策</td> <td>第11章 公共施設等の応急・復旧対策</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第12章 要配慮者対策</td> <td>第12章 交通施設・ライフライン施設等の応急・復旧対策</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>第13章 教育・労務</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>第14章 放射性物質対策</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>第15章 市民生活の早期再建対策</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>第16章 激甚災害の指定</td> </tr> </tbody> </table> <p>要配慮者対策は、4つの視点に共通の対策であり、□の応急・復旧対策に含まれる。</p>		災害予防計画	震災応急・復旧対策計画	ひとづくり	第1章 地域防災力の向上	第1章 応急活動体制	第2章 災害に強く安全に暮らせるまちづくり	第2章 情報の収集・伝達	まちづくり	第3章 安全な交通ネットワークと災害に強いライフライン等の確保	第3章 災害救助法の適用	第4章 応急対応力の強化	第4章 相互応援協力・派遣要請	市民の安全を守る体制づくり	第5章 情報通信の確保	第5章 市民と地域による対応	第6章 帰宅困難者対策	第6章 消火・救助・救急・警備活動等	早期再建の仕組みづくり	第7章 医療救護等対策	第7章 避難者対策	第8章 避難者対策	第8章 帰宅困難者対策		第9章 物流・備蓄対策の推進	第9章 物流・備蓄対策		第10章 放射性物質対策	第10章 医療救護等対策		第11章 市民生活の早期再建対策	第11章 公共施設等の応急・復旧対策		第12章 要配慮者対策	第12章 交通施設・ライフライン施設等の応急・復旧対策			第13章 教育・労務			第14章 放射性物質対策			第15章 市民生活の早期再建対策			第16章 激甚災害の指定	<p>第2部災害予防計画と第3部震災応急・復旧対策計画は、「災害に強いまちづくり」「市民の安全を守る体制づくり」「市民の生活安定と早期再建の仕組みづくり」の3つの視点から章を構成し、予防計画と応急・復旧計画の関係は下表のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1223 308 2125 1107"> <thead> <tr> <th></th> <th>災害予防計画</th> <th>震災応急・復旧対策計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">まちづくりに強い</td> <td>第1章 災害に強く安全に暮らせるまちづくり</td> <td>第1章 応急活動体制</td> </tr> <tr> <td>第2章 安全な交通ネットワークと災害に強いライフライン等の確保</td> <td>第2章 情報の収集・伝達</td> </tr> <tr> <td>第3章 地域防災力の向上</td> <td>第3章 災害救助法の適用</td> </tr> <tr> <td>第4章 応急対応力の強化</td> <td>第4章 相互応援協力・派遣要請</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市民の安全を守る体制づくり</td> <td>第5章 情報通信の確保</td> <td>第5章 市民と地域による対応</td> </tr> <tr> <td>第6章 帰宅困難者対策</td> <td>第6章 消火・救助・救急・警備活動等</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">早期再建の仕組みづくり</td> <td>第7章 医療救護等対策</td> <td>第7章 避難者対策</td> </tr> <tr> <td>第8章 避難者対策</td> <td>第8章 帰宅困難者対策</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第9章 物流・備蓄対策の推進</td> <td>第9章 物流・備蓄対策</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第10章 放射性物質対策</td> <td>第10章 医療救護等対策</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第11章 市民生活の早期再建対策</td> <td>第11章 公共施設等の応急・復旧対策</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第12章 要配慮者対策</td> <td>第12章 交通施設・ライフライン施設等の応急・復旧対策</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>第13章 教育・労務</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>第14章 放射性物質対策</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>第15章 市民生活の早期再建対策</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>第16章 激甚災害の指定</td> </tr> </tbody> </table> <p>要配慮者対策は、3つの視点に共通の対策であり、□の応急・復旧対策に含まれる。</p>		災害予防計画	震災応急・復旧対策計画	まちづくりに強い	第1章 災害に強く安全に暮らせるまちづくり	第1章 応急活動体制	第2章 安全な交通ネットワークと災害に強いライフライン等の確保	第2章 情報の収集・伝達	第3章 地域防災力の向上	第3章 災害救助法の適用	第4章 応急対応力の強化	第4章 相互応援協力・派遣要請	市民の安全を守る体制づくり	第5章 情報通信の確保	第5章 市民と地域による対応	第6章 帰宅困難者対策	第6章 消火・救助・救急・警備活動等	早期再建の仕組みづくり	第7章 医療救護等対策	第7章 避難者対策	第8章 避難者対策	第8章 帰宅困難者対策		第9章 物流・備蓄対策の推進	第9章 物流・備蓄対策		第10章 放射性物質対策	第10章 医療救護等対策		第11章 市民生活の早期再建対策	第11章 公共施設等の応急・復旧対策		第12章 要配慮者対策	第12章 交通施設・ライフライン施設等の応急・復旧対策			第13章 教育・労務			第14章 放射性物質対策			第15章 市民生活の早期再建対策			第16章 激甚災害の指定
		災害予防計画	震災応急・復旧対策計画																																																																																												
ひとづくり	第1章 地域防災力の向上	第1章 応急活動体制																																																																																													
	第2章 災害に強く安全に暮らせるまちづくり	第2章 情報の収集・伝達																																																																																													
まちづくり	第3章 安全な交通ネットワークと災害に強いライフライン等の確保	第3章 災害救助法の適用																																																																																													
	第4章 応急対応力の強化	第4章 相互応援協力・派遣要請																																																																																													
市民の安全を守る体制づくり	第5章 情報通信の確保	第5章 市民と地域による対応																																																																																													
	第6章 帰宅困難者対策	第6章 消火・救助・救急・警備活動等																																																																																													
早期再建の仕組みづくり	第7章 医療救護等対策	第7章 避難者対策																																																																																													
	第8章 避難者対策	第8章 帰宅困難者対策																																																																																													
	第9章 物流・備蓄対策の推進	第9章 物流・備蓄対策																																																																																													
	第10章 放射性物質対策	第10章 医療救護等対策																																																																																													
	第11章 市民生活の早期再建対策	第11章 公共施設等の応急・復旧対策																																																																																													
	第12章 要配慮者対策	第12章 交通施設・ライフライン施設等の応急・復旧対策																																																																																													
		第13章 教育・労務																																																																																													
		第14章 放射性物質対策																																																																																													
		第15章 市民生活の早期再建対策																																																																																													
		第16章 激甚災害の指定																																																																																													
	災害予防計画	震災応急・復旧対策計画																																																																																													
まちづくりに強い	第1章 災害に強く安全に暮らせるまちづくり	第1章 応急活動体制																																																																																													
	第2章 安全な交通ネットワークと災害に強いライフライン等の確保	第2章 情報の収集・伝達																																																																																													
	第3章 地域防災力の向上	第3章 災害救助法の適用																																																																																													
	第4章 応急対応力の強化	第4章 相互応援協力・派遣要請																																																																																													
市民の安全を守る体制づくり	第5章 情報通信の確保	第5章 市民と地域による対応																																																																																													
	第6章 帰宅困難者対策	第6章 消火・救助・救急・警備活動等																																																																																													
早期再建の仕組みづくり	第7章 医療救護等対策	第7章 避難者対策																																																																																													
	第8章 避難者対策	第8章 帰宅困難者対策																																																																																													
	第9章 物流・備蓄対策の推進	第9章 物流・備蓄対策																																																																																													
	第10章 放射性物質対策	第10章 医療救護等対策																																																																																													
	第11章 市民生活の早期再建対策	第11章 公共施設等の応急・復旧対策																																																																																													
	第12章 要配慮者対策	第12章 交通施設・ライフライン施設等の応急・復旧対策																																																																																													
		第13章 教育・労務																																																																																													
		第14章 放射性物質対策																																																																																													
		第15章 市民生活の早期再建対策																																																																																													
		第16章 激甚災害の指定																																																																																													

頁	新	旧
2-1-1 ●	<p>第1章 地域防災力の向上 第1節 基本的考え方</p> <p>阪神・淡路大震災や東日本大震災などの過去の震災では、建物などの倒壊や火災が同時多発的に発生したため、地震発生直後の住民同士による助け合いによって多くの命が救われており、発災時における自助・共助の重要性が明らかとなっている。<u>また、熊本地震では、女性の視点等を意識した避難所運営などの重要性が再認識された。</u></p> <p>市民、事業所等は、「自らの身の安全は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本理念として、災害に対する不断の備えを進めていくとともに、自助・共助の担い手となる市民、地域、消防団、事業所、ボランティアと行政が相互に連携・支援を高めながら、市民及び地域の防災力の向上を図っていく必要がある。</p>	<p>第3章 地域防災力の向上 第1節 基本的考え方</p> <p>阪神・淡路大震災や東日本大震災などの過去の震災では、建物などの倒壊や火災が同時多発的に発生したため、発災直後の住民同士による助け合いによって多くの命が救われており、発災時における自助・共助の重要性が明らかとなっている。このことから、市民、事業所等は、「自らの身の安全は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本理念として、災害に対する不断の備えを進めていくとともに、自助・共助の担い手となる市民、地域、消防団、事業所、ボランティアと行政が相互に連携・支援を高めながら、市民と地域の防災力の向上を図っていく必要がある。</p>
2-1-1 □	<p>1 現状</p> <p>自助による市民の防災力向上を図るため、<u>市では、ハザードマップの配布、防災講演などを通じて意識啓発を図っている。また、令和3年度には、防災ガイドブックを配布している。</u></p> <p><u>地域による共助への取組としては、市内には、102の自主防災組織（令和5年4月現在）があり、自主防災組織や自治会が行う防災訓練指導などを通じて共助の推進を図っている。</u></p> <p><u>また、自主防災組織が震災時等に組織的な活動ができるよう、平成24年度から平成28年度にかけ、各自主防災組織は、市の作成支援のもと「自主防災組織震災時活動マニュアル」を作成した。</u></p> <p>消防団の活動支援については、消防署と連携を図りながら、教育訓練指導や消防団員確保などの活動支援を実施している。</p> <p>発災時には、地域の住民と事業所が協力して被害拡大を防ぐことが大切であり、市は、市の総合防災訓練等を通じ、地域との連携を図る取り組みを実施している。</p> <p>災害時においては、様々な分野でボランティアの活動が期待されることから、消防署と連携し、市の総合防災訓練等において、連携した活動を実施している。</p>	<p>1 現状</p> <p>自助による市民の防災力向上を図るため、<u>市では、防災マップやハザードマップの配布、防災講演などを通じて意識啓発を図っている。また、令和3年度には、市民防災マニュアルを防災ガイドブックに改定し配布を行っている。</u></p> <p><u>地域による共助への取組としては、市内には、103の自主防災組織（令和3年12月現在）があり、自主防災組織や自治会が行う防災訓練指導などを通じて、共助の推進を図るとともに、自主防災組織が震災時等において組織的な活動ができるよう、市は各自主防災組織が作成する自主防災組織の活動マニュアルの作成支援を行っている。</u></p> <p>消防団の活動支援については、消防署と連携を図りながら、教育訓練指導や消防団員確保などの活動支援を実施している。</p> <p>発災時には、地域の住民と事業所が協力して被害拡大を防ぐことが大切であり、市は、市の総合防災訓練等を通じ、地域との連携を図る取り組みを実施している。</p> <p>災害時においては、様々な分野でボランティアの活動が期待されることから、消防署と連携し、市の総合防災訓練等において、連携した活動を実施している。</p>

2 課題

本計画の想定地震である立川断層帯地震の被害想定では、前回（平成24年）の想定被害と比較して、ゆれによる建物全壊棟数及びゆれ・建物の被害による死傷者は減少しているものの、焼失棟数及び火災による死者は増加している。また、要配慮者の死者は、全死者の半数を超える想定とされており、以下の課題がある。

【被害想定（立川断層帯地震）】

被害項目	想定される被害	前回（平成24年）の想定被害
ゆれ・建物の被害による死者（傷者）	最大100人（1,312人）	最大157人（1,887人）
火災による死者（傷者）	最大66人（252人）	最大43人（160人）
屋内収容物による死者（傷者）	最大4人（77人）	最大4人（83人）
要配慮者の死者	最大89人	最大82人
ゆれによる倒壊全壊棟数	1,668棟	2,598棟
焼失棟数（倒壊建物含む）	3,021棟	2,190棟

(1) 自助による市民の防災力

ア 建物のゆれ等や屋内収容物による死傷者を軽減するためには、自らの建物の耐震性や耐火性を確保するとともに、家具類の転倒防止・落下・移動の防止の備えを実施しておく必要がある。しかしながら、令和元年度に市が実施した市民意識調査での家具類の転倒・落下・移動防止対策の実施率は、38.7%となっており、自助の備えを推進していく必要がある。

イ 火災による死傷者や焼失棟数を軽減するためには、出火防止対策として、家庭用消火器（水の汲み置き等）などの消火用具の備え、自宅における感震ブレーカーの設置、火災を早期に発見する住宅用火災警報器の設置及び維持管理のほか、初期消火能力の向上を図る必要がある。

(2) 地域における共助

大きな被害が発生した場合に、一人でも多くの命を救うためには、発災直後の近隣住民同士の助け合いが大きな効果を発揮する。特に高齢者などの要配慮者の死者数の割合が高いことから、適切な支援が行われることが重要である。市内の自主防災組織は102組織あるが、これらのほとんどは各自治会を母体として結成されており、自治会の加入率は31.2%台（令和5年4月現在）と低いものとなっている。また、地域による活動にも温度差があり、市民一人ひとりの共助の取組への参画や自主防災組織の活動の活性化を一層推進していく必要がある。

避難所などで多様化する被災者のニーズによりきめ細かく対応していくためには、女性の力が防災分野においても発揮されるよう女性の防災人材育成に取り組んでいくことが必要である。

(3) マンション防災における自助・共助

マンションの増加は、マンション防災の必要性を高めている。躯体が耐震化している建物が多く、被害が軽微であれば在宅避難が可能となる。しかし、早期のエレベーター

2 課題

本計画の想定地震である立川断層帯地震（冬午前5時、風速8m/s）の被害想定では、全体的な人的被害として、死者が167人、負傷者が1,923人、屋内収容物や火災による死傷者が87人発生し、要配慮者の死者は、全死者の半数にあたる82人と想定されており、次の課題がある。

(1) 自助による市民の防災力

建物のゆれ等による屋内収容物による被害を軽減するためには、自らの建物の耐震性や耐火性を確保するとともに、家具類の転倒防止・落下・移動の防止の備えを実施しておく必要がある。しかしながら、令和元年度に市が実施した市民意識調査での家具類の転倒・落下・移動防止対策の実施率は、38.7%となっており、自助の備えを推進していく必要がある。

(2) 地域における共助

大きな被害が発生した場合に、一人でも多くの命を救うためには、発災直後の近隣住民同士の助け合いが大切である。特に高齢者などの要配慮者の死者数の割合が高く、適切な支援が重要である。市内の自主防災組織は103組織あるが、これらのほとんどは各自治会を母体として結成されており、自治会の加入率は33%台（令和3年4月現在）と低いものとなっている。また、地域による活動にも温度差があり、市民一人ひとりの共助の取組への参画や自主防災組織の活動の活性化を推進していく必要がある。

(3) 消防団の活動体制

本計画の被害想定では、焼失棟数が1,972棟予想され、また、自力脱出困難者も1,242人発生する想定となっており、消防団による消火活動や救助活動が迅速に行われる必要があり、消防団の活動体制を整備していく必要がある。

(4) 事業所における自助・共助

事業所は、発災時において地域の住民とともに救助活動等を実施するとともに、復旧・復興時には地域経済や雇用を支えることなどが求められている。このことから、自治会や自主防災組織などとの応援協定や防災訓練の実施を進めていく必要がある。

(5) ボランティア活動の支援体制

発災時においては、ボランティアによる避難所の運営支援やがれきの処理など、多くの支援活動が期待される。しかしながら、東日本大震災などでは、ボランティアが十分に活動できなかった事例もあり、円滑なボランティア活動の支援体制が必要である。

2-1-1
2-1-2
2-1-3
● □

頁	新	旧
	<p><u>復旧や建物の「給水ポンプ」(電気設備)の停電の影響を受けるため利用再開が困難、排水管等の修理が終了していない場合はトイレ使用不可、住民同士のつながりが稀薄、などの諸問題によって、在宅避難が困難となり、多数のマンションの居住者が避難所に避難することが想定される。</u></p> <p>(4) 消防団の活動体制 本計画の被害想定では、焼失棟数が<u>最大3,021棟</u>予想され、また、自力脱出困難者も<u>最大740人</u>発生する想定となっており、消防団による消火活動や救助活動が迅速に行われる必要があり、消防団の活動体制の<u>整備など、さらなる充実強化を図る必要がある。</u></p> <p>(5) 事業所における自助・共助 事業所は、発災時において地域の住民とともに救助活動等を実施するとともに、<u>事業継続を通じて地域の経済活動や雇用を支えるなど地域住民の生活の安定化に寄与することといった役割を求められている。</u> このことから、自治会や自主防災組織などとの応援協定や防災訓練の実施を進めていくなど災害時における事業所の役割を踏まえて、<u>事業所の防災力を一層向上する必要がある。</u></p> <p>(6) ボランティア活動の支援体制 発災時においては、ボランティアによる避難所の運営支援や<u>炊き出し、災害廃棄物撤去といった様々な役割を果たすこと</u>が期待される。しかしながら、東日本大震災の際には、<u>甚大な被害の影響から、ボランティアが十分に活動できなかった事例もあった。また、被害想定では最大約3万7千人の避難者の発生が想定されており、発災時にボランティアが円滑に活動することができるよう支援体制を整備するとともに、市民活動団体等と連携体制の構築を図る必要がある。</u></p>	

頁	新	旧
<p>2-1-4 ●</p>	<p>第2節 自助による市民の防災力の向上 1 市民による自助の備え 市民は「自らの身の安全は自らが守る」という自覚の下、次のとおり防災対策を推進し、全ての市民が自助の備えを講じられるようにする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保 ② 日頃からの出火の防止 ③ 消火器、住宅用火災警報器等の住宅用防災機器の準備 ④ 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の飛散・落下防止 ⑤ ブロック塀の点検補修など、家の外部の安全対策 ⑥ 最低3日分の水(1日一人30目安)、食料、医薬品、携帯ラジオなど非常持出用品や簡易トイレの準備 ⑦ 災害が発生した場合の家族の役割分担、避難や連絡方法の確認 ⑧ <u>買い物や片付けなど日頃の暮らしの中でできる災害への備え</u> ⑨ <u>自転車を安全に利用するための、適切な点検整備</u> ⑩ <u>在宅避難に向けた食品や生活用品を備える日常備蓄の実施(最低3日間分、推奨1週間分)</u> ⑪ <u>保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策</u> ⑫ 市や防災機関等が行う防災訓練や防災事業への積極的な参加 ⑬ 自治会などが行う地域の相互協力体制の構築への協力 ⑭ <u>避難行動要支援者がいる家庭における、個別避難計画の作成や「避難行動要支援者名簿」「個別避難計画」情報の避難支援等関係者への事前提供についての同意等の円滑かつ迅速な避難への備え</u> ⑮ <u>災害時に備え、避難所、避難場所及び避難経路等の確認・点検並びに適切な情報収集方法の確認</u> ⑯ 過去の災害から得られた教訓の伝承等による防災への寄与 	<p>第2節 自助による市民の防災力の向上 1 市民による自助の備え 市民は「自らの身の安全は自らが守る」という自覚の下、次のとおり防災対策を推進し、全ての市民が自助の備えを講じられるようにする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保 ② 日頃からの出火の防止 ③ 消火器、住宅用火災警報器等の住宅用防災機器の準備 ④ 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の飛散・落下防止 ⑤ ブロック塀の点検補修など、家の外部の安全対策 ⑥ 最低3日分の水(1日一人30目安)、食料、医薬品、携帯ラジオなど非常持出用品や簡易トイレの準備 ⑦ 災害が発生した場合の家族の役割分担、避難や連絡方法の確認 ⑧ 市や防災機関等が行う防災訓練や防災事業への積極的な参加 ⑨ 自治会などが行う地域の相互協力体制の構築への協力 ⑩ 避難行動要支援者の家庭における、住民組織、消防署、交番等への事前情報提供 ⑪ 災害発生時に備え、避難所、避難場所及び避難経路等の確認・点検 <p>過去の災害から得られた教訓の伝承等による防災への寄与</p>

	<p>2 防災意識の啓発 市や防災関係機関は、市民の防災意識を喚起することにより、市民が「自らが防災の担い手」であるとの自覚を高め、<u>家庭内での備蓄や自ら</u>建物の耐震化・不燃化、家具類の転倒・落下・移動防止等の防災対策に取り組むよう、様々な機会を通じて啓発に努める。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="280 279 398 507">市</td> <td data-bbox="398 279 1205 507"> <ol style="list-style-type: none"> <u>1 要配慮者の把握に努め、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成する。</u> 防災に係るパンフレット等を作成し、配布する。 災害対策や防災情報について広報紙やホームページに掲載する。 防災や要配慮者支援に係る講習会等を実施する。 <u>5 動物の適正な飼養、災害時の備えなどに関する飼い主への普及啓発を実施する。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="280 507 398 1473">都</td> <td data-bbox="398 507 1205 1473"> <ol style="list-style-type: none"> <u>1 広報紙・テレビ・ラジオ・ホームページ等における防災情報を提供する。</u> 防災ブック「東京防災」「東京くらし防災」等により、<u>女性・要配慮者等の視点、災害関連死対策の観点等を踏まえた防災対策について、普及啓発を推進する。</u> <u>多言語ややさしい日本語を使用するなど、誰もが使いやすい「東京都防災アプリ」の開発・ダウンロード促進を図る。</u> <u>自助・共助の取組向上に向け、性別や世代等の多様な視点を踏まえた調査により、都民の防災意識や取組状況を把握する。</u> 防災に係る各種冊子・パンフレットを作成し、配布する。 <u>6 各局等が提供する情報をワンストップで入手できるポータルサイトを作成するなど、ホームページやSNS等による分かりやすい防災情報を発信する。</u> 都民を対象とする、災害時における自助・共助の重要性や一人ひとりの備えを周知するための普及イベントを防災機関と連携して開催する。 <u>8 Webサイト「東京備蓄ナビ」の運用及び普及広報により都民の日常備蓄の取組を促進する。</u> 防災への取組が十分でない若年層に対し、様々なツールを活用し、啓発を実施する。 <u>10 屋外大型ビジョンを活用した平常時の広報を実施する。</u> <u>11 区市町村等と連携し、都民や地域コミュニティにおける防災対策の取組を促進する。</u> <u>12 子供に対する防災情報を「東京都子どもホームページ」に掲載する。</u> <u>13 「震災対応マニュアル改訂支援のための手引き」等により、私立学校における震災マニュアルの点検・整備を支援する。</u> <u>14 大規模な震災が発生した際の復興を円滑に進めるため、都民参加型のシンポジウムを開催し、普及啓発を図る。</u> <u>15 リーフレット「東京仮住まい」を作成・配布し、Web版を公表する。</u> 災害時の医療救護活動等に関する各種マニュアルの作成、マニュアルに基づく研修会を実施する。 <u>17 都内の全病院、社会福祉施設等に対し、「防災週間」にあわせ、訓練指針等について周知する。</u> </td> </tr> </table>	市	<ol style="list-style-type: none"> <u>1 要配慮者の把握に努め、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成する。</u> 防災に係るパンフレット等を作成し、配布する。 災害対策や防災情報について広報紙やホームページに掲載する。 防災や要配慮者支援に係る講習会等を実施する。 <u>5 動物の適正な飼養、災害時の備えなどに関する飼い主への普及啓発を実施する。</u> 	都	<ol style="list-style-type: none"> <u>1 広報紙・テレビ・ラジオ・ホームページ等における防災情報を提供する。</u> 防災ブック「東京防災」「東京くらし防災」等により、<u>女性・要配慮者等の視点、災害関連死対策の観点等を踏まえた防災対策について、普及啓発を推進する。</u> <u>多言語ややさしい日本語を使用するなど、誰もが使いやすい「東京都防災アプリ」の開発・ダウンロード促進を図る。</u> <u>自助・共助の取組向上に向け、性別や世代等の多様な視点を踏まえた調査により、都民の防災意識や取組状況を把握する。</u> 防災に係る各種冊子・パンフレットを作成し、配布する。 <u>6 各局等が提供する情報をワンストップで入手できるポータルサイトを作成するなど、ホームページやSNS等による分かりやすい防災情報を発信する。</u> 都民を対象とする、災害時における自助・共助の重要性や一人ひとりの備えを周知するための普及イベントを防災機関と連携して開催する。 <u>8 Webサイト「東京備蓄ナビ」の運用及び普及広報により都民の日常備蓄の取組を促進する。</u> 防災への取組が十分でない若年層に対し、様々なツールを活用し、啓発を実施する。 <u>10 屋外大型ビジョンを活用した平常時の広報を実施する。</u> <u>11 区市町村等と連携し、都民や地域コミュニティにおける防災対策の取組を促進する。</u> <u>12 子供に対する防災情報を「東京都子どもホームページ」に掲載する。</u> <u>13 「震災対応マニュアル改訂支援のための手引き」等により、私立学校における震災マニュアルの点検・整備を支援する。</u> <u>14 大規模な震災が発生した際の復興を円滑に進めるため、都民参加型のシンポジウムを開催し、普及啓発を図る。</u> <u>15 リーフレット「東京仮住まい」を作成・配布し、Web版を公表する。</u> 災害時の医療救護活動等に関する各種マニュアルの作成、マニュアルに基づく研修会を実施する。 <u>17 都内の全病院、社会福祉施設等に対し、「防災週間」にあわせ、訓練指針等について周知する。</u> 			
市	<ol style="list-style-type: none"> <u>1 要配慮者の把握に努め、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成する。</u> 防災に係るパンフレット等を作成し、配布する。 災害対策や防災情報について広報紙やホームページに掲載する。 防災や要配慮者支援に係る講習会等を実施する。 <u>5 動物の適正な飼養、災害時の備えなどに関する飼い主への普及啓発を実施する。</u> 							
都	<ol style="list-style-type: none"> <u>1 広報紙・テレビ・ラジオ・ホームページ等における防災情報を提供する。</u> 防災ブック「東京防災」「東京くらし防災」等により、<u>女性・要配慮者等の視点、災害関連死対策の観点等を踏まえた防災対策について、普及啓発を推進する。</u> <u>多言語ややさしい日本語を使用するなど、誰もが使いやすい「東京都防災アプリ」の開発・ダウンロード促進を図る。</u> <u>自助・共助の取組向上に向け、性別や世代等の多様な視点を踏まえた調査により、都民の防災意識や取組状況を把握する。</u> 防災に係る各種冊子・パンフレットを作成し、配布する。 <u>6 各局等が提供する情報をワンストップで入手できるポータルサイトを作成するなど、ホームページやSNS等による分かりやすい防災情報を発信する。</u> 都民を対象とする、災害時における自助・共助の重要性や一人ひとりの備えを周知するための普及イベントを防災機関と連携して開催する。 <u>8 Webサイト「東京備蓄ナビ」の運用及び普及広報により都民の日常備蓄の取組を促進する。</u> 防災への取組が十分でない若年層に対し、様々なツールを活用し、啓発を実施する。 <u>10 屋外大型ビジョンを活用した平常時の広報を実施する。</u> <u>11 区市町村等と連携し、都民や地域コミュニティにおける防災対策の取組を促進する。</u> <u>12 子供に対する防災情報を「東京都子どもホームページ」に掲載する。</u> <u>13 「震災対応マニュアル改訂支援のための手引き」等により、私立学校における震災マニュアルの点検・整備を支援する。</u> <u>14 大規模な震災が発生した際の復興を円滑に進めるため、都民参加型のシンポジウムを開催し、普及啓発を図る。</u> <u>15 リーフレット「東京仮住まい」を作成・配布し、Web版を公表する。</u> 災害時の医療救護活動等に関する各種マニュアルの作成、マニュアルに基づく研修会を実施する。 <u>17 都内の全病院、社会福祉施設等に対し、「防災週間」にあわせ、訓練指針等について周知する。</u> 							
		<p>2 防災意識の啓発 市や防災関係機関は、市民の防災意識を喚起することにより、市民が「自らが防災の担い手」であるとの自覚を高め、自ら建物の耐震化・不燃化、家具類の転倒・落下・移動防止等の防災対策に取り組むよう、様々な機会を通じて啓発に努める。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1205 279 1323 379">市</td> <td data-bbox="1323 279 2134 379"> <ol style="list-style-type: none"> 防災に係るパンフレット等を作成し、配布する。 災害対策や防災情報について広報紙やホームページに掲載する。 防災や要配慮者支援に係る講習会等を実施する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1205 379 1323 1182">都</td> <td data-bbox="1323 379 2134 1182"> <ol style="list-style-type: none"> <u>1 防災に係る各種冊子・パンフレットを作成し、配布する。</u> 防災ブック「東京防災」「東京くらし防災」等、<u>普及啓発冊の作成・配布、活用促進する。</u> 「東京都防災アプリ」の開発・ダウンロード促進 <u>4 都民を対象とする、災害時における自助・共助の重要性や一人ひとりの備えを周知するための普及イベントを防災機関と連携して開催する。</u> <u>5 防災への取組が十分でない若年層に対し、様々なツールを活用し、啓発を実施する。</u> 広報紙・テレビ・ラジオ・ホームページ等における防災情報を提供する。 <u>7 私立学校における震災マニュアルの点検・整備を支援する。</u> <u>8 耐震化に関するパンフレットを作成し、ホームページや展示会等で情報提供する。</u> <u>9 耐震診断実施により、耐震性を認識するようセミナー開催やパンフレットを送付する。</u> <u>10 管理組合等が取り組むべきマンションの防災対策について、ガイドライン等により啓発する。</u> 災害時の医療救護活動等に関する各種マニュアルの作成、マニュアルに基づく研修会を実施する。 <u>12 避難行動要支援者に係る名簿の整備、支援の全体的な考え方を示す全体計画、支援者や避難先など避難行動要支援者一人ひとりに対応した個別計画の策定など、区市町村の取組に対する支援を実施する。</u> 区市町村職員を対象とした要配慮者研修を実施する。 動物の適正な飼養、災害時の備えなどに関する飼い主への普及啓発を実施する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1205 1182 1323 1473">昭島消防署</td> <td data-bbox="1323 1182 2134 1473"> <ol style="list-style-type: none"> 「地震に対する10の備え」や「地震 その時10のポイント」、出火防止、初期消火、救出救助及び応急救護の知識等に係る指導及びホームページ・SNS・消防アプリ等による広報を実施する。 要配慮者については、「地震から命を守る「7つの問いかけ」」を活用した意識啓発を実施する。 関係団体と連携した効果的な啓発活動を展開する。 消防団、災害時支援ボランティア、女性防火組織、消防少年団等の活動紹介及び加入促進を実施する。 </td> </tr> </table>	市	<ol style="list-style-type: none"> 防災に係るパンフレット等を作成し、配布する。 災害対策や防災情報について広報紙やホームページに掲載する。 防災や要配慮者支援に係る講習会等を実施する。 	都	<ol style="list-style-type: none"> <u>1 防災に係る各種冊子・パンフレットを作成し、配布する。</u> 防災ブック「東京防災」「東京くらし防災」等、<u>普及啓発冊の作成・配布、活用促進する。</u> 「東京都防災アプリ」の開発・ダウンロード促進 <u>4 都民を対象とする、災害時における自助・共助の重要性や一人ひとりの備えを周知するための普及イベントを防災機関と連携して開催する。</u> <u>5 防災への取組が十分でない若年層に対し、様々なツールを活用し、啓発を実施する。</u> 広報紙・テレビ・ラジオ・ホームページ等における防災情報を提供する。 <u>7 私立学校における震災マニュアルの点検・整備を支援する。</u> <u>8 耐震化に関するパンフレットを作成し、ホームページや展示会等で情報提供する。</u> <u>9 耐震診断実施により、耐震性を認識するようセミナー開催やパンフレットを送付する。</u> <u>10 管理組合等が取り組むべきマンションの防災対策について、ガイドライン等により啓発する。</u> 災害時の医療救護活動等に関する各種マニュアルの作成、マニュアルに基づく研修会を実施する。 <u>12 避難行動要支援者に係る名簿の整備、支援の全体的な考え方を示す全体計画、支援者や避難先など避難行動要支援者一人ひとりに対応した個別計画の策定など、区市町村の取組に対する支援を実施する。</u> 区市町村職員を対象とした要配慮者研修を実施する。 動物の適正な飼養、災害時の備えなどに関する飼い主への普及啓発を実施する。 	昭島消防署	<ol style="list-style-type: none"> 「地震に対する10の備え」や「地震 その時10のポイント」、出火防止、初期消火、救出救助及び応急救護の知識等に係る指導及びホームページ・SNS・消防アプリ等による広報を実施する。 要配慮者については、「地震から命を守る「7つの問いかけ」」を活用した意識啓発を実施する。 関係団体と連携した効果的な啓発活動を展開する。 消防団、災害時支援ボランティア、女性防火組織、消防少年団等の活動紹介及び加入促進を実施する。
市	<ol style="list-style-type: none"> 防災に係るパンフレット等を作成し、配布する。 災害対策や防災情報について広報紙やホームページに掲載する。 防災や要配慮者支援に係る講習会等を実施する。 							
都	<ol style="list-style-type: none"> <u>1 防災に係る各種冊子・パンフレットを作成し、配布する。</u> 防災ブック「東京防災」「東京くらし防災」等、<u>普及啓発冊の作成・配布、活用促進する。</u> 「東京都防災アプリ」の開発・ダウンロード促進 <u>4 都民を対象とする、災害時における自助・共助の重要性や一人ひとりの備えを周知するための普及イベントを防災機関と連携して開催する。</u> <u>5 防災への取組が十分でない若年層に対し、様々なツールを活用し、啓発を実施する。</u> 広報紙・テレビ・ラジオ・ホームページ等における防災情報を提供する。 <u>7 私立学校における震災マニュアルの点検・整備を支援する。</u> <u>8 耐震化に関するパンフレットを作成し、ホームページや展示会等で情報提供する。</u> <u>9 耐震診断実施により、耐震性を認識するようセミナー開催やパンフレットを送付する。</u> <u>10 管理組合等が取り組むべきマンションの防災対策について、ガイドライン等により啓発する。</u> 災害時の医療救護活動等に関する各種マニュアルの作成、マニュアルに基づく研修会を実施する。 <u>12 避難行動要支援者に係る名簿の整備、支援の全体的な考え方を示す全体計画、支援者や避難先など避難行動要支援者一人ひとりに対応した個別計画の策定など、区市町村の取組に対する支援を実施する。</u> 区市町村職員を対象とした要配慮者研修を実施する。 動物の適正な飼養、災害時の備えなどに関する飼い主への普及啓発を実施する。 							
昭島消防署	<ol style="list-style-type: none"> 「地震に対する10の備え」や「地震 その時10のポイント」、出火防止、初期消火、救出救助及び応急救護の知識等に係る指導及びホームページ・SNS・消防アプリ等による広報を実施する。 要配慮者については、「地震から命を守る「7つの問いかけ」」を活用した意識啓発を実施する。 関係団体と連携した効果的な啓発活動を展開する。 消防団、災害時支援ボランティア、女性防火組織、消防少年団等の活動紹介及び加入促進を実施する。 							

	<p>18 <u>避難行動要支援者名簿の整備、支援者や避難先など避難行動要支援者一人ひとりに対応した個別避難計画の策定など、区市町村の取組に対する支援を実施する。</u></p> <p>19 区市町村職員を対象とした要配慮者<u>対策</u>研修を実施する。</p> <p>20 動物の適正な飼養、災害時の備えなどに関する飼い主への普及啓発を実施する。</p>		<p>5 消防博物館、都民防災教育センター等における常設展示及び体験施設による広報を実施する。</p> <p>6 ラジオ、テレビ、新聞等に対する情報提供・取材協力を実施する。</p> <p>7 「はたらく消防の写生会」の開催及び表彰式を活用した防火防災思想の啓発を実施する。</p> <p>8 防火防災への参画意識を高めるための、防火防災標語の募集及び表彰式を活用した防火防災思想の啓発を実施する。</p> <p>9 <u>「防火防災診断」(要配慮者宅を中心に各家庭を訪問し、防火防災上の安全性の確認や住宅用防災機器の設置等に関する指導助言を行うこと)を実施する。</u></p> <p>10 出火防止及び初期消火に関する備えの指導を実施する。</p> <p>11 「地域の防火防災功労賞制度」を活用した都民の防災意識の普及啓発を実施する。</p>
昭島消防署	<p>1 「地震に対する10の備え」や「地震 その時10のポイント」、出火防止、初期消火、救出救助及び応急救護の知識等に係る指導及びホームページ・SNS・消防アプリ等による広報を実施する。</p> <p>2 要配慮者については、「地震から命を守る「7つの問いかげ」」を活用した意識啓発を実施する。</p> <p>3 関係団体と連携した効果的な啓発活動を展開する。</p> <p>4 消防団、災害時支援ボランティア、女性防火組織、消防少年団等の活動紹介及び加入促進を実施する。</p> <p>5 消防博物館、都民防災教育センター等における常設展示及び体験施設による広報を実施する。</p> <p>6 ラジオ、テレビ、新聞等に対する情報提供・取材協力を実施する。</p> <p><u>7 はたらく消防の写生会の開催及び防火防災標語の募集の際に防火防災思想の啓発を実施する。</u></p> <p><u>8 各家庭を訪問し、防火防災上の安全性の確認や住宅用防災機器の設置等に関する指導助言を行う「防火防災診断」及び要配慮者を対象とする「住まいの防火防災診断」を実施する。</u></p> <p><u>9 出火防止及び初期消火に関する備えの指導を実施する。</u></p> <p><u>10 家具類の転倒・落下・移動防止普及用リーフレットや家具類の転倒・落下・移動防止ハンドブックによる普及啓発を実施する。</u></p> <p><u>11 「地域の防火防災功労賞制度」を活用した都民の防災意識の普及啓発を実施する。</u></p> <p><u>12 長周期地震動に関する防火防災対策の普及啓発を実施する。</u></p>	東京電力	<p><u>1 地震等の災害発生時に避難する際はブレーカーを下していただくことや、切れた電線には触らないよう感電事故防止をホームページでPRを実施する。</u></p> <p><u>2 停電情報・復旧状況等をホームページ、携帯サイトへ掲載する。</u></p>
東京電力グループ	<p><u>1 災害時の電気関係の措置や利用者が行う事前の備え、感電事故防止などについて、ホームページ等に掲載する。</u></p> <p><u>2 停電・復旧情報等についてホームページ、携帯サイトに掲載する。</u></p> <p><u>3 災害に強い設備づくり、万一の災害に備えた復旧態勢の整備等、具体的な防災対策をホームページに掲載する。</u></p>	NTT東日本	<p>1 防災展及び地域防災訓練等における災害用伝言ダイヤル171、災害用ブロードバンド伝言板(web171)の利用体験、防災パンフレット等を配布する。</p> <p>2 災害用伝言ダイヤル171等の利用方法を紹介する。</p> <p>3 <u>事前設置型災害用公衆電話の運用訓練を支援する。</u></p> <p>4 <u>公衆電話の利用方法に関する啓蒙活動を行う。</u></p>
昭島ガス	<p>災害時のガス関係の措置や利用者が行う操作について、ホームページへ掲載する。</p>	昭島ガス	<p>災害時のガス関係の措置や利用者が行う操作について、ホームページへ掲載する。</p>

3 防災教育・防災訓練の充実

災害に対し適切に対応するためには、日ごろから訓練や正しい防災知識の習得に努めることが大切である。市及び防災関係機関は、幼児期から社会人までの継続した総合的な防災教育を推進することにより、生涯にわたる自助・共助の精神を涵養していくとともに、性別や年齢による視点の違いに配慮し、女性参画の促進に努め、女性や青年を含めた防災リーダーを育てる防災教育を実施していく。

また、市民、自主防災組織などを対象とした防災訓練を実施、広報等により訓練参加者の増加を図っていく。なお、訓練に際しては、女性や子どもが多数参加できるよう考慮する。

機関名	内 容
市	<ol style="list-style-type: none"> 1 自主防災組織の育成指導を行う。 2 各家庭における地震時の身体防護、出火防止等の徹底を図る防災教育を推進する。 3 避難行動要支援者、家族、地域住民等が合同で実施する避難訓練への支援を行う。 4 各避難所運営主体による避難所運営訓練や市総合防災訓練等への要配慮者と家族の参加に対する支援を行う。 <u>5 模擬消火器やスタンバイパイプを活用した初期消火訓練など、実践的な防災訓練の実施促進を図る。</u> <u>6 あらゆる媒体を活用した広報等により訓練参加者の増加を図る。</u> 7 昭島市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）は、防災訓練及び日常の教育活動において、児童・生徒に対し、防災意識を高め、適切な防災教育を行うよう学校を指導するとともに、防災教育補助教材を活用した防災教育を推進する。また、教職員に対し、防災知識や防災計画の周知を図り災害時に対応できるよう研修を行う。
昭島消防署	<ol style="list-style-type: none"> 1 女性防火組織、消防少年団及び幼年消防クラブの育成指導の実施 2 市民の防災意識の調査や出火防止対策、初期消火体制等の実態の把握、効果的な訓練の推進 3 初歩的な基礎訓練のほか、街区を活用したまちかど防災訓練や発災対応型訓練など実践的な訓練や都民防災教育センターにおけるVR（災害疑似体験）コーナー等を活用した体験訓練の実施 4 防災市民組織等に対する地域特性に応じた実践的な訓練の推進 5 出火防止等に関する教育・訓練の実施 6 VR防災体験車、起震車、まちかど防災訓練車を活用した身体防護・出火防止訓練及び初期消火訓練の推進 7 市民等に対し、AEDの使用方法を含めた救命講習を実施するとともに、誰もが安心して応急手当を実施できる環境を整備 8 一定以上の応急手当技能を有する都民に対する技能の認定等、都民の応急救護に関する技能の向上

3 防災教育・防災訓練の充実

災害に対し適切に対応するためには、日ごろから訓練や正しい防災知識の習得に努めることが大切である。市及び防災関係機関は、幼児期から社会人までの継続した総合的な防災教育を推進することにより、生涯にわたる自助・共助の精神を涵養していくとともに、性別や年齢による視点の違いに配慮し、女性参画の促進に努め、女性や青年を含めた防災リーダーを育てる防災教育を実施していく。

また、市民、自主防災組織などを対象とした防災訓練を実施、広報等により訓練参加者の増加を図っていく。なお、訓練に際しては、女性や子どもが多数参加できるよう考慮する。

機関名	内 容
市	<ol style="list-style-type: none"> 1 自主防災組織の育成指導を行う。 2 各家庭における地震時の身体防護、出火防止等の徹底を図る防災教育を推進する。 3 避難行動要支援者、家族、地域住民等が合同で実施する避難訓練への支援を行う。 4 各避難所運営主体による避難所運営訓練や市総合防災訓練等への要配慮者と家族の参加に対する支援を行う。 <u>5 実践的な防災訓練の実施と広報等により訓練参加者の増加を図る。</u> 6 昭島市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）は、防災訓練及び日常の教育活動において、児童・生徒に対し、防災意識を高め、適切な防災教育を行うよう学校を指導するとともに、防災教育補助教材を活用した防災教育を推進する。また、教職員に対し、防災知識や防災計画の周知を図り災害時に対応できるよう研修を行う。
昭島消防署	<ol style="list-style-type: none"> 1 女性防火組織、消防少年団及び幼年消防クラブの育成指導の実施 2 市民の防災意識の調査や出火防止対策、初期消火体制等の実態の把握、効果的な訓練の推進 3 初歩的な基礎訓練のほか、街区を活用したまちかど防災訓練や発災対応型訓練など実践的な訓練や都民防災教育センターにおけるVR（災害疑似体験）コーナー等を活用した体験訓練の実施 4 防災市民組織等に対する地域特性に応じた実践的な訓練の推進 5 出火防止等に関する教育・訓練の実施 6 VR防災体験車、起震車、まちかど防災訓練車を活用した身体防護・出火防止訓練の推進 7 市民等に対し、AEDの使用方法を含めた救命講習を実施するとともに、誰もが安心して応急手当を実施できる環境を整備 8 一定以上の応急手当技能を有する都民に対する技能の認定等、都民の応急救護に関する技能の向上 9 幼児期からの教育機関等と連携した総合防災教育の推進 10 都立高校等で行われる宿泊防災体験活動における総合防災教育の実施

頁	新			旧														
		<p><u>9</u> 都立高校等で行われる宿泊防災体験活動における総合防災教育の実施</p> <p><u>10</u> 幼児期からの教育機関等と連携した総合防災教育の推進</p> <p><u>11</u> <u>都教育庁が指定する安全教育推進校における実践的な防災訓練、応急救護訓練等の実施</u></p> <p><u>12</u> 小学生には救命入門コース、中学生には普通救命講習、高校生には上級救命講習の受講を推奨</p> <p><u>13</u> 町会・自治会本部を中心に、民生児童委員、町会員等と連携した避難行動要支援者の安否確認要領及び救出救護要領の確認を取り入れた防災訓練の実施</p> <p><u>14</u> 要配慮者の防災行動力を高めるための訓練の推進</p> <p><u>15</u> 消防団と連携した防災教育・防災訓練の実施</p>		<p><u>11</u> 小学生には救命入門コース、中学生には普通救命講習、高校生には上級救命講習の受講を推奨</p> <p><u>12</u> 町会・自治会本部を中心に、民生児童委員、町会員等と連携した避難行動要支援者の安否確認要領及び救出救護要領の確認を取り入れた防災訓練の実施</p> <p><u>13</u> 要配慮者の防災行動力を高めるための訓練の推進</p> <p><u>14</u> 消防団と連携した防災教育・防災訓練の実施</p>	昭島警察署	テロ対策のために全警察署（102署）に展開している地域版パートナーシップを震災対策に活用した研修会、合同訓練の実施と幼稚園、小・中・高校を対象とした防災教育を推進する。												
2-1-8	<p>(ウ) 訓練項目</p> <p><u>(市職員・防災関係機関等)</u></p> <p>本部運営訓練、非常招集訓練、通信情報訓練、現地実働訓練、避難行動要支援者対策訓練、避難所開設訓練、<u>救援物資輸送訓練、災害医療救護訓練、災害ボランティア立ち上げ訓練、応急給水訓練等</u></p> <p><u>(市民・事業所等)</u></p> <p><u>初期消火訓練、避難訓練、応急救護訓練、身体防護・地震体験訓練、避難所体験訓練、救出・救助訓練、通報訓練、都市型水害対応訓練等</u></p>			<p>(ウ) 訓練項目</p> <p><u>本部運営訓練、非常招集訓練、通信情報訓練、現地実働訓練、避難行動要支援者対策訓練、避難所開設訓練等、特に市民参加型の訓練を増やし、震災時における対応力の向上に努める。</u></p>														
2-1-9 □	<p>(2) 昭島消防署の訓練</p> <table border="1" data-bbox="331 991 1205 1254"> <thead> <tr> <th data-bbox="331 991 490 1031">参加機関</th> <th data-bbox="490 991 813 1031">訓練項目</th> <th data-bbox="813 991 1205 1031">実施時期等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="331 1031 490 1254">災害時支援ボランティア</td> <td data-bbox="490 1031 813 1254">2 都民指導技術取得訓練 <u>(1) 防火防災訓練指導</u> <u>(2) 応急救護訓練指導</u> <u>(3) 総合防災教育指導</u></td> <td data-bbox="813 1031 1205 1254"><u>年度計画を作成し定期訓練を消防署等において実施するほか、防災とボランティア週間の時期をとらえ市民に対し防災訓練指導等を実施、東京消防庁総合震災消防訓練へ参加し後方支援活動訓練等を実施する。</u></td> </tr> </tbody> </table>			参加機関	訓練項目	実施時期等	災害時支援ボランティア	2 都民指導技術取得訓練 <u>(1) 防火防災訓練指導</u> <u>(2) 応急救護訓練指導</u> <u>(3) 総合防災教育指導</u>	<u>年度計画を作成し定期訓練を消防署等において実施するほか、防災とボランティア週間の時期をとらえ市民に対し防災訓練指導等を実施、東京消防庁総合震災消防訓練へ参加し後方支援活動訓練等を実施する。</u>	<p>(2) 昭島消防署の訓練</p> <table border="1" data-bbox="1256 991 2141 1190"> <thead> <tr> <th data-bbox="1256 991 1415 1031">参加機関</th> <th data-bbox="1415 991 1738 1031">訓練項目</th> <th data-bbox="1738 991 2141 1031">実施時期等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1256 1031 1415 1190">災害時支援ボランティア</td> <td data-bbox="1415 1031 1738 1190">2 都民指導技術取得訓練 (1) 応急救護指導要領 (2) 消火活動指導要領 (3) 救助活動指導要領</td> <td data-bbox="1738 1031 2141 1190">年度計画を策定し、月1回以上の定例訓練、東京消防庁総合震災消防訓練、防災とボランティア週間の時期をとらえ、消防署等において、講習会、総合訓練等を実施する。</td> </tr> </tbody> </table>			参加機関	訓練項目	実施時期等	災害時支援ボランティア	2 都民指導技術取得訓練 (1) 応急救護指導要領 (2) 消火活動指導要領 (3) 救助活動指導要領	年度計画を策定し、月1回以上の定例訓練、東京消防庁総合震災消防訓練、防災とボランティア週間の時期をとらえ、消防署等において、講習会、総合訓練等を実施する。
参加機関	訓練項目	実施時期等																
災害時支援ボランティア	2 都民指導技術取得訓練 <u>(1) 防火防災訓練指導</u> <u>(2) 応急救護訓練指導</u> <u>(3) 総合防災教育指導</u>	<u>年度計画を作成し定期訓練を消防署等において実施するほか、防災とボランティア週間の時期をとらえ市民に対し防災訓練指導等を実施、東京消防庁総合震災消防訓練へ参加し後方支援活動訓練等を実施する。</u>																
参加機関	訓練項目	実施時期等																
災害時支援ボランティア	2 都民指導技術取得訓練 (1) 応急救護指導要領 (2) 消火活動指導要領 (3) 救助活動指導要領	年度計画を策定し、月1回以上の定例訓練、東京消防庁総合震災消防訓練、防災とボランティア週間の時期をとらえ、消防署等において、講習会、総合訓練等を実施する。																
2-1-11	<p>4 外国人支援対策</p> <p>市内には、<u>2,913人</u>（令和5年1月現在）の外国人がおり、増加傾向にある。市は、在住外国人及び外国人旅行者が言語等で不都合を感じないよう、効果的な情報提供を推進する。<u>また、平常時から、防災知識の普及や地域行事を利用した防災訓練の実施等を推進していく。</u></p>			<p>4 外国人支援対策</p> <p>市内には、<u>2,755人</u>（令和3年1月現在）の外国人がおり、増加傾向にある。市は、在住外国人及び外国人旅行者が言語等で不都合を感じないよう、効果的な情報提供を推進する。</p>														

頁	新	旧
2-1-12 ●	<p>第3節 地域による共助の推進</p> <p>1 地域の備え</p> <p>【日頃からの備え】</p> <p>① 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底を図る。</p> <p>② 初期消火、救出・救護、避難など、各種訓練を実施する。</p> <p>③ 消火、救出、炊出し用資器材等の整備・保守及び携帯トイレ・簡易トイレ等の備蓄を図る。</p> <p>④ 地域内の危険個所を点検・把握し、地域住民に周知する。</p> <p>⑤ 地域内の避難行動要支援者の把握に努め、<u>避難行動要支援者の個別避難計画作成等の災害時の支援体制を整える。</u></p> <p>⑥ <u>行政や地域内の企業・事業所との連携・協力体制を整備する。</u></p>	<p>第3節 地域による共助の推進</p> <p>2 地域の備え</p> <p>【日頃からの備え】</p> <p>① 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底を図る。</p> <p>② 初期消火、救出・救護、避難など、各種訓練を実施する。</p> <p>③ 消火、救出、炊出し用資器材等の整備・保守を図る。</p> <p>④ 地域内の危険個所を点検・把握し、地域住民に周知する。</p> <p>⑤ 地域内の避難行動要支援者の把握に努め、<u>災害時の支援体制を整える。</u></p> <p>⑥ <u>地域内の企業・事業所との連携・協力について検討する。</u></p> <p>⑦ <u>行政との連携・協力について検討する。</u></p>
2-1-12	<p>2 自主防災組織</p> <p>(1) 自主防災組織の現状</p> <p>自主防災組織は、自治会を主体として市内で<u>102</u>の組織が結成されている。市内の自主防災組織の状況は次のとおりである。</p>	<p>2 自主防災組織</p> <p>(1) 自主防災組織の現状</p> <p>自主防災組織は、自治会を主体として市内で<u>103</u>の組織が結成されている。市内の自主防災組織の状況は次のとおりである。</p>
2-1-13	<p>【自主防災組織の結成状況】</p> <p>削除</p>	<p>【自主防災組織の結成状況】</p> <p>77 第六親交自治会</p>

頁	新	旧							
2-1-14 □	<p>(2) 自主防災組織活動の充実 自主防災組織の役割には、平常時における防災知識の普及、防災訓練の実施のほか、発災時における情報の収集・伝達、出火防止、初期消火、負傷者の救出・救護、住民の避難誘導、給食・給水など、初動期における応急活動への期待が大きい。しかし、自主防災組織のおかれている現状をみると、主として自治会を結成母体としているため、自治会役員の短期交代や構成員の高齢化、行動力あるリーダーの不足、活動環境の未整備、訓練参加率の低下など、多くの課題を抱えている。このことから、自主防災組織の活動の質の向上と活性化を図り、地域防災力を高めていくため、市及び関係機関は自主防災組織の指導育成に力を入れ、自主防災組織の結成や市民の参加を推進し、災害時に自ら行動できる人材を育成していく <u>とともに、防災士の資格取得を奨励し、防災リーダーの養成を図る。</u></p>	<p>(2) 自主防災組織活動の充実 自主防災組織の役割には、平常時における防災知識の普及、防災訓練の実施のほか、発災時における情報の収集・伝達、出火防止、初期消火、負傷者の救出・救護、住民の避難誘導、給食・給水など、初動期における応急活動への期待が大きい。しかし、自主防災組織のおかれている現状をみると、主として自治会を結成母体としているため、自治会役員の短期交代や構成員の高齢化、行動力あるリーダーの不足、活動環境の未整備、訓練参加率の低下など、多くの課題を抱えている。このことから、自主防災組織の活動の質の向上と活性化を図り、地域防災力を高めていくため、市及び関係機関は自主防災組織の指導育成に力を入れ、自主防災組織の結成や市民の参加を推進し、災害時に自ら行動できる人材を育成していく。</p>							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="293 568 398 600">機関名</th> <th data-bbox="398 568 1191 600">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="293 600 398 978">市</td> <td data-bbox="398 600 1191 978"> <p>3 自主防災組織の拡大 現在、市内の自主防災組織は各自治会を母体としてほとんどの地域で結成されているが、自治会の加入率は<u>31.2%台(令和5年4月現在)</u>となっている。市は、今後こうした自主防災組織に参加していない市民に対して、機会をとらえ積極的な加入促進を図ることとする。</p> <p>4 リーダーの育成 市は、昭島消防署と連携し、次のとおり自主防災組織の中核となるリーダーの育成に努める。</p> <p>(1) リーダー研修会の実施 (2) 国や都、防災関係機関の主催する研修会への自主防災組織会員の積極的派遣 (3) <u>防災士の資格取得の奨励</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	市	<p>3 自主防災組織の拡大 現在、市内の自主防災組織は各自治会を母体としてほとんどの地域で結成されているが、自治会の加入率は<u>31.2%台(令和5年4月現在)</u>となっている。市は、今後こうした自主防災組織に参加していない市民に対して、機会をとらえ積極的な加入促進を図ることとする。</p> <p>4 リーダーの育成 市は、昭島消防署と連携し、次のとおり自主防災組織の中核となるリーダーの育成に努める。</p> <p>(1) リーダー研修会の実施 (2) 国や都、防災関係機関の主催する研修会への自主防災組織会員の積極的派遣 (3) <u>防災士の資格取得の奨励</u></p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1223 536 1328 568">機関名</th> <th data-bbox="1328 536 2128 568">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1223 568 1328 924">市</td> <td data-bbox="1328 568 2128 924"> <p>3 自主防災組織の拡大 現在、市内の自主防災組織は各自治会を母体としてほとんどの地域で結成されているが、自治会の加入率は<u>33%台(令和3年4月現在)</u>となっている。市は、今後こうした自主防災組織に参加していない市民に対して、機会をとらえ積極的な加入促進を図ることとする。</p> <p>4 リーダーの育成 市は、昭島消防署と連携し、次のとおり自主防災組織の中核となるリーダーの育成に努める。</p> <p>(1) リーダー研修会の実施 (2) 国や都、防災関係機関の主催する研修会への自主防災組織会員の積極的派遣</p> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	市
機関名	内 容								
市	<p>3 自主防災組織の拡大 現在、市内の自主防災組織は各自治会を母体としてほとんどの地域で結成されているが、自治会の加入率は<u>31.2%台(令和5年4月現在)</u>となっている。市は、今後こうした自主防災組織に参加していない市民に対して、機会をとらえ積極的な加入促進を図ることとする。</p> <p>4 リーダーの育成 市は、昭島消防署と連携し、次のとおり自主防災組織の中核となるリーダーの育成に努める。</p> <p>(1) リーダー研修会の実施 (2) 国や都、防災関係機関の主催する研修会への自主防災組織会員の積極的派遣 (3) <u>防災士の資格取得の奨励</u></p>								
機関名	内 容								
市	<p>3 自主防災組織の拡大 現在、市内の自主防災組織は各自治会を母体としてほとんどの地域で結成されているが、自治会の加入率は<u>33%台(令和3年4月現在)</u>となっている。市は、今後こうした自主防災組織に参加していない市民に対して、機会をとらえ積極的な加入促進を図ることとする。</p> <p>4 リーダーの育成 市は、昭島消防署と連携し、次のとおり自主防災組織の中核となるリーダーの育成に努める。</p> <p>(1) リーダー研修会の実施 (2) 国や都、防災関係機関の主催する研修会への自主防災組織会員の積極的派遣</p>								

2-1-16
● □

第4節 マンション防災における自助・共助の構築
1 マンション居住者による自助・共助の備え
 マンション居住者は、本章第2節の「1 市民による自助の備え」及び同章第3節「1 地域の備え」に掲げる対策を推進するとともに、マンション特有の課題である次に掲げる対策を行う。
 (1) エレベーターが使用不可となる場合を想定し日常備蓄を実施する。
 (2) 排水管等の修理が終了していない場合はトイレが使用不可となることを踏まえた携帯トイレ・簡易トイレを準備する。
2 防災意識の啓発
 行政等は、本章第2節の「市民による自助の備え」に掲げる対策のほか、マンション居住者がマンション特有の課題に取り組むよう次のとおり啓発を行う。

機 関 名	対 策 内 容
市	市ホームページ等を活用したマンション防災に係る対策の周知
都	1 マンション防災に係る各種冊子・パンフレットの作成、配布 2 在宅避難の必要性とそれに向けた取組について居住者の声を交えマンションポータルサイト等で発信し「東京とどまるマンション」制度を周知
不動産会社等	マンションを販売した際に、購入者に対する、(賃貸の場合は、賃借人に対する、) 災害時にマンションに想定される被害とその備えについての周知に協力する。
マンション管理組合等	マンション居住者に対する、自助の備えの周知や、(自治会があれば自治会と連携し、) 防災計画の作成、訓練の実施など共助の取組についての周知に協力する。
マンション管理会社等	マンション居住者に対する、自助の備えの周知や、(自治会があれば自治会と連携し、) 防災計画の作成、訓練の実施など共助の取組についての周知に協力する。

3 防災教育・防災訓練の充実
 行政等は、本章第2節「3 防災教育・防災訓練の充実」に掲げる対策のほか、マンション居住者がマンション特有の課題に取り組むよう、次のとおり防災教育を実施していく。

機 関 名	対 策 内 容
市	昭島消防署と連携し、マンションにおける防災訓練等を支援する。
都	1 マンション防災セミナーの開催 2 マンション管理組合等へ防災の専門家を派遣し、活動を活性化
不動産会社等	マンション購入者(賃貸の場合は賃借人)に対する、都が実施するセミナーや防災の専門家を派遣する制度の周知に協力する。
マンション管理組合等	マンション居住者に対する、都が実施するセミナーや防災の専門家を派遣する制度の周知に協力する。
マンション管理会社等	マンション居住者に対する、都が実施するセミナーや防災の専門家を派遣する制度の周知に協力する。

新規

頁	新	旧												
2-1-17 □	<p>第5節 消防団の活動体制の充実</p> <p>消防団は、常備消防、市をはじめとする行政機関と自主防災組織や住民の間をつなぐ存在であり、公助を担う消防機関であるとともに、地域における共助活動の中心的存在でもある。</p> <p><u>消防団員は、本業を持ちながらも、地域の安全・安心の確保のために活動しているが、近年、全国的に消防団員数は減少傾向にある一方で、特に風水害を中心とする災害が多発化、激甚化する中、消防団に求められる役割は多様化、複雑化しており、消防団員個人の負担も増加している。</u></p> <p><u>こうした中、総務省消防庁では、令和4年12月に「消防団員の処遇等に関する検討会」を立ち上げ、消防団員の適切な処遇のあり方や消防団員の加入促進等について検討を行い、団員数の確保、地域防災力の一層の充実強化を図ることとした。</u></p> <p>市及び昭島消防署は、<u>消防団運営のあり方等について検討し</u>、消防団員がより意欲的かつ効果的に活動できるよう、活動しやすい環境や資器材の整備など、消防団の活動を支援し、その体制の強化を推進する。</p>	<p>第4節 消防団の活動体制の充実</p> <p>消防団は、常備消防、市をはじめとする行政機関と自主防災組織や住民の間をつなぐ存在であり、公助を担う消防機関であるとともに、地域における共助活動の中心的存在でもある。</p> <p>市及び昭島消防署は、消防団員がより意欲的かつ効果的に活動できるよう、活動しやすい環境や資器材の整備など、消防団の活動を支援し、その体制の強化を推進する。</p>												
2-1-19 □	<p>第6節 事業所による自助・共助の強化</p> <p>2 事業所の防災力の向上</p> <p>市及び防災関係機関は、地域との協定締結の促進や合同訓練の実施、事業所防災計画の作成促進等により、事業者の防災力を向上させる。</p> <table border="1" data-bbox="293 794 1191 1273"> <thead> <tr> <th data-bbox="293 794 434 826">機関名</th> <th data-bbox="434 794 1191 826">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="293 826 434 927">市</td> <td data-bbox="434 826 1191 927"> <p>広報紙や防災展等で、事業所相互間及び事業所と自主防災組織等の連携の重要性について、広く啓発に努め、地域との協定締結などの促進を図る。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 927 434 1273">昭島消防署</td> <td data-bbox="434 927 1191 1273"> <p>1 事業所の自衛消防に関する活動能力の充実、強化を図る。</p> <p>2 事業所の救出・救護活動能力の向上を図る。</p> <p>3 事業所防災計画の作成を指導する。</p> <p><u>4 防火管理者、防災管理者、危険物取扱者等の各種消防技術者に対して講習の受講を促進する。</u></p> <p><u>5 事業所防災計画作成促進を目的とした冊子を配布する。</u></p> <p>6 東京都震災対策条例第11条の都市ガス、電気、通信その他の防災対策上重要な施設に指定された事業所との連携訓練を実施する。</p> <p>7 都民や事業所を対象とした応急救護知識・技術の普及を図る。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	市	<p>広報紙や防災展等で、事業所相互間及び事業所と自主防災組織等の連携の重要性について、広く啓発に努め、地域との協定締結などの促進を図る。</p>	昭島消防署	<p>1 事業所の自衛消防に関する活動能力の充実、強化を図る。</p> <p>2 事業所の救出・救護活動能力の向上を図る。</p> <p>3 事業所防災計画の作成を指導する。</p> <p><u>4 防火管理者、防災管理者、危険物取扱者等の各種消防技術者に対して講習の受講を促進する。</u></p> <p><u>5 事業所防災計画作成促進を目的とした冊子を配布する。</u></p> <p>6 東京都震災対策条例第11条の都市ガス、電気、通信その他の防災対策上重要な施設に指定された事業所との連携訓練を実施する。</p> <p>7 都民や事業所を対象とした応急救護知識・技術の普及を図る。</p>	<p>第5節 事業所による自助・共助の強化</p> <p>2 事業所の防災力の向上</p> <p>市及び防災関係機関は、地域との協定締結の促進や合同訓練の実施、事業所防災計画の作成促進等により、事業者の防災力を向上させる。</p> <table border="1" data-bbox="1223 794 2121 1345"> <thead> <tr> <th data-bbox="1223 794 1364 826">機関名</th> <th data-bbox="1364 794 2121 826">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1223 826 1364 927">市</td> <td data-bbox="1364 826 2121 927"> <p>広報紙や防災展等で、事業所相互間及び事業所と自主防災組織等の連携の重要性について、広く啓発に努め、地域との協定締結などの促進を図る。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1223 927 1364 1345">昭島消防署</td> <td data-bbox="1364 927 2121 1345"> <p>1 事業所の自衛消防に関する活動能力の充実、強化を図る。</p> <p>2 事業所の救出・救護活動能力の向上を図る。</p> <p>3 事業所防災計画の作成を指導する。</p> <p><u>4 危険物施設等の防災組織に対し、消防法等に基づき、自衛消防組織の結成を指導する。</u></p> <p><u>5 防火管理者、防災管理者、危険物取扱者等の各種消防技術者及び市民を対象とした講習会等を実施する。</u></p> <p><u>6 事業所防災計画作成促進を目的とした冊子の作成・配布を実施する。</u></p> <p>7 東京都震災対策条例第11条の都市ガス、電気、通信その他の防災対策上重要な施設に指定された事業所との連携訓練を実施する。</p> <p>8 都民や事業所を対象とした応急救護知識・技術の普及を図る。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	市	<p>広報紙や防災展等で、事業所相互間及び事業所と自主防災組織等の連携の重要性について、広く啓発に努め、地域との協定締結などの促進を図る。</p>	昭島消防署	<p>1 事業所の自衛消防に関する活動能力の充実、強化を図る。</p> <p>2 事業所の救出・救護活動能力の向上を図る。</p> <p>3 事業所防災計画の作成を指導する。</p> <p><u>4 危険物施設等の防災組織に対し、消防法等に基づき、自衛消防組織の結成を指導する。</u></p> <p><u>5 防火管理者、防災管理者、危険物取扱者等の各種消防技術者及び市民を対象とした講習会等を実施する。</u></p> <p><u>6 事業所防災計画作成促進を目的とした冊子の作成・配布を実施する。</u></p> <p>7 東京都震災対策条例第11条の都市ガス、電気、通信その他の防災対策上重要な施設に指定された事業所との連携訓練を実施する。</p> <p>8 都民や事業所を対象とした応急救護知識・技術の普及を図る。</p>
機関名	内 容													
市	<p>広報紙や防災展等で、事業所相互間及び事業所と自主防災組織等の連携の重要性について、広く啓発に努め、地域との協定締結などの促進を図る。</p>													
昭島消防署	<p>1 事業所の自衛消防に関する活動能力の充実、強化を図る。</p> <p>2 事業所の救出・救護活動能力の向上を図る。</p> <p>3 事業所防災計画の作成を指導する。</p> <p><u>4 防火管理者、防災管理者、危険物取扱者等の各種消防技術者に対して講習の受講を促進する。</u></p> <p><u>5 事業所防災計画作成促進を目的とした冊子を配布する。</u></p> <p>6 東京都震災対策条例第11条の都市ガス、電気、通信その他の防災対策上重要な施設に指定された事業所との連携訓練を実施する。</p> <p>7 都民や事業所を対象とした応急救護知識・技術の普及を図る。</p>													
機関名	内 容													
市	<p>広報紙や防災展等で、事業所相互間及び事業所と自主防災組織等の連携の重要性について、広く啓発に努め、地域との協定締結などの促進を図る。</p>													
昭島消防署	<p>1 事業所の自衛消防に関する活動能力の充実、強化を図る。</p> <p>2 事業所の救出・救護活動能力の向上を図る。</p> <p>3 事業所防災計画の作成を指導する。</p> <p><u>4 危険物施設等の防災組織に対し、消防法等に基づき、自衛消防組織の結成を指導する。</u></p> <p><u>5 防火管理者、防災管理者、危険物取扱者等の各種消防技術者及び市民を対象とした講習会等を実施する。</u></p> <p><u>6 事業所防災計画作成促進を目的とした冊子の作成・配布を実施する。</u></p> <p>7 東京都震災対策条例第11条の都市ガス、電気、通信その他の防災対策上重要な施設に指定された事業所との連携訓練を実施する。</p> <p>8 都民や事業所を対象とした応急救護知識・技術の普及を図る。</p>													

頁	新	旧																																				
2-1-20	<p>第7節 ボランティアとの連携</p> <p>1 都及びボランティアセンターとの連携</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市 <u>昭島ボランティアセンター</u></td> <td>1 昭島市社会福祉協議会等との連携による昭島市災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施する。 2 平常時から、市民活動団体等と協働し、幅広いネットワークを構築する。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	市 <u>昭島ボランティアセンター</u>	1 昭島市社会福祉協議会等との連携による昭島市災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施する。 2 平常時から、市民活動団体等と協働し、幅広いネットワークを構築する。	<p>第6節 ボランティアとの連携</p> <p>1 都及びボランティアセンターとの連携</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市 <u>昭島市災害ボランティアセンター</u></td> <td>1 昭島市社会福祉協議会等との連携による昭島市災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施する。 2 平常時から、市民活動団体等と協働し、幅広いネットワークを構築する。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	市 <u>昭島市災害ボランティアセンター</u>	1 昭島市社会福祉協議会等との連携による昭島市災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施する。 2 平常時から、市民活動団体等と協働し、幅広いネットワークを構築する。																												
	機関名	内 容																																				
市 <u>昭島ボランティアセンター</u>	1 昭島市社会福祉協議会等との連携による昭島市災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施する。 2 平常時から、市民活動団体等と協働し、幅広いネットワークを構築する。																																					
機関名	内 容																																					
市 <u>昭島市災害ボランティアセンター</u>	1 昭島市社会福祉協議会等との連携による昭島市災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施する。 2 平常時から、市民活動団体等と協働し、幅広いネットワークを構築する。																																					
2-1-21	<p>3 都の登録ボランティア</p> <p>都では平成7年5月に「東京都防災ボランティアに関する要綱」を策定し、<u>事前に講習や訓練を実施する登録制度を採用し、ボランティアの拡充を推進している。</u>都市整備局では「応急危険度判定員」及び「被災宅地危険度判定士」の募集、育成を、生活文化スポーツ局では「語学ボランティア」の募集、育成を行っている。また、建設局では、平成9年6月に「東京都建設防災ボランティア制度」を制定し、道路等公共土木施設に関する被害情報の迅速な収集や応急復旧を支援する仕組みを築いている。(資料5「東京都防災ボランティアに関する要綱」参照)</p> <p>市は、災害時にこれら資格や経験を有する登録ボランティアの派遣を要請し、有効な活用を図るため、平常時から都と情報交換を行い、緊密な連携を図ることとする。</p> <p>(1) 応急危険度判定員</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所管</th> <th>資 格</th> <th>業 務 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都都市整備局</td> <td><u>建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する1級建築士、2級建築士、木造建築士又は知事が特に必要と認めた者であって都内在住又は通勤者は在勤者</u></td> <td>余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 被災宅地危険度判定士</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所管</th> <th>資 格</th> <th>業 務 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都都市整備局</td> <td><u>宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第17条に規定する土木又は建築技術者</u></td> <td>災害対策本部が設置される規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模に被災した場合に、被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 東京都防災（語学）ボランティア</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所管</th> <th>資 格</th> <th>業 務 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活文化スポーツ局</td> <td>一定以上の語学能力を有する者（満18歳以上の都内在住、在勤、在学者）</td> <td>大規模な災害発生時において、語学力を活用し、被災外国人等を支援する。</td> </tr> </tbody> </table>	所管	資 格	業 務 内 容	東京都都市整備局	<u>建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する1級建築士、2級建築士、木造建築士又は知事が特に必要と認めた者であって都内在住又は通勤者は在勤者</u>	余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定する。	所管	資 格	業 務 内 容	東京都都市整備局	<u>宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第17条に規定する土木又は建築技術者</u>	災害対策本部が設置される規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模に被災した場合に、被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施する。	所管	資 格	業 務 内 容	生活文化スポーツ局	一定以上の語学能力を有する者（満18歳以上の都内在住、在勤、在学者）	大規模な災害発生時において、語学力を活用し、被災外国人等を支援する。	<p>3 都の登録ボランティア</p> <p>都では平成7年5月に「東京都防災ボランティアに関する要綱」を策定し、これに基づき、都市整備局では「応急危険度判定員」及び「被災宅地危険度判定士」の募集、育成を、生活文化局では「語学ボランティア」の募集、育成を行っている。また、建設局では、平成9年6月に「東京都建設防災ボランティア制度」を制定し、道路等公共土木施設に関する被害情報の迅速な収集や応急復旧を支援する仕組みを築いている。(資料6「東京都防災ボランティアに関する要綱」参照)</p> <p>市は、災害時にこれら資格や経験を有する登録ボランティアの派遣を要請し、有効な活用を図るため、平常時から都と情報交換を行い、緊密な連携を図ることとする。</p> <p>(1) 応急危険度判定員</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所管</th> <th>資 格</th> <th>業 務 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都都市整備局</td> <td><u>建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する1級建築士、2級建築士、土木建築士（都内在住、通勤、在学者）</u></td> <td>余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被害状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 被災宅地危険度判定士</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所管</th> <th>資 格</th> <th>業 務 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都都市整備局</td> <td><u>(1) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）又は都市計画法に規定する設計資格を有する者</u> <u>(2) 国又は地方公共団体の職員で、土木、建築等に関し一定期間以上の実務経験がある者</u></td> <td>災害対策本部が設置される規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模に被災した場合に、被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 東京都防災（語学）ボランティア</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所管</th> <th>資 格</th> <th>業 務 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活文化局</td> <td>一定以上の語学能力を有する者（満18歳以上の都内在住、在勤、在学者）</td> <td>大規模な災害発生時において、語学力を活用し、被災外国人等を支援する。</td> </tr> </tbody> </table>	所管	資 格	業 務 内 容	東京都都市整備局	<u>建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する1級建築士、2級建築士、土木建築士（都内在住、通勤、在学者）</u>	余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被害状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定する。	所管	資 格	業 務 内 容	東京都都市整備局	<u>(1) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）又は都市計画法に規定する設計資格を有する者</u> <u>(2) 国又は地方公共団体の職員で、土木、建築等に関し一定期間以上の実務経験がある者</u>	災害対策本部が設置される規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模に被災した場合に、被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施する。	所管	資 格	業 務 内 容	生活文化局	一定以上の語学能力を有する者（満18歳以上の都内在住、在勤、在学者）	大規模な災害発生時において、語学力を活用し、被災外国人等を支援する。
所管	資 格	業 務 内 容																																				
東京都都市整備局	<u>建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する1級建築士、2級建築士、木造建築士又は知事が特に必要と認めた者であって都内在住又は通勤者は在勤者</u>	余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定する。																																				
所管	資 格	業 務 内 容																																				
東京都都市整備局	<u>宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第17条に規定する土木又は建築技術者</u>	災害対策本部が設置される規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模に被災した場合に、被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施する。																																				
所管	資 格	業 務 内 容																																				
生活文化スポーツ局	一定以上の語学能力を有する者（満18歳以上の都内在住、在勤、在学者）	大規模な災害発生時において、語学力を活用し、被災外国人等を支援する。																																				
所管	資 格	業 務 内 容																																				
東京都都市整備局	<u>建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する1級建築士、2級建築士、土木建築士（都内在住、通勤、在学者）</u>	余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被害状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定する。																																				
所管	資 格	業 務 内 容																																				
東京都都市整備局	<u>(1) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）又は都市計画法に規定する設計資格を有する者</u> <u>(2) 国又は地方公共団体の職員で、土木、建築等に関し一定期間以上の実務経験がある者</u>	災害対策本部が設置される規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模に被災した場合に、被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施する。																																				
所管	資 格	業 務 内 容																																				
生活文化局	一定以上の語学能力を有する者（満18歳以上の都内在住、在勤、在学者）	大規模な災害発生時において、語学力を活用し、被災外国人等を支援する。																																				

頁	新	旧
2-1-24	<p>7 昭島市社会福祉協議会との連携 (1) 災害ボランティアセンターの運営 市は、災害時にボランティア活動の中心となる災害ボランティアセンターの管理・運営について、昭島市社会福祉協議会が作成した「災害ボランティアセンター<u>設置・運営</u>マニュアル」に基づき、訓練等を実施し、連携した運営を行う。</p>	<p>7 昭島市社会福祉協議会との連携 (1) 災害ボランティアセンターの運営 市は、災害時にボランティア活動の中心となる災害ボランティアセンターの管理・運営について、昭島市社会福祉協議会が作成した「災害ボランティアセンター<u>立ち上げ</u>マニュアル」に基づき、訓練等を実施し、連携した運営を行う。</p>
2-2-1 □	<p>第2章 災害に強く安全に暮らせるまちづくり 第1節 基本的考え方 1 現状 市では、災害に強いまちづくりとして、安全な市街地の整備やオープンスペースの確保など「昭島市都市計画マスタープラン」に基づき都市計画を推進してきた。災害時における市民の安全を確保するスペースとして、国営昭和記念公園など4か所の広域避難場所と35か所の一時避難場所を確保している。 また、地震災害から建物を守るため、平成21年5月に「昭島市耐震改修促進計画」を策定し、この計画に基づき耐震化を推進しており、令和5年1月現在の耐震化率は、一般住宅約77.1%、民間特定建築物約98.8%、防災上重要な市有建築物約98.2%となっている。建物内部の安全対策としては、市が指定した事業者と協定を結び、家具転倒防止金具の取付け<u>あっせん</u>を行っている。 出火、延焼等の防止対策として防火水槽の整備を図り、市の震災時における消防水利の充足率は、令和5年8月末で95.5%となっている。</p>	<p>第1章 災害に強く安全に暮らせるまちづくり 第1節 基本的考え方 1 現状 市では、災害に強いまちづくりとして、安全な市街地の整備やオープンスペースの確保など「昭島市都市計画マスタープラン」に基づき都市計画を推進してきた。災害時における市民の安全を確保するスペースとして、国営昭和記念公園など4箇所の広域避難場所と35箇所の一時避難場所を確保している。 また、地震災害から建物を守るため、平成21年5月に「昭島市耐震改修促進計画」を策定し、この計画に基づき耐震化を推進しており、平成30年1月末現在の耐震化率は、一般住宅約72.9%、民間特定建築物約97.6%、防災上重要な市有建築物約98.2%となっている。建物内部の安全対策としては、市が指定した事業者と協定を結び、家具転倒防止金具の取付け<u>あっ旋</u>を行っている。 出火、延焼等の防止対策として防火水槽の整備を図り、市の震災時における消防水利の充足率は、令和2年8月末で95.8%となっている。</p>
2-2-1 ●	<p>2 課題 本計画の地震災害対策として想定している立川断層帯地震の被害想定では、<u>火災により3,021棟の建物が焼失し、地震動等により1,669棟の建物が全壊する</u>想定となっており、以下の課題がある。</p>	<p>2 課題 本計画の地震災害対策として想定している立川断層帯地震の被害想定では、<u>地震動等により2,604棟の建物が全壊し、火災により2,190棟の建物が焼失するとともに、倒壊建物等により市内の半数の細街路で20%以上の道路閉塞が発生する</u>想定となっており、以下の課題がある。</p>
2-2-1 □	<p><u>(1) 出火、延焼防止</u> 震災時等における火災の延焼拡大を防止するためには、建物の不燃化促進と道路閉塞による消防活動困難要因となる建物倒壊を防止するための建物耐震化の促進、震災時に使用が可能な消防水利の確保が必要である。 <u>また、木造住宅密集地域を中心に、街頭消火器の増設及びスタンドパイプを配置するなど初期消火体制の強化を図るとともに、街頭消火器が設置されていない地区についても併せて設置していく必要がある。</u> <u>(2) 建物の耐震化、安全対策</u> 平成31年3月に改正した「昭島市耐震改修促進計画」では、重点的に耐震化を図るべき建築物として①住宅、②民間特定既存耐震不適格建築物、③防災上重要な市有建築物を上げ、それぞれの状況に応じた取り組むべき施策を掲げている。 また、家具の転倒・<u>落下・移動</u>防止対策については、一層の推進を図っていく必要がある。</p>	<p><u>(1) 建物の耐震化、安全対策</u> 平成31年3月に改正した「昭島市耐震改修促進計画」では、重点的に耐震化を図るべき建築物として①住宅、②民間特定既存耐震不適格建築物、③防災上重要な市有建築物を上げ、それぞれの状況に応じた取り組むべき施策を掲げている。 また、家具の転倒防止対策については、一層の推進を図っていく必要がある。 <u>(2) 出火、延焼防止</u> 震災時等における火災の延焼拡大を防止するためには、建物の不燃化促進と道路閉塞による消防活動困難要因となる建物倒壊を防止するための建物耐震化の促進、震災時に使用が可能な消防水利の確保が必要である。</p>

頁	新	旧																		
2-2-2 □	<p>第2節 安全に暮らせるまちづくり</p> <p>1 東中神駅北側地区</p> <p><u>東中神駅北側地区は老朽化した都営住宅の建て替えが進む一方、商業住宅市街地については過小宅地が密集するなど、まちづくりの上からも課題を抱えているため、まちづくりの機運を見て、この地区の再編整備について検討していく必要がある。</u></p>	<p>第2節 安全に暮らせるまちづくり</p> <p>1 東中神駅北側地区</p> <p><u>東中神駅北側地区（約6.5ha）については、都営住宅地区（約2.7ha）と一般商業住宅地区（約3.8ha）とに二分される。商業住宅市街地については、過小宅地が密集するなど、まちづくりの上からも課題を抱えている。</u></p> <p><u>老朽化した都営住宅の建替えも予定されていることから、今後、この地区の再編整備について検討していく必要がある。</u></p>																		
2-2-2 □	<p>3 土地区画整理事業</p> <p>道路、公園、駅前広場等公共施設の整備改善と宅地の利用増進を図ることにより、良好な市街地を形成し、安全で住みよいまちづくりを進めるため、現在、市が行っている中神土地区画整理事業の概要は次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>施行面積</th> <th>事業計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中神土地区画整理事業第二工区</td> <td>16.6ha</td> <td>平成7年度～<u>令和12年度</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>なお、令和5年2月より中神土地区画整理事業区域の対象外となったエリアについて、地区計画を策定し中神駅北側地域整備事業として道路・公園等を整備し安全・安心なまちづくりを進める。</u></p>	事業名	施行面積	事業計画	中神土地区画整理事業第二工区	16.6ha	平成7年度～ <u>令和12年度</u>	<p>3 土地区画整理事業</p> <p>道路、公園、駅前広場等公共施設の整備改善と宅地の利用増進を図ることにより、良好な市街地を形成し、安全で住みよいまちづくりを進めるため、現在、市が行っている中神土地区画整理事業の概要は次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>施行面積</th> <th>事業計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中神土地区画整理事業第二工区</td> <td>45.5ha</td> <td>平成7年度～<u>平成34年度</u></td> </tr> <tr> <td>中神土地区画整理事業第三工区</td> <td>18.9ha</td> <td>未着手</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	施行面積	事業計画	中神土地区画整理事業第二工区	45.5ha	平成7年度～ <u>平成34年度</u>	中神土地区画整理事業第三工区	18.9ha	未着手			
事業名	施行面積	事業計画																		
中神土地区画整理事業第二工区	16.6ha	平成7年度～ <u>令和12年度</u>																		
事業名	施行面積	事業計画																		
中神土地区画整理事業第二工区	45.5ha	平成7年度～ <u>平成34年度</u>																		
中神土地区画整理事業第三工区	18.9ha	未着手																		
2-2-2 □	<p>4 立川基地跡地昭島地区</p> <p>立川基地跡地昭島地区（約66.1ha）は、土地区画整理事業により市街地整備を行う。本地区内を縦横断する都市計画道路を整備することにより、多摩地域の防災活動の拠点である立川地域防災センターへのアクセス強化を図る。</p>	<p>4 立川基地跡地昭島地区</p> <p>立川基地跡地昭島地区（約66.1ha）は、土地区画整理事業により市街地整備を行う。本地区内を縦横断する都市計画道路を整備することにより、多摩地域の防災活動の拠点である立川地域防災センターへのアクセス強化を図る。<u>また、避難拠点としての機能にも配慮した公園や緑地等のオープンスペースの確保に努める。</u></p>																		
2-2-3 □	<p>6 オープンスペースの確保</p> <p>【都市計画公園・緑地の現況】（令和5年4月現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>公園・緑地面積</th> <th>開設済面積</th> <th>未開設面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市計画公園 25園（95.7ha）</td> <td>22園（83.4ha）</td> <td>3園（12.3ha）</td> </tr> <tr> <td>都市計画緑地 2緑地（64.6ha）</td> <td>1緑地（17.1ha）</td> <td>1緑地（47.5ha）</td> </tr> </tbody> </table>	公園・緑地面積	開設済面積	未開設面積	都市計画公園 25園（95.7ha）	22園（83.4ha）	3園（12.3ha）	都市計画緑地 2緑地（64.6ha）	1緑地（17.1ha）	1緑地（47.5ha）	<p>6 オープンスペースの確保</p> <p>【都市計画公園・緑地の現況】（令和3年4月現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>公園・緑地面積</th> <th>開設済面積</th> <th>未開設面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市計画公園 25園（95.7ha）</td> <td>22園（83.3ha）</td> <td>3園（12.4ha）</td> </tr> <tr> <td>都市計画緑地 2緑地（64.6ha）</td> <td>1緑地（17.1ha）</td> <td>1緑地（47.5ha）</td> </tr> </tbody> </table>	公園・緑地面積	開設済面積	未開設面積	都市計画公園 25園（95.7ha）	22園（83.3ha）	3園（12.4ha）	都市計画緑地 2緑地（64.6ha）	1緑地（17.1ha）	1緑地（47.5ha）
公園・緑地面積	開設済面積	未開設面積																		
都市計画公園 25園（95.7ha）	22園（83.4ha）	3園（12.3ha）																		
都市計画緑地 2緑地（64.6ha）	1緑地（17.1ha）	1緑地（47.5ha）																		
公園・緑地面積	開設済面積	未開設面積																		
都市計画公園 25園（95.7ha）	22園（83.3ha）	3園（12.4ha）																		
都市計画緑地 2緑地（64.6ha）	1緑地（17.1ha）	1緑地（47.5ha）																		
2-2-4 □	<p>【都市計画生産緑地地区の現況】（令和5年4月現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>生産緑地地区</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>215</u>地区</td> <td>約44.97ha</td> </tr> </tbody> </table>	生産緑地地区	面積	<u>215</u> 地区	約44.97ha	<p>【都市計画生産緑地地区の現況】（令和3年4月現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>生産緑地地区</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>218地区</td> <td>約46.73ha</td> </tr> </tbody> </table>	生産緑地地区	面積	218地区	約46.73ha										
生産緑地地区	面積																			
<u>215</u> 地区	約44.97ha																			
生産緑地地区	面積																			
218地区	約46.73ha																			

頁	新	旧
2-2-4 □	<p>7 <u>ブロック塀等の安全化</u> 市では、災害に強いまちづくりの推進を目的として、避難路沿道において震災時に危険が生じる可能性があるブロック塀の撤去等に係る工事費について補助を行っている。危険なブロック塀の所有者に対して、更なる啓発が必要である。</p>	<p>7 塀等の安全化 市は、緑化推進事業として、新たに造成される生け垣及び既存のブロック塀等を撤去し、生け垣に改造する場合における費用の助成を行っているが、国は、平成30年6月に発生した大阪北部地震によるブロック塀倒壊を受けて、避難路や通学路等指定された路線に面するブロック塀撤去に伴う費用補助を決定した。東京都においても、ブロック塀の撤去後、木塀に変更する際の工事費用の補助を決定した。 市では、緑化事業とは別に上記のような補助金を利用できるよう検討していく。</p>
2-2-4 ●	<p>8 急傾斜地崩壊危険箇所（資料33参照） 都では、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき、急傾斜地崩壊危険箇所のうち危険度の高いものから順次、急傾斜地崩壊危険区域に指定し、崩壊防止工事を行っている。 <u>また、都では、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下、「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害特別警戒区域（急傾斜地）に指定された保全地域の所有地において、近隣に民家等の保全対象施設がある箇所について急傾斜地崩壊対策工事を行う。</u> 市内には、急傾斜地崩壊危険箇所が河岸段丘の周辺に9か所所在しており、ハザードマップ等により情報提供しているが、警戒避難時の避難方法について周知徹底を図る。</p>	<p>8 急傾斜地崩壊危険箇所（資料82参照） 都では、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき、急傾斜地崩壊危険箇所のうち危険度の高いものから順次、急傾斜地崩壊危険区域に指定し、崩壊防止工事を行っている。市内には、急傾斜地崩壊危険箇所が河岸段丘の周辺に9箇所所在しており、ハザードマップ等により情報提供しているが、警戒避難時の避難方法について周知徹底を図る。</p>
2-2-4 ●	<p>9 土砂災害（特別）警戒区域（資料34参照） 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止法に基づく都の調査により、市内の37か所が、急傾斜地の崩壊のおそれがある区域として土砂災害警戒区域に指定され、そのうち32か所が土砂災害特別警戒区域に指定されている。これらの区域は、今後、ハザードマップの整備等による情報提供を行うとともに、警戒避難時の避難方法について周知徹底を図る。</p>	<p>9 土砂災害（特別）警戒区域（資料83参照） 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。）に基づく都の調査により、市内の37箇所が、急傾斜地の崩壊のおそれがある区域として土砂災害警戒区域に指定され、そのうち32箇所が土砂災害特別警戒区域に指定されている。これらの区域は、今後、ハザードマップの整備等による情報提供を行うとともに、警戒避難時の避難方法について周知徹底を図る。</p>

頁	新	旧																																										
2-2-5 □	<p>第3節 建築物の耐震化及び安全対策の促進 1 建築物の耐震化の促進 (1) 耐震改修促進計画の策定</p> <p>都は、昭和56年に施行された現行の耐震基準以前に建てられた建築物（以下「既存建築物」という。）について、耐震診断・耐震改修を計画的かつ総合的に推進するために、「東京都耐震改修促進計画」を策定し、これに基づき事業展開を図ることとし、<u>市においても、「昭島市耐震改修促進計画」を策定し、都和連携を図りながら耐震化を推進している。</u>耐震化の現状と目標については、以下のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="293 469 1191 804"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">建築物の種類</th> <th colspan="2">耐震化率</th> </tr> <tr> <th>現 状 (令和5年1月時点)</th> <th>目 標 (令和7年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">住 宅</td> <td>一般住宅</td> <td><u>77.1%</u></td> <td>耐震性が不十分な住宅をおおむね解消</td> </tr> <tr> <td>市営住宅等</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">民間特定建築物</td> <td><u>98.8%</u></td> <td>耐震性が不十分な住宅をおおむね解消</td> </tr> <tr> <td colspan="2">防災上重要な市有建築物</td> <td>98.2%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>	建築物の種類		耐震化率		現 状 (令和5年1月時点)	目 標 (令和7年度)	住 宅	一般住宅	<u>77.1%</u>	耐震性が不十分な住宅をおおむね解消	市営住宅等	100%	100%	民間特定建築物		<u>98.8%</u>	耐震性が不十分な住宅をおおむね解消	防災上重要な市有建築物		98.2%	100%	<p>第3節 建築物の耐震化及び安全対策の促進 1 建築物の耐震化の促進 (1) 耐震改修促進計画の策定</p> <p>都は、昭和56年に施行された現行の耐震基準以前に建てられた建築物（以下「既存建築物」という。）について、耐震診断・耐震改修を計画的かつ総合的に推進するために、「東京都耐震改修促進計画」を策定し、これに基づき事業展開を図ることとし、<u>市においても、平成21年に「昭島市耐震改修促進計画」を策定し、耐震化を推進している。</u>耐震化の現状と目標については、以下のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1223 469 2125 708"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">建築物の種類</th> <th colspan="2">耐震化率</th> </tr> <tr> <th>現 状 (平成30年度)</th> <th>現 状 (令和7年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">住 宅</td> <td>一般住宅</td> <td><u>72.9%</u></td> <td>耐震性が不十分な住宅を概ね解消</td> </tr> <tr> <td>市営住宅等</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">民間特定建築物</td> <td><u>97.6%</u></td> <td>耐震性が不十分な住宅を概ね解消</td> </tr> <tr> <td colspan="2">防災上重要な市有建築物</td> <td>98.2%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>	建築物の種類		耐震化率		現 状 (平成30年度)	現 状 (令和7年度)	住 宅	一般住宅	<u>72.9%</u>	耐震性が不十分な住宅を概ね解消	市営住宅等	100%	100%	民間特定建築物		<u>97.6%</u>	耐震性が不十分な住宅を概ね解消	防災上重要な市有建築物		98.2%	100%
建築物の種類				耐震化率																																								
		現 状 (令和5年1月時点)	目 標 (令和7年度)																																									
住 宅	一般住宅	<u>77.1%</u>	耐震性が不十分な住宅をおおむね解消																																									
	市営住宅等	100%	100%																																									
民間特定建築物		<u>98.8%</u>	耐震性が不十分な住宅をおおむね解消																																									
防災上重要な市有建築物		98.2%	100%																																									
建築物の種類		耐震化率																																										
		現 状 (平成30年度)	現 状 (令和7年度)																																									
住 宅	一般住宅	<u>72.9%</u>	耐震性が不十分な住宅を概ね解消																																									
	市営住宅等	100%	100%																																									
民間特定建築物		<u>97.6%</u>	耐震性が不十分な住宅を概ね解消																																									
防災上重要な市有建築物		98.2%	100%																																									
2-2-5 □	<p>(3) 住宅等民間建築物の耐震診断・耐震改修等</p> <p>建築基準法（昭和25年法律第201号）が改正される前の昭和56年以前に建築された市内の木造住宅は、<u>令和5年1月でおおよそ6,435戸</u>となっている。これらの住宅は大地震に対しては十分な耐震強度が保たれていない可能性があり、早急に耐震診断を実施する必要がある。しかし、住宅等民間建築物の耐震診断は、所有者又は管理者が行うことが原則であるため、広報やパンフレット等を活用した啓発を行うとともに、現在実施している木造住宅に対する耐震診断及び耐震改修等の助成制度を引き続き実施し、令和7年度までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標に、耐震化の促進を図る。</p> <p><u>また、令和5年5月に拡充した平成12年以前に建てられた木造住宅の耐震診断や耐震化の助成制度について周知を図り、更なる耐震化の促進を図る。</u></p> <p>多数の者が利用する民間特定建築物は、経済活動の促進に大きな役割を果たしているが、震災により建物が倒壊すると人的被害が大きくなることから、特に耐震化を図る必要がある。</p> <p>利用者の生命の保護と経済活動における減災を図るため、国の基本方針等では、耐震化率を令和7年度までに95%以上とすることを目標としているが、本市においてはすでに達成しているため、耐震性が不十分な建築物をおおむね解消することを目標とする。</p>	<p>(3) 住宅等民間建築物の耐震診断・耐震改修</p> <p>建築基準法（昭和25年法律第201号）が改正される前の昭和56年以前に建築された市内の木造住宅は、<u>平成30年度でおおよそ6,555戸</u>となっている。これらの住宅は大地震に対しては十分な耐震強度が保たれていない可能性があり、早急に耐震診断を実施する必要がある。しかし、住宅等民間建築物の耐震診断は、所有者又は管理者が行うことが原則であるため、広報やパンフレット等を活用した啓発を行うとともに、現在実施している木造住宅に対する耐震診断及び耐震改修の助成制度を引き続き実施し、令和7年度までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消することを目標に、耐震化の促進を図る。</p> <p><u>また、多数の者が利用する民間特定建築物は、経済活動の促進に大きな役割を果たしているが、震災により建物が倒壊すると人的被害が大きくなることから、特に耐震化を図る必要がある。</u></p> <p>利用者の生命の保護と経済活動における減災を図るため、国の基本方針等では、耐震化率を令和7年度までに95%以上とすることを目標としているが、本市においてはすでに達成しているため、耐震性が不十分な建築物をおおむね解消することを目標とする。</p>																																										

頁	新	旧
2-2-6 □	<p><u>(4) マンションの耐震化等</u> <u>マンションは戸建住宅に比べ規模が大きく、地震により倒壊した場合、道路閉塞を引き起こすなど、周辺地域にも大きな影響が及ぶことが予想されるが、合意形成の難しさからその再建には困難を伴うことが多い。</u> <u>都は、マンション耐震セミナーの開催等による管理組合に対する普及啓発や、耐震診断等に対して財政的支援を行うとともに、専門家派遣による診断や改修の実施に向けた助言などにより合意形成を支援し、アドバイザー派遣助成等により耐震化を促進している。</u> <u>市は、マンションの耐震化を一層促進するため、都と連携し、東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例に基づく「管理状況届出制度」により把握した情報を分析・活用するとともに、適正管理の啓発と併せて耐震化を促していく。</u></p>	新規
2-2-7 ●	<p>3 落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止対策 (1) 天井等の落下防止対策 <u>都は、都内建築物について、特定天井（脱落によって重大な危害を生ずるおそれがある天井）、外壁タイル、はめ殺し窓ガラスについて、建築物防災週間や建築基準法に基づく定期報告制度等の機会を捉えて、建築物の所有者等に対し、改善指導を継続して行っていく。</u> <u>市は、既存公共施設の窓ガラス、取付け物等の飛散、落下を防止するための点検を行い、必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>3 落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止対策 (1) 天井等の落下防止対策 <u>都は、3階建以上の建築物の窓ガラス等落下物の地震に対する安全性を確保するため、昭和55年度から実態調査を行い、改修指導を行ってきた。</u> <u>市は、これまで学校の窓ガラス飛散防止対策を進めてきたが、今後は、未整備である既存公共施設の窓ガラス、取付け物等の飛散、落下を防止するための点検を行い、必要な措置を講ずる。</u></p>

頁	新	旧												
2-2-7 ● □	<p>(5) 家具転倒防止対策</p> <p><u>近年発生した地震でけがをした原因を調べると、約30%から50%の人が、家具類の転倒・落下・移動によるものであった。</u></p> <p>家具類の転倒・落下・移動防止策に関するアンケートによると防止策の実施率は、消防に関する世論調査(令和4年9月)によると都全体では、62.6%の実施率となっているが、本市においては、昭島市市民意識調査報告書(令和2年2月)によると、38.7%にとどまっており、啓発と実施に向けた支援が必要である。</p> <p>市は、耐震啓発事業として、指定した事業者と協定を結び、家具転倒防止金具の取付け<u>あっせん</u>を行っている。今後、市及び昭島消防署は、地震時において、屋内の安全確保を図るため、家具類の転倒・落下・移動防止器具による転倒等防止措置を次のとおり推進し令和12年度までに市内の家具類の転倒・落下・移動防止対策の実施率を75%にする</p> <table border="1" data-bbox="293 564 1189 986"> <thead> <tr> <th data-bbox="293 564 479 603">機 関 名</th> <th data-bbox="479 564 1189 603">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="293 603 479 767">市</td> <td data-bbox="479 603 1189 767"> <ol style="list-style-type: none"> <u>1 家具類の転倒・落下・移動防止対策の普及啓発を推進する。</u> 公益社団法人昭島市シルバー人材センターと協定し、家具転倒防止金具の取付け<u>あっせん</u>を行う。 <u>3 市保有施設のオフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策を推進する。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 767 479 986">昭島消防署</td> <td data-bbox="479 767 1189 986"> <ol style="list-style-type: none"> 具体的に家具類の転倒・落下・移動防止対策を示した資料等を作成し、市民や事業所に対する防災指導に活用する。 防災週間等のイベントや防災訓練時に映像など多様な手法を活用し、家具類の転倒・落下・移動防止に向けた普及啓発を実施する。 自治会、自主防災組織等と連携し、家具類の転倒・落下・移動防止を周知する。 </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	内 容	市	<ol style="list-style-type: none"> <u>1 家具類の転倒・落下・移動防止対策の普及啓発を推進する。</u> 公益社団法人昭島市シルバー人材センターと協定し、家具転倒防止金具の取付け<u>あっせん</u>を行う。 <u>3 市保有施設のオフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策を推進する。</u> 	昭島消防署	<ol style="list-style-type: none"> 具体的に家具類の転倒・落下・移動防止対策を示した資料等を作成し、市民や事業所に対する防災指導に活用する。 防災週間等のイベントや防災訓練時に映像など多様な手法を活用し、家具類の転倒・落下・移動防止に向けた普及啓発を実施する。 自治会、自主防災組織等と連携し、家具類の転倒・落下・移動防止を周知する。 	<p>(5) 家具転倒防止対策</p> <p><u>首都直下地震等の東京の被害想定において、屋内収容物が原因となり負傷する人は負傷者全体の約4%であり、平成18年の被害想定での約3割と比較すると減少している。これは、家具類の転倒・落下・移動防止対策の実施率が、約3割から約5割へと向上したためと考えられる。しかしながら、家具類の転倒・落下・移動防止策に関するアンケートによると防止策の実施率は、消防に関する世論調査(令和元年9月)によると都全体では、59.0%の実施率となっているが、本市においては、昭島市市民意識調査報告書(令和2年2月)によると、38.7%にとどまっており、啓発と実施に向けた支援が必要である。</u></p> <p>市は、耐震啓発事業として、指定した事業者と協定を結び、家具転倒防止金具の取付け<u>あっ旋</u>を行っている。今後、市及び昭島消防署は、地震時において、屋内の安全確保を図るため、家具類の転倒・落下・移動防止器具による転倒等防止措置を次のとおり推進し、令和7年度までに市内の家具類の転倒・落下・移動防止対策の実施率を60%にする</p> <table border="1" data-bbox="1220 628 2125 959"> <thead> <tr> <th data-bbox="1220 628 1406 667">機 関 名</th> <th data-bbox="1406 628 2125 667">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1220 667 1406 735">市</td> <td data-bbox="1406 667 2125 735">公益社団法人昭島市シルバー人材センターと協定し、家具転倒防止金具の取付け<u>あっ旋</u>を行う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1220 735 1406 959">昭島消防署</td> <td data-bbox="1406 735 2125 959"> <ol style="list-style-type: none"> 具体的に家具類の転倒・落下・移動防止対策を示した資料等を作成し、市民や事業所に対する防災指導に活用する。 防災週間等のイベントや防災訓練時に映像など多様な手法を活用し、家具類の転倒・落下・移動防止に向けた普及啓発を実施する。 自治会、自主防災組織等と連携し、家具類の転倒・落下・移動防止を周知する。 </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	内 容	市	公益社団法人昭島市シルバー人材センターと協定し、家具転倒防止金具の取付け <u>あっ旋</u> を行う。	昭島消防署	<ol style="list-style-type: none"> 具体的に家具類の転倒・落下・移動防止対策を示した資料等を作成し、市民や事業所に対する防災指導に活用する。 防災週間等のイベントや防災訓練時に映像など多様な手法を活用し、家具類の転倒・落下・移動防止に向けた普及啓発を実施する。 自治会、自主防災組織等と連携し、家具類の転倒・落下・移動防止を周知する。
機 関 名	内 容													
市	<ol style="list-style-type: none"> <u>1 家具類の転倒・落下・移動防止対策の普及啓発を推進する。</u> 公益社団法人昭島市シルバー人材センターと協定し、家具転倒防止金具の取付け<u>あっせん</u>を行う。 <u>3 市保有施設のオフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策を推進する。</u> 													
昭島消防署	<ol style="list-style-type: none"> 具体的に家具類の転倒・落下・移動防止対策を示した資料等を作成し、市民や事業所に対する防災指導に活用する。 防災週間等のイベントや防災訓練時に映像など多様な手法を活用し、家具類の転倒・落下・移動防止に向けた普及啓発を実施する。 自治会、自主防災組織等と連携し、家具類の転倒・落下・移動防止を周知する。 													
機 関 名	内 容													
市	公益社団法人昭島市シルバー人材センターと協定し、家具転倒防止金具の取付け <u>あっ旋</u> を行う。													
昭島消防署	<ol style="list-style-type: none"> 具体的に家具類の転倒・落下・移動防止対策を示した資料等を作成し、市民や事業所に対する防災指導に活用する。 防災週間等のイベントや防災訓練時に映像など多様な手法を活用し、家具類の転倒・落下・移動防止に向けた普及啓発を実施する。 自治会、自主防災組織等と連携し、家具類の転倒・落下・移動防止を周知する。 													
2-2-9 ●	<p>第4節 出火、延焼等の防止</p> <p>首都直下地震による東京の被害想定では、立川断層帯地震、M7.3、風速8メートル、18時発生の場合で、昭島市においては、15件の火災が発生し、倒壊建物を含めて3,021棟の建物が焼失し、66名の死者の発生が想定されている。地震による火災の被害を軽減するためには、出火の防止、初期消火、火災の拡大防止、危険物・有毒物質等の漏えい防止などの対策を推進していく必要がある。</p>	<p>第4節 出火、延焼等の防止</p> <p>首都直下地震による東京の被害想定では、立川断層帯地震、M7.3、風速8メートル、18時発生の場合で、昭島市においては、14件の火災が発生し、倒壊建物を含めて2,190棟の建物が焼失し、9名の死者の発生が想定されている。地震による火災の被害を軽減するためには、出火の防止、初期消火、火災の拡大防止、危険物・有毒物質等の漏えい防止などの対策を推進していく必要がある。</p>												
2-2-9 □	<p>2 初期消火体制の強化【市、昭島消防署】</p> <p><u>市は、木造住宅密集地域を中心に、街頭消火器を増設するとともに、スタンドパイプを配置するなど初期消火体制の強化を図る。また、街頭消火器が設置されていない地区についても併せて設置していく。</u></p> <p>昭島消防署は、消防用設備等が地震時にも機能を十分に発揮し、火災を初期のうちに消火できるよう、市民及び事業者へ耐震措置を指導する。</p> <p>各家庭からの出火や火災の拡大を防止するため、住宅用火災警報器<u>及び住宅用消火器などの住宅用防災機器等の普及を図る。</u></p>	<p>2 初期消火体制の強化【市、昭島消防署】</p> <p>昭島消防署は、消防用設備等が地震時にも機能を十分に発揮し、火災を初期のうちに消火できるよう、市民及び事業者へ耐震措置を指導する。</p> <p>各家庭からの出火や火災の拡大を防止するため、住宅用火災警報器をはじめ住宅用防災機器等の普及を図る。</p>												

頁	新	旧
<p>2-2-9 □</p>	<p>3 火災の拡大防止【市、昭島消防署】 <u>消防水利の整備について、次の項目を推進する。</u> <u>(1) 昭島消防署は水利整備を行う市と連携し、効果的な消火活動が行えるよう消防水利の確保に努める。</u> <u>(2) 木造住宅密集地域等に設置されている消火栓について、関係機関と連携して、自主防災組織等が初期消火に使用する水源として活用を図る。</u> <u>(3) 水槽の鉄蓋を軽可搬ポンプの吸管が容易に投入できるよう改良し、自主防災組織等が利用しやすい防火水槽を整備する。</u> <u>(4) 経年防火水槽を再生し、震災時の消防水利を確保する。</u> <u>(5) 市が公共施設及び特殊建築物を整備するときには、東京都震災対策条例第27条に基づき、防火水槽等の確保に努める。また、民間の開発事業等に際しては、都市計画法の開発行為に伴う協議や、市における宅地開発等に関する条例及び指導要綱に基づき防火水槽等の確保に努める。</u> <u>(6) 市有地等の売却に際し、既存の防火水槽等の存置や代替水利の確保を図る。</u></p>	<p>3 火災の拡大防止【市、昭島消防署】 (1) 現在の都市構造では、出火防止、初期消火の徹底を図っても地震発生時にはなお相当数の火災が拡大し、延焼火災となることが予想される。 したがって、火災による被害が予想される地域については、可能な限り延焼防止措置を講じ人命の安全確保を重点とした消防体制の確保を図ることが重要であり、このため、市及び昭島消防署は、消防活動体制、装備資機(器)材、消防水利の整備、消防団体制の強化、消防活動路等の確保、消防活動が困難な地域への対策、地域防災体制の確立を推進する。 (2) 昭島消防署は、水利整備を行う昭島市と連携し、効果的な消火活動が行えるよう消防水利の確保に努める。 また、消火活動の阻害要因の把握・分析や延焼火災に関する調査研究結果を活用し、消火活動が困難な地域の解消に向けて消防活動の立場から防災都市づくり事業等に対して提言、要望をする。 (3) 防火水槽の鉄蓋を軽可搬ポンプの吸管が容易に投入できるよう改良し、自主防災組織等が利用しやすい防火水槽を整備する。 (4) 木造住宅密集地域内において著しく水量が不足する地域に、重点的に水利整備を推進するため、関係機関と協議を行い、整備方策を検討する。 (5) 経年防火水槽を再生し、震災時の消防水利を確保する。 (6) 民間の建設工事に併せて消防水利を設置した場合に、一定の条件の下に補助金を交付することにより、消防水利の整備促進を図る。 (7) 市が公共施設及び特殊建築物を整備するときには、東京都震災対策条例第27条に基づき、防火水槽等の確保に努める。また、民間の開発事業等に際しては、都市計画法の開発行為に伴う協議や、市における宅地開発等に関する条例及び指導要綱に基づき防火水槽等の確保に努める。 (8) 市有地等の売却に際し、既存の防火水槽等の存置や代替水利の確保を図る。 (9) 水利整備を行う市と連携し、効果的な消火活動が行えるよう消防水利の確保に努める。 (10) 道路狭隘等による消火活動が困難な地域への対策として、消防水利、消防隊用可搬ポンプの整備、消防団の災害活動体制の充実等を進める。 (11) 消火活動の阻害要因の把握・分析や延焼火災に関する調査研究結果を活用し、消火活動が困難な地域の解消に向けて消防活動の立場から防災都市づくり事業等に対して提言、要望をする</p>
<p>2-2-10 ●</p>	<p>4 危険物施設等の安全化 (2) 毒物・劇物保管施設 毒物・劇物の取扱者には、「毒物・劇物営業者」「特定毒物研究者・使用者」「要届出業務上取扱者」「非届出業務上取扱者」がある。 学校では、毒物劇物災害を防止するため、<u>都教育庁は「実験・実習用薬品類の保管・管理の徹底について」を市立小・中学校に周知し、事故防止に努めていく。</u> (表内) <u>都保健医療局</u></p>	<p>4 危険物施設等の安全化 (2) 毒物・劇物保管施設 毒物・劇物の取扱者には、「毒物・劇物営業者」「特定毒物研究者・使用者」「要届出業務上取扱者」「非届出業務上取扱者」がある。 学校では、毒物劇物災害を防止するため、<u>次のとおり「学校等における理科系実験用薬品類の管理について」を市立小・中学校に周知し、事故防止に努めている。</u> (表内) <u>都福祉保健局</u></p>

<p>2-2-10</p>	<p>削除</p>	<p>○学校等における理科系実験用薬品類の管理について 昭和 53 年 7 月 1 日 文管指第 206 号</p> <p style="text-align: right;">各都道府県教育委員会教育長</p> <p>学校等における理科系実験用薬品類の安全管理の徹底につきましては、かねてからご配慮を願っているところでありますが、去る六月一二日に発生した宮城県沖の地震の際、化学実験用薬品の容器の転倒落下等による混合発火と推定される学校火災が発生したことは遺憾であります。</p> <p>ついでには、貴管下の小学校、中学校、高等学校、特殊教育諸学校、専修学校各種学校等における理科系実験用薬品類の保管管理について、地震時における火災防止等のため、下記事項にご留意の上ご指導を願います。</p> <p>なお、消防庁から別紙の要望がありましたので、参考のため添付します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 管理体制の整備 薬品類の管理責任者及び使用責任者等を定めて、薬品類の保管・管理及び使用にあたっての安全管理体制を整備すること。 2 薬品類の保管・管理 <ol style="list-style-type: none"> (1) 薬品類は、実験台上等に放置せず、収納戸棚等に保管し転落を防止すること。 (2) 薬品類の収納戸棚等は、地震動により転倒しないよう必要な措置を講ずること。 (3) 混合すると発火等のおそれがある薬品類は、分類整理の上、別々に収納・保管すること。 (4) その他消防法等関係法令の規定に基づき適切な保管・管理を行うこと。 3 実験時における安全の確保 <ol style="list-style-type: none"> (1) 実験中における薬品容器、実験器具の転倒・転落防止並びに転倒・転落等による火災等の防止に必要な対策を講ずること。 (2) 児童・生徒等に対して、実験中地震を感知した場合の緊急措置に関する安全教育を徹底すること。 4 初期消火体制の整備 万一やむを得ず出火した場合に備えて、定期的に消火器等の消防用設備の点検整備を行うとともに、適宜消火訓練を実施し、薬品類による火災の消火についての周知徹底を図ること。 <p>本信送付先 各都道府県教育委員会教育長 各都道府県知事</p>
---------------	-----------	---

頁	新	旧												
2-2-11 ●	(3) 放射線等使用施設 (表内) <u>都保健医療局</u>	(3) 放射線等使用施設 (表内) <u>都福祉保健局</u>												
2-2-11 ●	<u>(4) 石綿含有建築物等からの石綿飛散防止体制の構築</u> <u>都は、災害時における石綿飛散防止対策に関する情報を得られるよう、住民等へ周知する。更に、災害時に都民、作業員、ボランティア等へ配布する周知用チラシを準備する。また、協定締結団体及び区市は協力して、年1回災害訓練を実施する。</u>													
2-2-11 □	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="286 411 1198 440">5 危険物等の輸送の安全化</th> </tr> <tr> <th data-bbox="286 440 465 475">機 関 名</th> <th data-bbox="465 440 1198 475">安 全 化 対 策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="286 475 465 705">昭島消防署</td> <td data-bbox="465 475 1198 705"> 1 タンクローリー、トラック等の危険物を輸送する車両については、立入検査を適宜実施して、構造、設備等について、法令基準に適合させるとともに、当該基準が維持されるよう指導を強化する。 2 鉄道タンク車による危険物輸送について、東京都震災対策条例に基づき関係事業所が作成した防災計画の遵守、徹底を図る。 3 「危険物の運搬又は移送中における事故等の措置、連絡用の資料(イエローカード)」の車両積載を確認し、活用促進する。 </td> </tr> </tbody> </table>	5 危険物等の輸送の安全化		機 関 名	安 全 化 対 策	昭島消防署	1 タンクローリー、トラック等の危険物を輸送する車両については、立入検査を適宜実施して、構造、設備等について、法令基準に適合させるとともに、当該基準が維持されるよう指導を強化する。 2 鉄道タンク車による危険物輸送について、東京都震災対策条例に基づき関係事業所が作成した防災計画の遵守、徹底を図る。 3 「危険物の運搬又は移送中における事故等の措置、連絡用の資料(イエローカード)」の車両積載を確認し、活用促進する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="1216 411 2134 440">5 危険物等の輸送の安全化</th> </tr> <tr> <th data-bbox="1216 440 1395 475">機 関 名</th> <th data-bbox="1395 440 2134 475">安 全 化 対 策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1216 475 1395 705">昭島消防署</td> <td data-bbox="1395 475 2134 705"> 1 タンクローリー、トラック等の危険物を輸送する車両については、立入検査を適宜実施して、構造、設備等について、法令基準に適合させるとともに、当該基準が維持されるよう指導を強化する。 <u>指導にあたっては、隣接各県と連絡を密にし、安全指導を進める。</u> 2 鉄道タンク車による危険物輸送について、東京都震災対策条例に基づき関係事業所が作成した防災計画の遵守、徹底を図る。 3 「危険物の運搬又は移送中における事故等の措置、連絡用の資料(イエローカード)」の車両積載を確認し、活用促進する。 </td> </tr> </tbody> </table>	5 危険物等の輸送の安全化		機 関 名	安 全 化 対 策	昭島消防署	1 タンクローリー、トラック等の危険物を輸送する車両については、立入検査を適宜実施して、構造、設備等について、法令基準に適合させるとともに、当該基準が維持されるよう指導を強化する。 <u>指導にあたっては、隣接各県と連絡を密にし、安全指導を進める。</u> 2 鉄道タンク車による危険物輸送について、東京都震災対策条例に基づき関係事業所が作成した防災計画の遵守、徹底を図る。 3 「危険物の運搬又は移送中における事故等の措置、連絡用の資料(イエローカード)」の車両積載を確認し、活用促進する。
5 危険物等の輸送の安全化														
機 関 名	安 全 化 対 策													
昭島消防署	1 タンクローリー、トラック等の危険物を輸送する車両については、立入検査を適宜実施して、構造、設備等について、法令基準に適合させるとともに、当該基準が維持されるよう指導を強化する。 2 鉄道タンク車による危険物輸送について、東京都震災対策条例に基づき関係事業所が作成した防災計画の遵守、徹底を図る。 3 「危険物の運搬又は移送中における事故等の措置、連絡用の資料(イエローカード)」の車両積載を確認し、活用促進する。													
5 危険物等の輸送の安全化														
機 関 名	安 全 化 対 策													
昭島消防署	1 タンクローリー、トラック等の危険物を輸送する車両については、立入検査を適宜実施して、構造、設備等について、法令基準に適合させるとともに、当該基準が維持されるよう指導を強化する。 <u>指導にあたっては、隣接各県と連絡を密にし、安全指導を進める。</u> 2 鉄道タンク車による危険物輸送について、東京都震災対策条例に基づき関係事業所が作成した防災計画の遵守、徹底を図る。 3 「危険物の運搬又は移送中における事故等の措置、連絡用の資料(イエローカード)」の車両積載を確認し、活用促進する。													

2-2-13
● □

第5節 液状化、長周期地震動等への対策

1 液状化対策

昭島市における液状化のおそれについては、本計画の立川断層帯地震の被害想定では、市域南東部及び南西部の一部に液状化発生のやや高い地域が存在するほか、多摩川河川敷周辺では液状化の低いあるいはきわめて低い地域とされている。他の地域は液状化の可能性がない、あるいはきわめて低い地域とされている。また、東京都土木技術支援・人材育成センターが公表した「東京の液状化予測図（令和3年度改正版）」では、液状化の予測が3段階で評価されており、多摩川河川敷周辺のほか、市内南部に点在して液状化の可能性のある地域が存在する。

今後は、液状化の被害の発生を見据え、インフラ施設等の液状化対策、市民への情報提供など、適切な対策を講じる。

(1) 液状化のおそれのある地域における建築物等の安全確保

機関名	対策内容
特定行政庁 指定検査機関	<u>木造住宅などの建築物について、液状化のおそれがある地域において、建築確認審査などの機会を捉え、建築物の設計者などに対する的確な対策を講じるよう促していく。液状化のおそれのある地域における建築物を対象とした対策工法などについて情報提供するとともに、建築確認審査等を通じて液状化対策の指導の充実を図る。液状化のおそれのある地域に公共建物等の工事をする際、液状化対策として建物自体を強化する方法、地盤を改良する方法などを採用し、公共建築物の液状化対策を促進する。また、大規模な開発を行う場合、関係者との連絡・調整について考慮する。</u>
市	<u>液状化のおそれのある地域における市有建築物を工事する際は、液状化対策を講じる。</u>

(2) インフラ施設等の液状化対策

ア 市（水道部）では、上水道について、水道管路の耐震管への交換を進めている。

イ 下水道については、液状化危険度の高い地域より下水マンホールの浮上抑制対策計画策定などを講じていく必要がある。

(3) 液状化に係る情報提供

市は、都が作成する「液状化による建物被害に備えるための手引」を踏まえ、既存の地盤調査データ、地盤調査の実施方法、対策の工法などについて、市民に情報提供する。

また、市民からの相談に対し、地域の状況に即して適切に対応していくため、液状化対策に関し必要な知識を有するアドバイザーの紹介や、液状化による建物被害に備えるための手引きの活用などについて、都と連携して取り組んでいく。

機関名	対策内容
都都市整備局	1 「液状化による建物被害に備えるための手引き」の <u>改定</u> 2 既存の地盤調査データ、対策工法などの情報提供
都建設局	<u>最新の「東京の液状化予測図」を都民に情報提供</u>

第5節 液状化、長周期地震動等への対策

1 液状化対策

昭島市における液状化のおそれについては、本計画の立川断層帯地震の被害想定では、多摩川河川敷周辺において液状化発生の可能性が低い地域があり、他の地域は液状化の可能性がない、あるいは極めて低い地域とされている。また、平成25年3月に東京都土木技術支援・人材育成センターが公表した東京の液状化予測では、液状化の予測が3段階で評価されており、市内全域が最も安全な「液状化の可能性が低い地域」とされていることから、全体的には、液状化の心配は少ないと考えられる。

今後は、下記対策を行っている関係機関と連携を図りながら、市民に対して適切な情報提供に努めていく。

機関名	対策内容
都都市整備局	1 「液状化による建物被害に備えるための手引き」の <u>作成</u> 2 既存の地盤調査データ、対策工法などの情報提供
都建設局 都港湾局	<u>「東京の液状化予測図」を見直し、都民に情報提供（平成25年3月公表）</u>
特定行政庁 指定確認検査機関	液状化のおそれのある地域において、建築確認審査時に建築物の設計者等に対する的確な対策を講じるよう促す。

頁	新		旧
	都 港 湾 局		
	特 定 行 政 庁 指 定 確 認 検 査 機 関	液状化のおそれのある地域において、建築確認審査時に建築物の設計者等に対する確な対策を講じるよう促す。	
2-3-1 ●	<p>第3章 安全な交通ネットワークと災害に強いライフライン等の確保</p> <p>第1節 基本的考え方</p> <p>道路や橋梁、鉄道といった交通関連施設は、市の活動を支える基盤として重要な役割を担っており、特に地震等の発災時においては、人命救助や消火活動、物資輸送等を円滑に行い、市民の生命を守るため、その機能を確保する必要がある。</p>		<p>第2章 安全な交通ネットワークと災害に強いライフライン等の確保</p> <p>第1節 基本的考え方</p> <p>道路や橋りょう、鉄道といった交通関連施設は、市の活動を支える基盤として重要な役割を担っており、特に地震等の発災時においては、人命救助や消火活動、物資輸送等を円滑に行い、市民の生命を守るため、その機能を確保する必要がある。</p>
2-3-1 □	<p>1 現状</p> <p>(1) 道路等の整備状況</p> <p>市内には、広域幹線道路として国道1路線と都道7路線があり、1,270路線の市道がこれらと連携しネットワークを形成している。都市計画道路は、21路線、総延長36,210mが計画決定されており、都市計画道路の整備率は、74.8%（令和5年4月現在）となっている。</p>		<p>1 現状</p> <p>(1) 道路等の整備状況</p> <p>市内には、広域幹線道路として国道1路線と都道8路線があり、1,267路線の市道がこれらと連携しネットワークを形成している。都市計画道路は、21路線、総延長36,210mが計画決定されており、都市計画道路の整備率は、74.8%（令和3年4月現在）となっている。</p>
2-3-1 □	<p>(2) ライフライン施設状況</p> <p>上水道については、計画的に耐震化を進めており、令和5年3月末で管の耐震適合率は、58.2%となっている。</p> <p>下水道については、計画的な耐震化に努め、重要施設における耐震化を優先的に進めている。昭島市下水道総合地震対策計画に基づく污水管の重要な幹線等の耐震化率は、令和4年3月現在36.8kmのうち67.4%であり、汚水中継ポンプ場（郷地ポンプ場）の耐震化は完了している。</p>		<p>(2) ライフライン施設状況</p> <p>上水道については、計画的に耐震化を進めており、令和3年3月末で管の耐震適合率は、56.8%となっている。</p> <p>下水道については、計画的な耐震化に努め、重要施設における耐震化を優先的に進めている。昭島市下水道総合地震対策計画に基づく污水管の重要な幹線等の耐震化率は、令和2年5月1日現在48.0kmのうち52.4%であり、汚水中継ポンプ場（郷地ポンプ場）の耐震化は完了している。</p>
2-3-1 ■	<p>2 課題</p> <p>本計画の想定地震である立川断層帯地震の被害想定では、断水率が47.4%、下水道管きょ被害率が5.1%、停電率が21.9%、ガス供給停止率0%、固定電話の不通率が10.6%の被害が想定されている。</p> <p>(1) 道路等の整備</p> <p>橋梁については、ひとたび落下すると、橋梁がまたぐ道路や河川などへの影響が大きいため、補強、補修など適切な対策を進めていく必要がある。</p> <p>(2) ライフライン施設状況</p> <p>水道については、耐震化の取組を進めてきているが、耐震化率が低いため、布設替えを進めていく必要がある。また、下水道については、避難所や防災拠点の排水を受け入れている管きょの耐震化を推進し流下機能の確保を図る必要がある。雨水管についても、緊急輸送路等に埋設された管路の対策が必要である。</p>		<p>2 課題</p> <p>本計画の想定地震である立川断層帯地震の被害想定では、断水率が13.3%、下水道管きょ被害率が22.2%、停電率が26.3%、ガス供給支障率100%、固定電話の不通率が8.8%となっており、大きな被害が想定されている。</p> <p>(1) 道路等の整備</p> <p>橋りょうについては、ひとたび落下すると、橋りょうがまたぐ道路や河川などへの影響が大きいため、補強、補修など適切な対策を進めていく必要がある。</p> <p>(2) ライフライン施設状況</p> <p>水道については、耐震化の取組を進めてきているが、耐震継手化率が低いため、布設替えを進めていく必要がある。また、下水道については、避難所や防災拠点の排水を受け入れている管きょの耐震化を推進し流下機能の確保を図る必要がある。雨水管についても、緊急輸送路等に埋設された管路の対策が必要である。</p>

頁	新	旧																																								
2-3-3 ● □	<p>第2節 道路・橋梁の安全確保 道路及び橋梁は、都市における基本的な都市基盤であり、災害時の避難、消火活動及び緊急物資等の輸送ルートとして、また、延焼防止機能や避難場所への避難路として都市防災上重要な機能を担っている。</p> <p>1 都市計画道路の整備 広域的な道路網整備として、都市計画道路の整備に努める。</p> <p>【都市計画道路の現況】 (令和5年4月現在)</p> <table border="1" data-bbox="293 437 1189 541"> <thead> <tr> <th></th> <th>計画決定</th> <th>事業決定</th> <th>施行済</th> <th>施行率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>路線</td> <td>21</td> <td>17</td> <td>12</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>延長</td> <td>36,210m</td> <td>28,065m</td> <td>27,075m</td> <td>74.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【都市計画道路の施行目標値】 削除</p>		計画決定	事業決定	施行済	施行率	路線	21	17	12	—	延長	36,210m	28,065m	27,075m	74.8%	<p>第2節 道路・橋りょうの安全確保 道路及び橋りょうは、都市における基本的な都市基盤であり、災害時の避難、消火活動及び緊急物資等の輸送ルートとして、また、延焼防止機能や避難場所への避難路として都市防災上重要な機能を担っている。</p> <p>1 都市計画道路の整備 広域的な道路網整備として、都市計画道路の整備に努める。</p> <p>【都市計画道路の現況】 (令和3年4月現在)</p> <table border="1" data-bbox="1220 437 2116 541"> <thead> <tr> <th></th> <th>計画決定</th> <th>事業決定</th> <th>施行済</th> <th>施行率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>路線</td> <td>21</td> <td>17</td> <td>12</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>延長</td> <td>36,210m</td> <td>28,065m</td> <td>27,075m</td> <td>74.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【都市計画道路の施行目標値】</p> <table border="1" data-bbox="1265 572 2033 735"> <thead> <tr> <th rowspan="2">現状値</th> <th>目標値</th> </tr> <tr> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>74.8%</td> <td>77.0%</td> </tr> </tbody> </table>		計画決定	事業決定	施行済	施行率	路線	21	17	12	—	延長	36,210m	28,065m	27,075m	74.8%	現状値	目標値	令和2年度	74.8%	77.0%					
	計画決定	事業決定	施行済	施行率																																						
路線	21	17	12	—																																						
延長	36,210m	28,065m	27,075m	74.8%																																						
	計画決定	事業決定	施行済	施行率																																						
路線	21	17	12	—																																						
延長	36,210m	28,065m	27,075m	74.8%																																						
現状値	目標値																																									
	令和2年度																																									
74.8%	77.0%																																									
2-3-3 □	<p>2 市道の整備 市域は、一部地域を除き北西から南東に向かって、多摩川まで緩やかな傾斜を保ち、地形的な構造からの崖崩れ及び埋没、降水による影響は比較的少ない。市道の整備については、既存道路の改修工事を主体とし、逐次計画的に実施していく。</p> <p>【市道の現況】 (令和5年4月現在)</p> <table border="1" data-bbox="293 900 1189 1034"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">合計</th> <th colspan="2">舗装道</th> <th colspan="2">舗装率(%)</th> </tr> <tr> <th>延長(m)</th> <th>面積(m²)</th> <th>延長(m)</th> <th>面積(m²)</th> <th>延長比</th> <th>面積比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市道</td> <td>228,502</td> <td>1,367,511</td> <td>199,878</td> <td>1,297,196</td> <td>87.5</td> <td>94.9</td> </tr> </tbody> </table>	種別	合計		舗装道		舗装率(%)		延長(m)	面積(m ²)	延長(m)	面積(m ²)	延長比	面積比	市道	228,502	1,367,511	199,878	1,297,196	87.5	94.9	<p>2 市道の整備 市域は、一部地域を除き北西から南東に向かって、多摩川まで緩やかな傾斜を保ち、地形的な構造からの崖崩れ及び埋没、降水による影響は比較的少ない。市道の整備については、既存道路の改修工事を主体とし、逐次計画的に実施していく。</p> <p>【市道の現況】 (平成24年4月現在)</p> <table border="1" data-bbox="1220 900 2116 1034"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">合計</th> <th colspan="2">舗装道</th> <th colspan="2">舗装率(%)</th> </tr> <tr> <th>延長(m)</th> <th>面積(m²)</th> <th>延長(m)</th> <th>面積(m²)</th> <th>延長比</th> <th>面積比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市道</td> <td>224,481</td> <td>1,283,233</td> <td>193,409</td> <td>1,207,687</td> <td>86.2</td> <td>94.1</td> </tr> </tbody> </table>	種別	合計		舗装道		舗装率(%)		延長(m)	面積(m ²)	延長(m)	面積(m ²)	延長比	面積比	市道	224,481	1,283,233	193,409	1,207,687	86.2	94.1
種別	合計		舗装道		舗装率(%)																																					
	延長(m)	面積(m ²)	延長(m)	面積(m ²)	延長比	面積比																																				
市道	228,502	1,367,511	199,878	1,297,196	87.5	94.9																																				
種別	合計		舗装道		舗装率(%)																																					
	延長(m)	面積(m ²)	延長(m)	面積(m ²)	延長比	面積比																																				
市道	224,481	1,283,233	193,409	1,207,687	86.2	94.1																																				
2-3-4 ●	<p>5 橋梁の整備 (1)市の橋梁 (令和5年4月現在)</p>	<p>5 橋りょうの整備 (1)市の橋りょう (平成24年4月現在)</p>																																								
2-3-5 ●	<p>6 緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化 都は、「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」(平成23年東京都条例第36号)に基づき、特定緊急輸送道路の沿道建築物について、<u>重点的に耐震化を推進し、令和7年度末までに総合到達率99%、かつ、区間到達率95%未満の解消を目指す。また、一般緊急輸送道路の沿道建築物について、助成制度の拡充や耐震化アドバイザーの活用などにより、区市町村や関係団体と連携しながら令和7年度末までに耐震化率90%を目指す。</u></p> <p>市では、同条例第7条第1項に規定する特定緊急輸送道路の沿道建築物に対し、地震発生時における倒壊による道路閉塞を防ぎ、広域的な避難路及び輸送路を確保するため、耐震診断・耐震改修等の補助を行うことにより耐震化を促進する。</p>	<p>6 緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化 都は、「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」(平成23年東京都条例第36号)に基づき、特定緊急輸送道路の沿道建築物について、耐震化を<u>令和7年度までに完了するとともに、助成制度や低利融資制度の活用等により、耐震化を強力に推進する。</u></p> <p>市では、同条例第7条第1項に規定する特定緊急輸送道路の沿道建築物に対し、地震発生時における倒壊による道路閉塞を防ぎ、広域的な避難路及び輸送路を確保するため、耐震診断・耐震改修等の補助を行うことにより耐震化を促進する。</p>																																								

頁	新	旧
2-3-5 ●	<p>7 緊急通行車両等の確認</p> <p>関係機関は、震災時に緊急通行車両等としての使用を予定している車両について、緊急輸送業務等の実施の責任者からの申請書の提出を受けた場合には、事前に審査を行う。</p> <p><u>緊急通行車両等に該当すると認められるものについては、届出済証を申請者に交付する。</u></p> <p><u>各機関は、届出済車両について確認の申請があった場合には、提出された届出済証により審査を省略し、標章を交付する。</u></p> <p>(1) 確認実施機関 イ 都財務局</p> <p>市の要請により都が調達、<u>あっせん</u>した車両については、都財務局が確認を行う。</p>	<p>7 緊急通行車両等の確認</p> <p>関係機関は、震災時に緊急通行車両等としての使用を予定している車両について、緊急輸送業務等の実施の責任者からの申請書の提出を受けた場合には、事前に審査を行う。</p> <p>(1) 確認実施機関 イ 都財務局</p> <p>市の要請により都が調達、<u>あっ旋</u>した車両については、都財務局が確認を行う。</p>
2-3-5 ●	<p>(2) 確認対象車両</p> <p>ア 緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けている車両又は次のいずれかに該当する車両であること</p> <p>(ア) 警戒宣言発令時の地震予知情報の伝達、災害発生の警報の発令及び伝達並びに<u>避難指示等</u>に使用されるもの</p>	<p>(2) 確認対象車両</p> <p>ア 緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けている車両又は次のいずれかに該当する車両であること</p> <p>(ア) 警戒宣言発令時の地震予知情報の伝達、災害発生の警報の発令及び伝達並びに<u>避難の勧告又は指示</u>に使用されるもの</p>
2-3-6 □	<p>8 緊急輸送ネットワーク</p> <p>(1) 第一次緊急輸送ネットワーク</p> <p>応急対策の中核を担う都本庁舎、立川地域防災センター、区市町村庁舎、輸送路管理機関及び重要港湾、空港等を連絡する輸送路で、昭島市の場合は、主要地方道第29号線（新奥多摩街道）、国道16号線、<u>都道59号線（多摩大橋通り）</u>が該当している。</p> <p>(3) 第三次緊急輸送ネットワーク</p> <p>トラックターミナルや駅等の広域輸送拠点、備蓄倉庫と区市町村の地域内輸送拠点等を連絡する輸送路で、都道153号、<u>都道162号線（諏訪松中通り）</u>が該当している。なお、市の地域内輸送拠点は、総合スポーツセンターを想定しているため、昭和公園北側の江戸街道も緊急輸送ネットワークを整備する必要がある。</p> <p>・昭島市内緊急輸送道路ネットワーク図（更新）</p>	<p>8 緊急輸送ネットワーク</p> <p>(1) 第一次緊急輸送ネットワーク</p> <p>応急対策の中核を担う都本庁舎、立川地域防災センター、区市町村庁舎、輸送路管理機関及び重要港湾、空港等を連絡する輸送路で、昭島市の場合は、主要地方道第29号線（新奥多摩街道）、国道16号線、<u>都道162号線（諏訪松中通）</u>が該当している。</p> <p>(3) 第三次緊急輸送ネットワーク</p> <p>トラックターミナルや駅等の広域輸送拠点、備蓄倉庫と区市町村の地域内輸送拠点等を連絡する輸送路で、都道153号線が該当している。なお、市の地域内輸送拠点は、総合スポーツセンターを想定しているため、昭和公園北側の江戸街道も緊急輸送ネットワークを整備する必要がある。</p> <p>・昭島市内緊急輸送道路ネットワーク図</p>
2-3-7 □	<p>第3節 ライフライン施設の安全化</p> <p>1 水道施設</p> <p>ア 水源</p> <p>(ア) 深井戸</p> <p>東部配水場 2本 (4,740m³/日)</p> <p>西部配水場 2本 (5,810m³/日)</p> <p>イ 導水管</p> <p>導水管は、各水源から配水場に導水するための管で、铸铁管及びダクタイル铸铁管、口径150mm～600mmであり、1本の導水管に水源1～6本が合流している。<u>既に、耐震管への布設替えを計画的に行っている。</u></p>	<p>第3節 ライフライン施設の安全化</p> <p>1 水道施設</p> <p>ア 水源</p> <p>(ア) 深井戸</p> <p>東部配水場 2本 (4,400m³/日)</p> <p>西部配水場 2本 (6,400m³/日)</p> <p>イ 導水管</p> <p>導水管は、各水源から配水場に導水するための管で、铸铁管及びダクタイル铸铁管、口径150mm～600mmであり、1本の導水管に水源1～6本が合流している。既に、铸铁管及びダクタイル铸铁管により、布設替えを行っているが、<u>铸铁管についてはダクタイル铸铁管布設替えを推進する。また、継手についても、耐震継手への布設替えを行い、令和3年度までに耐震化率を45.5%とする。</u></p>

頁	新	旧																																																		
2-3-7 □	ウ 配水場施設 (ア) 電源 東部配水場で <u>61</u> 時間、西部配水場で39時間、中央配水場では <u>19</u> 時間、北部配水場で24時間程度運転可能である。	ウ 配水場施設 (ア) 電源 東部配水場で <u>8</u> 時間、西部配水場で39時間、中央配水場で <u>14</u> 時間、北部配水場で24時間程度運転可能である。																																																		
2-3-8 □	(イ) 構築物 <u>配水場内の構築物（建物・着水井・配水池）は、耐震化を完了している。</u> エ 配水管 配水管は、各配水場から配水区域に配水する管である。 <u>老朽管については、令和4年度に策定した管網整備計画のなかで、管路耐震化更新計画を設定し、耐震管への布設替えを行っている。</u>	(イ) 構築物 <u>配水場内の構築物（建物・着水井・配水池）等は、早期に耐震化を進める。耐震診断に基づき、耐震化を進めている。現在は中央配水場が耐震補強工事中である。（令和4年3月完了予定）</u> エ 配水管 配水管は、各配水場から配水区域に配水する管であり、 <u>地震で機能に支障があるとされている硬質塩化ビニール管や鋳鉄製老朽管は、令和13年度完了を目途にダクタイル鋳鉄管（耐震管）への布設替えを推進する。</u>																																																		
2-3-8 □	オ 危険物 (ア)燃料（令和 <u>5</u> 年 <u>9</u> 月現在） <table border="1"> <thead> <tr> <th>配水場名</th> <th>燃料</th> <th>最大貯蔵量</th> <th>容 器</th> <th>貯蔵室（構造）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東部配水場</td> <td>灯油</td> <td><u>23,000</u>ℓ</td> <td>鋼板製タンク</td> <td>屋外（鉄筋コンクリート）</td> </tr> <tr> <td>西部配水場</td> <td>灯油</td> <td>10,000ℓ</td> <td>鋼板製タンク</td> <td>屋外（鉄筋コンクリート）</td> </tr> <tr> <td>中央配水場</td> <td>灯油</td> <td><u>※4,000</u>ℓ</td> <td>鋼板製タンク</td> <td>屋外（鉄筋コンクリート）</td> </tr> <tr> <td>北部配水場</td> <td>灯油</td> <td>7,000ℓ</td> <td>鋼板製タンク</td> <td>屋外（鉄筋コンクリート）</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※令和6年度更新</p>	配水場名	燃料	最大貯蔵量	容 器	貯蔵室（構造）	東部配水場	灯油	<u>23,000</u> ℓ	鋼板製タンク	屋外（鉄筋コンクリート）	西部配水場	灯油	10,000ℓ	鋼板製タンク	屋外（鉄筋コンクリート）	中央配水場	灯油	<u>※4,000</u> ℓ	鋼板製タンク	屋外（鉄筋コンクリート）	北部配水場	灯油	7,000ℓ	鋼板製タンク	屋外（鉄筋コンクリート）	オ 危険物 (ア)燃料（令和 <u>元</u> 年 <u>6</u> 月現在） <table border="1"> <thead> <tr> <th>配水場名</th> <th>燃料</th> <th>最大貯蔵量</th> <th>容 器</th> <th>貯蔵室（構造）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東部配水場</td> <td>灯油</td> <td><u>3,000</u>ℓ</td> <td>鋼板製タンク</td> <td>屋外（鉄筋コンクリート）</td> </tr> <tr> <td>西部配水場</td> <td>灯油</td> <td>10,000ℓ</td> <td>鋼板製タンク</td> <td>屋外（鉄筋コンクリート）</td> </tr> <tr> <td>中央配水場</td> <td>灯油</td> <td><u>3,000</u>ℓ</td> <td>鋼板製タンク</td> <td>屋外（鉄筋コンクリート）</td> </tr> <tr> <td>北部配水場</td> <td>灯油</td> <td>7,000ℓ</td> <td>鋼板製タンク</td> <td>屋外（鉄筋コンクリート）</td> </tr> </tbody> </table>	配水場名	燃料	最大貯蔵量	容 器	貯蔵室（構造）	東部配水場	灯油	<u>3,000</u> ℓ	鋼板製タンク	屋外（鉄筋コンクリート）	西部配水場	灯油	10,000ℓ	鋼板製タンク	屋外（鉄筋コンクリート）	中央配水場	灯油	<u>3,000</u> ℓ	鋼板製タンク	屋外（鉄筋コンクリート）	北部配水場	灯油	7,000ℓ	鋼板製タンク	屋外（鉄筋コンクリート）
配水場名	燃料	最大貯蔵量	容 器	貯蔵室（構造）																																																
東部配水場	灯油	<u>23,000</u> ℓ	鋼板製タンク	屋外（鉄筋コンクリート）																																																
西部配水場	灯油	10,000ℓ	鋼板製タンク	屋外（鉄筋コンクリート）																																																
中央配水場	灯油	<u>※4,000</u> ℓ	鋼板製タンク	屋外（鉄筋コンクリート）																																																
北部配水場	灯油	7,000ℓ	鋼板製タンク	屋外（鉄筋コンクリート）																																																
配水場名	燃料	最大貯蔵量	容 器	貯蔵室（構造）																																																
東部配水場	灯油	<u>3,000</u> ℓ	鋼板製タンク	屋外（鉄筋コンクリート）																																																
西部配水場	灯油	10,000ℓ	鋼板製タンク	屋外（鉄筋コンクリート）																																																
中央配水場	灯油	<u>3,000</u> ℓ	鋼板製タンク	屋外（鉄筋コンクリート）																																																
北部配水場	灯油	7,000ℓ	鋼板製タンク	屋外（鉄筋コンクリート）																																																
2-3-8 □	2 下水道施設 (1) 施設の現況 市の公共下水道施設は、以下の通りである。 ア 汚水施設 管渠（φ200mm～φ900mm） 総延長 約 <u>268,634</u> m（令和 <u>4</u> 年度末） 中継ポンプ場1か所 イ 雨水施設 管渠（φ250～φ3400×3400）総延長 約 <u>40,333</u> m（令和 <u>4</u> 年度末）	2 下水道施設 (1) 施設の現況 市の公共下水道施設は、以下の通りである。 ア 汚水施設 管渠（φ200mm～φ900mm） 総延長 約 <u>267,084</u> m（令和 <u>元</u> 年度末） 中継ポンプ場1箇所 イ 雨水施設 管渠（φ250～φ3400×3400）総延長 約 <u>40,289</u> m（令和 <u>元</u> 年度末）																																																		

頁	新	旧								
<p>2-3-9 □ ●</p>	<p>(2) 安全化対策 ウ 整備計画 安全化対策に基づき、今後も施設等の整備を図っていく。</p> <table border="1" data-bbox="293 309 1189 603"> <thead> <tr> <th data-bbox="293 309 479 341">施設名</th> <th data-bbox="479 309 1189 341">整備計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="293 341 479 603">ポンプ場管渠</td> <td data-bbox="479 341 1189 603"> <p>経年劣化等により安全性の低下した施設の長寿命対策を進めるとともに、次のような震災時における下水道施設の機能の確保策を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 目視・テレビカメラ等の調査、耐震診断に基づき補強・改良及び更新工事を行う。 現行の耐震対策指針に基づき液状化の程度や施設の重要度に応じた施設の整備を推進する。なお、国・都等の耐震基準に関する検討結果に基づき適切な処置を行う。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>また、避難所や防災拠点の施設から排水を受け入れる下水道管の耐震化を優先し、令和8年度までに重要な幹線等の耐震化率を82.6%とする。</p> <p><u>エ 都との連携</u> <u>都は、市町村による下水道施設の耐震化を支援する。</u> <u>都は、市町村の下水道施設が損傷した場合、早期に復旧を図るため、市町村間の相互支援の調整や都下水道局からの支援及び他自治体からの応援の受入を円滑に行うための体制を充実させる。また、市町村との協定等に基づき、訓練を実施する。</u></p>	施設名	整備計画	ポンプ場管渠	<p>経年劣化等により安全性の低下した施設の長寿命対策を進めるとともに、次のような震災時における下水道施設の機能の確保策を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 目視・テレビカメラ等の調査、耐震診断に基づき補強・改良及び更新工事を行う。 現行の耐震対策指針に基づき液状化の程度や施設の重要度に応じた施設の整備を推進する。なお、国・都等の耐震基準に関する検討結果に基づき適切な処置を行う。 	<p>(2) 安全化対策 ウ 整備計画 安全化対策に基づき、今後も施設等の整備を図っていく。</p> <table border="1" data-bbox="1220 309 2116 603"> <thead> <tr> <th data-bbox="1220 309 1406 341">施設名</th> <th data-bbox="1406 309 2116 341">整備計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1220 341 1406 603">ポンプ場管渠</td> <td data-bbox="1406 341 2116 603"> <p>経年劣化等により安全性の低下した施設の長寿命対策を進めるとともに、次のような震災時における下水道施設の機能の確保策を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 目視・テレビカメラ等の調査、耐震診断に基づき補強・改良及び更新工事を行う。 現行の耐震対策指針に基づき液状化の程度や施設の重要度に応じた施設の整備を推進する。なお、国・都等の耐震基準に関する検討結果に基づき適切な処置を行う。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>また、避難所や防災拠点の施設から排水を受け入れる下水道管の耐震化を優先し、令和6年度までに重要な幹線等の耐震化率を69.0%とする。</p>	施設名	整備計画	ポンプ場管渠	<p>経年劣化等により安全性の低下した施設の長寿命対策を進めるとともに、次のような震災時における下水道施設の機能の確保策を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 目視・テレビカメラ等の調査、耐震診断に基づき補強・改良及び更新工事を行う。 現行の耐震対策指針に基づき液状化の程度や施設の重要度に応じた施設の整備を推進する。なお、国・都等の耐震基準に関する検討結果に基づき適切な処置を行う。
施設名	整備計画									
ポンプ場管渠	<p>経年劣化等により安全性の低下した施設の長寿命対策を進めるとともに、次のような震災時における下水道施設の機能の確保策を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 目視・テレビカメラ等の調査、耐震診断に基づき補強・改良及び更新工事を行う。 現行の耐震対策指針に基づき液状化の程度や施設の重要度に応じた施設の整備を推進する。なお、国・都等の耐震基準に関する検討結果に基づき適切な処置を行う。 									
施設名	整備計画									
ポンプ場管渠	<p>経年劣化等により安全性の低下した施設の長寿命対策を進めるとともに、次のような震災時における下水道施設の機能の確保策を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 目視・テレビカメラ等の調査、耐震診断に基づき補強・改良及び更新工事を行う。 現行の耐震対策指針に基づき液状化の程度や施設の重要度に応じた施設の整備を推進する。なお、国・都等の耐震基準に関する検討結果に基づき適切な処置を行う。 									
<p>2-3-9●</p>	<p>3 電気施設【東京電力グループ】</p>	<p>3 電気施設【東京電力】</p>								
<p>2-3-10 □</p>	<p>4 ガス施設【昭島ガス】 (3) 基礎的事項 昭島ガスは、都市ガスと液化石油ガスを供給している。また、<u>本社を含む4か所</u>に地震計を設置して、震度を常に把握できるよう対処している。</p> <p>ア 都市ガスの供給状況等（令和4年現在） (ア) 都市ガス（13A 45MJ）は、東京ガスより中圧A（圧力0.3MPa以上、1MPa未満）導管で受け入れ、市内の幹線は中圧B（圧力0.1MPa以上、0.3MPa未満）で輸送している。さらに一般需要家には、中圧から低圧（0.1MPa未満、通常2.5kPa）に<u>ガバナ（整圧器）</u>で降圧し供給している。 (イ) CNGスタンドは、軽自動車、乗用車、バス、トラック等を対象に<u>充填</u>販売している。 (ウ) 都市ガスの設備、使用量等 ガス導管、<u>ガバナ（整圧器）</u>、需要家、ガス使用量、感震器付マイコンメータ数等については、次のとおりである。</p>	<p>4 ガス施設【昭島ガス】 (3) 基礎的事項 昭島ガスは、都市ガスと液化石油ガスを供給している。また、<u>本社</u>に地震計を設置して、震度を常に把握できるよう対処している。</p> <p>ア 都市ガスの供給状況等（平成30年現在） (ア) 都市ガス（13A 45MJ）は、東京ガスより中圧A（圧力0.3MPa以上、1MPa未満）導管で受け入れ、市内の幹線は中圧B（圧力0.1MPa以上、0.3MPa未満）で輸送している。さらに一般需要家には、中圧から低圧（0.1MPa未満、通常2.5kPa）に<u>整圧器</u>で降圧し供給している。 (イ) CNGスタンドは、軽自動車、乗用車、バス、トラック等を対象に<u>充てん</u>販売している。 (ウ) 都市ガスの設備、使用量等 ガス導管、<u>ガス整圧器</u>、需要家、ガス使用量、感震器付マイコンメータ数等については、次のとおりである。</p>								

頁	新	旧																																				
2-3-10 □	<p>a ガス導管</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>圧力</th> <th>口径(直径cm)</th> <th>延長(km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中圧 A</td> <td rowspan="2">100A以上</td> <td>2.4</td> </tr> <tr> <td>中圧 B</td> <td>29.2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">低 圧</td> <td>100A以上</td> <td><u>137</u></td> </tr> <tr> <td>未満計</td> <td><u>67</u> <u>204</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">計</td> <td>100A以上</td> <td><u>168</u></td> </tr> <tr> <td>未満計</td> <td><u>68</u> <u>236</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>b <u>ガバナ(整圧器)</u> 昭島市内 <u>41</u>か所(地区<u>21</u>か所、専用<u>20</u>か所)</p> <p>c 需要家 昭島市内 <u>34,635</u>戸(商・工業等 <u>1,065</u>戸、一般家庭 <u>33,570</u>戸)</p> <p>d ガス使用量(令和4年データ) 年間 <u>30,083</u>千m³である。(商・工業等<u>13,660</u>千m³、一般家庭<u>10,305</u>千m³) 最高供給日(一日の供給量) 130,400m³</p> <p>e 感震器付マイコンメーター 設置台数 <u>34,882</u>台 取付率 一般家庭及び業務用(ルーツ型(大型)<u>39</u>台を除く。)100%</p>	圧力	口径(直径cm)	延長(km)	中圧 A	100A以上	2.4	中圧 B	29.2	低 圧	100A以上	<u>137</u>	未満計	<u>67</u> <u>204</u>	計	100A以上	<u>168</u>	未満計	<u>68</u> <u>236</u>	<p>a ガス導管</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>圧力</th> <th>口径(直径cm)</th> <th>延長(km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中圧 A</td> <td rowspan="2">100A以上</td> <td>2.4</td> </tr> <tr> <td>中圧 B</td> <td>29.2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">低 圧</td> <td>100A以上</td> <td><u>130</u></td> </tr> <tr> <td>未満計</td> <td><u>63.3</u> <u>193.3</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">計</td> <td>100A以上</td> <td><u>132.4</u></td> </tr> <tr> <td>未満計</td> <td><u>92.5</u> <u>224.9</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>b <u>ガス整圧器</u> 昭島市内 <u>49</u>箇所(地区<u>23</u>箇所、専用<u>26</u>箇所)</p> <p>c 需要家 昭島市内 <u>33,221</u>戸(商・工業等 <u>1,082</u>戸、一般家庭 <u>32,139</u>戸)</p> <p>d ガス使用量(平成30年データ) 年間 <u>31,956</u>千m³である。(商・工業等<u>22,153</u>千m³、一般家庭<u>9,812</u>千m³) 最高供給日(一日の供給量) 130,400m³</p> <p>e 感震器付マイコンメーター 設置台数 <u>32,761</u>台 取付率 一般家庭及び業務用(ルーツ型(大型)<u>41</u>台を除く。)100%</p>	圧力	口径(直径cm)	延長(km)	中圧 A	100A以上	2.4	中圧 B	29.2	低 圧	100A以上	<u>130</u>	未満計	<u>63.3</u> <u>193.3</u>	計	100A以上	<u>132.4</u>	未満計	<u>92.5</u> <u>224.9</u>
圧力	口径(直径cm)	延長(km)																																				
中圧 A	100A以上	2.4																																				
中圧 B		29.2																																				
低 圧	100A以上	<u>137</u>																																				
	未満計	<u>67</u> <u>204</u>																																				
計	100A以上	<u>168</u>																																				
	未満計	<u>68</u> <u>236</u>																																				
圧力	口径(直径cm)	延長(km)																																				
中圧 A	100A以上	2.4																																				
中圧 B		29.2																																				
低 圧	100A以上	<u>130</u>																																				
	未満計	<u>63.3</u> <u>193.3</u>																																				
計	100A以上	<u>132.4</u>																																				
	未満計	<u>92.5</u> <u>224.9</u>																																				
2-3-11 □	イ 液化石油ガスの状況 (イ) L P Gスタンドは主として、営業用タクシーを対象に、 <u>充填</u> 販売している。	イ 液化石油ガスの状況 (イ) L P Gスタンドは主として、営業用タクシーを対象に、 <u>充てん</u> 販売している。																																				
2-3-11 □	(4) ガス施設の耐震性と被害の予想 ア 都市ガス関係の本・支管、供給管、内管、 <u>ガバナ</u> (整圧器)等ガス導管の敷設等は、ガス事業法(昭和29年法律第51号)、建築基準法等の諸法規に基づいて、設計・施工している。	(4) ガス施設の耐震性と被害の予想 ア 都市ガス関係の本・支管、供給管、内管、 <u>ガバナ</u> (整圧器)等ガス導管の敷設等は、ガス事業法(昭和29年法律第51号)、建築基準法等の諸法規に基づいて、設計・施工している。																																				
2-3-11 □	(ア) <u>中圧</u> 本管は鋼管で、継手は電気溶接で接合されている(低圧導管はポリエチレン管を採用)。また、配管条件も整備されていることから、大被害の発生する恐れはないと思われるが敷設後長期にわたる <u>低圧</u> 管については、腐食の恐れもあるので、計画的に経年管を取り替え、漏えい検査等により被害の未然防止に努めている。	(ア) 本管は鋼管で、継手は電気溶接で接合されている(低圧導管はポリエチレン管を採用)。また、配管条件も整備されていることから、大被害の発生する恐れはないと思われるが敷設後長期にわたる管については、腐食の恐れもあるので、計画的に経年管を取り替え、漏えい検査等により被害の未然防止に努めている。																																				
2-3-11 □	(カ) <u>ガバナ</u> (整圧器)については、建物、機器類等は、耐震性が強く、被害の発生はないものと思われる。 <u>また、市のハザードマップを自社導管図に取り込み、水害地区の本支管、地区ガバナ(整圧器)を把握しているほか防災ブロックの整備及び地区ガバナ(整圧器)への水位センサー、水害対策用のカメラも設置している。</u>	(カ) <u>ガバナ</u> (整圧器)については、建物、機器類等は、耐震性が強く、被害の発生はないものと思われるが、 <u>細部接続部及び立地条件等から若干の被害が予想される。</u>																																				
2-3-11 □	(ウ) 重要施設を中心に災害時にL P Gを使用し、都市ガス設備にガスを臨時供給できる移動式ガス発生設備の普及を促進する。(昭島ガスでは <u>7基</u> 所有している。)	(ウ) 重要施設を中心に災害時にL P Gを使用し、都市ガス設備にガスを臨時供給できる移動式ガス発生設備の普及を促進する。(昭島ガスでは <u>3基</u> 所有している。)																																				

5 通信施設【NTT東日本】

電気通信設備及び付帯設備の防災設計（耐震・耐火・耐水設計等）を実施するとともに、通信施設が被災した場合においても、応急の通信が確保できるよう通信設備の整備を行う。

(1) 電気通信設備等の高信頼化

災害の発生を未然に防止するため、次のとおり電気通信設備と、その付帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の防災設計を実施する。

ア 豪雨、洪水、高潮又は津波等のおそれがある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を行うこと。

イ 暴風又は豪雪のおそれのある地域にある電気通信設備等について、耐風又は耐雪構造化を行うこと。

ウ 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行うこと。

(2) 電気通信システムの高信頼化

災害が発生した場合においても通信を確保するため、次の各項に基づき通信網の整備を行う。

ア 主要な伝送路を多ルート構成、若しくはループ構成とする。

イ 主要な中継交換機を分散設置する。

ウ 大都市において、とう道（共同溝を含む。）網を構築する。

エ 通信ケーブルの地中化を推進する。

オ 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。

カ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。

(3) 災害時用公衆電話

区市町村が指定した避難所（小中学校、公民館等）のうち各区市町村から設置要望のあった施設に災害時用公衆電話（特設公衆電話）を事前に設置する。

5 通信施設【NTT東日本】

震災時の応急対策を円滑に実施し、パニックの発生を防止するには、迅速かつ的確な情報の伝達を図る必要がある。

NTT東日本は、震災による通信施設の被災を最小限に防止するため、通信施設及び付帯設備の防災計画を実施するとともに、通信施設が被災した場合においても、応急の通信が確保できるよう通信設備の整備を行う。

(1) 施設の現況

ア 通信用ビル

阪神・淡路大震災級の規模と被害状況を参考として、耐震、耐火構造のビル設計を行い、地震に起因する火災、浸水等の二次災害防止のため、地域条件に即した防火扉等を設置する。

イ ビル内設備

(ア) ビル内に設備する電信、電話用機器は、地震動による倒壊、損傷を防止するため、支持金物等による耐震措置を行っている。

(イ) ビル内機器の耐火対策、木製机、棚等の不燃化（スチール製への交換）を行っている。

ウ ビル外設備

(ア) 通信ケーブル

通信ケーブルは、耐震性の高い地下管路等への収容及び移設を随時実施している。

(イ) 橋りょう添架ケーブル

二次的災害の火災による被害を想定して、耐火防護及び補強を実施している。

エ 災害対策用機器

(ア) 各種無線機

通信の全面途絶地帯、避難場所等との通信を確保するために、災害対策用無線機等を常備している。なおポータブル衛星車及び移動無線車等は、出動要請できる。

(イ) 移動交換機装置

通信用ビル設備が被災した場合、重要な通信を確保するための代替交換装置として、非常用移動交換機装置を主要地域に常備している。

(ウ) 移動電源車

移動電源車は、災害時等の長時間停電に対して、通信電源を確保するために使用するもので、主要通信用ビル、無線中継所等を対象に配備している。

(2) 計画目標

NTT東日本においては、東京に阪神・淡路大震災級の地震が発生した場合、予想される各種の災害に対処し、通信の途絶防止及び災害復旧対策を確立する。

(3) 事業計画

電気通信設備を確保するために次の諸施策を計画し、実施中である。

ア 公共機関等、必要な通信を確保するため、ケーブルのルートと回線の分散収容を図る。

イ 市指定の避難場所等に特設災害用公衆電話を設置し、一般公衆の使用に供する。

ウ 架空ケーブルは、地震による二次的災害（火災）に比較的弱いので、地下化の望ましい区間は、地下化を推進している。

頁	新	旧
		<p>エ 都市防災上の要請に応じて、耐震、耐火性の強い洞道へのケーブル収容及び洞道網の建設を推進し、これに通信用ビル間を結ぶ地下ケーブルを収容する。</p> <p>オ 通信用ビル間を結ぶ地下ケーブルの経路の分散化を推進する。</p> <p>カ 商用電源が停止した場合の対策として、予備エンジンを常備しているが、さらに被災したときを考慮して、移動電源装置等を常備している。</p> <p>キ 災害時の通信確保及び復旧対策として、移動無線車、ポータブル衛星車、非常用移動交換機装置等を主要地域に増配備するとともに、配備運用体制の見直しを行う。</p>

第4節 鉄道施設の安全化

1 対策内容と役割分担

耐震化をはじめとした鉄道の安全確保策や、早期復旧に向けた対策を図る。

機 関 名	対 策 内 容
各鉄道事業者	<u>1 鉄道駅や駅間施設の耐震化を促進する。</u> <u>2 内部での情報連絡のほか、運行再開に当たって、国や各鉄道事業者等と再開時刻等必要な調整をするための通信手段を確保する。</u> <u>3 気象庁から配信される「緊急地震速報」を活用し、大きな揺れが到達する前に列車無線で乗務員に通報し、列車を停止する。</u> <u>4 エレベーターの安全対策を推進する。</u>
都都市整備局	<u>鉄道施設の耐震対策を支援する。</u>
昭島消防署	<u>震災時の安全性の確保のため、東京都震災対策条例第10条に基づき、事業所防災計画の作成を指導する。</u>

2 施設の耐震化と安全対策

機 関 名	事 業 計 画
J R 東 日 本	<u>1 地震計を始め、雨量計、水位計、風速計等沿線に設置した各種センサーと中央情報処理装置を組み合わせた防災情報システムの活用により、リアルタイムに情報を感知し列車運行の安全を確保するための体制をとっている。</u> <u>2 駅舎等建築物については、阪神・淡路、新潟県中越地震等の教訓を踏まえ、耐震診断の結果補強工事を要するものは計画的に進めており、高架橋、橋梁等の構造物については、「特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令（平成25年国土交通省令第16号）」に基づき、耐震補強工事を計画実施している。</u> <u>3 運転士、指令間の情報連絡設備の整備</u> <u>列車の緊急停止装置の整備と並行して、停止後の運転再開の指示、列車の被害状況の報告等を的確、迅速に行うため、運転士、指令間の無線による情報連絡設備の整備を図っている。</u>
西武鉄道	<u>1 駅舎、事業所</u> <u>(1) 定期検査により健全度を調査し、必要に応じ補修を行い、機能の強化を図る。</u> <u>(2) 建物の位置、構造については、建築基準法その他関係法令に基づき耐震性上の安全を確保する。</u> <u>(3) 旧耐震基準建物については、関東運輸局通達による補強対象駅以外の建物についても、順次耐震診断を行い必要に応じて耐震補強を実施していく。</u> <u>2 その他の構造物</u> <u>構造物については、定期検査により健全度を調査し、必要に応じ補修を行い、機能の強化を図る。</u>

第4節 鉄道施設の安全化

1 耐震性と施設の安全対策

機 関 名	耐 震 性
J R 東 日 本 西 武 鉄 道	<u>1 主要構造物の設計基準は、原則として気象庁震度階級の震度6相当の地震まで耐え得るよう考慮してある。</u> <u>2 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、当面の措置として「既存の鉄道構造物に係る耐震補強の緊急措置について」（平成7年7月運輸省通達）及び「鉄道新設構造物の耐震設計に係る当面の措置について」（平成7年7月運輸省通達）により対応する。</u> <u>3 耐震設計基準の見直しについては「運輸省鉄道施設耐震構造検討委員会」の結論を待って適切に対応する。</u>
昭島消防署	<u>震災時の安全性の確保のため、東京都震災対策条例第10条及び第11条に基づき、事業所防災計画の作成を指導する。</u>

2 今後の事業計画

機 関 名	事 業 計 画
J R 東 日 本	<u>1 防災情報システムの導入により、リアルタイムに情報を感知し、列車防護が速やかにできる体制をとっている。</u> <u>2 落橋防止対策を鋭意施工中であり、さらに「運輸省鉄道施設耐震構造検討委員会」の答申を踏まえ、耐震補強が必要な構造物については、平成7年度から補強工事を実施している。</u> <u>3 列車の緊急停止装置の整備と並行して、停止後の運転再開の指示、列車の被害状況の報告等を的確、迅速に行うため、運転士、指令間の無線による情報連絡設備の整備を推進する。</u>
西武鉄道	<u>1 駅舎、事業所</u> <u>(1) 年1回の定期検査により点検を実施する。</u> <u>(2) 建物の位置、構造については、建築基準法その他関係法令に基づき耐震性の安全を確保する。</u> <u>(3) その他の構造物については、定期検査により健全度を調査し、必要に応じ補修を行い、機能の強化を図る。</u>

頁	新	旧
2-4-1 □	<p>第4章 応急対応力の強化 第1節 基本的考え方 1 現状</p> <p>市では、勤務時間内の初動態勢としては、震度4から震度5弱以上の地震に対して、段階的な非常配備態勢を発令し、職員を配備<u>することとしている</u>。また、夜間・休日等の勤務時間外の場合は、震度5弱以上の場合に<u>全職員が自主的に参集することとしている</u>。また、震災時において、各対策班が速やかに応急対策を図れるよう、対策班ごとに災害時業務計画を作成し、具体的な活動内容を計画している。さらに、市としての業務継続計画(BCP)を策定し、災害時における対策を実施している。</p>	<p>第4章 応急対応力の強化 第1節 基本的考え方 1 現状</p> <p><u>これまで</u>市では、勤務時間内の初動態勢としては、震度4から震度5弱以上の地震に対して、段階的な非常配備態勢を発令し、職員を配備<u>してきた</u>。また、夜間・休日等の勤務時間外の場合は、震度5弱以上の場合に参集することとしている。また、震災時において、各対策班が速やかに応急対策を図れるよう、対策班ごとに災害時業務計画を作成し、具体的な活動内容を計画している。さらに、市としての業務継続計画(BCP)を策定し、災害時における対策を実施している。</p>
2-4-1 □	<p>2 課題 (1) 市の初動対応</p> <p><u>平成23年3月の東日本大震災では被害が極めて広範囲に及び、かつ甚大なものであった。また、被災地では自治体自身が被災した例もあり、被害状況や支援要請の集約に時間を要した。本市では、直接的な被害はなかったものの、多くの職員が帰宅し、鉄道運行停止により発生した帰宅困難者に対応する職員が足りなかったこともあり、初動態勢を強化する必要性が認識された。</u></p> <p><u>本計画の想定地震である立川断層帯地震では、多くの人的被害及び建物被害が発生すると想定されることから、迅速な応急活動の実施に向けて、より効率的かつ効果的な体制を構築するため、業務継続計画(BCP)を見直すとともに、災害時業務計画の適宜修正を図る必要がある。</u></p> <p>(2) 広域連携体制</p> <p><u>広域的な物資調達のほか、帰宅困難者対策や広域避難などについては、自治体の枠を超えた対応が求められる場合もあり、都を通じた近隣区市町村等との円滑な連携を図るため、広域連携体制の実効性を高める必要があることから、災害時における受援応援計画を作成する必要がある。</u></p>	<p>2 課題</p> <p><u>本計画の想定地震である立川断層帯地震では、多数の建物被害や人的被害の発生が想定されている。平成23年3月の東日本大震災においては、本市に直接的な被害はなかったものの、多くの職員が帰宅し、鉄道の運行停止により発生した帰宅困難者に対応する職員が足りなかったこともあり、初動態勢を強化する必要性が認識された。</u></p> <p><u>また、市では災害時業務計画を対策班ごとに策定しているが、災害時に継続しなければならぬ業務について反映されておらず、災害時業務計画に業務継続計画(BCP)を追加する必要がある。</u></p>
2-4-2 □	<p>1 市本庁舎設備 <u>情報システム課マシン室</u></p>	<p>1 市本庁舎設備 <u>情報推進課マシン室</u></p>
2-4-2 □	<p>第2節 初動対応体制の整備 2 市民総合交流拠点施設の整備</p> <p><u>市は、令和7年に開設予定の「市民総合交流拠点施設」について、新たな防災拠点としての機能を加え、整備している。本施設は、免震構造を取り入れており、平時は市民等の交流施設や図書館等の総合施設として機能を有し、大規模災害発生時は、避難所としての機能のほか、市役所本庁舎が被災した場合における災害対策本部の代替施設としての役割を担うとともに、市東部地域の防災拠点として活動できるよう整備を進めている。</u></p>	<p>新規</p>

頁	新	旧
2-4-3 □	<p><u>3 学校給食調理場の整備</u> 市は、令和6年に開設予定の「学校給食共同調理場」について、新たな防災拠点としての機能を加え、整備している。本施設は、建物の耐震化を図り、万が一、施設の損壊やライフラインが停止した場合においても、避難所等へ食糧を提供するため、米飯や温かい汁物の炊き出しを可能とするための調理機器や必要な熱源の確保など、地震に強いライフラインの設備を導入している。</p>	新規
2-4-3 □	<p><u>4 業務継続計画（BCP）の作成及び見直し</u> 市は、大規模災害が発生した場合、応急対策や復旧・復興対策を主体として重要な役割を担うとともに、災害時においても継続して行わなければならない通常業務にも従事する必要があることから、「昭島市業務継続計画（BCP）震災編」を策定している。「昭島市業務継続計画（BCP）震災編」は、昭島市地域防災計画の修正や都のBCP等を踏まえ、適宜見直しを図る。</p>	新規
2-4-3 □	<p><u>5 災害時業務計画の作成及び見直し</u> 市は、災害発生時に迅速に応急対策が実施できるよう、本計画の第3部第1章「応急活動体制」に定める市災害対策本部の業務を担当する各対策班は、初動態勢、具体的な業務内容、人員配置などを定めた計画及び別に定める「昭島市業務継続計画（BCP）震災編」において、非常時優先業務に指定されている業務の具体的な実施計画を含めた「災害時業務計画」を作成している。「災害時業務計画」は、昭島市地域防災計画の修正等を踏まえ、適宜見直しを図る。</p>	<p><u>2 災害時業務計画の作成</u> 災害発生時に迅速に応急対策が実施できるよう、本計画の第3部第1章「応急活動体制」に定める市災害対策本部の業務を担当する各対策班は、初動態勢、具体的な業務内容、人員配置などを定めた計画及び別に定める「昭島市業務継続計画（BCP）震災編」において、非常時優先業務に指定されている業務の具体的な実施計画を含めた「災害時業務計画」を作成する。</p>
2-4-3	<u>6 対応マニュアルの作成</u>	<u>3 対応マニュアルの作成</u>
2-4-3	<u>7 連絡体制の確立</u>	<u>4 連絡体制の確立</u>
2-4-4 □	<p><u>8 訓練の実施</u> (3) 昭島消防署の震災消防訓練 ア 震災消防活動能力の向上を図るため震災消防訓練を実施するとともに、年1回、全庁的に総合震災消防訓練を実施する。 イ 訓練項目は、非常招集命令伝達訓練、参集訓練、初動処置訓練、情報収集訓練、通信運用訓練、警防本部等運営訓練、部隊編成訓練、部隊運用訓練、火災現場活動訓練、救助・救急活動訓練、<u>その他必要と認める訓練</u>を実施する。</p>	<p><u>5 訓練の実施</u> (3) 昭島消防署の震災消防訓練 ア 震災消防活動能力の向上を図るため震災消防訓練を実施するとともに、年1回、全庁的に総合震災消防訓練を実施する。 イ 訓練項目は、非常招集命令伝達訓練、参集訓練、初動処置訓練、情報収集訓練、通信運用訓練、警防本部等運営訓練、部隊編成訓練、部隊運用訓練、火災現場活動訓練、救助・救急活動訓練等を実施する。</p>
2-4-4	<u>9 研修の実施</u>	<u>6 研修の実施</u>

頁	新	旧																																								
2-4-5 □	<p>第3節 消火・救助・救急活動体制の整備 1 市の役割 消防団の配置と資器材整備状況 (令和5年4月1日現在)</p> <table border="1" data-bbox="293 309 1189 544"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>団員数</th> <th>車両数</th> <th>C級可搬ポンプ</th> <th>※救助資器材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭島市消防団 本団 (1団)</td> <td>10人</td> <td>消防団指揮車 1台</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>昭島市消防団 分団 (4団)</td> <td>76人</td> <td>消防ポンプ車 4台</td> <td>各分団 2台</td> <td>各分団 3セット</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>86人</td> <td>5台</td> <td>8台</td> <td>12セット</td> </tr> </tbody> </table> <p>※救助資器材：大型ハンマー、大型バール、ボルトクリッパー、のこぎり、救助ロープ 上記の救助資器材のほか、各分団にエンジンカッター1台、チェーンソー2台を配置</p>	名称	団員数	車両数	C級可搬ポンプ	※救助資器材	昭島市消防団 本団 (1団)	10人	消防団指揮車 1台			昭島市消防団 分団 (4団)	76人	消防ポンプ車 4台	各分団 2台	各分団 3セット	合計	86人	5台	8台	12セット	<p>第3節 消火・救助・救急活動体制の整備 1 市の役割 消防団の配置と資器材整備状況 (令和3年4月1日現在)</p> <table border="1" data-bbox="1220 309 2116 544"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>団員数</th> <th>車両数</th> <th>C級可搬ポンプ</th> <th>※救助資器材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭島市消防団 本団 (1団)</td> <td>10人</td> <td>消防団指揮車 1台</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>昭島市消防団 分団 (4団)</td> <td>73人</td> <td>消防ポンプ車 4台</td> <td>各分団 2台</td> <td>各分団 3セット</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>83人</td> <td>5台</td> <td>8台</td> <td>12セット</td> </tr> </tbody> </table> <p>※救助資器材：大型ハンマー、大型バール、ボルトクリッパー、のこぎり、救助ロープ 上記の救助資器材のほか、各分団にエンジンカッター1台、チェーンソー2台を配置</p>	名称	団員数	車両数	C級可搬ポンプ	※救助資器材	昭島市消防団 本団 (1団)	10人	消防団指揮車 1台			昭島市消防団 分団 (4団)	73人	消防ポンプ車 4台	各分団 2台	各分団 3セット	合計	83人	5台	8台	12セット
名称	団員数	車両数	C級可搬ポンプ	※救助資器材																																						
昭島市消防団 本団 (1団)	10人	消防団指揮車 1台																																								
昭島市消防団 分団 (4団)	76人	消防ポンプ車 4台	各分団 2台	各分団 3セット																																						
合計	86人	5台	8台	12セット																																						
名称	団員数	車両数	C級可搬ポンプ	※救助資器材																																						
昭島市消防団 本団 (1団)	10人	消防団指揮車 1台																																								
昭島市消防団 分団 (4団)	73人	消防ポンプ車 4台	各分団 2台	各分団 3セット																																						
合計	83人	5台	8台	12セット																																						
2-4-5 □	<p>3 昭島消防署の消防活動体制 (1) 消防隊員の震災消防活動能力向上 ア 昭島市、昭島市消防団、昭島警察署と連携した震災総合訓練において、救出救助活動訓練、遠距離放水訓練、震災対策用資器材の取扱い訓練を実施することとし、災害現場と署隊本部、災害対策本部間におけるスムーズな情報伝達訓練を実施する。 イ 東京消防庁管下全域における震災総合訓練において、署隊運用訓練及び方面隊運用訓練を実施する。 ウ 昭島消防署署隊本部運営訓練を年間3回以上実施し、関係機関との連携を含めた総合的な運営訓練を図上訓練形式で実施する。 (2) 震災消防活動体制の整備 署震災消防計画（発災時、警戒時）の随時見直しと検証を図り、実態に沿った効率的な計画を策定していく。</p>	<p>3 昭島消防署の消防活動体制 (1) 消防隊員の震災消防活動能力向上 ア 昭島市、昭島市消防団、昭島警察署と連携した震災総合訓練において救出救助、<u>延焼拡大阻止、避難経路確保訓練を実施する。</u> イ 東京消防庁管下全域における震災訓練において方面隊運用訓練及び署内における遠距離送水訓練を実施する。 ウ 昭島消防署署隊本部運営訓練を年間3回以上実施し、関係機関との連携を含めた総合的な運営訓練を図上訓練形式で実施する。 (2) 震災消防活動体制の整備 署震災消防計画（発災時、警戒時）の随時見直しと検証を図り、実態に沿った効率的な計画を策定していく。</p>																																								
2-4-6 ●	<p>第4節 広域連携体制の整備 市は、地震等、大規模災害発生時における応急対応力の強化を図るため、関係機関等と様々な協定を締結し、連携体制の整備に努めている。(協定1～58参照)</p> <table border="1" data-bbox="293 1123 1189 1323"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>1 相互応援協定等の締結 2 災害時受援応援計画の策定</td> </tr> <tr> <td>都</td> <td>1 相互応援協定等の締結 2 東京都災害時受援応援計画の策定 3 区市町村の災害時受援応援計画等の策定支援</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対策内容	市	1 相互応援協定等の締結 2 災害時受援応援計画の策定	都	1 相互応援協定等の締結 2 東京都災害時受援応援計画の策定 3 区市町村の災害時受援応援計画等の策定支援	<p>第4節 広域連携体制の整備 市は、地震等、大規模災害発生時における応急対応力の強化を図るため、関係機関等と様々な協定を締結し、連携体制の整備に努めている。(資料7～52, 86～122参照)</p>																																		
機関名	対策内容																																									
市	1 相互応援協定等の締結 2 災害時受援応援計画の策定																																									
都	1 相互応援協定等の締結 2 東京都災害時受援応援計画の策定 3 区市町村の災害時受援応援計画等の策定支援																																									

頁	新	旧	
2-4-7 2-4-8 2-4-9 2-4-10 □	3 民間団体等との協力 <u>(令和6年1月現在)</u> (1) 市	3 民間団体等との協力 <u>(令和4年1月現在)</u> (1) 市	
	協定の名称	締結先	協定の内容
	<u>災害時における宿泊施設の提供等に関する協定</u>	<u>株式会社東横イン昭島駅南口</u>	<u>宿泊施設の提供</u>
	災害時における応急給水活動の応援に関する協定	<u>株式会社両毛システムズ東京支社</u>	応急給水活動の応援
	応急食料の供給に関する協定	グリコマニュファクチャリングジャパン株式会社・敷島製パン株式会社パスコ東京多摩工場・三多摩総合食品卸売市場協同組合・シマダヤ関東株式会社・ <u>ガーデンベーカー株式会社</u>	応急食料等の確保
	災害時における応急燃料供給業務等に関する協定	<u>ガソリンスタンド6業者</u>	燃料の供給等
	<u>災害時における支援物資の受け入れ及び配送等に関する協定</u>	<u>佐川急便株式会社</u>	<u>支援物資の受け入れ及び配送</u>
	<u>災害時における被災者支援に関する協定</u>	<u>東京都行政書士会多摩西部支部</u>	<u>災害応急支援業務</u>
	災害時における電気自動車等の貸与に関する協定	トヨタモビリティ東京株式会社 <u>S&D多摩ホールディングス株式会社及びトヨタS&D西東京株式会社</u>	電気自動車等の貸与
	<u>災害時における支援協力に関する協定</u>	<u>一般社団法人全国冠婚葬祭互助組合</u>	<u>葬祭関連業務</u>
	協定の名称	締結先	協定の内容
	<u>新規</u>	<u>新規</u>	<u>新規</u>
	災害時における応急給水活動の応援に関する協定	<u>東京水道・宅配共同企業体</u>	応急給水活動の応援
	応急食料の供給に関する協定	昭島市米穀小売商組合・グリコマニュファクチャリングジャパン株式会社・敷島製パン株式会社パスコ東京多摩工場・三多摩総合食品卸売市場協同組合・シマダヤ関東株式会社	応急食料等の確保
	災害時における応急燃料供給業務等に関する協定	<u>東京LPガス協会北多摩西部支部昭島部会</u> <u>ガソリンスタンド6業者</u>	燃料の供給等
	<u>新規</u>	<u>新規</u>	<u>新規</u>
	<u>新規</u>	<u>新規</u>	<u>新規</u>
	災害時における電気自動車等の貸与に関する協定	トヨタモビリティ東京株式会社 <u>新規</u>	電気自動車等の貸与
	<u>新規</u>	<u>新規</u>	<u>新規</u>

2-4-10
2-4-11



(2) 東京消防庁

東京消防庁では、災害時に民間団体から積極的協力が得られるよう、次の団体と協定を結び、震災時の協力業務及び協力方法を定めている。(令和5年4月現在)

協定名	締結先
災害時における救助・救急業務に関する協定	東京建設業協会
災害時における救急用酸素の調達業務に係る協定	日本産業・医療ガス協会
<u>災害時における救急資器材の調達業務に係る協定</u>	<u>日本医療機器協会</u>
<u>災害時における医薬品類の調達業務に係る協定</u>	<u>東京医薬品卸業協会</u>
<u>災害時における衛生材料の調達業務に係る協定</u>	<u>日本衛生材料工業連合会</u>
震災時における消防活動業務の協力に関する協定	東京セメント建材協同組合
震災時における消火活動業務に関する協定	東京都生コンクリート工業組合、東京地区生コンクリート協同組合、三多摩生コンクリート協同組合、東関東生コン協同組合、埼玉中央生コン協同組合、玉川生コンクリート協同組合、湘南生コンクリート協同組合
震災時における消防職員及び消防資器材の搬送に関する協定	東京都公園協会 屋形船東京都協同組合
<u>災害救助犬団体等との協定</u>	ジャパンケンネルクラブ、災害救助犬協会（富山）、日本救助犬協会、日本レスキュー協会
震災等大規模災害時における傷病者の搬送業務に関する協定	東京民間救急コールセンター登録事業者連絡協議会
<u>水による消火が適さない金属を取り扱う工場等での火</u>	<u>日本消火器工業会</u> <u>日本マグネシウム協会</u>

(2) 東京消防庁

東京消防庁では、災害時に民間団体から積極的協力が得られるよう、次の団体と協定を結び、震災時の協力業務及び協力方法を定めている。(令和元年12月現在)

協定名	締結先
災害時における救助・救急業務に関する協定	一般社団法人東京建設業協会
震災等大規模災害時における傷病者の搬送業務に関する協定	東京民間救急コールセンター登録事業者連絡協議会
大規模災害時における傷病者の搬送に関する協定	国際自動車株式会社
災害時における救急用酸素の調達業務に係る協定	日本産業・医療ガス協会 商工組合東京医療機器協会 東京医薬品卸業協会 日本衛生材料工業連合会
震災時における消防活動業務の協力に関する協定	東京セメント建材協同組合
震災時における消火活動業務に関する協定	東京都生コンクリート工業組合、東京地区生コンクリート協同組合、三多摩生コンクリート協同組合、東関東生コン協同組合、埼玉中央生コン協同組合、玉川生コンクリート協同組合、湘南生コンクリート協同組合
震災時における消防職員及び消防資器材の搬送に関する協定	公益財団法人東京都公園協会 屋形船東京都協同組合
災害救助犬の出勤に関する協定	一般社団法人ジャパンケンネルクラブ、災害救助犬協会（富山）、日本救助犬協会、日本レスキュー協会

頁	新	旧
	<p><u>災害発生時における 消火資器材提供に 関する協定</u></p>	
<p>2-4-11 ● □</p>	<p><u>4 災害時受援応援計画の策定</u> 大規模災害発生時は、市では膨大な災害対応業務が生じることが想定される。市のみで災害対応業務の全てに対応することはできないという前提のもと、全国の自治体や自衛隊等からの人的、物的支援を円滑に受け入れ、一刻も早い対応を行うため、平時から受援に係る役割分担、連絡窓口、応援要請の受け入れ手順等の具体的なルール、手順及び体制等を可能な限り明確化しておく必要がある。 また、他地域が被災した場合の市の応援体制についても計画しておく必要がある。 以上のことから、市では「災害時受援応援計画」を策定し、受援応援体制を構築しておくものとする。また、策定後は、適宜見直しを図るものとする。</p>	<p>新規</p>
<p>2-4-12 □</p>	<p>第5節 応急活動拠点の整備 2 ヘリコプター活動拠点の確保 都は、迅速な救出・救助、消防活動、物資輸送等に資するためにヘリコプターの緊急離着陸場を国や区市町村及び関係機関と協議の上、あらかじめ確保することとなっており、昭島市においては、「市立大神公園・くじら運動公園」、「<u>旧アーバンリゾーツ昭和の森(株)ゴルフ場</u>」の2か所が災害時臨時離着陸場候補地となっている。</p>	<p>第5節 応急活動拠点の整備 2 ヘリコプター活動拠点の確保 都は、迅速な救出・救助、消防活動、物資輸送等に資するためにヘリコプターの緊急離着陸場を国や区市町村及び関係機関と協議の上、あらかじめ確保することとなっており、昭島市においては、「市立大神公園・くじら運動公園」、「<u>アーバンリゾーツ昭和の森(株)ゴルフ場</u>」の2箇所が災害時臨時離着陸場候補地となっている。</p>
<p>2-4-12</p>	<p>4 ヘリサインの設置 <u>震災時には、被災地上空から被害状況を確認するとともに、地上の救助機関部隊や災害対策本部と連携するために、迅速・効率的なヘリコプターによる応急対策活動を行う。ヘリサインは、避難所など、災害対策上重要な施設を上空から即時に特定するための応援航空部隊の道しるべとして、重要な役割を果たす。</u> このことから、市では、市内の市立小学校・中学校の屋上にヘリサインを整備している。ヘリサインの設置に当たっては、「九都県市首脳会議防災対策委員会による申し合わせ」を基準にすることとなっているが、市のヘリサインは、本申し合わせ以前に整備したため、建物名称が明記されていないなど、基準に適合していないため、ヘリサインを修正していく必要がある。 <u>市は、屋上の改修工事等の際にヘリサインを修正していくものとする。</u></p>	<p>4 ヘリサインの設置 <u>震災時には、被災地上空から被害状況を確認するとともに、地上の救助機関部隊や災害対策本部と連携し、迅速・効率的なヘリコプターによる応急対策活動を行うため、ヘリサインは、応援航空部隊の道しるべとして、また、避難所など、災害対策上重要な施設を上空から即時に特定する上で、重要な役割を果たす。</u>このことから、市では、市内の市立小学校・中学校の屋上にヘリサインを整備している。ヘリサインの設置に当たっては、「九都県市首脳会議防災対策委員会による申し合わせ」を基準にすることとなっているが、市のヘリサインは、本申し合わせ以前に整備したため、建物名称が明記されていないなど、基準に適合していないため、ヘリサインを修正していく必要がある。</p>

頁	新	旧
2-5-1 <input type="checkbox"/>	<p>第5章 情報通信の確保 第1節 基本的考え方 1 現状 (1) 防災機関等相互の情報連絡体制 市では、防災関係機関等との情報連絡手段として、防災行政無線移動局85、衛星携帯電話25、消防団無線31、携帯電話120を整備している。 (2) 住民等への情報提供体制 固定系防災行政無線子局68、エリアメール、緊急速報メール、市メール配信サービス、<u>市公式X</u>、防災行政無線電話応答装置を配備するとともに、<u>市公式</u>ホームページによる情報提供体制を整えている。また、<u>令和4年12月1日から、昭島市公式LINEによる情報提供を開始した。</u> (3) 住民相互の情報収集等 伝言ダイヤルなど、通信事業による安否確認サービスの利用について普及啓発を実施している。</p>	<p>第5章 情報通信の確保 第1節 基本的考え方 1 現状 (1) 防災機関等相互の情報連絡体制 市では、防災関係機関等との情報連絡手段として、防災行政無線移動局 85、衛星携帯電話 25、消防団無線 31、携帯電話120を整備している。 (2) 住民等への情報提供体制 固定系防災行政無線子局64 (<u>令和4年度に4局増局予定</u>)、エリアメール、緊急速報メール、災害情報メール配信サービス、防災行政無線電話応答装置を配備するとともに、ホームページによる情報提供体制を整えている。<u>また、平成25年3月1日から、ツイッターによる情報提供を開始した。</u> (3) 住民相互の情報収集等 伝言ダイヤルなど、通信事業による安否確認サービスの利用について普及啓発を実施している。</p>
2-5-1 <input type="checkbox"/>	<p>2 課題 本計画の被害想定である立川断層帯地震では、固定電話の不通率が<u>最大で0.9%</u>、停電率が<u>最大で2.2%</u>となっており、電話やFAXによる通信手段の機能の低下が予想される。 (1) 防災機関等相互の情報連絡体制 防災関係機関等との情報連絡に影響し、情報の一元化に支障をきたすおそれがあり、多様な情報手段の確保と通信装置の増強などが必要である。 (2) 住民等への情報提供体制 ホームページ等へのアクセスの集中で、閲覧等に時間を要したり、防災行政無線が場所により聞き取りにくいなどの<u>課題があることから、様々な媒体を活用することにより、より多くの市民に対し、情報を適切かつ迅速に提供できる体制を構築する必要がある。</u> (3) 住民相互の情報収集・確認等 <u>電話や携帯電話がつながりにくくなる</u>ことが予想されるが、通信事業者が<u>提供している発災時の安否確認ツール</u>が十分に活用されていない。</p>	<p>2 課題 本計画の被害想定である立川断層帯地震では、固定電話の不通率が<u>8.8%</u>、停電率が<u>26.3%</u>となっており、電話やFAXによる通信手段の機能の低下が予想される。 (1) 防災機関等相互の情報連絡体制 防災関係機関等との情報連絡に影響し、情報の一元化に支障をきたすおそれがあり、多様な情報手段の確保と通信装置の増強などが必要である。 (2) 住民等への情報提供体制 ホームページ等へのアクセスの集中で、閲覧等に時間を要したり、防災行政無線が場所により聞き取りにくいなどの<u>問題があり、情報を適切かつ迅速に提供できる体制が必要である。</u> (3) 住民相互の情報収集等 <u>携帯電話がつながりにくくなる</u>ことが予想されるが、通信事業者による安否確認ツールが十分に活用されていない。</p>

頁	新	旧																																				
2-5-2 2-5-3 <input checked="" type="radio"/> <input type="checkbox"/>	<p>第2節 防災機関相互の情報通信連絡体制の整備</p> <p>1 通信連絡体制</p> <p>(1) 情報連絡体制</p> <p>災害時の各機関との通信連絡体制は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="293 341 1196 700"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都</td> <td>東京都防災行政無線を基幹として、<u>都各局保有の無線等の通信連絡手段により、関係防災機関と情報連絡体制を構築（東京都防災行政無線や可搬型の衛星通信設備による総合的な防災行政無線網の整備）する。</u></td> </tr> <tr> <td>昭島消防署</td> <td>1 消防救急<u>デジタル</u>無線、消防電話及び防災行政無線等により、各方面本部、管下消防署、消防団及び関係防災機関と情報連絡体制を構築する。 2 都、市及び関係機関が有する災害情報等をリアルタイムで共有する体制を構築する。 3 救急告示医療機関等に病院端末装置の活用により、情報共有の強化を図る。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 通信連絡責任者</p> <p>情報の正確性及び確実性を確保するため、市本部及び防災関係機関に次のとおり、正副各1人の通信連絡責任者を定める。</p> <table border="1" data-bbox="293 799 1196 935"> <thead> <tr> <th>機 関</th> <th>通信連絡責任者</th> <th>副通信連絡責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>危機管理担当部長</td> <td>総務部防災<u>安全</u>課長</td> </tr> <tr> <td>昭島消防署</td> <td>警防課長</td> <td>警防課防災安全係長</td> </tr> <tr> <td>昭島警察署</td> <td>警備課長</td> <td>警備課警備係長</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 市の連絡窓口</p> <p>ア 市本部設置前の対応</p> <p>通常の勤務時間内において災害が発生した場合は、総務部防災<u>安全</u>課が担当し、夜間・休日等の勤務時間外においては、災害対策要員が参集するまでは警備員室に通信連絡窓口を暫定的に設置する。</p>	区分	内容	都	東京都防災行政無線を基幹として、 <u>都各局保有の無線等の通信連絡手段により、関係防災機関と情報連絡体制を構築（東京都防災行政無線や可搬型の衛星通信設備による総合的な防災行政無線網の整備）する。</u>	昭島消防署	1 消防救急 <u>デジタル</u> 無線、消防電話及び防災行政無線等により、各方面本部、管下消防署、消防団及び関係防災機関と情報連絡体制を構築する。 2 都、市及び関係機関が有する災害情報等をリアルタイムで共有する体制を構築する。 3 救急告示医療機関等に病院端末装置の活用により、情報共有の強化を図る。	機 関	通信連絡責任者	副通信連絡責任者	市	危機管理担当部長	総務部防災 <u>安全</u> 課長	昭島消防署	警防課長	警防課防災安全係長	昭島警察署	警備課長	警備課警備係長	<p>第2節 防災機関相互の情報通信連絡体制の整備</p> <p>1 通信連絡体制</p> <p>(1) 情報連絡体制</p> <p>災害時の各機関との通信連絡体制は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1223 341 2125 636"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都</td> <td>東京都防災行政無線を基幹として、各無線や有線電気通信設備、衛星通信設備などにより情報連絡体制を構築する。</td> </tr> <tr> <td>昭島消防署</td> <td>1 消防救急無線、消防電話及び防災行政無線等により、各方面本部、管下消防署、消防団及び関係防災機関と情報連絡体制を構築する。 2 都、市及び関係機関が有する災害情報等をリアルタイムで共有する体制の構築に向けた取組を進める。 3 救急告示医療機関等に病院端末装置を<u>拡充整備し</u>、情報共有の強化を図る。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 通信連絡責任者</p> <p>情報の正確性及び確実性を確保するため、市本部及び防災関係機関に次のとおり、正副各1人の通信連絡責任者を定める。</p> <table border="1" data-bbox="1223 735 2125 871"> <thead> <tr> <th>機 関</th> <th>通信連絡責任者</th> <th>副通信連絡責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>危機管理担当部長</td> <td>総務部防災課長</td> </tr> <tr> <td>昭島消防署</td> <td>警防課長</td> <td>警防課防災安全係長</td> </tr> <tr> <td>昭島警察署</td> <td>警備課長</td> <td>警備課警備係長</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 市の連絡窓口</p> <p>ア 市本部設置前の対応</p> <p>通常の勤務時間内において災害が発生した場合は、総務部防災課が担当し、夜間・休日等の勤務時間外においては、災害対策要員が参集するまでは警備員室に通信連絡窓口を暫定的に設置する。</p>	区分	内容	都	東京都防災行政無線を基幹として、各無線や有線電気通信設備、衛星通信設備などにより情報連絡体制を構築する。	昭島消防署	1 消防救急無線、消防電話及び防災行政無線等により、各方面本部、管下消防署、消防団及び関係防災機関と情報連絡体制を構築する。 2 都、市及び関係機関が有する災害情報等をリアルタイムで共有する体制の構築に向けた取組を進める。 3 救急告示医療機関等に病院端末装置を <u>拡充整備し</u> 、情報共有の強化を図る。	機 関	通信連絡責任者	副通信連絡責任者	市	危機管理担当部長	総務部防災課長	昭島消防署	警防課長	警防課防災安全係長	昭島警察署	警備課長	警備課警備係長
区分	内容																																					
都	東京都防災行政無線を基幹として、 <u>都各局保有の無線等の通信連絡手段により、関係防災機関と情報連絡体制を構築（東京都防災行政無線や可搬型の衛星通信設備による総合的な防災行政無線網の整備）する。</u>																																					
昭島消防署	1 消防救急 <u>デジタル</u> 無線、消防電話及び防災行政無線等により、各方面本部、管下消防署、消防団及び関係防災機関と情報連絡体制を構築する。 2 都、市及び関係機関が有する災害情報等をリアルタイムで共有する体制を構築する。 3 救急告示医療機関等に病院端末装置の活用により、情報共有の強化を図る。																																					
機 関	通信連絡責任者	副通信連絡責任者																																				
市	危機管理担当部長	総務部防災 <u>安全</u> 課長																																				
昭島消防署	警防課長	警防課防災安全係長																																				
昭島警察署	警備課長	警備課警備係長																																				
区分	内容																																					
都	東京都防災行政無線を基幹として、各無線や有線電気通信設備、衛星通信設備などにより情報連絡体制を構築する。																																					
昭島消防署	1 消防救急無線、消防電話及び防災行政無線等により、各方面本部、管下消防署、消防団及び関係防災機関と情報連絡体制を構築する。 2 都、市及び関係機関が有する災害情報等をリアルタイムで共有する体制の構築に向けた取組を進める。 3 救急告示医療機関等に病院端末装置を <u>拡充整備し</u> 、情報共有の強化を図る。																																					
機 関	通信連絡責任者	副通信連絡責任者																																				
市	危機管理担当部長	総務部防災課長																																				
昭島消防署	警防課長	警防課防災安全係長																																				
昭島警察署	警備課長	警備課警備係長																																				
2-5-3 <input checked="" type="radio"/>	<p>2 通信施設の整備状況及び運用</p> <p>(1) 東京都防災行政無線</p> <p>都は、災害時における被害情報の収集、伝達その他の連絡のため、市、東京都防災センター、警視庁、東京消防庁、気象庁、ライフライン機関、放送機関等の防災機関及び建設事務所、<u>東京都立病院機構、東京都水道局</u>の水道施設等の都の主要出先機関との間に総合的な情報連絡施設として東京都防災行政無線を整備している。</p>	<p>2 通信施設の整備状況及び運用</p> <p>(1) 東京都防災行政無線</p> <p>都は、災害時における被害情報の収集、伝達その他の連絡のため、市、東京都防災センター、警視庁、東京消防庁、気象庁、ライフライン機関、放送機関等の防災機関及び建設事務所、<u>都立病院</u>、水道施設等の都の主要出先機関との間に総合的な情報連絡施設として東京都防災行政無線を整備している。</p>																																				

頁	新	旧																												
2-5-3	(2) 昭島市防災行政無線 ア 固定局 市は、広範囲かつ迅速に情報の伝達を実施するため、市内68ヶ所に防災行政無線の子局を整備している。災害時には、このスピーカーから市内全域に警報や災害情報を広報する。	(2) 昭島市防災行政無線 ア 固定局 市は、広範囲かつ迅速に情報の伝達を実施するため、市内64ヶ所に防災行政無線の子局を整備している。災害時には、このスピーカーから市内全域に警報や災害情報を広報する。																												
2-5-4	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">配備機器</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>種</th> <th>設置個数</th> <th>用 途</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">昭島市防災行政無線 (固定系)</td> <td>親局</td> <td>1</td> <td rowspan="2">市民への情報伝達（市→市民）</td> </tr> <tr> <td>子局</td> <td>68</td> </tr> </tbody> </table>	配備機器				機	種	設置個数	用 途	昭島市防災行政無線 (固定系)	親局	1	市民への情報伝達（市→市民）	子局	68	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">配備機器</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>種</th> <th>設置個数</th> <th>用 途</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">昭島市防災行政無線 (固定系)</td> <td>親局</td> <td>1</td> <td rowspan="2">市民への情報伝達（市→市民）</td> </tr> <tr> <td>子局</td> <td>64</td> </tr> </tbody> </table>	配備機器				機	種	設置個数	用 途	昭島市防災行政無線 (固定系)	親局	1	市民への情報伝達（市→市民）	子局	64
配備機器																														
機	種	設置個数	用 途																											
昭島市防災行政無線 (固定系)	親局	1	市民への情報伝達（市→市民）																											
	子局	68																												
配備機器																														
機	種	設置個数	用 途																											
昭島市防災行政無線 (固定系)	親局	1	市民への情報伝達（市→市民）																											
	子局	64																												
2-5-5 ●	<p>第3節 市民等への情報提供体制の整備 1 情報提供体制の対策内容と役割分担 各防災機関の情報提供体制は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都</td> <td> 1 災害発生時に的確な対応が図れるような情報発信体制を確立する。 2 放送や報道要請等に関する協定の締結など、報道機関との連携体制を整備する。 3 <u>防災X</u>、東京都防災アプリ、都等保有のデジタルサイネージなど多様な情報提供ツールの活用を図る。 4 <u>在住外国人に対して、防災に関する動画のインターネット配信など、平常時から情報提供を行う。</u> 5 <u>スマートポールのサイネージを活用し、Lアラートと連携した発災時における災害情報や避難場所情報等の発信を行う。</u> </td> </tr> <tr> <td>昭島警察署</td> <td>効率的かつ確実な<u>避難指示等</u>の提供を図る。</td> </tr> <tr> <td><u>東京電力グループ</u> 昭島ガス N T T 東 日本</td> <td>災害発生時に的確な対応が図れるよう、ライフラインや通信網の情報収集発信体制を確立する。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	都	1 災害発生時に的確な対応が図れるような情報発信体制を確立する。 2 放送や報道要請等に関する協定の締結など、報道機関との連携体制を整備する。 3 <u>防災X</u> 、東京都防災アプリ、都等保有のデジタルサイネージなど多様な情報提供ツールの活用を図る。 4 <u>在住外国人に対して、防災に関する動画のインターネット配信など、平常時から情報提供を行う。</u> 5 <u>スマートポールのサイネージを活用し、Lアラートと連携した発災時における災害情報や避難場所情報等の発信を行う。</u>	昭島警察署	効率的かつ確実な <u>避難指示等</u> の提供を図る。	<u>東京電力グループ</u> 昭島ガス N T T 東 日本	災害発生時に的確な対応が図れるよう、ライフラインや通信網の情報収集発信体制を確立する。	<p>第3節 市民等への情報提供体制の整備 1 情報提供体制の対策内容と役割分担 各防災機関の情報提供体制は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都</td> <td> 1 災害発生時に的確な対応が図れるような情報発信体制を確立する。 2 放送や報道要請等に関する協定の締結など、報道機関との連携体制を整備する。 3 <u>防災ツイッター</u>、東京都防災アプリ、都等保有のデジタルサイネージなど多様な情報提供ツールの活用を図る。 </td> </tr> <tr> <td>昭島警察署</td> <td>効率的かつ確実な<u>避難情報等</u>の提供を図る。</td> </tr> <tr> <td><u>東京電力</u> 昭島ガス N T T 東 日本</td> <td>災害発生時に的確な対応が図れるよう、ライフラインや通信網の情報収集発信体制を確立する。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	都	1 災害発生時に的確な対応が図れるような情報発信体制を確立する。 2 放送や報道要請等に関する協定の締結など、報道機関との連携体制を整備する。 3 <u>防災ツイッター</u> 、東京都防災アプリ、都等保有のデジタルサイネージなど多様な情報提供ツールの活用を図る。	昭島警察署	効率的かつ確実な <u>避難情報等</u> の提供を図る。	<u>東京電力</u> 昭島ガス N T T 東 日本	災害発生時に的確な対応が図れるよう、ライフラインや通信網の情報収集発信体制を確立する。												
区 分	内 容																													
都	1 災害発生時に的確な対応が図れるような情報発信体制を確立する。 2 放送や報道要請等に関する協定の締結など、報道機関との連携体制を整備する。 3 <u>防災X</u> 、東京都防災アプリ、都等保有のデジタルサイネージなど多様な情報提供ツールの活用を図る。 4 <u>在住外国人に対して、防災に関する動画のインターネット配信など、平常時から情報提供を行う。</u> 5 <u>スマートポールのサイネージを活用し、Lアラートと連携した発災時における災害情報や避難場所情報等の発信を行う。</u>																													
昭島警察署	効率的かつ確実な <u>避難指示等</u> の提供を図る。																													
<u>東京電力グループ</u> 昭島ガス N T T 東 日本	災害発生時に的確な対応が図れるよう、ライフラインや通信網の情報収集発信体制を確立する。																													
区 分	内 容																													
都	1 災害発生時に的確な対応が図れるような情報発信体制を確立する。 2 放送や報道要請等に関する協定の締結など、報道機関との連携体制を整備する。 3 <u>防災ツイッター</u> 、東京都防災アプリ、都等保有のデジタルサイネージなど多様な情報提供ツールの活用を図る。																													
昭島警察署	効率的かつ確実な <u>避難情報等</u> の提供を図る。																													
<u>東京電力</u> 昭島ガス N T T 東 日本	災害発生時に的確な対応が図れるよう、ライフラインや通信網の情報収集発信体制を確立する。																													

<p>2-5-5 2-5-6 □</p>	<p>2 市の情報提供手段</p> <p><u>(1) 昭島市防災行政無線</u></p> <p>市は、昭島市防災行政無線を整備し、市内の68か所に子局を配置し、子局に設置されているスピーカーを通して、市内全域に警報や災害情報などの情報提供を行っている。<u>また、全国瞬時警報システム（Jアラート）による緊急地震速報等についても防災行政無線により情報伝達する。</u></p> <p>しかしながら、防災行政無線の難聴地域が存在することから、以下の対策を講じている。</p> <p><u>ア 子局の増設</u></p> <p>難聴地域に対して、防災行政無線の子局を増設して解消を図る。</p> <p><u>イ 防災行政無線電話応答装置</u></p> <p>防災行政無線が聞き難い場合に、専用のダイヤル（0800-800-1875）へ電話をかけることにより、防災行政無線で流された内容を聞くことができる。</p> <p><u>ウ 防災情報サービスの提供</u></p> <p><u>市は、株式会社ジェイコム多摩と「防災情報サービスの提供に関する協定」を締結し、J:COMの専用端末から防災行政無線の放送内容を聞くことができる防災情報サービスを提供している。</u></p> <p><u>(2) 昭島市メール配信サービス</u></p> <p><u>市は、スマートフォンや携帯電話のメール機能及びパソコンからのインターネットを利用し、「文字」として災害情報等を提供している。事前に登録することにより情報提供が受けられる。</u></p> <p><u>(3) 昭島市公式Xの活用</u></p> <p><u>市は、市公式Xにより、災害情報等を提供している。</u></p> <p><u>(4) 昭島市公式LINEの活用</u></p> <p><u>市は、市公式LINEにより、災害情報等を提供している。</u></p> <p><u>(5) Yahoo!防災速報の活用</u></p> <p><u>市では、ヤフー株式会社と「災害に係る情報発信等に関する協定」を締結している。同社が提供している「Yahoo!防災速報」サービスを活用し、市からの緊急情報等をスマートフォンや携帯電話等に配信している。</u></p> <p><u>(6) コミュニティFMの活用</u></p> <p><u>市は、エフエム立川株式会社と「災害時における災害情報等放送業務に関する協定」を締結している。市が提供する災害情報等をFMラジオにより放送している。</u></p> <p><u>(7) ケーブルテレビ局の活用</u></p> <p><u>市では、株式会社ジェイコム多摩と「災害時における放送等に関する協定」を締結している。市が提供する災害情報等を放送している。</u></p> <p><u>(8) NTTドコモ緊急速報「エリアメール」・au、ソフトバンク、楽天モバイル「緊急速報メール」の活用</u></p> <p>携帯電話会社の提供するサービスで、対応機種では無料で提供を受けることができる。緊急地震速報や津波警報、災害・避難指示等を、回線混雑の影響を受けずに受信することができる。とされている。</p>	<p>2 市の情報提供手段</p> <p>市は、昭島市防災行政無線を整備し、市内の64箇所に子局配置し、子局に設置されているスピーカーを通して、市内全域に警報や災害情報などの情報提供を行っている。</p> <p>しかしながら、防災行政無線の難聴地域が存在することから、以下の対策を講じている。</p> <p><u>(1) 子局の増設</u></p> <p>難聴地域に対して、防災行政無線の子局を増設して解消を図る。</p> <p><u>(2) 災害情報等メール配信サービス</u></p> <p><u>携帯電話のメール機能及びパソコンからのインターネットを利用し、「文字」として災害情報等を提供するもので、昭島市自治体携帯サイトに登録することにより情報提供が受けられるものである。</u></p> <p><u>(3) エリアメール、緊急速報メール</u></p> <p>携帯電話会社の提供するサービスで、対応機種では無料で提供を受けることができる。緊急地震速報や津波警報、災害・避難情報を、回線混雑の影響を受けずに受信することができる。とされている。</p> <p><u>(4) 防災行政無線電話応答装置</u></p> <p>防災行政無線が聞き難い場合に、専用のダイヤル（0800-800-1875）へ電話をかけることにより、防災行政無線で流された内容を聞くことができるシステムで、平成24年度から採用している。</p> <p><u>(5) コミュニティFMの活用</u></p> <p><u>市では、エフエム立川株式会社と「災害時における災害情報等放送業務に関する協定」を締結しており、FMラジオによる災害情報等の提供が行える。</u></p> <p><u>(6) ツイッターの活用</u></p> <p><u>市では、平成25年3月1日よりツイッターによる情報提供を開始しており、災害時における情報提供ツールとして活用していく。</u></p> <p><u>(7) ケーブルテレビ局の活用</u></p> <p><u>市内で視聴できる株式会社ジェイコム多摩による災害情報提供について、協定を締結した。</u></p>
------------------------------	--	---

頁	新	旧																																
	<p>2 安否確認手段の周知 市は、広報紙、ホームページ、各種防災イベントなど、あらゆる機会を捉えて、安否確認手段や災害時の情報入手手段の方法の周知に努める。 (資料6「災害用伝言板の利用方法(総務省ホームページ抜粋)」参照)</p>	<p>2 安否確認手段の周知 市は、広報紙、ホームページ、各種防災イベントなど、あらゆる機会を捉えて、安否確認手段や災害時の情報入手手段の方法の周知に努める。 (資料53「災害用伝言板の利用方法(各通信事業者)」参照)</p>																																
<p>2-6-1 ●</p>	<p>第6章 帰宅困難者対策 第1節 基本的考え方 大規模な震災が発生した場合、<u>多くの帰宅困難者が発生し、駅周辺や大規模集客施設などにおいて混乱が想定される。一方、帰宅困難者による混乱が最も懸念される発災直後から3日間程度は、行政や救出救助機関等の「公助」の機能は、救出救助活動や人命救助活動を最優先としてその資源を振り向けていく必要があり、さらに膨大な数の帰宅困難者に対応するには限界がある。また、大勢が一斉に動くことによる群集事故や、余震等による二次災害の危険性など、帰宅困難者自身の安全が脅かされる恐れがある。</u> <u>このようなことから、「公助」に限らず民間事業者や学校などにおいて、「自助」「共助」が連携した総合的な取組が必要となる。例えば、従業員や児童・生徒を職場や学校等に待機させ、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者自身の安全を確保しながら社会としての混乱を防止する必要がある。</u> <u>都は国とともに、「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会」を設置し、「東京都帰宅困難者対策実施計画」を策定するとともに、都民、事業所、行政等のそれぞれの役割に応じた帰宅困難者対策への取組を明文化した「東京都帰宅困難者対策条例」を制定した。また、対策を更に前進させるため、有識者等で構成する「帰宅困難者対策に関する検討会議」を設置し、報告書を公表(令和3年12月)した。さらに、一斉帰宅抑制の実効性を高めるため、令和4年3月から「事業所防災リーダー」制度を開始。最新のDX技術を活用し、発災時の対応を高度化するため、令和4年度からは帰宅困難者対策オペレーションシステムの開発に着手している。</u> 市は、条例の趣旨を踏まえ、<u>駅周辺をはじめとした混乱の防止や帰宅困難者の安全な帰宅を実現するために、</u>行政機関だけでなく、<u>市民、事業者、学校など社会全体で連携した対策を実施する。</u></p>	<p>第6章 帰宅困難者対策 第1節 基本的考え方 大規模な地震が発生した場合、<u>交通機能の停止により、その日のうちに自宅に帰れない人々が大量に発生し、駅や大規模集客施設などにおいて混乱が想定される。事実、東日本大震災においては、鉄道などの運行停止により多くの帰宅困難者が発生した。混乱を防止するためには、事業所や学校などにおいて、従業員や児童・生徒を職場や学校等に待機させ、一斉帰宅を抑制する必要がある。このことから、都及び国は、「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会」を設置し、「一斉帰宅抑制の基本方針」を策定し、これを踏まえ、行政、事業所、都民等のそれぞれの役割に応じた帰宅困難者対策への取組を明文化した東京都帰宅困難者対策条例を制定した。</u> 市は、条例の趣旨を踏まえ、<u>一斉帰宅の抑制を原則とし、</u>行政機関だけでなく<u>外出者、事業者、学校など社会全体で連携した対策を実施する。</u></p>																																
<p>2-6-1 ■</p>	<p>2 課題 (1) 市で予想される帰宅困難者数 首都直下地震等による東京の被害想定(立川断層帯地震)で、市の帰宅困難者数の想定は次のとおりである。 (単位:人)</p> <table border="1" data-bbox="293 1150 1196 1286"> <thead> <tr> <th rowspan="3">市内滞留者</th> <th colspan="4">内 訳</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">帰宅可能者数</th> <th rowspan="2">帰宅困難者数</th> <th colspan="2">距離帯別*</th> </tr> <tr> <th>10~20km</th> <th>20km~</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>103,528</td> <td>94,774</td> <td>8,754</td> <td>2,955</td> <td>5,799</td> </tr> </tbody> </table> <p>※距離帯別内訳については、多摩地区における比率から算定</p>	市内滞留者	内 訳				帰宅可能者数	帰宅困難者数	距離帯別*		10~20km	20km~	103,528	94,774	8,754	2,955	5,799	<p>2 課題 (1) 市で予想される帰宅困難者数 首都直下地震等による東京の被害想定(立川断層帯地震)で、市の帰宅困難者数の想定は次のとおりである。 (単位:人)</p> <table border="1" data-bbox="1220 1150 2123 1286"> <thead> <tr> <th rowspan="3">市内滞留者</th> <th colspan="4">内 訳</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">帰宅可能者数</th> <th rowspan="2">帰宅困難者数</th> <th colspan="2">距離帯別*</th> </tr> <tr> <th>10~20km</th> <th>20km~</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>89,744</td> <td>63,972</td> <td>25,772</td> <td>6,443</td> <td>6,443</td> </tr> </tbody> </table> <p>※距離帯別内訳については、多摩地区における比率から算定</p>	市内滞留者	内 訳				帰宅可能者数	帰宅困難者数	距離帯別*		10~20km	20km~	89,744	63,972	25,772	6,443	6,443
市内滞留者	内 訳																																	
	帰宅可能者数		帰宅困難者数	距離帯別*																														
		10~20km		20km~																														
103,528	94,774	8,754	2,955	5,799																														
市内滞留者	内 訳																																	
	帰宅可能者数	帰宅困難者数	距離帯別*																															
			10~20km	20km~																														
89,744	63,972	25,772	6,443	6,443																														

頁	新	旧
2-6-2 ●	<p>(2) 「東京都帰宅困難者対策条例」の周知 一斉帰宅を抑制するためには、東京都帰宅困難者対策条例について、市民、事業所などに周知徹底し、従業員などの施設内待機に係る計画の作成や3日分の水や食料等の備蓄を行う必要がある。</p> <p><u>一方、東日本大震災から一定の時間が経過し、企業や市民の条例認知度が低下傾向にあり、これまで以上に防災教育や普及啓発が重要である。特に市内滞留者の大半を占める企業等の従業員に対しては、より効果的な対策が求められる。</u></p>	<p>(2) 「東京都帰宅困難者対策条例」の周知 一斉帰宅を抑制するためには、東京都帰宅困難者対策条例について、市民、事業所などに周知徹底し、従業員などの施設内待機に係る計画の作成や3日分の水や食料等の備蓄を行う必要がある。</p>
2-6-2 ● □	<p>(3) 帰宅困難者への情報通信体制 東日本大震災では、各通信事業者が提供している安否確認ツールの活用が不十分であり、ツールの周知と通信事業者と連携した情報提供体制の整備が必要である。<u>市では、市公式ホームページ、市公式X及び市公式LINEなどを整備している。</u> <u>また、発災時にスマートフォンをはじめとした情報端末からの情報入手の重要性がますます高まってきており、適時適切な情報発信や通信環境の強靱化等が一層求められる。</u></p>	<p>(3) 帰宅困難者への情報通信体制 東日本大震災では、各通信事業者が提供している安否確認ツールの活用が不十分であり、ツールの周知と通信事業者と連携した情報提供体制の整備が必要である。</p>
2-6-2 □	<p>(4) 一時滞在施設 多くの帰宅困難者が想定されており、一時滞在施設の確保と備蓄の充実が必要である。<u>市では、現状では、市が所有・管理する施設を一時滞在施設として39か所の避難所を計画している。</u></p>	<p>(4) 一時滞在施設 多くの帰宅困難者が想定されており、一時滞在施設の確保と備蓄の充実が必要である。</p>
2-6-2 ●	<p>(5) 帰宅支援 <u>帰宅困難者等は、救命救助活動が落ち着く発災4日目以降を目途に順次帰宅することが想定されるが、例えば、鉄道の運行が再開された場合、むやみに帰宅を開始すると駅等に滞留者が殺到するおそれがある。地震による混乱収拾後の帰宅方法についての事業者等への周知徹底や、代替交通機関による帰宅困難者の搬送体制や徒歩帰宅者をサポートする災害時帰宅支援ステーションなどの支援体制が必要である。これらの課題に対し、以下の対策を進める。</u></p>	<p>(5) 帰宅支援 代替交通機関による帰宅困難者の搬送体制や徒歩帰宅者のサポート体制が必要である。これらの課題に対し、以下の対策を進める。</p>

頁	新	旧
<p>2-6-3 ●</p>	<p>第2節 東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底 2 事業所における従業員等の施設内待機に必要な備蓄の考え方 <u>東京都帰宅困難者対策条例第7条2項において規定する知事が定めるところは、下記のとおりである。</u></p> <p>(1) 対象となる従業員等 雇用の形態（正規、非正規）を問わず、事業所内で勤務する全従業員</p> <p>(2) 3日分の備蓄量の目安 水については、1人当たり1日3リットル、計9リットルとする。 主食については、1人当たり1日3食、計9食とする。 毛布については、1人当たり1枚とする。 その他の品目については、物資ごとに必要量を算定する。</p> <p>(3) 備蓄品目の例示 ア 水：ペットボトル入り飲料水 イ 主食：アルファ化米、クラッカー、乾パン、カップ麺 ※水や食料の選択に当たっては、賞味期限に留意する必要がある。 ウ その他の物資（特に必要性が高いもの） 毛布（<u>それに類する保温シート</u>）、簡易トイレ、衛生用品（トイレットペーパー等）、敷物（ビニールシート等）、携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池、救急医療薬品類</p> <p>（備考） 1 上記品目に加えて、事業継続等の要素も加味して、企業ごとに必要な備蓄品を検討していくことが望ましい。（例）非常用発電機、燃料（<u>危険物関係法令等により消防署への許可申請等が必要なことから、保管場所・数量に配慮が必要</u>）、工具類、調理器具（携帯用ガスコンロ、鍋等）、副食（缶詰等）、ヘルメット、軍手、自転車、地図 2 企業等だけでなく、従業員自らも備蓄に努める。 （例）非常用食品、ペットボトル入り飲料水、運動靴、常備薬、携帯電話用電源 また、チェックリストを作成し、保有数量、保存期間を確認することが必要である。</p>	<p>第2節 東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底 2 事業所における従業員等の備蓄の考え方 首都直下地震帰宅困難者等対策協議会で取りまとめた「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」における一斉帰宅抑制における従業員等の備蓄の考え方は、次のとおりである。</p> <p>(1) 対象となる企業等 国、都、区市町村、全ての事業者</p> <p>(2) 対象となる従業員等 雇用の形態（正規、非正規）を問わず、事業所内で勤務する全従業員</p> <p>(3) 3日分の備蓄量の目安 水については、1人当たり1日3リットル、計9リットルとする。 主食については、1人当たり1日3食、計9食とする。 毛布については、1人当たり1枚とする。 その他の品目については、物資ごとに必要量を算定する。</p> <p>(4) 備蓄品目の例示 ア 水：ペットボトル入り飲料水 イ 主食：アルファ化米、クラッカー、乾パン、カップ麺 ※水や食料の選択に当たっては、賞味期限に留意する必要がある。 ウ その他の物資（特に必要性が高いもの） 毛布、簡易トイレ、衛生用品（トイレットペーパー等）、敷物（ビニールシート等） 携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池、救急医療薬品類</p> <p>（備考） 1 上記品目に加えて、事業継続等の要素も加味して、企業ごとに必要な備蓄品を検討していくことが望ましい。（例）非常用発電機、燃料、工具類、調理器具（携帯用ガスコンロ、鍋等）、副食（缶詰等）、ヘルメット、軍手、自転車、地図 2 企業等だけでなく、従業員自らも備蓄に努める。 （例）非常用食品、ペットボトル入り飲料水、運動靴、常備薬、携帯電話用電源 また、チェックリストを作成し、保有数量、保存期間を確認することが必要である。</p>

2-6-4 2-6-5 2-6-6 2-6-7 ● □	<p>3 各機関の役割 帰宅困難者対策条例及びガイドラインを踏まえ、帰宅困難者の発生による混乱を防止するための一斉帰宅の抑制について、各機関は次のとおり対策を進め、周知徹底を図る。</p>	<p>3 各機関の役割 帰宅困難者対策条例及びガイドラインを踏まえ、帰宅困難者の発生による混乱を防止するための一斉帰宅の抑制について、各機関は次のとおり対策を進め、周知徹底を図る。</p>											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都</td> <td> <p>1 東京都帰宅困難者対策条例の都民・事業者への普及啓発を図る。</p> <p>2 都は、国とともに、首都圏自治体、鉄道・通信事業者、民間団体等からなる「首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議」を設置する。</p> <p><u>3 「事業所防災リーダー」制度を活用し事業所の防災対策・帰宅困難者対策の強化を図る。</u></p> <p><u>4 各駅・地域間の連携・情報共有に資するため、広域的な立場から、都内区市町村、駅前滞留者対策協議会等が参加する東京都帰宅困難者対策フォーラムを開催する。</u></p> <p><u>5 駅前に多数の帰宅困難者が発生したとの想定で、駅、駅周辺事業者、公共施設の管理者などが連携し、混乱防止や安全確保に努めるため地元自治体と合同で帰宅困難者対策訓練を実施する。</u></p> <p>6 児童・生徒等の安全確保のための体制を整備する。</p> <p><u>7 中小企業の事業継続計画（BCP）策定を支援する。</u></p> </td> </tr> <tr> <td>事業者</td> <td> <p>1 事業者は、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会で取りまとめた「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」を参考に、従業員等の施設内待機に係る計画を作成し、あらかじめ事業所防災計画又は事業継続計画（BCP）に反映させておく。</p> <p>その際、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組への参加等についても可能な範囲において計画に明記しておく。</p> <p>また、事業者は、施設内待機計画または事業継続計画を冊子等にまとめ、全従業員に周知する。</p> <p><u>2 東京都からの防災情報等を活用するために、事業所防災リーダーへの登録を行う。</u></p> <p><u>3 従業員等が企業等の施設内に一定期間待機するためには、必要な水、食料、毛布、携帯トイレ・簡易トイレ、衛生用品（トイレトペーパー等）、燃料（非常用発電機のための燃料）等をあらかじめ備蓄しておく必要がある。その際、円滑な備蓄品の配布ができるよう、備蓄場所についても考慮する。高層ビルに所在する企業等においては、エレベーターが停止した場合に備え、備蓄品の保管場所を分散させておくことも考慮する必要がある。</u></p> <p><u>発災後3日間は、救出・救助活動を優先する必要があるため、従業員等の一斉帰宅が救出・救助活動の妨げとならないよう、発災後3日間は、事業者が従業員等を施設内に待機させる必要がある。</u> このことから、備蓄量の目安は3日分となる。</p> <p>ただし、以下の点について留意する必要がある。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対策内容	都	<p>1 東京都帰宅困難者対策条例の都民・事業者への普及啓発を図る。</p> <p>2 都は、国とともに、首都圏自治体、鉄道・通信事業者、民間団体等からなる「首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議」を設置する。</p> <p><u>3 「事業所防災リーダー」制度を活用し事業所の防災対策・帰宅困難者対策の強化を図る。</u></p> <p><u>4 各駅・地域間の連携・情報共有に資するため、広域的な立場から、都内区市町村、駅前滞留者対策協議会等が参加する東京都帰宅困難者対策フォーラムを開催する。</u></p> <p><u>5 駅前に多数の帰宅困難者が発生したとの想定で、駅、駅周辺事業者、公共施設の管理者などが連携し、混乱防止や安全確保に努めるため地元自治体と合同で帰宅困難者対策訓練を実施する。</u></p> <p>6 児童・生徒等の安全確保のための体制を整備する。</p> <p><u>7 中小企業の事業継続計画（BCP）策定を支援する。</u></p>	事業者	<p>1 事業者は、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会で取りまとめた「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」を参考に、従業員等の施設内待機に係る計画を作成し、あらかじめ事業所防災計画又は事業継続計画（BCP）に反映させておく。</p> <p>その際、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組への参加等についても可能な範囲において計画に明記しておく。</p> <p>また、事業者は、施設内待機計画または事業継続計画を冊子等にまとめ、全従業員に周知する。</p> <p><u>2 東京都からの防災情報等を活用するために、事業所防災リーダーへの登録を行う。</u></p> <p><u>3 従業員等が企業等の施設内に一定期間待機するためには、必要な水、食料、毛布、携帯トイレ・簡易トイレ、衛生用品（トイレトペーパー等）、燃料（非常用発電機のための燃料）等をあらかじめ備蓄しておく必要がある。その際、円滑な備蓄品の配布ができるよう、備蓄場所についても考慮する。高層ビルに所在する企業等においては、エレベーターが停止した場合に備え、備蓄品の保管場所を分散させておくことも考慮する必要がある。</u></p> <p><u>発災後3日間は、救出・救助活動を優先する必要があるため、従業員等の一斉帰宅が救出・救助活動の妨げとならないよう、発災後3日間は、事業者が従業員等を施設内に待機させる必要がある。</u> このことから、備蓄量の目安は3日分となる。</p> <p>ただし、以下の点について留意する必要がある。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都</td> <td> <p>1 「東京都帰宅困難者対策実施計画」を策定する。</p> <p>2 東京都帰宅困難者対策条例の都民・事業者への普及啓発を図る。</p> <p>3 都は、国とともに、首都圏自治体、鉄道・通信事業者、民間団体等からなる「首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議」を設置する。</p> <p>4 広域的な立場から、都内区市町村、駅前滞留者対策協議会等を構成員とする連絡会議を設置する。</p> <p>5 児童・生徒等の安全確保のための体制を整備する。</p> </td> </tr> <tr> <td>事業者</td> <td> <p>1 事業者は、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会で取りまとめた「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」を参考に、従業員等の施設内待機に係る計画を作成し、あらかじめ事業所防災計画又は事業継続計画（BCP）に反映させておく。</p> <p>その際、<u>可能であれば、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組への参加等についても計画に明記しておく。</u></p> <p>また、事業者は、施設内待機計画または事業継続計画を冊子等にまとめ、全従業員に周知する。</p> <p>2 従業員等が企業等の施設内に一定期間待機するためには、必要な水、食料、毛布、簡易トイレ等をあらかじめ備蓄しておく必要がある。その際、円滑な備蓄品の配布ができるよう、備蓄場所についても考慮する。</p> <p><u>救助・救出活動が優先される発災後3日間は、従業員等の一斉帰宅による大規模な交通渋滞を発生させない観点から、事業者が従業員等を施設内に待機させる必要がある。</u></p> <p>このことから、備蓄量の目安は3日分となる。</p> <p>ただし、以下の点について留意する必要がある。</p> <p>事業者は、震災の影響の長期化に備え、3日分以上の備蓄についても検討していく。</p> <p>事業者は、3日分の備蓄を行う場合についても、共助の観点から、外部の帰宅困難者（発災時に建物内にいない帰宅困難者）のために、例えば、10%程度余分に備蓄することも検討しておく。</p> <p><u>3</u></p> <p><u>4</u></p> <p>(1) 外出する従業員等の所在確認</p> <p>外出する従業員等は、事前に訪問先を告げ、急な変更の場合は、なるべくメール等で所在場所を職場に連絡するなど、発災時に企業等が、従業員等の居場所を把握できるよう努める。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対策内容	都	<p>1 「東京都帰宅困難者対策実施計画」を策定する。</p> <p>2 東京都帰宅困難者対策条例の都民・事業者への普及啓発を図る。</p> <p>3 都は、国とともに、首都圏自治体、鉄道・通信事業者、民間団体等からなる「首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議」を設置する。</p> <p>4 広域的な立場から、都内区市町村、駅前滞留者対策協議会等を構成員とする連絡会議を設置する。</p> <p>5 児童・生徒等の安全確保のための体制を整備する。</p>	事業者
機関名	対策内容												
都	<p>1 東京都帰宅困難者対策条例の都民・事業者への普及啓発を図る。</p> <p>2 都は、国とともに、首都圏自治体、鉄道・通信事業者、民間団体等からなる「首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議」を設置する。</p> <p><u>3 「事業所防災リーダー」制度を活用し事業所の防災対策・帰宅困難者対策の強化を図る。</u></p> <p><u>4 各駅・地域間の連携・情報共有に資するため、広域的な立場から、都内区市町村、駅前滞留者対策協議会等が参加する東京都帰宅困難者対策フォーラムを開催する。</u></p> <p><u>5 駅前に多数の帰宅困難者が発生したとの想定で、駅、駅周辺事業者、公共施設の管理者などが連携し、混乱防止や安全確保に努めるため地元自治体と合同で帰宅困難者対策訓練を実施する。</u></p> <p>6 児童・生徒等の安全確保のための体制を整備する。</p> <p><u>7 中小企業の事業継続計画（BCP）策定を支援する。</u></p>												
事業者	<p>1 事業者は、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会で取りまとめた「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」を参考に、従業員等の施設内待機に係る計画を作成し、あらかじめ事業所防災計画又は事業継続計画（BCP）に反映させておく。</p> <p>その際、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組への参加等についても可能な範囲において計画に明記しておく。</p> <p>また、事業者は、施設内待機計画または事業継続計画を冊子等にまとめ、全従業員に周知する。</p> <p><u>2 東京都からの防災情報等を活用するために、事業所防災リーダーへの登録を行う。</u></p> <p><u>3 従業員等が企業等の施設内に一定期間待機するためには、必要な水、食料、毛布、携帯トイレ・簡易トイレ、衛生用品（トイレトペーパー等）、燃料（非常用発電機のための燃料）等をあらかじめ備蓄しておく必要がある。その際、円滑な備蓄品の配布ができるよう、備蓄場所についても考慮する。高層ビルに所在する企業等においては、エレベーターが停止した場合に備え、備蓄品の保管場所を分散させておくことも考慮する必要がある。</u></p> <p><u>発災後3日間は、救出・救助活動を優先する必要があるため、従業員等の一斉帰宅が救出・救助活動の妨げとならないよう、発災後3日間は、事業者が従業員等を施設内に待機させる必要がある。</u> このことから、備蓄量の目安は3日分となる。</p> <p>ただし、以下の点について留意する必要がある。</p>												
機関名	対策内容												
都	<p>1 「東京都帰宅困難者対策実施計画」を策定する。</p> <p>2 東京都帰宅困難者対策条例の都民・事業者への普及啓発を図る。</p> <p>3 都は、国とともに、首都圏自治体、鉄道・通信事業者、民間団体等からなる「首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議」を設置する。</p> <p>4 広域的な立場から、都内区市町村、駅前滞留者対策協議会等を構成員とする連絡会議を設置する。</p> <p>5 児童・生徒等の安全確保のための体制を整備する。</p>												
事業者	<p>1 事業者は、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会で取りまとめた「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」を参考に、従業員等の施設内待機に係る計画を作成し、あらかじめ事業所防災計画又は事業継続計画（BCP）に反映させておく。</p> <p>その際、<u>可能であれば、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組への参加等についても計画に明記しておく。</u></p> <p>また、事業者は、施設内待機計画または事業継続計画を冊子等にまとめ、全従業員に周知する。</p> <p>2 従業員等が企業等の施設内に一定期間待機するためには、必要な水、食料、毛布、簡易トイレ等をあらかじめ備蓄しておく必要がある。その際、円滑な備蓄品の配布ができるよう、備蓄場所についても考慮する。</p> <p><u>救助・救出活動が優先される発災後3日間は、従業員等の一斉帰宅による大規模な交通渋滞を発生させない観点から、事業者が従業員等を施設内に待機させる必要がある。</u></p> <p>このことから、備蓄量の目安は3日分となる。</p> <p>ただし、以下の点について留意する必要がある。</p> <p>事業者は、震災の影響の長期化に備え、3日分以上の備蓄についても検討していく。</p> <p>事業者は、3日分の備蓄を行う場合についても、共助の観点から、外部の帰宅困難者（発災時に建物内にいない帰宅困難者）のために、例えば、10%程度余分に備蓄することも検討しておく。</p> <p><u>3</u></p> <p><u>4</u></p> <p>(1) 外出する従業員等の所在確認</p> <p>外出する従業員等は、事前に訪問先を告げ、急な変更の場合は、なるべくメール等で所在場所を職場に連絡するなど、発災時に企業等が、従業員等の居場所を把握できるよう努める。</p>												

	<p>事業者は、震災の影響の長期化に備え、3日分以上の備蓄についても検討していく。</p> <p>事業者は、3日分の備蓄を行う場合についても、共助の観点から、外部の帰宅困難者（<u>来社中の顧客・取引先や</u>発災時に建物内にいない帰宅困難者）のために、例えば、10%程度余分に備蓄することも検討しておく。</p> <p><u>5</u></p> <p>(1) 外出する従業員等の所在確認</p> <p>外出する従業員等は、事前に訪問先を告げ、急な変更の場合は、なるべくメール等で所在場所を職場に連絡するなど、発災時に企業等が、従業員等の居場所を把握できるよう努める。</p> <p><u>また、被災した場所から会社若しくは自宅の距離に応じて従業員等が取るべき対応を検討しておくことが望ましい。</u></p> <p>(2) 安否確認手段</p> <p>安否確認については、電話の輻輳や停電等の被害を想定し、以下の手段のうち、それぞれの通信手段網の特性を踏まえて複数の手段を使うことが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 固定及び携帯電話の音声ネットワークを利用するもの (例) 災害用伝言ダイヤル171 固定及び携帯電話の<u>データ</u>通信ネットワークを利用するもの (例) 災害用伝言板 (<u>web171</u>)、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、IP電話、<u>専用線の確保</u>等 (資料6「災害用伝言板の利用方法（<u>総務省ホームページ抜粋</u>）」参照) <p>事業者は、従業員等に対し家族等との安否確認の訓練を行うように<u>努める。</u>（例）毎月1日・15日は、NTTの安否確認サービスの体験利用が可能であることを、社内報等を活用し、定期的に従業員へ周知する。</p>	<p>(2) 安否確認手段</p> <p>安否確認については、電話の輻輳や停電等の被害を想定し、以下の手段のうち、それぞれの通信手段網の特性を踏まえて複数の手段を使うことが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 固定及び携帯電話の音声ネットワークを利用するもの (例) 災害用伝言ダイヤル171 固定及び携帯電話の<u>パケット</u>通信ネットワークを利用するもの (例) 災害用伝言板、<u>web171</u>、<u>災害用音声お届けサービス</u>、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、IP電話等 (資料53「災害用伝言板の利用方法（<u>各通信事業者</u>）」参照) <p>事業者は、従業員等に対し家族等との安否確認の訓練を行うように<u>する。</u></p>
	<p>昭島市商工会</p> <p>1 団体及び会員企業に向けて、<u>企業備蓄の啓発、事業所防災リーダーの普及啓発等</u>の対策を実施する。</p> <p>2 団体における連携協力体制を整備する。</p>	<p>昭島市商工会</p> <p>1 団体及び会員企業向け啓発や対策を実施する。</p> <p>2 団体における連携協力体制を整備する。</p>
	<p>集客施設及び駅の事業者</p> <p>1 事業者は、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会で取りまとめた「大規模な集客施設や駅等における帰宅困難者対策ガイドライン」を参考に、利用者の保護に係る計画を作成し、あらかじめ事業所防災計画や事業継続計画（BCP）等の計画に反映させておく。その際、可能であれば、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組への参加等についても計画に明記する。</p> <p><u>テナントビルの場合や事業者が存在する複合ビルの場合、事業者はビルの施設管理者や他の事業者と連携し、建物ごとの個別の事情に応じて、あらかじめ役割分担を取り決める。</u></p>	<p>集客施設及び駅の事業者</p> <p>1 事業者は、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会で取りまとめた「大規模な集客施設や駅等における帰宅困難者対策ガイドライン」を参考に、利用者の保護に係る計画を作成し、あらかじめ事業所防災計画や事業継続計画（BCP）等の計画に反映させておく。その際、可能であれば、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組への参加等についても計画に明記する。</p> <p>事業者は、計画をマニュアル等にまとめた後、必要な箇所に配備し、発災後にすぐに確認できるようにしておく。また、事業者は、計画についてあらかじめ全従業員に周知し、理解の促進を図る。</p> <p>2 事業者は、利用者の安全確保のため、発災直後の施設内待機や安全な場所への誘導や案内手順について、あらかじめ検討しておく。この際、必要と考えられる備蓄品の確保や必要とする人への提供方法、要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人、<u>通学の小中学生等</u>）や急病人への対応等の具体的な内容についても検討しておく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦</u>、通学の小中学生への対応 <p>事業者は、施設の特性や状況に応じ、必要となる物資をあらかじめ<u>備えておくことを考慮する。</u>例えば、車椅子や救護用担架、段差解消板等を備えておく。また、可能な限り優先的に環境の良いスペースや物資が提供されるように配慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人への対応 <p>誘導の案内や情報提供などについて配慮する。例えば、英語、中国語等の誘導案内板や<u>アナウンス等による対応なども実施する。</u></p> <p>3 事業者は、日頃から耐震診断・耐震改修や家具類の転倒・落下・移動防止措置施設内のガラス飛散防止措置等に努める。なお、高層ビルについては、高層階で大きな揺れの影響を受ける長周期地震動への対策を講じておく。</p>

	<p>事業者は、計画をマニュアル等にまとめた後、必要な箇所に配備し、発災後にすぐに確認できるようにしておく。また、事業者は、計画についてあらかじめ全従業員に周知し、理解の促進を図る。</p> <p>2 事業者は、利用者の安全確保のため、発災直後の施設内待機や安全な場所への誘導や案内手順について、あらかじめ検討しておく。この際、必要と考えられる備蓄品の確保や必要とする人への提供方法、要配慮者（高齢者、障害者、<u>難病患者</u>、乳幼児、妊産婦、外国人）、<u>通学の小中学生</u>や急病人への対応等の具体的な内容についても検討しておく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>要配慮者</u>、通学の小中学生への対応 <p>事業者は、施設の特性や状況に応じ、必要となる物資をあらかじめ<u>備えておく</u>。例えば、車椅子や救護用担架、段差解消板等を備えておく。また、可能な限り優先的に環境の良いスペースや物資が提供されるように配慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人への対応 <p>誘導の案内や情報提供などについて配慮する。例えば、英語、中国語等の誘導案内板による対応や、<u>外国人でも分かりやすいピクトグラム・「やさしい日本語」の活用を検討する</u>。</p> <p>3 事業者は、日頃から耐震診断・耐震改修や家具類の転倒・落下・移動防止措置施設内のガラス飛散防止措置等に努める。なお、高層ビルについては、高層階で大きな揺れの影響を受ける長周期地震動への対策を講じておく。</p> <p><u>事業者が管理する施設に隣接して、道路や通路、広場など、自治体等が管理所有する施設がある場合は、これらの管理者と連携し、案内又は誘導に必要な経路の確保や経路上の被災時の安全確保等について確認するなど、状況に応じた施設の安全確保に努める。具体的な対象施設として、駅及び駅に接続する市管理の自由通路などが考えられる。</u></p> <p>事業者は、施設の安全点検のためのチェックリストを作成する。その際、事業者は、利用者が待機するための施設内の安全な待機場所リストも準備しておく。</p> <p>4 <u>各事業者は、一時滞在施設の開設が遅れることも視野に入れ、施設の特性や事情に応じて、当該施設において利用者の保護に必要な水や毛布等を備蓄しておくことが望ましい。</u></p> <p>5 各事業者は、訓練等を定期的実施することにより、利用者保護の手順等について確認し、必要な場合は改善を行う。</p> <p>事業者は、建物所有者、施設管理者、テナント事業者等と相互に協力し、年1回以上の訓練を定期的に行い、その結果を必ず検証し、計画等に反映させる。<u>訓練に当たっては、停電や通信手段の断絶など、発災時の様々な状況を想定した利用者への情報提供に関する訓練を行うことが望ましい。</u></p>	<p>事業者が管理する施設に隣接して、道路や通路、広場など、自治体等が管理所有する施設がある場合は、これらの自治体等の管理者と連携して施設の安全確保を行う必要がある。（例：駅及び駅に接続する自治体管理のベデストリアンデッキの安全確認など）</p> <p>事業者は、施設の安全点検のためのチェックリストを作成する。その際、事業者は、利用者が待機するための施設内の安全な待機場所リストも準備しておく。</p> <p><u>4 各事業者は、施設の特性や事情に応じて、利用者保護のために必要となる飲料水や毛布等を備蓄しておくことが必要である。首都直下地震時には、一時滞在施設の開設が遅れることも視野に、事業者は、当該施設において利用者の保護することを想定した量の飲料水や毛布等も備えておくことが望ましい。</u></p> <p>5 各事業者は、訓練等を定期的実施することにより、利用者保護の手順等について確認し、必要な場合は改善を行う。</p> <p>事業者は、建物所有者、施設管理者、テナント事業者等と相互に協力し、年1回以上の訓練を定期的に行い、その結果を必ず検証し、計画等に反映させる。</p> <p>市 民 <u>外出時の災害に備え、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保、待機又は避難する場所、徒歩による帰宅経路の確認、歩きやすい靴などその他必要な準備をする。</u></p>
--	--	--

頁	新		旧
	市 民	<p><u>外出時の災害に備え、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保や安否確認方法の事前共有、待機又は避難する場所、徒歩による帰宅経路の確認、歩きやすい靴など必要な準備をする。特に携帯電話やスマートフォンの充電用ケーブルや予備バッテリー等の準備もしておくことが望ましい。</u></p>	

第3節 帰宅困難者への情報通信体制整備

震災時等において、帰宅困難者等の混乱を防止するためには、帰宅困難者等に対する安否の確認や災害情報等を提供することが大切である。各関係機関は、次の対策を行う。

機 関 名	対 策 内 容
都	<p><u>1 スマートフォンのGPS情報等を活用し発災時の人流混雑状況を把握するとともに一時滞在施設の開設・運営状況を把握する帰宅困難者対策オペレーションシステムを開発・運用し、都内の滞留者・帰宅困難者に対し適時適切な情報発信を実施する。</u></p> <p>なお、令和5年度末を目途に、都内の一時滞在施設の開設・運営状況を把握するシステムを実装し、その後順次運用を開始する。令和6年度末までに、人流混雑状況を含め、帰宅困難者対策に必要な機能を実装できるよう、開発を進めていく。その後、実災害等で運用し、さらなる機能向上を図る。</p> <p><u>2 協議会において、帰宅困難者等への円滑な情報提供を確保すべく、関係機関の役割分担・連携要領、情報提供内容の具体的イメージ等についてあらかじめ定めた帰宅困難者等への情報提供ガイドラインを作成した。このガイドラインを基に、国・都・区市町村・事業者は取組を進める。</u></p> <p><u>3 震災時の帰宅困難者等に対する安否の確認及び災害関連情報等の提供を行うため、通信事業者と連携して、情報通信基盤の整備及び災害関連情報等を提供するための体制を構築する。都民向け防災ブックやWeb広告等、利用可能なあらゆる手段で災害時の安否確認方法について周知啓発を行う。</u></p> <p><u>4 都のホームページにおける帰宅困難者向けポータルサイト等を活用し、情報提供を行う。</u></p> <p><u>5 都立一時滞在施設に対し、帰宅困難者が安否確認等に使用可能なWi-Fiアクセスポイントや災害時用公衆電話（特設公衆電話）を整備する。また、帰宅困難者のスマートフォン等を充電可能な蓄電池を配備する。</u></p> <p><u>6 民間一時滞在施設に対し、帰宅困難者のスマートフォン等を充電するために必要な蓄電池等の機器の購入費用に対し補助を実施してきた。今後、都立施設も含め、一時滞在施設において帰宅困難者がスマートフォン等の通信端末を用いて安否確認や情報収集ができるよう、施設の電力・通信環境等を調査し、既存のインフラを活用しエリア単位で強靱化を図るなど具体的な取組を検討し進めていく。</u></p> <p><u>7 都は、電源途絶時でも帰宅困難者等が一時滞在施設を判別・認識できるように、一時滞在施設専用の案内表示を作成し、施設へ展開する。</u></p>
通信事業者	<p>通信事業者は、あらかじめ行政機関や報道機関と連携協力して、事業者及び帰宅困難者が必要な情報を得られる仕組みを構築しておく。また、災害用伝言ダイヤル、災害伝言板等の災害用伝言サービスの普及啓発に努めるとともに、防災訓練等においてパンフレットの配布及び利</p>

2-6-8
2-6-9
●

第3節 帰宅困難者への情報通信体制整備

震災時等において、帰宅困難者等の混乱を防止するためには、帰宅困難者等に対する安否の確認や災害情報等を提供することが大切である。各関係機関は、次の対策を行う。

機 関 名	対 策 内 容
都	<p>1 協議会において、帰宅困難者等への円滑な情報提供を確保すべく、関係機関の役割分担・連携要領、情報提供内容の具体的イメージ等についてあらかじめ定めた帰宅困難者等への情報提供ガイドラインを作成した。このガイドラインを基に、国・都・区市町村・事業者は取組を進める。</p> <p>2 震災時の帰宅困難者等に対する安否の確認及び災害関連情報等の提供を行うため、通信事業者と連携して、情報通信基盤の整備及び災害関連情報等を提供するための体制を構築する。</p>
通信事業者	<p>通信事業者は、あらかじめ行政機関や報道機関と連携協力して、事業者及び帰宅困難者が必要な情報を得られる仕組みを構築しておく。また、災害用伝言ダイヤル、災害伝言板等の普及啓発に努めるとともに、防災訓練等においてパンフレットの配布及び利用実験を実施する。</p>

頁	新	旧
	<p>用体験を実施する。</p>	
<p>2-6-10 ●</p>	<p>第4節 <u>一時滞在施設の確保及び運営の支援</u> 駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者などは、帰宅が可能となるまでの間に待機する場所がない場合が多い。そのため、このような帰宅困難者を一時的に受け入れるための施設（一時滞在施設）を確保する必要がある。 <u>また、発災時に迅速な施設の開設につながるよう、一時滞在施設の運営のための支援を継続的に行う必要がある。</u> <u>1 削除</u></p>	<p>第4節 一時滞在施設の確保 駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者などは、帰宅が可能となるまでの間に待機する場所がない場合が多い。そのため、このような帰宅困難者を一時的に受け入れるための施設（一時滞在施設）を確保する必要がある。 <u>1 一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン</u> <u>首都直下地震帰宅困難者等対策協議会で取りまとめた「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」は、次のとおりである。</u> <u>一時滞在施設の考え方</u> <u>一時滞在施設の運営</u></p>

頁	新	旧										
2-6-10 2-6-11 ●	<u>1</u> 各機関の役割 ガイドラインを踏まえ、各機関は次のとおり一時滞在施設を確保する。	<u>2</u> 各機関の役割 ガイドラインを踏まえ、各機関は次のとおり一時滞在施設を確保する。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="286 280 405 344">機 関 名</th> <th data-bbox="405 280 1196 344">対 策 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="286 344 405 1177">都</td> <td data-bbox="405 344 1196 1177"> 1 都立施設及び関係機関の施設を一時滞在施設として指定し、周知する。 2 <u>広域的な立場から、国、区市町村、事業者団体に対して、一時滞在施設の確保について協力を求める。特に、多数の帰宅困難者の発生が見込まれる主要ターミナル駅周辺を中心に、大規模な施設を有する団体等への働きかけを強化するなどの取組を進めていく。国が所有・管理する施設については、区市町村又は都からの要請を受け、又は自主的に国が一時滞在施設として帰宅困難者等を受け入れる。</u> 3 都市開発の機を捉え、大規模な新規の民間建築物に対して、一時滞在施設の整備を促進する。<u>既存の都市開発諸制度を活用するほか、開発に係る事業者等を対象に一時滞在施設についての周知啓発を積極的に展開する。</u> 4 <u>地域の実情に応じて、民間の一時滞在施設に対する帰宅困難者向け備蓄品購入費用の補助や防災備蓄倉庫への固定資産税等の減免をはじめとする様々な支援策を実施する。</u> 5 <u>「都立施設を活用した一時滞在施設の運営マニュアル」をもとに、民間一時滞在施設向けのマニュアルも整備し、一時滞在施設の迅速かつ円滑な開設・運営のための体制を支援する。</u> 6 <u>一時滞在施設になっている民間事業者向けに、施設運営等に関する助言を提供し、一時滞在施設の運営体制の強化を図るための民間一時滞在施設戦略アドバイザー派遣事業を実施してきた。今後はこの事業を拡充し、企業防災アドバイザーとして、一時滞在施設以外の民間事業者も含めて事業所防災に係るコンテンツやアドバイスを発信し、事業者自身の事業継続と地域防災への関心を高めることで、一時滞在施設の確保を促進する。また、事業所防災リーダー制度とも連携し、幅広く発信していく。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	対 策 内 容	都	1 都立施設及び関係機関の施設を一時滞在施設として指定し、周知する。 2 <u>広域的な立場から、国、区市町村、事業者団体に対して、一時滞在施設の確保について協力を求める。特に、多数の帰宅困難者の発生が見込まれる主要ターミナル駅周辺を中心に、大規模な施設を有する団体等への働きかけを強化するなどの取組を進めていく。国が所有・管理する施設については、区市町村又は都からの要請を受け、又は自主的に国が一時滞在施設として帰宅困難者等を受け入れる。</u> 3 都市開発の機を捉え、大規模な新規の民間建築物に対して、一時滞在施設の整備を促進する。 <u>既存の都市開発諸制度を活用するほか、開発に係る事業者等を対象に一時滞在施設についての周知啓発を積極的に展開する。</u> 4 <u>地域の実情に応じて、民間の一時滞在施設に対する帰宅困難者向け備蓄品購入費用の補助や防災備蓄倉庫への固定資産税等の減免をはじめとする様々な支援策を実施する。</u> 5 <u>「都立施設を活用した一時滞在施設の運営マニュアル」をもとに、民間一時滞在施設向けのマニュアルも整備し、一時滞在施設の迅速かつ円滑な開設・運営のための体制を支援する。</u> 6 <u>一時滞在施設になっている民間事業者向けに、施設運営等に関する助言を提供し、一時滞在施設の運営体制の強化を図るための民間一時滞在施設戦略アドバイザー派遣事業を実施してきた。今後はこの事業を拡充し、企業防災アドバイザーとして、一時滞在施設以外の民間事業者も含めて事業所防災に係るコンテンツやアドバイスを発信し、事業者自身の事業継続と地域防災への関心を高めることで、一時滞在施設の確保を促進する。また、事業所防災リーダー制度とも連携し、幅広く発信していく。</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1214 280 1332 344">機 関 名</th> <th data-bbox="1332 280 2132 344">対 策 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1214 344 1332 603">都</td> <td data-bbox="1332 344 2132 603"> 1 都立施設及び関係機関の施設を一時滞在施設として指定し、周知する。 2 <u>都は、広域的な立場から、国、区市町村、事業者に対して、外出者の一時滞在施設の確保について協力を求める。国が所有・管理する施設については、市又は都からの申請を受けて、国が一時滞在施設としての使用を許可する。</u> 3 都は、都市開発の機を捉え、大規模な新規の民間建築物に対して、一時滞在施設の整備を促進する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1214 603 1332 730">一時滞在施設となる施設</td> <td data-bbox="1332 603 2132 730"> 行政機関と連携して、帰宅困難者の受入をするための体制を整備する。 </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	対 策 内 容	都	1 都立施設及び関係機関の施設を一時滞在施設として指定し、周知する。 2 <u>都は、広域的な立場から、国、区市町村、事業者に対して、外出者の一時滞在施設の確保について協力を求める。国が所有・管理する施設については、市又は都からの申請を受けて、国が一時滞在施設としての使用を許可する。</u> 3 都は、都市開発の機を捉え、大規模な新規の民間建築物に対して、一時滞在施設の整備を促進する。	一時滞在施設となる施設	行政機関と連携して、帰宅困難者の受入をするための体制を整備する。
	機 関 名	対 策 内 容										
都	1 都立施設及び関係機関の施設を一時滞在施設として指定し、周知する。 2 <u>広域的な立場から、国、区市町村、事業者団体に対して、一時滞在施設の確保について協力を求める。特に、多数の帰宅困難者の発生が見込まれる主要ターミナル駅周辺を中心に、大規模な施設を有する団体等への働きかけを強化するなどの取組を進めていく。国が所有・管理する施設については、区市町村又は都からの要請を受け、又は自主的に国が一時滞在施設として帰宅困難者等を受け入れる。</u> 3 都市開発の機を捉え、大規模な新規の民間建築物に対して、一時滞在施設の整備を促進する。 <u>既存の都市開発諸制度を活用するほか、開発に係る事業者等を対象に一時滞在施設についての周知啓発を積極的に展開する。</u> 4 <u>地域の実情に応じて、民間の一時滞在施設に対する帰宅困難者向け備蓄品購入費用の補助や防災備蓄倉庫への固定資産税等の減免をはじめとする様々な支援策を実施する。</u> 5 <u>「都立施設を活用した一時滞在施設の運営マニュアル」をもとに、民間一時滞在施設向けのマニュアルも整備し、一時滞在施設の迅速かつ円滑な開設・運営のための体制を支援する。</u> 6 <u>一時滞在施設になっている民間事業者向けに、施設運営等に関する助言を提供し、一時滞在施設の運営体制の強化を図るための民間一時滞在施設戦略アドバイザー派遣事業を実施してきた。今後はこの事業を拡充し、企業防災アドバイザーとして、一時滞在施設以外の民間事業者も含めて事業所防災に係るコンテンツやアドバイスを発信し、事業者自身の事業継続と地域防災への関心を高めることで、一時滞在施設の確保を促進する。また、事業所防災リーダー制度とも連携し、幅広く発信していく。</u>											
機 関 名	対 策 内 容											
都	1 都立施設及び関係機関の施設を一時滞在施設として指定し、周知する。 2 <u>都は、広域的な立場から、国、区市町村、事業者に対して、外出者の一時滞在施設の確保について協力を求める。国が所有・管理する施設については、市又は都からの申請を受けて、国が一時滞在施設としての使用を許可する。</u> 3 都は、都市開発の機を捉え、大規模な新規の民間建築物に対して、一時滞在施設の整備を促進する。											
一時滞在施設となる施設	行政機関と連携して、帰宅困難者の受入をするための体制を整備する。											
<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="286 1187 405 1305">一時滞在施設となる施設</td> <td data-bbox="405 1187 1196 1305"> 1 行政機関と連携して、帰宅困難者の受入をするための体制を整備する。 2 <u>事業所防災リーダーへの登録</u> </td> </tr> </tbody> </table>	一時滞在施設となる施設	1 行政機関と連携して、帰宅困難者の受入をするための体制を整備する。 2 <u>事業所防災リーダーへの登録</u>										
一時滞在施設となる施設	1 行政機関と連携して、帰宅困難者の受入をするための体制を整備する。 2 <u>事業所防災リーダーへの登録</u>											

頁	新	旧
2-6-11 ●	<p><u>第2部第6章第4節「一時滞在施設の確保」</u></p> <p><u>2 国、都、市の対策</u></p> <p>(1) 一時滞在施設に関する普及啓発 都及び市は、住民に対して一時滞在施設の役割や利用方法、所在地について普及啓発に努める。また、一時滞在施設を利用する際には、施設の運営に可能な範囲で協力する。施設管理者が責任を負えない場合もあるといった留意事項についても併せて普及啓発に努める。</p> <p>(2) 関係機関への周知 都及び区市町村は、一時滞在施設の名称や所在地等を、警察、消防をはじめとする各関係機関へ周知し、災害時における連携に努める。</p> <p>(3) 一時滞在施設の運営に係る費用等の考え方の整理 国と都は、運営に係る費用について、国庫補填の対象となる災害救助法の適用可能性や費用負担の考え方を整理している。</p> <p>(4) 民間一時滞在施設の確保に関する支援策 <u>民間施設の協力を得るために、国、都、市は、必要な仕組みや補助等の支援策について検討する。都は、地域の実情に応じて、民間の一時滞在施設に対する帰宅困難者向け備蓄品購入費用の補助や防災備蓄倉庫への固定資産税等の減免をはじめとする様々な支援策を実施する。</u></p>	<p><u>※第2部第6章第4節「一時滞在施設の確保」に移行</u></p> <p><u>第3部第3節「一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受入れ」</u></p> <p><u>1 国、都、市の対策</u></p> <p>(1) 一時滞在施設に関する普及啓発 都及び市は、住民に対して一時滞在施設の役割や利用方法、所在地について普及啓発に努める。また、一時滞在施設を利用する際には、施設の運営に可能な範囲で協力する。施設管理者が責任を負えない場合もあるといった留意事項についても併せて普及啓発に努める。</p> <p>(2) 関係機関への周知 都及び区市町村は、一時滞在施設の名称や所在地等を、警察、消防をはじめとする各関係機関へ周知し、災害時における連携に努める。</p> <p>(3) 一時滞在施設の運営に係る費用等の考え方の整理 国と都は、運営に係る費用について、国庫補填の対象となる災害救助法の適用可能性や費用負担の考え方を整理している。</p> <p>(4) 民間一時滞在施設の確保に関する支援策 民間施設の協力を得るために、国、都、区市町村は、必要な仕組みや補助等の支援策について検討し、地域の実情に応じて支援策を具体化していくものとする。</p> <p><u>(5) 公共施設や民間施設等への集中 帰宅困難者の中には、公共施設や大規模民間施設を安全度が高く、かつ一時休息や情報確保ができる場所としてとらえ、多くの人が保護や情報等の提供を求めて集まってくる ことが予測される。</u></p>

頁	新	旧																		
2-6-12 ●	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="288 215 1196 244">第5節 <u>帰宅支援のための体制整備</u></th> </tr> <tr> <th data-bbox="288 244 405 272">機関名</th> <th data-bbox="405 244 1196 272">対 策 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="288 272 405 798">都</td> <td data-bbox="405 272 1196 798"> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>鉄道等公共交通機関が復旧した場合等の適切な帰宅方法・ルールの事前策定について都民・事業者に周知する。</u> 2 帰宅困難者等への情報提供体制を整備し、都民・事業者に周知する。 3 災害時帰宅支援ステーションの拡充を図り、都民・事業者に周知する。 4 全都立学校を、災害時帰宅支援ステーションとして指定し、指定された施設への連絡手段を確保する。 5 災害時帰宅支援ステーションの運営についてハンドブックを事業者に配布する。 6 沿道の民間施設等、新たな災害時帰宅支援ステーションとして位置付けることを検討する。 7 <u>帰宅困難者に対し混雑状況や被害情報等を発信し、安全な帰宅を支援できるよう帰宅困難者対策オペレーションシステムや事業所防災リーダーシステムを整備する。</u> 8 <u>災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、ステッカーの統一やのぼりを設置する。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="288 798 405 927">通信事業者</td> <td data-bbox="405 798 1196 927"> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制を整備する。 2 <u>災害用伝言ダイヤル (171)、災害用伝言板 (web171)、災害用伝言板等の災害用伝言サービスの普及啓発、防災訓練等における利用体験を実施する。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="288 927 405 1083">事業者等</td> <td data-bbox="405 927 1196 1083"> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>混乱収拾後の帰宅方法・ルールについて事前に策定する。</u> 2 <u>災害時帰宅支援ステーションの意義について普及啓発する。</u> 3 <u>協定等を締結し、災害時帰宅支援ステーションを運営できる体制を整備する。</u> 4 <u>帰宅ルールを策定する。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	第5節 <u>帰宅支援のための体制整備</u>		機関名	対 策 内 容	都	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>鉄道等公共交通機関が復旧した場合等の適切な帰宅方法・ルールの事前策定について都民・事業者に周知する。</u> 2 帰宅困難者等への情報提供体制を整備し、都民・事業者に周知する。 3 災害時帰宅支援ステーションの拡充を図り、都民・事業者に周知する。 4 全都立学校を、災害時帰宅支援ステーションとして指定し、指定された施設への連絡手段を確保する。 5 災害時帰宅支援ステーションの運営についてハンドブックを事業者に配布する。 6 沿道の民間施設等、新たな災害時帰宅支援ステーションとして位置付けることを検討する。 7 <u>帰宅困難者に対し混雑状況や被害情報等を発信し、安全な帰宅を支援できるよう帰宅困難者対策オペレーションシステムや事業所防災リーダーシステムを整備する。</u> 8 <u>災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、ステッカーの統一やのぼりを設置する。</u> 	通信事業者	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制を整備する。 2 <u>災害用伝言ダイヤル (171)、災害用伝言板 (web171)、災害用伝言板等の災害用伝言サービスの普及啓発、防災訓練等における利用体験を実施する。</u> 	事業者等	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>混乱収拾後の帰宅方法・ルールについて事前に策定する。</u> 2 <u>災害時帰宅支援ステーションの意義について普及啓発する。</u> 3 <u>協定等を締結し、災害時帰宅支援ステーションを運営できる体制を整備する。</u> 4 <u>帰宅ルールを策定する。</u> 	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="1214 215 2132 244">第5節 <u>徒歩帰宅支援のための体制整備</u></th> </tr> <tr> <th data-bbox="1214 244 1330 272">機関名</th> <th data-bbox="1330 244 2132 272">対 策 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1214 272 1330 571">都</td> <td data-bbox="1330 272 2132 571"> <ol style="list-style-type: none"> 1 帰宅困難者等への情報提供体制を整備し、都民・事業者に周知する。 2 災害時帰宅支援ステーションの拡充を図り、都民・事業者に周知する。 3 全都立学校を、災害時帰宅支援ステーションとして指定し、指定された施設への連絡手段を確保する。 4 災害時帰宅支援ステーションの運営についてハンドブックを事業者に配布する。 5 沿道の民間施設等、新たな災害時帰宅支援ステーションとして位置付けることを検討する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1214 571 1330 668">通信事業者</td> <td data-bbox="1330 571 2132 668"> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制を整備する。 2 <u>災害用伝言ダイヤル、災害伝言板等の普及啓発、防災訓練等における利用実験を実施する。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	第5節 <u>徒歩帰宅支援のための体制整備</u>		機関名	対 策 内 容	都	<ol style="list-style-type: none"> 1 帰宅困難者等への情報提供体制を整備し、都民・事業者に周知する。 2 災害時帰宅支援ステーションの拡充を図り、都民・事業者に周知する。 3 全都立学校を、災害時帰宅支援ステーションとして指定し、指定された施設への連絡手段を確保する。 4 災害時帰宅支援ステーションの運営についてハンドブックを事業者に配布する。 5 沿道の民間施設等、新たな災害時帰宅支援ステーションとして位置付けることを検討する。 	通信事業者	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制を整備する。 2 <u>災害用伝言ダイヤル、災害伝言板等の普及啓発、防災訓練等における利用実験を実施する。</u>
第5節 <u>帰宅支援のための体制整備</u>																				
機関名	対 策 内 容																			
都	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>鉄道等公共交通機関が復旧した場合等の適切な帰宅方法・ルールの事前策定について都民・事業者に周知する。</u> 2 帰宅困難者等への情報提供体制を整備し、都民・事業者に周知する。 3 災害時帰宅支援ステーションの拡充を図り、都民・事業者に周知する。 4 全都立学校を、災害時帰宅支援ステーションとして指定し、指定された施設への連絡手段を確保する。 5 災害時帰宅支援ステーションの運営についてハンドブックを事業者に配布する。 6 沿道の民間施設等、新たな災害時帰宅支援ステーションとして位置付けることを検討する。 7 <u>帰宅困難者に対し混雑状況や被害情報等を発信し、安全な帰宅を支援できるよう帰宅困難者対策オペレーションシステムや事業所防災リーダーシステムを整備する。</u> 8 <u>災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、ステッカーの統一やのぼりを設置する。</u> 																			
通信事業者	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制を整備する。 2 <u>災害用伝言ダイヤル (171)、災害用伝言板 (web171)、災害用伝言板等の災害用伝言サービスの普及啓発、防災訓練等における利用体験を実施する。</u> 																			
事業者等	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>混乱収拾後の帰宅方法・ルールについて事前に策定する。</u> 2 <u>災害時帰宅支援ステーションの意義について普及啓発する。</u> 3 <u>協定等を締結し、災害時帰宅支援ステーションを運営できる体制を整備する。</u> 4 <u>帰宅ルールを策定する。</u> 																			
第5節 <u>徒歩帰宅支援のための体制整備</u>																				
機関名	対 策 内 容																			
都	<ol style="list-style-type: none"> 1 帰宅困難者等への情報提供体制を整備し、都民・事業者に周知する。 2 災害時帰宅支援ステーションの拡充を図り、都民・事業者に周知する。 3 全都立学校を、災害時帰宅支援ステーションとして指定し、指定された施設への連絡手段を確保する。 4 災害時帰宅支援ステーションの運営についてハンドブックを事業者に配布する。 5 沿道の民間施設等、新たな災害時帰宅支援ステーションとして位置付けることを検討する。 																			
通信事業者	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制を整備する。 2 <u>災害用伝言ダイヤル、災害伝言板等の普及啓発、防災訓練等における利用実験を実施する。</u> 																			
2-7-1 ●	<p>第7章 医療救護等対策</p> <p>本章内において<u>都保健医療局</u></p> <p>第1節 基本的考え方</p> <p>震災時には、家屋やブロック塀などの<u>倒壊、火災、崖崩れ等</u>により多数の負傷者が発生することが想定されるため、災害発生直後、多数の負傷者に対し迅速に医療救護活動を行わなければならない。また、遺体については、死者への尊厳と遺族の感情を十分に考慮し、迅速かつ適切な取り扱いが求められる。</p> <p>このことから、市は、発災時における初動医療体制の確立や医薬品・医療資器材の確保、遺体の取扱いや火葬について関係機関と連携を図りながら対策を進める。</p>	<p>第7章 医療救護等対策</p> <p>本章内における<u>都福祉保健局</u></p> <p>第1節 基本的考え方</p> <p>震災時には、家屋などの倒壊や火災等により多数の負傷者が発生することが想定され、災害発生直後、多数の負傷者に対し迅速に医療救護活動を行わなければならない。また、遺体については、死者への尊厳と遺族の感情を十分に考慮し、迅速かつ適切な取り扱いが求められる。</p> <p>このことから、市は、発災時における初動医療体制の確立や医薬品・医療資器材の確保、遺体の取扱いや火葬について関係機関と連携を図りながら対策を進める。</p>																		

頁	新	旧
2-7-1 <input type="checkbox"/>	<p>1 現状</p> <p>市では、大きな災害の発生時、災害対策本部を設置し、福祉医療対策部の中に設置される医療救護対策班を中心にあらかじめ災害時における医療救護活動等の協定を締結している、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会（以下、「三師会」という。）などと連携した医療救護体制を構築している。</p> <p>医薬品及び医療資器材の確保については、市、都がそれぞれ備蓄しているものを優先的に使用し、不足したときは関係機関より調達し活用することとしている。市は、発災72時間経過後は、医薬品卸事業者との協定に基づき、必要な医薬品が搬入されることとされているが、必要となる医薬品（発災から72時間までに必要となる医薬品）をすべて備蓄できていない。これに対し、医薬品の確保について、現在、<u>三師会と検討を進めている。</u></p> <p>また、救護所での簡易診療及び手術のための医療器具セットを3組備蓄している。しかし、現在、備蓄している医療器具セットが実際に活用できるものかについては確認できていないことから、三師会と連携し併せて検討を<u>進めている。</u></p> <p>また、都は、直轄医療救護班が5日間活動できる量の医薬品・医療資器材を備蓄している。</p> <p>さらに不足した場合には、市長は「災害時における医薬品等の調達業務に関する協定」に基づき、医薬品卸売業者等に医薬品等の調達を依頼する。</p> <p>遺体の取扱いについては、都、昭島警察署と連携し、遺体の搜索、搬送、検視を行うとともに、市医師会、市歯科医師会との協定により、検視、検案の協力体制をとることとしている。</p>	<p>1 現状</p> <p>市では、大きな災害の発生時、災害対策本部を設置し、福祉医療対策部の中に設置される医療救護対策班を中心にあらかじめ災害時における医療救護活動等の協定を締結している、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会（以下、「三師会」という。）などと連携した医療救護体制を構築している。</p> <p>医薬品及び医療資器材の確保については、市、都がそれぞれ備蓄しているものを優先的に使用し、不足したときは関係機関より調達し活用することとしている。市は、発災72時間経過後は、医薬品卸事業者との協定に基づき、必要な医薬品が搬入されることとされているが、必要となる医薬品（発災から72時間までに必要となる医薬品）をすべて備蓄できていない。これに対し、医薬品の確保について、現在、<u>三師会と検討を進める必要がある。</u></p> <p>また、救護所での簡易診療及び手術のための医療器具セットを3組備蓄している。しかし、現在、備蓄している医療器具セットが実際に活用できるものかについては確認できていないことから、三師会と連携し併せて検討を<u>進める必要がある。</u></p> <p>また、都は、直轄医療救護班が5日間活動できる量の医薬品・医療資器材を備蓄している。</p> <p>さらに不足した場合には、市長は「災害時における医薬品等の調達業務に関する協定」に基づき、医薬品卸売業者等に医薬品等の調達を依頼する。</p> <p>遺体の取扱いについては、都、昭島警察署と連携し、遺体の搜索、搬送、検視を行うとともに、市医師会、市歯科医師会との協定により、検視、検案の協力体制をとることとしている。</p>
2-7-1 <input checked="" type="checkbox"/>	<p>2 課題</p> <p>本計画の想定地震である立川断層帯地震では、負傷者が<u>最大で1,579</u>人、死者が<u>最大で143</u>人発生するとされ、これまでの計画を大幅に上回る想定となっており、以下の課題がある。</p>	<p>2 課題</p> <p>本計画の想定地震である立川断層帯地震では、負傷者が <u>1,923</u> 人、死者が <u>167</u> 人発生するとされ、これまでの計画を大幅に上回る想定となっており、以下の課題がある。</p>
2-7-2 <input checked="" type="checkbox"/>	<p>(3) 遺体の取扱い</p> <p>市内における被災による死者は、最大で<u>143</u>人が想定されており、発災時において、迅速な検案活動等を実施するためには、検案医等の不足が生じないよう、関係機関と連携した体制の強化が必要である。</p> <p>また、遺体の収容場所をあらかじめ確保しておく必要がある。</p>	<p>(3) 遺体の取扱い</p> <p>市内における被災による死者は、最大で<u>167</u>人が想定されており、発災時において、迅速な検案活動等を実施するためには、検案医等の不足が生じないよう、関係機関と連携した体制の強化が必要である。</p> <p>また、遺体の収容場所をあらかじめ確保しておく必要がある。</p>

頁	新	旧								
2-7-3 2-7-4 ●	<p>第2節 初動医療体制の整備</p> <p>1 情報連絡体制等の確保</p> <table border="1" data-bbox="293 276 1191 699"> <thead> <tr> <th data-bbox="293 276 427 312">各機関</th> <th data-bbox="427 276 1191 312">対 策 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="293 312 427 699">都</td> <td data-bbox="427 312 1191 699"> 1 都は、東京都災害医療コーディネーターが、都全域の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、東京都地域災害医療コーディネーター、<u>東京都災害時小児周産期リエゾン</u>、<u>東京都災害薬事コーディネーター</u>、都医師会、都歯科医師会、都薬剤師会及び市などの関係機関と連携し、情報連絡体制を構築する。 2 都は、東京都地域災害医療コーディネーターが、二次保健医療圏内の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、情報連絡体制を構築するとともに、情報通信訓練等を実施する。 3 東京都地域災害医療コーディネーターは、<u>地域災害医療連携会議を開催し、東京DMATや地域災害時小児周産期リエゾンの支援を受け、圏域内の医療資源の把握や医療機関及び行政機関等との連携など、地域の特性に応じた具体的な方策を検討する。</u> </td> </tr> </tbody> </table> <p>※ <u>東京都災害時小児周産期リエゾン</u> 災害時に、都が小児・周産期医療に係る保健医療活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう支援する者であり、災害医療コーディネーターをサポートすることを目的として、都から任命された者。</p> <p>※ <u>東京都災害薬事コーディネーター</u> <u>災害時に、都が薬事に関する活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう支援する者であり、東京都災害医療コーディネーターをサポートすることを目的として、都から任命された者。</u></p>	各機関	対 策 内 容	都	1 都は、東京都災害医療コーディネーターが、都全域の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、東京都地域災害医療コーディネーター、 <u>東京都災害時小児周産期リエゾン</u> 、 <u>東京都災害薬事コーディネーター</u> 、都医師会、都歯科医師会、都薬剤師会及び市などの関係機関と連携し、情報連絡体制を構築する。 2 都は、東京都地域災害医療コーディネーターが、二次保健医療圏内の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、情報連絡体制を構築するとともに、情報通信訓練等を実施する。 3 東京都地域災害医療コーディネーターは、 <u>地域災害医療連携会議を開催し、東京DMATや地域災害時小児周産期リエゾンの支援を受け、圏域内の医療資源の把握や医療機関及び行政機関等との連携など、地域の特性に応じた具体的な方策を検討する。</u>	<p>第2節 初動医療体制の整備</p> <p>1 情報連絡体制等の確保</p> <table border="1" data-bbox="1223 276 2121 667"> <thead> <tr> <th data-bbox="1223 276 1357 312">各機関</th> <th data-bbox="1357 276 2121 312">対 策 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1223 312 1357 667">都</td> <td data-bbox="1357 312 2121 667"> 1 都は、東京都災害医療コーディネーターが、都全域の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、東京都地域災害医療コーディネーター、災害時<u>少</u>児周産期リエゾン、都医師会、都歯科医師会、都薬剤師会及び市などの関係機関と連携し、情報連絡体制を構築する。 2 都は、東京都地域災害医療コーディネーターが、二次保健医療圏内の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、情報連絡体制を構築するとともに、情報通信訓練等を実施する。 3 東京都地域災害医療コーディネーターは、<u>地域災害医療連携会議を開催し、圏域内の医療資源の把握や医療機関及び行政機関等との連携など、地域の特性に応じた具体的な方策を検討する。</u> </td> </tr> </tbody> </table> <p>※ <u>災害時小児周産期リエゾン</u> 災害時に、都が小児・周産期医療に係る保健医療活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう支援する者であり、災害医療コーディネーターをサポートすることを目的として、都から任命された者。</p>	各機関	対 策 内 容	都	1 都は、東京都災害医療コーディネーターが、都全域の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、東京都地域災害医療コーディネーター、災害時 <u>少</u> 児周産期リエゾン、都医師会、都歯科医師会、都薬剤師会及び市などの関係機関と連携し、情報連絡体制を構築する。 2 都は、東京都地域災害医療コーディネーターが、二次保健医療圏内の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、情報連絡体制を構築するとともに、情報通信訓練等を実施する。 3 東京都地域災害医療コーディネーターは、 <u>地域災害医療連携会議を開催し、圏域内の医療資源の把握や医療機関及び行政機関等との連携など、地域の特性に応じた具体的な方策を検討する。</u>
各機関	対 策 内 容									
都	1 都は、東京都災害医療コーディネーターが、都全域の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、東京都地域災害医療コーディネーター、 <u>東京都災害時小児周産期リエゾン</u> 、 <u>東京都災害薬事コーディネーター</u> 、都医師会、都歯科医師会、都薬剤師会及び市などの関係機関と連携し、情報連絡体制を構築する。 2 都は、東京都地域災害医療コーディネーターが、二次保健医療圏内の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、情報連絡体制を構築するとともに、情報通信訓練等を実施する。 3 東京都地域災害医療コーディネーターは、 <u>地域災害医療連携会議を開催し、東京DMATや地域災害時小児周産期リエゾンの支援を受け、圏域内の医療資源の把握や医療機関及び行政機関等との連携など、地域の特性に応じた具体的な方策を検討する。</u>									
各機関	対 策 内 容									
都	1 都は、東京都災害医療コーディネーターが、都全域の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、東京都地域災害医療コーディネーター、災害時 <u>少</u> 児周産期リエゾン、都医師会、都歯科医師会、都薬剤師会及び市などの関係機関と連携し、情報連絡体制を構築する。 2 都は、東京都地域災害医療コーディネーターが、二次保健医療圏内の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、情報連絡体制を構築するとともに、情報通信訓練等を実施する。 3 東京都地域災害医療コーディネーターは、 <u>地域災害医療連携会議を開催し、圏域内の医療資源の把握や医療機関及び行政機関等との連携など、地域の特性に応じた具体的な方策を検討する。</u>									

頁	新	旧																										
2-7-4 ●	<p>【災害医療コーディネーター】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都災害医療コーディネーター</td> <td>都全域の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う、都が指定する医師。</td> </tr> <tr> <td>東京都地域災害医療コーディネーター</td> <td>各二次保健医療圏域の医療救護活動等を統括・調整するために都が指定する医師。</td> </tr> <tr> <td>市災害医療コーディネーター</td> <td>市内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的助言を行う、市が指定する医師。現在、本市では3名が指定されている。</td> </tr> <tr> <td>市災害薬事コーディネーター</td> <td>市内の医療救護活動等において、薬事の観点から災害医療コーディネーターを補佐し、医療救護活動が円滑に行われるよう、医薬品に関する情報収集や薬剤師班の活動を調整するため、市が指定する薬剤師。本市では2名が指定されている。</td> </tr> </tbody> </table> <p>【災害時小児周産期リエゾン】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都災害時小児周産期リエゾン</td> <td>都内全域の小児周産期領域に係る医療救護活動を統括・調整するため、都及び東京都災害医療コーディネーター等に対して助言を行う、都が指定する医師</td> </tr> <tr> <td>地域災害時小児周産期リエゾン</td> <td>各二次保健医療圏域の小児周産期領域に係る医療救護活動を統括・調整するため、都が指定する医師</td> </tr> </tbody> </table>	名称	説明	東京都災害医療コーディネーター	都全域の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う、都が指定する 医師 。	東京都地域災害医療コーディネーター	各二次保健医療圏域の医療救護活動等を統括・調整するために都が指定する 医師 。	市災害医療コーディネーター	市内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的助言を行う、市が指定する 医師 。現在、本市では3名が指定されている。	市災害薬事コーディネーター	市内の医療救護活動等において、薬事の観点から災害医療コーディネーターを補佐し、医療救護活動が円滑に行われるよう、医薬品に関する情報収集や薬剤師班の活動を調整するため、市が指定する 薬剤師 。本市では2名が指定されている。	名称	説明	東京都災害時小児周産期リエゾン	都内全域の小児周産期領域に係る医療救護活動を統括・調整するため、都及び東京都災害医療コーディネーター等に対して助言を行う、都が指定する 医師	地域災害時小児周産期リエゾン	各二次保健医療圏域の小児周産期領域に係る医療救護活動を統括・調整するため、都が指定する 医師	<p>【災害医療コーディネーター】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都災害医療コーディネーター</td> <td>都全域の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う、都が指定するコーディネーター。</td> </tr> <tr> <td>東京都地域災害医療コーディネーター</td> <td>各二次保健医療圏域の医療救護活動等を統括・調整するために都が指定するコーディネーター。</td> </tr> <tr> <td>市災害医療コーディネーター</td> <td>市内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的助言を行う、市が指定するコーディネーター。現在、本市では3名が指定されている。</td> </tr> <tr> <td>市災害薬事コーディネーター</td> <td>市内の医療救護活動等において、薬事の観点から災害医療コーディネーターを補佐し、医療救護活動が円滑に行われるよう、医薬品に関する情報収集や薬剤師班の活動を調整するため、市が指定するコーディネーター。本市では2名が指定されている。</td> </tr> </tbody> </table>	名称	説明	東京都災害医療コーディネーター	都全域の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う、都が指定するコーディネーター。	東京都地域災害医療コーディネーター	各二次保健医療圏域の医療救護活動等を統括・調整するために都が指定するコーディネーター。	市災害医療コーディネーター	市内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的助言を行う、市が指定するコーディネーター。現在、本市では3名が指定されている。	市災害薬事コーディネーター	市内の医療救護活動等において、薬事の観点から災害医療コーディネーターを補佐し、医療救護活動が円滑に行われるよう、医薬品に関する情報収集や薬剤師班の活動を調整するため、市が指定するコーディネーター。本市では2名が指定されている。
名称	説明																											
東京都災害医療コーディネーター	都全域の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う、都が指定する 医師 。																											
東京都地域災害医療コーディネーター	各二次保健医療圏域の医療救護活動等を統括・調整するために都が指定する 医師 。																											
市災害医療コーディネーター	市内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的助言を行う、市が指定する 医師 。現在、本市では3名が指定されている。																											
市災害薬事コーディネーター	市内の医療救護活動等において、薬事の観点から災害医療コーディネーターを補佐し、医療救護活動が円滑に行われるよう、医薬品に関する情報収集や薬剤師班の活動を調整するため、市が指定する 薬剤師 。本市では2名が指定されている。																											
名称	説明																											
東京都災害時小児周産期リエゾン	都内全域の小児周産期領域に係る医療救護活動を統括・調整するため、都及び東京都災害医療コーディネーター等に対して助言を行う、都が指定する 医師																											
地域災害時小児周産期リエゾン	各二次保健医療圏域の小児周産期領域に係る医療救護活動を統括・調整するため、都が指定する 医師																											
名称	説明																											
東京都災害医療コーディネーター	都全域の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う、都が指定するコーディネーター。																											
東京都地域災害医療コーディネーター	各二次保健医療圏域の医療救護活動等を統括・調整するために都が指定するコーディネーター。																											
市災害医療コーディネーター	市内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的助言を行う、市が指定するコーディネーター。現在、本市では3名が指定されている。																											
市災害薬事コーディネーター	市内の医療救護活動等において、薬事の観点から災害医療コーディネーターを補佐し、医療救護活動が円滑に行われるよう、医薬品に関する情報収集や薬剤師班の活動を調整するため、市が指定するコーディネーター。本市では2名が指定されている。																											
2-7-5 ●	<p>2 医療救護活動の確保 行政と各医療機関が連携した医療救護活動ができるよう、各機関は次の対策を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>各機関</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 東京DMAT指定病院の機能を確保できるよう、隊員養成を行う。 2 東京DPATの隊員への研修を行う。 3 都医療救護班、都歯科医療救護班、都薬剤師班等を確保する。 4 東京消防庁等とともに、救出救助活動と連携した東京DMATの活動訓練等を実施する。 5 病院や薬局等医療機関の事業継続計画（BCP）策定を支援する。 6 DHEAT構成員の養成 7 応急保健医療活動チームの受入体制の整備 8 東京都立病院機構との調整 </td> </tr> </tbody> </table>	各機関	対策内容	都	<ol style="list-style-type: none"> 1 東京DMAT指定病院の機能を確保できるよう、隊員養成を行う。 2 東京DPATの隊員への研修を行う。 3 都医療救護班、都歯科医療救護班、都薬剤師班等を確保する。 4 東京消防庁等とともに、救出救助活動と連携した東京DMATの活動訓練等を実施する。 5 病院や薬局等医療機関の事業継続計画（BCP）策定を支援する。 6 DHEAT構成員の養成 7 応急保健医療活動チームの受入体制の整備 8 東京都立病院機構との調整 	<p>2 医療救護活動の確保 行政と各医療機関が連携した医療救護活動ができるよう、各機関は次の対策を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>各機関</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 東京DMAT指定病院を指定するとともに、その機能を確保できるよう、隊員養成を行う。 2 都医療救護班、都歯科医療救護班、都薬剤師班等を確保する。 3 東京消防庁等とともに、救出救助活動と連携した東京DMATの活動訓練等を実施する。 4 病院や薬局等医療機関の事業継続計画（BCP）策定を支援する。 5 都立病院（広尾病院・墨東病院・多摩総合医療センター）に東京DMATを整備する。 6 都立病院（松沢病院・広尾病院・墨東病院・多摩総合医療センター・小児総合医療センター）・公社病院（豊島病院）に東京DPATを整備する。 7 都立・公社病院の医療救護班を整備する。 8 DHEAT構成員の養成 </td> </tr> </tbody> </table>	各機関	対策内容	都	<ol style="list-style-type: none"> 1 東京DMAT指定病院を指定するとともに、その機能を確保できるよう、隊員養成を行う。 2 都医療救護班、都歯科医療救護班、都薬剤師班等を確保する。 3 東京消防庁等とともに、救出救助活動と連携した東京DMATの活動訓練等を実施する。 4 病院や薬局等医療機関の事業継続計画（BCP）策定を支援する。 5 都立病院（広尾病院・墨東病院・多摩総合医療センター）に東京DMATを整備する。 6 都立病院（松沢病院・広尾病院・墨東病院・多摩総合医療センター・小児総合医療センター）・公社病院（豊島病院）に東京DPATを整備する。 7 都立・公社病院の医療救護班を整備する。 8 DHEAT構成員の養成 																		
各機関	対策内容																											
都	<ol style="list-style-type: none"> 1 東京DMAT指定病院の機能を確保できるよう、隊員養成を行う。 2 東京DPATの隊員への研修を行う。 3 都医療救護班、都歯科医療救護班、都薬剤師班等を確保する。 4 東京消防庁等とともに、救出救助活動と連携した東京DMATの活動訓練等を実施する。 5 病院や薬局等医療機関の事業継続計画（BCP）策定を支援する。 6 DHEAT構成員の養成 7 応急保健医療活動チームの受入体制の整備 8 東京都立病院機構との調整 																											
各機関	対策内容																											
都	<ol style="list-style-type: none"> 1 東京DMAT指定病院を指定するとともに、その機能を確保できるよう、隊員養成を行う。 2 都医療救護班、都歯科医療救護班、都薬剤師班等を確保する。 3 東京消防庁等とともに、救出救助活動と連携した東京DMATの活動訓練等を実施する。 4 病院や薬局等医療機関の事業継続計画（BCP）策定を支援する。 5 都立病院（広尾病院・墨東病院・多摩総合医療センター）に東京DMATを整備する。 6 都立病院（松沢病院・広尾病院・墨東病院・多摩総合医療センター・小児総合医療センター）・公社病院（豊島病院）に東京DPATを整備する。 7 都立・公社病院の医療救護班を整備する。 8 DHEAT構成員の養成 																											

頁	新	旧												
2-7-6 □	<p>【医療救護所等】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="293 244 465 276">名称</th> <th data-bbox="465 244 1198 276">説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="293 276 465 379">緊急医療救護所</td> <td data-bbox="465 276 1198 379">市が、超急性期において災害拠点連携病院の近接地等に設置・運営する救護所で、主に傷病者のトリアージ、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う場所である。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 379 465 443">避難所医療救護所</td> <td data-bbox="465 379 1198 443">市が、市地域防災計画に基づいて、避難所において医療救護活動を実施する場所である。</td> </tr> </tbody> </table>	名称	説明	緊急医療救護所	市が、超急性期において災害拠点連携病院の近接地等に設置・運営する救護所で、主に傷病者のトリアージ、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う場所である。	避難所医療救護所	市が、市地域防災計画に基づいて、避難所において医療救護活動を実施する場所である。	<p>【医療救護所等】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1223 244 1395 276">名称</th> <th data-bbox="1395 244 2134 276">説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1223 276 1395 347">避難所医療救護所</td> <td data-bbox="1395 276 2134 347">市が、市地域防災計画に基づいて、避難所において医療救護活動を実施する場所である。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1223 347 1395 475">緊急医療救護所</td> <td data-bbox="1395 347 2134 475">市が、超急性期において災害拠点連携病院の近接地等に設置・運営する救護所で、主に傷病者のトリアージ、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う場所である。<u>事前に設置場所を確保しておく必要がある。</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	説明	避難所医療救護所	市が、市地域防災計画に基づいて、避難所において医療救護活動を実施する場所である。	緊急医療救護所	市が、超急性期において災害拠点連携病院の近接地等に設置・運営する救護所で、主に傷病者のトリアージ、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う場所である。 <u>事前に設置場所を確保しておく必要がある。</u>
名称	説明													
緊急医療救護所	市が、超急性期において災害拠点連携病院の近接地等に設置・運営する救護所で、主に傷病者のトリアージ、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う場所である。													
避難所医療救護所	市が、市地域防災計画に基づいて、避難所において医療救護活動を実施する場所である。													
名称	説明													
避難所医療救護所	市が、市地域防災計画に基づいて、避難所において医療救護活動を実施する場所である。													
緊急医療救護所	市が、超急性期において災害拠点連携病院の近接地等に設置・運営する救護所で、主に傷病者のトリアージ、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う場所である。 <u>事前に設置場所を確保しておく必要がある。</u>													
2-7-6 ●	<p>3 搬送体制の整備 負傷者を速やかに医療機関に搬送できるよう、各機関は以下の対策を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="293 611 409 643">各機関</th> <th data-bbox="409 611 1198 643">対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="293 643 409 683">市</td> <td data-bbox="409 643 1198 683"><u>庁用車</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 683 409 1037">都</td> <td data-bbox="409 683 1198 1037"> <ol style="list-style-type: none"> 1 自衛隊、警察災害派遣隊（警察）、緊急消防援助隊（消防）、その他の広域支援・救助部隊等の活動拠点として使用するオープンスペースを国や区市町村及び関係機関等と協議の上、あらかじめ確保する。 2 自衛隊等関係機関と協議の上、自衛隊の大型ヘリコプターが患者搬送のために離発着できる場所や、艦船が接岸できる場所について、あらかじめ候補地を選定する。 3 車両や船舶等を保有する関係機関との新たな協定締結に向けて取り組み、さらに搬送手段の拡充を図る。 4 航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）の設置・運営について、体制を整備する。 5 <u>応援保健医療活動チームの参集・待機場所について調整・確保する。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	各機関	対策内容	市	<u>庁用車</u>	都	<ol style="list-style-type: none"> 1 自衛隊、警察災害派遣隊（警察）、緊急消防援助隊（消防）、その他の広域支援・救助部隊等の活動拠点として使用するオープンスペースを国や区市町村及び関係機関等と協議の上、あらかじめ確保する。 2 自衛隊等関係機関と協議の上、自衛隊の大型ヘリコプターが患者搬送のために離発着できる場所や、艦船が接岸できる場所について、あらかじめ候補地を選定する。 3 車両や船舶等を保有する関係機関との新たな協定締結に向けて取り組み、さらに搬送手段の拡充を図る。 4 航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）の設置・運営について、体制を整備する。 5 <u>応援保健医療活動チームの参集・待機場所について調整・確保する。</u> 	<p>3 搬送体制の整備 負傷者を速やかに医療機関に搬送できるよう、各機関は以下の対策を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1223 611 1339 643">各機関</th> <th data-bbox="1339 611 2134 643">対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1223 643 1339 683">市</td> <td data-bbox="1339 643 2134 683"><u>庁車</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1223 683 1339 1037">都</td> <td data-bbox="1339 683 2134 1037"> <ol style="list-style-type: none"> 1 自衛隊、警察災害派遣隊（警察）、緊急消防援助隊（消防）、その他の広域支援・救助部隊等の活動拠点として使用するオープンスペースを国や区市町村及び関係機関等と協議の上、あらかじめ確保する。 2 自衛隊等関係機関と協議の上、自衛隊の大型ヘリコプターが患者搬送のために離発着できる場所や、艦船が接岸できる場所について、あらかじめ候補地を選定する。 3 車両や船舶等を保有する関係機関との新たな協定締結に向けて取り組み、さらに搬送手段の拡充を図る。 4 航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）の設置・運営について、体制を整備する。 </td> </tr> </tbody> </table>	各機関	対策内容	市	<u>庁車</u>	都	<ol style="list-style-type: none"> 1 自衛隊、警察災害派遣隊（警察）、緊急消防援助隊（消防）、その他の広域支援・救助部隊等の活動拠点として使用するオープンスペースを国や区市町村及び関係機関等と協議の上、あらかじめ確保する。 2 自衛隊等関係機関と協議の上、自衛隊の大型ヘリコプターが患者搬送のために離発着できる場所や、艦船が接岸できる場所について、あらかじめ候補地を選定する。 3 車両や船舶等を保有する関係機関との新たな協定締結に向けて取り組み、さらに搬送手段の拡充を図る。 4 航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）の設置・運営について、体制を整備する。
各機関	対策内容													
市	<u>庁用車</u>													
都	<ol style="list-style-type: none"> 1 自衛隊、警察災害派遣隊（警察）、緊急消防援助隊（消防）、その他の広域支援・救助部隊等の活動拠点として使用するオープンスペースを国や区市町村及び関係機関等と協議の上、あらかじめ確保する。 2 自衛隊等関係機関と協議の上、自衛隊の大型ヘリコプターが患者搬送のために離発着できる場所や、艦船が接岸できる場所について、あらかじめ候補地を選定する。 3 車両や船舶等を保有する関係機関との新たな協定締結に向けて取り組み、さらに搬送手段の拡充を図る。 4 航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）の設置・運営について、体制を整備する。 5 <u>応援保健医療活動チームの参集・待機場所について調整・確保する。</u> 													
各機関	対策内容													
市	<u>庁車</u>													
都	<ol style="list-style-type: none"> 1 自衛隊、警察災害派遣隊（警察）、緊急消防援助隊（消防）、その他の広域支援・救助部隊等の活動拠点として使用するオープンスペースを国や区市町村及び関係機関等と協議の上、あらかじめ確保する。 2 自衛隊等関係機関と協議の上、自衛隊の大型ヘリコプターが患者搬送のために離発着できる場所や、艦船が接岸できる場所について、あらかじめ候補地を選定する。 3 車両や船舶等を保有する関係機関との新たな協定締結に向けて取り組み、さらに搬送手段の拡充を図る。 4 航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）の設置・運営について、体制を整備する。 													
2-7-6 □	<p>4 防疫体制の整備 災害時においては、ライフラインの寸断やトイレの不足、避難生活の長期化などにより生活環境が悪化し、感染症の発生が想定されるため、各機関は、次の対策を行い、防疫体制を整備する。</p>	<p>4 防疫体制の整備 災害時においては、<u>水道等の</u>ライフラインの寸断やトイレの不足、避難生活の長期化などにより生活環境が悪化し、感染症の発生が想定されるため、各機関は、次の対策を行い、防疫体制を整備する。</p>												

頁	新	旧												
2-7-9 ●	<p>第4節 遺体の取扱い 行方不明者や死亡者の捜索、遺体の収容、検視(※1)・検案(※2)等の各段階において、市及び関係機関が相互の役割を理解し、連携して取り組む体制を整備する。</p> <table border="1" data-bbox="291 311 1193 539"> <thead> <tr> <th>各機関</th> <th>対 策 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>2 遺体収容所は、死者への尊厳や遺族への配慮、効率的な検視・検案・身元確認の実施に資するよう、下記の条件を満たす施設を事前に指定・公表するよう努める。 (3) 検視・検案も実施可能な一定の広さを有する施設</td> </tr> <tr> <td>都</td> <td>4 火葬場や近隣県等との連絡訓練等により、連携体制を強化する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 検視 <u>検視とは、検察官又は警察官等が、犯罪性の有無を明らかにするため遺体等を調査することをいうが、本計画においては「警察官が、死因及び身元を明らかにするため、遺体の外表について観察・記録等すること」を含むものとする。</u></p> <p>※2 検案 検案とは、監察医(医師)が、死亡原因を調べることをいう。</p>	各機関	対 策 内 容	市	2 遺体収容所は、死者への尊厳や遺族への配慮、効率的な検視・検案・身元確認の実施に資するよう、下記の条件を満たす施設を事前に指定・公表するよう努める。 (3) 検視・検案も実施可能な一定の広さを有する施設	都	4 火葬場や近隣県等との連絡訓練等により、連携体制を強化する。	<p>第4節 遺体の取扱い 行方不明者や死亡者の捜索、遺体の収容、検視・検案等の各段階において、市及び関係機関が相互の役割を理解し、連携して取り組む体制を整備する。</p> <table border="1" data-bbox="1216 311 2134 507"> <thead> <tr> <th>各機関</th> <th>対 策 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>2 遺体収容所は、死者への尊厳や遺族感情、効率的な検視・検案・身元確認の実施に資するよう、下記の条件を満たす施設を事前に指定・公表するよう努める。 (3) 検視・検案も確保可能な一定の広さを有する施設</td> </tr> <tr> <td>都</td> <td>1～3</td> </tr> </tbody> </table>	各機関	対 策 内 容	市	2 遺体収容所は、死者への尊厳や遺族感情、効率的な検視・検案・身元確認の実施に資するよう、下記の条件を満たす施設を事前に指定・公表するよう努める。 (3) 検視・検案も確保可能な一定の広さを有する施設	都	1～3
各機関	対 策 内 容													
市	2 遺体収容所は、死者への尊厳や遺族への配慮、効率的な検視・検案・身元確認の実施に資するよう、下記の条件を満たす施設を事前に指定・公表するよう努める。 (3) 検視・検案も実施可能な一定の広さを有する施設													
都	4 火葬場や近隣県等との連絡訓練等により、連携体制を強化する。													
各機関	対 策 内 容													
市	2 遺体収容所は、死者への尊厳や遺族感情、効率的な検視・検案・身元確認の実施に資するよう、下記の条件を満たす施設を事前に指定・公表するよう努める。 (3) 検視・検案も確保可能な一定の広さを有する施設													
都	1～3													
2-8-1 ● □	<p>第8章 避難者対策 本章内において都保健医療局</p> <p>第1節 基本的考え方</p> <p>1 市の現状</p> <p>(1) <u>避難場所として広域避難場所4か所(約183万人収容)、一時避難場所35か所(約35万5千人収容)を確保している。</u></p> <p>(2) <u>家屋に被害が発生し、在宅避難ができない場合の避難所として、市内の各小・中・高等学校の体育館、市立会館等39か所、二次避難所(福祉避難所)として4か所を確保している。【約1万7千人収容、学校の教室を利用した場合は約3万1千人収容】</u></p> <p>(3) <u>平成27年1月、学校避難所運営ガイドライン協議会において作成した「学校避難所運営ガイドライン」に基づき、各学校では、「学校避難所運営委員会」を設置し、避難所を運営するための「昭島市避難所運営マニュアル」を策定しているほか、避難所運営訓練を実施している。</u></p> <p>(4) <u>避難所が不足する場合に備え、民間施設等と協定を締結している。</u></p> <p>2 課題</p> <p>(1) <u>令和4年に公表した「首都直下地震等による東京都の被害想定報告書」の立川断層帯地震における被害想定によると、市では、避難所へ避難する人が最大で約2万5千人となっているが、帰宅困難者約8千7百人を含めた場合、現在確保している避難所スペースでは収容できない可能性があることから、民間施設等とのさらなる協定の締結を推進する必要がある。</u></p> <p>(2) <u>避難所における安全・安心を確保するとともに、女性・要配慮者等のニーズ、災害関連死対策の観点等を踏まえた体制の整備について、さらなる検討・整備を推進する必要がある。</u></p>	<p>第8章 避難者対策 本章内における都福祉保健局</p> <p>第1節 基本的考え方</p> <p>1 市の現状と課題</p> <p><u>市では、これまで平成18年の被害想定における避難者18,000人を収容できるよう、避難場所として広域避難場所4箇所(183万人)、一時避難場所35箇所(35万5千人)を確保し、また、家屋に被害が発生し、在宅避難ができない場合の避難所として、市内の小・中・高等学校の体育館、市立会館等43箇所(約1万7千人、学校の教室を利用した場合は約3万人)を確保している。しかしながら、平成24年の被害想定では立川断層帯地震における避難者数(帰宅困難者を含め避難所生活をしなければならない可能性がある人数)は、約5万5千人となり、現在の避難所スペースでは、収容できない可能性がある。また、東日本大震災において、女性、高齢者等の視点を踏まえた対応が必ずしも十分ではなかったとの指摘もあり、女性や要配慮者に配慮をした避難所運営が必要である。</u></p>												

2-8-2
2-8-3
2-8-4
● □

第2節 避難体制の整備

1 各機関の役割

市、都及び関係機関は、次の対策を講じる。

機関名	対 策 内 容
市	<p>2 <u>避難指示等</u>の発令を行ういとまがない場合の住民の避難について、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難の方法を想定しておく。</p> <p>5 避難場所や避難所、一時集合場所などの役割、安全な避難方法について、都と連携を図りながら周知する。</p> <p>6 「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月内閣府（防災担当））に基づき、避難すべき区域及び判断基準を策定し、<u>避難指示等</u>を適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるよう努める。</p> <p>9 避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努めるとともに、「<u>避難行動要支援者名簿</u>」の情報を適切に更新する。合わせて、<u>避難行動要支援者ごとの避難支援等を実施するための計画（個別避難計画）の作成を推進する。</u></p> <p>10 <u>避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成及び活用にあたっては、内閣府が作成している「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にし、訓練を踏まえて計画を検証する等、迅速かつ円滑な避難誘導體制の確保に向けて整備を推進していく。</u></p> <p>11 <u>福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等の作成を進め、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所への直接避難について検討する。</u></p> <p>12 <u>避難行動要支援者名簿や個別避難計画は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、市地域防災計画の定めるところにより、消防署、警察署、民生委員、自主防災組織等の避難支援等関係者に提供し、災害時の避難誘導に活用する。避難行動要支援者名簿や個別避難計画の避難支援等関係者に対する提供にあたっては、避難行動要支援者本人の同意が必要であることに留意する。</u></p> <p>13 <u>高齢者、障害者、外国人等の要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難誘導體制の整備を図る。</u></p> <p><u>また、避難行動要支援者を把握し、避難行動要支援者に対する個別避難計画の策定や障害特性に応じた避難支援体制の整備を進めるとともに、都及び東京消防庁と連携した避難行動要支援者に対する震災対策訓練等の実施についても進めていく。</u></p> <p>14 <u>高齢者施設や障害者施設等と協定を締結し、災害時に、福祉避難所となる施設や災害対策業務に従事する福祉職員等の確保に引き続き取り組む。</u></p>

第2節 避難体制の整備

1 各機関の役割

市、都及び関係機関は、次の対策を講じる。

機関名	対 策 内 容
市	<p>2 <u>避難情報</u>の発令を行ういとまがない場合の住民の避難について、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難の方法を想定しておく。</p> <p>5 避難場所や避難所、一時集合場所などの役割、安全な避難方法について、都と連携を図りながら周知する。</p> <p>6 「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月内閣府（防災担当））に基づき、避難すべき区域及び判断基準を策定し、<u>避難情報</u>を適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるよう努める。</p> <p>9 <u>避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握、避難誘導體制の整備に努める。</u></p> <p>10 避難行動要支援者の安否確認や避難支援については、福祉サービス提供事業所等と連携を図り、適切な対応が確保できるように努める。</p>
都	<p>1 大規模災害等により、自治体の区域を超える広域的な避難が必要となる広域避難誘導に関する検討を行う。</p> <p>2 <u>市と連携した避難場所の周知を実施する。</u></p> <p>3 在住外国人のための訓練の実施と外国人旅行者向け対応マニュアルを配布する。</p> <p>4 緊急通報システムの活用を促進する。</p> <p>5 区市町村等と協働して、自主防災組織を中心とした要配慮者に対する震災対策訓練を実施するなど、防災行動力の向上に努める。</p> <p>6 都立学校に対する避難計画の作成等指導する。</p>
昭島消防署	<p>4 「地震その時10のポイント」における「確かな避難」に係る知識の普及や、防火防災診断を通じた被災しない環境づくりについて取り組む。</p>

頁	新	旧
	<p><u>15 都と連携して65歳以上の病弱な一人暮らし等の高齢者や18歳以上の一人暮らし等の重度身体障害者の安全を確保するため、引き続き緊急時に東京消防庁等に通報できるシステムの活用を図る。</u></p> <p><u>16 避難行動要支援者の安否確認や避難支援については、福祉サービス提供事業所等と連携を図り、適切な対応が確保できるように努める。</u></p> <p>都</p> <p>1 大規模災害等により、自治体の区域を超える広域的な避難が必要となる広域避難誘導に関する検討を行う。</p> <p><u>2 市と連携を図りながら、避難場所や避難所、一時集合場所などの役割、要配慮者についても考慮した安全な避難方法について周知を実施する。</u></p> <p><u>3 区市町村が行う避難行動要支援者に対する個別避難計画作成等の取組を支援する。</u></p> <p>4 在住外国人のための訓練の実施と外国人旅行者向け対応マニュアルを配布する。</p> <p>5 緊急通報システムの活用を促進する。</p> <p>6 区市町村等と協働して、自主防災組織を中心とした要配慮者に対する震災対策訓練を実施するなど、防災行動力の向上に努める。</p> <p>7 都立学校に対する避難計画の作成等を指導する。</p> <p><u>8 新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の自宅療養者等の避難の確保の観点も踏まえ、区市町村に対し自宅療養者等の情報を提供する。</u></p> <p>昭島消防署</p> <p>4 「地震その時10のポイント」における「確かな避難」に係る知識の普及や、防火防災診断<u>及び住まいの防火防災診断</u>を通じた被災しない環境づくりについて取り組む。</p>	
2-8-4	<p>2 避難判断基準</p> <p>市は、「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月内閣府（防災担当））に基づき、地震災害等が<u>発生し又は発生するおそれがある</u>地域に対して、<u>避難指示等</u>を発令する。</p>	<p>2 避難判断基準</p> <p>市は、「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月内閣府（防災担当））に基づき、地震災害等が<u>発生される</u>地域に対して、<u>避難情報</u>を発令する。</p>

第3節 避難所・避難場所等の指定と安全化
市、都及び関係機関は、次の対策を講じる。

機関名	対 策 内 容
市	<p>1 災害対策基本法第49条の4、及び第49条の7に基づき、あらかじめ<u>指定緊急避難場所及び指定避難所を指定する。また、指定避難所は、一般の避難所と二次避難所（福祉避難所）に分けて指定する。</u>（資料8「指定緊急避難場所等一覧表」参照）</p> <p>2 <u>指定緊急避難場所及び指定避難所を指定した場合は、都に報告するとともに、日頃から市民等への周知徹底に努める。</u></p> <p>3 <u>ハザードマップの配布などにより、指定緊急避難場所や避難路等の周知に努める。また、指定緊急避難場所は災害種別ごとに指定されることや指定緊急避難場所と指定避難所は役割が違うこと、二次避難所（福祉避難所）における受入対象者などについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。</u></p> <p>4 指定した避難所の所在地等については、昭島警察署、昭島消防署等関係機関に連絡するとともに、東京都災害情報システム（D I S）への入力等により、都に報告する。</p> <p>5 避難所の指定基準は、おおむね次のとおりとする。 (1) 避難所は、原則として、自治会又は学区を単位として指定する。 (2) 避難所は、耐震・耐火・鉄筋構造を備えた公共建物等(学校、市立会館等)を利用する。 (3) 避難所に受け入れる被災者数は、おおむね居室3.3㎡当たり2人とする。<u>ただし、新たな感染症の拡大等が懸念される際は、「避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（東京都避難所管理運営の指針別冊）」を参考にする等、避難所が過密にならないよう努めるものとする。</u> (4) 避難所の指定に当たっては、浸水想定も考慮して選定する。</p> <p>6 避難所に指定した建物については、早期に耐震診断等の実施や消防用設備等の点検を確実に行う等、安全性を確認・確保するとともに、被災者の性別も踏まえプライバシーの確保や生活環境を良好に保つよう努める。 また、天井や窓ガラスなど、非構造体の落下や飛散防止措置を講じておくこと。</p> <p>7 二次避難所（福祉避難所）は、耐震性の確保に加えて要配慮者の特性を踏まえバリアフリーを備えた建物を利用する。</p> <p>8 <u>二次避難所（福祉避難所）として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。特に、要配慮者</u></p>

2-8-5
● □

第3節 避難所・避難場所等の指定と安全化
市、都及び関係機関は、次の対策を講じる。

機関名	対 策 内 容
市	<p>1 災害対策基本法第49条の4、及び第49条の7に基づき、あらかじめ<u>避難所（二次避難所を含む。）及び避難場所</u>を指定し、住民に周知する。（資料55「避難場所等一覧表」参照）</p> <p>2 指定した避難所の所在地等については、昭島警察署、昭島消防署等関係機関に連絡するとともに、東京都災害情報システム（D I S）への入力等により、都に報告する。</p> <p>3 避難所の指定基準は、概ね次のとおりとする。 (1) 避難所は、原則として、自治会又は学区を単位として指定する。 (2) 避難所は、耐震・耐火・鉄筋構造を備えた公共建物等(学校、市立会館等)を利用する。 (3) 避難所に受け入れる被災者数は、概ね居室3.3㎡当たり2人とする。 (4) 避難所の指定に当たっては、浸水想定も考慮して選定する。</p> <p>4 避難所に指定した建物については、早期に耐震診断等の実施や消防用設備等の点検を確実に行う等、安全性を確認・確保するとともに、被災者の性別も踏まえプライバシーの確保や生活環境を良好に保つよう努める。 また、天井や窓ガラスなど、非構造体の落下や飛散防止措置を講じておくこと。</p> <p>5 二次避難所（福祉避難所）は、耐震性の確保に加えて要配慮者の特性を踏まえバリアフリーを備えた建物を利用する。</p> <p>6 避難所が不足する場合に備え、民間施設等と協定を結ぶなど、避難所の確保に努める。また、学校の校庭や公園など、屋外に避難所を設置する場合も想定しておく。</p> <p>7 避難場所・避難道路周辺における避難者の安全を確保するため、昭島消防署と連携し、震災時の水利整備基準に基づき当該地域に防火水槽等を整備する。</p> <p>8 避難所への水道供給ルートの耐震化を推進する。</p> <p>9 避難所からの排水を受ける管きよの耐震化を推進する。</p>
都	<p>1 <u>公共施設を管理する施設管理者や指定管理者については、各施設の特</u> <u>性等を踏まえた上で発災時の役割を明確化するなど、公共施設における</u> <u>円滑な受入体制を整えていく。</u></p> <p>2 避難所での避難者と帰宅困難者の受入ルールを検討する。</p> <p>3 市と連携を図りながら、避難場所、避難所等を住民に周知する。</p> <p>4 避難場所隣接地及び避難道路沿いにある高圧ガス施設の安全化を進める。</p> <p>5 避難場所へ安全に避難できるよう道路や道路上の橋梁を整備する。</p>

頁	新	旧
	<p><u>に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。</u></p> <p><u>9</u> 避難所が不足する場合に備え、民間施設等と協定を結ぶなど、避難所の確保に努める。また、学校の校庭や公園など、屋外に避難所を設置する場合も想定しておく。</p> <p><u>10</u> 避難場所・避難道路周辺における避難者の安全を確保するため、昭島消防署と連携し、震災時の水利整備基準に基づき当該地域に防火水槽等を整備する。</p> <p><u>11</u> 避難所への水道供給ルートの耐震化を推進する。</p> <p><u>12</u> <u>避難所における応急給水活動として組立式給水タンクを配備する。</u></p> <p><u>13</u> 避難所からの排水を受ける管きよの耐震化を推進する。</p> <p>都</p> <p><u>1</u> <u>発災時における公共施設の基本的な役割を明確化する。</u></p> <p>2 避難所での避難者と帰宅困難者の受入ルールを検討する。</p> <p>3 市と連携を図りながら、避難場所、避難所等を住民に周知する。</p> <p><u>4</u> <u>避難所等における通信環境の確保やトイレ環境の確保について、区市町村を支援する。</u></p> <p><u>5</u> 避難場所隣接地及び避難道路沿いにある高圧ガス施設の安全化を進める。</p> <p><u>6</u> 避難場所へ安全に避難できるよう道路や道路上の橋梁を整備する。</p>	
2-8-6 ○	<p><u>【指定緊急避難場所と指定避難所】(国土地理院ホームページより)</u></p> <p>※ 説明イラストを添付</p>	新規

第4節 避難所の管理運営体制の整備等 市、都及び関係機関は、次の対策を講ずる。	
機関名	対 策 内 容
市	<p>2 (備蓄品等については、第9章「物流・備蓄・<u>輸送</u>対策の推進」を参照)</p> <p><u>4 避難所内で使用する毛布、シーツ等については、状況に応じて、燃えにくい素材のもの(不燃性・難燃性のある製品、防災品など)を使用するなど、適切な防火対策に努める。</u></p> <p><u>5 市内23か所の各学校避難所等には簡易備蓄倉庫を設置し、300人分の食料や生活用品等を備蓄しているが、備蓄品の備蓄量増強や簡易備蓄倉庫の更新など避難所機能の強化を推進していく。</u></p> <p><u>6 都に対して、人的あるいは物資の支援を要請する際に、より具体的な内容を伝達できるよう、災害時業務計画に定め、体制整備を図る。</u></p> <p><u>7 避難所においてボランティアを円滑に受け入れられるよう、体制整備を図る。(第2部第1章第7節「<u>ボランティアとの連携</u>」参照)</u></p> <p><u>8 障害者が必要な情報を迅速かつ的確に取得し、円滑に意思疎通を図ることができるよう、福祉関係団体やボランティア等の協力を得て、情報提供及び情報発信体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>9 昭島市獣医師会、都、都獣医師会等と連携し、飼養動物の同行避難の体制づくりを進めるとともに、都、関係団体が行う動物救護活動への協力体制を整備する。</u></p> <p><u>10 避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。</u></p> <p><u>11 避難所における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、トイレ・更衣室等は昼夜問わず安心して使用できるよう照明の増設や注意喚起のためのポスターの掲載など、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、関係機関等と連携の下、被害者への相談体制の構築に努める。</u></p> <p><u>12 避難所において障害者や障害特性への理解推進を、ポスターの掲載などを通じて努める。</u></p>
都	<p>1 東京ボランティア・市民活動センターとの連携、東京都災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施する。</p> <p><u>2 女性・要配慮者等の視点を踏まえた、避難所管理運営指針の改訂や区市町村の避難所運営体制整備を支援する。</u></p> <p><u>3 避難所の衛生管理対策を推進する。</u></p> <p><u>4 飼養動物の同行避難等に関する市の受入体制等の整備を支援する。</u></p> <p><u>5 市、関係団体と協力した動物救護体制を整備する。</u></p> <p><u>6 福祉関係団体の協力によるボランティア派遣体制を確保する。</u></p>

第4節 避難所の管理運営体制の整備等 市、都及び関係機関は、次の対策を講ずる。	
機関名	対 策 内 容
市	<p>2 (備蓄品等については、第9章「物流・備蓄対策の推進」を参照)</p> <p><u>4 市内23箇所の各学校避難所等には簡易備蓄倉庫を設置し、300人分の食料や生活用品等を備蓄しているが、備蓄品の備蓄量増強や簡易備蓄倉庫の更新など避難所機能の強化を推進していく。</u></p> <p><u>5 都に対して、人的あるいは物資の支援を要請する際に、より具体的な内容を伝達できるよう、災害時業務計画に定め、体制整備を図る。</u></p> <p><u>6 避難所においてボランティアを円滑に受け入れられるよう、体制整備を図る。(第2部第3章第6節「<u>ボランティア活動との連携</u>」参照)</u></p> <p><u>7 昭島市獣医師会、都、都獣医師会等と連携し、飼養動物の同行避難の体制づくりを進めるとともに、都、関係団体が行う動物救護活動への協力体制を整備する。</u></p>
都	<p>1 東京ボランティア・市民活動センターとの連携、東京都災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施する。</p> <p><u>2 避難所の衛生管理対策を推進する。</u></p> <p><u>3 飼養動物の同行避難等に関する市の受入体制等の整備を支援する。</u></p> <p><u>4 市、関係団体と協力した動物救護体制を整備する。</u></p> <p><u>5 福祉関係団体の協力によるボランティア派遣体制を確保する。</u></p> <p><u>6 避難所に指定されている都立学校における避難所の支援に関する運営計画を策定する。</u></p>

2-8-7



頁	新		旧				
	<u>日赤東京都支部</u>	<p><u>7 避難所に指定されている都立学校における避難所の支援に関する運営計画を策定する。</u></p> <p><u>避難所の環境改善に資する資器材を日赤各地区に配備する。</u></p>					
<p>2-8-9</p> <p>●</p>	<p><u>第5節 車中泊者の発生抑制に向けた取組</u></p> <table border="1" data-bbox="293 639 1196 1002"> <thead> <tr> <th data-bbox="293 639 472 679"><u>機 関 名</u></th> <th data-bbox="472 639 1196 679"><u>対 策 内 容</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="293 679 472 1002"><u>市・都</u></td> <td data-bbox="472 679 1196 1002"> <p><u>車中泊者発生抑制に向けた普及啓発を図る。</u></p> <p><u>啓発事項</u></p> <p><u>1 東京都震災対策条例の趣旨（車両による避難の禁止）</u></p> <p><u>2 大震災時の交通規制及び新たな自動車の乗り出し自粛依頼</u></p> <p><u>3 緊急輸送道路以外の区市町村道等も避難所支援等に必須の輸送路であり、閉塞すると支援が滞る懸念があること</u></p> <p><u>4 都内の大規模な公園等は発災時の用途が定められていること</u></p> <p><u>5 過去の災害においても、車中泊等により健康被害が生じており、健康リスクが存在しうること</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>		<u>機 関 名</u>	<u>対 策 内 容</u>	<u>市・都</u>	<p><u>車中泊者発生抑制に向けた普及啓発を図る。</u></p> <p><u>啓発事項</u></p> <p><u>1 東京都震災対策条例の趣旨（車両による避難の禁止）</u></p> <p><u>2 大震災時の交通規制及び新たな自動車の乗り出し自粛依頼</u></p> <p><u>3 緊急輸送道路以外の区市町村道等も避難所支援等に必須の輸送路であり、閉塞すると支援が滞る懸念があること</u></p> <p><u>4 都内の大規模な公園等は発災時の用途が定められていること</u></p> <p><u>5 過去の災害においても、車中泊等により健康被害が生じており、健康リスクが存在しうること</u></p>	<p>新規</p>
<u>機 関 名</u>	<u>対 策 内 容</u>						
<u>市・都</u>	<p><u>車中泊者発生抑制に向けた普及啓発を図る。</u></p> <p><u>啓発事項</u></p> <p><u>1 東京都震災対策条例の趣旨（車両による避難の禁止）</u></p> <p><u>2 大震災時の交通規制及び新たな自動車の乗り出し自粛依頼</u></p> <p><u>3 緊急輸送道路以外の区市町村道等も避難所支援等に必須の輸送路であり、閉塞すると支援が滞る懸念があること</u></p> <p><u>4 都内の大規模な公園等は発災時の用途が定められていること</u></p> <p><u>5 過去の災害においても、車中泊等により健康被害が生じており、健康リスクが存在しうること</u></p>						

頁	新	旧										
2-9-1 ■	<p>第9章 物流・備蓄・輸送対策の推進 本章内において<u>都保健医療局</u> 第1節 基本的考え方 1 現状</p> <p>これまでの備蓄に係る計画は、平成24年の「首都直下地震による東京の被害想定」に基づき、避難所生活が予想される人員を<u>30,000人</u>と定め、市内10か所に備蓄倉庫を設け、食料、生活必需品及び防災機器の備蓄に努めるとともに、市内24か所にある学校避難所には簡易備蓄倉庫を設置し、非常食や救助道具などの備蓄を行ってきた。</p> <p>食料については、カンパン、クラッカー、アルファ化米、おかゆなど、災害当日の1食分と2日分の計7食分を備蓄している。また、生活必需品としては、毛布、カーペット、下着などを備蓄するとともに、食料品、生活必需品等の物資の調達についてあらかじめ企業と協定を締結し、確保を図ることとしている。</p> <p>飲料水については、1基40㎡の容量の災害対策用飲料貯水槽を市内8か所（計320㎡）に整備しているほか、市内16か所の小中学校や市の施設には、受水槽兼災害対策用飲料貯水槽（計265.26㎡）を整備している。</p> <p>また、<u>稼働中の3か所の配水場では、最大28,620㎡の水が貯水可能であり、最大可能貯水総量は、29,205.26㎡</u>となる。この水量は、市民約114,000人に一人1日3ℓの給水を行った場合、約3か月分に相当する。</p> <p>物資の輸送体制については、市が所有している車両を使用するほか、輸送車両が不足する場合に備え、緊急輸送業務に係る協定を締結している。</p>	<p>第9章 物流・備蓄対策の推進 本章内における<u>都福祉保健局</u> 第1節 基本的考え方 1 現状</p> <p>これまでの備蓄に係る計画は、平成18年の「首都直下地震による東京の被害想定」に基づき、避難所生活が予想される人員を18,000人と定め、市内6箇所に備蓄倉庫を設け、食料、生活必需品及び防災機器の備蓄に努めるとともに、市内23箇所にある学校避難所には簡易備蓄倉庫を設置し、非常食や救助道具などの備蓄を行ってきた。</p> <p>食料については、カンパン、クラッカー、アルファ化米、おかゆなど、災害当日の1食分と2日分の計7食分を備蓄している。また、生活必需品としては、毛布、カーペット、下着などを備蓄するとともに、食料品、生活必需品等の物資の調達についてあらかじめ企業と協定を締結し、確保を図ることとしている。</p> <p>飲料水については、1基40㎡の容量の災害対策用飲料貯水槽（<u>地上タンク</u>）を市内8箇所（計320㎡）に整備しているほか、市内16箇所の小中学校や市の施設には、<u>受水槽兼災害対策用飲料貯水槽（計253㎡）</u>を整備している。また、<u>市内4箇所にある配水場には、31,720㎡の水が貯水されており、貯水総量は、32,285㎡</u>となる。この水量は、市民約113,000人に一人1日3ℓの給水を行った場合、約3か月分に相当する。</p> <p>物資の輸送体制については、市が所有している車両を使用するほか、輸送車両が不足する場合に備え、緊急輸送業務に係る協定を締結している。</p>										
2-9-1 ● □	<p>2 課題 (1) 想定される避難所への避難者数 この計画で想定している立川断層帯地震における避難所<u>避難者</u>は、次のとおりである。 避難所避難者数の推移</p> <table border="1" data-bbox="293 1042 1196 1110"> <thead> <tr> <th>1日目</th> <th>2日目</th> <th>3日目</th> <th>4日目～1週間後</th> <th>1か月後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21,027人</td> <td>22,337人</td> <td>23,646人</td> <td>24,956人</td> <td>7,225人</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>避難所避難者数の最大は、4日目以降の24,956人と想定されている。</u> <u>都地域防災計画では、市は都と連携して、分散備蓄等により発災後3日間の備蓄の確保に努めるものとし、必要備蓄量の算出に当たっては、発災から3日目までの最大避難所避難者数（一定数の避難所外避難者を含む。）等を基準としている。</u> <u>市では、食料の備蓄について3日分の食料を備蓄する必要がある。</u></p>	1日目	2日目	3日目	4日目～1週間後	1か月後	21,027人	22,337人	23,646人	24,956人	7,225人	<p>2 課題 (1) 想定される避難所への避難者数 この計画で想定している立川断層帯地震における避難所<u>生活者</u>は、次のとおりである。 <u>避難者の内、疎開先がなく避難所へ避難する人 29,835人</u> <u>と</u> <u>徒歩による帰宅ができない帰宅困難者 25,772人</u> <u>を合計した、 55,607人</u> <u>これまでの計画人数、18,000人の約3倍の人数となる。</u></p>
1日目	2日目	3日目	4日目～1週間後	1か月後								
21,027人	22,337人	23,646人	24,956人	7,225人								

頁	新	旧
2-9-2 ● □	<p>(2) 食料及び生活必需品等の備蓄 <u>被害の程度によっては、物資の途絶等により</u>、現在の備蓄量では食料等が不足するおそれがある。</p> <p>また、<u>現在</u>、高齢者や病人に配慮し、おかゆを備蓄しているが、避難者の多様なニーズに応えるためには、<u>高齢者など要配慮者及び女性の視点、食事制限のある方や子供等に配慮をした食料・生活必需品を確保する必要がある。</u></p> <p>飲料水については、貯水総量としては、十分な量を有しているが、<u>地震により水道施設が被害を受けた場合、一刻も早く通常の給水を再開するために被害箇所を復旧するとともに、復旧するまでの間、応急給水により必要な飲料水等を確保する必要がある。</u></p> <p>(3) 備蓄倉庫及び輸送体制の整備 <u>食料や生活必需品などの備蓄物資が増加した場合の保管場所の確保や、物資不足時の輸送や受入れ体制の整備が必要である。</u></p>	<p>(2) 食料及び生活必需品等の備蓄 避難者の増加に伴い、現在の備蓄量では食料等が不足するおそれがある。 また、<u>現在も</u>高齢者や病人に配慮し、おかゆを備蓄しているが、避難者の多様なニーズに応えるためには、要配慮者、<u>食事制限のある方や子供、男女ニーズの違い</u>に一定の配慮をした食料・生活必需品を確保する必要がある。</p> <p>飲料水については、貯水総量としては、十分な量を有しているが、<u>供給水量の増加が想定され、生活用水等を含めた供給体制を整備する必要がある。</u></p> <p>(3) 備蓄倉庫及び輸送体制の整備 備蓄物資の増加による保管場所の不足や物資不足時の輸送や受入れ体制の整備は必要である。</p>

第2節 食料及び生活必需品等の確保		第2節 食料及び生活必需品等の確保	
機 関 名	対 策 内 容	機 関 名	対 策 内 容
2-9-3 □ 市	<p>1 市民（自助）、東京都帰宅困難者対策条例（平成24年東京都条例第17号）に基づく事業者による最低3日分の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄の必要性について普及啓発を行う。</p> <p>2 都と連携して、分散備蓄等により発災後3日分の物資の確保に努める。</p> <p>3 <u>必要備蓄量の算出に当たっては、都の被害想定（立川断層帯地震）における市の発災から3日目までの最大避難所避難者数（一定数の避難所外避難者を含む。）等を基準とする。</u></p> <p>4 備蓄量が不足することを想定し、食料や生活必需品等の調達に関する協定を締結するなど、調達体制を確保する。</p> <p>5 <u>物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資の登録に努める。</u></p> <p>6 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえるとともに、要配慮者や女性・子供など様々な避難者のニーズに対応した物資の確保に留意する。</p> <p>7 物資の確保に当たっては、<u>避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。</u></p> <p>8 被災者の中でも、交通及びライフラインの途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮する。</p> <p>9 乳児用液体ミルク及び調製粉乳の備蓄について、市は災害発生後の最初の3日分を備蓄する。</p> <p>10 普通の食事を摂取するのが困難な要配慮者（摂食嚥下困難者、疾病による食事制限がある者、食物アレルギーを持つ者、乳児、妊産婦等）に対し、必要なエネルギー及び栄養量を確保するために必要な食料の備蓄又は協定締結による調達体制を整備する。</p> <p>11 市は、上記事項に留意し、必要物資の具体的な備蓄計画を作成する。 (資料9「備蓄物資一覧」参照)</p>	市	<p>1 市民（自助）、東京都帰宅困難者対策条例（平成24年東京都条例第17号）に基づく事業者による最低3日分の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄の必要性について普及啓発を行う。</p> <p>2 都と連携して、分散備蓄等により発災後3日分の物資の確保に努める。</p> <p>3 必要備蓄量の算出に当たっては、都の被害想定（立川断層帯地震）における<u>避難所生活者数</u>と徒歩帰宅ができない帰宅困難者数の合計数を基準とし、<u>55,000人</u>と定める。</p> <p>4 備蓄量が不足することを想定し、食料や生活必需品等の調達に関する協定を締結するなど、調達体制を確保する。</p> <p>5 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえるとともに、要配慮者や女性・子供など様々な避難者のニーズに対応した物資の確保に留意する。</p> <p>6 物資の確保に当たっては、夏季には<u>扇風機等</u>、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。</p> <p>7 被災者の中でも、交通及びライフラインの途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮する。</p> <p>8 乳児用液体ミルク及び調製粉乳の備蓄について、市は災害発生後の最初の3日分を備蓄する。</p> <p>9 普通の食事を摂取するのが困難な要配慮者（摂食嚥下困難者、疾病による食事制限がある者、食物アレルギーを持つ者、乳児、妊産婦等）に対し、必要なエネルギー及び栄養量を確保するために必要な食料の備蓄又は協定締結による調達体制を整備する。</p> <p>10 市は、上記事項に留意し、必要物資の具体的な備蓄計画を作成する。 (資料56「備蓄物資一覧」参照)</p>
	都		<p>1 都民、事業者による備蓄を促進するため、平常時から飲料水、食料、生活必需品を備蓄するよう、ホームページ等を通じて、都民に対する普及啓発を行う。</p> <p>2 帰宅困難者の発生を抑制するための備蓄等を促す東京都帰宅困難者対策条例（平成24年東京都条例第17号）等により、事業者による備蓄を促進する。</p> <p>3 物資の調達体制を拡充するため、全国規模のネットワークをもつ物販事業者（小売事業者等）等にあらかじめ協力を依頼する。</p> <p>4 都市開発の機を捉え、大規模な新規の民間建築物に対して、防災備蓄倉庫の整備を促進する。</p>

頁	新	旧
	<p><u>4 ブルーシートや土のう袋に加え、避難所での生活環境の改善や感染症対策に有効な簡易ベッドや屋内テントを都としても備蓄をする。なお、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資の登録をする。</u></p> <p><u>5 災害時においても円滑な物資調達が行えるよう、物販事業者と連携した訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保を図る。</u></p> <p>6 都市開発の機を捉え、大規模な新規の民間建築物に対して、防災備蓄倉庫の整備を促進する。</p> <p>7 市が被災により物資調達不能となった場合に、市に対し、要請を待たずに迅速な支援（プッシュ型支援）ができるよう、あらかじめ必要な品目を備蓄するなど支援体制を整える。</p> <p>8 市の避難所やその近隣に、物資を分散して備蓄することにより、発災時において避難者に迅速に物資を提供できるよう、市と連携して、分散備蓄等により発災後3日分の<u>備蓄</u>を確保し、その継続に努める。</p> <p>9 備蓄物資の不足に備えて、物資の調達体制を整備する。</p> <p><u>10 多様なニーズに対応できるよう、備蓄・調達品目及び数量等について検証する。</u></p> <p><u>11 主食については、クラッカー、アルファ化米、即席めんのほか、お粥やアレルギー対応食、調製粉乳など、要配慮者のニーズに対応した食品を確保する。</u></p> <p>12 被災乳幼児（2歳未満）用として必要な調製粉乳は、都及び市で確保する。災害発生後の最初の3日分は市で対応し、都は広域的見地から市を補完するため、以後の4日分を備蓄する。</p> <p>13 民間事業者と締結した「災害時における物資の調達支援協力に関する協定」に基づき、災害発生時には、乳児用液体ミルクを緊急に調達し提供する。また今後、乳幼児用液体ミルクの災害時の備蓄についても検討する。</p> <p>14 子育て世代の方などが乳児用液体ミルクに関して正しく理解し、適切に使用できるよう、普及啓発を進めていく。</p> <p><u>15 生活必需品等については、毛布、敷物、簡易トイレ、紙おむつ、生理用品、ストーマ装具などを確保する。</u></p> <p>16 米穀、漬物、つくだ煮等の副食品や調味料の調達について、業界等にあらかじめ協力を依頼する。</p> <p>17 生鮮食料品の調達について、卸売業者、仲卸業者及び関連事業者 にあらかじめ協力を依頼する。</p>	<p>5 市が被災により物資調達不能となった場合に、市に対し、要請を待たずに迅速な支援（プッシュ型支援）ができるよう、あらかじめ必要な品目を備蓄するなど支援体制を整える。</p> <p>6 市の避難所やその近隣に、物資を分散して備蓄することにより、発災時において避難者に迅速に物資を提供できるよう、市と連携して、分散備蓄等により発災後3日分の<u>物資</u>の確保に努める。</p> <p>7 備蓄物資の不足に備えて、物資の調達体制を整備する。</p> <p>8 避難者の多様なニーズに対応できるよう、備蓄・調達品目及び数量等について検証する。</p> <p>9 主食については、クラッカー、アルファ化米、即席めんのほか、お粥や調製粉乳など、要配慮者に対しても配慮した食品を確保する。</p> <p>10 被災乳幼児（2歳未満）用として必要な調製粉乳は、都及び市で確保する。災害発生後の最初の3日分は市で対応し、都は広域的見地から市を補完するため、以後の4日分を備蓄する。</p> <p>11 民間事業者と締結した「災害時における物資の調達支援協力に関する協定」に基づき、災害発生時には、乳児用液体ミルクを緊急に調達し提供する。また今後、乳幼児用液体ミルクの災害時の備蓄についても検討する。</p> <p>12 子育て世代の方などが乳児用液体ミルクに関して正しく理解し、適切に使用できるよう、普及啓発を進めていく。</p> <p>13 応急生活物資の調達について、東京都生活協同組合連合会にあらかじめ協力を依頼する。</p> <p>14 米穀、漬物、つくだ煮等の副食品や調味料の調達について、業界等にあらかじめ協力を依頼する。</p> <p>15 生鮮食料品の調達について、卸売業者、仲卸業者及び関連事業者 にあらかじめ協力を依頼する。</p>

2-9-5
□

第3節 飲料水及び生活用水の確保

1 給水拠点の整備

市(水道部)は、応急的な給水を行うため、次の給水拠点を整備している。

(1) 配水場

名称	所在	施設	有効容量	給水方法	取水量(1日)
東部配水場	朝日町4-23-28	配水池	5,200 m ³	配水ポンプ使用	4,740 m ³
中央配水場	つつじが丘3-1-20	配水池	15,000 m ³	配水ポンプ使用	—
西部配水場	緑町2-17-16	配水池	8,420 m ³	配水ポンプ使用	5,810 m ³
北部配水場	もくせいの杜2-2-4	配水池	3,100 m ³	配水ポンプ使用	—

※ 北部配水場は未稼働

※ 東部・中央・西部配水場は、自家用発電設備により停電時においても応急給水が可能である。

(2) 災害対策用飲料貯水水槽

市では、1基40m³容量の災害対策用飲料貯水水槽を市内8か所に整備し、災害時の応急給水に備えている。

(3) 受水槽兼災害対策用飲料貯水水槽

設置場所	住所	容量(m ³)	設置場所	住所	容量(m ³)
東小学校	東町2-2-18	8.76	アキシマエンス	つつじが丘3-3-15	20.00
玉川小学校	福島町2-8-1	16.80	つつじが丘小学校	つつじが丘2-1-30	30.00
成隣小学校	大神町4-4-1	10.00	清泉中学校	宮沢町1-9-1	18.00
拝島第一小学校	拝島町1-14-14	15.00	拝島中学校	緑町2-2-12	10.00
拝島第二小学校	拝島町3927-2	15.00	多摩辺中学校	拝島町4-6-30	16.30
中神小学校	朝日町5-8-5	18.00	瑞雲中学校	つつじが丘2-2-6	22.00
光華小学校	昭和町4-5-13	13.00	昭和中学校	東町2-6-22	20.00
田中小学校	田中町3-4-1	10.00	福島中学校	福島町3-20-1	22.40
合計		265.26			

第3節 飲料水及び生活用水の確保

1 給水拠点の整備

市は、応急的な給水を行うため、次の給水拠点を整備している。

(1) 配水場

名称	所在	施設	有効容量	給水方法	取水量(1日)
東部配水場	朝日町4-23-28	配水池	5,200 m ³	配水ポンプ使用	4,400 m ³
中央配水場	つつじが丘3-1-20	配水池	15,000 m ³	配水ポンプ使用	—
西部配水場	緑町2-17-16	配水池	8,420 m ³	配水ポンプ使用	4,800 m ³
北部配水場	もくせいの杜2-2-4	配水池	3,100 m ³	配水ポンプ使用	6,700 m ³

※ 各配水場には、非常用発電設備が整備されており、停電時においても給水が可能である。

(2) 災害対策用飲料貯水水槽

市では、1基40m³容量の災害対策用飲料貯水水槽(地上タンク)を市内8か所に整備し、災害時の応急給水に備えている。

(3) 受水槽兼災害対策用飲料貯水水槽

設置場所	住所	容量(m ³)	設置場所	住所	容量(m ³)
東小学校	東町2-2-18	8.76	アキシマエンス	つつじが丘3-3-15	20.00
玉川小学校	福島町2-8-1	16.80	つつじが丘小学校	つつじが丘2-1-30	20.70
成隣小学校	大神町4-4-1	8.63	清泉中学校	宮沢町1-9-1	15.40
拝島第一小学校	拝島町1-14-14	13.09	拝島中学校	福島町3-20-1	9.30
拝島第二小学校	拝島町3927-2	13.81	多摩辺中学校	拝島町4-6-30	16.30
中神小学校	朝日町5-8-5	15.66	瑞雲中学校	つつじが丘2-2-6	22.00
光華小学校	昭和町4-5-13	13.00	昭和中学校	東町2-6-22	20.60
田中小学校	田中町3-4-1	10.00	福島中学校	福島町3-20-1	22.40
合計		246.45			

頁	新	旧																																																
2-9-6 □	<p>(4) 給水機器</p> <table border="1" data-bbox="293 244 1189 671"> <thead> <tr> <th>資 器 材</th> <th>数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>給水タンク (1 t)</td><td>2</td></tr> <tr><td>給水タンク (0.8 t)</td><td>1</td></tr> <tr><td><u>SUS製緊急用仮設水槽 (2 t)</u></td><td>1</td></tr> <tr><td>風船式水槽 (1 m³)</td><td>19</td></tr> <tr><td>ポリ容器 (10ℓ)</td><td>60</td></tr> <tr><td><u>ポリ容器 (5ℓ)</u></td><td><u>20</u></td></tr> <tr><td>エンジン付ポンプ (φ80mm 1 m³/分)</td><td>3</td></tr> <tr><td>発電機 (100V 4.0KVA・<u>5.5KVA</u>)</td><td><u>各1</u></td></tr> <tr><td>非常用飲料水包装機 (自家発)</td><td>2</td></tr> <tr><td>非常用飲料水袋 (6ℓ)</td><td><u>12,000</u></td></tr> <tr><td>給水栓スタンド (φ13mm×4口)</td><td><u>16</u></td></tr> <tr><td><u>給水栓接続ホース</u></td><td><u>18</u></td></tr> </tbody> </table> <p>※市では、今後、避難所における給水対策のさらなる充実を図るために、「組立式給水タンク (1 t)」を整備する。</p>	資 器 材	数 量	給水タンク (1 t)	2	給水タンク (0.8 t)	1	<u>SUS製緊急用仮設水槽 (2 t)</u>	1	風船式水槽 (1 m ³)	19	ポリ容器 (10ℓ)	60	<u>ポリ容器 (5ℓ)</u>	<u>20</u>	エンジン付ポンプ (φ80mm 1 m ³ /分)	3	発電機 (100V 4.0KVA・ <u>5.5KVA</u>)	<u>各1</u>	非常用飲料水包装機 (自家発)	2	非常用飲料水袋 (6ℓ)	<u>12,000</u>	給水栓スタンド (φ13mm×4口)	<u>16</u>	<u>給水栓接続ホース</u>	<u>18</u>	<p>(4) 給水機器</p> <table border="1" data-bbox="1220 244 2116 608"> <thead> <tr> <th>資 器 材</th> <th>数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>給水タンク (1 t)</td><td>2</td></tr> <tr><td>給水タンク (2 t)</td><td>1</td></tr> <tr><td>給水タンク (0.8 t)</td><td>1</td></tr> <tr><td>風船式水槽 (1 m³)</td><td>19</td></tr> <tr><td>ポリ容器 (10ℓ)</td><td>60</td></tr> <tr><td>エンジン付ポンプ (φ80mm 1 m³/分)</td><td>3</td></tr> <tr><td>発電機 (100V 4.0KVA)</td><td>2</td></tr> <tr><td>非常用飲料水包装機 (自家発)</td><td>2</td></tr> <tr><td>非常用飲料水袋 (6ℓ)</td><td>10,000</td></tr> <tr><td>給水栓スタンド (φ13mm×4口)</td><td>21</td></tr> </tbody> </table>	資 器 材	数 量	給水タンク (1 t)	2	給水タンク (2 t)	1	給水タンク (0.8 t)	1	風船式水槽 (1 m ³)	19	ポリ容器 (10ℓ)	60	エンジン付ポンプ (φ80mm 1 m ³ /分)	3	発電機 (100V 4.0KVA)	2	非常用飲料水包装機 (自家発)	2	非常用飲料水袋 (6ℓ)	10,000	給水栓スタンド (φ13mm×4口)	21
資 器 材	数 量																																																	
給水タンク (1 t)	2																																																	
給水タンク (0.8 t)	1																																																	
<u>SUS製緊急用仮設水槽 (2 t)</u>	1																																																	
風船式水槽 (1 m ³)	19																																																	
ポリ容器 (10ℓ)	60																																																	
<u>ポリ容器 (5ℓ)</u>	<u>20</u>																																																	
エンジン付ポンプ (φ80mm 1 m ³ /分)	3																																																	
発電機 (100V 4.0KVA・ <u>5.5KVA</u>)	<u>各1</u>																																																	
非常用飲料水包装機 (自家発)	2																																																	
非常用飲料水袋 (6ℓ)	<u>12,000</u>																																																	
給水栓スタンド (φ13mm×4口)	<u>16</u>																																																	
<u>給水栓接続ホース</u>	<u>18</u>																																																	
資 器 材	数 量																																																	
給水タンク (1 t)	2																																																	
給水タンク (2 t)	1																																																	
給水タンク (0.8 t)	1																																																	
風船式水槽 (1 m ³)	19																																																	
ポリ容器 (10ℓ)	60																																																	
エンジン付ポンプ (φ80mm 1 m ³ /分)	3																																																	
発電機 (100V 4.0KVA)	2																																																	
非常用飲料水包装機 (自家発)	2																																																	
非常用飲料水袋 (6ℓ)	10,000																																																	
給水栓スタンド (φ13mm×4口)	21																																																	
2-9-6 □	<p>3 応急給水計画 (水道部)</p> <p>市は、以下の事項に留意し、あらかじめ応急給水計画を定める。</p> <p>(1) 応急給水は、生命維持に必要な最小限度の飲料水として、1日1人あたり3ℓを基準とし確保する。</p> <p>(2) <u>避難所等において、学校避難所運営委員や自主防災組織等が応急給水活動</u>をできるよう考慮する。</p> <p>(3) 給水拠点から遠い地域への対応を図るため、多様な給水方法の確保に努める。</p>	<p>3 応急給水計画 (水道部)</p> <p>市は、以下の事項に留意し、あらかじめ応急給水計画を定める。</p> <p>(1) 応急給水は、生命維持に必要な最小限度の飲料水として、1日1人あたり3ℓを基準とし確保する。</p> <p>(2) <u>給水拠点において、水道班員の参集を待たずに</u>自主防災組織等が応急活動をできるよう考慮する。</p> <p>(3) 給水拠点から遠い地域への対応を図るため、多様な給水方法の確保に努める。</p>																																																
2-9-6	<p>4 生活用水の確保</p> <p>生活用水については、プールの水、事業所や個人が所有している井戸水を活用することが有効である。このため、市は、災害時に水を供給することが可能な市内の井戸を対象に水質検査を実施し、実態を把握するとともに、災害時に近隣の市民が利用できる方法と情報の周知について検討を行う。</p>	<p>4 生活用水の確保</p> <p>市は、<u>大量の貯水量を有しているため、飲料可能な水を生活用水として使用することも可能であるが、給水拠点から大量に水を搬送しなければならず</u>、生活用水については、プールの水、事業所や個人が所有している井戸水を活用することが有効である。このため、市は、災害時に水を供給することが可能な市内の井戸を対象に水質検査を実施し、実態を把握するとともに、災害時に近隣の市民が利用できる方法と情報の周知について検討を行う。</p>																																																

頁	新	旧												
2-9-7 ●	<p>第4節 備蓄倉庫及び<u>物資</u>拠点の整備</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">機 関 名</th> <th>対 策 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">市</td> <td> 1 備蓄倉庫の確保及び平常時における管理運営を行う。 2 備蓄(都の事前寄託分を含む。)する食料、生活必需品等の輸送及び配分の方法について定めておく。(経済班) 3 市が避難所等へ食料及び生活必需品等を搬送するための仕分け・一時的保管機能を持つ場所として、あらかじめ地域内輸送拠点を選定し、都福祉保健局に報告する。 <u>4 市は、救援物資等の受入れ及び配送について事業所と協定を締結している。市の要請に基づき、事業所等に物資集積・搬送拠点を設置する。</u> <u>5 物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、物資拠点の登録に努めるものとする。</u> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">都</td> <td> 1 国や他道府県等からの支援物資を円滑に受け入れるため、あらかじめ受援体制を整える。 2 迅速かつ的確に物資を輸送するため<u>都備蓄</u>倉庫を配置する。 3 都の備蓄物資を管理する。 <u>4 都備蓄倉庫及びトラックターミナルの効率的な運営体制を構築する。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	対 策 内 容	市	1 備蓄倉庫の確保及び平常時における管理運営を行う。 2 備蓄(都の事前寄託分を含む。)する食料、生活必需品等の輸送及び配分の方法について定めておく。(経済班) 3 市が避難所等へ食料及び生活必需品等を搬送するための仕分け・一時的保管機能を持つ場所として、あらかじめ地域内輸送拠点を選定し、都福祉保健局に報告する。 <u>4 市は、救援物資等の受入れ及び配送について事業所と協定を締結している。市の要請に基づき、事業所等に物資集積・搬送拠点を設置する。</u> <u>5 物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、物資拠点の登録に努めるものとする。</u>	都	1 国や他道府県等からの支援物資を円滑に受け入れるため、あらかじめ受援体制を整える。 2 迅速かつ的確に物資を輸送するため <u>都備蓄</u> 倉庫を配置する。 3 都の備蓄物資を管理する。 <u>4 都備蓄倉庫及びトラックターミナルの効率的な運営体制を構築する。</u>	<p>第4節 備蓄倉庫及び<u>輸送</u>拠点の整備</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">機 関 名</th> <th>対 策 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">市</td> <td> 1 備蓄倉庫の確保及び平常時における管理運営を行う。 2 備蓄(都の事前寄託分を含む。)する食料、生活必需品等の輸送及び配分の方法について定めておく。(経済班) 3 市が避難所等へ食料及び生活必需品等を搬送するための仕分け・一時的保管機能を持つ場所として、あらかじめ地域内輸送拠点を選定し、都福祉保健局に報告する。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">都</td> <td> 1 国や他道府県等からの支援物資を円滑に受け入れるため、あらかじめ受援体制を整える。 2 迅速かつ的確に物資を輸送するため、<u>直営</u>倉庫を配置する。 3 都の備蓄物資を管理する。 <u>4 直営倉庫及びトラックターミナル等の広域輸送基地の効率的な運営体制を構築する。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	対 策 内 容	市	1 備蓄倉庫の確保及び平常時における管理運営を行う。 2 備蓄(都の事前寄託分を含む。)する食料、生活必需品等の輸送及び配分の方法について定めておく。(経済班) 3 市が避難所等へ食料及び生活必需品等を搬送するための仕分け・一時的保管機能を持つ場所として、あらかじめ地域内輸送拠点を選定し、都福祉保健局に報告する。	都	1 国や他道府県等からの支援物資を円滑に受け入れるため、あらかじめ受援体制を整える。 2 迅速かつ的確に物資を輸送するため、 <u>直営</u> 倉庫を配置する。 3 都の備蓄物資を管理する。 <u>4 直営倉庫及びトラックターミナル等の広域輸送基地の効率的な運営体制を構築する。</u>
機 関 名	対 策 内 容													
市	1 備蓄倉庫の確保及び平常時における管理運営を行う。 2 備蓄(都の事前寄託分を含む。)する食料、生活必需品等の輸送及び配分の方法について定めておく。(経済班) 3 市が避難所等へ食料及び生活必需品等を搬送するための仕分け・一時的保管機能を持つ場所として、あらかじめ地域内輸送拠点を選定し、都福祉保健局に報告する。 <u>4 市は、救援物資等の受入れ及び配送について事業所と協定を締結している。市の要請に基づき、事業所等に物資集積・搬送拠点を設置する。</u> <u>5 物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、物資拠点の登録に努めるものとする。</u>													
都	1 国や他道府県等からの支援物資を円滑に受け入れるため、あらかじめ受援体制を整える。 2 迅速かつ的確に物資を輸送するため <u>都備蓄</u> 倉庫を配置する。 3 都の備蓄物資を管理する。 <u>4 都備蓄倉庫及びトラックターミナルの効率的な運営体制を構築する。</u>													
機 関 名	対 策 内 容													
市	1 備蓄倉庫の確保及び平常時における管理運営を行う。 2 備蓄(都の事前寄託分を含む。)する食料、生活必需品等の輸送及び配分の方法について定めておく。(経済班) 3 市が避難所等へ食料及び生活必需品等を搬送するための仕分け・一時的保管機能を持つ場所として、あらかじめ地域内輸送拠点を選定し、都福祉保健局に報告する。													
都	1 国や他道府県等からの支援物資を円滑に受け入れるため、あらかじめ受援体制を整える。 2 迅速かつ的確に物資を輸送するため、 <u>直営</u> 倉庫を配置する。 3 都の備蓄物資を管理する。 <u>4 直営倉庫及びトラックターミナル等の広域輸送基地の効率的な運営体制を構築する。</u>													
2-9-8 □	<p><u>【民間施設との協定に基づく備蓄倉庫】</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">施設名</th> <th style="width: 30%;">所在地</th> <th style="width: 40%;">延床面積(m²)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>特別養護老人ホーム ハビネス昭和の森</u></td> <td style="text-align: center;"><u>拜島町 4036-14</u></td> <td style="text-align: center;"><u>21.9</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>児童発達プラザホエール</u></td> <td style="text-align: center;"><u>つつじが丘 3-3-1</u></td> <td style="text-align: center;"><u>5.5</u></td> </tr> </tbody> </table>	施設名	所在地	延床面積(m ²)	<u>特別養護老人ホーム ハビネス昭和の森</u>	<u>拜島町 4036-14</u>	<u>21.9</u>	<u>児童発達プラザホエール</u>	<u>つつじが丘 3-3-1</u>	<u>5.5</u>	新規			
施設名	所在地	延床面積(m ²)												
<u>特別養護老人ホーム ハビネス昭和の森</u>	<u>拜島町 4036-14</u>	<u>21.9</u>												
<u>児童発達プラザホエール</u>	<u>つつじが丘 3-3-1</u>	<u>5.5</u>												

頁	新	旧								
2-10-3 ●	<p>第10章 放射性物質対策 第3節 市民への情報提供等</p> <table border="1" data-bbox="293 276 1191 798"> <thead> <tr> <th data-bbox="293 276 443 312">機 関 名</th> <th data-bbox="443 276 1191 312">対 策 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="293 312 443 798">都</td> <td data-bbox="443 312 1191 798"> <p>1 都は、国、所在道府県及び原子力事業者と協力して、周辺住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について広報活動等を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 放射性物質及び放射線の特性に関すること ・ 原子力施設の概要に関すること ・ 原子力災害とその特性に関すること ・ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること ・ 緊急時に都や国等が講じる対策の内容に関すること <p><u>・ 緊急時に住民が取るべき行動に関すること</u></p> <p>2 防災の知識の普及と啓発に際しては、高齢者、障害者、難病患者、外国人、乳幼児その他のいわゆる要配慮者のニーズを十分に踏まえ、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、<u>男女双方など多様な性の在り方の視点に十分に配慮するよう努める。</u></p> <p>3 教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努める。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	対 策 内 容	都	<p>1 都は、国、所在道府県及び原子力事業者と協力して、周辺住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について広報活動等を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 放射性物質及び放射線の特性に関すること ・ 原子力施設の概要に関すること ・ 原子力災害とその特性に関すること ・ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること ・ 緊急時に都や国等が講じる対策の内容に関すること <p><u>・ 緊急時に住民が取るべき行動に関すること</u></p> <p>2 防災の知識の普及と啓発に際しては、高齢者、障害者、難病患者、外国人、乳幼児その他のいわゆる要配慮者のニーズを十分に踏まえ、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、<u>男女双方など多様な性の在り方の視点に十分に配慮するよう努める。</u></p> <p>3 教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努める。</p>	<p>第10章 放射性物質対策 第3節 市民への情報提供等</p> <table border="1" data-bbox="1218 276 2130 734"> <thead> <tr> <th data-bbox="1218 276 1368 312">機 関 名</th> <th data-bbox="1368 276 2130 312">対 策 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1218 312 1368 734">都</td> <td data-bbox="1368 312 2130 734"> <p>1 都は、国、所在道府県及び原子力事業者と協力して、周辺住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について広報活動等を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 放射性物質及び放射線の特性に関すること ・ 原子力施設の概要に関すること ・ 原子力災害とその特性に関すること ・ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること ・ 緊急時に都や国等が講じる対策の内容に関すること <p>2 防災の知識の普及と啓発に際しては、高齢者、障害者、難病患者、外国人、乳幼児その他のいわゆる要配慮者のニーズを十分に踏まえ、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。</p> <p>3 教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努める。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	対 策 内 容	都	<p>1 都は、国、所在道府県及び原子力事業者と協力して、周辺住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について広報活動等を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 放射性物質及び放射線の特性に関すること ・ 原子力施設の概要に関すること ・ 原子力災害とその特性に関すること ・ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること ・ 緊急時に都や国等が講じる対策の内容に関すること <p>2 防災の知識の普及と啓発に際しては、高齢者、障害者、難病患者、外国人、乳幼児その他のいわゆる要配慮者のニーズを十分に踏まえ、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。</p> <p>3 教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努める。</p>
機 関 名	対 策 内 容									
都	<p>1 都は、国、所在道府県及び原子力事業者と協力して、周辺住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について広報活動等を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 放射性物質及び放射線の特性に関すること ・ 原子力施設の概要に関すること ・ 原子力災害とその特性に関すること ・ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること ・ 緊急時に都や国等が講じる対策の内容に関すること <p><u>・ 緊急時に住民が取るべき行動に関すること</u></p> <p>2 防災の知識の普及と啓発に際しては、高齢者、障害者、難病患者、外国人、乳幼児その他のいわゆる要配慮者のニーズを十分に踏まえ、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、<u>男女双方など多様な性の在り方の視点に十分に配慮するよう努める。</u></p> <p>3 教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努める。</p>									
機 関 名	対 策 内 容									
都	<p>1 都は、国、所在道府県及び原子力事業者と協力して、周辺住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について広報活動等を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 放射性物質及び放射線の特性に関すること ・ 原子力施設の概要に関すること ・ 原子力災害とその特性に関すること ・ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること ・ 緊急時に都や国等が講じる対策の内容に関すること <p>2 防災の知識の普及と啓発に際しては、高齢者、障害者、難病患者、外国人、乳幼児その他のいわゆる要配慮者のニーズを十分に踏まえ、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。</p> <p>3 教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努める。</p>									
2-11-1 ●	<p>第11章 市民生活の早期再建対策 第1節 基本的考え方</p> <p>震災後に市の都市機能を再生するためには、被災した市民の生活再建を早期に復旧させることが重要である。そのためには、罹災証明書の発行、応急仮設住宅の供給、災害用トイレ及びし尿処理体制、<u>災害廃棄物</u>処理などの対策を進めていく必要がある。</p>	<p>第11章 市民生活の早期再建対策 第1節 基本的考え方</p> <p>震災後に市の都市機能を再生するためには、被災した市民の生活再建を早期に復旧させることが重要である。そのためには、罹災証明書の発行、応急仮設住宅の供給、災害用トイレ及びし尿処理体制、<u>がれき</u>処理などの対策を進めていく必要がある。</p>								
2-11-1 ●	<p>1 現状</p> <p>(1) 生活再建対策</p> <p>罹災証明書の発行については、これまでの計画では昭島消防署と連携し、発行することとしていたが、手作業での発行となり、震災時における同時に多数発生する証明業務が遅延する可能性が高い。このことから、市は平成24年度から、被災者生活再建支援システムを導入している。</p> <p>(2) 災害用トイレの備蓄</p> <p>災害用トイレについては、避難者75人／1基を目安に備蓄している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 仮設トイレ 72基、マンホール型トイレ<u>328</u>基 計<u>400</u>基 ・ 携帯用トイレ <u>21,400</u>個 <p>また、し尿収集車は、委託業者所有車両が2台配置されている。</p>	<p>1 現状</p> <p>(1) 生活再建対策</p> <p>罹災証明書の発行については、これまでの計画では昭島消防署と連携し、発行することとしていたが、手作業での発行となり、震災時における同時に多数発生する証明業務が遅延する可能性が高い。このことから、市は平成24年度から、被災者生活再建支援システムを導入している。</p> <p>(2) 災害用トイレの備蓄</p> <p>災害用トイレについては、避難者75人／1基を目安に備蓄している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 仮設トイレ 72基、マンホール型トイレ<u>329</u>基 計<u>401</u>基 <u>充足率100% (令和3年3月末)</u> ・ 携帯用トイレ <u>21,600</u>個 <p>また、し尿収集車は、委託業者所有車両が2台配置されている。</p>								

頁	新	旧
2-11-1 ●	<p>2 課題</p> <p>本計画の想定地震である立川断層帯地震の被害想定では、「<u>首都直下地震等による東京の被害想定報告書（令和4年5月）</u>」によると、建物被害は、全壊建物が<u>1,669</u>棟、半壊建物<u>2,299</u>棟、火災による建物焼失（倒壊建物含まず）<u>2,837</u>棟、<u>災害廃棄物の推定発生量56万トン</u>、避難所避難者は、<u>最大24,956</u>人、断水率が<u>47.4%</u>、下水道管きよ被害率が<u>5.1%</u>となっており、大きな被害が想定され、以下の課題がある。</p>	<p>2 課題</p> <p>本計画の想定地震である立川断層帯地震の被害想定では、建物被害では、全壊建物が<u>2,604</u>棟、半壊建物<u>2,929</u>棟、火災による建物焼失（倒壊建物含まず）<u>1,972</u>棟、がれきの推定発生量<u>63</u>万トン、避難所生活者は、<u>30,000</u>人、断水率が<u>13.3%</u>、下水道管きよ被害率が<u>22.2%</u>となっており、大きな被害が想定され、以下の課題がある。</p>
2-11-1 ●	<p>(1) 生活再建対策</p> <p>罹災証明は、被災後の全ての生活再建支援の手続の基礎となるものであり、迅速に発行する必要がある。また、罹災証明の発行対象となる家屋は、約<u>6,800</u>棟と想定されるため、建物被害認定を早急に実施する体制整備が必要である。市は、被災者生活再建支援システムを導入しており、災害時に円滑に活用できるよう、システムの習熟が必要である。また、被災者に対する義援金については、被害状況等を踏まえた配分方針の決定を迅速に行う必要がある。</p>	<p>(1) 生活再建対策</p> <p>罹災証明は、被災後の全ての生活再建支援の手続の基礎となるものであり、迅速に発行する必要がある。また、罹災証明の発行対象となる家屋は、約<u>7,500</u>棟と想定されるため、建物被害認定を早急に実施する体制整備が必要である。市は、被災者生活再建支援システムを導入しており、災害時に円滑に活用できるよう、システムの習熟が必要である。また、被災者に対する義援金については、被害状況等を踏まえた配分方針の決定を迅速に行う必要がある。</p>
2-11-1 ● □	<p>(2) 災害用トイレの確保等</p> <p>発災時には、<u>47.4%</u>の上水道の被害と、<u>5.1%</u>の下水道の被害が想定されている。上下水道の復旧（特に下水道の復旧）までの間、被災後のトイレ機能の確保に向けた手続きを講じる必要がある。</p> <p>また、避難所生活が想定される人数を考慮し、備蓄量と備蓄計画の見直しを図る必要がある。<u>過去の災害における確保数や、安全性、衛生・快適性、女性・要配慮者等の多様な視点を考慮（内閣府「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」参照）すると、災害発生当初は、避難者約50人当たり1基、その後、避難が長期化する場合には、約20人当たり1基の災害用トイレを確保する必要がある。トイレの個数については、施設のトイレの個室（洋式便器で携帯トイレを使用）と災害用トイレを合わせた数として算出することから、各避難所に指定されている施設では、洋式トイレの設置をさらに推進する必要がある。</u></p>	<p>(2) 災害用トイレの確保等</p> <p>発災時には、<u>13.3%</u>の上水道の被害と、<u>22.2%</u>の下水道の被害が想定されている。上下水道の復旧（特に下水道の復旧）までの間、被災後のトイレ機能の確保に向けた手続きを講じる必要がある。</p> <p>また、避難所生活が想定される人数の増加に伴い、備蓄量と備蓄計画の見直しを図る必要がある。</p>
2-11-2 ●	<p>(3) <u>災害廃棄物</u>処理対策</p> <p>最大で<u>56</u>万トンが発生する<u>災害廃棄物</u>を処理するためには、一時的な集積場所や最終処分場を検討する必要がある。</p> <p>また、一般廃棄物焼却施設が再稼動するためには、<u>電気等のライフライン</u>の復旧が必要である。それまでの間に避難所等から発生するごみについても、一時的に集積する場所が必要となる。</p>	<p>(3) <u>がれき</u>処理対策</p> <p>最大で<u>63</u>万トンが発生するがれきを処理するためには、一時的な集積場所や最終処分場を検討する必要がある。</p> <p>また、一般廃棄物焼却施設が再稼動するためには、<u>電気や水道</u>の復旧が必要である。それまでの間に避難所等から発生するごみについても、一時的に集積する場所が必要となる。</p>

頁	新	旧																
2-11-3 ●	<p>第2節 生活再建の事前準備</p> <p>1 罹災証明の発行</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="293 276 421 341">機 関 名</th> <th data-bbox="421 276 1191 341">対 策 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="293 341 421 635">市</td> <td data-bbox="421 341 1191 635"> 1 災害対策基本法第2条第1号に規定する災害において、罹災証明の発行手続を実施する。 2 都が作成するガイドラインに基づき、現況の住家被害認定調査手法や、罹災証明の発行、被災者台帳の作成体制を把握し、必要に応じて調査員不足が想定されるマンパワーや各種情報連携に必要なシステム化を検証する。(導入した被災者生活再建支援システムの習熟を図る。) 3 調査手法や罹災証明事務手続に関する訓練、職員研修を実施する。 <u>4 昭島消防署との協定締結や事前協議による罹災証明発行に係る火災被害の情報共有等、連携体制を確立する。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 635 421 991">都</td> <td data-bbox="421 635 1191 991"> 1 「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」の実効性の向上及び継続的な見直しを実施する。 <u>2 被災者生活再建支援業務に係るシステムのうち、都内区市町村が導入しやすい環境整備として構築した「被災者生活再建支援システム共同利用版」に関する調整及び合意形成を図る。</u> 3 罹災証明の発行根拠となる、災害に係る住家被害認定調査や罹災証明書の発行体制等に関する研修及び訓練を実施する。 4 区市町村と都が協働で設立した「東京都被災者生活再建支援システム利用協議会」において、災害に係る住家被害認定調査、罹災証明発行、被災者台帳の作成まで一貫した実施体制を検討する。 5 市の応援要員の確保を検討する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 991 421 1090">昭島消防署</td> <td data-bbox="421 991 1191 1090"> 1 火災による被害状況調査体制の充実を図る。 2 市との協定締結や事前協議による罹災証明発行に係る火災被害の情報共有等、連携体制を確立する。 </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	対 策 内 容	市	1 災害対策基本法第2条第1号に規定する災害において、罹災証明の発行手続を実施する。 2 都が作成するガイドラインに基づき、現況の住家被害認定調査手法や、罹災証明の発行、被災者台帳の作成体制を把握し、必要に応じて調査員不足が想定されるマンパワーや各種情報連携に必要なシステム化を検証する。(導入した被災者生活再建支援システムの習熟を図る。) 3 調査手法や罹災証明事務手続に関する訓練、職員研修を実施する。 <u>4 昭島消防署との協定締結や事前協議による罹災証明発行に係る火災被害の情報共有等、連携体制を確立する。</u>	都	1 「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」の実効性の向上及び継続的な見直しを実施する。 <u>2 被災者生活再建支援業務に係るシステムのうち、都内区市町村が導入しやすい環境整備として構築した「被災者生活再建支援システム共同利用版」に関する調整及び合意形成を図る。</u> 3 罹災証明の発行根拠となる、災害に係る住家被害認定調査や罹災証明書の発行体制等に関する研修及び訓練を実施する。 4 区市町村と都が協働で設立した「東京都被災者生活再建支援システム利用協議会」において、災害に係る住家被害認定調査、罹災証明発行、被災者台帳の作成まで一貫した実施体制を検討する。 5 市の応援要員の確保を検討する。	昭島消防署	1 火災による被害状況調査体制の充実を図る。 2 市との協定締結や事前協議による罹災証明発行に係る火災被害の情報共有等、連携体制を確立する。	<p>第2節 生活再建の事前準備</p> <p>1 罹災証明の発行</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1218 276 1346 341">機 関 名</th> <th data-bbox="1346 276 2128 341">対 策 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1218 341 1346 571">市</td> <td data-bbox="1346 341 2128 571"> 1 災害対策基本法第2条第1号に規定する災害において、罹災証明の発行手続を実施する。 2 都が作成するガイドラインに基づき、現況の住家被害認定調査手法や、罹災証明の発行、被災者台帳の作成体制を把握し、必要に応じて調査員不足が想定されるマンパワーや各種情報連携に必要なシステム化を検証する。(導入した被災者生活再建支援システムの習熟を図る。) 3 調査手法や罹災証明事務手続に関する訓練、職員研修を実施する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1218 571 1346 865">都</td> <td data-bbox="1346 571 2128 865"> 1 「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」の実効性の向上及び継続的な見直しを実施する。 2 共同利用版のシステム利用に関する区市町村間の調整を図る。 3 罹災証明の発行根拠となる、災害に係る住家被害認定調査の研修を実施する。 4 区市町村と都が協働で設立した「東京都被災者生活再建支援システム利用協議会」において、災害に係る住家被害認定調査、罹災証明発行、被災者台帳の作成まで一貫した実施体制を検討する。 5 市の応援要員の確保を検討する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1218 865 1346 959">昭島消防署</td> <td data-bbox="1346 865 2128 959"> 1 火災による被害状況調査体制の充実を図る。 2 市との協定締結や事前協議による罹災証明発行に係る連携体制を確立する。 </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	対 策 内 容	市	1 災害対策基本法第2条第1号に規定する災害において、罹災証明の発行手続を実施する。 2 都が作成するガイドラインに基づき、現況の住家被害認定調査手法や、罹災証明の発行、被災者台帳の作成体制を把握し、必要に応じて調査員不足が想定されるマンパワーや各種情報連携に必要なシステム化を検証する。(導入した被災者生活再建支援システムの習熟を図る。) 3 調査手法や罹災証明事務手続に関する訓練、職員研修を実施する。	都	1 「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」の実効性の向上及び継続的な見直しを実施する。 2 共同利用版のシステム利用に関する区市町村間の調整を図る。 3 罹災証明の発行根拠となる、災害に係る住家被害認定調査の研修を実施する。 4 区市町村と都が協働で設立した「東京都被災者生活再建支援システム利用協議会」において、災害に係る住家被害認定調査、罹災証明発行、被災者台帳の作成まで一貫した実施体制を検討する。 5 市の応援要員の確保を検討する。	昭島消防署	1 火災による被害状況調査体制の充実を図る。 2 市との協定締結や事前協議による罹災証明発行に係る連携体制を確立する。
	機 関 名	対 策 内 容																
	市	1 災害対策基本法第2条第1号に規定する災害において、罹災証明の発行手続を実施する。 2 都が作成するガイドラインに基づき、現況の住家被害認定調査手法や、罹災証明の発行、被災者台帳の作成体制を把握し、必要に応じて調査員不足が想定されるマンパワーや各種情報連携に必要なシステム化を検証する。(導入した被災者生活再建支援システムの習熟を図る。) 3 調査手法や罹災証明事務手続に関する訓練、職員研修を実施する。 <u>4 昭島消防署との協定締結や事前協議による罹災証明発行に係る火災被害の情報共有等、連携体制を確立する。</u>																
都	1 「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」の実効性の向上及び継続的な見直しを実施する。 <u>2 被災者生活再建支援業務に係るシステムのうち、都内区市町村が導入しやすい環境整備として構築した「被災者生活再建支援システム共同利用版」に関する調整及び合意形成を図る。</u> 3 罹災証明の発行根拠となる、災害に係る住家被害認定調査や罹災証明書の発行体制等に関する研修及び訓練を実施する。 4 区市町村と都が協働で設立した「東京都被災者生活再建支援システム利用協議会」において、災害に係る住家被害認定調査、罹災証明発行、被災者台帳の作成まで一貫した実施体制を検討する。 5 市の応援要員の確保を検討する。																	
昭島消防署	1 火災による被害状況調査体制の充実を図る。 2 市との協定締結や事前協議による罹災証明発行に係る火災被害の情報共有等、連携体制を確立する。																	
機 関 名	対 策 内 容																	
市	1 災害対策基本法第2条第1号に規定する災害において、罹災証明の発行手続を実施する。 2 都が作成するガイドラインに基づき、現況の住家被害認定調査手法や、罹災証明の発行、被災者台帳の作成体制を把握し、必要に応じて調査員不足が想定されるマンパワーや各種情報連携に必要なシステム化を検証する。(導入した被災者生活再建支援システムの習熟を図る。) 3 調査手法や罹災証明事務手続に関する訓練、職員研修を実施する。																	
都	1 「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」の実効性の向上及び継続的な見直しを実施する。 2 共同利用版のシステム利用に関する区市町村間の調整を図る。 3 罹災証明の発行根拠となる、災害に係る住家被害認定調査の研修を実施する。 4 区市町村と都が協働で設立した「東京都被災者生活再建支援システム利用協議会」において、災害に係る住家被害認定調査、罹災証明発行、被災者台帳の作成まで一貫した実施体制を検討する。 5 市の応援要員の確保を検討する。																	
昭島消防署	1 火災による被害状況調査体制の充実を図る。 2 市との協定締結や事前協議による罹災証明発行に係る連携体制を確立する。																	
2-11-4	<p>3 建設型応急住宅に関する計画の策定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="293 1123 421 1158">機 関 名</th> <th data-bbox="421 1123 1191 1158">対 策 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="293 1158 421 1289">市</td> <td data-bbox="421 1158 1191 1289"> <u>あらかじめ次の点を考慮の上、建設候補地を決定する。</u> 1 接道及び用地の整備状況 2 ライフラインの状況(埋設配管) 3 避難場所などの利用の有無 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 1289 421 1385">都</td> <td data-bbox="421 1289 1191 1385"> 1 建設候補地について、年1回区市町村から報告を求める。 2 建設候補地の状況に基づき、建設型応急住宅の配置計画を検討する。 3 規模に対応したコミュニティ施設等の設置を検討する。 </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	対 策 内 容	市	<u>あらかじめ次の点を考慮の上、建設候補地を決定する。</u> 1 接道及び用地の整備状況 2 ライフラインの状況(埋設配管) 3 避難場所などの利用の有無	都	1 建設候補地について、年1回区市町村から報告を求める。 2 建設候補地の状況に基づき、建設型応急住宅の配置計画を検討する。 3 規模に対応したコミュニティ施設等の設置を検討する。	新規										
機 関 名	対 策 内 容																	
市	<u>あらかじめ次の点を考慮の上、建設候補地を決定する。</u> 1 接道及び用地の整備状況 2 ライフラインの状況(埋設配管) 3 避難場所などの利用の有無																	
都	1 建設候補地について、年1回区市町村から報告を求める。 2 建設候補地の状況に基づき、建設型応急住宅の配置計画を検討する。 3 規模に対応したコミュニティ施設等の設置を検討する。																	

頁	新	旧						
2-11-4 ●	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="286 217 1196 244">4 被災者支援</th> </tr> <tr> <th data-bbox="286 244 510 280">機 関 名</th> <th data-bbox="510 244 1196 280">対 策 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="286 280 510 403">市</td> <td data-bbox="510 280 1196 403"> <u>災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	4 被災者支援		機 関 名	対 策 内 容	市	<u>災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</u>	新規
4 被災者支援								
機 関 名	対 策 内 容							
市	<u>災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</u>							

2-11-5 ●	<p>第3節 し尿処理等</p> <p>市は、ライフラインの被災により、通常のし尿処理が困難となった場合を想定し、災害用トイレを確保するとともに、市が各避難所や避難場所等から収集したし尿の処理体制を確保する。<u>災害用トイレの確保は、災害発生当初は、避難者約50人当たり1基、その後、避難が長期化する場合には、約20人当たり1基の災害用トイレの確保に努める。トイレの個数については、内閣府「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」に基づき、施設のトイレの個室（洋式便器で携帯トイレを使用）と災害用トイレを合わせた数として算出する。併せて、安全性、衛生・快適性、女性・要配慮者等の多様な視点を考慮する。</u></p>	
	機 関 名	対 策 内 容
	市	<p>1 災害用トイレの確保</p> <p>(1) <u>避難者50人あたり1基（避難が長期化した場合には約20人に1基）の災害用トイレの確保に努める。</u> 想定避難所避難者 24,956人 必要な災害用トイレ数 500基</p> <p>(2) 仮設トイレ以外の携帯トイレや簡易トイレ等も確保する。</p> <p>(3) 要配慮者用トイレ（洋式トイレ等）の備蓄に配慮する。</p> <p>(4) 強固な構造のトイレや防犯性の高いトイレ等の備蓄により、利用者の利便性を確保する。</p> <p>(5) 仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等に関するマニュアルを作成する。</p> <p>2 し尿の収集・運搬に関する現況を把握し、し尿処理運搬車等を確保する。</p> <p>3 避難所等の給排水設備の耐震化を確保するとともに、避難所毎の避難者数に応じた生活用水を確保する。</p> <p>4 トイレの設置ができるマンホールの設置拡大を行う。</p> <p>5 「災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書」に基づき都下水道局が管理する多摩川上流水再生センターへの収集・運搬体制の確保等を行う。</p> <p>6 仮設トイレ等の設置箇所や備蓄等をあらかじめ住民に周知し、災害用トイレに関する知識の普及啓発に努める。</p>
都	<p><u>1 区市町村と連携し、災害用トイレの需要と供給や、災害関連死対策の観点、女性・要配慮者等の視点を踏まえた総合的なトイレ対策を推進する。</u></p> <p><u>2 区市町村の対応のみでは困難となった場合に備え、し尿収集車の確保に関する区市町村と関連事業者との協定等の締結を推進する。</u></p> <p><u>3 し尿の収集・運搬に関する広域的な調整を円滑に実施する。</u></p> <p><u>4 避難所となる公立学校のトイレの洋式化やマンホールトイレ等の災害用トイレ整備を行う区市町村を支援する。</u></p>	

<p>第3節 し尿処理等</p> <p>市は、ライフラインの被災により、通常のし尿処理が困難となった場合を想定し、災害用トイレを確保するとともに、市が各避難所や避難場所等から収集したし尿の処理体制を確保する。</p>	
機 関 名	対 策 内 容
市	<p>1 災害用トイレの確保</p> <p>(1) <u>避難者75人あたり1基の災害用トイレを確保する。</u> 想定避難所生活者 30,000人 必要な災害用トイレ数 400基</p> <p>(2) 仮設トイレ以外の携帯トイレや簡易トイレ等も確保する。</p> <p>(3) 要配慮者用トイレ（洋式トイレ等）の備蓄に配慮する。</p> <p>(4) 強固な構造のトイレや防犯性の高いトイレ等の備蓄により、利用者の利便性を確保する。</p> <p>(5) 仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等に関するマニュアルを作成する。</p> <p>2 し尿の収集・運搬に関する現況を把握し、し尿処理運搬車等を確保する。</p> <p>3 避難所の上下水道の耐震化を確保するとともに、避難所毎の避難者数に応じた生活用水を確保する。</p> <p>4 トイレの設置ができるマンホールの設置拡大を行う。</p> <p>5 「災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書」に基づき都下水道局が管理する多摩川上流水再生センターへの収集・運搬体制の確保等を行う。</p> <p>6 仮設トイレ等の設置箇所や備蓄等をあらかじめ住民に周知し、災害用トイレに関する知識の普及啓発に努める。</p>
都	<p><u>1 区市町村からの要請に基づき、し尿収集車の確保についての広域的な調整・応援要請を行う。</u></p> <p><u>2 災害用トイレに関する広域的な調整等を行う。</u></p>
事業所 家庭	<p>1 当面の目標として、最低3日分の災害用トイレ、トイレ用品を備蓄する。</p> <p>2 水の汲み置き等により生活用水を確保する。</p>

頁	新	旧																														
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="293 215 405 309">事業所 家庭</td> <td data-bbox="405 215 1198 309"> 1 当面の目標として、最低3日分の災害用トイレ、トイレ用品を備蓄する。 2 水の汲み置き等により生活用水を確保する。 </td> </tr> </table>	事業所 家庭	1 当面の目標として、最低3日分の災害用トイレ、トイレ用品を備蓄する。 2 水の汲み置き等により生活用水を確保する。																													
事業所 家庭	1 当面の目標として、最低3日分の災害用トイレ、トイレ用品を備蓄する。 2 水の汲み置き等により生活用水を確保する。																															
2-11-6 □	<p>第4節 ごみ処理 大量に発生するごみの処理は、市を実施主体として、必要に応じて都が支援して収集・運搬機材等を確保し、迅速な処理体制を整備する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="293 534 405 566">機関名</th> <th colspan="3" data-bbox="405 534 1198 566">対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="293 566 405 799">市</td> <td colspan="3" data-bbox="405 566 1198 799"> 1 事前に災害発生時の災害廃棄物処理計画を策定する。 2 ごみ処理に関する窓口を設置する。 3 市内の廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握し、施設の耐震化の促進や不足が想定されるマンパワーや資機材に対する備えを検証、確保する。 【収集運搬車両】 <table border="1"> <tr> <td data-bbox="421 730 680 762">4 t 塵芥収集車 2 台</td> <td data-bbox="680 730 938 762">2 t 塵芥収集車30台</td> <td data-bbox="938 730 1189 762">深ダンプ収集車 9 台</td> </tr> </table> (委託業者車両数を含む) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 799 405 984">都</td> <td colspan="3" data-bbox="405 799 1198 984"> 1 区市町村を通して、都内全域のごみ処理体制を把握する。 2 市の応援要請に迅速に対応するため、都内のごみ収集・運搬機材等や廃棄物処理施設の現況を把握、機材の確保や処理体制の協力体制を構築する。 3 都の対策全般を総括し、広域的なごみ処理体制について連携体制の構築を推進する。 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対策内容			市	1 事前に災害発生時の 災害廃棄物処理計画 を策定する。 2 ごみ処理に関する窓口を設置する。 3 市内の廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握し、施設の耐震化の促進や不足が想定されるマンパワーや資機材に対する備えを検証、 確保 する。 【収集運搬車両】 <table border="1"> <tr> <td data-bbox="421 730 680 762">4 t 塵芥収集車 2 台</td> <td data-bbox="680 730 938 762">2 t 塵芥収集車30台</td> <td data-bbox="938 730 1189 762">深ダンプ収集車 9 台</td> </tr> </table> (委託業者車両数を含む)			4 t 塵芥収集車 2 台	2 t 塵芥収集車30台	深ダンプ収集車 9 台	都	1 区市町村を通して、都内全域のごみ処理体制を把握する。 2 市の応援要請に迅速に対応するため、都内のごみ収集・運搬機材等や廃棄物処理施設の現況を把握、機材の確保や処理体制の協力体制を構築する。 3 都の対策全般を総括し、広域的なごみ処理体制について連携体制の構築を推進する。			<p>第4節 ごみ処理 大量に発生するごみの処理は、市を実施主体として、必要に応じて都が支援して収集・運搬機材等を確保し、迅速な処理体制を整備する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1223 534 1335 566">機関名</th> <th colspan="3" data-bbox="1335 534 2132 566">対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1223 566 1335 831">市</td> <td colspan="3" data-bbox="1335 566 2132 831"> 1 事前に災害発生時のごみ処理マニュアルを策定する。 2 ごみ処理に関する窓口を設置する。 3 市内の廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握し、施設の耐震化の促進や不足が想定されるマンパワーや資機材に対する備えを検証し、ごみ処理計画を策定する。 【収集運搬車両】 <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1350 762 1610 794">4 t 塵芥収集車 2 台</td> <td data-bbox="1610 762 1868 794">2 t 塵芥収集車30台</td> <td data-bbox="1868 762 2119 794">深ダンプ収集車 9 台</td> </tr> </table> (委託業者車両数を含む) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1223 831 1335 984">都</td> <td colspan="3" data-bbox="1335 831 2132 984"> 1 区市町村を通して、都内全域のごみ処理体制を把握する。 2 市の応援要請に迅速に対応するため、都内のごみ収集・運搬機材等や廃棄物処理施設の現況を把握、機材の確保や処理体制の協力体制を構築する。 3 都の対策全般を総括し、広域的なごみ処理体制について連携体制の構築を推進する。 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対策内容			市	1 事前に災害発生時の ごみ処理マニュアル を策定する。 2 ごみ処理に関する窓口を設置する。 3 市内の廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握し、施設の耐震化の促進や不足が想定されるマンパワーや資機材に対する備えを検証し、 ごみ処理計画を策定する 。 【収集運搬車両】 <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1350 762 1610 794">4 t 塵芥収集車 2 台</td> <td data-bbox="1610 762 1868 794">2 t 塵芥収集車30台</td> <td data-bbox="1868 762 2119 794">深ダンプ収集車 9 台</td> </tr> </table> (委託業者車両数を含む)			4 t 塵芥収集車 2 台	2 t 塵芥収集車30台	深ダンプ収集車 9 台	都	1 区市町村を通して、都内全域のごみ処理体制を把握する。 2 市の応援要請に迅速に対応するため、都内のごみ収集・運搬機材等や廃棄物処理施設の現況を把握、機材の確保や処理体制の協力体制を構築する。 3 都の対策全般を総括し、広域的なごみ処理体制について連携体制の構築を推進する。		
機関名	対策内容																															
市	1 事前に災害発生時の 災害廃棄物処理計画 を策定する。 2 ごみ処理に関する窓口を設置する。 3 市内の廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握し、施設の耐震化の促進や不足が想定されるマンパワーや資機材に対する備えを検証、 確保 する。 【収集運搬車両】 <table border="1"> <tr> <td data-bbox="421 730 680 762">4 t 塵芥収集車 2 台</td> <td data-bbox="680 730 938 762">2 t 塵芥収集車30台</td> <td data-bbox="938 730 1189 762">深ダンプ収集車 9 台</td> </tr> </table> (委託業者車両数を含む)			4 t 塵芥収集車 2 台	2 t 塵芥収集車30台	深ダンプ収集車 9 台																										
4 t 塵芥収集車 2 台	2 t 塵芥収集車30台	深ダンプ収集車 9 台																														
都	1 区市町村を通して、都内全域のごみ処理体制を把握する。 2 市の応援要請に迅速に対応するため、都内のごみ収集・運搬機材等や廃棄物処理施設の現況を把握、機材の確保や処理体制の協力体制を構築する。 3 都の対策全般を総括し、広域的なごみ処理体制について連携体制の構築を推進する。																															
機関名	対策内容																															
市	1 事前に災害発生時の ごみ処理マニュアル を策定する。 2 ごみ処理に関する窓口を設置する。 3 市内の廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握し、施設の耐震化の促進や不足が想定されるマンパワーや資機材に対する備えを検証し、 ごみ処理計画を策定する 。 【収集運搬車両】 <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1350 762 1610 794">4 t 塵芥収集車 2 台</td> <td data-bbox="1610 762 1868 794">2 t 塵芥収集車30台</td> <td data-bbox="1868 762 2119 794">深ダンプ収集車 9 台</td> </tr> </table> (委託業者車両数を含む)			4 t 塵芥収集車 2 台	2 t 塵芥収集車30台	深ダンプ収集車 9 台																										
4 t 塵芥収集車 2 台	2 t 塵芥収集車30台	深ダンプ収集車 9 台																														
都	1 区市町村を通して、都内全域のごみ処理体制を把握する。 2 市の応援要請に迅速に対応するため、都内のごみ収集・運搬機材等や廃棄物処理施設の現況を把握、機材の確保や処理体制の協力体制を構築する。 3 都の対策全般を総括し、広域的なごみ処理体制について連携体制の構築を推進する。																															

頁	新	旧												
2-11-7 ●	<p>第5節 災害廃棄物処理 大量に発生する災害廃棄物の処理は、市を実施主体として、必要に応じて都が支援して仮置場や最終処分場を確保し、迅速な処理体制を整備する。</p> <table border="1" data-bbox="291 311 1193 798"> <thead> <tr> <th data-bbox="291 311 403 343">機関名</th> <th data-bbox="403 311 1193 343">対 策 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="291 343 403 539">市</td> <td data-bbox="403 343 1193 539"> 1 事前に災害廃棄物処理計画を策定するとともに都の動向等を踏まえ随時修正する。 2 あらかじめ、仮置場候補地を指定する。 3 市内の廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握し、施設の耐震化の促進や不足が想定されるマンパワーや資機材に対する備えを検証し、災害廃棄物処理計画を策定する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="291 539 403 798">都</td> <td data-bbox="403 539 1193 798"> 1 区市町村を通して、都内全域の災害廃棄物処理体制を把握する。 2 関係局と協議し「東京都震災災害廃棄物処理マニュアル」を策定する。 3 市の応援要請に迅速に対応するため、関係機関と連携し、都内の収集機材や中間処理施設の現況を把握し、機材の確保や処理体制の協力体制を構築する。 4 都の対策全般を総括し、広域的な災害廃棄物処理体制について連携体制の構築を推進する。 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対 策 内 容	市	1 事前に 災害廃棄物処理計画 を策定するとともに都の動向等を踏まえ随時修正する。 2 あらかじめ、 仮置場 候補地を指定する。 3 市内の廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握し、施設の耐震化の促進や不足が想定されるマンパワーや資機材に対する備えを検証し、 災害廃棄物 処理計画を策定する。	都	1 区市町村を通して、都内全域の 災害廃棄物 処理体制を把握する。 2 関係局と協議し「東京都震災 災害廃棄物 処理マニュアル」を 策定 する。 3 市の応援要請に迅速に対応するため、 関係機関と連携し 、都内の収集機材や中間処理施設の現況を把握し、機材の確保や処理体制の協力体制を構築する。 4 都の対策全般を総括し、広域的な 災害廃棄物 処理体制について連携体制の構築を推進する。	<p>第5節 がれき処理 大量に発生するがれきの処理は、市を実施主体として、必要に応じて都が支援して一次集積場所や最終処分場を確保し、迅速な処理体制を整備する。</p> <table border="1" data-bbox="1216 311 2134 702"> <thead> <tr> <th data-bbox="1216 311 1328 343">機関名</th> <th data-bbox="1328 311 2134 343">対 策 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1216 343 1328 507">市</td> <td data-bbox="1328 343 2134 507"> 1 事前にがれき処理マニュアルを策定する。 2 あらかじめ、一次集積所候補地を指定する。 3 市内の廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握し、施設の耐震化の促進や不足が想定されるマンパワーや資機材に対する備えを検証し、がれき処理計画を策定する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1216 507 1328 702">都</td> <td data-bbox="1328 507 2134 702"> 1 区市町村を通して、都内全域のごみ処理体制を把握する。 2 関係局と協議し「東京都震災がれき処理マニュアル」を拡充する。 3 市の応援要請に迅速に対応するため、都内の収集機材や中間処理施設の現況を把握し、機材の確保や処理体制の協力体制を構築する。 4 都の対策全般を総括し、広域的ながれき処理体制について連携体制の構築を推進する。 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対 策 内 容	市	1 事前に がれき処理マニュアル を策定する。 2 あらかじめ、 一次集積所 候補地を指定する。 3 市内の廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握し、施設の耐震化の促進や不足が想定されるマンパワーや資機材に対する備えを検証し、 がれき 処理計画を策定する。	都	1 区市町村を通して、都内全域の ごみ 処理体制を把握する。 2 関係局と協議し「東京都震災 がれき 処理マニュアル」を 拡充 する。 3 市の応援要請に迅速に対応するため、都内の収集機材や中間処理施設の現況を把握し、機材の確保や処理体制の協力体制を構築する。 4 都の対策全般を総括し、広域的な がれき 処理体制について連携体制の構築を推進する。
機関名	対 策 内 容													
市	1 事前に 災害廃棄物処理計画 を策定するとともに都の動向等を踏まえ随時修正する。 2 あらかじめ、 仮置場 候補地を指定する。 3 市内の廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握し、施設の耐震化の促進や不足が想定されるマンパワーや資機材に対する備えを検証し、 災害廃棄物 処理計画を策定する。													
都	1 区市町村を通して、都内全域の 災害廃棄物 処理体制を把握する。 2 関係局と協議し「東京都震災 災害廃棄物 処理マニュアル」を 策定 する。 3 市の応援要請に迅速に対応するため、 関係機関と連携し 、都内の収集機材や中間処理施設の現況を把握し、機材の確保や処理体制の協力体制を構築する。 4 都の対策全般を総括し、広域的な 災害廃棄物 処理体制について連携体制の構築を推進する。													
機関名	対 策 内 容													
市	1 事前に がれき処理マニュアル を策定する。 2 あらかじめ、 一次集積所 候補地を指定する。 3 市内の廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握し、施設の耐震化の促進や不足が想定されるマンパワーや資機材に対する備えを検証し、 がれき 処理計画を策定する。													
都	1 区市町村を通して、都内全域の ごみ 処理体制を把握する。 2 関係局と協議し「東京都震災 がれき 処理マニュアル」を 拡充 する。 3 市の応援要請に迅速に対応するため、都内の収集機材や中間処理施設の現況を把握し、機材の確保や処理体制の協力体制を構築する。 4 都の対策全般を総括し、広域的な がれき 処理体制について連携体制の構築を推進する。													
2-11-8 ◆	<p>第6節 災害救助法等 (1) 災害救助法の適用基準 <u>ア 災害が発生した段階の適用</u> 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用基準は災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条に定めるところによるが、都においては、次のいずれか一つに該当する場合、災害救助法を適用する。 <u>(ア)</u> 区市町村の区域内の人口に応じ、住家が滅失した世帯の数が災害救助法施行令別表第1に定める数以上であること。 <u>(イ)</u> 都の区域内で住家が滅失した世帯の数が 災害救助法施行令別表第2に定める数以上あって、区市町村の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が災害救助法施行令別表第3に定める数以上であること。 <u>(ウ)</u> 都の区域内で住家が滅失した世帯の数が災害救助法施行令別表第4に定める数以上の場合又は災害が隔離した地域で発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。 <u>(エ)</u> 多数の者が生命または身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。 <u>イ 災害が発生するおそれ段階の適用</u> <u>災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置され、都が当該本部の所管区域として告示されたときに、都の区域内において災害により被害を受けるおそれがある場合、災害救助法を適用する。</u></p>	<p>第6節 災害救助法等 (1) 災害救助法の適用基準 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用基準は災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条に定めるところによるが、都においては、次のいずれか一つに該当する場合、災害救助法を適用する。 <u>ア</u> 区市町村の区域内の人口に応じ、住家が滅失した世帯の数が災害救助法施行令別表第1に定める数以上であること。 <u>イ</u> 都の区域内で住家が滅失した世帯の数が 災害救助法施行令別表第2に定める数以上あって、区市町村の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が災害救助法施行令別表第3に定める数以上であること。 <u>ウ</u> 都の区域内で住家が滅失した世帯の数が災害救助法施行令別表第4に定める数以上の場合又は災害が隔離した地域で発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。 <u>エ</u> 多数の者が生命または身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。</p>												

頁	新	旧
2-11-8 ◆	<p>(2) 滅失世帯の算定基準 ア 滅失世帯の算定 住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が半壊し、または半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。</p>	<p>(2) 被災世帯の算定基準 ア 被災世帯の算定 住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が半壊し、または半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。</p>
2-11-8 2-11-9 ◆	<p>イ 住家の滅失等の認定 (ア) 住家が滅失したもの <u>(「全壊、全焼又は流出」という。)</u> 住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。 (イ) 住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの <u>(「半壊又は半焼」という。)</u> 住家の損壊または焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。 <u>このうち、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満、またはその住家の損害割合が40%以上50%未満のものを大規模半壊とし、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満、またはその住家の損害割合が30%以上40%未満のものを中規模半壊とする。</u> <u>(ウ) 住家が半壊又は半焼に準ずる程度に損傷したものを(「準半壊」という。)</u> <u>損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもの。</u> (エ) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。 (オ) 上記(ア)及び(イ)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土石竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。</p>	<p>イ 住家の滅失等の認定 (ア) 住家が滅失したもの 住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。 (イ) 住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの 住家の損壊または焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。 (ウ) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの (エ) 上記(ア)及び(イ)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土石竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの</p>
2-11-9 ◆	<p>ウ 世帯及び住家の単位 世帯とは、生計を一つにしている実際の生活単位をいう。 住家とは、現実に<u>その建物を居住のために使用している者がいる</u>建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって、1住家として取り扱う。</p>	<p>ウ 世帯及び住家の単位 世帯とは、生計を一つにしている実際の生活単位をいう。 住家とは、現実に<u>居住のため使用している</u>建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって、1住家として取り扱う。</p>
2-11-10 ◆	<p>※ <u>激甚災害(激甚災害制度)</u> <u>激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)に基づき、一般の災害復旧事業補助や災害復旧貸付等の支援措置に加えて特別に設けられる補助制度をいう。</u></p>	新規

頁	新	旧
2-12-1 □	<p>第12章 要配慮者対策 第1節 基本的考え方 1 現状と課題</p> <p>本計画の被害想定では、死者の半数が要配慮者と想定されていることから、引き続き、避難支援等関係者の拡充や名簿情報の事前提供に関する避難行動要支援者の理解の醸成に努めるとともに、事前提供することに対して同意をいただけない避難行動要支援者への支援体制も検討しなければならない。</p> <p>また、避難支援等関係者との連携体制の更なる強化を図るとともに、昭島市避難行動要支援者の避難支援プラン（全体計画）を踏まえ、避難行動要支援者のニーズ、地域の特性や実情を踏まえる中で、避難支援等の実効性を高める観点から個別避難計画の作成方法について検討し、<u>順次、作成を進めていく。</u></p>	<p>第12章 要配慮者対策 第1節 基本的考え方 1 現状と課題</p> <p>本計画の被害想定では、死者の半数が要配慮者と想定されていることから、引き続き、避難支援等関係者の拡充や名簿情報の事前提供に関する避難行動要支援者の理解の醸成に努めるとともに、事前提供することに対して同意をいただけない避難行動要支援者への支援体制も検討しなければならない。</p> <p>また、避難支援等関係者との連携体制の更なる強化を図るとともに、昭島市避難行動要支援者の避難支援プラン（全体計画）を踏まえ、避難行動要支援者のニーズ、地域の特性や実情を踏まえる中で、避難支援等の実効性を高める観点から個別避難計画の作成方法について検討し、<u>作成に努める必要がある。</u></p>
2-12-4 □	<p>第3節 要配慮者の把握</p> <p>また、要配慮者以外にも、避難に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとる<u>こと</u>に支障がある市民もいる。これらの方と要支援者をあわせ<u>避難行動要配慮者</u>として位置付け、その状況の<u>把握に努め</u>、状況に応じた対応をとるよう努めるものとする。</p>	<p>第3節 要配慮者の把握</p> <p>また、要配慮者以外にも、避難に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとる<u>の</u>に支障がある市民もいる。これらの方と要支援者をあわせ要配慮者として位置付け、その状況を<u>十分に認識し</u>、状況に応じた対応をとるよう努めるものとする。</p>
2-12-7 □	<p>第4節 支援体制の整備 1 避難支援プランの作成 (2) 個別避難計画</p> <p>市は、避難行動要支援者名簿の情報に基づき、本人及びその家族と、本人等のニーズや本人が置かれている状況、現状で受けることが可能な支援の範囲など、個別避難計画作成のための基本的な情報の把握に努めるとともに、<u>避難行動要支援者の行動支援に関する取組指針を踏まえ、</u>実効性のある避難支援等につなげることができるよう、個別避難計画の内容について慎重に検討を<u>する中で、作成に努める。</u></p>	<p>第4節 支援体制の整備 1 避難支援プランの作成 (2) 個別避難計画</p> <p>市は、避難行動要支援者名簿の情報に基づき、本人及びその家族と、本人等のニーズや本人が置かれている状況、現状で受けることが可能な支援の範囲など、個別避難計画作成のための基本的な情報の把握に努めるとともに、実効性のある避難支援等につなげることができるよう、個別避難計画の内容について慎重に検討を<u>進めるものとする。また、個別避難計画の作成に当たっては、避難行動要支援者の行動支援に関する取組指針を踏まえ、作成に向けた検討を進めるものとする。</u></p>

頁	新	旧
2-12-7 □	<p><u>2 昭島市避難行動要支援体制庁内検討委員会</u> 市は、災害対策基本法に基づき、昭島市の避難行動要支援者の安全確保及び支援に関することを検討するため、保健福祉部、子ども家庭部、市民部及び総務部防災安全課を中心とした横断的な組織として、昭島市避難行動要支援体制庁内検討委員会を設置している。委員の組織及び業務は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 組織 委員長を保健福祉部長、副委員長を保健医療担当部長及び危機管理担当部長とする。委員は、防災安全課長、地域防災担当課長、市民生活コミュニティ課長、障害福祉課長、健康課長、介護福祉課長、地域包括ケア担当課長、子ども子育て支援課長、子ども育成課長、防災係長、障害福祉係長、高齢者支援係長とし、庶務を福祉総務担当課とする。委員長は、必要があると認めるときは、委員会の構成以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴取し、又は委員会の構成員以外の者から資料の提出を求めることができる。</p> <p>(2) 業務 避難支援プラン（全体計画）に関すること、避難行動要支援者名簿の作成及び活用等に関すること、避難行動要支援者における個別避難計画の作成等に関すること、福祉避難所に関すること、その他避難行動要支援者の避難支援体制に関して必要な事項に関すること</p>	<p><u>2 プロジェクト・チームの設置</u> 市は、保健福祉部、子ども家庭部及び総務部防災課を中心とした横断的な組織として、「プロジェクト・チーム」（以下「PT」という。）を設置する。PTの構成及び業務は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 構成 PT長を保健福祉部長、副PT長を子ども家庭部長及び危機管理担当部長とする。PT員は、防災課長、地域防災担当課長、市民課長、生活コミュニティ課長、福祉総務課長、障害福祉課長、介護福祉課長、健康課長、子ども子育て支援課長、子ども育成課長とし、必要に応じて、関係機関に出席を要請するとともに、他の管理職及び担当者の出席を求めるものとする。</p> <p>(2) 業務 避難行動要支援者情報の共有化、避難支援プランの策定・見直し、要配慮者支援に係る連絡会議等の調整、要配慮者参加型の防災訓練の計画・実施、広報等</p>
2-12-8	<p>3 避難支援関係者の安全確保 (3) 市は、市民に対し、避難支援等を適切に行ったとしても、助けることができない可能性があることを理解<u>していただくよう</u>努めるものとする。</p>	<p>3 避難支援関係者の安全確保 (3) 市は、市民に対し、避難支援等を適切に行ったとしても、助けることができない可能性があることを理解<u>してもらえよう</u>努めるものとする。</p>
2-12-8	<p>4 情報伝達体制の整備 <u>避難指示等</u></p>	<p>4 情報伝達体制の整備 <u>避難情報</u></p>
2-12-9	<p>6 避難誘導の手段・経路等 なお、避難経路の選定に当たっては、洪水初期の浸水が予想されるアンダーパスなどの危険な箇所を避け、避難行動要支援者の避難・搬送形態を考慮した浸水時にも機能する避難経路を優先的に選定するなど、安全な避難の確保に努めるものとする。</p> <p><u>事前に大きな影響が想定される場合においては、水害が最盛期を迎える前に、予め安全な場所への避難に向けた調整・対応に努める。</u></p>	<p>6 避難誘導の手段・経路等 なお、避難経路の選定に当たっては、洪水初期の浸水が予想されるアンダーパスなどの危険な箇所を避け、避難行動要支援者の避難・搬送形態を考慮した浸水時にも機能する避難経路を優先的に選定するなど、安全な避難の確保に努めるものとする。</p>
2-12-11	<p>10 昭島消防署との連携 (2) 居住環境の安全化の推進 防災関係機関等と連携し、要配慮者のそれぞれの危険実態に応じた<u>住まいの</u>防火防災診断を実施し、災害危険の排除を目指す。</p>	<p>10 昭島消防署との連携 (2) 居住環境の安全化の推進 防災関係機関等と連携し、要配慮者のそれぞれの危険実態に応じた防火防災診断を実施し、災害危険の排除を目指す。</p>

頁	新	旧																		
3-1-3 □	<p>第3部 震災応急・復興対策 第1章 応急活動体制 2 市本部の組織 (4) 本部長室の構成及び職員</p>	<p>第3部 震災応急・復興対策 第1章 応急活動体制 2 市本部の組織 (4) 本部長室の構成及び職員</p>																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="293 344 450 371">本部長</th> <th data-bbox="450 344 607 371">副本部長</th> <th data-bbox="607 344 869 371">本 部 員</th> <th data-bbox="869 344 1016 371">本部連絡員</th> <th data-bbox="1016 344 1189 371">本部応援要員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="293 371 450 1018">市長</td> <td data-bbox="450 371 607 1018">副市長 教育長</td> <td data-bbox="607 371 869 1018"> 企画部長 総務部長 危機管理担当部長 デジタル化担当部長 市民部長 保健福祉部長 <u>保健医療担当部長</u> 子ども家庭部長 環境部長 都市整備部長 都市計画部長 区画整理担当部長 会計管理者 水道部長 学校教育部長 生涯学習部長 議会事務局長 消防団長 消防署長が指名する消防吏員 </td> <td data-bbox="869 371 1016 1018"> 指令情報部 及び消防団 を除き、各 対策部から 2名 (計16名) </td> <td data-bbox="1016 371 1189 1018"> <u>指令情報部長が、本部長室の運営に必要なと認めるときは、必要人数を各部長に要請する。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	本部長	副本部長	本 部 員	本部連絡員	本部応援要員	市長	副市長 教育長	企画部長 総務部長 危機管理担当部長 デジタル化担当部長 市民部長 保健福祉部長 <u>保健医療担当部長</u> 子ども家庭部長 環境部長 都市整備部長 都市計画部長 区画整理担当部長 会計管理者 水道部長 学校教育部長 生涯学習部長 議会事務局長 消防団長 消防署長が指名する消防吏員	指令情報部 及び消防団 を除き、各 対策部から 2名 (計16名)	<u>指令情報部長が、本部長室の運営に必要なと認めるときは、必要人数を各部長に要請する。</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1223 344 1406 371">本部長</th> <th data-bbox="1406 344 1637 371">副本部長</th> <th data-bbox="1637 344 1906 371">本 部 員</th> <th data-bbox="1906 344 2125 371">本部連絡員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1223 371 1406 1018">市長</td> <td data-bbox="1406 371 1637 1018">副市長 教育長</td> <td data-bbox="1637 371 1906 1018"> 企画部長 <u>政策担当部長</u> 総務部長 危機管理担当部長 デジタル化担当部長 市民部長 保健福祉部長 子ども家庭部長 環境部長 都市整備部長 都市計画部長 区画整理担当部長 会計管理者 水道部長 学校教育部長 生涯学習部長 議会事務局長 消防団長 消防署長が指名する消防吏員 </td> <td data-bbox="1906 371 2125 1018"> 指令情報部及び消防団を除き、各対策部から2名 (計16名) </td> </tr> </tbody> </table>	本部長	副本部長	本 部 員	本部連絡員	市長	副市長 教育長	企画部長 <u>政策担当部長</u> 総務部長 危機管理担当部長 デジタル化担当部長 市民部長 保健福祉部長 子ども家庭部長 環境部長 都市整備部長 都市計画部長 区画整理担当部長 会計管理者 水道部長 学校教育部長 生涯学習部長 議会事務局長 消防団長 消防署長が指名する消防吏員	指令情報部及び消防団を除き、各対策部から2名 (計16名)
	本部長	副本部長	本 部 員	本部連絡員	本部応援要員															
市長	副市長 教育長	企画部長 総務部長 危機管理担当部長 デジタル化担当部長 市民部長 保健福祉部長 <u>保健医療担当部長</u> 子ども家庭部長 環境部長 都市整備部長 都市計画部長 区画整理担当部長 会計管理者 水道部長 学校教育部長 生涯学習部長 議会事務局長 消防団長 消防署長が指名する消防吏員	指令情報部 及び消防団 を除き、各 対策部から 2名 (計16名)	<u>指令情報部長が、本部長室の運営に必要なと認めるときは、必要人数を各部長に要請する。</u>																
本部長	副本部長	本 部 員	本部連絡員																	
市長	副市長 教育長	企画部長 <u>政策担当部長</u> 総務部長 危機管理担当部長 デジタル化担当部長 市民部長 保健福祉部長 子ども家庭部長 環境部長 都市整備部長 都市計画部長 区画整理担当部長 会計管理者 水道部長 学校教育部長 生涯学習部長 議会事務局長 消防団長 消防署長が指名する消防吏員	指令情報部及び消防団を除き、各対策部から2名 (計16名)																	
<p><u>(6) 本部応援要員</u> 指令情報部長は、本部長室の運営に必要なと認めるときは、必要人数を各部長に要請する。 <u>(7) 本部派遣員</u> 本部長は、特に必要があると認めるときは、関係機関の長に当該職員の派遣を要請することができる。</p>	<p><u>(6) 本部派遣員</u> 本部長は、特に必要があると認めるときは、関係機関の長に当該職員の派遣を要請することができる。</p>																			

3-1-3
□

(8) 市本部の部の構成及び職員
市本部の部に次のとおり班を置く。部及び班を構成する職員は、市の部長及び課長の職にある者並びに各部、班に対応する平常時の市の組織に属する職員で本部長が命ずる者とする。
なお、指令情報部は本部長室に直結し、各対策部を統括して指示命令を行う。本部長室の庶務は、指令情報部指令情報班（防災安全課）が行う。

指令情報部	指令情報班	総務部	<u>防災安全課</u> 地域防災担当
	受援班		職員課
	情報 <u>システム</u> 班		<u>情報システム課</u> <u>デジタル戦略担当</u>
	<u>総務</u> 班		<u>総務課</u> 検査課

企画対策部	企画調整班	企画部	秘書課 企画政策課 行政経営担当 法務担当 市民総合交流拠点 施設建設担当 法務担当
			広報課
	広報班		広報課
	財政班		財政課
	経理班		会計課

福祉医療対策部	福祉総務班	保健福祉部	福祉総務課 生活福祉課 選挙管理委員会事務局 監査事務局		
			避難対策班	保健福祉部	介護福祉課 <u>地域包括ケア担当</u> 障害福祉課
					子ども家庭部
	医療救護対策班	保健福祉部	健康課 感染症対策担当		

(7) 市本部の部の構成及び職員
市本部の部に次のとおり班を置く。部及び班を構成する職員は、市の部長及び課長の職にある者並びに各部、班に対応する平常時の市の組織に属する職員で本部長が命ずる者とする。
なお、指令情報部は本部長室に直結し、各対策部を統括して指示命令を行う。本部長室の庶務は、指令情報部指令情報班（防災課）が行う。

指令情報部	指令情報班	総務部	<u>防災課</u> <u>三多摩消防団連絡協議会担当</u> 地域防災担当
	受援班		職員課
	情報処理班		情報推進課
	管理班		<u>契約管財課</u> 検査課

企画対策部	企画調整班	企画部	秘書課 企画政策課 行政経営担当 <u>総合基本計画担当</u> 法務担当 市民総合交流拠点 施設建設担当
			広報課
	広報班		広報課
	財政班		財政課
	経理班		会計課

福祉医療対策部	福祉総務班	保健福祉部	福祉総務課 生活福祉課 選挙管理委員会事務局 監査事務局		
			避難対策班	保健福祉部	介護福祉課 障害福祉課
					子ども家庭部
	医療救護対策班	保健福祉部	健康課 感染症対策担当 保険年金課		

頁	新				旧																																					
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>保険年金課</td> </tr> </table>							保険年金課																																		
			保険年金課																																							
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">教育対策部</td> <td>教育総務班</td> <td rowspan="3">学校教育部</td> <td>教育総務課 学務担当</td> </tr> <tr> <td>指導班</td> <td>指導課 統括指導主事</td> </tr> <tr> <td>給食班</td> <td>学校給食課</td> </tr> <tr> <td>社会教育班</td> <td>生涯学習部</td> <td>社会教育課 スポーツ振興課 アキシマエソシ管理課 市民会館・公民館</td> </tr> </table>				教育対策部	教育総務班	学校教育部	教育総務課 学務担当	指導班	指導課 統括指導主事	給食班	学校給食課	社会教育班	生涯学習部	社会教育課 スポーツ振興課 アキシマエソシ管理課 市民会館・公民館	<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">教育対策部</td> <td>庶務班</td> <td rowspan="3">学校教育部</td> <td>庶務課</td> </tr> <tr> <td>指導班</td> <td>指導課 統括指導主事</td> </tr> <tr> <td>給食班</td> <td>学校給食課</td> </tr> <tr> <td>社会教育班</td> <td>生涯学習部</td> <td>社会教育課 スポーツ振興課 市民図書館管理課 市民会館・公民館</td> </tr> </table>				教育対策部	庶務班	学校教育部	庶務課	指導班	指導課 統括指導主事	給食班	学校給食課	社会教育班	生涯学習部	社会教育課 スポーツ振興課 市民図書館管理課 市民会館・公民館												
教育対策部	教育総務班	学校教育部	教育総務課 学務担当																																							
	指導班		指導課 統括指導主事																																							
	給食班		学校給食課																																							
	社会教育班	生涯学習部	社会教育課 スポーツ振興課 アキシマエソシ管理課 市民会館・公民館																																							
教育対策部	庶務班	学校教育部	庶務課																																							
	指導班		指導課 統括指導主事																																							
	給食班		学校給食課																																							
	社会教育班	生涯学習部	社会教育課 スポーツ振興課 市民図書館管理課 市民会館・公民館																																							
3-1-5 □	<p>(9) 市本部職員の職務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長（市長）</td> <td>市本部の事務を総括し、市本部の職員を指揮監督する。</td> </tr> <tr> <td>副本部長（副市長、教育長）</td> <td>本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。</td> </tr> <tr> <td>本部員（部長）※</td> <td>本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。</td> </tr> <tr> <td>各対策部長（部長）※</td> <td>本部長の命を受け、部の事務を掌理する。</td> </tr> <tr> <td>本部派遣員（防災関係機関職員）</td> <td>専門的見地から本部長室に助言及び情報提供を行う。</td> </tr> <tr> <td>本部連絡員（各本部員が指名する職員）</td> <td>各対策部と本部との連絡調整に従事する。</td> </tr> <tr> <td><u>本部応援要員</u></td> <td><u>主に指令情報班の支援及び電話対応に従事する。</u></td> </tr> <tr> <td>その他の本部職員（本部長が指名する職員）</td> <td>部長の命を受け、部の事務に従事する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 本部員である部長・副部長と各対策部の部長は同一人であり、本部員にあつては、本部長室の事務に従事し、対策部長にあつては、対策部を掌理する。</p>				職名	職務	本部長（市長）	市本部の事務を総括し、市本部の職員を指揮監督する。	副本部長（副市長、教育長）	本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。	本部員（部長）※	本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。	各対策部長（部長）※	本部長の命を受け、部の事務を掌理する。	本部派遣員（防災関係機関職員）	専門的見地から本部長室に助言及び情報提供を行う。	本部連絡員（各本部員が指名する職員）	各対策部と本部との連絡調整に従事する。	<u>本部応援要員</u>	<u>主に指令情報班の支援及び電話対応に従事する。</u>	その他の本部職員（本部長が指名する職員）	部長の命を受け、部の事務に従事する。	<p>(8) 市本部職員の職務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長（市長）</td> <td>市本部の事務を総括し、市本部の職員を指揮監督する。</td> </tr> <tr> <td>副本部長（副市長、教育長）</td> <td>本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。</td> </tr> <tr> <td>本部員（部長）※</td> <td>本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。</td> </tr> <tr> <td>各対策部長（部長）※</td> <td>本部長の命を受け、部の事務を掌理する。</td> </tr> <tr> <td>本部派遣員（防災関係機関職員）</td> <td>専門的見地から本部長室に助言及び情報提供を行う。</td> </tr> <tr> <td>本部連絡員（各本部員が指名する職員）</td> <td>各対策部と本部との連絡調整に従事する。</td> </tr> <tr> <td>その他の本部職員（本部長が指名する職員）</td> <td>部長の命を受け、部の事務に従事する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 本部員である部長・副部長と各対策部の部長は同一人であり、本部員にあつては、本部長室の事務に従事し、対策部長にあつては、対策部を掌理する。</p>				職名	職務	本部長（市長）	市本部の事務を総括し、市本部の職員を指揮監督する。	副本部長（副市長、教育長）	本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。	本部員（部長）※	本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。	各対策部長（部長）※	本部長の命を受け、部の事務を掌理する。	本部派遣員（防災関係機関職員）	専門的見地から本部長室に助言及び情報提供を行う。	本部連絡員（各本部員が指名する職員）	各対策部と本部との連絡調整に従事する。	その他の本部職員（本部長が指名する職員）	部長の命を受け、部の事務に従事する。
職名	職務																																									
本部長（市長）	市本部の事務を総括し、市本部の職員を指揮監督する。																																									
副本部長（副市長、教育長）	本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。																																									
本部員（部長）※	本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。																																									
各対策部長（部長）※	本部長の命を受け、部の事務を掌理する。																																									
本部派遣員（防災関係機関職員）	専門的見地から本部長室に助言及び情報提供を行う。																																									
本部連絡員（各本部員が指名する職員）	各対策部と本部との連絡調整に従事する。																																									
<u>本部応援要員</u>	<u>主に指令情報班の支援及び電話対応に従事する。</u>																																									
その他の本部職員（本部長が指名する職員）	部長の命を受け、部の事務に従事する。																																									
職名	職務																																									
本部長（市長）	市本部の事務を総括し、市本部の職員を指揮監督する。																																									
副本部長（副市長、教育長）	本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。																																									
本部員（部長）※	本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。																																									
各対策部長（部長）※	本部長の命を受け、部の事務を掌理する。																																									
本部派遣員（防災関係機関職員）	専門的見地から本部長室に助言及び情報提供を行う。																																									
本部連絡員（各本部員が指名する職員）	各対策部と本部との連絡調整に従事する。																																									
その他の本部職員（本部長が指名する職員）	部長の命を受け、部の事務に従事する。																																									

3-1-6
□

(10) 市本部の所掌事務

① 本部長室

名称	本部長室の構成	事務又は業務の大綱
本部長室		3 <u>避難指示等</u> の発令に関すること。

部	部長	班名	班 長	事務又は業務の大綱
指令情報部	部長 危機管理担当部長 副部長 総務部長・デジタル化担当部長	指令情報班	班長 <u>防災安全課長</u> 補佐 地域防災担当課長	<ol style="list-style-type: none"> 各対策部の統括に関すること。 特別非常配備態勢及び非常配備態勢に関すること。 職員の動員に関すること。 通信及び情報収集の総括に関すること。 災害情報の総括に関すること。 都及び関係防災機関との連絡調整に関すること。 災害救助物資の確保・調整に関すること。 本部長室の庶務に関すること。 その他災害対策の連絡要請に関すること。
		受援班	班長 職員課長	<ol style="list-style-type: none"> 受援計画に基づく労務及び災害応援の受入れに関すること。 受援計画に基づく民間協力機関への協力要請に関すること。 職員の服務に関すること。 自衛隊の派遣要請に関すること。 <u>指令情報班の支援に関すること。</u>
		情報システム班	班長 <u>情報システム課長補佐</u> <u>デジタル戦略担当課長</u>	<ol style="list-style-type: none"> 情報処理機器の保全に関すること。 災害関係文書の受信及び発信に関すること。 <u>指令情報班の支援に関すること。</u>
		総務班	班長 <u>総務課長</u> 補佐 検査課長	<ol style="list-style-type: none"> 災害対策用物資及び資材の購入等に関すること。 車両等輸送機関の調達及び確保に関すること。 市庁舎の保全に関すること。 部内の連絡調整及び他班への協力に関すること。

(9) 市本部の所掌事務

① 本部長室

名称	本部長室の構成	事務又は業務の大綱
本部長室		3 <u>避難情報等</u> の発令に関すること。

部	部長	班名	班 長	事務又は業務の大綱
指令情報部	部長 危機管理担当部長 副部長 総務部長・デジタル化担当部長	指令情報班	班長 <u>防災課長</u> <u>補佐</u> <u>三多摩消防団連絡協議会担当課長</u> 補佐 地域防災担当課長	<ol style="list-style-type: none"> 各対策部の統括に関すること。 特別非常配備態勢及び非常配備態勢に関すること。 職員の動員に関すること。 通信及び情報収集の総括に関すること。 災害情報の総括に関すること。 都及び関係防災機関との連絡調整に関すること。 災害救助物資の確保・調整に関すること。 本部長室の庶務に関すること。 その他災害対策の連絡要請に関すること。
		受援班	班長 職員課長	<ol style="list-style-type: none"> 受援計画に基づく労務及び災害応援の受入れに関すること。 受援計画に基づく民間協力機関への協力要請に関すること。 職員の服務に関すること。 自衛隊の派遣要請に関すること。
		班 情報処理	班長 <u>情報推進課長</u>	<ol style="list-style-type: none"> 情報処理機器の保全に関すること。 災害関係文書の受信及び発信に関すること。
		管財班	班長 <u>契約管財課長</u> 補佐 検査課長	<ol style="list-style-type: none"> 災害対策用物資及び資材の購入等に関すること。 車両等輸送機関の調達及び確保に関すること。 市庁舎の保全に関すること。 部内の連絡調整及び他班への協力に関すること。

頁	新					旧				
					5 災害関係文書の受信及び発信に関すること。 6 <u>指令情報班の支援に関すること。</u>	部	部長	班名	班 長	事務又は業務の大綱
						企画対策部	部長 企画部長 副部長 政策担当部長・会計管理者	企画調整班	班長 企画政策課長 補佐 秘書課長 補佐 行政経営担当課長 補佐 法務担当課長 補佐 <u>総合基本計画担当課長</u>	1 災害復旧及び復興対策並びに復興計画の総合調整に関すること。 2 災害救助法の適用に関すること。 3 部内の連絡調整及び他班への協力に関すること。
					広報班				班長 広報課長	1 災害に関する広報及び広聴に関すること。 2 報道機関の対応に関すること。
					財政班			班長 財政課長	災害対策関係予算に関すること。	
					経理班			班長 会計課長	災害対策に必要な現金に関すること。	
					企画調整班			班長 企画政策課長 補佐 秘書課長 補佐 行政経営担当課長 補佐 法務担当課長 補佐 <u>市民総合交流拠点施設建設担当課長</u>	1 災害復旧及び復興対策並びに復興計画の総合調整に関すること。 2 災害救助法の適用に関すること。 3 部内の連絡調整及び他班への協力に関すること。	
					広報班			班長 広報課長	1 災害に関する広報及び広聴に関すること。 2 報道機関の対応に関すること。	
					財政班	班長 財政課長	災害対策関係予算に関すること。			
					経理班	班長 会計課長	災害対策に必要な現金に関すること。			

3-1-6 □	福祉医療対策部	部長 保健福祉部長※ ₁	福祉総務班	班長 福祉総務課長 補佐 生活福祉課長 補佐 選挙管理委員会事務局長 補佐 監査事務局長	事務又は業務の大綱 1 避難行動要支援者の支援に関する事 2 災害救助資金等の融資及び災害 弔慰金の支給に関する事 3 義援金品の受領及び配分に関する 事 4 被災者の生活相談等に関するこ と 5 災害ボランティアに関するこ と 6 暮らしの復興に関する事 7 部内の連絡調整及び他班への協 力に関する事	福祉医療対策部	部長 保健福祉部長※ ₁	福祉総務班	班長 福祉総務課長 補佐 生活福祉課長 補佐 選挙管理委員会事務局長 補佐 監査事務局長	事務又は業務の大綱 1 避難行動要支援者の支援に関する事 2 災害救助資金等の融資及び災害 弔慰金の支給に関する事 3 義援金品の受領及び配分に関する 事 4 被災者の生活相談等に関するこ と 5 災害ボランティアに関するこ と 6 暮らしの復興に関する事 7 部内の連絡調整及び他班への協 力に関する事
		副部長 子ども家庭部長※ ₂ 保健医療担当部長※ ₃	避難対策班	班長 障害福祉課長 補佐 介護福祉課長 補佐 <u>地域包括ケア 担当課長</u> 補佐 子ども子育て 支援課長 補佐 女性活躍支援 担当課長 補佐 子ども育成課長	1 避難所（福祉避難所、児童セン ター、以下この項において同 じ。）の開設及び収容に関するこ と 2 避難所の管理及び運営に関する 事 3 避難者の誘導及び避難所相互の 連絡調整に関する事 4 高齢者の避難誘導及び救護に関 する事 5 障害者の避難誘導及び救護に関 する事 6 保育園児の避難誘導及び救護に 関する事 7 児童センター及び学童クラブの 児童の避難誘導及び救護に関す る事 8 福祉施設の保全に関する事		副部長 子ども家庭部長※ ₂	避難対策班	班長 障害福祉課長 補佐 介護福祉課長 補佐 子ども子育て 支援課長 補佐 女性活躍支援 担当課長 補佐 子ども育成課長	1 避難所（福祉避難所、児童セン ター、以下この項において同 じ。）の開設及び収容に関するこ と 2 避難所の管理及び運営に関する 事 3 避難者の誘導及び避難所相互の 連絡調整に関する事 4 高齢者の避難誘導及び救護に関 する事 5 障害者の避難誘導及び救護に関 する事 6 保育園児の避難誘導及び救護に 関する事 7 児童センター及び学童クラブの 児童の避難誘導及び救護に関す る事 8 福祉施設の保全に関する事

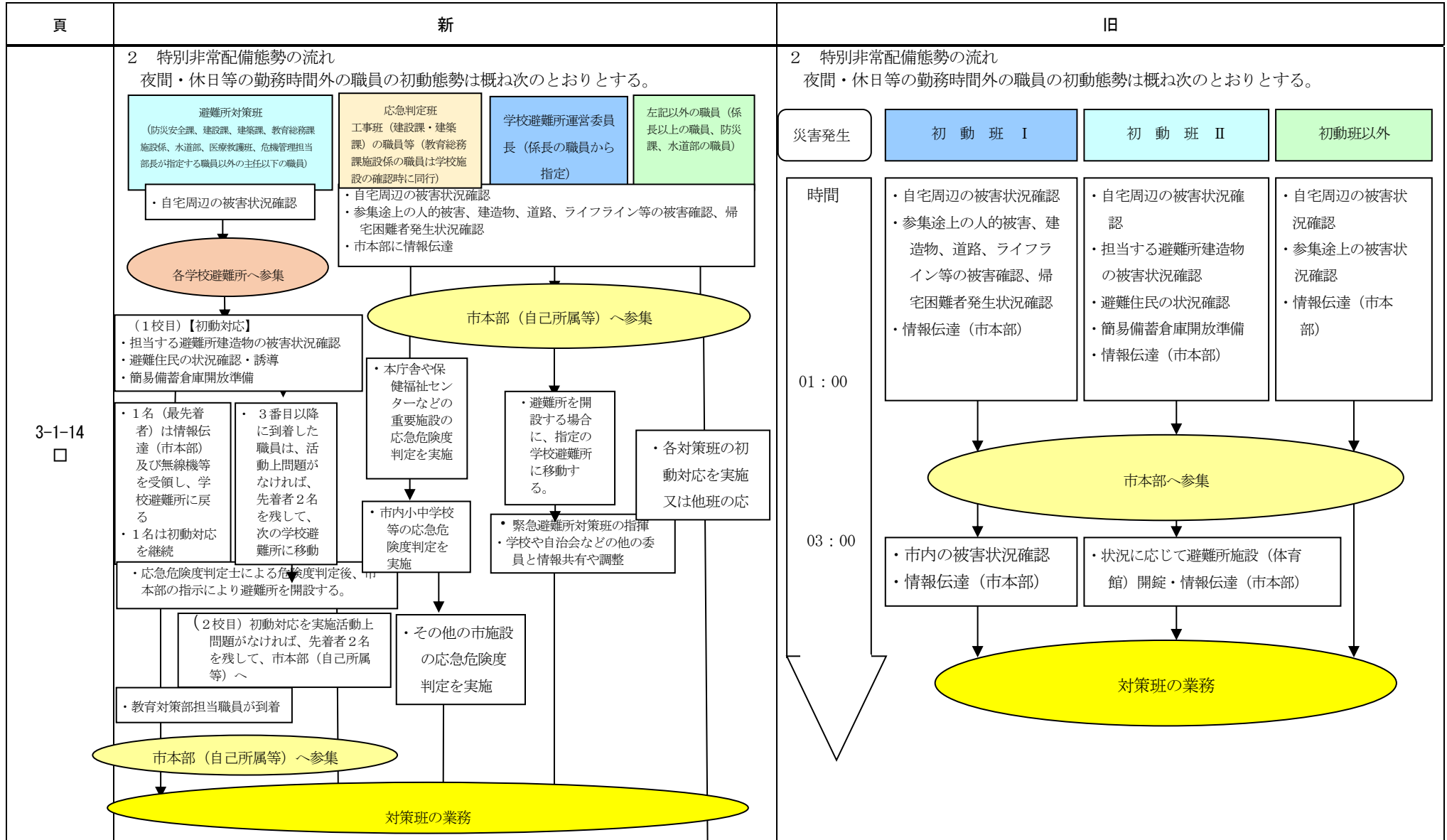
			<p>医療救護対策班</p> <p>班長 健康課長※³ 補佐 感染症対策担当 課長 補佐 保険年金課長</p>	<p>1 医療救護所の設置及び運営に関すること。 <u>2 災害時薬事センターの設置及び運営に関すること。</u> <u>3 医療コーディネーター及び市災害薬事コーディネーターの活動に関すること。</u> <u>4 緊急医療救護所・医療救護所の設置及び運営に関すること。</u> <u>5 医薬品・医療資器材の調達・管理、医療救護所における調剤及び服薬指導に関すること。</u> <u>6 災害拠点病院・災害時小児周産期リエゾン等の確保に関すること。</u> <u>7 応援保健医療チームの参集・待機場所や連絡調整に関すること。</u> <u>8 負傷者等の搬送体制整備に関すること。</u> <u>9 遺体の収容協力に関すること。(連絡体制)</u> <u>10 被災者の健康相談窓口・健康管理に関すること。</u> <u>11 乳幼児・妊産婦救護活動に関すること。</u> <u>12 特殊栄養食品ステーションの設置・運営に関すること。</u> <u>13 防疫その他保健衛生に関すること。</u> <u>14 医療ボランティアの受入れに関すること。</u> <u>15 要搜索者名簿への作成への協力に関すること。</u> ※1 保健福祉部長は、医療救護活動拠点開設後、同拠点に移動し、医療救護活動拠点事務局長、及び災害薬事センター事務局長を兼ねる。 ※2 子ども家庭部長は、医療救護活動拠点開設後、災害対策本部</p>		<p>医療救護対策班</p> <p>班長 健康課長※³ 補佐 感染症対策担当 課長 補佐 保険年金課長</p>	<p>1 医療救護所の設置及び運営に関すること。 2 救急医薬品の確保に関すること。 3 負傷者等の搬送に関すること。 4 医療並びに乳幼児及び妊産婦の救護に関すること。 5 医療相談窓口の設置に関すること。 6 防疫その他保健衛生に関すること。 7 医療救護活動拠点の設置及び運営に関すること。 8 災害薬事センターの設置及び運営に関すること。 9 市災害医療コーディネーター及び市災害薬事コーディネーターの活動に関すること。 10 感染症予防対策に関すること。 ※1 保健福祉部長は、医療救護活動拠点開設後、同拠点に移動し、医療救護活動拠点事務局長、及び災害薬事センター事務局長を兼ねる。 ※2 子ども家庭部長は、医療救護活動拠点開設後、災害対策本部において、福祉医療対策部長の任務を代行する。 ※3 健康課長は、医療救護活動拠点事務局次長・災害薬事センター副センター長を兼ねる。</p>
--	--	--	--	--	--	--	--

頁	新				旧														
				<p>において、福祉医療対策部長の 任務を代行する。 ※3 保健医療担当部長は、医療救 護活動拠点事務局次長・災害薬事セ ンター副センター長を<u>担う</u>。</p>															
3-1-8 □	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="293 592 421 627">班名</th> <th data-bbox="421 592 667 627">班長</th> <th data-bbox="667 592 1196 627">事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="293 627 421 951">清掃班</td> <td data-bbox="421 627 667 951"> 班長 ごみ対策課長 補佐 清掃センター 長 補佐 清掃施設担当 課長 </td> <td data-bbox="667 627 1196 951"> 1 ごみ及び災害廃棄物の処理に関するこ と。 2 清掃事業施設の保全に関するこ と。 3 避難所（環境コミュニケーションセンタ ー、以下この項において同じ。）の開設及び収 容に関するこ と。 4 避難所の管理及び運営に関するこ と。 5 避難者の誘導及び避難所相互の連絡調整 と。 </td> </tr> </tbody> </table>				班名	班長	事務又は業務の大綱	清掃班	班長 ごみ対策課長 補佐 清掃センター 長 補佐 清掃施設担当 課長	1 ごみ及び 災害廃棄物 の処理に関するこ と。 2 清掃事業施設の保全に関するこ と。 3 避難所（環境コミュニケーションセンタ ー、以下この項において同じ。）の開設及び収 容に関するこ と。 4 避難所の管理及び運営に関するこ と。 5 避難者の誘導及び避難所相互の連絡調整 と。	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1223 592 1350 627">班名</th> <th data-bbox="1350 592 1597 627">班長</th> <th data-bbox="1597 592 2128 627">事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1223 627 1350 951">清掃班</td> <td data-bbox="1350 627 1597 951"> 班長 ごみ対策課長 補佐 清掃センター 長 補佐 清掃施設担当 課長 </td> <td data-bbox="1597 627 2128 951"> 1 ごみ及びがれきの処理に関するこ と。 2 清掃事業施設の保全に関するこ と。 3 避難所（環境コミュニケーションセンタ ー、以下この項において同じ。）の開設及び収 容に関するこ と。 4 避難所の管理及び運営に関するこ と。 5 避難者の誘導及び避難所相互の連絡調整 と。 </td> </tr> </tbody> </table>			班名	班長	事務又は業務の大綱	清掃班	班長 ごみ対策課長 補佐 清掃センター 長 補佐 清掃施設担当 課長	1 ごみ及び がれき の処理に関するこ と。 2 清掃事業施設の保全に関するこ と。 3 避難所（環境コミュニケーションセンタ ー、以下この項において同じ。）の開設及び収 容に関するこ と。 4 避難所の管理及び運営に関するこ と。 5 避難者の誘導及び避難所相互の連絡調整 と。
班名	班長	事務又は業務の大綱																	
清掃班	班長 ごみ対策課長 補佐 清掃センター 長 補佐 清掃施設担当 課長	1 ごみ及び 災害廃棄物 の処理に関するこ と。 2 清掃事業施設の保全に関するこ と。 3 避難所（環境コミュニケーションセンタ ー、以下この項において同じ。）の開設及び収 容に関するこ と。 4 避難所の管理及び運営に関するこ と。 5 避難者の誘導及び避難所相互の連絡調整 と。																	
班名	班長	事務又は業務の大綱																	
清掃班	班長 ごみ対策課長 補佐 清掃センター 長 補佐 清掃施設担当 課長	1 ごみ及び がれき の処理に関するこ と。 2 清掃事業施設の保全に関するこ と。 3 避難所（環境コミュニケーションセンタ ー、以下この項において同じ。）の開設及び収 容に関するこ と。 4 避難所の管理及び運営に関するこ と。 5 避難者の誘導及び避難所相互の連絡調整 と。																	
3-1-9 □	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="293 987 421 1023">班名</th> <th data-bbox="421 987 667 1023">班長</th> <th data-bbox="667 987 1196 1023">事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="293 1023 421 1343">管理班</td> <td data-bbox="421 1023 667 1343"> 班長 管理課長 補佐 交通対策 課長 </td> <td data-bbox="667 1023 1196 1343"> 1 応急対策用資材の確保及び運搬に関するこ と。 2 公共土木施設の被害調査及び報告に関する こ と。 3 公共土木施設の復旧に関するこ と。 4 緊急道路等の障害物の処理に関するこ と。 5 災害廃棄物、廃材、土石等の処理に関する こ と。 6 <u>水防及び排水活動に関するこ と</u>。 7 応急労務の需給に関するこ と。 </td> </tr> </tbody> </table>				班名	班長	事務又は業務の大綱	管理班	班長 管理課長 補佐 交通対策 課長	1 応急対策用資材の確保及び運搬に関するこ と。 2 公共土木施設の被害調査及び報告に関する こ と。 3 公共土木施設の復旧に関するこ と。 4 緊急道路等の障害物の処理に関するこ と。 5 災害廃棄物 、廃材、土石等の処理に関する こ と。 6 <u>水防及び排水活動に関するこ と</u> 。 7 応急労務の需給に関するこ と。	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1223 987 1350 1023">班名</th> <th data-bbox="1350 987 1597 1023">班長</th> <th data-bbox="1597 987 2128 1023">事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1223 1023 1350 1343">管理班</td> <td data-bbox="1350 1023 1597 1343"> 班長 管理課長 補佐 交通対策 課長 </td> <td data-bbox="1597 1023 2128 1343"> 1 応急対策用資材の確保及び運搬に関するこ と。 2 公共土木施設の被害調査及び報告に関する こ と。 3 公共土木施設の復旧に関するこ と。 4 緊急道路等の障害物の処理に関するこ と。 5 がれき、廃材、土石等の処理に関するこ と。 6 応急労務の需給に関するこ と。 </td> </tr> </tbody> </table>			班名	班長	事務又は業務の大綱	管理班	班長 管理課長 補佐 交通対策 課長	1 応急対策用資材の確保及び運搬に関するこ と。 2 公共土木施設の被害調査及び報告に関する こ と。 3 公共土木施設の復旧に関するこ と。 4 緊急道路等の障害物の処理に関するこ と。 5 がれき 、廃材、土石等の処理に関するこ と。 6 応急労務の需給に関するこ と。
班名	班長	事務又は業務の大綱																	
管理班	班長 管理課長 補佐 交通対策 課長	1 応急対策用資材の確保及び運搬に関するこ と。 2 公共土木施設の被害調査及び報告に関する こ と。 3 公共土木施設の復旧に関するこ と。 4 緊急道路等の障害物の処理に関するこ と。 5 災害廃棄物 、廃材、土石等の処理に関する こ と。 6 <u>水防及び排水活動に関するこ と</u> 。 7 応急労務の需給に関するこ と。																	
班名	班長	事務又は業務の大綱																	
管理班	班長 管理課長 補佐 交通対策 課長	1 応急対策用資材の確保及び運搬に関するこ と。 2 公共土木施設の被害調査及び報告に関する こ と。 3 公共土木施設の復旧に関するこ と。 4 緊急道路等の障害物の処理に関するこ と。 5 がれき 、廃材、土石等の処理に関するこ と。 6 応急労務の需給に関するこ と。																	

頁	新	旧												
3-1-9 □	<table border="1"> <thead> <tr> <th>班名</th> <th>班長</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事班</td> <td>班長 建設課長 補佐 建築課長</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 建築物、被災地の危険度判定に関する事。 2 市有建築物の応急修理に関する事。 3 水防及び排水活動の応援に関する事。 </td> </tr> </tbody> </table>	班名	班長	事務又は業務の大綱	工事班	班長 建設課長 補佐 建築課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築物、被災地の危険度判定に関する事。 2 市有建築物の応急修理に関する事。 3 水防及び排水活動の応援に関する事。 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>班名</th> <th>班長</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事班</td> <td>班長 建設課長 補佐 建築課長</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>仮設住宅の建設及び被災住居の応急修理に関する事。</u> 2 建築物、被災地の危険度判定に関する事。 3 市有建築物の応急修理に関する事。 4 水防及び排水活動に関する事。 </td> </tr> </tbody> </table>	班名	班長	事務又は業務の大綱	工事班	班長 建設課長 補佐 建築課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>仮設住宅の建設及び被災住居の応急修理に関する事。</u> 2 建築物、被災地の危険度判定に関する事。 3 市有建築物の応急修理に関する事。 4 水防及び排水活動に関する事。
班名	班長	事務又は業務の大綱												
工事班	班長 建設課長 補佐 建築課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築物、被災地の危険度判定に関する事。 2 市有建築物の応急修理に関する事。 3 水防及び排水活動の応援に関する事。 												
班名	班長	事務又は業務の大綱												
工事班	班長 建設課長 補佐 建築課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>仮設住宅の建設及び被災住居の応急修理に関する事。</u> 2 建築物、被災地の危険度判定に関する事。 3 市有建築物の応急修理に関する事。 4 水防及び排水活動に関する事。 												
3-1-9 □	<table border="1"> <thead> <tr> <th>班名</th> <th>班長</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>復興班</td> <td>班長 都市計画課長 補佐 地域開発課長 補佐 区画整理課長 補佐 区画整理調整担当課長</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害復興の都市計画に関する事。 2 区画整理地区の応急対策に関する事。 3 応急仮設住宅の入居者に関する事。 4 <u>被災住居の応急修理に関する事。</u> 5 部内の連絡調整及び他班への協力に関する事。 </td> </tr> </tbody> </table>	班名	班長	事務又は業務の大綱	復興班	班長 都市計画課長 補佐 地域開発課長 補佐 区画整理課長 補佐 区画整理調整担当課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害復興の都市計画に関する事。 2 区画整理地区の応急対策に関する事。 3 応急仮設住宅の入居者に関する事。 4 <u>被災住居の応急修理に関する事。</u> 5 部内の連絡調整及び他班への協力に関する事。 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>班名</th> <th>班長</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>復興班</td> <td>班長 都市計画課長 補佐 地域開発課長 補佐 区画整理課長 補佐 区画整理調整担当課長</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害復興の都市計画に関する事。 2 区画整理地区の応急対策に関する事。 3 応急仮設住宅の入居者に関する事。 4 部内の連絡調整及び他班への協力に関する事。 </td> </tr> </tbody> </table>	班名	班長	事務又は業務の大綱	復興班	班長 都市計画課長 補佐 地域開発課長 補佐 区画整理課長 補佐 区画整理調整担当課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害復興の都市計画に関する事。 2 区画整理地区の応急対策に関する事。 3 応急仮設住宅の入居者に関する事。 4 部内の連絡調整及び他班への協力に関する事。
班名	班長	事務又は業務の大綱												
復興班	班長 都市計画課長 補佐 地域開発課長 補佐 区画整理課長 補佐 区画整理調整担当課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害復興の都市計画に関する事。 2 区画整理地区の応急対策に関する事。 3 応急仮設住宅の入居者に関する事。 4 <u>被災住居の応急修理に関する事。</u> 5 部内の連絡調整及び他班への協力に関する事。 												
班名	班長	事務又は業務の大綱												
復興班	班長 都市計画課長 補佐 地域開発課長 補佐 区画整理課長 補佐 区画整理調整担当課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害復興の都市計画に関する事。 2 区画整理地区の応急対策に関する事。 3 応急仮設住宅の入居者に関する事。 4 部内の連絡調整及び他班への協力に関する事。 												
3-1-9 □	<table border="1"> <thead> <tr> <th>班名</th> <th>班長</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水道対策班</td> <td>班長 業務課長 補佐 工務課長</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 給水資材の確保及び運搬に関する事。 2 応急給水に関する事。 3 水道施設の被害調査及び復旧に関する事。 4 飲料水の水質検査及び応急措置に関する事。 </td> </tr> </tbody> </table>	班名	班長	事務又は業務の大綱	水道対策班	班長 業務課長 補佐 工務課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 給水資材の確保及び運搬に関する事。 2 応急給水に関する事。 3 水道施設の被害調査及び復旧に関する事。 4 飲料水の水質検査及び応急措置に関する事。 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>班名</th> <th>班長</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水道対策班</td> <td>班長 工務課長 補佐 業務課長</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 給水資材の確保及び運搬に関する事。 2 応急給水に関する事。 3 水道施設の被害調査及び復旧に関する事。 4 飲料水の水質検査及び応急措置に関する事。 </td> </tr> </tbody> </table>	班名	班長	事務又は業務の大綱	水道対策班	班長 工務課長 補佐 業務課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 給水資材の確保及び運搬に関する事。 2 応急給水に関する事。 3 水道施設の被害調査及び復旧に関する事。 4 飲料水の水質検査及び応急措置に関する事。
班名	班長	事務又は業務の大綱												
水道対策班	班長 業務課長 補佐 工務課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 給水資材の確保及び運搬に関する事。 2 応急給水に関する事。 3 水道施設の被害調査及び復旧に関する事。 4 飲料水の水質検査及び応急措置に関する事。 												
班名	班長	事務又は業務の大綱												
水道対策班	班長 工務課長 補佐 業務課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 給水資材の確保及び運搬に関する事。 2 応急給水に関する事。 3 水道施設の被害調査及び復旧に関する事。 4 飲料水の水質検査及び応急措置に関する事。 												
3-1-10 □	<table border="1"> <thead> <tr> <th>班名</th> <th>班長</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育総務班</td> <td>班長 教育総務課長 補佐 学務担当課長</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 学校避難所の開設及び収容に関する事。 2 学校避難所の管理及び運営に関する事。 3 <u>避難者の誘導及び市災害対策本部と学校避難所又は避難所相互の連絡調整に関する事。</u> 4 市立小・中学校及び給食調理施設の保全に関する事。 </td> </tr> </tbody> </table>	班名	班長	事務又は業務の大綱	教育総務班	班長 教育総務課長 補佐 学務担当課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校避難所の開設及び収容に関する事。 2 学校避難所の管理及び運営に関する事。 3 <u>避難者の誘導及び市災害対策本部と学校避難所又は避難所相互の連絡調整に関する事。</u> 4 市立小・中学校及び給食調理施設の保全に関する事。 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>班名</th> <th>班長</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>庶務班</td> <td>班長 庶務課長</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 学校避難所の開設及び収容に関する事。 2 学校避難所の管理及び運営に関する事。 3 避難者の誘導及び避難所相互の連絡調整に関する事。 4 市立小・中学校及び給食調理施設の保全に関する事。 </td> </tr> </tbody> </table>	班名	班長	事務又は業務の大綱	庶務班	班長 庶務課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校避難所の開設及び収容に関する事。 2 学校避難所の管理及び運営に関する事。 3 避難者の誘導及び避難所相互の連絡調整に関する事。 4 市立小・中学校及び給食調理施設の保全に関する事。
班名	班長	事務又は業務の大綱												
教育総務班	班長 教育総務課長 補佐 学務担当課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校避難所の開設及び収容に関する事。 2 学校避難所の管理及び運営に関する事。 3 <u>避難者の誘導及び市災害対策本部と学校避難所又は避難所相互の連絡調整に関する事。</u> 4 市立小・中学校及び給食調理施設の保全に関する事。 												
班名	班長	事務又は業務の大綱												
庶務班	班長 庶務課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校避難所の開設及び収容に関する事。 2 学校避難所の管理及び運営に関する事。 3 避難者の誘導及び避難所相互の連絡調整に関する事。 4 市立小・中学校及び給食調理施設の保全に関する事。 												

頁	新	旧																				
3-1-10 □	<table border="1"> <thead> <tr> <th>班名</th> <th>班長</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会教育班</td> <td> 班長 社会教育課長 補佐 スポーツ振興課長 補佐 <u>アキシマエンス管理課長</u> 補佐 市民会館・公民館長 </td> <td> 1 避難所（市立会館・市民会館・公民館、アキシマエンス以下この項において同じ。）の開設及び収容に関すること。 2 避難所の管理及び運営に関すること。 3 避難者の誘導及び避難所相互の連絡調整に関すること。 4 社会教育施設の保全及び施設利用者の安全に関すること。 5 部内の連絡調整及び他班への協力に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	班名	班長	事務又は業務の大綱	社会教育班	班長 社会教育課長 補佐 スポーツ振興課長 補佐 <u>アキシマエンス管理課長</u> 補佐 市民会館・公民館長	1 避難所（市立会館・市民会館・公民館、アキシマエンス以下この項において同じ。）の開設及び収容に関すること。 2 避難所の管理及び運営に関すること。 3 避難者の誘導及び避難所相互の連絡調整に関すること。 4 社会教育施設の保全及び施設利用者の安全に関すること。 5 部内の連絡調整及び他班への協力に関すること。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>班名</th> <th>班長</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会教育班</td> <td> 班長 社会教育課長 補佐 スポーツ振興課長 補佐 <u>市民図書館管理課長</u> 補佐 市民会館・公民館長 </td> <td> 1 避難所（市立会館・市民会館・公民館、アキシマエンス以下この項において同じ。）の開設及び収容に関すること。 2 避難所の管理及び運営に関すること。 3 避難者の誘導及び避難所相互の連絡調整に関すること。 4 社会教育施設の保全及び施設利用者の安全に関すること。 5 部内の連絡調整及び他班への協力に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	班名	班長	事務又は業務の大綱	社会教育班	班長 社会教育課長 補佐 スポーツ振興課長 補佐 <u>市民図書館管理課長</u> 補佐 市民会館・公民館長	1 避難所（市立会館・市民会館・公民館、アキシマエンス以下この項において同じ。）の開設及び収容に関すること。 2 避難所の管理及び運営に関すること。 3 避難者の誘導及び避難所相互の連絡調整に関すること。 4 社会教育施設の保全及び施設利用者の安全に関すること。 5 部内の連絡調整及び他班への協力に関すること。								
班名	班長	事務又は業務の大綱																				
社会教育班	班長 社会教育課長 補佐 スポーツ振興課長 補佐 <u>アキシマエンス管理課長</u> 補佐 市民会館・公民館長	1 避難所（市立会館・市民会館・公民館、アキシマエンス以下この項において同じ。）の開設及び収容に関すること。 2 避難所の管理及び運営に関すること。 3 避難者の誘導及び避難所相互の連絡調整に関すること。 4 社会教育施設の保全及び施設利用者の安全に関すること。 5 部内の連絡調整及び他班への協力に関すること。																				
班名	班長	事務又は業務の大綱																				
社会教育班	班長 社会教育課長 補佐 スポーツ振興課長 補佐 <u>市民図書館管理課長</u> 補佐 市民会館・公民館長	1 避難所（市立会館・市民会館・公民館、アキシマエンス以下この項において同じ。）の開設及び収容に関すること。 2 避難所の管理及び運営に関すること。 3 避難者の誘導及び避難所相互の連絡調整に関すること。 4 社会教育施設の保全及び施設利用者の安全に関すること。 5 部内の連絡調整及び他班への協力に関すること。																				
3-1-12	<p>4 業務拠点の設置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>設 置 場 所</th> <th>目 的 (業務内容)</th> <th>所 管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水道対策拠点</td> <td>水道部東部配水場</td> <td>飲料水供給の作業本部</td> <td>水道班</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	設 置 場 所	目 的 (業務内容)	所 管	水道対策拠点	水道部東部配水場	飲料水供給の作業本部	水道班	<p>4 業務拠点の設置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>設 置 場 所</th> <th>目 的 (業務内容)</th> <th>所 管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>がれき集積センター</u></td> <td><u>くじら運動公園</u></td> <td><u>収集したがれきの一次集積場</u></td> <td><u>清掃班</u></td> </tr> <tr> <td><u>給水センター</u></td> <td>水道部東部配水場</td> <td>飲料水供給の作業本部</td> <td>水道班</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	設 置 場 所	目 的 (業務内容)	所 管	<u>がれき集積センター</u>	<u>くじら運動公園</u>	<u>収集したがれきの一次集積場</u>	<u>清掃班</u>	<u>給水センター</u>	水道部東部配水場	飲料水供給の作業本部	水道班
名 称	設 置 場 所	目 的 (業務内容)	所 管																			
水道対策拠点	水道部東部配水場	飲料水供給の作業本部	水道班																			
名 称	設 置 場 所	目 的 (業務内容)	所 管																			
<u>がれき集積センター</u>	<u>くじら運動公園</u>	<u>収集したがれきの一次集積場</u>	<u>清掃班</u>																			
<u>給水センター</u>	水道部東部配水場	飲料水供給の作業本部	水道班																			

頁	新	旧																								
3-1-13 □	<p>第2節 職員の初動 1 勤務時間外の初動態勢 <u>(2) 初動対応</u> 特別非常配備態勢で参集する職員のうち、「避難所対策班」は、各学校避難所を2校經由して所属部署に参集する。各学校避難所に先着した2名の避難所対策班は、初動対応を実施する。避難所対策班は、防災安全課、「応急判定班」（建設課、建築課、教育総務課施設係）、水道部、医療救護班（健康課、保険年金課）、その他危機管理担当部長が指定する職員以外の主任以下の職員とする。 避難所対策班以外の職員は、参集途上において、人的被害、建造物、道路、ライフライン等の被害確認、帰宅困難者発生状況等について確認し、所属部署に到着後、速やかに市本部に情報を伝達する。</p> <table border="1" data-bbox="293 564 1189 1345"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>担当業務</th> <th>参集場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所対策班</td> <td>災害発生初期における避難所の被害状況及び避難者状況の調査 (1) 体育館、校舎及びその他の施設の被害状況の調査 (2) 被災者の避難状況及び避難者の人的被害状況の調査 (3) 簡易備蓄倉庫の開放準備 (4) その他、避難所での緊急対応</td> <td>各学校避難所2校を經由し所属部署に参集</td> </tr> <tr> <td>応急判定班</td> <td>1 参集途上 (1) 自宅周辺の被害状況確認 (2) 人的被害、建造物、道路、ライフライン等の被害確認、帰宅困難者発生状況確認 (3) 情報伝達（市本部） 2 参集後 本庁舎、市内小中学校等の応急危険度判定を実施</td> <td>所属部署</td> </tr> <tr> <td>避難所対策班以外の職員</td> <td>1 参集途上 (1) 自宅周辺の被害状況確認 (2) 人的被害、建造物、道路、ライフライン等の被害確認、帰宅困難者発生状況確認 (3) 情報伝達（市本部） 2 参集後 学校避難所運営委員長を除き、各対策班の初動対応を実施する。</td> <td>所属部署</td> </tr> </tbody> </table>	種類	担当業務	参集場所	避難所対策班	災害発生初期における避難所の被害状況及び避難者状況の調査 (1) 体育館、校舎及びその他の施設の被害状況の調査 (2) 被災者の避難状況及び避難者の人的被害状況の調査 (3) 簡易備蓄倉庫の開放準備 (4) その他、避難所での緊急対応	各学校避難所2校を經由し所属部署に参集	応急判定班	1 参集途上 (1) 自宅周辺の被害状況確認 (2) 人的被害、建造物、道路、ライフライン等の被害確認、帰宅困難者発生状況確認 (3) 情報伝達（市本部） 2 参集後 本庁舎、市内小中学校等の応急危険度判定を実施	所属部署	避難所対策班以外の職員	1 参集途上 (1) 自宅周辺の被害状況確認 (2) 人的被害、建造物、道路、ライフライン等の被害確認、帰宅困難者発生状況確認 (3) 情報伝達（市本部） 2 参集後 学校避難所運営委員長を除き、各対策班の初動対応を実施する。	所属部署	<p>第2節 職員の初動 1 勤務時間外の初動態勢 <u>(2) 初動班</u> 特別非常配備態勢で参集する職員を、担当する業務により「初動班Ⅰ」、「初動班Ⅱ」、「初動班以外の職員」に分類する。 初動班Ⅰ、Ⅱについては、あらかじめ市長が指名する。（資料59「初動班の任務」参照）</p> <table border="1" data-bbox="1220 437 2123 1054"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>担当業務</th> <th>参集場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>初動班Ⅰ (市内及び隣接市に在住する職員)</td> <td>災害発生初期における被害状況の緊急調査 ①人命の危険の有無、人的被害の状況調査 ②火災等の二次災害の発生状況及び危険性の調査 ③家屋等建物の倒壊状況の調査 ④道路、橋りょう及び公共施設の被害状況の調査 ⑤ライフライン及び交通機関の被害状況の調査 ⑥その他災害拡大防止に必要な事項の調査 ⑦帰宅困難者の発生状況の調査</td> <td>本部長室</td> </tr> <tr> <td>初動班Ⅱ (避難所近隣に在住する職員)</td> <td>災害発生初期における避難所の被害状況及び避難者状況の調査 ①体育館、校舎及びその他の施設の被害状況の調査 ②避難所周辺の火災発生状況の調査 ③被災者の避難状況及び避難者の人的被害状況の調査 ④体育館及び簡易備蓄倉庫の開放準備 ⑤その他、避難所での緊急対応</td> <td>各避難所</td> </tr> <tr> <td>初動班以外の職員</td> <td>各部、班の応急対策業務</td> <td>所属部署</td> </tr> </tbody> </table>	種類	担当業務	参集場所	初動班Ⅰ (市内及び隣接市に在住する職員)	災害発生初期における被害状況の緊急調査 ①人命の危険の有無、人的被害の状況調査 ②火災等の二次災害の発生状況及び危険性の調査 ③家屋等建物の倒壊状況の調査 ④道路、橋りょう及び公共施設の被害状況の調査 ⑤ライフライン及び交通機関の被害状況の調査 ⑥その他災害拡大防止に必要な事項の調査 ⑦帰宅困難者の発生状況の調査	本部長室	初動班Ⅱ (避難所近隣に在住する職員)	災害発生初期における避難所の被害状況及び避難者状況の調査 ①体育館、校舎及びその他の施設の被害状況の調査 ②避難所周辺の火災発生状況の調査 ③被災者の避難状況及び避難者の人的被害状況の調査 ④体育館及び簡易備蓄倉庫の開放準備 ⑤その他、避難所での緊急対応	各避難所	初動班以外の職員	各部、班の応急対策業務	所属部署
	種類	担当業務	参集場所																							
	避難所対策班	災害発生初期における避難所の被害状況及び避難者状況の調査 (1) 体育館、校舎及びその他の施設の被害状況の調査 (2) 被災者の避難状況及び避難者の人的被害状況の調査 (3) 簡易備蓄倉庫の開放準備 (4) その他、避難所での緊急対応	各学校避難所2校を經由し所属部署に参集																							
	応急判定班	1 参集途上 (1) 自宅周辺の被害状況確認 (2) 人的被害、建造物、道路、ライフライン等の被害確認、帰宅困難者発生状況確認 (3) 情報伝達（市本部） 2 参集後 本庁舎、市内小中学校等の応急危険度判定を実施	所属部署																							
避難所対策班以外の職員	1 参集途上 (1) 自宅周辺の被害状況確認 (2) 人的被害、建造物、道路、ライフライン等の被害確認、帰宅困難者発生状況確認 (3) 情報伝達（市本部） 2 参集後 学校避難所運営委員長を除き、各対策班の初動対応を実施する。	所属部署																								
種類	担当業務	参集場所																								
初動班Ⅰ (市内及び隣接市に在住する職員)	災害発生初期における被害状況の緊急調査 ①人命の危険の有無、人的被害の状況調査 ②火災等の二次災害の発生状況及び危険性の調査 ③家屋等建物の倒壊状況の調査 ④道路、橋りょう及び公共施設の被害状況の調査 ⑤ライフライン及び交通機関の被害状況の調査 ⑥その他災害拡大防止に必要な事項の調査 ⑦帰宅困難者の発生状況の調査	本部長室																								
初動班Ⅱ (避難所近隣に在住する職員)	災害発生初期における避難所の被害状況及び避難者状況の調査 ①体育館、校舎及びその他の施設の被害状況の調査 ②避難所周辺の火災発生状況の調査 ③被災者の避難状況及び避難者の人的被害状況の調査 ④体育館及び簡易備蓄倉庫の開放準備 ⑤その他、避難所での緊急対応	各避難所																								
初動班以外の職員	各部、班の応急対策業務	所属部署																								



頁	新	旧																																																																																																																																								
3-1-16 □	(2) 非常配備態勢の人員 各非常配備態勢の人員は、次のとおりである。 (令和5年10月現在)	(2) 非常配備態勢の人員 各非常配備態勢の人員は、次のとおりである。 (令和3年7月現在)																																																																																																																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>本部組織</th> <th>所属人員</th> <th>第1非常配備態勢</th> <th>第2非常配備態勢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>17</td> <td>17</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>指令情報部</td> <td>59</td> <td>6</td> <td>59</td> </tr> <tr> <td>企画対策部</td> <td>46</td> <td>8</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td>市民対策部</td> <td>88</td> <td>5</td> <td>88</td> </tr> <tr> <td>福祉医療対策部</td> <td>178</td> <td>13</td> <td>178</td> </tr> <tr> <td>環境対策部</td> <td>35</td> <td>4</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>建設対策部</td> <td>88</td> <td>9</td> <td>88</td> </tr> <tr> <td>水道対策部</td> <td>27</td> <td>3</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>教育対策部</td> <td>92</td> <td>9</td> <td>92</td> </tr> <tr> <td>議会対策部</td> <td>7</td> <td>1</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>消防部</td> <td>86</td> <td>10</td> <td>86</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>706</td> <td>68</td> <td>706</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>726</td> <td>88</td> <td>726</td> </tr> </tbody> </table>	本部組織	所属人員	第1非常配備態勢	第2非常配備態勢	本部長	1	1	1	副本部長	2	2	2	本部員	17	17	17	計	20	20	20	指令情報部	59	6	59	企画対策部	46	8	46	市民対策部	88	5	88	福祉医療対策部	178	13	178	環境対策部	35	4	35	建設対策部	88	9	88	水道対策部	27	3	27	教育対策部	92	9	92	議会対策部	7	1	7	消防部	86	10	86	計	706	68	706	合計	726	88	726	<table border="1"> <thead> <tr> <th>本部組織</th> <th>所属人員</th> <th>第1非常配備態勢</th> <th>第2非常配備態勢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>17</td> <td>17</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>指令情報部</td> <td>52</td> <td>6</td> <td>52</td> </tr> <tr> <td>企画対策部</td> <td>45</td> <td>8</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>市民対策部</td> <td>90</td> <td>5</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>福祉医療対策部</td> <td>194</td> <td>12</td> <td>194</td> </tr> <tr> <td>環境対策部</td> <td>33</td> <td>4</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>建設対策部</td> <td>84</td> <td>9</td> <td>84</td> </tr> <tr> <td>水道対策部</td> <td>25</td> <td>2</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>教育対策部</td> <td>94</td> <td>8</td> <td>94</td> </tr> <tr> <td>議会対策部</td> <td>7</td> <td>1</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>消防部</td> <td>84</td> <td>12</td> <td>84</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>708</td> <td>67</td> <td>708</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>728</td> <td>87</td> <td>728</td> </tr> </tbody> </table>	本部組織	所属人員	第1非常配備態勢	第2非常配備態勢	本部長	1	1	1	副本部長	2	2	2	本部員	17	17	17	計	20	20	20	指令情報部	52	6	52	企画対策部	45	8	45	市民対策部	90	5	90	福祉医療対策部	194	12	194	環境対策部	33	4	33	建設対策部	84	9	84	水道対策部	25	2	25	教育対策部	94	8	94	議会対策部	7	1	7	消防部	84	12	84	計	708	67	708	合計	728	87	728
	本部組織	所属人員	第1非常配備態勢	第2非常配備態勢																																																																																																																																						
	本部長	1	1	1																																																																																																																																						
	副本部長	2	2	2																																																																																																																																						
	本部員	17	17	17																																																																																																																																						
	計	20	20	20																																																																																																																																						
	指令情報部	59	6	59																																																																																																																																						
	企画対策部	46	8	46																																																																																																																																						
	市民対策部	88	5	88																																																																																																																																						
福祉医療対策部	178	13	178																																																																																																																																							
環境対策部	35	4	35																																																																																																																																							
建設対策部	88	9	88																																																																																																																																							
水道対策部	27	3	27																																																																																																																																							
教育対策部	92	9	92																																																																																																																																							
議会対策部	7	1	7																																																																																																																																							
消防部	86	10	86																																																																																																																																							
計	706	68	706																																																																																																																																							
合計	726	88	726																																																																																																																																							
本部組織	所属人員	第1非常配備態勢	第2非常配備態勢																																																																																																																																							
本部長	1	1	1																																																																																																																																							
副本部長	2	2	2																																																																																																																																							
本部員	17	17	17																																																																																																																																							
計	20	20	20																																																																																																																																							
指令情報部	52	6	52																																																																																																																																							
企画対策部	45	8	45																																																																																																																																							
市民対策部	90	5	90																																																																																																																																							
福祉医療対策部	194	12	194																																																																																																																																							
環境対策部	33	4	33																																																																																																																																							
建設対策部	84	9	84																																																																																																																																							
水道対策部	25	2	25																																																																																																																																							
教育対策部	94	8	94																																																																																																																																							
議会対策部	7	1	7																																																																																																																																							
消防部	84	12	84																																																																																																																																							
計	708	67	708																																																																																																																																							
合計	728	87	728																																																																																																																																							
3-1-16	削除	(3) 初動班の役割 初動班Ⅰは、所属する対策班の活動を実施する。初動班Ⅱは、担当する避難所へ急行し、特別非常配備態勢と同様の活動を実施する。																																																																																																																																								

頁	新				旧			
3-1-16 □	5 初動期の主な活動 市本部 部 (対策部)				5 初動期の主な活動 市本部 部 (対策部)			
	市本部は、各対策班の所掌事務に基づき応急活動に当たることとなるが、地震発生直後の初動期の活動を対策班別に次のとおり実施する。				市本部は、各対策班の所掌事務に基づき応急活動に当たることとなるが、地震発生直後の初動期の活動を対策班別に次のとおり実施する。			
	区分	第1段階	第2段階	第3段階	区分	第1段階	第2段階	第3段階
	時間	発災から6時間程度	発災6時間後から3日程度	発災4日後から1週間程度	時間	発災から6時間程度	発災6時間後から3日程度	発災4日後から1週間程度
初動期の主な活動	情報収集 被災者の把握 救助・救援の実施 被害状況の把握 避難所被害状況の把握 関係機関との連絡調整 通信手段の確保 避難行動要支援者の安否確認 都へ被害状況報告(速報) 応急給水の実施	応援要請 避難所開設 医療救護所開設 食料等の配布 物資調達要請 仮設トイレの設置 帰宅困難者対策の実施 市民への情報伝達 災害救助物資の確保 安否確認	ごみ・ 災害廃棄物 の処理 ライフラインの復旧 緊急物資輸送路の確保 ボランティアセンター開設 二次避難所開設 負傷者の救援支援 災害応援の受入 遺体の収容	初動期の主な活動	情報収集 被災者の把握 救助・救援の実施 被害状況の把握 避難所被害状況の把握 関係機関との連絡調整 通信手段の確保 避難行動要支援者の安否確認 都へ被害状況報告(速報) 応急給水の実施	応援要請 避難所開設 医療救護所開設 食料等の配布 物資調達要請 仮設トイレの設置 帰宅困難者対策の実施 市民への情報伝達 災害救助物資の確保 安否確認	ごみ・ がれき の処理 ライフラインの復旧 緊急物資輸送路の確保 ボランティアセンター開設 二次避難所開設 負傷者の救援支援 災害応援の受入 遺体の収容	

頁	新				旧			
	班名	第1段階	第2段階	第3段階	班名	第1段階	第2段階	第3段階
3-1-17 □	情報システム班	通信手段の確保 情報機器の被害状況の確認	情報処理機器の復旧		情報処理班	通信手段の確保 情報機器の被害状況の確認	情報処理機器の復旧	
	総務班	市庁舎の被害情報収集 庁舎の点検	車両の確保	災害対策用資器材の調達	管財班	市庁舎の被害情報収集 庁舎の点検	車両の確保	災害対策用資器材の調達
	医療救護対策班	緊急医療救護所開設 医薬品及び医療資材の確保 市内被害情報収集	緊急医療救護所でのトリアージ軽症者治療開始 医療相談窓口開設 負傷者の搬送	避難所医療救護所の設置 避難所保健活動	医療救護対策班	医療救護所開設準備 市内被害情報収集	医療救護班派遣要請 医療救護所の開設	負傷者の救護支援
	清掃班	清掃センター被害情報収集	清掃事業施設の保全 収集体制の確保 ごみ処理計画の作成	災害廃棄物処理計画の作成 ごみの収集	清掃班	清掃センター被害情報収集	清掃事業施設の保全 収集体制の確保 ごみ処理計画の作成	がれき処理計画の作成 ごみの収集
	水道対策班	水道施設の被害情報収集 応急給水の実施	水道配水管等の復旧 応急給水の実施	水道配水管等の復旧 応急給水の実施	水道対策班	水道施設の被害情報収集 応急給水の実施	ライフラインの復旧 応急給水の実施	ライフラインの復旧 応急給水の実施
	教育総務班	学校施設の被害情報収集	避難所開設準備・開設 避難所への職員配備	避難所運営支援	庶務班	学校施設の被害情報収集	避難所開設準備・開設 避難所への職員配備	避難所運営支援
	議会班	市議会議員の安否確認 職員の安否確認 市内被害情報収集	他班への協力	他班への協力	議会班	職員の安否確認 市内被害情報収集	他班への協力	他班への協力
3-2-3	<p>第2章 情報の収集・伝達</p> <p>第1節 情報通信連絡体制</p> <p>1 災害情報の発表・伝達</p> <p>(3) 通信統制</p> <p>イ 無線移動局(半固定、可搬、車載)の一括管理</p> <p>① 各部署に設置した半固定無線機は、原則として市本部(防災安全課)が一括管理する。</p> <p>② 可搬型無線機は、すべて防災安全課が管理し、市本部の指示に基づき使用する。</p> <p>③ 車載型無線機は、車両の管理と同様に市本部が一括管理し、市本部の指示に基づき使用する。</p>				<p>第2章 情報の収集・伝達</p> <p>第1節 情報通信連絡体制</p> <p>1 災害情報の発表・伝達</p> <p>(3) 通信統制</p> <p>イ 無線移動局(半固定、可搬、車載)の一括管理</p> <p>① 各部署に設置した半固定無線機は、原則として市本部(防災課)が一括管理する。</p> <p>② 可搬型無線機は、すべて防災課が管理し、市本部の指示に基づき使用する。</p> <p>③ 車載型無線機は、車両の管理と同様に市本部が一括管理し、市本部の指示に基づき使用する。</p>			

頁	新	旧																																																																																								
3-2-3 ●	<p>2 被害状況等の収集体制 (1) 各機関の収集体制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="293 276 443 312">機関名</th> <th colspan="3" data-bbox="443 276 1191 312">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="293 312 443 967">市</td> <td colspan="3" data-bbox="443 312 1191 967"> <p>2 被害状況等の報告 市は、災害が発生した時から当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況等について、次により都に報告する。</p> <p>(2) 報告の方法 データ端末から災害情報システム (DIS) への入力による。(ただし、データ端末の障害等により入力できない場合は、報告様式による <u>FAX送信、防災行政無線、電話などあらゆる手段により報告する。</u>)</p> <p>(3) 報告の種類・期限等 報告の種類、入力期限及び入力画面は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="456 635 696 671">報告の種類</th> <th data-bbox="696 635 958 671">入力期限</th> <th data-bbox="958 635 1182 671">入力画面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="456 671 696 708">発災通知</td> <td data-bbox="696 671 958 708">即時</td> <td data-bbox="958 671 1182 708"><u>被害第1報告</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="456 708 696 767">被害措置概況速報</td> <td data-bbox="696 708 958 767">即時及び都が通知する期限内</td> <td data-bbox="958 708 1182 767"><u>被害数値報告</u> <u>被害箇所報告</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="456 767 696 804">要請通知</td> <td data-bbox="696 767 958 804">即時</td> <td data-bbox="958 767 1182 804"><u>支援要請</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="456 804 562 863" rowspan="2">確定報</td> <td data-bbox="562 804 696 863">災害確定報告</td> <td data-bbox="696 804 958 863">応急対策を終了した後20日以内</td> <td data-bbox="958 804 1182 863"><u>被害数値報告</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="562 863 696 938">各種確定報告</td> <td data-bbox="696 863 958 938">同上</td> <td data-bbox="958 863 1182 938"><u>被害箇所報告</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="456 938 696 967">災害年報</td> <td data-bbox="696 938 958 967">4月20日</td> <td data-bbox="958 938 1182 967"><u>被害数値報告</u></td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="280 967 1205 1201"> <p>(2) 市の調査報告体制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3" data-bbox="293 1007 763 1066">調査事項</th> <th data-bbox="763 1007 1016 1066">初動期情報収集担当班</th> <th data-bbox="1016 1007 1191 1066">活動の統括と情報の集約</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="293 1066 383 1201" rowspan="2">被害状況</td> <td data-bbox="383 1066 517 1102">市庁舎</td> <td data-bbox="517 1066 763 1102">市庁舎被害</td> <td data-bbox="763 1066 1016 1102"><u>総務班</u></td> <td data-bbox="1016 1066 1191 1201" rowspan="2">指令情報班 調査班</td> </tr> <tr> <td data-bbox="383 1102 517 1201">教育施設</td> <td data-bbox="517 1102 763 1201">市立小中学校の被害 都立高校の被害 私立教育施設の被害</td> <td data-bbox="763 1102 1016 1201"><u>教育総務班</u> 指導班</td> </tr> </tbody> </table> </td> <td data-bbox="1205 209 2141 967"> <p>2 被害状況等の収集体制 (1) 各機関の収集体制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1218 276 1368 312">機関名</th> <th colspan="3" data-bbox="1368 276 2123 312">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1218 312 1368 967">市</td> <td colspan="3" data-bbox="1368 312 2123 967"> <p>2 被害状況等の報告 市は、災害が発生した時から当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況等について、次により都に報告する。</p> <p>(2) 報告の方法 データ端末から災害情報システム (DIS) への入力による。(ただし、データ端末の障害等により入力できない場合は、従来の報告様式による。)</p> <p>(3) 報告の種類・期限等 報告の種類、入力期限及び入力画面は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1382 603 1621 639">報告の種類</th> <th data-bbox="1621 603 1861 639">入力期限</th> <th data-bbox="1861 603 2114 639">入力画面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1382 639 1621 676">発災通知</td> <td data-bbox="1621 639 1861 676">即時</td> <td data-bbox="1861 639 2114 676">発災情報</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1382 676 1621 767">被害措置概況速報</td> <td data-bbox="1621 676 1861 767">即時及び都が通知する期限内</td> <td data-bbox="1861 676 2114 767">災害総括 被害情報、措置情報</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1382 767 1621 804">要請通知</td> <td data-bbox="1621 767 1861 804">即時</td> <td data-bbox="1861 767 2114 804">要請情報</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1382 804 1487 863" rowspan="2">確定報</td> <td data-bbox="1487 804 1621 863">災害確定報告</td> <td data-bbox="1621 804 1861 863">応急対策を終了した後20日以内</td> <td data-bbox="1861 804 2114 863">災害総括</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1487 863 1621 938">各種確定報告</td> <td data-bbox="1621 863 1861 938">同上</td> <td data-bbox="1861 863 2114 938">被害情報、措置情報</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1382 938 1621 967">災害年報</td> <td data-bbox="1621 938 1861 967">4月20日</td> <td data-bbox="1861 938 2114 967">災害総括</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1205 967 2141 1201"> <p>(2) 市の調査報告体制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3" data-bbox="1218 1007 1688 1066">調査事項</th> <th data-bbox="1688 1007 1942 1066">初動期情報収集担当班</th> <th data-bbox="1942 1007 2116 1066">活動の統括と情報の集約</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1218 1066 1308 1201" rowspan="2">被害状況</td> <td data-bbox="1308 1066 1442 1102">市庁舎</td> <td data-bbox="1442 1066 1688 1102">市庁舎被害</td> <td data-bbox="1688 1066 1942 1102"><u>管財班</u></td> <td data-bbox="1942 1066 2116 1201" rowspan="2">指令情報班 調査班</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1308 1102 1442 1201">教育施設</td> <td data-bbox="1442 1102 1688 1201">市立小中学校の被害 都立高校の被害 私立教育施設の被害</td> <td data-bbox="1688 1102 1942 1201"><u>庶務班</u> 指導班</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table> </td></tr></tbody></table>	機関名	内容			市	<p>2 被害状況等の報告 市は、災害が発生した時から当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況等について、次により都に報告する。</p> <p>(2) 報告の方法 データ端末から災害情報システム (DIS) への入力による。(ただし、データ端末の障害等により入力できない場合は、報告様式による <u>FAX送信、防災行政無線、電話などあらゆる手段により報告する。</u>)</p> <p>(3) 報告の種類・期限等 報告の種類、入力期限及び入力画面は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="456 635 696 671">報告の種類</th> <th data-bbox="696 635 958 671">入力期限</th> <th data-bbox="958 635 1182 671">入力画面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="456 671 696 708">発災通知</td> <td data-bbox="696 671 958 708">即時</td> <td data-bbox="958 671 1182 708"><u>被害第1報告</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="456 708 696 767">被害措置概況速報</td> <td data-bbox="696 708 958 767">即時及び都が通知する期限内</td> <td data-bbox="958 708 1182 767"><u>被害数値報告</u> <u>被害箇所報告</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="456 767 696 804">要請通知</td> <td data-bbox="696 767 958 804">即時</td> <td data-bbox="958 767 1182 804"><u>支援要請</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="456 804 562 863" rowspan="2">確定報</td> <td data-bbox="562 804 696 863">災害確定報告</td> <td data-bbox="696 804 958 863">応急対策を終了した後20日以内</td> <td data-bbox="958 804 1182 863"><u>被害数値報告</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="562 863 696 938">各種確定報告</td> <td data-bbox="696 863 958 938">同上</td> <td data-bbox="958 863 1182 938"><u>被害箇所報告</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="456 938 696 967">災害年報</td> <td data-bbox="696 938 958 967">4月20日</td> <td data-bbox="958 938 1182 967"><u>被害数値報告</u></td> </tr> </tbody> </table>			報告の種類	入力期限	入力画面	発災通知	即時	<u>被害第1報告</u>	被害措置概況速報	即時及び都が通知する期限内	<u>被害数値報告</u> <u>被害箇所報告</u>	要請通知	即時	<u>支援要請</u>	確定報	災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	<u>被害数値報告</u>	各種確定報告	同上	<u>被害箇所報告</u>	災害年報	4月20日	<u>被害数値報告</u>	<p>(2) 市の調査報告体制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3" data-bbox="293 1007 763 1066">調査事項</th> <th data-bbox="763 1007 1016 1066">初動期情報収集担当班</th> <th data-bbox="1016 1007 1191 1066">活動の統括と情報の集約</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="293 1066 383 1201" rowspan="2">被害状況</td> <td data-bbox="383 1066 517 1102">市庁舎</td> <td data-bbox="517 1066 763 1102">市庁舎被害</td> <td data-bbox="763 1066 1016 1102"><u>総務班</u></td> <td data-bbox="1016 1066 1191 1201" rowspan="2">指令情報班 調査班</td> </tr> <tr> <td data-bbox="383 1102 517 1201">教育施設</td> <td data-bbox="517 1102 763 1201">市立小中学校の被害 都立高校の被害 私立教育施設の被害</td> <td data-bbox="763 1102 1016 1201"><u>教育総務班</u> 指導班</td> </tr> </tbody> </table>	調査事項			初動期情報収集担当班	活動の統括と情報の集約	被害状況	市庁舎	市庁舎被害	<u>総務班</u>	指令情報班 調査班	教育施設	市立小中学校の被害 都立高校の被害 私立教育施設の被害	<u>教育総務班</u> 指導班	<p>2 被害状況等の収集体制 (1) 各機関の収集体制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1218 276 1368 312">機関名</th> <th colspan="3" data-bbox="1368 276 2123 312">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1218 312 1368 967">市</td> <td colspan="3" data-bbox="1368 312 2123 967"> <p>2 被害状況等の報告 市は、災害が発生した時から当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況等について、次により都に報告する。</p> <p>(2) 報告の方法 データ端末から災害情報システム (DIS) への入力による。(ただし、データ端末の障害等により入力できない場合は、従来の報告様式による。)</p> <p>(3) 報告の種類・期限等 報告の種類、入力期限及び入力画面は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1382 603 1621 639">報告の種類</th> <th data-bbox="1621 603 1861 639">入力期限</th> <th data-bbox="1861 603 2114 639">入力画面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1382 639 1621 676">発災通知</td> <td data-bbox="1621 639 1861 676">即時</td> <td data-bbox="1861 639 2114 676">発災情報</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1382 676 1621 767">被害措置概況速報</td> <td data-bbox="1621 676 1861 767">即時及び都が通知する期限内</td> <td data-bbox="1861 676 2114 767">災害総括 被害情報、措置情報</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1382 767 1621 804">要請通知</td> <td data-bbox="1621 767 1861 804">即時</td> <td data-bbox="1861 767 2114 804">要請情報</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1382 804 1487 863" rowspan="2">確定報</td> <td data-bbox="1487 804 1621 863">災害確定報告</td> <td data-bbox="1621 804 1861 863">応急対策を終了した後20日以内</td> <td data-bbox="1861 804 2114 863">災害総括</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1487 863 1621 938">各種確定報告</td> <td data-bbox="1621 863 1861 938">同上</td> <td data-bbox="1861 863 2114 938">被害情報、措置情報</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1382 938 1621 967">災害年報</td> <td data-bbox="1621 938 1861 967">4月20日</td> <td data-bbox="1861 938 2114 967">災害総括</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1205 967 2141 1201"> <p>(2) 市の調査報告体制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3" data-bbox="1218 1007 1688 1066">調査事項</th> <th data-bbox="1688 1007 1942 1066">初動期情報収集担当班</th> <th data-bbox="1942 1007 2116 1066">活動の統括と情報の集約</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1218 1066 1308 1201" rowspan="2">被害状況</td> <td data-bbox="1308 1066 1442 1102">市庁舎</td> <td data-bbox="1442 1066 1688 1102">市庁舎被害</td> <td data-bbox="1688 1066 1942 1102"><u>管財班</u></td> <td data-bbox="1942 1066 2116 1201" rowspan="2">指令情報班 調査班</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1308 1102 1442 1201">教育施設</td> <td data-bbox="1442 1102 1688 1201">市立小中学校の被害 都立高校の被害 私立教育施設の被害</td> <td data-bbox="1688 1102 1942 1201"><u>庶務班</u> 指導班</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容			市	<p>2 被害状況等の報告 市は、災害が発生した時から当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況等について、次により都に報告する。</p> <p>(2) 報告の方法 データ端末から災害情報システム (DIS) への入力による。(ただし、データ端末の障害等により入力できない場合は、従来の報告様式による。)</p> <p>(3) 報告の種類・期限等 報告の種類、入力期限及び入力画面は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1382 603 1621 639">報告の種類</th> <th data-bbox="1621 603 1861 639">入力期限</th> <th data-bbox="1861 603 2114 639">入力画面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1382 639 1621 676">発災通知</td> <td data-bbox="1621 639 1861 676">即時</td> <td data-bbox="1861 639 2114 676">発災情報</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1382 676 1621 767">被害措置概況速報</td> <td data-bbox="1621 676 1861 767">即時及び都が通知する期限内</td> <td data-bbox="1861 676 2114 767">災害総括 被害情報、措置情報</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1382 767 1621 804">要請通知</td> <td data-bbox="1621 767 1861 804">即時</td> <td data-bbox="1861 767 2114 804">要請情報</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1382 804 1487 863" rowspan="2">確定報</td> <td data-bbox="1487 804 1621 863">災害確定報告</td> <td data-bbox="1621 804 1861 863">応急対策を終了した後20日以内</td> <td data-bbox="1861 804 2114 863">災害総括</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1487 863 1621 938">各種確定報告</td> <td data-bbox="1621 863 1861 938">同上</td> <td data-bbox="1861 863 2114 938">被害情報、措置情報</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1382 938 1621 967">災害年報</td> <td data-bbox="1621 938 1861 967">4月20日</td> <td data-bbox="1861 938 2114 967">災害総括</td> </tr> </tbody> </table>			報告の種類	入力期限	入力画面	発災通知	即時	発災情報	被害措置概況速報	即時及び都が通知する期限内	災害総括 被害情報、措置情報	要請通知	即時	要請情報	確定報	災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	災害総括	各種確定報告	同上	被害情報、措置情報	災害年報	4月20日	災害総括	<p>(2) 市の調査報告体制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3" data-bbox="1218 1007 1688 1066">調査事項</th> <th data-bbox="1688 1007 1942 1066">初動期情報収集担当班</th> <th data-bbox="1942 1007 2116 1066">活動の統括と情報の集約</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1218 1066 1308 1201" rowspan="2">被害状況</td> <td data-bbox="1308 1066 1442 1102">市庁舎</td> <td data-bbox="1442 1066 1688 1102">市庁舎被害</td> <td data-bbox="1688 1066 1942 1102"><u>管財班</u></td> <td data-bbox="1942 1066 2116 1201" rowspan="2">指令情報班 調査班</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1308 1102 1442 1201">教育施設</td> <td data-bbox="1442 1102 1688 1201">市立小中学校の被害 都立高校の被害 私立教育施設の被害</td> <td data-bbox="1688 1102 1942 1201"><u>庶務班</u> 指導班</td> </tr> </tbody> </table>	調査事項			初動期情報収集担当班	活動の統括と情報の集約	被害状況	市庁舎	市庁舎被害	<u>管財班</u>	指令情報班 調査班	教育施設	市立小中学校の被害 都立高校の被害 私立教育施設の被害	<u>庶務班</u> 指導班
	機関名	内容																																																																																								
市	<p>2 被害状況等の報告 市は、災害が発生した時から当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況等について、次により都に報告する。</p> <p>(2) 報告の方法 データ端末から災害情報システム (DIS) への入力による。(ただし、データ端末の障害等により入力できない場合は、報告様式による <u>FAX送信、防災行政無線、電話などあらゆる手段により報告する。</u>)</p> <p>(3) 報告の種類・期限等 報告の種類、入力期限及び入力画面は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="456 635 696 671">報告の種類</th> <th data-bbox="696 635 958 671">入力期限</th> <th data-bbox="958 635 1182 671">入力画面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="456 671 696 708">発災通知</td> <td data-bbox="696 671 958 708">即時</td> <td data-bbox="958 671 1182 708"><u>被害第1報告</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="456 708 696 767">被害措置概況速報</td> <td data-bbox="696 708 958 767">即時及び都が通知する期限内</td> <td data-bbox="958 708 1182 767"><u>被害数値報告</u> <u>被害箇所報告</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="456 767 696 804">要請通知</td> <td data-bbox="696 767 958 804">即時</td> <td data-bbox="958 767 1182 804"><u>支援要請</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="456 804 562 863" rowspan="2">確定報</td> <td data-bbox="562 804 696 863">災害確定報告</td> <td data-bbox="696 804 958 863">応急対策を終了した後20日以内</td> <td data-bbox="958 804 1182 863"><u>被害数値報告</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="562 863 696 938">各種確定報告</td> <td data-bbox="696 863 958 938">同上</td> <td data-bbox="958 863 1182 938"><u>被害箇所報告</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="456 938 696 967">災害年報</td> <td data-bbox="696 938 958 967">4月20日</td> <td data-bbox="958 938 1182 967"><u>被害数値報告</u></td> </tr> </tbody> </table>			報告の種類	入力期限	入力画面	発災通知	即時	<u>被害第1報告</u>	被害措置概況速報	即時及び都が通知する期限内	<u>被害数値報告</u> <u>被害箇所報告</u>	要請通知	即時	<u>支援要請</u>	確定報	災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	<u>被害数値報告</u>	各種確定報告	同上	<u>被害箇所報告</u>	災害年報	4月20日	<u>被害数値報告</u>																																																																	
報告の種類	入力期限	入力画面																																																																																								
発災通知	即時	<u>被害第1報告</u>																																																																																								
被害措置概況速報	即時及び都が通知する期限内	<u>被害数値報告</u> <u>被害箇所報告</u>																																																																																								
要請通知	即時	<u>支援要請</u>																																																																																								
確定報	災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	<u>被害数値報告</u>																																																																																							
	各種確定報告	同上	<u>被害箇所報告</u>																																																																																							
災害年報	4月20日	<u>被害数値報告</u>																																																																																								
<p>(2) 市の調査報告体制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3" data-bbox="293 1007 763 1066">調査事項</th> <th data-bbox="763 1007 1016 1066">初動期情報収集担当班</th> <th data-bbox="1016 1007 1191 1066">活動の統括と情報の集約</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="293 1066 383 1201" rowspan="2">被害状況</td> <td data-bbox="383 1066 517 1102">市庁舎</td> <td data-bbox="517 1066 763 1102">市庁舎被害</td> <td data-bbox="763 1066 1016 1102"><u>総務班</u></td> <td data-bbox="1016 1066 1191 1201" rowspan="2">指令情報班 調査班</td> </tr> <tr> <td data-bbox="383 1102 517 1201">教育施設</td> <td data-bbox="517 1102 763 1201">市立小中学校の被害 都立高校の被害 私立教育施設の被害</td> <td data-bbox="763 1102 1016 1201"><u>教育総務班</u> 指導班</td> </tr> </tbody> </table>	調査事項			初動期情報収集担当班	活動の統括と情報の集約	被害状況	市庁舎	市庁舎被害	<u>総務班</u>	指令情報班 調査班	教育施設	市立小中学校の被害 都立高校の被害 私立教育施設の被害	<u>教育総務班</u> 指導班	<p>2 被害状況等の収集体制 (1) 各機関の収集体制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1218 276 1368 312">機関名</th> <th colspan="3" data-bbox="1368 276 2123 312">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1218 312 1368 967">市</td> <td colspan="3" data-bbox="1368 312 2123 967"> <p>2 被害状況等の報告 市は、災害が発生した時から当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況等について、次により都に報告する。</p> <p>(2) 報告の方法 データ端末から災害情報システム (DIS) への入力による。(ただし、データ端末の障害等により入力できない場合は、従来の報告様式による。)</p> <p>(3) 報告の種類・期限等 報告の種類、入力期限及び入力画面は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1382 603 1621 639">報告の種類</th> <th data-bbox="1621 603 1861 639">入力期限</th> <th data-bbox="1861 603 2114 639">入力画面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1382 639 1621 676">発災通知</td> <td data-bbox="1621 639 1861 676">即時</td> <td data-bbox="1861 639 2114 676">発災情報</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1382 676 1621 767">被害措置概況速報</td> <td data-bbox="1621 676 1861 767">即時及び都が通知する期限内</td> <td data-bbox="1861 676 2114 767">災害総括 被害情報、措置情報</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1382 767 1621 804">要請通知</td> <td data-bbox="1621 767 1861 804">即時</td> <td data-bbox="1861 767 2114 804">要請情報</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1382 804 1487 863" rowspan="2">確定報</td> <td data-bbox="1487 804 1621 863">災害確定報告</td> <td data-bbox="1621 804 1861 863">応急対策を終了した後20日以内</td> <td data-bbox="1861 804 2114 863">災害総括</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1487 863 1621 938">各種確定報告</td> <td data-bbox="1621 863 1861 938">同上</td> <td data-bbox="1861 863 2114 938">被害情報、措置情報</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1382 938 1621 967">災害年報</td> <td data-bbox="1621 938 1861 967">4月20日</td> <td data-bbox="1861 938 2114 967">災害総括</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1205 967 2141 1201"> <p>(2) 市の調査報告体制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3" data-bbox="1218 1007 1688 1066">調査事項</th> <th data-bbox="1688 1007 1942 1066">初動期情報収集担当班</th> <th data-bbox="1942 1007 2116 1066">活動の統括と情報の集約</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1218 1066 1308 1201" rowspan="2">被害状況</td> <td data-bbox="1308 1066 1442 1102">市庁舎</td> <td data-bbox="1442 1066 1688 1102">市庁舎被害</td> <td data-bbox="1688 1066 1942 1102"><u>管財班</u></td> <td data-bbox="1942 1066 2116 1201" rowspan="2">指令情報班 調査班</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1308 1102 1442 1201">教育施設</td> <td data-bbox="1442 1102 1688 1201">市立小中学校の被害 都立高校の被害 私立教育施設の被害</td> <td data-bbox="1688 1102 1942 1201"><u>庶務班</u> 指導班</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容			市	<p>2 被害状況等の報告 市は、災害が発生した時から当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況等について、次により都に報告する。</p> <p>(2) 報告の方法 データ端末から災害情報システム (DIS) への入力による。(ただし、データ端末の障害等により入力できない場合は、従来の報告様式による。)</p> <p>(3) 報告の種類・期限等 報告の種類、入力期限及び入力画面は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1382 603 1621 639">報告の種類</th> <th data-bbox="1621 603 1861 639">入力期限</th> <th data-bbox="1861 603 2114 639">入力画面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1382 639 1621 676">発災通知</td> <td data-bbox="1621 639 1861 676">即時</td> <td data-bbox="1861 639 2114 676">発災情報</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1382 676 1621 767">被害措置概況速報</td> <td data-bbox="1621 676 1861 767">即時及び都が通知する期限内</td> <td data-bbox="1861 676 2114 767">災害総括 被害情報、措置情報</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1382 767 1621 804">要請通知</td> <td data-bbox="1621 767 1861 804">即時</td> <td data-bbox="1861 767 2114 804">要請情報</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1382 804 1487 863" rowspan="2">確定報</td> <td data-bbox="1487 804 1621 863">災害確定報告</td> <td data-bbox="1621 804 1861 863">応急対策を終了した後20日以内</td> <td data-bbox="1861 804 2114 863">災害総括</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1487 863 1621 938">各種確定報告</td> <td data-bbox="1621 863 1861 938">同上</td> <td data-bbox="1861 863 2114 938">被害情報、措置情報</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1382 938 1621 967">災害年報</td> <td data-bbox="1621 938 1861 967">4月20日</td> <td data-bbox="1861 938 2114 967">災害総括</td> </tr> </tbody> </table>			報告の種類	入力期限	入力画面	発災通知	即時	発災情報	被害措置概況速報	即時及び都が通知する期限内	災害総括 被害情報、措置情報	要請通知	即時	要請情報	確定報	災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	災害総括	各種確定報告	同上	被害情報、措置情報	災害年報	4月20日	災害総括	<p>(2) 市の調査報告体制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3" data-bbox="1218 1007 1688 1066">調査事項</th> <th data-bbox="1688 1007 1942 1066">初動期情報収集担当班</th> <th data-bbox="1942 1007 2116 1066">活動の統括と情報の集約</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1218 1066 1308 1201" rowspan="2">被害状況</td> <td data-bbox="1308 1066 1442 1102">市庁舎</td> <td data-bbox="1442 1066 1688 1102">市庁舎被害</td> <td data-bbox="1688 1066 1942 1102"><u>管財班</u></td> <td data-bbox="1942 1066 2116 1201" rowspan="2">指令情報班 調査班</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1308 1102 1442 1201">教育施設</td> <td data-bbox="1442 1102 1688 1201">市立小中学校の被害 都立高校の被害 私立教育施設の被害</td> <td data-bbox="1688 1102 1942 1201"><u>庶務班</u> 指導班</td> </tr> </tbody> </table>	調査事項			初動期情報収集担当班	活動の統括と情報の集約	被害状況	市庁舎	市庁舎被害	<u>管財班</u>	指令情報班 調査班	教育施設	市立小中学校の被害 都立高校の被害 私立教育施設の被害	<u>庶務班</u> 指導班																																
調査事項			初動期情報収集担当班	活動の統括と情報の集約																																																																																						
被害状況	市庁舎	市庁舎被害	<u>総務班</u>	指令情報班 調査班																																																																																						
	教育施設	市立小中学校の被害 都立高校の被害 私立教育施設の被害	<u>教育総務班</u> 指導班																																																																																							
機関名	内容																																																																																									
市	<p>2 被害状況等の報告 市は、災害が発生した時から当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況等について、次により都に報告する。</p> <p>(2) 報告の方法 データ端末から災害情報システム (DIS) への入力による。(ただし、データ端末の障害等により入力できない場合は、従来の報告様式による。)</p> <p>(3) 報告の種類・期限等 報告の種類、入力期限及び入力画面は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1382 603 1621 639">報告の種類</th> <th data-bbox="1621 603 1861 639">入力期限</th> <th data-bbox="1861 603 2114 639">入力画面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1382 639 1621 676">発災通知</td> <td data-bbox="1621 639 1861 676">即時</td> <td data-bbox="1861 639 2114 676">発災情報</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1382 676 1621 767">被害措置概況速報</td> <td data-bbox="1621 676 1861 767">即時及び都が通知する期限内</td> <td data-bbox="1861 676 2114 767">災害総括 被害情報、措置情報</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1382 767 1621 804">要請通知</td> <td data-bbox="1621 767 1861 804">即時</td> <td data-bbox="1861 767 2114 804">要請情報</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1382 804 1487 863" rowspan="2">確定報</td> <td data-bbox="1487 804 1621 863">災害確定報告</td> <td data-bbox="1621 804 1861 863">応急対策を終了した後20日以内</td> <td data-bbox="1861 804 2114 863">災害総括</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1487 863 1621 938">各種確定報告</td> <td data-bbox="1621 863 1861 938">同上</td> <td data-bbox="1861 863 2114 938">被害情報、措置情報</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1382 938 1621 967">災害年報</td> <td data-bbox="1621 938 1861 967">4月20日</td> <td data-bbox="1861 938 2114 967">災害総括</td> </tr> </tbody> </table>			報告の種類	入力期限	入力画面	発災通知	即時	発災情報	被害措置概況速報	即時及び都が通知する期限内	災害総括 被害情報、措置情報	要請通知	即時	要請情報	確定報	災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	災害総括	各種確定報告	同上	被害情報、措置情報	災害年報	4月20日	災害総括																																																																	
報告の種類	入力期限	入力画面																																																																																								
発災通知	即時	発災情報																																																																																								
被害措置概況速報	即時及び都が通知する期限内	災害総括 被害情報、措置情報																																																																																								
要請通知	即時	要請情報																																																																																								
確定報	災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	災害総括																																																																																							
	各種確定報告	同上	被害情報、措置情報																																																																																							
災害年報	4月20日	災害総括																																																																																								
<p>(2) 市の調査報告体制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3" data-bbox="1218 1007 1688 1066">調査事項</th> <th data-bbox="1688 1007 1942 1066">初動期情報収集担当班</th> <th data-bbox="1942 1007 2116 1066">活動の統括と情報の集約</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1218 1066 1308 1201" rowspan="2">被害状況</td> <td data-bbox="1308 1066 1442 1102">市庁舎</td> <td data-bbox="1442 1066 1688 1102">市庁舎被害</td> <td data-bbox="1688 1066 1942 1102"><u>管財班</u></td> <td data-bbox="1942 1066 2116 1201" rowspan="2">指令情報班 調査班</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1308 1102 1442 1201">教育施設</td> <td data-bbox="1442 1102 1688 1201">市立小中学校の被害 都立高校の被害 私立教育施設の被害</td> <td data-bbox="1688 1102 1942 1201"><u>庶務班</u> 指導班</td> </tr> </tbody> </table>	調査事項			初動期情報収集担当班	活動の統括と情報の集約	被害状況	市庁舎	市庁舎被害	<u>管財班</u>	指令情報班 調査班	教育施設	市立小中学校の被害 都立高校の被害 私立教育施設の被害	<u>庶務班</u> 指導班																																																																													
調査事項			初動期情報収集担当班	活動の統括と情報の集約																																																																																						
被害状況	市庁舎	市庁舎被害	<u>管財班</u>	指令情報班 調査班																																																																																						
	教育施設	市立小中学校の被害 都立高校の被害 私立教育施設の被害	<u>庶務班</u> 指導班																																																																																							

頁	新	旧																																										
3-2-7 3-2-8 3-2-9 ◆	<p>【被害程度の認定基準】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被害の種類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">人的被害</td> <td>死者</td> <td>当該災害が原因で死亡し死体を確認したもの又は死体を確認できないが死亡したことが確実な<u>者とする。</u></td> </tr> <tr> <td>災害関連死者</td> <td><u>当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">その他</td> <td>畑の流失、埋没及び畑の冠水</td> <td>田の例に準じて取り扱うものとする。</td> </tr> <tr> <td>学校</td> <td><u>学校教育法（昭和22年法律第26条）第1条に規定する学校をいい、具体的には幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。</u></td> </tr> <tr> <td>道路</td> <td>道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、<u>橋梁</u>を除いたものとする。</td> </tr> <tr> <td>橋梁</td> <td>道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。</td> </tr> <tr> <td>水道</td> <td>断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。</td> </tr> <tr> <td>火災発生件数</td> <td>火災発生件数は、地震又は火山噴火の場合のみ報告する<u>ものであること。</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考欄には、災害発生場所、災害発生日月、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。</td> </tr> </tbody> </table>	被害の種類	内 容	人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し死体を確認したもの又は死体を確認できないが死亡したことが確実な <u>者とする。</u>	災害関連死者	<u>当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。</u>	その他	畑の流失、埋没及び畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。	学校	<u>学校教育法（昭和22年法律第26条）第1条に規定する学校をいい、具体的には幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。</u>	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、 <u>橋梁</u> を除いたものとする。	橋梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。	水道	断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。	火災発生件数	火災発生件数は、地震又は火山噴火の場合のみ報告する <u>ものであること。</u>	備考欄には、災害発生場所、災害発生日月、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。		<p>【被害程度の認定基準】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被害の種類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">人的被害</td> <td>死者</td> <td>当該災害が原因で死亡し死体を確認したもの又は死体を確認できないが死亡したことが確実な<u>もの</u></td> </tr> <tr> <td>新規</td> <td>新規</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">その他</td> <td>畑の流失、埋没畑の冠水</td> <td>田の例に準じて取り扱うものとする。</td> </tr> <tr> <td>文教施設</td> <td><u>小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。</u></td> </tr> <tr> <td>道路</td> <td>道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、<u>橋りょう</u>を除いたものとする。</td> </tr> <tr> <td>橋りょう</td> <td>道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。</td> </tr> <tr> <td>水道</td> <td><u>上水道又は簡易水道で</u>断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。</td> </tr> <tr> <td>火災発生</td> <td>火災発生件数は、地震又は火山噴火の場合のみ報告する。</td> </tr> </tbody> </table>	被害の種類	内 容	人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し死体を確認したもの又は死体を確認できないが死亡したことが確実な <u>もの</u>	新規	新規	その他	畑の流失、埋没畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。	文教施設	<u>小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。</u>	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、 <u>橋りょう</u> を除いたものとする。	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。	水道	<u>上水道又は簡易水道で</u> 断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。	火災発生	火災発生件数は、地震又は火山噴火の場合のみ報告する。
	被害の種類	内 容																																										
	人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し死体を確認したもの又は死体を確認できないが死亡したことが確実な <u>者とする。</u>																																									
		災害関連死者	<u>当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。</u>																																									
	その他	畑の流失、埋没及び畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。																																									
		学校	<u>学校教育法（昭和22年法律第26条）第1条に規定する学校をいい、具体的には幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。</u>																																									
		道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、 <u>橋梁</u> を除いたものとする。																																									
		橋梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。																																									
	水道	断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。																																										
	火災発生件数	火災発生件数は、地震又は火山噴火の場合のみ報告する <u>ものであること。</u>																																										
備考欄には、災害発生場所、災害発生日月、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。																																												
被害の種類	内 容																																											
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し死体を確認したもの又は死体を確認できないが死亡したことが確実な <u>もの</u>																																										
	新規	新規																																										
その他	畑の流失、埋没畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。																																										
	文教施設	<u>小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。</u>																																										
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、 <u>橋りょう</u> を除いたものとする。																																										
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。																																										
水道	<u>上水道又は簡易水道で</u> 断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。																																											
火災発生	火災発生件数は、地震又は火山噴火の場合のみ報告する。																																											
3-2-14 □	<p>3 広聴活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭島消防署</td> <td>1 災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所に消防相談所を開設し、各種相談、説明、案内に当たる。 2 <u>削除</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対策内容	昭島消防署	1 災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所に消防相談所を開設し、各種相談、説明、案内に当たる。 2 <u>削除</u>	<p>3 広聴活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭島消防署</td> <td>1 災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所に消防相談所を開設し、各種相談、説明、案内に当たる。 2 <u>都民からの電子メールによる問合せに対応する。</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対策内容	昭島消防署	1 災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所に消防相談所を開設し、各種相談、説明、案内に当たる。 2 <u>都民からの電子メールによる問合せに対応する。</u>																																		
機関名	対策内容																																											
昭島消防署	1 災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所に消防相談所を開設し、各種相談、説明、案内に当たる。 2 <u>削除</u>																																											
機関名	対策内容																																											
昭島消防署	1 災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所に消防相談所を開設し、各種相談、説明、案内に当たる。 2 <u>都民からの電子メールによる問合せに対応する。</u>																																											

頁	新	旧																				
3-3-1 ●	<p>2 災害救助法の適用基準</p> <p><u>(1) 災害が発生した段階の適用</u></p> <p>災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条に定めるところによるが、都においては、次のいずれか一つに該当する場合、災害救助法を適用する。</p> <p><u>ア</u> 市の区域内の人口に応じ、住家が滅失した世帯の数が適用基準表の基準1号以上であること。</p> <p><u>イ</u> 都の区域内で住家が滅失した世帯の数が2,500世帯以上あって、区市町村の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が適用基準表の基準2号以上であること。</p> <p><u>ウ</u> 都の区域内で住家が滅失した世帯の数が12,000世帯以上の場合、又は災害が離絶した地域で発生したものであること等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別な事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。</p> <p><u>エ</u> 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。</p> <p><u>(2) 災害が発生するおそれ段階の適用</u></p> <p><u>災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置され、都が当該本部の所管区域として告示されたときに、都の区域内において災害により被害を受けるおそれがある場合、災害救助法を適用する。</u></p> <p>本市の災害救助法適用基準 <u>(令和5年4月1日)</u></p> <table border="1" data-bbox="293 791 1193 888"> <thead> <tr> <th>区 域</th> <th>人 口</th> <th colspan="2">基 準 滅 失 世 帯 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">昭島市</td> <td rowspan="3"><u>114,639人</u></td> <td>1号</td> <td>2号</td> </tr> <tr> <td>100世帯</td> <td>50世帯</td> </tr> </tbody> </table>	区 域	人 口	基 準 滅 失 世 帯 数		昭島市	<u>114,639人</u>	1号	2号	100世帯	50世帯	<p>2 災害救助法の適用基準</p> <p><u>災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条に定めるところによるが、都においては、次のいずれか一つに該当する場合、災害救助法を適用する。</u></p> <p><u>(1) 市の区域内の人口に応じ、住家が滅失した世帯の数が適用基準表の基準1号以上であること。</u></p> <p><u>(2) 都の区域内で住家が滅失した世帯の数が2,500世帯以上あって、区市町村の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が適用基準表の基準2号以上であること。</u></p> <p><u>(3) 都の区域内で住家が滅失した世帯の数が12,000世帯以上の場合、又は災害が離絶した地域で発生したものであること等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別な事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。</u></p> <p><u>(4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。</u></p> <p>本市の災害救助法適用基準 <u>(令和2年1月1日)</u></p> <table border="1" data-bbox="1220 596 2125 700"> <thead> <tr> <th>区 域</th> <th>人 口</th> <th colspan="2">基 準 滅 失 世 帯 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">昭島市</td> <td rowspan="3"><u>113,510人</u></td> <td>1号</td> <td>2号</td> </tr> <tr> <td>100世帯</td> <td>50世帯</td> </tr> </tbody> </table>	区 域	人 口	基 準 滅 失 世 帯 数		昭島市	<u>113,510人</u>	1号	2号	100世帯	50世帯
区 域	人 口	基 準 滅 失 世 帯 数																				
昭島市	<u>114,639人</u>	1号	2号																			
		100世帯	50世帯																			
		区 域	人 口	基 準 滅 失 世 帯 数																		
昭島市	<u>113,510人</u>	1号	2号																			
		100世帯	50世帯																			

頁	新	旧
<p>3-3-2 ●</p>	<p>3 被災世帯の算定基準 (2) 住家の滅失等の認定 ア 住家が滅失したもの（「<u>全壊、全焼又は流出</u>」という。） 住家の損傷、焼失又は流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のも又は<u>住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの</u> イ 住家が半壊又は半焼する等著しく損傷したもの（「<u>半壊又は半焼</u>」という。） 住家の損傷又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの又は<u>住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの</u> <u>このうち、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満、またはその住家の損害割合が40%以上50%未満のものを大規模半壊とし、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満、またはその住家の損害割合が30%以上40%未満のものを中規模半壊とする。</u> ウ 住家が半壊又は半焼に準ずる程度に損傷したもの（「<u>準半壊</u>」という。） <u>損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもの</u> エ 住家が床上浸水、土砂の<u>堆積</u>等により一時的に居住することができない状態のもの ア及びイに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のも又は土砂竹木等の<u>堆積</u>等により一時的に居住することができない状態となったもの</p>	<p>3 被災世帯の算定基準 (2) 住家の滅失等の認定 ア 住家が滅失したもの 住家の損傷、焼失又は流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のも又は<u>住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のもの</u> イ 住家が半壊又は半焼する等著しく損傷したもの 住家の損傷又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの又は<u>住家の主要構造部の被害額がその住家の20%以上50%未満のもの</u> ウ 住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態のもの ア及びイに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のも又は土砂竹木等のたい積により一時的に居住することができない状態となったもの</p>
<p>3-3-2 ●</p>	<p>(3) 世帯及び住家の単位 イ 住家 現実に<u>その建物を</u>居住のため使用している者がいる建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。</p>	<p>(3) 世帯及び住家の単位 イ 住家 現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。</p>
<p>3-3-2 ●</p>	<p>4 災害救助法の適用手続 (1) 適用の手続 ア 災害に際し、市における災害が、前記2の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市長は、直ちにその旨を知事に報告し、災害救助法の適用を要請するものとす。 イ 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、<u>その後の処理について</u>知事の指示を受けるものとする。 <u>ウ 市長は、災害救助法に基づき知事が救助に着手したときは知事を補助し、被災者に対して必要な救助を実施するものとする。</u> エ 市本部が設置されている場合は、本部長室の審議を経て、適用手続をとるものとする。</p>	<p>4 災害救助法の適用手続 (1) 適用の手続 ア 災害に際し、市における災害が、前記2の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市長は、直ちにその旨を知事に報告し、災害救助法の適用を要請するものとする。 イ 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、<u>その処置に関して</u>知事の指示を受けるものとする。 <u>ウ 市本部が設置されている場合は、本部長室の審議を経て、適用手続をとるものとする。</u></p>

頁	新	旧
3-3-3 ●	5 救助の種類 (1) 災害救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類がある。 ア <u>避難所及び応急仮設住宅</u> の供与 イ 炊出しその他による食糧の給与及び飲料水の供給 ウ 被服、寝具その他生活必需品の供与又は貸与 エ 医療及び助産 オ <u>被災者</u> の救出 カ <u>被災した住宅</u> の応急修理 キ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与 ク 学用品の給与 ケ 埋葬 コ 死体の捜索及び処理 サ 災害によって住宅又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	5 救助の種類 (1) 災害救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類がある。 ア <u>収容施設（応急仮設住宅を含む。）</u> の供与 イ 炊出しその他による食糧の給与及び飲料水の供給 ウ 被服、寝具その他生活必需品の供与又は貸与 エ 医療及び助産 オ <u>災害にかかった者</u> の救出 カ <u>災害にかかった住宅</u> の応急修理 キ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与 ク 学用品の給与 ケ 埋葬 コ 死体の捜索及び処理 サ 災害によって住宅又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
3-3-4 ●	第2節 救助実施体制の整備 3 救助の実施に必要な関係帳票の整備 救助の実施にあたっては、救助ごとに帳票の作成が <u>必要となる</u> 。災害時に遅滞なく救助業務を実施できるよう、救助関係帳票を事前に準備するとともに、作成方法等についても習熟しておくものとする。	第2節 救助実施体制の整備 3 救助の実施に必要な関係帳票の整備 救助の実施にあたっては、救助ごとに帳票の作成が <u>義務づけられている</u> 。災害時に遅滞なく救助業務を実施できるよう、救助関係帳票を事前に準備するとともに、作成方法等についても習熟しておくものとする。

3-3-5	第3節 救助の実施方法等 救助の程度・方法及び期間（令和5年6月改正）			
	救助の程度及び方法			
	救助の種類	費用の種類及び限度額等		
	避難所	1 避難所設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費とし1人1日当たり <u>340円</u> とする。		
	応急仮設住宅	2 一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置に係る原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、 <u>677.万5千円</u> 以内とする。		
	炊き出しその他による食品の給与	炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として一人1日当たり <u>1,230円</u> 以内とする。		
	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	季別 世帯区分	夏季(4月から9月まで)	冬季(10月から翌年3月まで)
		1人世帯	<u>19,200円</u>	<u>31,800円</u>
		2人世帯	<u>24,600円</u>	<u>41,100円</u>
		3人世帯	<u>36,500円</u>	<u>57,200円</u>
4人世帯		<u>43,600円</u>	<u>66,900円</u>	
5人世帯		<u>55,200円</u>	<u>84,300円</u>	
6人以上の世帯		<u>55,200円</u> に世帯人員が6人以上1人を増すごとに <u>8,000円</u> を加算した額	<u>84,300円</u> に世帯人員が6人以上1人を増すごとに <u>11,600円</u> を加算した額	
2 住家の半壊、半焼又は床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。)により被害を受けた世帯				
季別 世帯区分	夏季(4月から9月まで)	冬季(10月から翌年3月まで)		
1人世帯	<u>6,300円</u>	<u>10,100円</u>		
2人世帯	<u>8,400円</u>	<u>13,200円</u>		
3人世帯	<u>12,600円</u>	<u>18,800円</u>		
4人世帯	<u>15,400円</u>	<u>22,300円</u>		
5人世帯	<u>19,400円</u>	<u>28,100円</u>		

第3節 救助の実施方法等 救助の程度・方法及び期間（令和2年4月改正）			
救助の程度及び方法			
救助の種類	費用の種類及び限度額等		
避難所	1 避難所設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費とし1人1日当たり <u>330円</u> とする。		
応急仮設住宅	2 一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置に係る原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、 <u>571.万4千円</u> 以内とする。		
炊き出しその他による食品の給与	炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として一人1日当たり <u>1,060円</u> 以内とする。		
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	季別 世帯区分	夏季(4月から9月まで)	冬季(10月から翌年3月まで)
	1人世帯	<u>18,800円</u>	<u>31,200円</u>
	2人世帯	<u>24,200円</u>	<u>40,400円</u>
	3人世帯	<u>35,800円</u>	<u>56,200円</u>
	4人世帯	<u>42,800円</u>	<u>65,700円</u>
	5人世帯	<u>54,200円</u>	<u>81,700円</u>
	6人以上の世帯	<u>54,200円</u> に世帯人員が6人以上1人を増すごとに <u>7,900円</u> を加算した額	<u>81,700円</u> に世帯人員が6人以上1人を増すごとに <u>11,400円</u> を加算した額
2 住家の半壊、半焼又は床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。)により被害を受けた世帯			
季別 世帯区分	夏季(4月から9月まで)	冬季(10月から翌年3月まで)	
1人世帯	<u>6,100円</u>	<u>10,000円</u>	
2人世帯	<u>8,300円</u>	<u>13,000円</u>	
3人世帯	<u>12,400円</u>	<u>18,400円</u>	
4人世帯	<u>15,100円</u>	<u>21,900円</u>	
5人世帯	<u>19,000円</u>	<u>27,600円</u>	

	6人以上の世帯	<u>19,400円</u> に世帯人員が6人以上1人を増すごとに <u>2,700円</u> を加算した額	<u>28,100円</u> に世帯人員が6人以上1人を増すごとに <u>3,700円</u> を加算した額
被災した住宅の応急修理	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり次の額以内とする。 1 2に掲げる世帯以外の世帯 <u>70万6千円</u> 2 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 <u>34万3千円</u>		
学用品の給与	2 文房具及び通学用品費 小学校児童1人につき <u>4,800円</u> 中学校生徒1人につき <u>5,100円</u> 高等学校等生徒一人につき <u>5,600円</u>		
埋葬	埋葬のため支出できる費用は、1体当たり、大人 <u>219,100円</u> 以内、小人 <u>175,200円</u> 以内とする。		
死体の処理	死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるとおりとする。 2 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費の額とし、既存建物を利用できない場合は1体当たり <u>5,500円</u> 以内の額とする。これらの場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要なときは、当該地域における通常の実費を加算することができる。		
災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去	障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が1世帯当たり <u>13万8,700円</u> 以内の額とする。		

実費弁償【災害救助法施行細則（昭和38年10月5日東京都規則第136号）別表2】 令和5年6月20日施行

	6人以上の世帯	<u>19,000円</u> に世帯人員が6人以上1人を増すごとに2,600円を加算した額	<u>27,600円</u> に世帯人員が6人以上1人を増すごとに3,600円を加算した額
被災した住宅の応急修理	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり次の額以内とする。 1 2に掲げる世帯以外の世帯 <u>59万5千円</u> 2 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 <u>30万円</u>		
学用品の給与	2 文房具及び通学用品費 小学校児童1人につき <u>4,500円</u> 中学校生徒1人につき <u>4,800円</u> 高等学校等生徒一人につき <u>5,200円</u>		
埋葬	埋葬のため支出できる費用は、1体当たり、大人 <u>215,200円</u> 以内、小人 <u>172,000円</u> 以内とする。		
死体の処理	死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるとおりとする。 2 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費の額とし、既存建物を利用できない場合は1体当たり <u>5,400円</u> 以内の額とする。これらの場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要なときは、当該地域における通常の実費を加算することができる。		
災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去	障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が1世帯当たり <u>13万7,900円</u> 以内の額とする。		

実費弁償【災害救助法施行細則（昭和38年10月5日東京都規則第136号）別表2】 令和2年4月10日施行

頁	新			旧		
	職種	日当		職種	日当	
	大工	27,600円		大工	25,600円	
	左官	29,500円		左官	27,700円	
	とび職	29,900円		とび職	27,300円	
3-4-2 ●	<p>2 都への応援要請</p> <p>市長は、大規模な災害が発生した場合には、知事に応援又は応援の<u>あっせん</u>を求め、災害対策に万全を期することとする。市長が知事に応援又は応援の<u>あっせん</u>を求める場合、<u>都本部</u>に対し下記に掲げる事項についてとりあえず口頭又は電話をもって要請し、後日文書によりあらためて処理するものとする。</p> <p>(1) 災害の状況及び応援を求める理由（災害の情報及び<u>あっせん</u>を求める場合はその理由）</p>			<p>2 都への応援要請</p> <p>市長は、大規模な災害が発生した場合には、知事に応援又は応援の<u>あっ旋</u>を求め、災害対策に万全を期することとする。市長が知事に応援又は応援の<u>あっ旋</u>を求める場合、<u>都総務局総合防災部</u>に対し下記に掲げる事項についてとりあえず口頭又は電話をもって要請し、後日文書によりあらためて処理するものとする。</p> <p>(1) 災害の状況及び応援を求める理由（災害の情報及び<u>あっ旋</u>を求める場合はその理由）</p>		

頁	新	旧						
3-4-3 □	5 民間団体等の応援要請	5 民間団体の応援要請						
	協定の名称	協定内容	担当班	協定先	協定の名称	協定内容	担当班	協定先
	<u>災害時における宿泊施設の提供等に関する協定</u>	<u>宿泊施設の確保</u>	<u>指令情報班</u>	<u>株式会社東横イン昭島駅南口</u>	<u>新規</u>	<u>新規</u>	<u>新規</u>	<u>新規</u>
	災害時における応急給水活動の応援に関する協定	応急給水活動の協力	水道班	<u>株式会社西毛システムズ東京支社</u>	災害時における応急給水活動の応援に関する協定	応急給水活動の協力	水道班	<u>東京水道・宅配共同企業体</u>
	応急食料の供給に関する協定	応急食料等の確保	経済班 給食班	<u>ガーデンベーカリー株式会社</u>	応急食料の供給に関する協定	応急食料等の確保	経済班 給食班	<u>新規</u>
	<u>災害時における支援物資の受け入れ及び配送等に関する協定</u>	<u>支援物資の受け入れ及び配送</u>	<u>総務班</u>	<u>佐川急便株式会社</u>	<u>新規</u>	<u>新規</u>	<u>新規</u>	<u>新規</u>
	<u>災害時における被災者支援に関する協定</u>	<u>災害応急支援業務</u>	<u>調査班</u>	<u>東京都行政書士会多摩西部支部</u>	<u>新規</u>	<u>新規</u>	<u>新規</u>	<u>新規</u>
	災害時における電気自動車等の貸与に関する協定	電気自動車等の貸与	指令情報班	<u>S&D多摩ホールディングス株式会社及びトヨタS&D西東京株式会社</u>	災害時における電気自動車等の貸与に関する協定	電気自動車等の貸与	指令情報班	<u>新規</u>
	<u>削除</u>	<u>削除</u>	<u>削除</u>	<u>削除</u>	<u>応急食料の供給に関する協定</u>	<u>応急食料等の確保</u>	<u>経済班 給食班</u>	<u>昭島米穀小売商組合</u>
	<u>削除</u>	<u>削除</u>	<u>削除</u>	<u>削除</u>	<u>災害時における応急燃料供給業務等に関する協定</u>	<u>燃料の供給等</u>	<u>指令情報班</u>	<u>一般社団法人東京都LPガス協会北多摩西部支部昭島部会</u>
災害時における支援協力に関する協定	<u>葬祭関連業務</u>	<u>市民班</u>	<u>一般社団法人全国冠婚葬祭互助組合</u>	<u>新規</u>	<u>新規</u>	<u>新規</u>	<u>新規</u>	
	<u>※1 総務班</u> <u>※2 教育総務班</u>			<u>※1 管財班</u> <u>※2 庶務班</u>				

頁	新	旧												
3-4-10 ●	3 災害派遣部隊の活動内容	3 災害派遣部隊の活動内容												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>活 動 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避 難 の 援 助</td> <td><u>避難指示等</u>が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。</td> </tr> <tr> <td>避 難 者 等 の 捜 索 救 助</td> <td><u>安否不明者</u>、負傷者等が発生した場合は、通常他の援助活動に優先して捜索活動を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	活 動 内 容	避 難 の 援 助	<u>避難指示等</u> が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。	避 難 者 等 の 捜 索 救 助	<u>安否不明者</u> 、負傷者等が発生した場合は、通常他の援助活動に優先して捜索活動を行う。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>活 動 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避 難 の 援 助</td> <td><u>避難命令等</u>が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。</td> </tr> <tr> <td>避 難 者 等 の 捜 索 救 助</td> <td><u>行方不明者</u>、負傷者等が発生した場合は、通常他の援助活動に優先して捜索活動を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	活 動 内 容	避 難 の 援 助	<u>避難命令等</u> が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。	避 難 者 等 の 捜 索 救 助	<u>行方不明者</u> 、負傷者等が発生した場合は、通常他の援助活動に優先して捜索活動を行う。
	区 分	活 動 内 容												
避 難 の 援 助	<u>避難指示等</u> が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。													
避 難 者 等 の 捜 索 救 助	<u>安否不明者</u> 、負傷者等が発生した場合は、通常他の援助活動に優先して捜索活動を行う。													
区 分	活 動 内 容													
避 難 の 援 助	<u>避難命令等</u> が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。													
避 難 者 等 の 捜 索 救 助	<u>行方不明者</u> 、負傷者等が発生した場合は、通常他の援助活動に優先して捜索活動を行う。													
3-5-1	第5章 市民と地域による対応 第1節 自助による応急対策の実施 1 市民自身による応急対策 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市 民</td> <td>3 地震発生後数日間は、ライフラインをはじめ、食料の供給が途絶える可能性が高いため、当面は、あらかじめ各家庭で準備しておいた食料・水・生活必需品を活用する。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	市 民	3 地震発生後数日間は、ライフラインをはじめ、食料の供給が途絶える可能性が高いため、当面は、あらかじめ各家庭で準備しておいた食料・水・生活必需品を活用する。	第5章 市民と地域による対応 第1節 自助による応急対策の実施 1 市民自身による応急対策 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市 民</td> <td>3 地震発生後数日間は、<u>上下水道・ガス・電気・電話等</u>ライフラインをはじめ、食料の供給が途絶える可能性が高いため、当面は、あらかじめ各家庭で準備しておいた食料・水・生活必需品を活用する。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	市 民	3 地震発生後数日間は、 <u>上下水道・ガス・電気・電話等</u> ライフラインをはじめ、食料の供給が途絶える可能性が高いため、当面は、あらかじめ各家庭で準備しておいた食料・水・生活必需品を活用する。				
機関名	内 容													
市 民	3 地震発生後数日間は、ライフラインをはじめ、食料の供給が途絶える可能性が高いため、当面は、あらかじめ各家庭で準備しておいた食料・水・生活必需品を活用する。													
機関名	内 容													
市 民	3 地震発生後数日間は、 <u>上下水道・ガス・電気・電話等</u> ライフラインをはじめ、食料の供給が途絶える可能性が高いため、当面は、あらかじめ各家庭で準備しておいた食料・水・生活必需品を活用する。													
3-5-2 ●	2 外国人の情報収集等に係る支援 外国人対応に係る関係局の連携手順は、次のとおりである。 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>外国人が必要とする情報の収集・<u>整理・翻訳等</u></td> </tr> </tbody> </table>	外国人が必要とする情報の収集・ <u>整理・翻訳等</u>	2 外国人の情報収集等に係る支援 外国人対応に係る関係局の連携手順は、次のとおりである。 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>外国人が必要とする情報の収集・<u>提供行政情報等の翻訳</u></td> </tr> </tbody> </table>	外国人が必要とする情報の収集・ <u>提供行政情報等の翻訳</u>										
外国人が必要とする情報の収集・ <u>整理・翻訳等</u>														
外国人が必要とする情報の収集・ <u>提供行政情報等の翻訳</u>														
3-5-3	第2節 地域による応急対策の実施 消防団 4 市民指導、 <u>避難指示等</u> の伝達、避難者の安全確保等の実施	第2節 地域による応急対策の実施 消防団 4 市民指導、 <u>避難情報</u> の伝達、避難者の安全確保等の実施												
3-5-4 ●	<u>第3節 マンション防災における応急対策の実施</u> <u>マンション管理組合等は、本章第2節「地域による応急対策の実施」に掲げる対策のほか、次のとおり応急対策を実施する。</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>対 策 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7"><u>管理組合・マンションに係る自治会・自主防災組織等</u></td> <td><u>1 マンション居住者の安否確認を実施する。</u></td> </tr> <tr> <td><u>2 マンション共有の資器材を用いた救出活動支援を実施する。</u></td> </tr> <tr> <td><u>3 集会室等を利用した避難所運営を実施する。</u></td> </tr> <tr> <td><u>4 建物被害調査と二次被害防止を図る。</u></td> </tr> <tr> <td><u>5 ライフライン復旧状況を確認する。</u></td> </tr> <tr> <td><u>6 在宅避難継続のためのマンション居住者への支援を実施する。</u></td> </tr> <tr> <td><u>7 マンションの復旧に向けた調査、診断、居住者への説明、合意形成への支援、工事等の手配を実施する。</u></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	対 策 内 容	<u>管理組合・マンションに係る自治会・自主防災組織等</u>	<u>1 マンション居住者の安否確認を実施する。</u>	<u>2 マンション共有の資器材を用いた救出活動支援を実施する。</u>	<u>3 集会室等を利用した避難所運営を実施する。</u>	<u>4 建物被害調査と二次被害防止を図る。</u>	<u>5 ライフライン復旧状況を確認する。</u>	<u>6 在宅避難継続のためのマンション居住者への支援を実施する。</u>	<u>7 マンションの復旧に向けた調査、診断、居住者への説明、合意形成への支援、工事等の手配を実施する。</u>	新規		
機 関 名	対 策 内 容													
<u>管理組合・マンションに係る自治会・自主防災組織等</u>	<u>1 マンション居住者の安否確認を実施する。</u>													
	<u>2 マンション共有の資器材を用いた救出活動支援を実施する。</u>													
	<u>3 集会室等を利用した避難所運営を実施する。</u>													
	<u>4 建物被害調査と二次被害防止を図る。</u>													
	<u>5 ライフライン復旧状況を確認する。</u>													
	<u>6 在宅避難継続のためのマンション居住者への支援を実施する。</u>													
	<u>7 マンションの復旧に向けた調査、診断、居住者への説明、合意形成への支援、工事等の手配を実施する。</u>													

頁	新	旧															
3-5-5	第4節 消防団による応急対策の実施 7 避難指示等が出された場合は、これを地域住民に伝達するとともに、関係機関と連絡を取りながら、避難者の安全確保と避難場所の防護活動を行う。	第3節 消防団による応急対策の実施 7 避難情報が出された場合は、これを地域住民に伝達するとともに、関係機関と連絡を取りながら、避難者の安全確保と避難場所の防護活動を行う。															
3-5-6	第5節 事業所による応急対策の実施	第4節 事業所による応急対策の実施															
3-5-6 ●	第6節 ボランティアとの連携	第5節 ボランティアとの連携															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都ボランティア市民活動センター</td> <td>1 都と協働で東京都災害ボランティアセンターを設置、市民活動団体と協働で東京都災害ボランティアセンターを運営し、区市町村災害ボランティアセンターや市民活動団体等を支援する。</td> </tr> <tr> <td>昭島ボランティアセンター</td> <td>1 市との協働により、別に定める「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」に基づき、昭島市災害ボランティアセンターを設置・運営する。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	東京都ボランティア市民活動センター	1 都と協働で東京都災害ボランティアセンターを設置、市民活動団体と協働で東京都災害ボランティアセンターを運営し、区市町村災害ボランティアセンターや市民活動団体等を支援する。	昭島ボランティアセンター	1 市との協働により、別に定める「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」に基づき、昭島市災害ボランティアセンターを設置・運営する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都ボランティア市民活動センター</td> <td>1 都との協働により東京都災害ボランティアセンターを設置・運営し、区市町村災害ボランティアセンターを支援する。</td> </tr> <tr> <td>昭島市ボランティアセンター</td> <td>1 市との協働により、別に定める「災害ボランティアセンター立ち上げマニュアル」に基づき、昭島市災害ボランティアセンターを設置・運営する。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	東京都ボランティア市民活動センター	1 都との協働により東京都災害ボランティアセンターを設置・運営し、区市町村災害ボランティアセンターを支援する。	昭島市ボランティアセンター	1 市との協働により、別に定める「災害ボランティアセンター立ち上げマニュアル」に基づき、昭島市災害ボランティアセンターを設置・運営する。			
	機関名	内 容															
東京都ボランティア市民活動センター	1 都と協働で東京都災害ボランティアセンターを設置、市民活動団体と協働で東京都災害ボランティアセンターを運営し、区市町村災害ボランティアセンターや市民活動団体等を支援する。																
昭島ボランティアセンター	1 市との協働により、別に定める「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」に基づき、昭島市災害ボランティアセンターを設置・運営する。																
機関名	内 容																
東京都ボランティア市民活動センター	1 都との協働により東京都災害ボランティアセンターを設置・運営し、区市町村災害ボランティアセンターを支援する。																
昭島市ボランティアセンター	1 市との協働により、別に定める「災害ボランティアセンター立ち上げマニュアル」に基づき、昭島市災害ボランティアセンターを設置・運営する。																
<p>【東京都における防災ボランティア等の活動内容】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ボランティア名</th> <th>出動要件及び活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都防災（語学）ボランティア</td> <td>外国人災害時情報センターからの要請を受け、都の災害情報の翻訳や被災者臨時相談窓口における外国人からの問い合わせ対応、区市町村が設置する避難所等での通訳・翻訳を実施し、被災外国人等を支援</td> </tr> <tr> <td>応急危険度判定員</td> <td>区市町村からの協力依頼を受け、余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定</td> </tr> <tr> <td>被災宅地危険度判定士</td> <td>都都市整備局からの協力依頼を受け、地震等による宅地への被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施</td> </tr> </tbody> </table>	ボランティア名	出動要件及び活動内容	東京都防災（語学）ボランティア	外国人災害時情報センターからの要請を受け、都の災害情報の翻訳や被災者臨時相談窓口における外国人からの問い合わせ対応、区市町村が設置する避難所等での通訳・翻訳を実施し、被災外国人等を支援	応急危険度判定員	区市町村からの協力依頼を受け、余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定	被災宅地危険度判定士	都都市整備局からの協力依頼を受け、地震等による宅地への被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施	<p>【東京都における防災ボランティア等の活動内容】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ボランティア名</th> <th>出動要件及び活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都防災（語学）ボランティア</td> <td>外国人災害時情報センターからの協力依頼を受け、都の災害情報の翻訳や被災者臨時相談窓口における外国人からの問い合わせ対応、区市町村が設置する避難所等での通訳・翻訳を実施し、被災外国人等を支援する。</td> </tr> <tr> <td>応急危険度判定員</td> <td>区市町村からの協力依頼を受け、余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定する。</td> </tr> <tr> <td>被災宅地危険度判定士</td> <td>都都市整備局からの協力依頼を受け、地震等による宅地への被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施する。</td> </tr> </tbody> </table>	ボランティア名	出動要件及び活動内容	東京都防災（語学）ボランティア	外国人災害時情報センターからの協力依頼を受け、都の災害情報の翻訳や被災者臨時相談窓口における外国人からの問い合わせ対応、区市町村が設置する避難所等での通訳・翻訳を実施し、被災外国人等を支援する。	応急危険度判定員	区市町村からの協力依頼を受け、余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定する。	被災宅地危険度判定士	都都市整備局からの協力依頼を受け、地震等による宅地への被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施する。
ボランティア名	出動要件及び活動内容																
東京都防災（語学）ボランティア	外国人災害時情報センターからの要請を受け、都の災害情報の翻訳や被災者臨時相談窓口における外国人からの問い合わせ対応、区市町村が設置する避難所等での通訳・翻訳を実施し、被災外国人等を支援																
応急危険度判定員	区市町村からの協力依頼を受け、余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定																
被災宅地危険度判定士	都都市整備局からの協力依頼を受け、地震等による宅地への被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施																
ボランティア名	出動要件及び活動内容																
東京都防災（語学）ボランティア	外国人災害時情報センターからの協力依頼を受け、都の災害情報の翻訳や被災者臨時相談窓口における外国人からの問い合わせ対応、区市町村が設置する避難所等での通訳・翻訳を実施し、被災外国人等を支援する。																
応急危険度判定員	区市町村からの協力依頼を受け、余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定する。																
被災宅地危険度判定士	都都市整備局からの協力依頼を受け、地震等による宅地への被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施する。																
3-5-8 ●	3 連携の手順 支援 現地の養成 ニーズ把握 在宅の避難者等 ※専門知識・技術や経験に関係なく労力等を提供する（避難所支援や災害廃棄物搬出等）ボランティア	3 連携の手順 要請 派遣要請 避難所 ※専門知識・技術や経験に関係なく労力等を提供する（避難所運営やがれき撤去等）ボランティア															

頁	新	旧				
3-6-1 ●	第6章 消火・救助・救急・警備活動等 第1節 消火・救助・救急活動 1 関係機関の役割分担	第6章 消火・救助・救急・警備活動等 第1節 消火・救助・救急活動 1 関係機関の役割分担				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="293 312 483 344">機関名</th> <th data-bbox="483 312 1196 344">対策内容</th> </tr> </thead> </table>	機関名	対策内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1218 312 1408 344">機関名</th> <th data-bbox="1408 312 2132 344">対策内容</th> </tr> </thead> </table>	機関名	対策内容
	機関名	対策内容				
	機関名	対策内容				
<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="293 349 483 566">市</td> <td data-bbox="483 349 1196 566"> 1 市は、都、他の区市町村及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努める。 2 市内の災害発生状況を的確に把握し、関係機関と情報の共有化を図り、状況に応じて応援要請を行う。 <u>3 人命救助活動の円滑化を図るために、東京都へ安否不明者の氏名情報等の情報提供を行う。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	市	1 市は、都、他の区市町村及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努める。 2 市内の災害発生状況を的確に把握し、関係機関と情報の共有化を図り、状況に応じて応援要請を行う。 <u>3 人命救助活動の円滑化を図るために、東京都へ安否不明者の氏名情報等の情報提供を行う。</u>	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1218 349 1408 501">市</td> <td data-bbox="1408 349 2132 501"> 1 市は、都、他の区市町村及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努める。 2 市内の災害発生状況を的確に把握し、関係機関と情報の共有化を図り、状況に応じて応援要請を行う。 </td> </tr> </tbody> </table>	市	1 市は、都、他の区市町村及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努める。 2 市内の災害発生状況を的確に把握し、関係機関と情報の共有化を図り、状況に応じて応援要請を行う。	
市	1 市は、都、他の区市町村及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努める。 2 市内の災害発生状況を的確に把握し、関係機関と情報の共有化を図り、状況に応じて応援要請を行う。 <u>3 人命救助活動の円滑化を図るために、東京都へ安否不明者の氏名情報等の情報提供を行う。</u>					
市	1 市は、都、他の区市町村及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努める。 2 市内の災害発生状況を的確に把握し、関係機関と情報の共有化を図り、状況に応じて応援要請を行う。					
<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="293 576 483 884">昭島消防署</td> <td data-bbox="483 576 1196 884"> 1 災害の規模等に応じ所定の計画に基づき部隊を運用する。 2 限られた消防力を最大限に活用し消火活動を実施する。 3 ポンプ隊及び救急隊が連携し組織的な人命救助・救急活動を行う。通常の対応では困難な救助事象に対しては、早期に応援部隊を要請し対応する。 4 警視庁、自衛隊、東京DMAT、消防団、自主防災組織等と連携協力し、消火・救助・救急の万全を期する。 5 所定の計画に基づき、多様な手段を活用して、災害情報の収集伝達、関係防災機関との情報交換等を行う。 <u>6 市本部に参画し、消防的見地から情報提供や助言等を行う。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	昭島消防署	1 災害の規模等に応じ所定の計画に基づき部隊を運用する。 2 限られた消防力を最大限に活用し消火活動を実施する。 3 ポンプ隊及び救急隊が連携し組織的な人命救助・救急活動を行う。通常の対応では困難な救助事象に対しては、早期に応援部隊を要請し対応する。 4 警視庁、自衛隊、東京DMAT、消防団、自主防災組織等と連携協力し、消火・救助・救急の万全を期する。 5 所定の計画に基づき、多様な手段を活用して、災害情報の収集伝達、関係防災機関との情報交換等を行う。 <u>6 市本部に参画し、消防的見地から情報提供や助言等を行う。</u>	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1218 512 1408 884">昭島消防署</td> <td data-bbox="1408 512 2132 884"> 1 災害の規模等に応じ所定の計画に基づき部隊を運用する。 2 限られた消防力を最大限に活用し消火活動を実施する。 3 ポンプ隊及び救急隊が連携し組織的な人命救助・救急活動を行う。通常の対応では困難な救助事象に対しては、早期に応援部隊を要請し対応する。 4 警視庁、自衛隊、東京DMAT、消防団、自主防災組織等と連携協力し、消火・救助・救急の万全を期する。 5 所定の計画に基づき、多様な手段を活用して、災害情報の収集伝達、関係防災機関との情報交換等を行う。 </td> </tr> </tbody> </table>	昭島消防署	1 災害の規模等に応じ所定の計画に基づき部隊を運用する。 2 限られた消防力を最大限に活用し消火活動を実施する。 3 ポンプ隊及び救急隊が連携し組織的な人命救助・救急活動を行う。通常の対応では困難な救助事象に対しては、早期に応援部隊を要請し対応する。 4 警視庁、自衛隊、東京DMAT、消防団、自主防災組織等と連携協力し、消火・救助・救急の万全を期する。 5 所定の計画に基づき、多様な手段を活用して、災害情報の収集伝達、関係防災機関との情報交換等を行う。	
昭島消防署	1 災害の規模等に応じ所定の計画に基づき部隊を運用する。 2 限られた消防力を最大限に活用し消火活動を実施する。 3 ポンプ隊及び救急隊が連携し組織的な人命救助・救急活動を行う。通常の対応では困難な救助事象に対しては、早期に応援部隊を要請し対応する。 4 警視庁、自衛隊、東京DMAT、消防団、自主防災組織等と連携協力し、消火・救助・救急の万全を期する。 5 所定の計画に基づき、多様な手段を活用して、災害情報の収集伝達、関係防災機関との情報交換等を行う。 <u>6 市本部に参画し、消防的見地から情報提供や助言等を行う。</u>					
昭島消防署	1 災害の規模等に応じ所定の計画に基づき部隊を運用する。 2 限られた消防力を最大限に活用し消火活動を実施する。 3 ポンプ隊及び救急隊が連携し組織的な人命救助・救急活動を行う。通常の対応では困難な救助事象に対しては、早期に応援部隊を要請し対応する。 4 警視庁、自衛隊、東京DMAT、消防団、自主防災組織等と連携協力し、消火・救助・救急の万全を期する。 5 所定の計画に基づき、多様な手段を活用して、災害情報の収集伝達、関係防災機関との情報交換等を行う。					

2 昭島消防署における初動態勢の確保

(1) 初動態勢

項目	活動態勢
常配備態勢 震災第一非	東京 23 区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度 5 強の地震が発生した場合、又は地震により火災若しくは救助・救急事案が発生し必要と認められた場合は、直ちに震災第一非常配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。
常配備態勢 震災第二非	東京 23 区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度 6 弱以上の地震が発生した場合、又は地震により火災若しくは救助・救急事案が発生し必要と認められた場合は、直ちに震災第二非常配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。
非常招集	1 震災第一非常配備態勢を発令したときは、招集計画に基づき、所要の人員は、直ちに所定の場所に参集する。 2 震災第二非常配備態勢を発令したときは、全消防職員が、招集計画に基づき、直ちに所定の場所に参集する。

※ 災害活動組織として、消防署に署隊本部を常設している。

(2) 震災消防活動

項目	活動内容
活動方針	1 延焼火災が多発したときは、全消防力をあげて消火活動を行う。 2 震災消防活動体制が確立したときは、消火活動と並行して救助・救急等の活動を行う。 3 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に活動する。
部隊の運用等	1 地震に伴う火災、救助、救急等の災害発生件数、規模等により所定の計画に基づき部隊運用及び現場活動を行う。 2 地震被害予測システム、延焼シミュレーションシステム、震災消防活動支援システム等の震災消防活動対策システムを活用し、効率的な部隊運用を図る。
情報収集等	1 署隊本部は、所定の計画に基づき地震被害予測システムの結果、119 番通報、高所見張情報、情報活動隊及び参集職(団)員情報による早期災害情報システム等を活用した情報等、積極的に災害情報収集を行う。 2 震災消防対策システムを活用し、円滑な情報伝達、管理を行う。 3 市本部へ職員を派遣し、相互に知り得た災害の情報交換を行う。
消火活動	1 防火水槽をはじめ、あらゆる水源を活用するとともに、現有の消防部隊及び消防装備を最大限に活用して、火災の早期発見及び一挙鎮圧を図る。 2 延焼火災が拡大又は合流し、大規模に延焼拡大した場合は、人命の安全確保を優先し、延焼阻止線活動や避難場所・避難道路の防護活動

2 昭島消防署の震災消防活動

項目	活動内容
活動方針	1 延焼火災が多発したときは、全消防力をあげて消火活動を行う。 2 震災消防活動体制が確立したときは、消火活動と並行して救助・救急等の活動を行う。 3 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に活動する。
部隊の運用等	1 地震に伴う火災、救助、救急等の災害発生件数、規模等により所定の計画に基づき部隊運用及び現場活動を行う。 2 地震被害予測システム、延焼シミュレーションシステム、震災消防活動支援システム等の震災消防活動対策システムを活用し、効率的な部隊運用を図る。
情報収集等	1 署隊本部は、所定の計画に基づき地震被害予測システムの結果、119 番通報、高所見張情報、情報活動隊及び参集職(団)員情報による早期災害情報システム等を活用した情報等、積極的に災害情報収集を行う。 2 震災消防対策システムを活用し、円滑な情報伝達、管理を行う。 3 関係防災機関へ職員を派遣し、相互に知り得た災害の情報交換を行う。
消火活動	1 防火水槽をはじめ、あらゆる水源を活用するとともに、現有の消防部隊及び消防装備を最大限に活用して、火災の早期発見及び一挙鎮圧を図る。 2 延焼火災が拡大又は合流し、大規模に延焼拡大した場合は、人命の安全確保を優先し、延焼阻止線活動や避難場所・避難道路の防護活動を行う。この場合、巨大水利等の取水源がある場合には、遠距離送水装備を運用する。 3 道路閉塞、瓦礫等により消火活動が困難な地域では、消防団、自主防災組織等と連携し、可搬ポンプ等を活用して消火活動を実施する。
救助・救急活動	1 各消防部隊が連携し、救助・救急資機器材を活用して組織的な人命救助・救急活動を行う。通常の消防力では対応が困難な救助事象に対しては、必要な部隊の応援要請を行い、迅速な救助活動を実施する。 2 救助・救急活動に必要な重機、救急資機器材等に不足を生じた場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調達を図り、実効性のある活動を行う。 3 救急活動に当たっては、医療救護所が開設されるまでの間、消防署に仮救護所を設置するとともに、救助・救急現場に現場救護所を設置し、医療関係機関、消防団員、災害時支援ボランティア等と連携し、救急資機器材等を有効に活用して傷病者の救護に当たる。 4 救急救命士等のトリアージに基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車等を活用して、医療機関へ迅速に搬送する。

3-6-2
□

頁	新	旧								
	<p>を行う。この場合、巨大水利等の取水源がある場合には、遠距離送水設備を運用する。</p> <p>3 道路閉塞、瓦礫等により消火活動が困難な地域では、消防団、自主防災組織等と連携し、可搬ポンプ等を活用して消火活動を実施する。</p> <p>救助・救急活動</p> <p>1 各消防部隊が連携し、救助・救急資機器材を活用して組織的な人命救助・救急活動を行う。通常の消防力では対応が困難な救助事象に対しては、必要な部隊の応援要請を行い、迅速な救助活動を実施する。</p> <p>2 救助・救急活動に必要な重機、救急資器材等に不足が生じた場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調達を図り、実効性のある活動を行う。</p> <p>3 救急活動に当たっては、医療救護所が開設されるまでの間、消防署に仮救護所を設置するとともに、救助・救急現場に現場救護所を設置し、医療関係機関、消防団員、災害時支援ボランティア等と連携し、救急資器材等を有効に活用して傷病者の救護に当たる。</p> <p>4 救急救命士等のトリアージに基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車等を活用して、医療機関へ迅速に搬送する。</p> <p>5 昭島警察署、自衛隊、東京DMA T、自主防災組織等と連携協力し、救助・救急の万全を期する。</p> <p>昭島消防署は、地震による同時多発火災等が発生し、現有消防力を結集しても消防力に不足の生ずることが見込まれる場合は、東京消防庁で締結している都と隣接する市町村との相互応援協定に基づく応援消防隊等の応援を受けて、消防の任務を遂行するものとする。</p>	<p>5 昭島警察署、自衛隊、東京DMA T、自主防災組織等と連携協力し、救助・救急の万全を期する。</p> <p>昭島消防署は、地震による同時多発火災等が発生し、現有消防力を結集しても消防力に不足の生ずることが見込まれる場合は、東京消防庁で締結している都と隣接する市町村との相互応援協定に基づく応援消防隊等の応援を受けて、消防の任務を遂行するものとする。</p>								
<p>3-6-6 3-6-7</p>	<p><u>都保健医療局</u></p>	<p><u>都福祉保健局</u></p>								
<p>3-6-8 ●</p>	<p>8 <u>石綿含有建築物等の応急措置</u></p> <table border="1" data-bbox="293 1023 1189 1385"> <thead> <tr> <th data-bbox="293 1023 450 1054">機 関 名</th> <th data-bbox="450 1023 1189 1054">対 策 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="293 1054 450 1190"><u>市</u></td> <td data-bbox="450 1054 1189 1190"> <p>1 <u>都の協定締結団体等と連携して、石綿飛散防止対策を実施する。</u></p> <p>2 <u>市民、作業員、ボランティア等に対し石綿ばく露防止の注意喚起を行う。</u></p> <p>3 <u>建築物等からの飛散・ばく露防止の応急措置の支援を行う。</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 1190 450 1318"><u>都</u></td> <td data-bbox="450 1190 1189 1318"> <p>1 <u>都民、作業員、ボランティア等に対し石綿ばく露防止の注意喚起を行う。</u></p> <p>2 <u>協定締結団体等と連携して、石綿飛散防止対策を実施する。</u></p> <p>3 <u>建築物等からの飛散・ばく露防止の応急措置の支援を実施する。</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 1318 450 1385"><u>建築物所有者等</u></td> <td data-bbox="450 1318 1189 1385"> <p><u>アスベストの露出等が確認された場合は、速やかに飛散・ばく露防止の応急措置を実施する。</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	対 策 内 容	<u>市</u>	<p>1 <u>都の協定締結団体等と連携して、石綿飛散防止対策を実施する。</u></p> <p>2 <u>市民、作業員、ボランティア等に対し石綿ばく露防止の注意喚起を行う。</u></p> <p>3 <u>建築物等からの飛散・ばく露防止の応急措置の支援を行う。</u></p>	<u>都</u>	<p>1 <u>都民、作業員、ボランティア等に対し石綿ばく露防止の注意喚起を行う。</u></p> <p>2 <u>協定締結団体等と連携して、石綿飛散防止対策を実施する。</u></p> <p>3 <u>建築物等からの飛散・ばく露防止の応急措置の支援を実施する。</u></p>	<u>建築物所有者等</u>	<p><u>アスベストの露出等が確認された場合は、速やかに飛散・ばく露防止の応急措置を実施する。</u></p>	<p>新規</p>
機 関 名	対 策 内 容									
<u>市</u>	<p>1 <u>都の協定締結団体等と連携して、石綿飛散防止対策を実施する。</u></p> <p>2 <u>市民、作業員、ボランティア等に対し石綿ばく露防止の注意喚起を行う。</u></p> <p>3 <u>建築物等からの飛散・ばく露防止の応急措置の支援を行う。</u></p>									
<u>都</u>	<p>1 <u>都民、作業員、ボランティア等に対し石綿ばく露防止の注意喚起を行う。</u></p> <p>2 <u>協定締結団体等と連携して、石綿飛散防止対策を実施する。</u></p> <p>3 <u>建築物等からの飛散・ばく露防止の応急措置の支援を実施する。</u></p>									
<u>建築物所有者等</u>	<p><u>アスベストの露出等が確認された場合は、速やかに飛散・ばく露防止の応急措置を実施する。</u></p>									

頁	新	旧															
3-6-9 □	<p>第3節 警備活動 3 警備体制 (1) 警備本部 警視庁管内に被害が発生した場合には、警視庁本部に最高警備本部等が設置されるほか、方面本部及び各警察署にそれぞれ警備本部が設置される。</p>	<p>第3節 警備活動 3 警備体制 (1) 警備本部 警視庁管内に被害が発生した場合には、警視庁本部に最高警備本部が設置されるほか、方面本部及び各警察署にそれぞれ警備本部が設置される。</p>															
3-7-1 ○	<p>第7章 避難者対策 市長は、災害が発生し、市民の生命、身体等に危険が迫ったときには、状況に応じて避難指示等を発令し、市民を安全な場所に速やかに避難させるとともに、状況に応じた避難所の開設を行う。 活動の要点 避難指示等の発令と各機関と連携した避難誘導の実施 第1節 避難誘導 市長は、災害により人命への危険性が高まったと判断した場合は、状況に応じて避難指示等を発令し、市民を避難させる。災害対策基本法に定める市長が発する避難指示等は次のとおりである。 なお、水災害に係る避難指示等については、第4部「風水害計画」に定める。 1 避難指示等 避難指示等は、原則として法令に基づき次の状況により発令する。</p> <table border="1" data-bbox="293 794 1191 1469"> <thead> <tr> <th data-bbox="293 794 367 890">機 関 名</th> <th data-bbox="367 794 1048 890">内 容</th> <th data-bbox="1048 794 1191 890">根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="293 890 367 1469">市</td> <td data-bbox="367 890 1048 1342"> <p>1 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、昭島警察署長及び昭島消防署長に連絡の上、住民に対し立ち退きの指示をする。この場合、市長は直ちに都本部へ報告する。 2 避難のための立ち退きを行うことによりかえって人の生命身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、緊急を要するときは、市長は、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示する。 3 市長は、避難指示等に当たって国（指定行政機関の長・指定地方行政機関の長）又は都知事に対して助言を求めことができ、助言を求められた国又は都知事は所掌事務に関して技術的に可能な範囲で必要な助言を行う。</p> </td> <td data-bbox="1048 890 1191 1342">災害対策基本法第60条</td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 1342 367 1469"></td> <td data-bbox="367 1342 1048 1469"> <p>4 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命身体を保護するため必要があると認めるときは、警戒区域を設定し当該区域への立入りを制限若しくは禁止し、又は退去を命ずる。</p> </td> <td data-bbox="1048 1342 1191 1469">災害対策基本法第63条</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	内 容	根拠法令	市	<p>1 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、昭島警察署長及び昭島消防署長に連絡の上、住民に対し立ち退きの指示をする。この場合、市長は直ちに都本部へ報告する。 2 避難のための立ち退きを行うことによりかえって人の生命身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、緊急を要するときは、市長は、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示する。 3 市長は、避難指示等に当たって国（指定行政機関の長・指定地方行政機関の長）又は都知事に対して助言を求めことができ、助言を求められた国又は都知事は所掌事務に関して技術的に可能な範囲で必要な助言を行う。</p>	災害対策基本法第60条		<p>4 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命身体を保護するため必要があると認めるときは、警戒区域を設定し当該区域への立入りを制限若しくは禁止し、又は退去を命ずる。</p>	災害対策基本法第63条	<p>第7章 避難者対策 市長は、災害が発生し、市民の生命、身体等に危険が迫ったときには、状況に応じて避難情報を発令し、市民を安全な場所に速やかに避難させるとともに、状況に応じた避難所の開設を行う。 活動の要点 避難情報の発令と各機関と連携した避難誘導の実施 第1節 避難誘導 市長は、災害により人命への危険性が高まったと判断した場合は、状況に応じて避難情報を発令し、市民を避難させる。災害対策基本法に定める市長が発する避難情報は次のとおりである。 なお、水災害に係る避難情報については、第4部「風水害計画」に定める。 1 避難情報 避難情報は、原則として法令に基づき次の状況により発令する。</p> <table border="1" data-bbox="1223 794 2121 1182"> <thead> <tr> <th data-bbox="1223 794 1296 890">機 関 名</th> <th data-bbox="1296 794 1977 890">内 容</th> <th data-bbox="1977 794 2121 890">根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1223 890 1296 1182">市</td> <td data-bbox="1296 890 1977 1182"> <p>1 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、昭島警察署長及び昭島消防署長に連絡の上、住民に対し立ち退きの指示をする。この場合、市長は直ちに都本部へ報告する。 2 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命身体を保護するため必要があると認めるときは、警戒区域を設定し当該区域への立入りを制限若しくは禁止し、又は退去を命ずる。</p> </td> <td data-bbox="1977 890 2121 1182">災害対策基本法第60条 災害対策基本法第63条</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	内 容	根拠法令	市	<p>1 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、昭島警察署長及び昭島消防署長に連絡の上、住民に対し立ち退きの指示をする。この場合、市長は直ちに都本部へ報告する。 2 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命身体を保護するため必要があると認めるときは、警戒区域を設定し当該区域への立入りを制限若しくは禁止し、又は退去を命ずる。</p>	災害対策基本法第60条 災害対策基本法第63条
機 関 名	内 容	根拠法令															
市	<p>1 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、昭島警察署長及び昭島消防署長に連絡の上、住民に対し立ち退きの指示をする。この場合、市長は直ちに都本部へ報告する。 2 避難のための立ち退きを行うことによりかえって人の生命身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、緊急を要するときは、市長は、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示する。 3 市長は、避難指示等に当たって国（指定行政機関の長・指定地方行政機関の長）又は都知事に対して助言を求めことができ、助言を求められた国又は都知事は所掌事務に関して技術的に可能な範囲で必要な助言を行う。</p>	災害対策基本法第60条															
	<p>4 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命身体を保護するため必要があると認めるときは、警戒区域を設定し当該区域への立入りを制限若しくは禁止し、又は退去を命ずる。</p>	災害対策基本法第63条															
機 関 名	内 容	根拠法令															
市	<p>1 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、昭島警察署長及び昭島消防署長に連絡の上、住民に対し立ち退きの指示をする。この場合、市長は直ちに都本部へ報告する。 2 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命身体を保護するため必要があると認めるときは、警戒区域を設定し当該区域への立入りを制限若しくは禁止し、又は退去を命ずる。</p>	災害対策基本法第60条 災害対策基本法第63条															


頁	新	旧												
3-7-2 ●	2 避難判断基準 <u>避難指示等</u>	2 避難判断基準 <u>避難情報</u>												
3-7-3 ●	<p>3 避難誘導 <u>避難指示等</u>が発令された場合は、各機関は次のとおり避難誘導するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="291 406 1193 1284"> <thead> <tr> <th data-bbox="291 406 425 470">機 関 名</th> <th data-bbox="425 406 1193 470">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="291 470 425 925">市</td> <td data-bbox="425 470 1193 925"> <p>1 職員は、昭島警察署、昭島消防署及び市消防団の協力を得て、地域又は自治会、自主防災組織、事業所等を単位に集団の形成を図るため、一時集合場所に避難者を集合させたのち、自主防災組織の班長や事業所の管理者等のリーダーなどを中心に集団を編成し、指定してある避難場所等に速やかに誘導する。(2段階避難方式)</p> <p>ただし、<u>避難指示等</u>の発令を行ういとまがない場合または地域の実情や災害の状況により、必要な場合は、避難場所への直接避難も行う。</p> <p>2 福祉関連部署に属する職員は、避難行動要支援者の安全確保を最優先し、別に定める避難支援プランに基づき、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら適切に避難誘導し、安否確認を行う。</p> <p>3 市長は、<u>避難指示等</u>の発令を行ういとまがない場合を考慮して、あらかじめ地域ごとの避難方法を想定しておくものとする。</p> <p>4 教職員及び学校職員は、小中学校の児童生徒の安全確保を最優先し、速やかに安全な地域へ児童生徒を誘導する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="291 925 425 1284">昭島消防署</td> <td data-bbox="425 925 1193 1284"> <p>1 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合は、市へ通報する。</p> <p>2 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の関係機関と連携した避難指示を行い、市へその内容を通報する。</p> <p>3 <u>避難指示等</u>が発令された場合には、災害の規模、道路橋梁の状況、火災の拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、必要な情報を市本部及び関係機関に通報する。</p> <p>4 <u>避難指示等</u>が発令された場合は、災害状況及び消防力の余力に応じ、消防車両・広報車等の活用等により避難指示等の伝達を行う。</p> <p>5 <u>避難指示等</u>が発令された時点以降の消火活動は、避難場所、避難道路の安全確保に努める。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	内 容	市	<p>1 職員は、昭島警察署、昭島消防署及び市消防団の協力を得て、地域又は自治会、自主防災組織、事業所等を単位に集団の形成を図るため、一時集合場所に避難者を集合させたのち、自主防災組織の班長や事業所の管理者等のリーダーなどを中心に集団を編成し、指定してある避難場所等に速やかに誘導する。(2段階避難方式)</p> <p>ただし、<u>避難指示等</u>の発令を行ういとまがない場合または地域の実情や災害の状況により、必要な場合は、避難場所への直接避難も行う。</p> <p>2 福祉関連部署に属する職員は、避難行動要支援者の安全確保を最優先し、別に定める避難支援プランに基づき、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら適切に避難誘導し、安否確認を行う。</p> <p>3 市長は、<u>避難指示等</u>の発令を行ういとまがない場合を考慮して、あらかじめ地域ごとの避難方法を想定しておくものとする。</p> <p>4 教職員及び学校職員は、小中学校の児童生徒の安全確保を最優先し、速やかに安全な地域へ児童生徒を誘導する。</p>	昭島消防署	<p>1 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合は、市へ通報する。</p> <p>2 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の関係機関と連携した避難指示を行い、市へその内容を通報する。</p> <p>3 <u>避難指示等</u>が発令された場合には、災害の規模、道路橋梁の状況、火災の拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、必要な情報を市本部及び関係機関に通報する。</p> <p>4 <u>避難指示等</u>が発令された場合は、災害状況及び消防力の余力に応じ、消防車両・広報車等の活用等により避難指示等の伝達を行う。</p> <p>5 <u>避難指示等</u>が発令された時点以降の消火活動は、避難場所、避難道路の安全確保に努める。</p>	<p>3 避難誘導 <u>避難情報</u>が発令された場合は、各機関は次のとおり避難誘導するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1216 406 2134 1284"> <thead> <tr> <th data-bbox="1216 406 1350 470">機 関 名</th> <th data-bbox="1350 406 2134 470">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1216 470 1350 925">市</td> <td data-bbox="1350 470 2134 925"> <p>1 職員は、昭島警察署、昭島消防署及び市消防団の協力を得て、地域又は自治会、自主防災組織、事業所等を単位に集団の形成を図るため、一時集合場所に避難者を集合させたのち、自主防災組織の班長や事業所の管理者等のリーダーなどを中心に集団を編成し、指定してある避難場所等に速やかに誘導する。(2段階避難方式)</p> <p>ただし、<u>避難情報</u>の発令を行ういとまがない場合または地域の実情や災害の状況により、必要な場合は、避難場所への直接避難も行う。</p> <p>2 福祉関連部署に属する職員は、避難行動要支援者の安全確保を最優先し、別に定める避難支援プランに基づき、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら適切に避難誘導し、安否確認を行う。</p> <p>3 市長は、<u>避難情報</u>の発令を行ういとまがない場合を考慮して、あらかじめ地域ごとの避難方法を想定しておくものとする。</p> <p>4 教職員及び学校職員は、小中学校の児童生徒の安全確保を最優先し、速やかに安全な地域へ児童生徒を誘導する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1216 925 1350 1284">昭島消防署</td> <td data-bbox="1350 925 2134 1284"> <p>1 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合は、市へ通報する。</p> <p>2 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の関係機関と連携した避難指示を行い、市へその内容を通報する。</p> <p>3 <u>避難指示</u>が出された場合には、災害の規模、道路橋りょうの状況、火災の拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、必要な情報を市本部及び関係機関に通報する。</p> <p>4 <u>避難指示</u>がなされた場合は、災害状況及び消防力の余力に応じ、消防車両・広報車等の活用等により避難指示の伝達を行う。</p> <p>5 <u>避難指示</u>が出された時点以降の消火活動は、避難場所、避難道路の安全確保に努める。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	内 容	市	<p>1 職員は、昭島警察署、昭島消防署及び市消防団の協力を得て、地域又は自治会、自主防災組織、事業所等を単位に集団の形成を図るため、一時集合場所に避難者を集合させたのち、自主防災組織の班長や事業所の管理者等のリーダーなどを中心に集団を編成し、指定してある避難場所等に速やかに誘導する。(2段階避難方式)</p> <p>ただし、<u>避難情報</u>の発令を行ういとまがない場合または地域の実情や災害の状況により、必要な場合は、避難場所への直接避難も行う。</p> <p>2 福祉関連部署に属する職員は、避難行動要支援者の安全確保を最優先し、別に定める避難支援プランに基づき、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら適切に避難誘導し、安否確認を行う。</p> <p>3 市長は、<u>避難情報</u>の発令を行ういとまがない場合を考慮して、あらかじめ地域ごとの避難方法を想定しておくものとする。</p> <p>4 教職員及び学校職員は、小中学校の児童生徒の安全確保を最優先し、速やかに安全な地域へ児童生徒を誘導する。</p>	昭島消防署	<p>1 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合は、市へ通報する。</p> <p>2 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の関係機関と連携した避難指示を行い、市へその内容を通報する。</p> <p>3 <u>避難指示</u>が出された場合には、災害の規模、道路橋りょうの状況、火災の拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、必要な情報を市本部及び関係機関に通報する。</p> <p>4 <u>避難指示</u>がなされた場合は、災害状況及び消防力の余力に応じ、消防車両・広報車等の活用等により避難指示の伝達を行う。</p> <p>5 <u>避難指示</u>が出された時点以降の消火活動は、避難場所、避難道路の安全確保に努める。</p>
機 関 名	内 容													
市	<p>1 職員は、昭島警察署、昭島消防署及び市消防団の協力を得て、地域又は自治会、自主防災組織、事業所等を単位に集団の形成を図るため、一時集合場所に避難者を集合させたのち、自主防災組織の班長や事業所の管理者等のリーダーなどを中心に集団を編成し、指定してある避難場所等に速やかに誘導する。(2段階避難方式)</p> <p>ただし、<u>避難指示等</u>の発令を行ういとまがない場合または地域の実情や災害の状況により、必要な場合は、避難場所への直接避難も行う。</p> <p>2 福祉関連部署に属する職員は、避難行動要支援者の安全確保を最優先し、別に定める避難支援プランに基づき、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら適切に避難誘導し、安否確認を行う。</p> <p>3 市長は、<u>避難指示等</u>の発令を行ういとまがない場合を考慮して、あらかじめ地域ごとの避難方法を想定しておくものとする。</p> <p>4 教職員及び学校職員は、小中学校の児童生徒の安全確保を最優先し、速やかに安全な地域へ児童生徒を誘導する。</p>													
昭島消防署	<p>1 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合は、市へ通報する。</p> <p>2 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の関係機関と連携した避難指示を行い、市へその内容を通報する。</p> <p>3 <u>避難指示等</u>が発令された場合には、災害の規模、道路橋梁の状況、火災の拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、必要な情報を市本部及び関係機関に通報する。</p> <p>4 <u>避難指示等</u>が発令された場合は、災害状況及び消防力の余力に応じ、消防車両・広報車等の活用等により避難指示等の伝達を行う。</p> <p>5 <u>避難指示等</u>が発令された時点以降の消火活動は、避難場所、避難道路の安全確保に努める。</p>													
機 関 名	内 容													
市	<p>1 職員は、昭島警察署、昭島消防署及び市消防団の協力を得て、地域又は自治会、自主防災組織、事業所等を単位に集団の形成を図るため、一時集合場所に避難者を集合させたのち、自主防災組織の班長や事業所の管理者等のリーダーなどを中心に集団を編成し、指定してある避難場所等に速やかに誘導する。(2段階避難方式)</p> <p>ただし、<u>避難情報</u>の発令を行ういとまがない場合または地域の実情や災害の状況により、必要な場合は、避難場所への直接避難も行う。</p> <p>2 福祉関連部署に属する職員は、避難行動要支援者の安全確保を最優先し、別に定める避難支援プランに基づき、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら適切に避難誘導し、安否確認を行う。</p> <p>3 市長は、<u>避難情報</u>の発令を行ういとまがない場合を考慮して、あらかじめ地域ごとの避難方法を想定しておくものとする。</p> <p>4 教職員及び学校職員は、小中学校の児童生徒の安全確保を最優先し、速やかに安全な地域へ児童生徒を誘導する。</p>													
昭島消防署	<p>1 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合は、市へ通報する。</p> <p>2 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の関係機関と連携した避難指示を行い、市へその内容を通報する。</p> <p>3 <u>避難指示</u>が出された場合には、災害の規模、道路橋りょうの状況、火災の拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、必要な情報を市本部及び関係機関に通報する。</p> <p>4 <u>避難指示</u>がなされた場合は、災害状況及び消防力の余力に応じ、消防車両・広報車等の活用等により避難指示の伝達を行う。</p> <p>5 <u>避難指示</u>が出された時点以降の消火活動は、避難場所、避難道路の安全確保に努める。</p>													
3-7-7 □	<p>第2節 避難所の開設・管理運営 ア、イ、ウ <u>都保健医療局</u> オ 避難所を開設した場合は、管理責任者を置く。(初動期においては、管理責任者が設置されるまでの間、状況により<u>避難所対策班</u>の職員が対応する。)</p>	<p>第2節 避難所の開設・管理運営 ア、イ、ウ <u>都福祉保健局</u> オ 避難所を開設した場合は、管理責任者を置く。(初動期においては、管理責任者が設置されるまでの間、状況により<u>初動班II</u>の職員が対応する。)</p>												

頁	新	旧
3-7-7	2 屋外受入施設 <u>都保健医療局</u>	2 屋外受入施設 <u>都福祉保健局</u>
3-7-8	6 避難所の運営等 (1) 管理責任者は、以下の例により運営本部を設置する。なお、市内小中学校を避難所とする場合は、運営本部は「学校避難所運営委員会」とする。 ア 構成員例 施設管理者（学校の場合は、 <u>校長</u> ）、避難住民の代表、自治会の役員・構成員、自主防災組織の役員・構成員、民生児童委員、学校教職員等	6 避難所の運営等 (1) 管理責任者は、以下の例により運営本部を設置する。なお、市内小中学校を避難所とする場合は、運営本部は「学校避難所運営委員会」とする。 ア 構成員例 施設管理者（学校の場合は、 <u>学校長</u> ）、避難住民の代表、自治会の役員・構成員、自主防災組織の役員・構成員、民生児童委員、学校教職員等
3-7-9 ● 防災基本計画修正	(2) 避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、臨時広報誌の発行、インターネット、FAX、 <u>Wi-Fi環境等の整備、SNSでの情報発信</u> を行う。被災者の特性に応じた情報提供手段をとるものとする。 <u>(23) 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、医療救護対策班は指令情報部と連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u> <u>(24) 避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他区市町村等に対し協力を求める。また、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。</u>	(2) 避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、臨時広報誌の発行、インターネット、FAX等の整備を行う。被災者の特性に応じた情報提供手段をとるものとする。 <u>(23) 新規</u> <u>(24) 新規</u>
3-7-10	8 学校の協力 (1) 学校の役割 学校の体育館又は校舎が避難所として指定されている学校は、避難所の運営について次のとおり協力・援助を行うものとする。この場合、 <u>校長</u> をはじめ教職員が避難所の管理等、震災応急対策に協力する。 ア <u>校長</u> は、配置職員との役割分担について協議し、教職員の災害時の役割分担、初動態勢等の計画を策定するものとする。 (2) <u>校長</u> の任務 <u>校長</u> は、配置職員と協力して次の任務を遂行する。 キ 地震発生直後の初動期に使用させる学校施設の区域の決定や使用方法及び管理等については、当面 <u>校長</u> が行うものとする。	8 学校の協力 (1) 学校の役割 学校の体育館又は校舎が避難所として指定されている学校は、避難所の運営について次のとおり協力・援助を行うものとする。この場合、 <u>学校長</u> をはじめ教職員が避難所の管理等、震災応急対策に協力する。 ア <u>学校長</u> は、配置職員との役割分担について協議し、教職員の災害時の役割分担、初動態勢等の計画を策定するものとする。 (2) <u>学校長</u> の任務 <u>学校長</u> は、配置職員と協力して次の任務を遂行する。 キ 地震発生直後の初動期に使用させる学校施設の区域の決定や使用方法及び管理等については、当面 <u>学校長</u> が行うものとする。

頁	新	旧								
3-7-12 ●	<p>10 都の対策 都は、以下の対策を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>対 策 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 1 必要な避難所確保のために市を支援する。 2 野外受入施設の開設に向けたテントの調達を行う。 3 避難所管理運営に関する支援を行う。 4 <u>避難所・福祉避難所・社会福祉施設等への福祉専門職派遣による運営支援を行う。</u> 5 市の避難住民に対する健康相談支援を実施する。 6 「環境衛生指導班」により飲料水の安全等環境衛生を確保する。 7 「食品衛生指導班」により食品の安全を確保する。 8 避難住民に対する食品の衛生的な取扱を指導する。 9 避難所の過密状況や衛生状態等に関する情報を集約し、市に提供することにより、避難所間及び各区市町村間の適切な受入体制等が確保できるよう支援する。 10 市に対して、避難所内外におけるごみ保管場所等の適正管理、飲用水の衛生及び衛生的な室内環境の保持等に関する具体的な方法や衛生管理体制についての助言・指導を行う。 11 都立学校に避難所を開設する場合の避難所運営協力を支援する。 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対 策 内 容	都	<ul style="list-style-type: none"> 1 必要な避難所確保のために市を支援する。 2 野外受入施設の開設に向けたテントの調達を行う。 3 避難所管理運営に関する支援を行う。 4 <u>避難所・福祉避難所・社会福祉施設等への福祉専門職派遣による運営支援を行う。</u> 5 市の避難住民に対する健康相談支援を実施する。 6 「環境衛生指導班」により飲料水の安全等環境衛生を確保する。 7 「食品衛生指導班」により食品の安全を確保する。 8 避難住民に対する食品の衛生的な取扱を指導する。 9 避難所の過密状況や衛生状態等に関する情報を集約し、市に提供することにより、避難所間及び各区市町村間の適切な受入体制等が確保できるよう支援する。 10 市に対して、避難所内外におけるごみ保管場所等の適正管理、飲用水の衛生及び衛生的な室内環境の保持等に関する具体的な方法や衛生管理体制についての助言・指導を行う。 11 都立学校に避難所を開設する場合の避難所運営協力を支援する。 	<p>10 都の対策 都は、以下の対策を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>対 策 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 1 必要な避難所確保のために市を支援する。 2 野外受入施設の開設に向けたテントの調達を行う。 3 避難所管理運営に関する支援を行う。 4 市の避難住民に対する健康相談支援を実施する。 5 「環境衛生指導班」により飲料水の安全等環境衛生を確保する。 6 「食品衛生指導班」により食品の安全を確保する。 7 避難住民に対する食品の衛生的な取扱を指導する。 8 避難所の過密状況や衛生状態等に関する情報を集約し、市に提供することにより、避難所間及び各区市町村間の適切な受入体制等が確保できるよう支援する。 9 市に対して、避難所内外におけるごみ保管場所等の適正管理、飲用水の衛生及び衛生的な室内環境の保持等に関する具体的な方法や衛生管理体制についての助言・指導を行う。 10 都立学校に避難所を開設する場合の避難所運営協力を支援する。 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対 策 内 容	都	<ul style="list-style-type: none"> 1 必要な避難所確保のために市を支援する。 2 野外受入施設の開設に向けたテントの調達を行う。 3 避難所管理運営に関する支援を行う。 4 市の避難住民に対する健康相談支援を実施する。 5 「環境衛生指導班」により飲料水の安全等環境衛生を確保する。 6 「食品衛生指導班」により食品の安全を確保する。 7 避難住民に対する食品の衛生的な取扱を指導する。 8 避難所の過密状況や衛生状態等に関する情報を集約し、市に提供することにより、避難所間及び各区市町村間の適切な受入体制等が確保できるよう支援する。 9 市に対して、避難所内外におけるごみ保管場所等の適正管理、飲用水の衛生及び衛生的な室内環境の保持等に関する具体的な方法や衛生管理体制についての助言・指導を行う。 10 都立学校に避難所を開設する場合の避難所運営協力を支援する。
機関名	対 策 内 容									
都	<ul style="list-style-type: none"> 1 必要な避難所確保のために市を支援する。 2 野外受入施設の開設に向けたテントの調達を行う。 3 避難所管理運営に関する支援を行う。 4 <u>避難所・福祉避難所・社会福祉施設等への福祉専門職派遣による運営支援を行う。</u> 5 市の避難住民に対する健康相談支援を実施する。 6 「環境衛生指導班」により飲料水の安全等環境衛生を確保する。 7 「食品衛生指導班」により食品の安全を確保する。 8 避難住民に対する食品の衛生的な取扱を指導する。 9 避難所の過密状況や衛生状態等に関する情報を集約し、市に提供することにより、避難所間及び各区市町村間の適切な受入体制等が確保できるよう支援する。 10 市に対して、避難所内外におけるごみ保管場所等の適正管理、飲用水の衛生及び衛生的な室内環境の保持等に関する具体的な方法や衛生管理体制についての助言・指導を行う。 11 都立学校に避難所を開設する場合の避難所運営協力を支援する。 									
機関名	対 策 内 容									
都	<ul style="list-style-type: none"> 1 必要な避難所確保のために市を支援する。 2 野外受入施設の開設に向けたテントの調達を行う。 3 避難所管理運営に関する支援を行う。 4 市の避難住民に対する健康相談支援を実施する。 5 「環境衛生指導班」により飲料水の安全等環境衛生を確保する。 6 「食品衛生指導班」により食品の安全を確保する。 7 避難住民に対する食品の衛生的な取扱を指導する。 8 避難所の過密状況や衛生状態等に関する情報を集約し、市に提供することにより、避難所間及び各区市町村間の適切な受入体制等が確保できるよう支援する。 9 市に対して、避難所内外におけるごみ保管場所等の適正管理、飲用水の衛生及び衛生的な室内環境の保持等に関する具体的な方法や衛生管理体制についての助言・指導を行う。 10 都立学校に避難所を開設する場合の避難所運営協力を支援する。 									
3-7-12 ●	<p>11 <u>日赤東京都支部の対策</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>対 策 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>日赤東京都支部</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 1 <u>日赤各地区からの申請により、避難住民に対して災害救援物資を配分する。</u> 2 <u>避難住民に対するこころのケアを実施する。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対 策 内 容	<u>日赤東京都支部</u>	<ul style="list-style-type: none"> 1 <u>日赤各地区からの申請により、避難住民に対して災害救援物資を配分する。</u> 2 <u>避難住民に対するこころのケアを実施する。</u> 	新規				
機関名	対 策 内 容									
<u>日赤東京都支部</u>	<ul style="list-style-type: none"> 1 <u>日赤各地区からの申請により、避難住民に対して災害救援物資を配分する。</u> 2 <u>避難住民に対するこころのケアを実施する。</u> 									
3-7-14 □	<p>第4節 ボランティアの受入れ</p> <p>1 市の対応</p> <p>(2) ボランティアの要請は、昭島市災害ボランティアセンターを通じて要請する。(ボランティアとの連携については、第3部第5章第6節「ボランティアとの連携」参照)</p>	<p>第4節 ボランティアの受入れ</p> <p>1 市の対応</p> <p>(2) ボランティアの要請は、昭島市災害ボランティアセンターを通じて要請する。(ボランティアとの連携については、第3部第5章第5節「ボランティアとの連携」参照)</p>								
3-7-15	<p>2 都の対応</p> <p><u>都保健医療局</u></p>	<p>2 都の対応</p> <p><u>都福祉保健局</u></p>								

頁	新	旧								
3-8-1 ●	<p>第1節 オペレーションシステム等を活用した初動対応</p> <p>1 情報収集と判断</p> <p>市等は、以下の対応を行う。</p> <table border="1" data-bbox="293 308 1189 858"> <thead> <tr> <th data-bbox="293 308 450 344">機 関 名</th> <th data-bbox="450 308 1189 344">対 策 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="293 344 450 475">市</td> <td data-bbox="450 344 1189 475"> 1 市内の滞留者へ発災直後からの安全確保について呼びかける。 2 市内の混雑状況や被害状況、交通機関運行状況、一時滞在施設の安全確認状況等について情報収集し、適宜DIS等で共有したうえで、一斉帰宅抑制や一時滞在施設の開設の可否を判断する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 475 450 762">都</td> <td data-bbox="450 475 1189 762"> 1 都本部内に、帰宅困難者対策部門を設置する。 2 都内滞留者へ発災直後からの安全確保について呼びかける。 3 都内滞留者の一斉帰宅の抑制や一時滞在施設の開設の要否等を判断するため、混雑状況や被害状況、交通機関の運行状況、一時滞在施設の安全確認等の準備状況等について情報収集し、適宜DIS等で共有する。 また、都が開発中の帰宅困難者対策オペレーションシステムについても、都本部において利用可能な機能を順次活用し、GPS情報に基づく混雑状況やSNS投稿情報に基づく被害状況等を収集し、対応する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 762 450 858">国 交通事業者</td> <td data-bbox="450 762 1189 858"> 公共交通機関の運行状況については、帰宅困難者の動向に大きな影響を与えるため、国や都、区市町村や交通事業者が連携して情報を共有し、都内滞留者へ適切に発信する。 </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	対 策 内 容	市	1 市内の滞留者へ発災直後からの安全確保について呼びかける。 2 市内の混雑状況や被害状況、交通機関運行状況、一時滞在施設の安全確認状況等について情報収集し、適宜DIS等で共有したうえで、一斉帰宅抑制や一時滞在施設の開設の可否を判断する。	都	1 都本部内に、帰宅困難者対策部門を設置する。 2 都内滞留者へ発災直後からの安全確保について呼びかける。 3 都内滞留者の一斉帰宅の抑制や一時滞在施設の開設の要否等を判断するため、混雑状況や被害状況、交通機関の運行状況、一時滞在施設の安全確認等の準備状況等について情報収集し、適宜DIS等で共有する。 また、都が開発中の帰宅困難者対策オペレーションシステムについても、都本部において利用可能な機能を順次活用し、GPS情報に基づく混雑状況やSNS投稿情報に基づく被害状況等を収集し、対応する。	国 交通事業者	公共交通機関の運行状況については、帰宅困難者の動向に大きな影響を与えるため、国や都、区市町村や交通事業者が連携して情報を共有し、都内滞留者へ適切に発信する。	新規
機 関 名	対 策 内 容									
市	1 市内の滞留者へ発災直後からの安全確保について呼びかける。 2 市内の混雑状況や被害状況、交通機関運行状況、一時滞在施設の安全確認状況等について情報収集し、適宜DIS等で共有したうえで、一斉帰宅抑制や一時滞在施設の開設の可否を判断する。									
都	1 都本部内に、帰宅困難者対策部門を設置する。 2 都内滞留者へ発災直後からの安全確保について呼びかける。 3 都内滞留者の一斉帰宅の抑制や一時滞在施設の開設の要否等を判断するため、混雑状況や被害状況、交通機関の運行状況、一時滞在施設の安全確認等の準備状況等について情報収集し、適宜DIS等で共有する。 また、都が開発中の帰宅困難者対策オペレーションシステムについても、都本部において利用可能な機能を順次活用し、GPS情報に基づく混雑状況やSNS投稿情報に基づく被害状況等を収集し、対応する。									
国 交通事業者	公共交通機関の運行状況については、帰宅困難者の動向に大きな影響を与えるため、国や都、区市町村や交通事業者が連携して情報を共有し、都内滞留者へ適切に発信する。									
3-8-2	第2節 一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受入れ	第3節 一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受入れ 「1 国、都、市の対策」は「第2部第6章」に移行（再掲）								
3-8-2 ●	<p>1 市、都等の対策</p> <table border="1" data-bbox="293 1031 1189 1442"> <tbody> <tr> <td data-bbox="293 1031 495 1257">市</td> <td data-bbox="495 1031 1189 1257"> 1 市立の一時滞在施設や、協定を締結している民間一時滞在施設に開設を要請する。 2 一時滞在施設の開設・運営状況を情報収集し、滞留者への情報提供や必要に応じて施設運営の支援等を実施する。 3 施設の開設要請後は、施設管理者若しくは市が、都のDIS若しくは帰宅困難者対策オペレーションシステムにおいて施設の開設・運営状況を適宜報告する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 1257 495 1385">都</td> <td data-bbox="495 1257 1189 1385"> 1 都立一時滞在施設に開設を要請する。 2 区市町村を通じ、民間一時滞在施設に開設を要請する。 3 一時滞在施設の開設・運営状況を情報収集し、滞留者への情報提供や必要に応じて施設運営の支援等を実施する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 1385 495 1442">一時滞在施設 となる施設</td> <td data-bbox="495 1385 1189 1442"> 施設管理者が一時滞在施設を開設し、帰宅困難者を受入れる。 </td> </tr> </tbody> </table>	市	1 市立の一時滞在施設や、協定を締結している民間一時滞在施設に開設を要請する。 2 一時滞在施設の開設・運営状況を情報収集し、滞留者への情報提供や必要に応じて施設運営の支援等を実施する。 3 施設の開設要請後は、施設管理者若しくは市が、都のDIS若しくは帰宅困難者対策オペレーションシステムにおいて施設の開設・運営状況を適宜報告する。	都	1 都立一時滞在施設に開設を要請する。 2 区市町村を通じ、民間一時滞在施設に開設を要請する。 3 一時滞在施設の開設・運営状況を情報収集し、滞留者への情報提供や必要に応じて施設運営の支援等を実施する。	一時滞在施設 となる施設	施設管理者が一時滞在施設を開設し、帰宅困難者を受入れる。	新規		
市	1 市立の一時滞在施設や、協定を締結している民間一時滞在施設に開設を要請する。 2 一時滞在施設の開設・運営状況を情報収集し、滞留者への情報提供や必要に応じて施設運営の支援等を実施する。 3 施設の開設要請後は、施設管理者若しくは市が、都のDIS若しくは帰宅困難者対策オペレーションシステムにおいて施設の開設・運営状況を適宜報告する。									
都	1 都立一時滞在施設に開設を要請する。 2 区市町村を通じ、民間一時滞在施設に開設を要請する。 3 一時滞在施設の開設・運営状況を情報収集し、滞留者への情報提供や必要に応じて施設運営の支援等を実施する。									
一時滞在施設 となる施設	施設管理者が一時滞在施設を開設し、帰宅困難者を受入れる。									

頁	新	旧
3-8-2 ●	<p>3 一時滞在施設となる施設の対策 一時滞在施設となる施設は、次の対策を行う。</p> <p>(1) 施設管理者は、発災時の国や都の一斉帰宅抑制の呼び掛け、あるいは市からの要請等により、当該施設の待機場所や施設入口などの安全確認及び行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等による周辺状況を確認の上、一時滞在施設を開設する。 なお、施設管理者による自主的な判断による開設も妨げない。</p> <p><u>また、施設管理者は、当該施設が一時滞在施設としてあらかじめ公表されている場合においては、帰宅困難者等による混乱を回避するためにも、施設の入口やその他の目に触れやすい場所に、一時滞在施設として開設できない旨の掲示を行う。</u></p>	<p>3 一時滞在施設となる施設の対策 一時滞在施設となる施設は、次の対策を行う。</p> <p>(1) 施設管理者は、発災時の国や都の一斉帰宅抑制の呼び掛け、あるいは市からの要請等により、当該施設の待機場所や施設入口などの安全確認及び行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等による周辺状況を確認の上、一時滞在施設を開設する。 なお、施設管理者による自主的な判断による開設も妨げない。</p>
3-8-2 ●	<p>(2) 災害発生からの経過時間に応じて、目標となる一時滞在施設の運営の流れは、概ね以下のとおりとなる。</p> <p>ア 発災直後から一時滞在施設開設まで（発災直後から概ね<u>6</u>時間後まで）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>従業員の安否確認</u> ・ 建物内の被害状況の把握や施設の安全性の確認 ・ 施設内の受入スペースや<u>女性優先スペース</u>、立入禁止区域の設定 ・ 従業員等による運営組織の編成、備蓄や設備の確認などの運営準備 ・ 施設利用案内の掲示等 <p><u>・ 電話、災害時用公衆電話（特設公衆電話）、FAX、Wi-Fi等の通信手段の確保</u></p> <p>・ 市等への一時滞在施設の開設報告</p> <p>イ 帰宅困難者の受入等（概ね<u>12</u>時間後まで）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 帰宅困難者の受入開始 ・ 簡易トイレ使用区域の設定、医療救護所の設置などの保健衛生活動 ・ 計画的な備蓄物資の配布など、水、食料等の供給 ・ し尿処理、ごみ処理のルール確立 ・ テレビ、ラジオ、インターネット等での情報の収集及び受入者へ伝達 ・ 受入可能人数を超過した場合の区市町村等への報告 <p>ウ 運営体制の強化等（概ね1日後から3日後まで）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受入者も含めた施設の運営 <u>及び市本部への運営状況報告</u> ・ 公共交通機関の運行再開、搬送手段に関する情報等、帰宅支援情報の提供 	<p>(2) 災害発生からの経過時間に応じて、目標となる一時滞在施設の運営の流れは、概ね以下のとおりとなる。</p> <p>ア 発災直後から一時滞在施設開設まで（発災直後から概ね<u>3</u>時間後まで）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建物内の被害状況の把握や施設の安全性の確認 ・ 施設内の受入スペースや立入禁止区域の設定 ・ 従業員等による運営組織の編成、備蓄や設備の確認などの運営準備 ・ 施設利用案内の掲示等 <p><u>施設の入口や施設内の目に触れる所に下記の趣旨の文章を掲示する。</u> <u>「共助の観点から管理者が自主的に施設を開放していること。」</u> <u>「一時滞在施設は、災害時という特殊な状況下で開設されるため、施設管理者の指示に従うとともに、施設管理者が責任を負えない場合もあることを理解した上で、施設内において行動すること。」</u></p> <p>・ 市等への一時滞在施設の開設報告</p> <p>イ 帰宅困難者の受入等（概ね<u>6</u>時間後まで）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 帰宅困難者の受入開始 ・ 簡易トイレ使用区域の設定、医療救護所の設置などの保健衛生活動 ・ 計画的な備蓄物資の配布など、水、食料等の供給 ・ し尿処理、ごみ処理のルール確立 ・ テレビ、ラジオ、インターネット等での情報の収集及び受入者へ伝達 ・ 受入可能人数を超過した場合の区市町村等への報告 <p>ウ 運営体制の強化等（概ね1日後から3日後まで）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受入者も含めた施設の運営 ・ 公共交通機関の運行再開、搬送手段に関する情報等、帰宅支援情報の提供

頁	新	旧						
3-8-4 ●	<p>一時滞在施設運営のフロー図</p> <p>施設管理者があらかじめ<u>運営計画等</u>を策定</p> <p>概ね6時間</p> <p>概ね12時間</p> <p>概ね1日</p> <p>3日後</p> <p>混乱收拾以降</p> <p>災害関連情報については、都県、国、区市町村、関係機関から、メディア等を通じて、<u>随時行う。</u></p>	<p>一時滞在施設運営のフロー図</p> <p>施設管理者があらかじめ<u>運営方針</u>を策定</p> <p>3時間後</p> <p>6時間後</p> <p>1日後</p> <p>3日後</p> <p>混乱時収集時以降</p>						
3-8-5 ●	<p>4 帰宅困難者・一時滞在施設等への情報提供</p> <p>帰宅困難者及び一時滞在施設等への情報提供は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="293 564 1191 895"> <thead> <tr> <th data-bbox="293 564 394 600">機関名</th> <th data-bbox="394 564 1191 600">対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="293 600 394 639">市</td> <td data-bbox="394 600 1191 639">帰宅困難者や協定締結先の一時滞在施設等に対し、随時情報を提供する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 639 394 895">都</td> <td data-bbox="394 639 1191 895"> 1 帰宅困難者等に対し、防災ホームページや防災X、デジタルサイネージ等の広報手段を活用して情報を提供する。 2 一時滞在施設に対し、DISのほか必要に応じて無線やメール等で随時、運営に必要な情報を共有する。 3 帰宅困難者対策オペレーションシステムを開発し、利用可能な機能を順次活用して、帰宅困難者・一時滞在施設等に対し情報を発信する。 4 事業所防災リーダーを通じて都内の事業所に対し、随時災害情報等を提供する。 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対策内容	市	帰宅困難者や協定締結先の一時滞在施設等に対し、随時情報を提供する。	都	1 帰宅困難者等に対し、防災ホームページや防災X、デジタルサイネージ等の広報手段を活用して情報を提供する。 2 一時滞在施設に対し、DISのほか必要に応じて無線やメール等で随時、運営に必要な情報を共有する。 3 帰宅困難者対策オペレーションシステムを開発し、利用可能な機能を順次活用して、帰宅困難者・一時滞在施設等に対し情報を発信する。 4 事業所防災リーダーを通じて都内の事業所に対し、随時災害情報等を提供する。	<p>新規</p>
機関名	対策内容							
市	帰宅困難者や協定締結先の一時滞在施設等に対し、随時情報を提供する。							
都	1 帰宅困難者等に対し、防災ホームページや防災X、デジタルサイネージ等の広報手段を活用して情報を提供する。 2 一時滞在施設に対し、DISのほか必要に応じて無線やメール等で随時、運営に必要な情報を共有する。 3 帰宅困難者対策オペレーションシステムを開発し、利用可能な機能を順次活用して、帰宅困難者・一時滞在施設等に対し情報を発信する。 4 事業所防災リーダーを通じて都内の事業所に対し、随時災害情報等を提供する。							
3-8-5 ●	<p>【帰宅困難者対策オペレーションシステムの全体概要】(完成イメージ)</p> 	<p>新規</p>						
3-8-6 ●	<p>第3節 事業所等における帰宅困難者対策</p> <p>1 都の対策</p> <p>(1) <u>事業所防災リーダーを通じて、登録事業所へ災害情報や一斉帰宅抑制など防災行動に関する情報等を提供する。</u></p> <p>(2) 事業者に対し、従業員、顧客に対する安全確保に努めるよう求める。</p> <p>(3) 事業者団体を通じて、事業者へ基本原則の周知徹底を図る。</p>	<p>第4節 事業所等における帰宅困難者対策</p> <p>1 都の対策</p> <p>(1) 事業者に対し、従業員、顧客に対する安全確保に努めるよう求める。</p> <p>(2) 事業者団体を通じて、事業者へ基本原則の周知徹底を図る。</p>						

頁	新	旧								
3-8-6 ●	<p>3 関係機関の対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業所</td> <td> <p>4 情報提供体制の確保</p> <p>事業所は、災害発生時に施設内待機の判断を行うとともに、待機させる従業員等に対して災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を提供する必要がある。そのため、国、都、市は、あらかじめ報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業所が必要な情報を得られる仕組みを構築しておく。</p> <p><u>都は、事業所防災リーダーシステム、帰宅困難者対策オペレーションシステム等を通じて、事業所へ適宜災害情報を発信していく。</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対策内容	事業所	<p>4 情報提供体制の確保</p> <p>事業所は、災害発生時に施設内待機の判断を行うとともに、待機させる従業員等に対して災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を提供する必要がある。そのため、国、都、市は、あらかじめ報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業所が必要な情報を得られる仕組みを構築しておく。</p> <p><u>都は、事業所防災リーダーシステム、帰宅困難者対策オペレーションシステム等を通じて、事業所へ適宜災害情報を発信していく。</u></p>	<p>3 関係機関の対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業所</td> <td> <p>4 情報提供体制の確保</p> <p>事業所は、災害発生時に施設内待機の判断を行うとともに、待機させる従業員等に対して災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を提供する必要がある。そのため、国、都、市は、あらかじめ報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業所が必要な情報を得られる仕組みを構築しておく。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対策内容	事業所	<p>4 情報提供体制の確保</p> <p>事業所は、災害発生時に施設内待機の判断を行うとともに、待機させる従業員等に対して災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を提供する必要がある。そのため、国、都、市は、あらかじめ報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業所が必要な情報を得られる仕組みを構築しておく。</p>
機関名	対策内容									
事業所	<p>4 情報提供体制の確保</p> <p>事業所は、災害発生時に施設内待機の判断を行うとともに、待機させる従業員等に対して災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を提供する必要がある。そのため、国、都、市は、あらかじめ報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業所が必要な情報を得られる仕組みを構築しておく。</p> <p><u>都は、事業所防災リーダーシステム、帰宅困難者対策オペレーションシステム等を通じて、事業所へ適宜災害情報を発信していく。</u></p>									
機関名	対策内容									
事業所	<p>4 情報提供体制の確保</p> <p>事業所は、災害発生時に施設内待機の判断を行うとともに、待機させる従業員等に対して災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を提供する必要がある。そのため、国、都、市は、あらかじめ報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業所が必要な情報を得られる仕組みを構築しておく。</p>									
3-8-7 ●	<p>一斉帰宅抑制のフロー図</p> <p><u>施設内待機のための計画をあらかじめ事業所等が策定</u></p> <p><u>備蓄品の配布等</u></p> <p><u>事業所等の帰宅ルールの下</u></p> <p><u>3時間後まで</u></p> <p><u>6時間後まで</u></p> <p><u>混乱収拾後 (ex発災4日目以降)</u></p>	<p>一斉帰宅抑制のフロー図</p> <p><u>事業者があらかじめ運営方針を策定</u></p> <p><u>備蓄品の分配等</u></p> <p><u>事業者等の方針の下</u></p> <p><u>3時間後</u></p> <p><u>6時間後</u></p> <p><u>混乱収拾時以降</u></p>								
3-8-8 ●	<p>第4節 駅周辺の混乱防止</p> <p>1 市の対策</p> <p>(1) 市は、<u>調査班等</u>による調査から、駅周辺の滞留者の発生状況を早期に把握する。</p>	<p>「第1節 駅周辺の混乱防止」は第4節に移行</p> <p>1 市の対策</p> <p>(1) 市は、<u>初動班や調査班</u>による調査から、駅周辺の滞留者の発生状況を早期に把握する。</p>								
3-8-8 ●	<p>2 都の対策</p> <p>帰宅困難者に対し、市や報道機関等と連携して、<u>一時滞在施設の開設状況等について</u>情報提供を行う。</p>	<p>2 都の対策</p> <p>(1) 帰宅困難者に対し、市や報道機関等と連携して、情報提供を行う。</p> <p>(2) 帰宅困難者の受け入れに関する、一時滞在施設間の連絡調整を行う。</p>								
3-8-9	<u>東京電力グループ</u>	<u>東京電力</u>								
3-8-10 ●	<p>第5節 集客施設及び駅等における利用者保護</p> <p>1 <u>国</u>、都、市の対策</p> <p>報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業者及び一時滞在施設が必要な情報を得られる仕組みを構築する。</p> <p><u>都は、帰宅困難者対策オペレーションシステムを通じて帰宅困難者等へ情報発信するほか、駅前滞留者対策協議会等に対しても災害対応に必要な情報を適宜共有できるようにシステムを構築していく。</u></p>	<p>「第2節 集客施設及び駅等における利用者保護」は第5節に移行</p> <p>1 市、都の対策</p> <p>報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業者及び一時滞在施設が必要な情報を得られる仕組みを構築する。</p>								

頁	新	旧								
3-8-10 ●	<p>2 関係機関の対策 関係機関は次の対策を行う。</p> <table border="1" data-bbox="293 276 1191 959"> <thead> <tr> <th data-bbox="293 276 427 312">機関名</th> <th data-bbox="427 276 1191 312">対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="293 312 427 959"> 集客施設及び駅等の事業者 </td> <td data-bbox="427 312 1191 959"> <p>2 一時滞在施設への誘導等 (1) 事業者等による案内又は誘導 保護した利用者については、市や関係機関との連携の下、事業者等が一時滞在施設へ案内又は誘導することを原則とする。 <u>(2) 一時滞在施設への案内又は誘導が困難な場合</u> 災害発生時、一時滞在施設への案内又は誘導が困難な場合においては、各事業者は、市や関係機関と連携し、施設の特性や状況に応じ可能な限り待機中の施設又は隣接施設の協力を得て、当該施設が、帰宅が可能になるまでの間、一時的に受け入れる一時滞在施設となることも想定する。さらに、利用者を保護した施設が、一時滞在施設となる場合は、施設の安全性や確保可能なスペース等を勘案し、外部の帰宅困難者等の受け入れについても検討する。 <u>(3) 帰宅困難者対策オペレーションシステムによる施設情報の提供</u> 都は、帰宅困難者対策オペレーションシステムにより、都内の混雑状況や一時滞在施設の開設・運営状況を迅速に集約・発信し、帰宅困難者等が利用可能な施設を把握・移動できるよう、開発を進める。 3 建物や周辺が安全でないために、施設内保護ができない場合の対応 建物や周辺が安全でないために、施設内で利用者を保護できない場合は、<u>市や関係機関との連携の下、事業者が一時滞在施設等へ利用者を案内又は誘導することを原則とする。</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対策内容	集客施設及び駅等の事業者	<p>2 一時滞在施設への誘導等 (1) 事業者等による案内又は誘導 保護した利用者については、市や関係機関との連携の下、事業者等が一時滞在施設へ案内又は誘導することを原則とする。 <u>(2) 一時滞在施設への案内又は誘導が困難な場合</u> 災害発生時、一時滞在施設への案内又は誘導が困難な場合においては、各事業者は、市や関係機関と連携し、施設の特性や状況に応じ可能な限り待機中の施設又は隣接施設の協力を得て、当該施設が、帰宅が可能になるまでの間、一時的に受け入れる一時滞在施設となることも想定する。さらに、利用者を保護した施設が、一時滞在施設となる場合は、施設の安全性や確保可能なスペース等を勘案し、外部の帰宅困難者等の受け入れについても検討する。 <u>(3) 帰宅困難者対策オペレーションシステムによる施設情報の提供</u> 都は、帰宅困難者対策オペレーションシステムにより、都内の混雑状況や一時滞在施設の開設・運営状況を迅速に集約・発信し、帰宅困難者等が利用可能な施設を把握・移動できるよう、開発を進める。 3 建物や周辺が安全でないために、施設内保護ができない場合の対応 建物や周辺が安全でないために、施設内で利用者を保護できない場合は、<u>市や関係機関との連携の下、事業者が一時滞在施設等へ利用者を案内又は誘導することを原則とする。</u></p>	<p>2 関係機関の対策 関係機関は次の対策を行う。</p> <table border="1" data-bbox="1223 276 2121 927"> <thead> <tr> <th data-bbox="1223 276 1357 312">機関名</th> <th data-bbox="1357 276 2121 312">対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1223 312 1357 927"> 集客施設及び駅等の事業者 </td> <td data-bbox="1357 312 2121 927"> <p>2 一時滞在施設への誘導等 (1) 事業者等による誘導 保護した利用者については、市や関係機関との連携の下、事業者が一時滞在施設へ誘導することを原則とする。 <u>(2) 利用者を保護した施設が一時滞在施設となる場合等</u> 災害発生時、一時滞在施設への誘導が困難な場合のため、各事業者は、施設の特性や状況に応じ可能な限り待機中の施設又は隣接施設と連携し、当該施設が、帰宅が可能になるまでの間、一時的に受け入れる一時滞在施設となることが望ましい。 <u>さらに、利用者を保護した施設が、一時滞在施設となる場合は、利用者とともに、外部からの帰宅困難者等も受け入れる。</u> 3 建物や周辺が安全でないために、施設内保護ができない場合の対応 建物や周辺が安全でないために、施設内で利用者を保護できない場合は、市区町村や関係機関との連携の下、事業者が一時滞在施設や避難場所へ利用者を誘導することを原則とする。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対策内容	集客施設及び駅等の事業者	<p>2 一時滞在施設への誘導等 (1) 事業者等による誘導 保護した利用者については、市や関係機関との連携の下、事業者が一時滞在施設へ誘導することを原則とする。 <u>(2) 利用者を保護した施設が一時滞在施設となる場合等</u> 災害発生時、一時滞在施設への誘導が困難な場合のため、各事業者は、施設の特性や状況に応じ可能な限り待機中の施設又は隣接施設と連携し、当該施設が、帰宅が可能になるまでの間、一時的に受け入れる一時滞在施設となることが望ましい。 <u>さらに、利用者を保護した施設が、一時滞在施設となる場合は、利用者とともに、外部からの帰宅困難者等も受け入れる。</u> 3 建物や周辺が安全でないために、施設内保護ができない場合の対応 建物や周辺が安全でないために、施設内で利用者を保護できない場合は、市区町村や関係機関との連携の下、事業者が一時滞在施設や避難場所へ利用者を誘導することを原則とする。</p>
機関名	対策内容									
集客施設及び駅等の事業者	<p>2 一時滞在施設への誘導等 (1) 事業者等による案内又は誘導 保護した利用者については、市や関係機関との連携の下、事業者等が一時滞在施設へ案内又は誘導することを原則とする。 <u>(2) 一時滞在施設への案内又は誘導が困難な場合</u> 災害発生時、一時滞在施設への案内又は誘導が困難な場合においては、各事業者は、市や関係機関と連携し、施設の特性や状況に応じ可能な限り待機中の施設又は隣接施設の協力を得て、当該施設が、帰宅が可能になるまでの間、一時的に受け入れる一時滞在施設となることも想定する。さらに、利用者を保護した施設が、一時滞在施設となる場合は、施設の安全性や確保可能なスペース等を勘案し、外部の帰宅困難者等の受け入れについても検討する。 <u>(3) 帰宅困難者対策オペレーションシステムによる施設情報の提供</u> 都は、帰宅困難者対策オペレーションシステムにより、都内の混雑状況や一時滞在施設の開設・運営状況を迅速に集約・発信し、帰宅困難者等が利用可能な施設を把握・移動できるよう、開発を進める。 3 建物や周辺が安全でないために、施設内保護ができない場合の対応 建物や周辺が安全でないために、施設内で利用者を保護できない場合は、<u>市や関係機関との連携の下、事業者が一時滞在施設等へ利用者を案内又は誘導することを原則とする。</u></p>									
機関名	対策内容									
集客施設及び駅等の事業者	<p>2 一時滞在施設への誘導等 (1) 事業者等による誘導 保護した利用者については、市や関係機関との連携の下、事業者が一時滞在施設へ誘導することを原則とする。 <u>(2) 利用者を保護した施設が一時滞在施設となる場合等</u> 災害発生時、一時滞在施設への誘導が困難な場合のため、各事業者は、施設の特性や状況に応じ可能な限り待機中の施設又は隣接施設と連携し、当該施設が、帰宅が可能になるまでの間、一時的に受け入れる一時滞在施設となることが望ましい。 <u>さらに、利用者を保護した施設が、一時滞在施設となる場合は、利用者とともに、外部からの帰宅困難者等も受け入れる。</u> 3 建物や周辺が安全でないために、施設内保護ができない場合の対応 建物や周辺が安全でないために、施設内で利用者を保護できない場合は、市区町村や関係機関との連携の下、事業者が一時滞在施設や避難場所へ利用者を誘導することを原則とする。</p>									
3-8-12 ●	<p>大規模集客施設・駅等での利用客保護フロー図 事業者があらかじめ利用者保護に関する計画を策定 必要とする人への備蓄品の配布 6時間後 12時間後 混乱収拾以降 (ex. 発災4日目以降) <u>災害関連情報については、都、国、市、関係機関から、メディア等を通じて、随時行う。</u></p>	<p>大規模集客施設・駅等での利用客保護フロー図 事業者があらかじめ運営方針を策定 必要とする人への備蓄品の分配 3時間後 6時間後 混乱収拾以降</p>								

頁	新	旧						
3-8-13 ●	<p>第6節 <u>帰宅ルール等による安全な帰宅の推進</u>（復旧対策） 職場や一時滞在施設等に留まった帰宅困難者は、地震発生以降の混乱が落ち着いた後、特に、救出・救助活動が落ち着くと考えられる発災後概ね4日目以降、順次帰宅することを想定している。<u>一方、混乱が収拾し鉄道等の公共交通機関が復旧した際には、留まっていた帰宅困難者が駅などに集中し、再度混乱を生じるおそれがある。</u> <u>こうした帰宅の集中を避けるため、関係機関や事業者が連携して情報を収集し、安全な帰宅が実現できるよう対応する必要がある。さらに混乱が収拾し帰宅が可能な状況になったとしても、特に長距離の徒歩帰宅が困難な要配慮者等に対しては、優先的に代替輸送機関による搬送が必要となる可能性がある。</u></p>	<p>第5節 <u>徒歩帰宅者の代替輸送</u>（復旧対策） 職場や一時滞在施設等に留まった帰宅困難者は、地震発生以降の混乱が落ち着いた後、特に、救出・救助活動が落ち着くと考えられる発災後概ね4日目以降、順次帰宅することを想定している。<u>しかしながら、首都直下地震等の大きな地震が発生した場合には、長期間にわたり、鉄道などの公共交通機関が不通になることが想定され、代替輸送機関による搬送が必要となる。このため、帰宅困難者が帰宅を行うために必要な情報提供や代替輸送手段を確保する必要がある。</u></p>						
3-8-13 ●	<p>1 <u>帰宅ルールの周知・運用</u> <u>帰宅ルールの周知及び運用は次のとおり。</u></p> <table border="1" data-bbox="293 564 1196 991"> <thead> <tr> <th data-bbox="293 564 472 600">機 関 名</th> <th data-bbox="472 564 1196 600">対 策 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="293 600 472 798">事業者等</td> <td data-bbox="472 600 1196 798"> <p>1 <u>従業員等の帰宅に際しては、災害情報を収集し、事前に策定した安全な帰宅のためのルールに基づいて実施するよう留意する。</u> 2 <u>事業所防災リーダーは、国・都・市から発信される情報も参考にして帰宅方法を周知する。</u> 3 <u>特に事前にルールがない場合でも、集中して帰宅せず少しずつ分散させるなど従業員等に呼びかけを行う。</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 798 472 991">国・都・市</td> <td data-bbox="472 798 1196 991"> <p>1 <u>都は、事業所防災リーダーシステムや帰宅困難者対策オペレーションシステムにより、事業所や帰宅困難者等に情報発信し、分散帰宅などの方法を周知する。</u> 2 <u>交通機関の運行情報や都内の混雑状況等について報道機関や様々な広報手段を用いて情報を発信し、混雑が集中しないよう分散帰宅などの方法を周知する。</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	対 策 内 容	事業者等	<p>1 <u>従業員等の帰宅に際しては、災害情報を収集し、事前に策定した安全な帰宅のためのルールに基づいて実施するよう留意する。</u> 2 <u>事業所防災リーダーは、国・都・市から発信される情報も参考にして帰宅方法を周知する。</u> 3 <u>特に事前にルールがない場合でも、集中して帰宅せず少しずつ分散させるなど従業員等に呼びかけを行う。</u></p>	国・都・市	<p>1 <u>都は、事業所防災リーダーシステムや帰宅困難者対策オペレーションシステムにより、事業所や帰宅困難者等に情報発信し、分散帰宅などの方法を周知する。</u> 2 <u>交通機関の運行情報や都内の混雑状況等について報道機関や様々な広報手段を用いて情報を発信し、混雑が集中しないよう分散帰宅などの方法を周知する。</u></p>	新規
機 関 名	対 策 内 容							
事業者等	<p>1 <u>従業員等の帰宅に際しては、災害情報を収集し、事前に策定した安全な帰宅のためのルールに基づいて実施するよう留意する。</u> 2 <u>事業所防災リーダーは、国・都・市から発信される情報も参考にして帰宅方法を周知する。</u> 3 <u>特に事前にルールがない場合でも、集中して帰宅せず少しずつ分散させるなど従業員等に呼びかけを行う。</u></p>							
国・都・市	<p>1 <u>都は、事業所防災リーダーシステムや帰宅困難者対策オペレーションシステムにより、事業所や帰宅困難者等に情報発信し、分散帰宅などの方法を周知する。</u> 2 <u>交通機関の運行情報や都内の混雑状況等について報道機関や様々な広報手段を用いて情報を発信し、混雑が集中しないよう分散帰宅などの方法を周知する。</u></p>							
3-8-13 ●	<p>2 <u>鉄道運行情報等の提供</u> 帰宅困難者が、帰宅するに当たり必要な情報を提供するため、各機関は次の対策を行う。 (2) 都の対策 <u>都は、国及び九都県市等と連携し、災害時帰宅支援ステーションや代替輸送手段等の確保などの帰宅支援体制を構築するとともに、帰宅支援の実施状況、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等について報道機関や帰宅困難者対策ポータルサイト、事業所防災リーダーシステムや帰宅困難者対策オペレーションシステム等を通じて事業者や都民等に提供する。</u></p>	<p>1 <u>鉄道運行情報等の提供</u> 帰宅困難者が、帰宅するに当たり必要な情報を提供するため、各機関は次の対策を行う。 (2) 都の対策 <u>都は、ガイドライン等に則り、災害時帰宅支援ステーションや代替輸送手段等の確保などの帰宅支援体制を構築するとともに、帰宅支援の実施状況、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等について報道機関やホームページ等を通じて事業者や都民等に提供する。</u></p>						

頁	新	旧
3-8-15 ●	<p>第7節 徒歩帰宅者の支援（復旧対策）</p> <p>2 都の対策</p> <p>(1) 円滑な徒歩帰宅に向けて、災害時帰宅支援ステーション確保などの帰宅支援体制を構築するとともに、帰宅支援の実施状況、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等についてガイドライン等に則り報道機関や<u>帰宅困難者対策ポータルサイト、事業所防災リーダーシステムや帰宅困難者対策オペレーションシステム等を通じて事業者や都民等に提供する。</u></p> <p><u>(2) 交通情報や災害時帰宅支援ステーションなどの情報を提供する。</u></p> <p><u>(3) 災害時帰宅支援ステーションに指定された都有施設において支援を実施する。</u></p>	<p>第6節 徒歩帰宅者の支援（復旧対策）</p> <p>2 都の対策</p> <p>(1) 円滑な徒歩帰宅に向けて、災害時帰宅支援ステーション確保などの帰宅支援体制を構築するとともに、帰宅支援の実施状況、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等についてガイドライン等に則り<u>報道機関やホームページ等を通じて事業者や都民等に提供する。</u></p> <p><u>(2) 災害時帰宅支援ステーションに指定された都有施設において支援を実施する。</u></p>
3-9-1 ●	<p>第9章 物流・備蓄対策</p> <p>※ 本章における「<u>都保健医療局</u>」</p> <p>第1節 備蓄物資の供給（応急対策）</p> <p>2 市の対策</p> <p>(2) 食品の供給</p> <p>オ 必要に応じて、<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>への入力等により、<u>都保健医療局</u>に備蓄物資の放出を要請し、地域内輸送拠点で受領する。</p>	<p>第9章 物流・備蓄対策</p> <p>※ 本章における「<u>都福祉保健局</u>」</p> <p>第1節 備蓄物資の供給（応急対策）</p> <p>2 市の対策</p> <p>(2) 食品の供給</p> <p>オ 必要に応じて、<u>災害情報システム (DIS)</u>への入力等により、<u>都福祉保健局</u>に備蓄物資の放出を要請し、地域内輸送拠点で受領する。</p>
3-9-2 ●	<p>(3) 生活必需品の供給</p> <p>オ 必要に応じて、<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>への入力等により、<u>都保健医療局</u>に備蓄物資の放出を要請し、地域内輸送拠点で受領する。</p>	<p>(3) 生活必需品の供給</p> <p>オ 必要に応じて、<u>災害情報システム (DIS)</u>への入力等により、<u>都福祉保健局</u>に備蓄物資の放出を要請し、地域内輸送拠点で受領する。</p>
3-9-2 ●	<p>3 都の対策</p> <p>(4) 都が所有する倉庫には、あらかじめ協力依頼している<u>東京都トラック協会等、都保健医療局職員等</u>を配置し、搬出作業を行う。</p>	<p>3 都の対策</p> <p>(4) 都が所有する倉庫には、あらかじめ協力依頼している<u>物流事業者、都福祉保健局職員又は都関係局からの応援職員等</u>を配置し、搬出作業を行う。</p>
3-9-3	<p>第2節 飲料水の供給（応急対策）</p> <p>災害時には、配水管の破損等による一時的な断水は避けられないものと想定されるが、復旧には人員確保の困難性や道路交通の不能などから早期の対応は困難と考えられる。このため、市は、応急給水活動を実施する。</p> <p>また、市（<u>水道部</u>）は、<u>応急給水対応マニュアル</u>に基づき、災害時における市民の応急飲料水の確保を図ることとしているが、必要があれば国、都及び日本水道協会を通じ、他の自治体に速やかな応援を要請する。</p>	<p>第2節 飲料水の供給（応急対策）</p> <p>災害時には、配水管の破損等による一時的な断水は避けられないものと想定されるが、復旧には人員確保の困難性や道路交通の不能などから早期の対応は困難と考えられる。このため、市は、<u>給水計画</u>に基づき、災害時における市民の応急飲料水の確保を図ることとしているが、必要があれば国、都及び日本水道協会を通じ、他の自治体に速やかな応援を要請する。</p>
3-9-3	<p>1 給水体制</p> <p>災害が発生した場合、給水状況や市民の避難状況など必要な情報を把握し、<u>応急給水対応マニュアルに基づき</u>給水態勢を確立する。</p>	<p>1 給水体制</p> <p>災害が発生した場合、給水状況や市民の避難状況など必要な情報を把握し、<u>応急給水計画を定め</u>給水態勢を確立する。</p>

頁	新	旧																																																
3-9-4 防災基本計画 との整合性 令和4年6月	<p>第3節 物資の調達要請</p> <p>市は、炊出しの体制が整うまでは、備蓄食料の<u>クラッカー</u>などを供給することとなるが、備蓄物資が不足した場合の物資調達や炊き出しを実施するために必要な調達を計画し、物資の調達要請を行う。</p> <p>1 市の対策</p> <p>(1) 食料の調達</p> <p><u>ウ 避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。</u></p> <p><u>エ 災害救助法適用後、食料の供給の必要が生じたときは、状況により、物資の調達を物資調達・輸送調整等支援システムにより都保健医療局に要請する。ただし、被災の状況により、現地調達が適当と認められる場合については、現地調達する。</u></p> <p><u>オ 前エの場合で、被災の状況により、現地調達が適当と認められる場合については、市が「災害時における食料調達に関する協定書」等を締結している事業所等から、食料の調達を行う。</u></p> <p>市では現在、以下の事業所と協定を締結し、食料等の確保を図っているところであるが、今後も他の事業所との協定締結に努める。</p>	<p>第3節 物資の調達要請</p> <p>市は、炊出しの体制が整うまでは、備蓄食料の<u>カンパン</u>などを供給することとなるが、備蓄物資が不足した場合の物資調達や炊き出しを実施するために必要な調達を計画し、物資の調達要請を行う。</p> <p>1 市の対策</p> <p>(1) 食料の調達</p> <p>● 新規</p> <p><u>ウ 災害救助法適用後、食料の供給の必要が生じたときは、状況により、物資の調達を都福祉保健局に要請する。</u></p> <p><u>エ 前ウの場合で、被災の状況により、現地調達が適当と認められる場合については、市が「災害時における食料調達に関する協定書」等を締結している事業所等から、食料の調達を行う。</u></p> <p>市では現在、以下の事業所と協定を締結し、食料等の確保を図っているところであるが、今後も他の事業所との協定締結に努める。</p>																																																
3-9-4 <input type="checkbox"/>	<p style="text-align: center;">(令和6年3月現在)</p> <table border="1" data-bbox="293 759 1191 1091"> <thead> <tr> <th>協定締結事業者</th> <th>住 所</th> <th>供給食料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>削除</u></td> <td><u>削除</u></td> <td><u>削除</u></td> </tr> <tr> <td>グリコニューファクトリイングジャパン株式会社</td> <td>武蔵野2-14-1</td> <td>乳製品</td> </tr> <tr> <td>敷島製パン株式会社パスコ東京多摩工場</td> <td>武蔵野2-12-3</td> <td>生パン</td> </tr> <tr> <td>三多摩総合食品卸売市場協同組合</td> <td>武蔵野3-5-1</td> <td>副食品、調味料等</td> </tr> <tr> <td>シマダヤ関東株式会社</td> <td>武蔵野2-1-22</td> <td>めん類</td> </tr> <tr> <td>株式会社八洋</td> <td>羽村市神明台4-5-6</td> <td>飲料水等</td> </tr> <tr> <td><u>ガーデンベーカリー株式会社</u></td> <td><u>美堀町4-13-35</u></td> <td><u>生パン</u></td> </tr> </tbody> </table>	協定締結事業者	住 所	供給食料	<u>削除</u>	<u>削除</u>	<u>削除</u>	グリコニューファクトリイングジャパン株式会社	武蔵野2-14-1	乳製品	敷島製パン株式会社パスコ東京多摩工場	武蔵野2-12-3	生パン	三多摩総合食品卸売市場協同組合	武蔵野3-5-1	副食品、調味料等	シマダヤ関東株式会社	武蔵野2-1-22	めん類	株式会社八洋	羽村市神明台4-5-6	飲料水等	<u>ガーデンベーカリー株式会社</u>	<u>美堀町4-13-35</u>	<u>生パン</u>	<p style="text-align: center;">(令和3年4月現在)</p> <table border="1" data-bbox="1218 759 2128 1091"> <thead> <tr> <th>協定締結事業者</th> <th>住 所</th> <th>供給食料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>昭島市米穀小売商組合</u></td> <td><u>上川原町2-14-9</u></td> <td><u>米穀</u></td> </tr> <tr> <td>グリコニューファクトリイングジャパン株式会社</td> <td>武蔵野2-14-1</td> <td>乳製品</td> </tr> <tr> <td>敷島製パン株式会社パスコ東京多摩工場</td> <td>武蔵野2-12-3</td> <td>生パン</td> </tr> <tr> <td>三多摩総合食品卸売市場協同組合</td> <td>武蔵野3-5-1</td> <td>副食品、調味料等</td> </tr> <tr> <td>シマダヤ関東株式会社</td> <td>武蔵野2-1-22</td> <td>めん類</td> </tr> <tr> <td>株式会社八洋</td> <td>羽村市神明台4-5-6</td> <td>飲料水等</td> </tr> <tr> <td><u>新規</u></td> <td><u>新規</u></td> <td><u>新規</u></td> </tr> </tbody> </table>	協定締結事業者	住 所	供給食料	<u>昭島市米穀小売商組合</u>	<u>上川原町2-14-9</u>	<u>米穀</u>	グリコニューファクトリイングジャパン株式会社	武蔵野2-14-1	乳製品	敷島製パン株式会社パスコ東京多摩工場	武蔵野2-12-3	生パン	三多摩総合食品卸売市場協同組合	武蔵野3-5-1	副食品、調味料等	シマダヤ関東株式会社	武蔵野2-1-22	めん類	株式会社八洋	羽村市神明台4-5-6	飲料水等	<u>新規</u>	<u>新規</u>	<u>新規</u>
協定締結事業者	住 所	供給食料																																																
<u>削除</u>	<u>削除</u>	<u>削除</u>																																																
グリコニューファクトリイングジャパン株式会社	武蔵野2-14-1	乳製品																																																
敷島製パン株式会社パスコ東京多摩工場	武蔵野2-12-3	生パン																																																
三多摩総合食品卸売市場協同組合	武蔵野3-5-1	副食品、調味料等																																																
シマダヤ関東株式会社	武蔵野2-1-22	めん類																																																
株式会社八洋	羽村市神明台4-5-6	飲料水等																																																
<u>ガーデンベーカリー株式会社</u>	<u>美堀町4-13-35</u>	<u>生パン</u>																																																
協定締結事業者	住 所	供給食料																																																
<u>昭島市米穀小売商組合</u>	<u>上川原町2-14-9</u>	<u>米穀</u>																																																
グリコニューファクトリイングジャパン株式会社	武蔵野2-14-1	乳製品																																																
敷島製パン株式会社パスコ東京多摩工場	武蔵野2-12-3	生パン																																																
三多摩総合食品卸売市場協同組合	武蔵野3-5-1	副食品、調味料等																																																
シマダヤ関東株式会社	武蔵野2-1-22	めん類																																																
株式会社八洋	羽村市神明台4-5-6	飲料水等																																																
<u>新規</u>	<u>新規</u>	<u>新規</u>																																																
3-9-4 ●	<p>(2) 生活必需品等の調達及び配布</p> <p>ウ 市は、災害救助法適用後、生活必需品等の供給の必要が生じたときは、状況により物資の調達を<u>物資調達・輸送調整等支援システムにより都保健医療局</u>に要請する。ただし、被災の状況により現地調達が適当と認められる場合については、市が直接調達する。</p>	<p>(2) 生活必需品等の調達及び配布</p> <p>ウ 市は、災害救助法適用後、生活必需品等の供給の必要が生じたときは、状況により物資の調達を<u>都福祉保健局</u>に要請する。ただし、被災の状況により現地調達が適当と認められる場合については、市が直接調達する。</p>																																																
3-9-4 <input type="checkbox"/>	<p style="text-align: center;">(令和6年3月現在)</p> <table border="1" data-bbox="293 1265 1191 1390"> <thead> <tr> <th>協定締結事業者</th> <th>住 所</th> <th>供給物資</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社イトーヨーカ堂</td> <td>松原町3-2-12</td> <td>生活必需品</td> </tr> <tr> <td>イオンリテール株式会社ザ・ビッグ昭島店</td> <td>宮沢町500-1</td> <td>生活必需品</td> </tr> </tbody> </table>	協定締結事業者	住 所	供給物資	株式会社イトーヨーカ堂	松原町3-2-12	生活必需品	イオンリテール株式会社ザ・ビッグ昭島店	宮沢町500-1	生活必需品	<p style="text-align: center;">(令和3年4月現在)</p> <table border="1" data-bbox="1218 1265 2128 1390"> <thead> <tr> <th>協定締結事業者</th> <th>住 所</th> <th>供給物資</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社イトーヨーカ堂</td> <td>松原町3-2-12</td> <td>生活必需品</td> </tr> <tr> <td>イオンリテール株式会社ザ・ビッグ昭島店</td> <td>宮沢町500-1</td> <td>生活必需品</td> </tr> </tbody> </table>	協定締結事業者	住 所	供給物資	株式会社イトーヨーカ堂	松原町3-2-12	生活必需品	イオンリテール株式会社ザ・ビッグ昭島店	宮沢町500-1	生活必需品																														
協定締結事業者	住 所	供給物資																																																
株式会社イトーヨーカ堂	松原町3-2-12	生活必需品																																																
イオンリテール株式会社ザ・ビッグ昭島店	宮沢町500-1	生活必需品																																																
協定締結事業者	住 所	供給物資																																																
株式会社イトーヨーカ堂	松原町3-2-12	生活必需品																																																
イオンリテール株式会社ザ・ビッグ昭島店	宮沢町500-1	生活必需品																																																

頁	新	旧												
3-9-5 ●	<p>2 国及び都の対策 国及び都の対策内容は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>対 策 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国</td> <td>1 都産業労働局長からの米穀の放出要請に対応する。 2 都知事からの生鮮食料品の出荷要請に対応する。 3 農林水産省<u>農産局</u>が都産業労働局長から米穀の放出要請を受けた場合は、農林水産省<u>農産局</u>と連絡調整を行う。</td> </tr> <tr> <td>都</td> <td>1 あらかじめ協力依頼している物販事業者（小売事業者等）に物資の調達を要請する。 2 東京都生活協同組合連合会から応急生活物資を調達する。 3 米穀、副食品、生鮮食料品及び調味料を調達する。</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	対 策 内 容	国	1 都産業労働局長からの米穀の放出要請に対応する。 2 都知事からの生鮮食料品の出荷要請に対応する。 3 農林水産省 <u>農産局</u> が都産業労働局長から米穀の放出要請を受けた場合は、農林水産省 <u>農産局</u> と連絡調整を行う。	都	1 あらかじめ協力依頼している物販事業者（小売事業者等）に物資の調達を要請する。 2 東京都生活協同組合連合会から応急生活物資を調達する。 3 米穀、副食品、生鮮食料品及び調味料を調達する。	<p>2 国及び都の対策 国及び都の対策内容は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>対 策 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国</td> <td>1 都産業労働局長からの米穀の放出要請に対応する。 2 都知事からの生鮮食料品の出荷要請に対応する。 3 農林水産省<u>生産局</u>が都産業労働局長から米穀の放出要請を受けた場合は、農林水産省<u>生産局</u>と連絡調整を行う。</td> </tr> <tr> <td>都</td> <td>1 あらかじめ協力依頼している物販事業者（小売事業者等）に物資の調達を要請する。 2 東京都生活協同組合連合会から応急生活物資を調達する。 3 米穀、副食品、生鮮食料品及び調味料を調達する。</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	対 策 内 容	国	1 都産業労働局長からの米穀の放出要請に対応する。 2 都知事からの生鮮食料品の出荷要請に対応する。 3 農林水産省 <u>生産局</u> が都産業労働局長から米穀の放出要請を受けた場合は、農林水産省 <u>生産局</u> と連絡調整を行う。	都	1 あらかじめ協力依頼している物販事業者（小売事業者等）に物資の調達を要請する。 2 東京都生活協同組合連合会から応急生活物資を調達する。 3 米穀、副食品、生鮮食料品及び調味料を調達する。
機 関 名	対 策 内 容													
国	1 都産業労働局長からの米穀の放出要請に対応する。 2 都知事からの生鮮食料品の出荷要請に対応する。 3 農林水産省 <u>農産局</u> が都産業労働局長から米穀の放出要請を受けた場合は、農林水産省 <u>農産局</u> と連絡調整を行う。													
都	1 あらかじめ協力依頼している物販事業者（小売事業者等）に物資の調達を要請する。 2 東京都生活協同組合連合会から応急生活物資を調達する。 3 米穀、副食品、生鮮食料品及び調味料を調達する。													
機 関 名	対 策 内 容													
国	1 都産業労働局長からの米穀の放出要請に対応する。 2 都知事からの生鮮食料品の出荷要請に対応する。 3 農林水産省 <u>生産局</u> が都産業労働局長から米穀の放出要請を受けた場合は、農林水産省 <u>生産局</u> と連絡調整を行う。													
都	1 あらかじめ協力依頼している物販事業者（小売事業者等）に物資の調達を要請する。 2 東京都生活協同組合連合会から応急生活物資を調達する。 3 米穀、副食品、生鮮食料品及び調味料を調達する。													
3-9-5 ●	<p>【米穀の調達フロー図】</p> <p><u>産業労働局</u> <u>農林水産省農産局貿易業務課</u></p>	<p>【米穀の調達フロー図】</p> <p><u>産業労働局長</u> <u>農林水産省生産局生産局長</u></p>												
3-9-6 □	<p>第4節 義援物資の取扱い 1 義援物資の送付先 義援物資は、以下に送付し、受入れ管理する。<u>施設が被災した場合や物資が多く受入れが困難な場合は、協定を締結している事業所に受入れ等の協力を要請する。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>住 所</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭島市総合スポーツセンター</td> <td>昭島市東町5-13-1</td> <td>042-544-4151</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	住 所	電話番号	昭島市総合スポーツセンター	昭島市東町5-13-1	042-544-4151	<p>第4節 義援物資の取扱い 1 義援物資の送付先 義援物資は、以下に送付し、受入れ管理する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>住 所</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭島市総合スポーツセンター</td> <td>昭島市東町5-13-1</td> <td>042-544-4151</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	住 所	電話番号	昭島市総合スポーツセンター	昭島市東町5-13-1	042-544-4151
名 称	住 所	電話番号												
昭島市総合スポーツセンター	昭島市東町5-13-1	042-544-4151												
名 称	住 所	電話番号												
昭島市総合スポーツセンター	昭島市東町5-13-1	042-544-4151												
3-9-7 ●	<p>第5節 輸送車両の確保 本節「<u>あっせん</u>」 1 市の対策 ウ 所要車両が調達不能になった場合は、<u>都本部</u>に対して調達<u>あっせん</u>を要請するものとする。 2 国の対策 関東運輸局は、<u>都本部</u>の要請に基づき、車両の調達<u>あっせん</u>を行う。 3 都の対策 (1) <u>都本部</u>は、物資の輸送に必要な車両を調達する。 (2) 都各局は、原則として保有する車両を第一次的に使用し、不足が生じる場合は<u>都本部（物資・輸送調達チーム）</u>が集中的に調達する。<u>車両の調達に当たっては、原則として運転手を含め、運行できる体制とする。</u>都各局の不足分は、<u>都本部（物資・輸送調達チーム）</u>がレンタカー会社から調達する。</p>	<p>第5節 輸送車両の確保 本節における「<u>あっ旋</u>」 1 市の対策 ウ 所要車両が調達不能になった場合は、<u>都財務局</u>に対して調達<u>あっ旋</u>を要請するものとする。 2 国の対策 関東運輸局は、<u>東京都財務局</u>の要請に基づき、車両の調達<u>あっ旋</u>を行う。 3 都の対策 (1) <u>都財務局</u>は、物資の輸送に必要な車両を調達する。 (2) 都各局は、原則として保有する車両を第一次的に使用し、不足が生じる場合は<u>都財務局</u>が集中的に調達する。都各局の不足分は、<u>都財務局所管車両を使用し、必要に応じレンタカー会社、タクシー会社等</u>から調達する。</p>												

頁	新	旧																																																																																																																		
3-9-7 ●	4 昭島警察署の対策（緊急通行車両等の確認） イ <u>都本部</u> 市の要請により都が調達、 <u>あっせん</u> した車両については、知事が確認を行う。	4 昭島警察署の対策（緊急通行車両等の確認） イ <u>都財務局</u> 市の要請により都が調達、 <u>あっ旋</u> した車両については、知事が確認を行う。																																																																																																																		
3-9-9 ●	第6節 復旧対策 1 多様なニーズへの対応 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化し、多様化すると考えられる。また、要配慮者、女性、子供など避難者の特性によって必要となる物資は異なる。 市は、 <u>ボランティア・市民活動団体等と連携しながら</u> 変化していく避難者ニーズの把握及びニーズに対応した物資の確保及び配布に努めるとともに、生理用品、女性用下着の配布は女性が行うなど、物資の配布方法についても配慮する。 都は広域的見地から市を補完するため、事業者と連携した調達体制を整えて、必要な物資の確保に努める。	第6節 復旧対策 1 多様なニーズへの対応 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化し、多様化すると考えられる。また、要配慮者、女性、子供など避難者の特性によって必要となる物資は異なる。 市は変化していく避難者ニーズの把握及びニーズに対応した物資の確保及び配布に努めるとともに、生理用品、女性用下着の配布は女性が行うなど、物資の配布方法についても配慮する。 都は広域的見地から市を補完するため、事業者と連携した調達体制を整えて、必要な物資の確保に努める。																																																																																																																		
3-9-9 □	2 炊出しの実施 市は、震災後およそ4日目を以降、原則として米飯の炊き出しにより給食する。 なお、被災状況により、市において、被災者に対する炊き出しその他による食品等の供給の実施が困難な場合は、炊き出し等について <u>都保健医療局</u> に応援を要請する。 (1) 給食施設 <table border="1"> <thead> <tr> <th>給食施設</th> <th>炊飯釜数</th> <th>炊飯能力 (kg/時間)</th> <th>食数 (食/時間)</th> <th>燃料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">共同調理場</td> <td><u>1</u> (注1)</td> <td><u>350</u></td> <td><u>3,500</u></td> <td><u>ガス</u> (注2)</td> </tr> <tr> <td><u>8</u></td> <td><u>400</u></td> <td><u>4,000</u></td> <td>ガス</td> </tr> <tr> <td>富士見丘小学校</td> <td>6</td> <td>150</td> <td>1,500</td> <td>ガス</td> </tr> <tr> <td>武蔵野小学校</td> <td>6</td> <td>150</td> <td>1,500</td> <td>ガス</td> </tr> <tr> <td>つつじが丘小学校</td> <td>6</td> <td>150</td> <td>1,500</td> <td>ガス</td> </tr> <tr> <td>田中小学校</td> <td>6</td> <td>150</td> <td>1,500</td> <td>ガス</td> </tr> <tr> <td>拝島第二小学校</td> <td>6</td> <td>150</td> <td>1,500</td> <td>ガス</td> </tr> <tr> <td>福島中学校</td> <td><u>7</u></td> <td><u>175</u></td> <td><u>1,750</u></td> <td><u>ガス</u> (注3)</td> </tr> <tr> <td>瑞雲中学校</td> <td><u>8</u></td> <td><u>200</u></td> <td><u>2,000</u></td> <td><u>ガス</u> (注3)</td> </tr> <tr> <td>多摩辺中学校</td> <td><u>8</u></td> <td><u>200</u></td> <td><u>2,000</u></td> <td><u>ガス</u> (注3)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>62</td> <td></td> <td><u>20,750</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(注1) 連続自動炊飯機、(注2) 都市ガスの供給停止時に、プロパンガスと移動式ガス発生装置を使用し炊飯が可能、(注3) 炊飯釜のうち1台は、都市ガスとプロパンガス切替可能式の炊飯釜を設置</u> (2) 実施 炊出しの実施は、各給食施設の職員があたることとし、必要に応じ、<u>共同調理場及び親子調理方式中学校3校においては、調理業務受託会社各社と締結している「災害時における炊き出し活動に関する協定書」に基づき、協力を要請するものとする。</u></p>	給食施設	炊飯釜数	炊飯能力 (kg/時間)	食数 (食/時間)	燃料	共同調理場	<u>1</u> (注1)	<u>350</u>	<u>3,500</u>	<u>ガス</u> (注2)	<u>8</u>	<u>400</u>	<u>4,000</u>	ガス	富士見丘小学校	6	150	1,500	ガス	武蔵野小学校	6	150	1,500	ガス	つつじが丘小学校	6	150	1,500	ガス	田中小学校	6	150	1,500	ガス	拝島第二小学校	6	150	1,500	ガス	福島中学校	<u>7</u>	<u>175</u>	<u>1,750</u>	<u>ガス</u> (注3)	瑞雲中学校	<u>8</u>	<u>200</u>	<u>2,000</u>	<u>ガス</u> (注3)	多摩辺中学校	<u>8</u>	<u>200</u>	<u>2,000</u>	<u>ガス</u> (注3)	合計	62		<u>20,750</u>		2 炊出しの実施 市は、震災後およそ4日目を以降、原則として米飯の炊き出しにより給食する。 なお、被災状況により、市において、被災者に対する炊き出しその他による食品等の供給の実施が困難な場合は、炊き出し等について <u>都福祉保健局</u> に応援を要請する。 (1) 給食施設 <table border="1"> <thead> <tr> <th>給食施設</th> <th>炊飯釜数</th> <th>炊飯能力 (kg/時間)</th> <th>食数 (食/時間)</th> <th>燃料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共同調理場</td> <td><u>14</u></td> <td><u>700</u></td> <td><u>7,000</u></td> <td><u>ガス</u></td> </tr> <tr> <td>富士見丘小学校</td> <td>6</td> <td>150</td> <td>1,500</td> <td>ガス</td> </tr> <tr> <td>武蔵野小学校</td> <td>6</td> <td>150</td> <td>1,500</td> <td>ガス</td> </tr> <tr> <td>つつじが丘小学校</td> <td>6</td> <td>150</td> <td>1,500</td> <td>ガス</td> </tr> <tr> <td>田中小学校</td> <td>6</td> <td>150</td> <td>1,500</td> <td>ガス</td> </tr> <tr> <td>拝島第二小学校</td> <td>6</td> <td>150</td> <td>1,500</td> <td>ガス</td> </tr> <tr> <td>福島中学校</td> <td><u>6</u></td> <td><u>150</u></td> <td><u>1,500</u></td> <td><u>ガス</u></td> </tr> <tr> <td>瑞雲中学校</td> <td><u>6</u></td> <td><u>150</u></td> <td><u>1,500</u></td> <td><u>ガス</u></td> </tr> <tr> <td>多摩辺中学校</td> <td><u>6</u></td> <td><u>150</u></td> <td><u>1,500</u></td> <td><u>ガス</u></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>62</td> <td></td> <td><u>19,000</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 実施 炊出しの実施は、各給食施設の職員があたることとし、<u>必要に応じ、民間協力団体等の応援を要請するものとする。</u></p>	給食施設	炊飯釜数	炊飯能力 (kg/時間)	食数 (食/時間)	燃料	共同調理場	<u>14</u>	<u>700</u>	<u>7,000</u>	<u>ガス</u>	富士見丘小学校	6	150	1,500	ガス	武蔵野小学校	6	150	1,500	ガス	つつじが丘小学校	6	150	1,500	ガス	田中小学校	6	150	1,500	ガス	拝島第二小学校	6	150	1,500	ガス	福島中学校	<u>6</u>	<u>150</u>	<u>1,500</u>	<u>ガス</u>	瑞雲中学校	<u>6</u>	<u>150</u>	<u>1,500</u>	<u>ガス</u>	多摩辺中学校	<u>6</u>	<u>150</u>	<u>1,500</u>	<u>ガス</u>	合計	62		<u>19,000</u>	
給食施設	炊飯釜数	炊飯能力 (kg/時間)	食数 (食/時間)	燃料																																																																																																																
共同調理場	<u>1</u> (注1)	<u>350</u>	<u>3,500</u>	<u>ガス</u> (注2)																																																																																																																
	<u>8</u>	<u>400</u>	<u>4,000</u>	ガス																																																																																																																
富士見丘小学校	6	150	1,500	ガス																																																																																																																
武蔵野小学校	6	150	1,500	ガス																																																																																																																
つつじが丘小学校	6	150	1,500	ガス																																																																																																																
田中小学校	6	150	1,500	ガス																																																																																																																
拝島第二小学校	6	150	1,500	ガス																																																																																																																
福島中学校	<u>7</u>	<u>175</u>	<u>1,750</u>	<u>ガス</u> (注3)																																																																																																																
瑞雲中学校	<u>8</u>	<u>200</u>	<u>2,000</u>	<u>ガス</u> (注3)																																																																																																																
多摩辺中学校	<u>8</u>	<u>200</u>	<u>2,000</u>	<u>ガス</u> (注3)																																																																																																																
合計	62		<u>20,750</u>																																																																																																																	
給食施設	炊飯釜数	炊飯能力 (kg/時間)	食数 (食/時間)	燃料																																																																																																																
共同調理場	<u>14</u>	<u>700</u>	<u>7,000</u>	<u>ガス</u>																																																																																																																
富士見丘小学校	6	150	1,500	ガス																																																																																																																
武蔵野小学校	6	150	1,500	ガス																																																																																																																
つつじが丘小学校	6	150	1,500	ガス																																																																																																																
田中小学校	6	150	1,500	ガス																																																																																																																
拝島第二小学校	6	150	1,500	ガス																																																																																																																
福島中学校	<u>6</u>	<u>150</u>	<u>1,500</u>	<u>ガス</u>																																																																																																																
瑞雲中学校	<u>6</u>	<u>150</u>	<u>1,500</u>	<u>ガス</u>																																																																																																																
多摩辺中学校	<u>6</u>	<u>150</u>	<u>1,500</u>	<u>ガス</u>																																																																																																																
合計	62		<u>19,000</u>																																																																																																																	

頁	新	旧
3-9-10	<p>3 水の安全確保 市本部 医療救護対策班 水道班</p> <p>(1) 市は、都（保健医療局）が必要に応じて編成する「環境衛生指導班」の協力を得て、<u>飲料水の消毒や消毒効果の確認などの指導を行う。</u></p> <p>(2) <u>水道配水管復旧後は、住民が環境衛生指導班の協力を得て給水設備の点検及び残留塩素濃度を確認し、飲用の可否等について、適正に周知する。</u></p> <p>(3) <u>水道部では、水道施設の復旧に際し、水質検査による水道水の安全を確認する。</u></p>	<p>3 水の安全確保 市本部 水道班</p> <p>(1) 市は、都（福祉保健局）が必要に応じて編成する「環境衛生指導班」の協力を得て、<u>消毒の確認を行うとともに、住民が自主的に消毒を行えるように消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を住民に指導する。</u></p> <p>(2) <u>ライフライン</u>復旧後は、住民が環境衛生指導班の協力を得て給水設備の点検及び残留塩素濃度を確認し、飲用の可否等について、適正に周知する。</p>
3-9-10	<p>5 生活水の確保 市本部 指令情報班 水道班</p> <p>(1) 市の対策 防災用井戸、雨水貯留槽等によって生活水を確保する。 被災後、断水した場合には、学校のプール、防災用井戸等で確保した水を使用する。</p> <p>(2) 市民・事業所の対策 上水機能に支障が発生している場合には、汲み置き、防災用井戸、河川水等によって水を確保する。</p>	<p>5 生活水の確保 市本部 水道班</p> <p>(1) 市の対策 防災用井戸、雨水貯留槽等によって生活水を確保する。 被災後、断水した場合には、学校のプール、防災用井戸等で確保した水を使用する。 <u>なお、飲料水の貯水量及び供給体制に余裕がある場合は、飲料水を生活水として供給することも考慮する。</u></p> <p>(2) 市民・事業所の対策 上水機能に支障が発生している場合には、汲み置き、防災用井戸、河川水等によって水を確保する。</p>
3-9-10 ●	<p>6 物資の輸送</p> <p>(1) 市の対策 ア 市は、調達(都からの調達分を含む。)する食料及び生活必需品等の輸送及び配分の方法について定める。 イ 地域内輸送拠点を<u>指定</u>し、都総務局に報告する。 ウ 地域内輸送拠点で受入れた物資を避難所等へ輸送する。 <u>エ 協定を締結している事業所に輸送等の協力を要請する。</u></p>	<p>6 物資の輸送</p> <p>(1) 市の対策 ア 市は、調達(都からの調達分を含む。)する食料及び生活必需品等の輸送及び配分の方法について定める。 イ 地域内輸送拠点を<u>選定</u>し、都福祉保健局に報告する。 ウ 地域内輸送拠点で受入れた物資を避難所等へ輸送する。</p>
3-9-11 ● □	<p>(2) 都の対策 <u>ア 国・他道府県等からの陸上輸送による支援物資等は、多摩広域防災倉庫、トラックターミナル等を活用し、市の指定する地域内輸送拠点等に輸送する。</u> <u>イ 国・道府県等からの支援物資で、滞留の可能性がある物資は、あらかじめ協力依頼している民間倉庫等を活用し、一時保管する。</u> <u>ウ 国、道府県等から陸上輸送による支援物資等は、トラックターミナル等（トラックターミナルに置ききれない生活必需品等は、保管場所として確保した民間倉庫等）を一時積替基地として活用し、あらかじめ協力を依頼している民間物流事業者等の協力を得て市の指定する地域内輸送拠点に輸送する。</u> <u>エ 調達した物資は、原則としてトラックターミナル等を一時積替基地として活用し、調達業者、民間物流事業者等の協力を得て市の指定する地域内輸送拠点に輸送する。トラックターミナル等に置ききれない生活必需品等は、保管場所として確保した民間倉庫等に一時保管する。</u> <u>オ トラックターミナル等における物資の仕分・搬出作業は、原則としてあらかじめ協力依頼している物流事業者等が行うものとする。</u></p>	<p>(2) 都の対策 <u>ア 国・道府県等からの支援物資で、滞留の可能性がある物資は、あらかじめ協力依頼している民間倉庫等を活用し、一時保管する。</u> <u>イ 道府県等から陸上輸送による支援物資等は、原則として広域輸送基地（広域輸送基地に集積した生活必需品等は保管場所として確保した民間倉庫等）を一時積替基地として活用し、あらかじめ協力を依頼している民間物流事業者等の協力を得て市の指定する地域内輸送拠点に輸送する。</u> <u>ウ 調達した物資は、原則として広域輸送基地を一時積替基地として活用し、調達業者の協力を得て市の指定する地域内輸送拠点に輸送する。広域輸送基地に集積した生活必需品等は、保管場所として確保した民間倉庫等に一時保管する。</u> <u>エ 広域輸送基地における物資の仕分・搬出作業は、原則としてあらかじめ協力依頼している物流事業者等が行うものとする。</u></p>

頁	新	旧																														
3-10-1 ●	<p>第10章 医療救護等対策 ※ 本章における「<u>都保健医療局</u>」 【医療救護活動におけるフェーズ区分】</p> <table border="1" data-bbox="293 309 1189 730"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>想定される状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>超急性期 (6～72 時間)</td> <td>救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入れが<u>少ない</u>状況</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>急性期 (72 時間～1 週間程度)</td> <td>被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が<u>復旧</u>し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>亜急性期 (1 週間～1 か月程度)</td> <td>地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に<u>復旧</u>している状況</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>慢性期 (1～3 か月程度)</td> <td>避難生活が長期化しているが、ライフラインがほぼ復旧して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		想定される状況	1	超急性期 (6～72 時間)	救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入れが <u>少ない</u> 状況	2	急性期 (72 時間～1 週間程度)	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が <u>復旧</u> し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況	3	亜急性期 (1 週間～1 か月程度)	地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に <u>復旧</u> している状況	4	慢性期 (1～3 か月程度)	避難生活が長期化しているが、ライフラインがほぼ復旧して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況	<p>第10章 医療救護等対策 ※ 本章における「<u>都保健福祉局</u>」 【医療救護活動におけるフェーズ区分】</p> <table border="1" data-bbox="1220 309 2116 703"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>想定される状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>超急性期 (6～72 時間)</td> <td>救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入体制が<u>確立されている</u>状況</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>急性期 (72 時間～1 週間)</td> <td>被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が<u>復活</u>し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>亜急性期 (1 週間～1 か月)</td> <td>地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に<u>回復</u>している状況</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>慢性期 (1～3 か月)</td> <td>避難生活が長期化しているが、ライフラインがほぼ復旧して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		想定される状況	1	超急性期 (6～72 時間)	救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入体制が <u>確立されている</u> 状況	2	急性期 (72 時間～1 週間)	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が <u>復活</u> し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況	3	亜急性期 (1 週間～1 か月)	地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に <u>回復</u> している状況	4	慢性期 (1～3 か月)	避難生活が長期化しているが、ライフラインがほぼ復旧して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況
区 分		想定される状況																														
1	超急性期 (6～72 時間)	救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入れが <u>少ない</u> 状況																														
2	急性期 (72 時間～1 週間程度)	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が <u>復旧</u> し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況																														
3	亜急性期 (1 週間～1 か月程度)	地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に <u>復旧</u> している状況																														
4	慢性期 (1～3 か月程度)	避難生活が長期化しているが、ライフラインがほぼ復旧して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況																														
区 分		想定される状況																														
1	超急性期 (6～72 時間)	救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入体制が <u>確立されている</u> 状況																														
2	急性期 (72 時間～1 週間)	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が <u>復活</u> し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況																														
3	亜急性期 (1 週間～1 か月)	地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に <u>回復</u> している状況																														
4	慢性期 (1～3 か月)	避難生活が長期化しているが、ライフラインがほぼ復旧して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況																														
3-10-1	<p>【主な医療救護活動】 表の見直し 「東京DMATの出場」は「亜急性期」まで矢印を延長 「緊急医療救護所の運営」は「超急性期」まで矢印を延長</p>	<p>【主な医療救護活動】 表の見直し</p>																														
3-10-2 ● □	<p>第1節 初動医療体制 1 医療情報の収集伝達 (1) 市の対策 ア 市医師会、市災害医療コーディネーター<u>及び市災害薬事コーディネーター等とLINEやEMIS等を活用し</u>関係機関と連携して、人的被害、診療所、歯科診療所及び薬局の被災状況や活動状況等を把握し、関係機関で情報収集するとともに圏域内の地域災害医療コーディネーターに対して報告する。 イ <u>緊急医療救護所・医療救護所の設置状況や医療機関の活動状況を地域住民に周知するとともに、医療相談に対応するため、市民に対する相談窓口を設置する。</u> (2) 都の対策 <u>オ 防災行政無線及び広域災害救急医療情報システム等を活用して、医療機関から情報収集を行う。</u></p>	<p>第1節 初動医療体制 1 医療情報の収集伝達 (1) 市の対策 ア 市医師会<u>及び</u>市災害医療コーディネーター等の関係機関と連携して、人的被害、診療所、歯科診療所及び薬局の被災状況や活動状況等を把握し、関係機関で情報収集するとともに圏域内の地域災害医療コーディネーターに対して報告する。 イ 医療救護所の設置状況や医療機関の活動状況を地域住民に周知するとともに、医療相談に対応するため、市民に対する相談窓口を設置する。 (2) 都の対策</p>																														
3-10-2 ●	<p>【医療情報の収集・伝達】 図の修正</p>	<p>【医療情報の収集・伝達】 図の修正</p>																														

頁	新	旧																		
3-10-3 □	<p>(3) 市医師会、<u>市</u>歯科医師会、<u>市</u>薬剤師会の対応 市内の被害状況及び活動状況等を把握し、市へ報告する。</p> <p>2 初動期の医療救護活動 医療救護は、市が<u>緊急医療救護所</u>を設置し、一次的に実施する。都は、市を応援、補完する立場から直轄医療救護班を編成し、市の要請があった場合、及び医療救護の必要があると認めた場合に、都直轄医療救護班を派遣する。</p>	<p>(3) 市医師会、歯科医師会、薬剤師会の対応 市内の被害状況及び活動状況等を把握し、市へ報告する。</p> <p>2 初動期の医療救護活動 医療救護は、市が<u>医療救護所</u>を設置し、一次的に実施する。都は、市を応援、補完する立場から直轄医療救護班を編成し、市の要請があった場合、及び医療救護の必要があると認めた場合に、都直轄医療救護班を派遣する。</p>																		
3-10-4 □	<p>ウ 医療救護所の設置 市は、医療救護活動を実施するために、次の場所に医療救護所を設置する。この場合、市長は医療救護所設置状況について、知事に報告するものとする。</p> <p>(ア) <u>超急性期においては、市が指定した病院敷地内に緊急医療救護所を設置・運営する。</u></p> <p>(イ) 避難所</p> <p>(ウ) 災害現場</p>	<p>ウ 医療救護所の設置 市は、医療救護活動を実施するために、次の場所に医療救護所を設置する。この場合、市長は医療救護所設置状況について、知事に報告するものとする。</p> <p>(ア) 避難所</p> <p>(イ) 災害現場</p> <p>(ウ) 超急性期においては、病院等の近接地等に緊急医療救護所を設置・運営することも考慮する。</p>																		
3-10-4 3-10-5 □	<p>エ 医療救護活動 <u>医療救護班等の活動は、被災直後の超急性期においては、負傷者が多数発生した災害現場等又は負傷者が殺到する病院等の近接地などに設置する緊急医療救護所を中心とし、その後は、避難所等における医療救護所を中心とする。</u></p> <p>また、市長は、市の能力のみで医療救護活動が十分実施できないと判断した場合は、都及び関係機関に応援を要請するものとする。</p> <p>(ア) 医療救護活動の内容 医療救護班等は、派遣された医療救護所において次の活動を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>活 動 の 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">医療救護班</td> <td>1 <u>傷病者に対するトリアージ</u></td> </tr> <tr> <td>2 <u>傷病者に対する応急処置及び医療</u></td> </tr> <tr> <td>3 <u>傷病者の収容医療機関への転送の要否及び転送順位の決定</u></td> </tr> <tr> <td>4 助産救護</td> </tr> <tr> <td>5 死亡の確認と遺体の検案への協力</td> </tr> <tr> <td>6 <u>その他、都と協議の上必要と認められる業務</u></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	活 動 の 内 容	医療救護班	1 <u>傷病者に対するトリアージ</u>	2 <u>傷病者に対する応急処置及び医療</u>	3 <u>傷病者の収容医療機関への転送の要否及び転送順位の決定</u>	4 助産救護	5 死亡の確認と遺体の検案への協力	6 <u>その他、都と協議の上必要と認められる業務</u>	<p>エ 医療救護活動 医療救護班等による医療救護活動は、原則として医療救護所において行うものとする。ただし、やむを得ず医療救護所を設置できない場合は、被災地周辺の医療施設において医療救護活動を実施するものとする。</p> <p>また、市長は、市の能力のみで医療救護活動が十分実施できないと判断した場合は、都及び関係機関に応援を要請するものとする。</p> <p>(ア) 医療救護活動の内容 医療救護班等は、派遣された医療救護所において次の活動を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>活 動 の 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">医療救護班</td> <td>1 傷病者に対する応急処置</td> </tr> <tr> <td>2 <u>災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定</u></td> </tr> <tr> <td>3 <u>転送困難な患者及び避難所等における軽易な患者に対する医療</u></td> </tr> <tr> <td>4 助産救護</td> </tr> <tr> <td>5 死亡の確認</td> </tr> <tr> <td>6 検視、検案に際しての法医学上の協力</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	活 動 の 内 容	医療救護班	1 傷病者に対する応急処置	2 <u>災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定</u>	3 <u>転送困難な患者及び避難所等における軽易な患者に対する医療</u>	4 助産救護	5 死亡の確認	6 検視、検案に際しての法医学上の協力
	名 称	活 動 の 内 容																		
	医療救護班	1 <u>傷病者に対するトリアージ</u>																		
		2 <u>傷病者に対する応急処置及び医療</u>																		
3 <u>傷病者の収容医療機関への転送の要否及び転送順位の決定</u>																				
4 助産救護																				
5 死亡の確認と遺体の検案への協力																				
6 <u>その他、都と協議の上必要と認められる業務</u>																				
名 称	活 動 の 内 容																			
医療救護班	1 傷病者に対する応急処置																			
	2 <u>災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定</u>																			
	3 <u>転送困難な患者及び避難所等における軽易な患者に対する医療</u>																			
	4 助産救護																			
	5 死亡の確認																			
	6 検視、検案に際しての法医学上の協力																			
<table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="4">歯科医療救護班</td> <td>1 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置</td> </tr> <tr> <td>2 災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定</td> </tr> <tr> <td>3 <u>避難所内における転送の困難な患者、軽症患者等に対する歯科治療衛生指導</u></td> </tr> <tr> <td>4 検視、検案に際しての法歯学上の協力</td> </tr> </tbody> </table>	歯科医療救護班	1 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置	2 災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定	3 <u>避難所内における転送の困難な患者、軽症患者等に対する歯科治療衛生指導</u>	4 検視、検案に際しての法歯学上の協力	<table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="4">歯科医療救護班</td> <td>1 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置</td> </tr> <tr> <td>2 災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定</td> </tr> <tr> <td>3 <u>転送困難な患者及び避難所等における軽易な患者に対する歯科医療及び衛生指導</u></td> </tr> <tr> <td>4 検視、検案に際しての法歯学上の協力</td> </tr> </tbody> </table>	歯科医療救護班	1 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置	2 災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定	3 <u>転送困難な患者及び避難所等における軽易な患者に対する歯科医療及び衛生指導</u>	4 検視、検案に際しての法歯学上の協力									
歯科医療救護班		1 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置																		
		2 災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定																		
		3 <u>避難所内における転送の困難な患者、軽症患者等に対する歯科治療衛生指導</u>																		
	4 検視、検案に際しての法歯学上の協力																			
歯科医療救護班	1 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置																			
	2 災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定																			
	3 <u>転送困難な患者及び避難所等における軽易な患者に対する歯科医療及び衛生指導</u>																			
	4 検視、検案に際しての法歯学上の協力																			
<table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="4">薬剤師班</td> <td>1 医療救護所等における傷病者等に対する調剤及び服薬指導</td> </tr> <tr> <td>2 医療救護所及び医薬品の集積所等における医薬品の仕分け、管理<u>及び受発注</u></td> </tr> <tr> <td>3 一般用医薬品を活用した被災者への健康管理支援</td> </tr> <tr> <td>4 避難所の衛生管理・防疫対策への協力</td> </tr> </tbody> </table>	薬剤師班	1 医療救護所等における傷病者等に対する調剤及び服薬指導	2 医療救護所及び医薬品の集積所等における医薬品の仕分け、管理 <u>及び受発注</u>	3 一般用医薬品を活用した被災者への健康管理支援	4 避難所の衛生管理・防疫対策への協力	<table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="4">薬剤師班</td> <td>1 医療救護所等における傷病者等に対する調剤及び服薬指導</td> </tr> <tr> <td>2 医療救護所及び医薬品の集積所等における医薬品の仕分け及び管理</td> </tr> <tr> <td>3 一般用医薬品を活用した被災者への健康管理支援</td> </tr> <tr> <td>4 避難所の衛生管理・防疫対策への協力</td> </tr> </tbody> </table>	薬剤師班	1 医療救護所等における傷病者等に対する調剤及び服薬指導	2 医療救護所及び医薬品の集積所等における医薬品の仕分け及び管理	3 一般用医薬品を活用した被災者への健康管理支援	4 避難所の衛生管理・防疫対策への協力									
薬剤師班		1 医療救護所等における傷病者等に対する調剤及び服薬指導																		
		2 医療救護所及び医薬品の集積所等における医薬品の仕分け、管理 <u>及び受発注</u>																		
		3 一般用医薬品を活用した被災者への健康管理支援																		
	4 避難所の衛生管理・防疫対策への協力																			
薬剤師班	1 医療救護所等における傷病者等に対する調剤及び服薬指導																			
	2 医療救護所及び医薬品の集積所等における医薬品の仕分け及び管理																			
	3 一般用医薬品を活用した被災者への健康管理支援																			
	4 避難所の衛生管理・防疫対策への協力																			

頁	新	旧
3-10-5 ●	<p>(2) 都の対策</p> <p>ア 医療救護に関する総合的な指揮命令及び連絡調整を行う。</p> <p>イ 東京都災害医療コーディネーターの助言を受け、都内全域の医療救護活動を統括・調整する。</p> <p><u>ウ 東京都災害時小児周産期リエゾンの助言を受け、都内全域の小児周産期領域に係る医療救護活動を統括・調整する。</u></p> <p>エ 医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請する。</p> <p>オ 災害発生現場等の多数傷病者に対し救命処置を実施するため、東京DMATを派遣する。</p> <p>カ 市から要請があった場合、又は都において医療救護の必要があると認めた場合は、都が編成する都医療救護班等を派遣する。</p> <p>キ <u>東京都立病院機構</u>のほか、都医師会、日赤東京都支部、災害拠点病院に都医療救護班を、都歯科医師会に都歯科医療救護班を、都薬剤師会に都薬剤師班の派遣をそれぞれ要請し、医療救護所等へ派遣する。</p> <p>ク 医療救護体制が不足する場合には、九都県市相互応援協定等に基づき、応援を要請する。</p> <p>ケ 相互応援協定等に基づく医療救護班や日本DMAT等医療救護チームの要請・受入システムや医療スタッフ等の受入体制を確立し、活動拠点等を確保する。(各二次保健医療圏に係ること)</p> <p>コ 基幹災害拠点病院を含む地域災害拠点中核病院に二次保健医療圏医療対策拠点を設置する。</p> <p>サ 東京都地域災害医療コーディネーターは、<u>東京DMATの支援を受け</u>都職員とともに圏域内の医療救護活動を統括・調整する。</p> <p>シ 東京都地域災害医療コーディネーターは、必要に応じて地域災害医療連携会議を開催し、圏域内の医療救護活動を調整する。</p> <p>ス <u>地域災害時小児周産期リエゾンは、都職員とともに圏域内の小児周産期領域に係る医療救護活動を統括・調整する。</u></p> <p>セ 都保健所は、公衆衛生的見地から地域災害医療コーディネーター及び市を支援する。</p>	<p>(2) 都の対策</p> <p>ア 医療救護に関する総合的な指揮命令及び連絡調整を行う。</p> <p>イ 東京都災害医療コーディネーターの助言を受け、都内全域の医療救護活動を統括・調整する。</p> <p>ウ 医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請する。</p> <p>エ 災害発生現場等の多数傷病者に対し救命処置を実施するため、東京DMATを派遣する。</p> <p>オ 市から要請があった場合、又は都において医療救護の必要があると認めた場合は、都が編成する都医療救護班等を派遣する。</p> <p>カ <u>都病院経営本部</u>のほか、都医師会、日赤東京都支部、災害拠点病院に都医療救護班を、都歯科医師会に都歯科医療救護班を、都薬剤師会に都薬剤師班の派遣をそれぞれ要請し、医療救護所等へ派遣する。</p> <p>キ 医療救護体制が不足する場合には、九都県市相互応援協定等に基づき、応援を要請する。</p> <p>ク 相互応援協定等に基づく医療救護班や日本DMAT等医療救護チームの要請・受入システムや医療スタッフ等の受入体制を確立し、活動拠点等を確保する。(各二次保健医療圏に係ること)</p> <p>ケ 基幹災害拠点病院を含む地域災害拠点中核病院に二次保健医療圏医療対策拠点を設置する。</p> <p>コ 東京都地域災害医療コーディネーターは、都職員とともに圏域内の医療救護活動を統括・調整する。</p> <p>サ 東京都地域災害医療コーディネーターは、必要に応じて地域災害医療連携会議を開催し、圏域内の医療救護活動を調整する。</p> <p>シ 都保健所は、公衆衛生的見地から地域災害医療コーディネーター及び市を支援する。</p>
3-10-6 ●	<p>3 負傷者等の搬送体制</p> <p>(ア) 負傷者等の搬送</p> <p>ウ ヘリコプター <u>(東京都ドクターヘリを含む。)</u>により搬送する。</p> <p><u>【災害時医療救護のながれ】</u></p>	<p>3 負傷者等の搬送体制</p> <p>(ア) 負傷者等の搬送</p> <p>ウ ヘリコプター等により搬送する。</p> <p>新規</p>

頁	新	旧
<p>3-10-6</p> <p>● □</p>	<p>4 保健衛生体制</p> <p><u>被災直後から市民の医療に関する医療相談窓口を設置し、妊産婦や乳児又はメンタル不調者等への市民の健康の維持、管理及び増進に関わる保健衛生対策を迅速かつ円滑に行う。</u></p> <p>(1) 保健活動</p> <p>ア 保健師班の編成</p> <p><u>市は、直ちに庁内保健師班を編成し、医療救護活動拠点に参集する。</u></p> <p>市及び都は、<u>医療救護活動拠点から避難所巡回健康相談等を行う</u>ため、庁内保健師で構成する保健師班を編成して避難所等に派遣する。</p> <p><u>保健師班は、必要時に管理栄養士・歯科衛生士・公認心理士等の職種で編成する。</u></p> <p>イ 保健師班の活動内容</p> <p>保健師班は、次の活動を行う。</p> <p>(ア) 避難所における健康相談</p> <p>(イ) 地域における巡回健康相談</p> <p>(ウ) その他必要な保健活動</p> <p><u>ウ 派遣要請</u></p> <p>(ア) <u>市単独では対応が困難な場合は、都に応援要請を行うほか、各区市町村が独自に他道府県市等と結ぶ応援協定に基づき、保健活動班の派遣を要請する。</u></p> <p>(イ) <u>派遣職員の受入れ及び搬送体制の確立、並びに活動拠点を医療救護活動拠点に確保する。</u></p>	<p>保健衛生体制</p> <p><u>避難所等における健康の維持、管理及び増進に関わる保健衛生対策を迅速かつ円滑に行う。</u></p> <p>(1) 保健活動</p> <p>ア 保健師班の編成</p> <p>市及び都は、<u>巡回健康相談等を行う</u>ため、庁内保健師と都保健師で構成する保健師班を編成して避難所等に派遣する。</p> <p>イ 保健師班の活動内容</p> <p>保健師班は、次の活動を行う。</p> <p>(ア) 避難所における健康相談</p> <p>(イ) 地域における巡回健康相談</p> <p>(ウ) その他必要な保健活動</p>

頁	新	旧
3-10-7 <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<p>(2) <u>メンタルヘルスケア</u></p> <p>被災のショックや長期にわたる避難生活などのストレスは、心身の健康に大きな影響を及ぼす。そのため、被災住民に対するメンタルヘルスケアを実施する必要がある。</p> <p><u>このため、都は、避難所等での精神疾患の急性増悪者等への対応として、東京都災害派遣精神医療チーム（以下「東京DPAT」という。）による精神医療体制を展開している。都は、被災状況に応じて、市の要請に基づき、避難所等での精神疾患の急性増悪者等への対応等を行うため、東京DPAT及び他県DPATを派遣し、災害派遣医療チーム・保健師チーム等と連携により支援を行う。</u></p> <p><u>東京DPAT及び他県DPATは、市の災害医療コーディネーターの助言の下、避難所等での保健師チーム等との連携により、精神保健相談、精神保健に関する普及啓発等の活動を実施するとともに、市で活動する支援者に対して、支援者の心身の健康を維持できるように助言等を行う。</u></p> <p>市は、都の対策と連携し、東京DPAT等に地域の福祉関係者を加えるなど、避難所でのメンタルヘルスケアにあたる。</p>	<p>(2) <u>メンタルケア</u></p> <p>被災のショックや長期にわたる避難生活などのストレスは、心身の健康に大きな影響を及ぼす。被災後の混乱状況下においては、被災住民に適切なメンタルケアを提供し、精神障害者・精神疾患患者には必要な医療を確保し被災前と変わらない生活ができるよう支援する必要がある。</p> <p>このため、都は、精神障害者・精神疾患患者への対応として民間精神病院等関係機関と協力し、東京都災害派遣精神医療チーム（以下「東京DPAT」という。）による精神医療体制を展開している。</p> <p>東京DPATは、被災住民の心的外傷後ストレス障害（PTSD）も視野に据えたメンタルケア体制整備を図り、区市町村の活動を精神保健医療の観点から都保健所等と連携しバックアップする。</p> <p>市は、これら都の対策と連携し、東京DPATに地域の福祉関係者を加えるなど、避難所でのメンタルケアにあたる。</p> <p>なお、メンタルケアは、長期的な支援が必要とされることから、地域において長期的な支援ができる体制づくりを確保していく。</p> <p>ア 精神疾患患者対策</p> <p>(ア) 入院患者対策</p> <p>被災を免れた地域への転院を図る。</p> <p>(イ) 通院患者対策</p> <p>市は、東京DPATの協力を得て対応にあたる。</p> <p>(ウ) 措置患者対策</p> <p>措置患者の緊急受入れを一時的に都立病院で行う。</p> <p>イ メンタルヘルスケア対策</p> <p>(ア) 東京DPATの編成</p> <p>東京DPATを編成し、市と協力の下、避難所での巡回相談を行う。</p> <p>(イ) 情報提供及び電話相談</p> <p>都全体の精神保健福祉に関する情報の提供や電話相談窓口等を設置する。</p>
3-10-10 <input type="checkbox"/>	<p>第2節 医薬品・医療資器材の供給</p> <p>1 市の対策</p> <p>(1) 市薬剤師会と連携して、<u>緊急医療救護所や避難所等の医療救護所</u>への医薬品等の供給拠点となる「<u>災害薬事センター</u>」を発災後すみやかに設置する。</p>	<p>第2節 医薬品・医療資器材の供給</p> <p>1 市の対策</p> <p>(1) 市薬剤師会と連携して、<u>医療救護所や避難所等</u>への医薬品等の供給拠点となる「<u>災害薬事センター（旧称：医薬品ストックセンター）</u>」を発災後すみやかに設置する。</p>
3-10-13 <input checked="" type="checkbox"/>	<p>第4節 行方不明者の捜索、遺体の検視・検案・身元確認等</p> <p>行方不明者の捜索、遺体の検視・検案には、多くの遺体を一時的に安置する場所が必要となるため、市は都や関係機関と連携して遺体収容所を開設し、火葬手続を迅速に実施する。</p>	<p>第4節 行方不明者の捜索、遺体の検視・検案・身元確認等</p> <p>行方不明者の捜索、遺体の検視・検案には、多くの遺体を一時的に安置する場所が必要となるため、市は都や関係機関と連携して遺体収容所の確保等を図り、火葬手続を迅速に実施する。</p>
3-10-13	<p>【遺体取扱いの流れ】</p> <p>医療機関（医療救護所）</p>	<p>【遺体取扱いの流れ】</p> <p>医療機関（医療救互助）</p>

頁	新	旧								
3-10-14 □	<p>1 遺体の捜索</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭島警察署</td> <td> <p>1 自衛隊、自主防災組織等（ボランティアを含む。）と連携協力し、行方不明者等の救助・救出に万全を期すとともに、救助・救出活動に伴い、発見・収容した遺体に関し、適正な処理を行う。</p> <p>2 市が実施する遺体の捜索・収容に協力する。</p> <p>3 警察署長は、行方不明者発見のための活動、発見時の措置等を適切に実施し、実態把握に努めるとともに、多数の行方不明者が生じた場合は行方不明者捜索班を編制し、捜索活動及び安否確認作業を行う。</p> <p><u>4 削除</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	活動内容	昭島警察署	<p>1 自衛隊、自主防災組織等（ボランティアを含む。）と連携協力し、行方不明者等の救助・救出に万全を期すとともに、救助・救出活動に伴い、発見・収容した遺体に関し、適正な処理を行う。</p> <p>2 市が実施する遺体の捜索・収容に協力する。</p> <p>3 警察署長は、行方不明者発見のための活動、発見時の措置等を適切に実施し、実態把握に努めるとともに、多数の行方不明者が生じた場合は行方不明者捜索班を編制し、捜索活動及び安否確認作業を行う。</p> <p><u>4 削除</u></p>	<p>1 遺体の捜索</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭島警察署</td> <td> <p>1 自衛隊、自主防災組織等（ボランティアを含む。）と連携協力し、行方不明者等の救助・救出に万全を期すとともに、救助・救出活動に伴い、発見・収容した遺体に関し、適正な処理を行う。</p> <p>2 市が実施する遺体の捜索・収容に協力する。</p> <p>3 警察署長は、行方不明者発見のための活動、発見時の措置等を適切に実施し、実態把握に努めるとともに、多数の行方不明者が生じた場合は行方不明者捜索班を編制し、捜索活動及び安否確認作業を行う。</p> <p><u>4 身元不明者については、人相・所持品・着衣・特徴等を写真撮影するとともに、遺品を保存し身元の確認に努める。</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	活動内容	昭島警察署	<p>1 自衛隊、自主防災組織等（ボランティアを含む。）と連携協力し、行方不明者等の救助・救出に万全を期すとともに、救助・救出活動に伴い、発見・収容した遺体に関し、適正な処理を行う。</p> <p>2 市が実施する遺体の捜索・収容に協力する。</p> <p>3 警察署長は、行方不明者発見のための活動、発見時の措置等を適切に実施し、実態把握に努めるとともに、多数の行方不明者が生じた場合は行方不明者捜索班を編制し、捜索活動及び安否確認作業を行う。</p> <p><u>4 身元不明者については、人相・所持品・着衣・特徴等を写真撮影するとともに、遺品を保存し身元の確認に努める。</u></p>
機関名	活動内容									
昭島警察署	<p>1 自衛隊、自主防災組織等（ボランティアを含む。）と連携協力し、行方不明者等の救助・救出に万全を期すとともに、救助・救出活動に伴い、発見・収容した遺体に関し、適正な処理を行う。</p> <p>2 市が実施する遺体の捜索・収容に協力する。</p> <p>3 警察署長は、行方不明者発見のための活動、発見時の措置等を適切に実施し、実態把握に努めるとともに、多数の行方不明者が生じた場合は行方不明者捜索班を編制し、捜索活動及び安否確認作業を行う。</p> <p><u>4 削除</u></p>									
機関名	活動内容									
昭島警察署	<p>1 自衛隊、自主防災組織等（ボランティアを含む。）と連携協力し、行方不明者等の救助・救出に万全を期すとともに、救助・救出活動に伴い、発見・収容した遺体に関し、適正な処理を行う。</p> <p>2 市が実施する遺体の捜索・収容に協力する。</p> <p>3 警察署長は、行方不明者発見のための活動、発見時の措置等を適切に実施し、実態把握に努めるとともに、多数の行方不明者が生じた場合は行方不明者捜索班を編制し、捜索活動及び安否確認作業を行う。</p> <p><u>4 身元不明者については、人相・所持品・着衣・特徴等を写真撮影するとともに、遺品を保存し身元の確認に努める。</u></p>									
3-10-16 ●	<p>カ 国庫負担の対象となる費用の限度</p> <p>(ア) 遺体の一時保存のための費用は次のとおりとする。</p> <p>a 既存建物を利用する場合、借上費は通常の実費とする。</p> <p>b 既存建物を利用できない場合、一体あたり<u>5,500</u>円以内とする。</p> <p>(イ) 遺体の洗浄・縫合・消毒の処置等のための費用は、遺体一体あたり<u>3,500</u>円以内とする。</p>	<p>カ 国庫負担の対象となる費用の限度</p> <p>(ア) 遺体の一時保存のための費用は次のとおりとする。</p> <p>a 既存建物を利用する場合、借上費は通常の実費とする。</p> <p>b 既存建物を利用できない場合、一体あたり<u>5,000</u>円以内とする。</p> <p>(イ) 遺体の洗浄・縫合・消毒の処置等のための費用は、遺体一体あたり<u>5,000</u>円以内とする。</p>								
3-10-17 □	<p>5 検視・検案・身元確認等</p> <p>(2) 検視・検案に関する機関別活動内容</p> <p>検視・検案に関する機関別の活動内容は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭島警察署</td> <td> <p><u>1 遺体収容所において、遺体の受付、検視、所持品等からの身元確認等を行う。</u></p> <p><u>2 検視班は、法令及び警視庁の内規に基づき、遺体の検視及び身元確認に必要な資料の採取等を行う。</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	活動内容	昭島警察署	<p><u>1 遺体収容所において、遺体の受付、検視、所持品等からの身元確認等を行う。</u></p> <p><u>2 検視班は、法令及び警視庁の内規に基づき、遺体の検視及び身元確認に必要な資料の採取等を行う。</u></p>	<p>5 検視・検案・身元確認等</p> <p>(2) 検視・検案に関する機関別活動内容</p> <p>検視・検案に関する機関別の活動内容は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭島警察署</td> <td> <p><u>1 警察署長は、検視班等を編成し、遺体収容所に派遣する。</u></p> <p><u>2 警察署長は、検案医師到着後、速やかに身元判明死体から検案を実施させる。</u></p> <p><u>3 検視班は、検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）及び死体取扱規則（平成25年国家公安委員会規則第4号）並びに「多数死体取扱要綱」等に基づき、遺体の検視及びこれに必要な措置を講ずる。</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	活動内容	昭島警察署	<p><u>1 警察署長は、検視班等を編成し、遺体収容所に派遣する。</u></p> <p><u>2 警察署長は、検案医師到着後、速やかに身元判明死体から検案を実施させる。</u></p> <p><u>3 検視班は、検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）及び死体取扱規則（平成25年国家公安委員会規則第4号）並びに「多数死体取扱要綱」等に基づき、遺体の検視及びこれに必要な措置を講ずる。</u></p>
機関名	活動内容									
昭島警察署	<p><u>1 遺体収容所において、遺体の受付、検視、所持品等からの身元確認等を行う。</u></p> <p><u>2 検視班は、法令及び警視庁の内規に基づき、遺体の検視及び身元確認に必要な資料の採取等を行う。</u></p>									
機関名	活動内容									
昭島警察署	<p><u>1 警察署長は、検視班等を編成し、遺体収容所に派遣する。</u></p> <p><u>2 警察署長は、検案医師到着後、速やかに身元判明死体から検案を実施させる。</u></p> <p><u>3 検視班は、検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）及び死体取扱規則（平成25年国家公安委員会規則第4号）並びに「多数死体取扱要綱」等に基づき、遺体の検視及びこれに必要な措置を講ずる。</u></p>									
3-10-19 □	<p>(8) 遺体の身元確認</p> <p>身元確認に関する機関別活動内容は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭島警察署</td> <td> <p>1 「身元確認班」は、<u>行方不明者と身元不明者の照合、DNA型鑑定等の身元調査を行う。</u></p> <p>2 身元が判明したときは、着衣・所持金品と共に「遺体引渡班」に引き継ぐ。</p> <p>3 概ね2日間身元確認調査を行っても身元が判明しない場合は、所持金品とともに遺体を市に引き継ぐ。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	活動内容	昭島警察署	<p>1 「身元確認班」は、<u>行方不明者と身元不明者の照合、DNA型鑑定等の身元調査を行う。</u></p> <p>2 身元が判明したときは、着衣・所持金品と共に「遺体引渡班」に引き継ぐ。</p> <p>3 概ね2日間身元確認調査を行っても身元が判明しない場合は、所持金品とともに遺体を市に引き継ぐ。</p>	<p>(8) 遺体の身元確認</p> <p>身元確認に関する機関別活動内容は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭島警察署</td> <td> <p>1 「身元確認班」は、<u>DNA 採取用器具等を活用し、効率的な証拠採取に努める。</u></p> <p>2 身元が判明したときは、着衣・所持金品と共に「遺体引渡班」に引き継ぐ。</p> <p>3 概ね2日間身元確認調査を行っても身元が判明しない場合は、所持金品とともに遺体を市に引き継ぐ。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	活動内容	昭島警察署	<p>1 「身元確認班」は、<u>DNA 採取用器具等を活用し、効率的な証拠採取に努める。</u></p> <p>2 身元が判明したときは、着衣・所持金品と共に「遺体引渡班」に引き継ぐ。</p> <p>3 概ね2日間身元確認調査を行っても身元が判明しない場合は、所持金品とともに遺体を市に引き継ぐ。</p>
機関名	活動内容									
昭島警察署	<p>1 「身元確認班」は、<u>行方不明者と身元不明者の照合、DNA型鑑定等の身元調査を行う。</u></p> <p>2 身元が判明したときは、着衣・所持金品と共に「遺体引渡班」に引き継ぐ。</p> <p>3 概ね2日間身元確認調査を行っても身元が判明しない場合は、所持金品とともに遺体を市に引き継ぐ。</p>									
機関名	活動内容									
昭島警察署	<p>1 「身元確認班」は、<u>DNA 採取用器具等を活用し、効率的な証拠採取に努める。</u></p> <p>2 身元が判明したときは、着衣・所持金品と共に「遺体引渡班」に引き継ぐ。</p> <p>3 概ね2日間身元確認調査を行っても身元が判明しない場合は、所持金品とともに遺体を市に引き継ぐ。</p>									

頁	新	旧								
3-10-20	<p>第5節 復旧対策</p> <p>震災時には、ライフラインの寸断やトイレの不足、避難生活の長期化などにより生活環境が悪化し、感染症の発生が想定される。</p> <p>市は、家屋内外の消毒を実施するとともに、感染症の発生、まん延を防止するため、各種検査、予防措置及び応急措置を行う。</p>	<p>第5節 復旧対策</p> <p>震災時には、<u>水道等</u>のライフラインの寸断やトイレの不足、避難生活の長期化などにより生活環境が悪化し、感染症の発生が想定される。</p> <p>市は、家屋内外の消毒を実施するとともに、感染症の発生、まん延を防止するため、各種検査、予防措置及び応急措置を行う。</p>								
3-11-1 ●	<p>第11章 公共施設等の応急・復旧対策</p> <p>道路、<u>橋梁</u>、河川、鉄道その他の公共施設等は、道路交通など都市活動を営む上できわめて重要な役割を担っている。特に地震時に損壊した場合は、消火や救急救助及びその他の応急活動等に重大な支障を及ぼすため、これら公共施設等が被災した場合は、速やかに応急・復旧措置を講ずる必要がある。</p>	<p>第11章 公共施設等の応急・復旧対策</p> <p>道路、<u>橋りょう</u>、河川、鉄道その他の公共施設等は、道路交通など都市活動を営む上できわめて重要な役割を担っている。特に地震時に損壊した場合は、消火や救急救助及びその他の応急活動等に重大な支障を及ぼすため、これら公共施設等が被災した場合は、速やかに応急・復旧措置を講ずる必要がある。</p>								
3-11-2 ●	<p>第2節 社会公共施設等の応急・復旧対策</p> <p>2 社会公共施設等の応急・復旧対策</p> <p>(1) 病院等</p> <p>患者収容施設の特異性から、施設ごとにあらかじめ作成した<u>事業継続計画（BCP）等</u>に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。</p> <p>特に施設長は、医療資器材、通信手段の確保等に努めるなど、状況に応じて臨機に必要な措置をとるなど万全を期するものとする。</p>	<p>第2節 社会公共施設等の応急・復旧対策</p> <p>2 社会公共施設等の応急・復旧対策</p> <p>(1) 病院等</p> <p>患者収容施設の特異性から、施設ごとにあらかじめ作成した<u>計画</u>に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。</p> <p>特に施設長は、医療資器材、通信手段の確保等に努めるなど、状況に応じて臨機に必要な措置をとるなど万全を期するものとする。</p>								
3-11-3 ●	<p>(3) 学校施設</p> <p>ア 応急対策</p> <p>(ア) 児童・生徒等の安全確保を図るため、<u>各学校の避難に関する計画</u>に基づいて行動する。</p> <p>イ 復旧対策</p> <p>市教育委員会は、公立学校の施設が甚大な被害を受け、教育活動ができないと判断した場合には、<u>校長</u>及び都教育委員会と協力し、授業再開計画等を作成する。</p>	<p>(3) 学校施設</p> <p>ア 応急対策</p> <p>(ア) 児童・生徒等の安全確保を図るため、<u>避難計画を作成し、この計画</u>に基づいて行動する。</p> <p>イ 復旧対策</p> <p>市教育委員会は、公立学校の施設が甚大な被害を受け、教育活動ができないと判断した場合には、<u>学校長</u>及び都教育委員会と協力し、授業再開計画等を作成する。</p>								
3-11-4 ●	<p>第3節 急傾斜地等の応急・復旧対策</p> <p>1 急傾斜地等の応急対策</p> <p>(1) 応急対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都</td> <td>1 <u>保全地域（都有地）</u>の急傾斜地崩壊防止施設（法面保護工、落石防護柵等）の被害状況を把握し、施設の応急対策を実施し復旧に努める。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対策内容	都	1 <u>保全地域（都有地）</u> の急傾斜地崩壊防止施設（法面保護工、落石防護柵等）の被害状況を把握し、施設の応急対策を実施し復旧に努める。	<p>第3節 急傾斜地等の応急・復旧対策</p> <p>1 急傾斜地等の応急対策</p> <p>(1) 応急対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都</td> <td>1 急傾斜地崩壊防止施設（法面保護工、落石防護柵等）の被害状況を把握し、施設の応急対策を実施し復旧に努める。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対策内容	都	1 急傾斜地崩壊防止施設（法面保護工、落石防護柵等）の被害状況を把握し、施設の応急対策を実施し復旧に努める。
機関名	対策内容									
都	1 <u>保全地域（都有地）</u> の急傾斜地崩壊防止施設（法面保護工、落石防護柵等）の被害状況を把握し、施設の応急対策を実施し復旧に努める。									
機関名	対策内容									
都	1 急傾斜地崩壊防止施設（法面保護工、落石防護柵等）の被害状況を把握し、施設の応急対策を実施し復旧に努める。									
	<p>第12章 交通施設・ライフライン施設等の応急・復旧対策</p> <p>震災時における、交通施設の確保は、人命救助や消火活動、物資輸送を行う上で重要である。また、<u>上水道、下水道</u>、電気、ガス、通信施設等のライフライン施設は、市民の生活の安定化を図るため、早期に復旧する必要がある。</p>	<p>第12章 交通施設・ライフライン施設等の応急・復旧対策</p> <p>震災時における、交通施設の確保は、人命救助や消火活動、物資輸送を行う上で重要である。また、<u>上下水道</u>、電気、ガス、通信施設等のライフライン施設は、市民の生活の安定化を図るため、早期に復旧する必要がある。</p>								

頁	新	旧
3-12-1 ●	第1節 道路交通規制 1 大地震（震度6弱以上）が発生した場合の交通規制 (1) 第一次交通規制	第1節 道路交通規制 1 大地震（震度6弱以上）が発生した場合の交通規制 (1) 第一次交通規制
	首都高速道路・東京高速道路株式会社線・自動車専用道路・高速自動車国道	首都高速道路・東京高速道路株式会社線・高速自動車国道・自動車専用道路
	国道4号（日光街道 ほか ）	国道17号 ほか （白山通り ほか ）
	国道20号（甲州街道 ほか ）	国道246号（青山通り ほか ）
	都道8号 ほか （目白通り）	都道405号 ほか （外堀通り ほか ）
<u>都道8号（新目白通り）</u>		
<u>新規</u>		

頁	新	旧																																																																																																																												
3-12-2 ●	<p>(2) 第二次交通規制</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;"><u>国道1号</u> (永代通り)</td> <td style="width: 25%; text-align: center;"><u>国道6号</u> (水戸街道ほか)</td> <td style="width: 25%; text-align: center;"><u>国道14号</u> (京葉道路)</td> <td style="width: 25%; text-align: center;"><u>国道15号</u> (第一京浜ほか)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>国道1号</u> (第二京浜ほか)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>国道17号</u> (新大宮バイパス)</td> <td style="text-align: center;"><u>国道122号</u> (北本通りほか)</td> <td style="text-align: center;"><u>国道254号</u> (川越街道ほか)</td> <td style="text-align: center;"><u>国道357号</u> (湾岸道路)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>都道2号</u> (中原街道)</td> <td style="text-align: center;"><u>都道4号ほか</u> (青梅街道ほか)</td> <td style="text-align: center;"><u>都道7号ほか</u> (井の頭通りほか)</td> <td style="text-align: center;"><u>都道312号</u> (目黒通り)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>都道7号</u> (睦橋通り)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>都道315号ほか</u> (蔵前橋通りほか)</td> <td style="text-align: center;"><u>国道16号</u> (東京環状ほか)</td> <td style="text-align: center;"><u>国道20号</u> (日野バイパスほか)</td> <td style="text-align: center;"><u>国道139号</u> (旧青梅街道)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>国道16号</u> (東京環状)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>国道16号</u> (大和バイパスほか)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>国道246号</u> (大和厚木バイパス)</td> <td style="text-align: center;"><u>都道9号</u> (稲城大橋通りほか)</td> <td style="text-align: center;"><u>都道14号</u> (東八道路)</td> <td style="text-align: center;"><u>都道15号ほか</u> (小金井街道)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>都道17号ほか</u> (府中街道ほか)</td> <td style="text-align: center;"><u>都道18号ほか</u> (鎌倉街道ほか)</td> <td style="text-align: center;"><u>都道20号ほか</u> (川崎街道)</td> <td style="text-align: center;"><u>都道29号ほか</u> (新奥多摩街道ほか)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>都道43号ほか</u> (芋窪街道ほか)</td> <td style="text-align: center;"><u>都道47号ほか</u> (町田街道)</td> <td style="text-align: center;"><u>都道51号</u> (町田厚木線)</td> <td style="text-align: center;"><u>都道59号</u> (八王子武蔵村山線)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>都道121号</u> (三鷹通り)</td> <td style="text-align: center;"><u>都道153号ほか</u> (中央南北線ほか)</td> <td style="text-align: center;"><u>都道158号</u> (多摩ニュータウン通り)</td> <td style="text-align: center;"><u>都道169号ほか</u> (新滝山街道ほか)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>都道173号</u> (北野街道)</td> <td style="text-align: center;"><u>都道248号ほか</u> (新小金井街道)</td> <td style="text-align: center;"><u>都道256号</u> (甲州街道)</td> <td></td> </tr> </table>	<u>国道1号</u> (永代通り)	<u>国道6号</u> (水戸街道ほか)	<u>国道14号</u> (京葉道路)	<u>国道15号</u> (第一京浜ほか)	<u>国道1号</u> (第二京浜ほか)				<u>国道17号</u> (新大宮バイパス)	<u>国道122号</u> (北本通りほか)	<u>国道254号</u> (川越街道ほか)	<u>国道357号</u> (湾岸道路)	<u>都道2号</u> (中原街道)	<u>都道4号ほか</u> (青梅街道ほか)	<u>都道7号ほか</u> (井の頭通りほか)	<u>都道312号</u> (目黒通り)			<u>都道7号</u> (睦橋通り)		<u>都道315号ほか</u> (蔵前橋通りほか)	<u>国道16号</u> (東京環状ほか)	<u>国道20号</u> (日野バイパスほか)	<u>国道139号</u> (旧青梅街道)		<u>国道16号</u> (東京環状)				<u>国道16号</u> (大和バイパスほか)			<u>国道246号</u> (大和厚木バイパス)	<u>都道9号</u> (稲城大橋通りほか)	<u>都道14号</u> (東八道路)	<u>都道15号ほか</u> (小金井街道)	<u>都道17号ほか</u> (府中街道ほか)	<u>都道18号ほか</u> (鎌倉街道ほか)	<u>都道20号ほか</u> (川崎街道)	<u>都道29号ほか</u> (新奥多摩街道ほか)	<u>都道43号ほか</u> (芋窪街道ほか)	<u>都道47号ほか</u> (町田街道)	<u>都道51号</u> (町田厚木線)	<u>都道59号</u> (八王子武蔵村山線)	<u>都道121号</u> (三鷹通り)	<u>都道153号ほか</u> (中央南北線ほか)	<u>都道158号</u> (多摩ニュータウン通り)	<u>都道169号ほか</u> (新滝山街道ほか)	<u>都道173号</u> (北野街道)	<u>都道248号ほか</u> (新小金井街道)	<u>都道256号</u> (甲州街道)		<p>(2) 第二次交通規制</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;"><u>1</u></td> <td style="width: 20%; text-align: center;"><u>第一京浜</u></td> <td style="width: 5%; text-align: center;"><u>2</u></td> <td style="width: 20%; text-align: center;"><u>第二京浜</u></td> <td style="width: 5%; text-align: center;"><u>3</u></td> <td style="width: 20%; text-align: center;"><u>水戸街道</u></td> <td style="width: 5%; text-align: center;"><u>4</u></td> <td style="width: 20%; text-align: center;"><u>京葉道路</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>5</u></td> <td style="text-align: center;"><u>新大宮バイパス</u></td> <td style="text-align: center;"><u>6</u></td> <td style="text-align: center;"><u>北本通り</u></td> <td style="text-align: center;"><u>7</u></td> <td style="text-align: center;"><u>川越街道</u></td> <td style="text-align: center;"><u>8</u></td> <td style="text-align: center;"><u>湾岸道路</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>9</u></td> <td style="text-align: center;"><u>中原街道</u></td> <td style="text-align: center;"><u>10</u></td> <td style="text-align: center;"><u>青梅・新青梅街道</u></td> <td style="text-align: center;"><u>11</u></td> <td style="text-align: center;"><u>井の頭・五日市街道</u></td> <td style="text-align: center;"><u>12</u></td> <td style="text-align: center;"><u>目黒通り</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>13</u></td> <td style="text-align: center;"><u>蔵前橋通り</u></td> <td style="text-align: center;"><u>14</u></td> <td style="text-align: center;"><u>国道16号</u></td> <td style="text-align: center;"><u>15</u></td> <td style="text-align: center;"><u>日野バイパス</u></td> <td style="text-align: center;"><u>16</u></td> <td style="text-align: center;"><u>旧青梅街道</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>17</u></td> <td style="text-align: center;"><u>大和厚木バイパス</u></td> <td style="text-align: center;"><u>18</u></td> <td style="text-align: center;"><u>稲木大橋通り</u></td> <td style="text-align: center;"><u>19</u></td> <td style="text-align: center;"><u>東八道路</u></td> <td style="text-align: center;"><u>20</u></td> <td style="text-align: center;"><u>小金井街道</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>21</u></td> <td style="text-align: center;"><u>府中街道・志木街道</u></td> <td style="text-align: center;"><u>22</u></td> <td style="text-align: center;"><u>鎌倉街道</u></td> <td style="text-align: center;"><u>23</u></td> <td style="text-align: center;"><u>川崎街道</u></td> <td style="text-align: center;"><u>24</u></td> <td style="text-align: center;"><u>新奥多摩街道</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>25</u></td> <td style="text-align: center;"><u>芋窪街道</u></td> <td style="text-align: center;"><u>26</u></td> <td style="text-align: center;"><u>町田街道</u></td> <td style="text-align: center;"><u>27</u></td> <td style="text-align: center;"><u>町田厚木線</u></td> <td style="text-align: center;"><u>28</u></td> <td style="text-align: center;"><u>八王子武蔵村山線</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>29</u></td> <td style="text-align: center;"><u>三鷹通り</u></td> <td style="text-align: center;"><u>30</u></td> <td style="text-align: center;"><u>中央南北線</u></td> <td style="text-align: center;"><u>31</u></td> <td style="text-align: center;"><u>多摩ニュータウン</u></td> <td style="text-align: center;"><u>32</u></td> <td style="text-align: center;"><u>新滝山・滝山</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>33</u></td> <td style="text-align: center;"><u>北野街道</u></td> <td style="text-align: center;"><u>34</u></td> <td style="text-align: center;"><u>小金井街道</u></td> <td style="text-align: center;"><u>35</u></td> <td style="text-align: center;"><u>小作北通り</u></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	<u>1</u>	<u>第一京浜</u>	<u>2</u>	<u>第二京浜</u>	<u>3</u>	<u>水戸街道</u>	<u>4</u>	<u>京葉道路</u>	<u>5</u>	<u>新大宮バイパス</u>	<u>6</u>	<u>北本通り</u>	<u>7</u>	<u>川越街道</u>	<u>8</u>	<u>湾岸道路</u>	<u>9</u>	<u>中原街道</u>	<u>10</u>	<u>青梅・新青梅街道</u>	<u>11</u>	<u>井の頭・五日市街道</u>	<u>12</u>	<u>目黒通り</u>	<u>13</u>	<u>蔵前橋通り</u>	<u>14</u>	<u>国道16号</u>	<u>15</u>	<u>日野バイパス</u>	<u>16</u>	<u>旧青梅街道</u>	<u>17</u>	<u>大和厚木バイパス</u>	<u>18</u>	<u>稲木大橋通り</u>	<u>19</u>	<u>東八道路</u>	<u>20</u>	<u>小金井街道</u>	<u>21</u>	<u>府中街道・志木街道</u>	<u>22</u>	<u>鎌倉街道</u>	<u>23</u>	<u>川崎街道</u>	<u>24</u>	<u>新奥多摩街道</u>	<u>25</u>	<u>芋窪街道</u>	<u>26</u>	<u>町田街道</u>	<u>27</u>	<u>町田厚木線</u>	<u>28</u>	<u>八王子武蔵村山線</u>	<u>29</u>	<u>三鷹通り</u>	<u>30</u>	<u>中央南北線</u>	<u>31</u>	<u>多摩ニュータウン</u>	<u>32</u>	<u>新滝山・滝山</u>	<u>33</u>	<u>北野街道</u>	<u>34</u>	<u>小金井街道</u>	<u>35</u>	<u>小作北通り</u>		
<u>国道1号</u> (永代通り)	<u>国道6号</u> (水戸街道ほか)	<u>国道14号</u> (京葉道路)	<u>国道15号</u> (第一京浜ほか)																																																																																																																											
<u>国道1号</u> (第二京浜ほか)																																																																																																																														
<u>国道17号</u> (新大宮バイパス)	<u>国道122号</u> (北本通りほか)	<u>国道254号</u> (川越街道ほか)	<u>国道357号</u> (湾岸道路)																																																																																																																											
<u>都道2号</u> (中原街道)	<u>都道4号ほか</u> (青梅街道ほか)	<u>都道7号ほか</u> (井の頭通りほか)	<u>都道312号</u> (目黒通り)																																																																																																																											
		<u>都道7号</u> (睦橋通り)																																																																																																																												
<u>都道315号ほか</u> (蔵前橋通りほか)	<u>国道16号</u> (東京環状ほか)	<u>国道20号</u> (日野バイパスほか)	<u>国道139号</u> (旧青梅街道)																																																																																																																											
	<u>国道16号</u> (東京環状)																																																																																																																													
	<u>国道16号</u> (大和バイパスほか)																																																																																																																													
<u>国道246号</u> (大和厚木バイパス)	<u>都道9号</u> (稲城大橋通りほか)	<u>都道14号</u> (東八道路)	<u>都道15号ほか</u> (小金井街道)																																																																																																																											
<u>都道17号ほか</u> (府中街道ほか)	<u>都道18号ほか</u> (鎌倉街道ほか)	<u>都道20号ほか</u> (川崎街道)	<u>都道29号ほか</u> (新奥多摩街道ほか)																																																																																																																											
<u>都道43号ほか</u> (芋窪街道ほか)	<u>都道47号ほか</u> (町田街道)	<u>都道51号</u> (町田厚木線)	<u>都道59号</u> (八王子武蔵村山線)																																																																																																																											
<u>都道121号</u> (三鷹通り)	<u>都道153号ほか</u> (中央南北線ほか)	<u>都道158号</u> (多摩ニュータウン通り)	<u>都道169号ほか</u> (新滝山街道ほか)																																																																																																																											
<u>都道173号</u> (北野街道)	<u>都道248号ほか</u> (新小金井街道)	<u>都道256号</u> (甲州街道)																																																																																																																												
<u>1</u>	<u>第一京浜</u>	<u>2</u>	<u>第二京浜</u>	<u>3</u>	<u>水戸街道</u>	<u>4</u>	<u>京葉道路</u>																																																																																																																							
<u>5</u>	<u>新大宮バイパス</u>	<u>6</u>	<u>北本通り</u>	<u>7</u>	<u>川越街道</u>	<u>8</u>	<u>湾岸道路</u>																																																																																																																							
<u>9</u>	<u>中原街道</u>	<u>10</u>	<u>青梅・新青梅街道</u>	<u>11</u>	<u>井の頭・五日市街道</u>	<u>12</u>	<u>目黒通り</u>																																																																																																																							
<u>13</u>	<u>蔵前橋通り</u>	<u>14</u>	<u>国道16号</u>	<u>15</u>	<u>日野バイパス</u>	<u>16</u>	<u>旧青梅街道</u>																																																																																																																							
<u>17</u>	<u>大和厚木バイパス</u>	<u>18</u>	<u>稲木大橋通り</u>	<u>19</u>	<u>東八道路</u>	<u>20</u>	<u>小金井街道</u>																																																																																																																							
<u>21</u>	<u>府中街道・志木街道</u>	<u>22</u>	<u>鎌倉街道</u>	<u>23</u>	<u>川崎街道</u>	<u>24</u>	<u>新奥多摩街道</u>																																																																																																																							
<u>25</u>	<u>芋窪街道</u>	<u>26</u>	<u>町田街道</u>	<u>27</u>	<u>町田厚木線</u>	<u>28</u>	<u>八王子武蔵村山線</u>																																																																																																																							
<u>29</u>	<u>三鷹通り</u>	<u>30</u>	<u>中央南北線</u>	<u>31</u>	<u>多摩ニュータウン</u>	<u>32</u>	<u>新滝山・滝山</u>																																																																																																																							
<u>33</u>	<u>北野街道</u>	<u>34</u>	<u>小金井街道</u>	<u>35</u>	<u>小作北通り</u>																																																																																																																									
3-12-2 □	<p>2 震度5強の地震が発生した場合の交通規制</p> <p>震度5強の地震が発生した場合は、都内における帰宅困難者の滞留状況、交通渋滞の発生状況を把握し、必要に応じて大地震発生時の第一次交通規制に順次、次の規制を実施する。</p> <p>(1) 環状七号線から都心へ流入する一般車両の通行を禁止する。</p> <p>(2) 環状八号線から都心へ流入する一般車両の通行を抑制する。</p>	<p>2 震度5強の地震が発生した場合の交通規制</p> <p>震度5強の地震が発生した場合は、都内における帰宅困難者の滞留状況、交通渋滞の発生状況を把握し、必要に応じて大地震発生時の第一次交通規制に順次、次の規制を実施する。</p> <p>(1) 環状七号線から都心へ流入する車両の通行を禁止する。</p> <p>(2) 環状八号線から都心へ流入する車両の通行を抑制する。</p>																																																																																																																												

頁	新	旧																								
3-12-4 ●	第2節 緊急道路障害物除去等（緊急道路啓開等） 災害時に道路と橋梁等の構造物との境に段差が生じたり、倒壊した建築物や電柱、落下した看板などの障害物が道路上に散乱し、被災者の救援・救護活動はもとより緊急物資の輸送などに支障が生じるおそれがある。	第2節 緊急道路障害物除去等（緊急道路啓開等） 災害時に道路と橋りょう等の構造物との境に段差が生じたり、倒壊した建築物や電柱、落下した看板などの障害物が道路上に散乱し、被災者の救援・救護活動はもとより緊急物資の輸送などに支障が生じるおそれがある。																								
3-12-6 ●	第3節 道路・橋梁の応急・復旧対策 1 道路・橋梁 地震が発生した場合、各管理者は、所管の道路、橋梁について、被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、交通規制等の措置、あるいは回道路の選定など、通行者の安全策を講ずるとともにパトロール等の広報を行う。被災道路、橋梁については、応急措置及び応急復旧対策を実施し、緊急物資等の輸送路を確保した上で、その後本格的な復旧作業に着手するものとする。 <table border="1" data-bbox="293 603 1191 1094"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th colspan="2">応急措置及び応急復旧対策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>応急復旧</td> <td>2 上水道、下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者及び当該道路管理者に通報する。緊急の場合は、現場付近の立入禁止、避難誘導、周知措置等により市民の安全を確保する。</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>応急復旧</td> <td>2 道路管理者は、道路・橋梁及び道路付属物等が被害を受けた場合、被害状況を速やかに調査し、公益占有物件等の復旧計画と調整の上、被害を受けた施設を復旧する。</td> </tr> <tr> <td>北多摩 北部建設事務所</td> <td>応急措置</td> <td>所管の道路・橋梁については、東京都建設防災ボランティアなどと連携して調査・点検を行い、被災状況や交通状況を把握し、道路交通を確保するため通行規制の措置や回道路の選定など、通行者の安全対策を行う。 市の道路・橋梁については、必要に応じて市からの道路、橋梁に関する被害状況の報告をまとめ、応急措置方策の策定と指導・調整を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	応急措置及び応急復旧対策		市	応急復旧	2 上水道、下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者及び当該道路管理者に通報する。緊急の場合は、現場付近の立入禁止、避難誘導、周知措置等により市民の安全を確保する。	市	応急復旧	2 道路管理者は、道路・橋梁及び道路付属物等が被害を受けた場合、被害状況を速やかに調査し、公益占有物件等の復旧計画と調整の上、被害を受けた施設を復旧する。	北多摩 北部建設事務所	応急措置	所管の道路・橋梁については、東京都建設防災ボランティアなどと連携して調査・点検を行い、被災状況や交通状況を把握し、道路交通を確保するため通行規制の措置や回道路の選定など、通行者の安全対策を行う。 市の道路・橋梁については、必要に応じて市からの道路、橋梁に関する被害状況の報告をまとめ、応急措置方策の策定と指導・調整を行う。	第3節 道路・橋りょうの応急・復旧対策 1 道路・橋りょう 地震が発生した場合、各管理者は、所管の道路、橋りょうについて、被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、交通規制等の措置、あるいは回道路の選定など、通行者の安全策を講ずるとともにパトロール等の広報を行う。被災道路、橋りょうについては、応急措置及び応急復旧対策を実施し、緊急物資等の輸送路を確保した上で、その後本格的な復旧作業に着手するものとする。 <table border="1" data-bbox="1223 603 2121 1094"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th colspan="2">応急措置及び応急復旧対策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>応急復旧</td> <td>2 上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者及び当該道路管理者に通報する。緊急の場合は、現場付近の立入禁止、避難誘導、周知措置等により市民の安全を確保する。</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>応急復旧</td> <td>2 道路管理者は、道路・橋りょう及び道路付属物等が被害を受けた場合、被害状況を速やかに調査し、公益占有物件等の復旧計画と調整の上、被害を受けた施設を復旧する。</td> </tr> <tr> <td>北多摩 北部建設事務所</td> <td>応急措置</td> <td>所管の道路・橋りょうについては、東京都建設防災ボランティアなどと連携して調査・点検を行い、被災状況や交通状況を把握し、道路交通を確保するため通行規制の措置や回道路の選定など、通行者の安全対策を行う。 市の道路・橋りょうについては、必要に応じて市からの道路、橋りょうに関する被害状況の報告をまとめ、応急措置方策の策定と指導・調整を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	応急措置及び応急復旧対策		市	応急復旧	2 上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者及び当該道路管理者に通報する。緊急の場合は、現場付近の立入禁止、避難誘導、周知措置等により市民の安全を確保する。	市	応急復旧	2 道路管理者は、道路・橋りょう及び道路付属物等が被害を受けた場合、被害状況を速やかに調査し、公益占有物件等の復旧計画と調整の上、被害を受けた施設を復旧する。	北多摩 北部建設事務所	応急措置	所管の道路・橋りょうについては、東京都建設防災ボランティアなどと連携して調査・点検を行い、被災状況や交通状況を把握し、道路交通を確保するため通行規制の措置や回道路の選定など、通行者の安全対策を行う。 市の道路・橋りょうについては、必要に応じて市からの道路、橋りょうに関する被害状況の報告をまとめ、応急措置方策の策定と指導・調整を行う。
機関名	応急措置及び応急復旧対策																									
市	応急復旧	2 上水道、下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者及び当該道路管理者に通報する。緊急の場合は、現場付近の立入禁止、避難誘導、周知措置等により市民の安全を確保する。																								
市	応急復旧	2 道路管理者は、道路・橋梁及び道路付属物等が被害を受けた場合、被害状況を速やかに調査し、公益占有物件等の復旧計画と調整の上、被害を受けた施設を復旧する。																								
北多摩 北部建設事務所	応急措置	所管の道路・橋梁については、東京都建設防災ボランティアなどと連携して調査・点検を行い、被災状況や交通状況を把握し、道路交通を確保するため通行規制の措置や回道路の選定など、通行者の安全対策を行う。 市の道路・橋梁については、必要に応じて市からの道路、橋梁に関する被害状況の報告をまとめ、応急措置方策の策定と指導・調整を行う。																								
機関名	応急措置及び応急復旧対策																									
市	応急復旧	2 上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者及び当該道路管理者に通報する。緊急の場合は、現場付近の立入禁止、避難誘導、周知措置等により市民の安全を確保する。																								
市	応急復旧	2 道路管理者は、道路・橋りょう及び道路付属物等が被害を受けた場合、被害状況を速やかに調査し、公益占有物件等の復旧計画と調整の上、被害を受けた施設を復旧する。																								
北多摩 北部建設事務所	応急措置	所管の道路・橋りょうについては、東京都建設防災ボランティアなどと連携して調査・点検を行い、被災状況や交通状況を把握し、道路交通を確保するため通行規制の措置や回道路の選定など、通行者の安全対策を行う。 市の道路・橋りょうについては、必要に応じて市からの道路、橋りょうに関する被害状況の報告をまとめ、応急措置方策の策定と指導・調整を行う。																								
3-12-10 □	第5節 ライフライン施設の応急・復旧対策 1 水道施設 (2) 応急・復旧対策 ア 取水施設 地震の場合、決定的な地殻の変動がない限り、深井戸は、破壊されることはないが、停電や導水管の折損漏水により取水不能が起きることが予想されるので導水管の復旧を最優先させる。応急措置として、東部配水場及び西部配水場に設置してある自家発電設備により、4本の深井戸を稼働し、1日10,550m ³ を取水することができる。深井戸は、電気及び管路の復旧に応急対応し、迅速に運転再開をする。	第5節 ライフライン施設の応急・復旧対策 1 水道施設 (2) 応急・復旧対策 ア 取水施設 地震の場合、決定的な地殻の変動がない限り、深井戸は、破壊されることはないが、停電や導水管の折損漏水により取水不能が起きることが予想されるので導水管の復旧を最優先させる。応急措置として、東部配水場、西部配水場、中央配水場及び北部配水場に設置してある自家発電設備により、6本の深井戸を稼働し、1日8,700m ³ を取水することができる。深井戸は、電気及び管路の復旧に応急対応し、迅速に運転再開をする。																								

頁	新	旧																
3-12-11 ~ 3-12-12 ●	<p>3 電気施設 災害により電気施設に被害があった場合は、二次災害の発生を防止し、速やかに応急措置を講じ施設の機能を維持する。 ここでは、<u>東京電力パワーグリッド(株)</u>立川支社が行う震災時の活動態勢、応急対策、復旧対策について定める。</p> <p>(1) 震災時の活動態勢 地震が発生したとき、<u>東京電力パワーグリッド(株)</u>は非常態勢の発令をするとともに次に掲げる非常態勢を編成し非常災害対策活動等を行う。</p> <p>イ 非常態勢の発令と要員の確保 非常態勢の発令、要員の確保は次のとおりとする。</p> <p>(ア) 非常態勢の発令</p> <table border="1" data-bbox="293 564 1189 1082"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>情 勢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1非常態勢</td> <td>○ 災害の発生が予想される場合 ○ 災害が発生した場合</td> </tr> <tr> <td>第2非常態勢</td> <td>○ 大規模な災害が発生した場合(大規模な災害の発生が予想される場合を含む) ○ 東海地震注意情報が発せられた場合 ○ <u>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合</u></td> </tr> <tr> <td>第3非常態勢</td> <td>○ 大規模な災害が発生し、復旧の長期化が予想される場合 ○ <u>電力供給区域</u>あるいは<u>事業所</u>のある都・県内で震度6弱以上の地震が発生した場合 ○ 警戒宣言が発せられた場合 ○ <u>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	情 勢	第1非常態勢	○ 災害の発生が予想される場合 ○ 災害が発生した場合	第2非常態勢	○ 大規模な災害が発生した場合(大規模な災害の発生が予想される場合を含む) ○ 東海地震注意情報が発せられた場合 ○ <u>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合</u>	第3非常態勢	○ 大規模な災害が発生し、復旧の長期化が予想される場合 ○ <u>電力供給区域</u> あるいは <u>事業所</u> のある都・県内で震度6弱以上の地震が発生した場合 ○ 警戒宣言が発せられた場合 ○ <u>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合</u>	<p>3 電気施設 災害により電気施設に被害があった場合は、二次災害の発生を防止し、速やかに応急措置を講じ施設の機能を維持する。 ここでは、<u>東京電力</u>立川支社が行う震災時の活動態勢、応急対策、復旧対策について定める。</p> <p>(1) 震災時の活動態勢 地震が発生したとき、<u>東京電力(株)</u>は非常態勢の発令をするとともに次に掲げる非常態勢を編成し非常災害対策活動等を行う。</p> <p>イ 非常態勢の発令と要員の確保 非常態勢の発令、要員の確保は次のとおりとする。</p> <p>(ア) 非常態勢の発令</p> <table border="1" data-bbox="1220 564 2116 959"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>情 勢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1非常態勢</td> <td>○ 災害の発生が予想される場合 ○ 災害が発生した場合</td> </tr> <tr> <td>第2非常態勢</td> <td>○ 大規模な災害が発生した場合(大規模な災害の発生が予想される場合を含む) ○ 東海地震注意情報が発せられた場合</td> </tr> <tr> <td>第3非常態勢</td> <td>○ 大規模な災害が発生し、復旧の長期化が予想される場合 ○ <u>サービス区域</u>あるいは<u>所属店所</u>のある都・県内で震度6弱以上の地震が発生した場合 ○ 警戒宣言が発せられた場合</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	情 勢	第1非常態勢	○ 災害の発生が予想される場合 ○ 災害が発生した場合	第2非常態勢	○ 大規模な災害が発生した場合(大規模な災害の発生が予想される場合を含む) ○ 東海地震注意情報が発せられた場合	第3非常態勢	○ 大規模な災害が発生し、復旧の長期化が予想される場合 ○ <u>サービス区域</u> あるいは <u>所属店所</u> のある都・県内で震度6弱以上の地震が発生した場合 ○ 警戒宣言が発せられた場合
区 分	情 勢																	
第1非常態勢	○ 災害の発生が予想される場合 ○ 災害が発生した場合																	
第2非常態勢	○ 大規模な災害が発生した場合(大規模な災害の発生が予想される場合を含む) ○ 東海地震注意情報が発せられた場合 ○ <u>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合</u>																	
第3非常態勢	○ 大規模な災害が発生し、復旧の長期化が予想される場合 ○ <u>電力供給区域</u> あるいは <u>事業所</u> のある都・県内で震度6弱以上の地震が発生した場合 ○ 警戒宣言が発せられた場合 ○ <u>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合</u>																	
区 分	情 勢																	
第1非常態勢	○ 災害の発生が予想される場合 ○ 災害が発生した場合																	
第2非常態勢	○ 大規模な災害が発生した場合(大規模な災害の発生が予想される場合を含む) ○ 東海地震注意情報が発せられた場合																	
第3非常態勢	○ 大規模な災害が発生し、復旧の長期化が予想される場合 ○ <u>サービス区域</u> あるいは <u>所属店所</u> のある都・県内で震度6弱以上の地震が発生した場合 ○ 警戒宣言が発せられた場合																	
3-12-15	<p>4 ガス施設 (2) 応急対策 キ 情報連絡 (イ) 防災機関等との連絡 通報連絡班は昭島消防署、昭島警察署との連携はもとより、市本部、経済産業省、日本ガス協会及び昭島市内全域を担当する<u>東京電力パワーグリッド(株)</u>立川営業所とも連絡をとり、関係機関との相互連絡を密にする。</p>	<p>4 ガス施設 (2) 応急対策 キ 情報連絡 (イ) 防災機関等との連絡 通報連絡班は昭島消防署、昭島警察署との連携はもとより、市本部、経済産業省、日本ガス協会及び昭島市内全域を担当する<u>東京電力</u>立川営業所とも連絡をとり、関係機関との相互連絡を密にする。</p>																
3-12-17	<p>5 通信施設 (2) 応急対策 (カ) 応急措置 <u>輻輳</u></p>	<p>5 通信施設 (2) 応急対策 (カ) 応急措置 <u>異常ふくそう</u></p>																

頁	新	旧
3-13-1 ~ 3-13-2 □	第13章 教育・労務 第1節 応急教育 震災時における児童・生徒（以下「児童等」という。）の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保を図るため、市は、市立小学校・中学校の業務について、それぞれ応急教育に関する計画を作成 <u>している。</u> 1 応急教育の実施 本項において「 <u>校長</u> 」	第13章 教育・労務 第1節 応急教育 震災時における児童・生徒（以下「児童等」という。）の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保を図るため、市は、市立小学校・中学校の業務について、それぞれ応急教育に関する計画を作成 <u>するものとする。</u> 1 応急教育の実施 本項における「 <u>学校長</u> 」

頁	新	旧
<p>3-13-4 □</p>	<p><u>第2節 応急保育等</u> <u>震災時における保育園児（以下「園児」という。）の生命及び身体の安全並びに保育活動の確保を図るため、市内各保育園等は、各施設の状況に応じ、避難計画などを定めた災害時行動マニュアル等を事前に作成しておくものとする。</u> <u>1 応急保育の実施</u> <u>(1) 事前準備</u> <u>ア 保育園長等は、各施設の計画に基づき、園児の避難訓練を実施すること。</u> <u>イ 保育園長等は、保育園等、市、昭島警察署、昭島消防署及び保護者への連絡網並びに協力体制を確立すること。</u> <u>ウ 保育園長等は、施設設備の点検を計画に基づき実施すること。</u> <u>エ 保育園長等は、勤務時間外における職員の参集、連絡体制、役割分担等の計画を定め、職員に周知徹底すること。</u> <u>オ 保育園長等は、園児の安全確保を図るため、医薬品、粉ミルク、紙おむつ、哺乳瓶、カセットコンロ、カセットボンベ、消毒液等を充実するよう努めること。</u> <u>(2) 災害時の態勢</u> <u>ア 保育園長等は、園児が保育園管理下にあるときに地震が発生した場合、まず園児等の身の安全を確保することを第一とし、揺れがおさまった後、計画に基づく安全な場所への避難を実施すること。</u> <u>イ 保護者に対しては、計画に基づき、園児の安全な引渡しを確実に実施すること。</u> <u>ウ 保育園長等は、状況に応じ子ども子育て支援課と連絡のうえ、臨時休園等の適切な措置をとること。</u> <u>(3) 被害状況の報告</u> <u>子ども子育て支援課長は、災害の規模、園児及び職員及び施設設備の被害状況等の情報収集を実施し、把握した情報を子ども家庭部長に報告すること。</u> <u>(4) 災害復旧時の態勢</u> <u>ア 子ども子育て支援課長は、保育園等の開園及び休園等の情報収集に努め、保護者等に情報提供できるようにしておくこと。</u> <u>イ 保育園長等は、施設が被災したり、職員の確保が困難な場合等により、保育の再開が見込めない場合は、臨時休園を検討する必要があるため、市と協議をすること。</u> <u>ウ 保育園長等は、計画に基づき、通園可能な園児は、保育園において保育する。その際、登降園の安全の確保に万全を期すること。</u> <u>2 学童クラブ</u> <u>学童クラブは、本計画に準じて災害予防、応急対策等を作成しておくものとする。</u></p>	<p><u>第2節 応急保育</u> <u>震災時における保育園児（以下「園児」という。）の生命及び身体の安全並びに保育活動の確保を図るため、市は、市立保育園の業務について、それぞれ応急保育に関する計画を作成しておくものとする。</u> <u>また、学童クラブは、本計画に準じて災害予防、応急対策等を策定しておくものとし、私立保育園にあっては、各施設の状況に応じた災害応急対策計画を策定することとする。</u> <u>1 応急保育の実施</u> <u>(1) 事前準備</u> <u>ア 市は、保育園の立地条件などを考慮した上、応急保育態勢に備えて、あらかじめ適正な計画を立てておくものとする。</u> <u>(イ) 園児の避難訓練、災害時の事前指導及び事後処理並びに保護者との連絡方法等を定めておくものとする。</u> <u>(i) 市、昭島警察署、昭島消防署及び保護者への連絡網並びに協力体制を確立すること。</u> <u>(ii) 保育施設設備の自主点検、委託点検を常に実施すること。</u> <u>(e) 勤務時間外における災害に備え特別非常配備態勢の方法を定め、職員に周知させておくこと。</u> <u>(2) 災害時の態勢</u> <u>ア 緊急避難の措置</u> <u>市は、状況に応じ緊急避難の措置をとらなければならない。</u> <u>イ 被害状況の報告</u> <u>子ども子育て支援課長は、災害の規模、園児及び職員及び施設設備の被害状況を把握の上、子ども家庭部長に報告するとともに、保育園の管理に必要な職員を確保し、万全の措置を確立すること。</u> <u>(3) 災害復旧時の態勢</u> <u>ア 子ども子育て支援課長は、職員を掌握するとともに、園児の被災状況を調査し、関係機関と連携の上、復旧態勢に努める。</u> <u>(イ) 子ども子育て支援課長は、保育園に関する情報及び指令の伝達について万全の措置を期するものとする。</u> <u>(i) 子ども子育て支援課長は、災害の推移を把握し、平常保育にもどるよう努め、その時期を早急に保護者に連絡する。</u> <u>(ii) 保育園長は、応急保育計画に基づき、通園可能な園児は、保育園において保育する。その際、登降園の安全の確保に万全を期すること。</u></p>

頁	新	旧												
3-14-1 □	<p>第14章 放射性物質対策 ※ 本章において「<u>都保健医療局</u>」 第1節 応急対策 2 都民への情報提供等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都</td> <td> <p>1 放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないという原子力災害の特殊性を考慮し、都民に対する的確な情報提供・広報を迅速かつ<u>正確</u>に行う。</p> <p>6 都内<u>産</u>農林水産物等の放射性物質検査の実施と情報提供</p> <p><u>9 削除</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対策内容	都	<p>1 放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないという原子力災害の特殊性を考慮し、都民に対する的確な情報提供・広報を迅速かつ<u>正確</u>に行う。</p> <p>6 都内<u>産</u>農林水産物等の放射性物質検査の実施と情報提供</p> <p><u>9 削除</u></p>	<p>第14章 放射性物質対策 ※ 本章における「<u>都福祉保健局</u>」 第1節 応急対策 2 都民への情報提供等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都</td> <td> <p>1 放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないという原子力災害の特殊性を考慮し、都民に対する的確な情報提供・広報を迅速かつ<u>的確</u>に行う。</p> <p>6 都内農林水産物等の放射性物質検査の実施と情報提供</p> <p><u>9 応急給水拠点を遠隔操作することで清浄な水を確保する。</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対策内容	都	<p>1 放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないという原子力災害の特殊性を考慮し、都民に対する的確な情報提供・広報を迅速かつ<u>的確</u>に行う。</p> <p>6 都内農林水産物等の放射性物質検査の実施と情報提供</p> <p><u>9 応急給水拠点を遠隔操作することで清浄な水を確保する。</u></p>				
機関名	対策内容													
都	<p>1 放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないという原子力災害の特殊性を考慮し、都民に対する的確な情報提供・広報を迅速かつ<u>正確</u>に行う。</p> <p>6 都内<u>産</u>農林水産物等の放射性物質検査の実施と情報提供</p> <p><u>9 削除</u></p>													
機関名	対策内容													
都	<p>1 放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないという原子力災害の特殊性を考慮し、都民に対する的確な情報提供・広報を迅速かつ<u>的確</u>に行う。</p> <p>6 都内農林水産物等の放射性物質検査の実施と情報提供</p> <p><u>9 応急給水拠点を遠隔操作することで清浄な水を確保する。</u></p>													
3-15-1 ●	<p>第15章 市民生活の早期再建対策 ※ 本章において「<u>都保健医療局</u>」 震災後には、市民生活の安定と早期再建を図るため、被災した住宅の倒壊等により生じる二次災害を防止するため、被災建築物の応急危険度判定の実施や罹災証明の発行、ライフラインが復旧するまでの災害用トイレの整備、避難所等から発生するごみの処理、大量に発生した<u>災害廃棄物</u>処理などを速やかに行う必要があり、以下の対策を講ずる。 活動の要点 ③ し尿・ごみ・<u>災害廃棄物</u>処理 第1節 被災住宅の応急危険度判定 2 応急危険度判定の実施</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>判定対象</th> <th>都営住宅</th> <th>都営住宅及び都住宅供給公社が管理する住宅の応急危険度判定は<u>都住宅政策本部</u>及び都住宅供給公社が実施する。</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	判定対象	都営住宅	都営住宅及び都住宅供給公社が管理する住宅の応急危険度判定は <u>都住宅政策本部</u> 及び都住宅供給公社が実施する。				<p>第15章 市民生活の早期再建対策 ※ 本章における「<u>都福祉保健局</u>」 震災後には、市民生活の安定と早期再建を図るため、被災した住宅の倒壊等により生じる二次災害を防止するため、被災建築物の応急危険度判定の実施や罹災証明の発行、ライフラインが復旧するまでの災害用トイレの整備、避難所等から発生するごみの処理、大量に発生した<u>がれき</u>処理などを速やかに行う必要があり、以下の対策を講ずる。 活動の要点 ③ し尿・ごみ・<u>がれき</u>処理 第1節 被災住宅の応急危険度判定 2 応急危険度判定の実施</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>判定対象</th> <th>都営住宅</th> <th>都営住宅及び都住宅供給公社が管理する住宅の応急危険度判定は<u>都都市整備局</u>及び都住宅供給公社が実施する。</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	判定対象	都営住宅	都営住宅及び都住宅供給公社が管理する住宅の応急危険度判定は <u>都都市整備局</u> 及び都住宅供給公社が実施する。			
判定対象	都営住宅	都営住宅及び都住宅供給公社が管理する住宅の応急危険度判定は <u>都住宅政策本部</u> 及び都住宅供給公社が実施する。												
判定対象	都営住宅	都営住宅及び都住宅供給公社が管理する住宅の応急危険度判定は <u>都都市整備局</u> 及び都住宅供給公社が実施する。												
3-15-2 □	<p>3 応急危険度判定員</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資格</th> <th>業務内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築士法第2条に規定する1級建築士、2級建築士、木造建築士（都内在住、在勤者）</td> <td>余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被害状況を調査しその建築物の当面の使用の可否を判定する。</td> <td>市内在勤在住の登録者数は<u>84</u>名、内、在住者<u>77</u>名、在勤者<u>28</u>名 (令和<u>5</u>年<u>9</u>月現在)</td> </tr> </tbody> </table>	資格	業務内容	備考	建築士法第2条に規定する1級建築士、2級建築士、木造建築士（都内在住、在勤者）	余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被害状況を調査しその建築物の当面の使用の可否を判定する。	市内在勤在住の登録者数は <u>84</u> 名、内、在住者 <u>77</u> 名、在勤者 <u>28</u> 名 (令和 <u>5</u> 年 <u>9</u> 月現在)	<p>3 応急危険度判定員</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資格</th> <th>業務内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築士法第2条に規定する1級建築士、2級建築士、木造建築士（都内在住、在勤者）</td> <td>余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被害状況を調査しその建築物の当面の使用の可否を判定する。</td> <td>市内在勤在住の登録者数は<u>77</u>名、内、在住者<u>73</u>名、在勤者<u>27</u>名 (令和<u>3</u>年<u>4</u>月現在)</td> </tr> </tbody> </table>	資格	業務内容	備考	建築士法第2条に規定する1級建築士、2級建築士、木造建築士（都内在住、在勤者）	余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被害状況を調査しその建築物の当面の使用の可否を判定する。	市内在勤在住の登録者数は <u>77</u> 名、内、在住者 <u>73</u> 名、在勤者 <u>27</u> 名 (令和 <u>3</u> 年 <u>4</u> 月現在)
資格	業務内容	備考												
建築士法第2条に規定する1級建築士、2級建築士、木造建築士（都内在住、在勤者）	余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被害状況を調査しその建築物の当面の使用の可否を判定する。	市内在勤在住の登録者数は <u>84</u> 名、内、在住者 <u>77</u> 名、在勤者 <u>28</u> 名 (令和 <u>5</u> 年 <u>9</u> 月現在)												
資格	業務内容	備考												
建築士法第2条に規定する1級建築士、2級建築士、木造建築士（都内在住、在勤者）	余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被害状況を調査しその建築物の当面の使用の可否を判定する。	市内在勤在住の登録者数は <u>77</u> 名、内、在住者 <u>73</u> 名、在勤者 <u>27</u> 名 (令和 <u>3</u> 年 <u>4</u> 月現在)												

頁	新	旧												
3-15-4 <input type="checkbox"/>	<p>第2節 被災宅地の危険度判定 3 危険度判定士</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="293 276 584 312">資 格</th> <th data-bbox="584 276 1005 312">業 務 内 容</th> <th data-bbox="1005 276 1196 312">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="293 312 584 571">被災宅地危険度判定連絡協議会が定める「被災宅地危険度判定実施要綱」の規定により登録証の交付を受けた者。</td> <td data-bbox="584 312 1005 571">被災した擁壁、のり面等を含む宅地を対象として、調査票に定められた判定基準により客観的に判定する。判定の結果については、3種類（危険宅地、要注意宅地、調査済宅地）の判定ステッカーを当該宅地の使用者・居住者だけでなく、第三者にも容易に分かるように宅地等の見やすい場所に表示する。</td> <td data-bbox="1005 312 1196 571">市職員で登録者数は22名 (令和5年9月現在)</td> </tr> </tbody> </table>	資 格	業 務 内 容	備 考	被災宅地危険度判定連絡協議会が定める「被災宅地危険度判定実施要綱」の規定により登録証の交付を受けた者。	被災した擁壁、のり面等を含む宅地を対象として、調査票に定められた判定基準により客観的に判定する。判定の結果については、3種類（危険宅地、要注意宅地、調査済宅地）の判定ステッカーを当該宅地の使用者・居住者だけでなく、第三者にも容易に分かるように宅地等の見やすい場所に表示する。	市職員で登録者数は22名 (令和5年9月現在)	<p>第2節 被災宅地の危険度判定 3 危険度判定士</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1220 276 1512 312">資 格</th> <th data-bbox="1512 276 1933 312">業 務 内 容</th> <th data-bbox="1933 276 2123 312">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1220 312 1512 571">被災宅地危険度判定連絡協議会が定める「被災宅地危険度判定実施要綱」の規定により登録証の交付を受けた者。</td> <td data-bbox="1512 312 1933 571">被災した擁壁、のり面等を含む宅地を対象として、調査票に定められた判定基準により客観的に判定する。判定の結果については、3種類（危険宅地、要注意宅地、調査済宅地）の判定ステッカーを当該宅地の使用者・居住者だけでなく、第三者にも容易に分かるように宅地等の見やすい場所に表示する。</td> <td data-bbox="1933 312 2123 571">市職員で登録者数は22名 (令和2年4月現在)</td> </tr> </tbody> </table>	資 格	業 務 内 容	備 考	被災宅地危険度判定連絡協議会が定める「被災宅地危険度判定実施要綱」の規定により登録証の交付を受けた者。	被災した擁壁、のり面等を含む宅地を対象として、調査票に定められた判定基準により客観的に判定する。判定の結果については、3種類（危険宅地、要注意宅地、調査済宅地）の判定ステッカーを当該宅地の使用者・居住者だけでなく、第三者にも容易に分かるように宅地等の見やすい場所に表示する。	市職員で登録者数は22名 (令和2年4月現在)
資 格	業 務 内 容	備 考												
被災宅地危険度判定連絡協議会が定める「被災宅地危険度判定実施要綱」の規定により登録証の交付を受けた者。	被災した擁壁、のり面等を含む宅地を対象として、調査票に定められた判定基準により客観的に判定する。判定の結果については、3種類（危険宅地、要注意宅地、調査済宅地）の判定ステッカーを当該宅地の使用者・居住者だけでなく、第三者にも容易に分かるように宅地等の見やすい場所に表示する。	市職員で登録者数は22名 (令和5年9月現在)												
資 格	業 務 内 容	備 考												
被災宅地危険度判定連絡協議会が定める「被災宅地危険度判定実施要綱」の規定により登録証の交付を受けた者。	被災した擁壁、のり面等を含む宅地を対象として、調査票に定められた判定基準により客観的に判定する。判定の結果については、3種類（危険宅地、要注意宅地、調査済宅地）の判定ステッカーを当該宅地の使用者・居住者だけでなく、第三者にも容易に分かるように宅地等の見やすい場所に表示する。	市職員で登録者数は22名 (令和2年4月現在)												
3-15-5 <input type="checkbox"/>	<p>第3節 家屋・住家被害状況調査等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="293 671 405 708">機関名</th> <th data-bbox="405 671 1196 708">対 策 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="293 708 405 995">市</td> <td data-bbox="405 708 1196 995"> 1 国が標準的なものとして示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を参考とし、あらかじめ被害認定のための具体的な調査方法や判定方法などを定める。 2 上記指針に基づき、住家の被害状況調査を行い、都本部に報告する。 3 調査の結果に基づき、速やかに罹災証明の発行手続を実施する。<u>(申請の受付は、窓口のほかマイナポータルのぴったりサービスを活用した電子申請による受付を行う。)</u> 4 <u>火災による被害状況に係る罹災証明書交付のために、昭島消防署と必要な情報の共有を図る。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 995 405 1091">昭島消防署</td> <td data-bbox="405 995 1196 1091"> 1 消防署が市と調整し、火災による被害状況調査を実施する。 2 <u>消防署と市が連携し、交付時期や交付場所等について調整を図り、火災被害に係る罹災証明書の交付手続の支援を実施する。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対 策 内 容	市	1 国が標準的なものとして示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を参考とし、あらかじめ被害認定のための具体的な調査方法や判定方法などを定める。 2 上記指針に基づき、住家の被害状況調査を行い、都本部に報告する。 3 調査の結果に基づき、速やかに罹災証明の発行手続を実施する。 <u>(申請の受付は、窓口のほかマイナポータルのぴったりサービスを活用した電子申請による受付を行う。)</u> 4 <u>火災による被害状況に係る罹災証明書交付のために、昭島消防署と必要な情報の共有を図る。</u>	昭島消防署	1 消防署が市と調整し、火災による被害状況調査を実施する。 2 <u>消防署と市が連携し、交付時期や交付場所等について調整を図り、火災被害に係る罹災証明書の交付手続の支援を実施する。</u>	<p>第3節 家屋・住家被害状況調査等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1220 671 1332 708">機関名</th> <th data-bbox="1332 671 2123 708">対 策 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1220 708 1332 868">市</td> <td data-bbox="1332 708 2123 868"> 1 国が標準的なものとして示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を参考とし、あらかじめ被害認定のための具体的な調査方法や判定方法などを定める。 2 上記指針に基づき、住家の被害状況調査を行い、都本部に報告する。 3 調査の結果に基づき、速やかに罹災証明の発行手続を実施する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1220 868 1332 963">昭島消防署</td> <td data-bbox="1332 868 2123 963"> 1 消防署が市と調整し、火災による被害状況調査を実施する。 2 <u>消防署と市が連携し、発行時期や発行場所等について調整を図り、火災の罹災証明書の発行手続を実施する。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対 策 内 容	市	1 国が標準的なものとして示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を参考とし、あらかじめ被害認定のための具体的な調査方法や判定方法などを定める。 2 上記指針に基づき、住家の被害状況調査を行い、都本部に報告する。 3 調査の結果に基づき、速やかに罹災証明の発行手続を実施する。	昭島消防署	1 消防署が市と調整し、火災による被害状況調査を実施する。 2 <u>消防署と市が連携し、発行時期や発行場所等について調整を図り、火災の罹災証明書の発行手続を実施する。</u>
機関名	対 策 内 容													
市	1 国が標準的なものとして示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を参考とし、あらかじめ被害認定のための具体的な調査方法や判定方法などを定める。 2 上記指針に基づき、住家の被害状況調査を行い、都本部に報告する。 3 調査の結果に基づき、速やかに罹災証明の発行手続を実施する。 <u>(申請の受付は、窓口のほかマイナポータルのぴったりサービスを活用した電子申請による受付を行う。)</u> 4 <u>火災による被害状況に係る罹災証明書交付のために、昭島消防署と必要な情報の共有を図る。</u>													
昭島消防署	1 消防署が市と調整し、火災による被害状況調査を実施する。 2 <u>消防署と市が連携し、交付時期や交付場所等について調整を図り、火災被害に係る罹災証明書の交付手続の支援を実施する。</u>													
機関名	対 策 内 容													
市	1 国が標準的なものとして示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を参考とし、あらかじめ被害認定のための具体的な調査方法や判定方法などを定める。 2 上記指針に基づき、住家の被害状況調査を行い、都本部に報告する。 3 調査の結果に基づき、速やかに罹災証明の発行手続を実施する。													
昭島消防署	1 消防署が市と調整し、火災による被害状況調査を実施する。 2 <u>消防署と市が連携し、発行時期や発行場所等について調整を図り、火災の罹災証明書の発行手続を実施する。</u>													
3-15-6 <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<p>第4節 罹災証明の発行準備 2 罹災証明書の発行要領 (3) 発行手続 被災者の申請を受け、現地における被災家屋認定調査に基づき、被災者台帳を整備し、発行するものとする。なお、台帳によって確認できないものは、申請者の立証資料により発行することができる。(自己判定方式) また、発行手続きの迅速化を図るため、被災者生活再建支援システムの活用を図る。火災による被害状況調査及び罹災証明書の発行について、市と昭島消防署は<u>必要な情報の共有を図り連携する。</u></p>	<p>第4節 罹災証明の発行準備 2 罹災証明書の発行要領 (3) 発行手続 被災者の申請を受け、現地における被災家屋認定調査に基づき、被災者台帳を整備し、発行するものとする。なお、台帳によって確認できないものは、申請者の立証資料により発行することができる。(自己判定方式) また、発行手続きの迅速化を図るため、被災者生活再建支援システムの活用を図る。火災による被害状況調査及び罹災証明書の発行について、市と昭島消防署は<u>連携を図るものとする。</u></p>												

頁	新	旧																			
3-15-8 ●	<p>第5節 被災者台帳</p> <p>1 被災者台帳に必要な事項</p> <p>(8) 前(1)～(7)に掲げるもののほか、内閣府令 <u>(災害対策基本法施行規則第8条の5)</u> で定める事項</p>	<p>第5節 被災者台帳</p> <p>1 被災者台帳に必要な事項</p> <p>(8) 前(1)～(7)に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p>																			
3-15-8 ●	<p>2 台帳情報の利用及び提供</p> <p>市は、以下のいずれかに該当すると認めるときは、被災者台帳に記載または記録された情報（以下「台帳情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、または提供することができる。</p> <p>(1) 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意があるとき、または本人に提供するとき。 <u>※個人番号は提供しない。</u></p> <p>(2) 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。</p> <p>(3) 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。 <u>※個人番号は提供しない。</u></p> <p>なお、台帳情報の提供に関する必要な事項は、内閣府令 <u>(災害対策基本法施行規則第8条の6)</u> で定める。</p>	<p>2 台帳情報の利用及び提供</p> <p>市は、以下のいずれかに該当すると認めるときは、被災者台帳に記載または記録された情報（以下「台帳情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、または提供することができる。</p> <p>(1) 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意があるとき、または本人に提供するとき。</p> <p>(2) 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。</p> <p>(3) 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。</p> <p>なお、台帳情報の提供に関する必要な事項は、内閣府令で定められる。</p>																			
3-15-12 ●	<p>第7節 トイレの確保及びし尿処理</p> <p>3 災害トイレの活用とし尿の収集・搬入</p> <p>(2) 仮設トイレ等を設置する際には、<u>女性、要配慮者、子供等</u>の安全性の確保等に配慮して、多目的トイレの確保や設置場所の選定等を行う。なお、トイレの設置比率は、男性1・女性3の割合が望ましい。</p>	<p>第7節 トイレの確保及びし尿処理</p> <p>3 災害トイレの活用とし尿の収集・搬入</p> <p>(2) 仮設トイレ等を設置する際には、<u>高齢者、障害者、女性、子供等</u>の安全性の確保等に配慮して、多目的トイレの確保や設置場所の選定等を行う。なお、トイレの設置比率は、男性1・女性3の割合が望ましい。</p>																			
3-15-15 3-15-16 ●	<p>第9節 <u>災害廃棄物</u>処理等（応急・復旧対策）</p> <p>本節においては「<u>災害廃棄物</u>」</p>	<p>第9節 <u>がれき</u>処理等（応急・復旧対策）</p> <p>本節における「<u>がれき</u>」</p>																			
3-15-17 ■	<p>3 推定発生量</p> <p>市内の「<u>災害廃棄物</u>」の推定発生量は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2"><u>立川断層帯地震（冬・18時・風速8m/s）</u></td> </tr> <tr> <td><u>重量</u></td> <td><u>体積</u></td> </tr> <tr> <td><u>56万トン</u></td> <td><u>61万m³</u></td> </tr> </table> <p><u>※ 首都直下地震等により東京の被害想定報告書（令和4年 東京都防災会議）</u></p>	<u>立川断層帯地震（冬・18時・風速8m/s）</u>		<u>重量</u>	<u>体積</u>	<u>56万トン</u>	<u>61万m³</u>	<p>3 推定発生量</p> <p>市内の「<u>がれき</u>」の推定発生量は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被害区分</th> <th>推定発生量(t)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">建物倒壊</td> <td>木造建物</td> <td>204,649</td> </tr> <tr> <td>非木造建物</td> <td>377,580</td> </tr> <tr> <td>火災による焼失</td> <td></td> <td>49,622</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td>631,851</td> </tr> </tbody> </table>	被害区分	推定発生量(t)	建物倒壊	木造建物	204,649	非木造建物	377,580	火災による焼失		49,622	合 計		631,851
<u>立川断層帯地震（冬・18時・風速8m/s）</u>																					
<u>重量</u>	<u>体積</u>																				
<u>56万トン</u>	<u>61万m³</u>																				
被害区分	推定発生量(t)																				
建物倒壊	木造建物	204,649																			
	非木造建物	377,580																			
火災による焼失		49,622																			
合 計		631,851																			

頁	新	旧
3-15-18 ●	<p>第10節 被災住宅の応急修理（復旧対策）</p> <p>1 住宅の応急修理 <u>（復興班）</u></p> <p>(1) 修理の目的 災害救助法が適用された地域において、<u>震災により住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた場合</u>、居住に必要な最小限の応急修理を行う。これにより、被災した住宅の居住性を維持するとともに、取壊しに伴う<u>災害廃棄物</u>の発生や応急仮設住宅の需要の低減を図る。</p> <p>(2) 対象者 <u>災害のため住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理ができない者</u>及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者。</p>	<p>第10節 被災住宅の応急修理（復旧対策）</p> <p>1 住宅の応急修理 <u>（工事班）</u></p> <p>(1) 修理の目的 災害救助法が適用された地域において、<u>震災により住家が半焼又は半壊した場合</u>、居住に必要な最小限の応急修理を行う。これにより、被災した住宅の居住性を維持するとともに、取壊しに伴う<u>がれき</u>の発生や応急仮設住宅の需要の低減を図る。</p> <p>(2) 対象者 <u>災害のため住家が半壊し、又は半焼し、自らの資力では応急修理ができない者</u>及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者。</p>
3-15-18 ●	<p>2 応急修理の方法 <u>（復興班）</u></p> <p>(1) 修理 <u>都が、応急修理に関する協定締結団体と調整のうえ</u>、応急修理を行う業者のリストを作成し、市はリストより業者を指定し、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行う。</p> <p>(2) 経費 1世帯当たりの経費は、国の定める基準による。</p> <p>(3) 期間 <u>原則として、災害発生の日から3か月以内に完了する。（国の災害対策本部が設置された災害においては6か月以内に完了）</u></p> <p>(4) 応急修理後の事務 応急処理を実施した場合、都及び市は、必要な帳票を整備する。</p>	<p>2 応急修理の方法 <u>（工事班）</u></p> <p>(1) 修理 <u>都が、一般社団法人東京都建設業協会のあつ旋する建設業者により</u>、応急修理を行う業者のリストを作成し、市はリストより業者を指定し、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行う。<u>場合によっては、市が事務の委任を受ける。</u></p> <p>(2) 経費 1世帯当たりの経費は、国の定める基準による。</p> <p>(3) 期間 <u>原則として、災害発生の日から1か月以内に完了する。</u></p> <p>(4) 応急修理後の事務 応急処理を実施した場合、都及び市は、必要な帳票を整備する。</p>
3-15-19 ●	<p>第11節 応急仮設住宅の<u>供与</u>（復旧対策）</p> <p>1 <u>供与</u>の目的 <u>（復興班）</u></p> <p><u>都は、被害状況に応じて、災害救助法に基づき、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家が無い者であって、自己の資力では住家を得ることができない被災者に対して、応急仮設住宅等を迅速かつ的確に供与する。</u></p>	<p>第11節 応急仮設住宅の<u>供給</u>（復旧対策）</p> <p>1 <u>供給</u>の目的 <u>（工事班）</u></p> <p><u>災害救助法が適用された地域において、震災により住家を滅失し、自己の資力によっては、居住する住家を確保できない被災者に応急仮設住宅を供給する。</u></p>

3-15-19 ~ 3-15-20 ●	<p>2 応急仮設住宅の供給 <u>(復興班)</u></p> <p>(1) <u>公的住宅の活用による一時提供型住宅の供給</u> 都は都営住宅等の空き家を確保するとともに、独立行政法人都市再生機構、東京都住宅供給公社及び区市町村等に空き家の提供を求め、被災者に供給する。</p> <p>(2) <u>民間賃貸住宅を活用した賃貸型応急住宅の供給</u> 都は、関係団体と協力し、借上げにより民間賃貸住宅を被災者に提供する。</p> <p>(3) <u>建設型応急住宅</u> 都は、関係団体と協力して仮設住宅を建設し、被災者に提供する。</p> <p><u>【建設型応急住宅】</u></p>	<p>2 応急仮設住宅の供給 <u>(工事班)</u></p> <p>(1) <u>公的住宅の供給</u> 都は都営住宅等の空き家を確保するとともに、独立行政法人都市再生機構、東京都住宅供給公社及び区市町村等に空き家の提供を求め、被災者に供給する。</p> <p>(2) <u>民間賃貸住宅の供給</u> 都は、関係団体と協力し、借上げにより民間賃貸住宅を被災者に提供する。</p> <p>(3) <u>建設する仮設住宅の供給</u> 都は、関係団体と協力して仮設住宅を建設し、被災者に提供する。</p> <p>(4) <u>応急仮設住宅の建設</u></p>																				
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">事項</th> <th style="width: 85%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設 <u>候補</u> 地の確保</td> <td> <p>市は、あらかじめ次の点を考慮の上、建設 <u>候補</u> 地を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 接道及び用地の整備状況 ・ ライフラインの状況 ・ 避難場所などの利用の有無 <p>都は、常に最新の建設 <u>候補</u> 地の状況を把握しておくために、年1回市から報告を求める。</p> <p><u>都</u>は、市から建設 <u>候補</u> 地の報告を受けた際、東京消防庁に情報を提供する。</p> </td> </tr> <tr> <td>建設地</td> <td> <p>1 都は <u>区市町村から報告を受けた</u> 建設 <u>候補</u> 地の中から建設地を選定する。建設に当たっては、二次災害の危険がないよう配慮する。 <u>都住宅政策本部</u>は、建設地及び建設計画が決定した際、東京消防庁に必要な情報を提供する。</p> </td> </tr> <tr> <td>構造及び規模等</td> <td> <p><u>2 必要に応じて、集会所設置やバリアフリー対応など、被災者コミュニティや高齢者・障害者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。</u></p> <p><u>3 1戸当たりの規模は、国の定めに基づき、地域の実情、世帯構成等に応じて、都が設定する。</u></p> <p><u>4 1戸当たりの設置費用については、国の定めによる。</u></p> <p><u>5 都住宅政策本部は、建設する仮設住宅の標準仕様書について、東京消防庁、一般社団法人建設業協会、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会、一般社団法人日本木造住宅産業協会等と協議を行い、防火安全対策を実施する。</u></p> </td> </tr> <tr> <td>建設工事</td> <td> <p>1 災害発生の日から20日以内に着工する。</p> <p><u>2 都は、一般社団法人東京建設業協会、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会、又は一般社団法人日本木造住宅産業協会があっせんする建設業者に建設工事を発注する。</u></p> <p>3 必要に応じ、他の建設業者にも発注する。</p> <p><u>4 都は、必要に応じて、工事の監督を区市町村等に委任する。</u></p> <p><u>5 都住宅政策本部</u>は、建設工事が終了し、使用が開始されることについて、東京消防庁に情報を提供する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	事項	内 容	建設 <u>候補</u> 地の確保	<p>市は、あらかじめ次の点を考慮の上、建設 <u>候補</u> 地を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 接道及び用地の整備状況 ・ ライフラインの状況 ・ 避難場所などの利用の有無 <p>都は、常に最新の建設 <u>候補</u> 地の状況を把握しておくために、年1回市から報告を求める。</p> <p><u>都</u>は、市から建設 <u>候補</u> 地の報告を受けた際、東京消防庁に情報を提供する。</p>	建設地	<p>1 都は <u>区市町村から報告を受けた</u> 建設 <u>候補</u> 地の中から建設地を選定する。建設に当たっては、二次災害の危険がないよう配慮する。 <u>都住宅政策本部</u>は、建設地及び建設計画が決定した際、東京消防庁に必要な情報を提供する。</p>	構造及び規模等	<p><u>2 必要に応じて、集会所設置やバリアフリー対応など、被災者コミュニティや高齢者・障害者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。</u></p> <p><u>3 1戸当たりの規模は、国の定めに基づき、地域の実情、世帯構成等に応じて、都が設定する。</u></p> <p><u>4 1戸当たりの設置費用については、国の定めによる。</u></p> <p><u>5 都住宅政策本部は、建設する仮設住宅の標準仕様書について、東京消防庁、一般社団法人建設業協会、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会、一般社団法人日本木造住宅産業協会等と協議を行い、防火安全対策を実施する。</u></p>	建設工事	<p>1 災害発生の日から20日以内に着工する。</p> <p><u>2 都は、一般社団法人東京建設業協会、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会、又は一般社団法人日本木造住宅産業協会があっせんする建設業者に建設工事を発注する。</u></p> <p>3 必要に応じ、他の建設業者にも発注する。</p> <p><u>4 都は、必要に応じて、工事の監督を区市町村等に委任する。</u></p> <p><u>5 都住宅政策本部</u>は、建設工事が終了し、使用が開始されることについて、東京消防庁に情報を提供する。</p>	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">事項</th> <th style="width: 85%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設 <u>予定</u> 地の確保</td> <td> <p>市は、あらかじめ次の点を考慮の上、建設 <u>予定</u> 地を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 接道及び用地の整備状況 ・ ライフラインの状況 ・ 避難場所などの利用の有無 <p>都は、常に最新の建設 <u>予定</u> 地の状況を把握しておくために、年1回市から報告を求める。</p> <p><u>都都市整備局</u>は、市から建設 <u>予定</u> 地の報告を受けた際、東京消防庁に情報を提供する。</p> </td> </tr> <tr> <td>建設地</td> <td> <p>1 都は建設 <u>予定</u> 地の中から建設地を選定する。建設に当たっては、二次災害の危険がないよう配慮する。</p> <p>3 <u>都都市整備局</u>は、建設地及び建設計画が決定した際、東京消防庁に必要な情報を提供する。</p> </td> </tr> <tr> <td>構造及び規模等</td> <td> <p><u>2 1戸当たりの床面積は29.7㎡を標準とし、世帯人数に応じた規模の仮設住宅の供給に努める。</u></p> <p><u>3 1戸当たりの設置費用については、国の定めによる。</u></p> <p><u>4 都都市整備局は、建設する仮設住宅の標準仕様書について、東京消防庁及び一般社団法人プレハブ建築協会と協議を行い、防火安全対策を講じる。</u></p> </td> </tr> <tr> <td>建設工事</td> <td> <p>1 災害発生の日から20日以内に着工する。</p> <p><u>2 都は、一般社団法人東京都建設業協会及び一般社団法人プレハブ建築協会があっせんする建設業者に建設工事を発注する。</u></p> <p>3 必要に応じ、他の建設業者にも発注する。</p> <p><u>4 工事の監督は、都が行う。ただし、これにより難しい事情がある場合には、市等に委任する。</u></p> <p><u>5 都都市整備局</u>は、建設工事が終了し、使用が開始されることについて、東京消防庁に情報を提供する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	事項	内 容	建設 <u>予定</u> 地の確保	<p>市は、あらかじめ次の点を考慮の上、建設 <u>予定</u> 地を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 接道及び用地の整備状況 ・ ライフラインの状況 ・ 避難場所などの利用の有無 <p>都は、常に最新の建設 <u>予定</u> 地の状況を把握しておくために、年1回市から報告を求める。</p> <p><u>都都市整備局</u>は、市から建設 <u>予定</u> 地の報告を受けた際、東京消防庁に情報を提供する。</p>	建設地	<p>1 都は建設 <u>予定</u> 地の中から建設地を選定する。建設に当たっては、二次災害の危険がないよう配慮する。</p> <p>3 <u>都都市整備局</u>は、建設地及び建設計画が決定した際、東京消防庁に必要な情報を提供する。</p>	構造及び規模等	<p><u>2 1戸当たりの床面積は29.7㎡を標準とし、世帯人数に応じた規模の仮設住宅の供給に努める。</u></p> <p><u>3 1戸当たりの設置費用については、国の定めによる。</u></p> <p><u>4 都都市整備局は、建設する仮設住宅の標準仕様書について、東京消防庁及び一般社団法人プレハブ建築協会と協議を行い、防火安全対策を講じる。</u></p>	建設工事	<p>1 災害発生の日から20日以内に着工する。</p> <p><u>2 都は、一般社団法人東京都建設業協会及び一般社団法人プレハブ建築協会があっせんする建設業者に建設工事を発注する。</u></p> <p>3 必要に応じ、他の建設業者にも発注する。</p> <p><u>4 工事の監督は、都が行う。ただし、これにより難しい事情がある場合には、市等に委任する。</u></p> <p><u>5 都都市整備局</u>は、建設工事が終了し、使用が開始されることについて、東京消防庁に情報を提供する。</p>
	事項	内 容																				
	建設 <u>候補</u> 地の確保	<p>市は、あらかじめ次の点を考慮の上、建設 <u>候補</u> 地を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 接道及び用地の整備状況 ・ ライフラインの状況 ・ 避難場所などの利用の有無 <p>都は、常に最新の建設 <u>候補</u> 地の状況を把握しておくために、年1回市から報告を求める。</p> <p><u>都</u>は、市から建設 <u>候補</u> 地の報告を受けた際、東京消防庁に情報を提供する。</p>																				
建設地	<p>1 都は <u>区市町村から報告を受けた</u> 建設 <u>候補</u> 地の中から建設地を選定する。建設に当たっては、二次災害の危険がないよう配慮する。 <u>都住宅政策本部</u>は、建設地及び建設計画が決定した際、東京消防庁に必要な情報を提供する。</p>																					
構造及び規模等	<p><u>2 必要に応じて、集会所設置やバリアフリー対応など、被災者コミュニティや高齢者・障害者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。</u></p> <p><u>3 1戸当たりの規模は、国の定めに基づき、地域の実情、世帯構成等に応じて、都が設定する。</u></p> <p><u>4 1戸当たりの設置費用については、国の定めによる。</u></p> <p><u>5 都住宅政策本部は、建設する仮設住宅の標準仕様書について、東京消防庁、一般社団法人建設業協会、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会、一般社団法人日本木造住宅産業協会等と協議を行い、防火安全対策を実施する。</u></p>																					
建設工事	<p>1 災害発生の日から20日以内に着工する。</p> <p><u>2 都は、一般社団法人東京建設業協会、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会、又は一般社団法人日本木造住宅産業協会があっせんする建設業者に建設工事を発注する。</u></p> <p>3 必要に応じ、他の建設業者にも発注する。</p> <p><u>4 都は、必要に応じて、工事の監督を区市町村等に委任する。</u></p> <p><u>5 都住宅政策本部</u>は、建設工事が終了し、使用が開始されることについて、東京消防庁に情報を提供する。</p>																					
事項	内 容																					
建設 <u>予定</u> 地の確保	<p>市は、あらかじめ次の点を考慮の上、建設 <u>予定</u> 地を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 接道及び用地の整備状況 ・ ライフラインの状況 ・ 避難場所などの利用の有無 <p>都は、常に最新の建設 <u>予定</u> 地の状況を把握しておくために、年1回市から報告を求める。</p> <p><u>都都市整備局</u>は、市から建設 <u>予定</u> 地の報告を受けた際、東京消防庁に情報を提供する。</p>																					
建設地	<p>1 都は建設 <u>予定</u> 地の中から建設地を選定する。建設に当たっては、二次災害の危険がないよう配慮する。</p> <p>3 <u>都都市整備局</u>は、建設地及び建設計画が決定した際、東京消防庁に必要な情報を提供する。</p>																					
構造及び規模等	<p><u>2 1戸当たりの床面積は29.7㎡を標準とし、世帯人数に応じた規模の仮設住宅の供給に努める。</u></p> <p><u>3 1戸当たりの設置費用については、国の定めによる。</u></p> <p><u>4 都都市整備局は、建設する仮設住宅の標準仕様書について、東京消防庁及び一般社団法人プレハブ建築協会と協議を行い、防火安全対策を講じる。</u></p>																					
建設工事	<p>1 災害発生の日から20日以内に着工する。</p> <p><u>2 都は、一般社団法人東京都建設業協会及び一般社団法人プレハブ建築協会があっせんする建設業者に建設工事を発注する。</u></p> <p>3 必要に応じ、他の建設業者にも発注する。</p> <p><u>4 工事の監督は、都が行う。ただし、これにより難しい事情がある場合には、市等に委任する。</u></p> <p><u>5 都都市整備局</u>は、建設工事が終了し、使用が開始されることについて、東京消防庁に情報を提供する。</p>																					

頁	新	旧								
3-15-20 ●	(6) 入居者の募集・選定 イ 割り当てに際しては、原則として当該区市町村の行政区域内における必要戸数の確保が困難な場合を想定し、都が区市町村との調整を踏まえ、広域的に割り当てる。 エ 入居者の選定基準は都が策定し、それに基づき当該応急仮設住宅等が存する区市町村が入居者の選定を行う。	(6) 入居者の募集・選定 イ 割り当てに際しては、原則として当該区市町村の行政区域内の住宅を割り当てるが、必要戸数の確保が困難な場合には、区市町村相互間で融通し合う。 エ 入居者の選定基準は都が策定し、それに基づき区市町村が入居者の選定を行う。								
3-15-21 ●	第12節 被災者の生活相談等の支援（復旧対策） 災害により被害を受けた市民が、その痛手から速やかに再起し、生活の安定を早期に回復するよう、被災者に対する生活相談を実施する。 <u>被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができるよう環境の整備に努めるものとする。</u>	第12節 被災者の生活相談等の支援（復旧対策） 災害により被害を受けた市民が、その痛手から速やかに再起し、生活の安定を早期に回復するよう、被災者に対する生活相談を実施する。 <u>新規</u>								
3-15-21 ●	1 生活相談 (2) 相談内容 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>相談の内容等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td> <u>1 避難所における避難者、在宅避難者、域外への自主避難者等の全被災者（世帯）を対象とした被災者生活実態調査（被災者センサス）を実施する。</u> <u>2 被災者のための相談センターを設け、苦情又は要望を聴取しその解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡して対応を要請するものとする。</u> <u>3 被災者台帳に基づく各種被災者生活再建支援業務を推進する。</u> <u>4 被災者からの申請により、昭島消防署と連携して罹災証明を発行する。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	相談の内容等	市	<u>1 避難所における避難者、在宅避難者、域外への自主避難者等の全被災者（世帯）を対象とした被災者生活実態調査（被災者センサス）を実施する。</u> <u>2 被災者のための相談センターを設け、苦情又は要望を聴取しその解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡して対応を要請するものとする。</u> <u>3 被災者台帳に基づく各種被災者生活再建支援業務を推進する。</u> <u>4 被災者からの申請により、昭島消防署と連携して罹災証明を発行する。</u>	1 生活相談 (2) 相談内容 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>相談の内容等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td> <u>1 被災者のための相談センターを設け、苦情又は要望を聴取しその解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡して対応を要請するものとする。</u> <u>2 被災者台帳に基づく各種被災者生活再建支援業務を推進する。</u> <u>3 被災者からの申請により、昭島消防署と連携して罹災証明を発行する。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	相談の内容等	市	<u>1 被災者のための相談センターを設け、苦情又は要望を聴取しその解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡して対応を要請するものとする。</u> <u>2 被災者台帳に基づく各種被災者生活再建支援業務を推進する。</u> <u>3 被災者からの申請により、昭島消防署と連携して罹災証明を発行する。</u>
機関名	相談の内容等									
市	<u>1 避難所における避難者、在宅避難者、域外への自主避難者等の全被災者（世帯）を対象とした被災者生活実態調査（被災者センサス）を実施する。</u> <u>2 被災者のための相談センターを設け、苦情又は要望を聴取しその解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡して対応を要請するものとする。</u> <u>3 被災者台帳に基づく各種被災者生活再建支援業務を推進する。</u> <u>4 被災者からの申請により、昭島消防署と連携して罹災証明を発行する。</u>									
機関名	相談の内容等									
市	<u>1 被災者のための相談センターを設け、苦情又は要望を聴取しその解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡して対応を要請するものとする。</u> <u>2 被災者台帳に基づく各種被災者生活再建支援業務を推進する。</u> <u>3 被災者からの申請により、昭島消防署と連携して罹災証明を発行する。</u>									
3-15-23	第13節 被災者の生活再建資金援助等（復旧対策） (2) 生活福祉資金の貸付け 据置期間 貸付けの日から6か月以内	第13節 被災者の生活再建資金援助等（復旧対策） (2) 生活福祉資金の貸付け 据置期間 貸付けの日から6か月以内 <u>（特別の場合2年以内）</u>								
3-15-25	第14節 <u>あっせん</u>	第14節 <u>あっ旋</u>								
3-15-26 ●	第15節 租税等の徴収猶予及び減免等（復旧対策） <u>5 森林環境税（国税）の減免</u> <u>市（都）民税均等割額と併せて賦課徴収を行う森林環境税（国税）について、被災した納税者の状況に応じて減免を行う。（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第11条、第12条 ※令和6年1月1日施行）</u>	第15節 租税等の徴収猶予及び減免等（復旧対策） <u>5 新規</u>								

頁	新	旧												
3-15-27 ●	第16節 その他の生活確保（復旧計画） 1 郵便・電話料金などの免除等 <table border="1" data-bbox="293 276 1191 655"> <thead> <tr> <th data-bbox="293 276 432 312">機関名</th> <th data-bbox="432 276 1191 312">料金免除等の取扱い</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="293 312 432 475"> 日本郵便株式会社 東京支社 </td> <td data-bbox="432 312 1191 475"> 1 郵便関係 (1) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除 (4) <u>被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 475 432 655"> <u>NTT東日本</u> <u>NTTコミュニケー</u> <u>ションズ</u> <u>NTTドコ</u> <u>モ</u> </td> <td data-bbox="432 475 1191 655"> 1 <u>NTTの規定に該当する被災者又は避難者の基本料金の減免及び仮住居への移転工事費の無料化を実施</u> 2 <u>災害救助法適用地域のお客様の電話料金の支払期限の延長</u> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	料金免除等の取扱い	日本郵便株式会社 東京支社	1 郵便関係 (1) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除 (4) <u>被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分</u>	<u>NTT東日本</u> <u>NTTコミュニケー</u> <u>ションズ</u> <u>NTTドコ</u> <u>モ</u>	1 <u>NTTの規定に該当する被災者又は避難者の基本料金の減免及び仮住居への移転工事費の無料化を実施</u> 2 <u>災害救助法適用地域のお客様の電話料金の支払期限の延長</u>	第16節 その他の生活確保（復旧計画） 1 郵便・電話料金などの免除等 <table border="1" data-bbox="1218 276 2125 571"> <thead> <tr> <th data-bbox="1218 276 1357 312">機関名</th> <th data-bbox="1357 276 2125 312">料金免除等の取扱い</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1218 312 1357 475"> 日本郵便株式会社 東京支社 </td> <td data-bbox="1357 312 2125 475"> 1 郵便関係 (1) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除 (4) <u>利用の制限又は業務の一部停止</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1218 475 1357 571"> <u>東日本電信電話株式会社</u> </td> <td data-bbox="1357 475 2125 571"> <u>災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、臨時に料金又は工事に</u> <u>関する費用を減免することがある。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	料金免除等の取扱い	日本郵便株式会社 東京支社	1 郵便関係 (1) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除 (4) <u>利用の制限又は業務の一部停止</u>	<u>東日本電信電話株式会社</u>	<u>災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、臨時に料金又は工事に</u> <u>関する費用を減免することがある。</u>
機関名	料金免除等の取扱い													
日本郵便株式会社 東京支社	1 郵便関係 (1) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除 (4) <u>被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分</u>													
<u>NTT東日本</u> <u>NTTコミュニケー</u> <u>ションズ</u> <u>NTTドコ</u> <u>モ</u>	1 <u>NTTの規定に該当する被災者又は避難者の基本料金の減免及び仮住居への移転工事費の無料化を実施</u> 2 <u>災害救助法適用地域のお客様の電話料金の支払期限の延長</u>													
機関名	料金免除等の取扱い													
日本郵便株式会社 東京支社	1 郵便関係 (1) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除 (4) <u>利用の制限又は業務の一部停止</u>													
<u>東日本電信電話株式会社</u>	<u>災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、臨時に料金又は工事に</u> <u>関する費用を減免することがある。</u>													
3-16-2 ●	第16章 激甚災害の指定 第1節 激甚災害の指定手続 【関係法令】 ・ 災害対策基本法第97条・98条・ <u>99条</u> ・ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律	第16章 激甚災害の指定 第1節 激甚災害の指定手続 【関係法令】 ・ 災害対策基本法第97条・98条 ・ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律												
4-1-1 ●	第4部 風水害計画 第1章 計画の目的、対象 1 目的 <u>避難指示等</u> 2 避難誘導體制の確立 <u>避難指示等</u>	第4部 風水害計画 第1章 計画の目的、対象 1 目的 <u>避難情報</u> 2 避難誘導體制の確立 <u>避難情報</u>												

頁	新	旧																																																				
4-2-1	<p>第2章 情報収集及び伝達 第1節 気象予報の収集・伝達 2 水防活動に係る注意報及び警報の基準 (1) 気象情報及び注意</p> <p style="text-align: right;">令和5年6月20日現在</p> <table border="1" data-bbox="293 373 1196 831"> <tr> <td rowspan="4">注意報</td> <td rowspan="2">大雨</td> <td>表面雨量指数基準</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>土壌雨量指数基準</td> <td>159</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">洪水</td> <td>流域雨量指数基準</td> <td>残堀川流域=14.7</td> </tr> <tr> <td>複合基準(表面雨量指数と流域雨量指数の組み合わせ)</td> <td>多摩川流域=(10, 38.2) 残堀川流域=(6, 14.7)</td> </tr> <tr> <td>指定河川洪水予報による基準</td> <td>多摩川 [調布橋]</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">警報</td> <td rowspan="2">大雨 浸水害 土砂災害</td> <td>表面雨量指数基準</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>土壌雨量指数基準</td> <td>179</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">洪水</td> <td>流域雨量指数基準</td> <td>残堀川流域=18.4</td> </tr> <tr> <td>複合基準(表面雨量指数と流域雨量指数の組み合わせ)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>指定河川洪水予報による基準</td> <td>多摩川 [調布橋]</td> </tr> </table>	注意報	大雨	表面雨量指数基準	12	土壌雨量指数基準	159	洪水	流域雨量指数基準	残堀川流域=14.7	複合基準(表面雨量指数と流域雨量指数の組み合わせ)	多摩川流域=(10, 38.2) 残堀川流域=(6, 14.7)	指定河川洪水予報による基準	多摩川 [調布橋]	警報	大雨 浸水害 土砂災害	表面雨量指数基準	16	土壌雨量指数基準	179	洪水	流域雨量指数基準	残堀川流域=18.4	複合基準(表面雨量指数と流域雨量指数の組み合わせ)	—	指定河川洪水予報による基準	多摩川 [調布橋]	<p>第2章 情報収集及び伝達 第1節 気象予報の収集・伝達 2 水防活動に係る注意報及び警報の基準 (1) 気象情報及び注意報</p> <p style="text-align: right;">令和3年6月8日現在</p> <table border="1" data-bbox="1223 373 2125 831"> <tr> <td rowspan="4">注意報</td> <td rowspan="2">大雨</td> <td>表面雨量指数基準</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>土壌雨量指数基準</td> <td>139</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">洪水</td> <td>流域雨量指数基準</td> <td>残堀川流域=14.8</td> </tr> <tr> <td>複合基準(表面雨量指数と流域雨量指数の組み合わせ)</td> <td>多摩川流域=(10, 38.2) 残堀川流域=(6, 14.8)</td> </tr> <tr> <td>指定河川洪水予報による基準</td> <td>多摩川 [調布橋]</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">警報</td> <td rowspan="2">大雨 浸水害 土砂災害</td> <td>表面雨量指数基準</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>土壌雨量指数基準</td> <td>179</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">洪水</td> <td>流域雨量指数基準</td> <td>残堀川流域=18.6</td> </tr> <tr> <td>複合基準(表面雨量指数と流域雨量指数の組み合わせ)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>指定河川洪水予報による基準</td> <td>多摩川 [調布橋]</td> </tr> </table>	注意報	大雨	表面雨量指数基準	12	土壌雨量指数基準	139	洪水	流域雨量指数基準	残堀川流域=14.8	複合基準(表面雨量指数と流域雨量指数の組み合わせ)	多摩川流域=(10, 38.2) 残堀川流域=(6, 14.8)	指定河川洪水予報による基準	多摩川 [調布橋]	警報	大雨 浸水害 土砂災害	表面雨量指数基準	16	土壌雨量指数基準	179	洪水	流域雨量指数基準	残堀川流域=18.6	複合基準(表面雨量指数と流域雨量指数の組み合わせ)	—	指定河川洪水予報による基準	多摩川 [調布橋]
注意報	大雨			表面雨量指数基準	12																																																	
			土壌雨量指数基準	159																																																		
	洪水		流域雨量指数基準	残堀川流域=14.7																																																		
		複合基準(表面雨量指数と流域雨量指数の組み合わせ)	多摩川流域=(10, 38.2) 残堀川流域=(6, 14.7)																																																			
指定河川洪水予報による基準		多摩川 [調布橋]																																																				
警報	大雨 浸水害 土砂災害	表面雨量指数基準	16																																																			
		土壌雨量指数基準	179																																																			
	洪水	流域雨量指数基準	残堀川流域=18.4																																																			
		複合基準(表面雨量指数と流域雨量指数の組み合わせ)	—																																																			
		指定河川洪水予報による基準	多摩川 [調布橋]																																																			
注意報	大雨	表面雨量指数基準	12																																																			
		土壌雨量指数基準	139																																																			
	洪水	流域雨量指数基準	残堀川流域=14.8																																																			
		複合基準(表面雨量指数と流域雨量指数の組み合わせ)	多摩川流域=(10, 38.2) 残堀川流域=(6, 14.8)																																																			
指定河川洪水予報による基準		多摩川 [調布橋]																																																				
警報	大雨 浸水害 土砂災害	表面雨量指数基準	16																																																			
		土壌雨量指数基準	179																																																			
	洪水	流域雨量指数基準	残堀川流域=18.6																																																			
		複合基準(表面雨量指数と流域雨量指数の組み合わせ)	—																																																			
		指定河川洪水予報による基準	多摩川 [調布橋]																																																			
4-2-3	4 情報の伝達経路 総務部防災安全課	4 情報の伝達経路 総務部防災課																																																				

頁	新	旧																														
4-2-4 ◆	<p>第2節 洪水予報の収集・伝達 2 洪水予報の種類と発表基準</p> <table border="1" data-bbox="293 276 1191 703"> <thead> <tr> <th>基準地点</th> <th>区 分</th> <th>発 表 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調布橋</td> <td>多摩川氾濫注意 情報</td> <td>・基準地点のいずれかの水位が、氾濫注意水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき</td> </tr> <tr> <td>石原</td> <td>多摩川氾濫警戒 情報</td> <td>・基準地点のいずれかの水位が、一定時間後に氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき</td> </tr> <tr> <td>田園調布（上）</td> <td>多摩川氾濫危険 情報</td> <td>・基準地点のいずれかの水位が、<u>急激な上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき、あるいは、氾濫危険水位に到達したとき</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>多摩川氾濫発生 情報</td> <td>・洪水予報を行う区域において、氾濫が発生したとき</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 多摩川洪水予報実施区域 (1) 洪水予報実施区域 左岸 東京都 青梅市 大柳町1575番地先</p>	基準地点	区 分	発 表 基 準	調布橋	多摩川氾濫注意 情報	・基準地点のいずれかの水位が、氾濫注意水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき	石原	多摩川氾濫警戒 情報	・基準地点のいずれかの水位が、一定時間後に氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき	田園調布（上）	多摩川氾濫危険 情報	・基準地点のいずれかの水位が、 <u>急激な上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき、あるいは、氾濫危険水位に到達したとき</u>		多摩川氾濫発生 情報	・洪水予報を行う区域において、氾濫が発生したとき	<p>第2節 洪水予報の収集・伝達 2 洪水予報の種類と発表基準</p> <table border="1" data-bbox="1223 276 2121 639"> <thead> <tr> <th>基準地点</th> <th>区 分</th> <th>発 表 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調布橋</td> <td>多摩川氾濫注意 情報</td> <td>・基準地点のいずれかの水位が、氾濫注意水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき</td> </tr> <tr> <td>石原</td> <td>多摩川氾濫警戒 情報</td> <td>・基準地点のいずれかの水位が、一定時間後に氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき</td> </tr> <tr> <td>田園調布（上）</td> <td>多摩川氾濫危険 情報</td> <td>・基準地点のいずれかの水位が、<u>氾濫危険水位に到達したとき</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>多摩川氾濫発生 情報</td> <td>・洪水予報を行う区域において、氾濫が発生したとき</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 多摩川洪水予報実施区域 (1) 洪水予報実施区域 左岸 東京都 青梅市 大柳町1575地先</p>	基準地点	区 分	発 表 基 準	調布橋	多摩川氾濫注意 情報	・基準地点のいずれかの水位が、氾濫注意水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき	石原	多摩川氾濫警戒 情報	・基準地点のいずれかの水位が、一定時間後に氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき	田園調布（上）	多摩川氾濫危険 情報	・基準地点のいずれかの水位が、 <u>氾濫危険水位に到達したとき</u>		多摩川氾濫発生 情報	・洪水予報を行う区域において、氾濫が発生したとき
基準地点	区 分	発 表 基 準																														
調布橋	多摩川氾濫注意 情報	・基準地点のいずれかの水位が、氾濫注意水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき																														
石原	多摩川氾濫警戒 情報	・基準地点のいずれかの水位が、一定時間後に氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき																														
田園調布（上）	多摩川氾濫危険 情報	・基準地点のいずれかの水位が、 <u>急激な上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき、あるいは、氾濫危険水位に到達したとき</u>																														
	多摩川氾濫発生 情報	・洪水予報を行う区域において、氾濫が発生したとき																														
基準地点	区 分	発 表 基 準																														
調布橋	多摩川氾濫注意 情報	・基準地点のいずれかの水位が、氾濫注意水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき																														
石原	多摩川氾濫警戒 情報	・基準地点のいずれかの水位が、一定時間後に氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき																														
田園調布（上）	多摩川氾濫危険 情報	・基準地点のいずれかの水位が、 <u>氾濫危険水位に到達したとき</u>																														
	多摩川氾濫発生 情報	・洪水予報を行う区域において、氾濫が発生したとき																														
4-2-6	<p>4 情報の伝達経路 東京都総務局総合防災部 東京都港湾局、東京都水道局、東京都下水道局 東京都建設局河川部 東京都北多摩北部建設事務所 ※ 昭島市総務部防災安全課は、水防担当部署及び避難指示等発令部署としての連絡先とする。</p>	<p>4 情報の伝達経路 総務局総合防災部 港湾局、水道局、下水道局 建設局河川部 北多摩北部建設事務所 ※ 昭島市総務部防災課は、水防担当部署及び避難情報発令部署としての連絡先とする。</p>																														
4-2-7	<p>第3節 水防警報の収集・伝達 2 水防警報河川 また、その区域は洪水予報実施区域と同じく青梅市大柳町1575番地先（万年橋）から河口までとなっている。</p>	<p>第3節 水防警報の収集・伝達 2 水防警報河川 また、その区域は洪水予報実施区域と同じく青梅市万年橋から河口までとなっている。</p>																														
4-2-8	<p>4 水防警報発表基準水位 自 青梅市大柳町1575番地先</p>	<p>4 水防警報発表基準水位 自 青梅市大柳町1575番地先</p>																														
4-2-9	<p>6 多摩川重要水防箇所 図更新（令和5年度） 多摩川左岸（一覧表の更新） 多摩川右岸（一覧表の更新）</p>	<p>6 多摩川重要水防箇所 図（令和3年度） 多摩川左岸 多摩川右岸</p>																														

頁	新	旧
4-2-12	<p>7 情報の伝達経路 (2) 多摩川水防警報伝達系統図 <u>東京都建設局河川部</u> <u>東京都総務局総合防災部</u> <u>東京都北多摩北部建設事務所</u> <u>防災安全課</u></p> <p>※ 昭島市総務部<u>防災安全課</u>は、水防担当部署及び<u>避難指示等</u>発令部署としての連絡先とする。</p>	<p>7 情報の伝達経路 (2) 多摩川水防警報伝達系統図 <u>建設局河川部</u> <u>総務局総合防災部</u> <u>北多摩北部建設事務所</u> <u>防災課</u></p> <p>※ 昭島市総務部<u>防災課</u>は、水防担当部署及び<u>避難情報</u>発令部署としての連絡先とする。</p>
4-2-13 ●	<p>第4節 土砂災害警戒情報の発表 <u>避難指示等</u> 2 各機関の役割分担 <u>避難指示等</u></p>	<p>第4節 土砂災害警戒情報の発表 <u>避難情報</u> 2 各機関の役割分担 <u>避難情報</u></p>
4-2-15	<p>4 土砂災害警報情報の伝達経路 ※ 昭島市総務部<u>防災安全課</u>は、水防担当部署及び<u>避難指示等</u>発令部署としての連絡先とする。</p>	<p>4 土砂災害警報情報の伝達経路 ※ 昭島市総務部<u>防災課</u>は、水防担当部署及び<u>避難情報</u>発令部署としての連絡先とする。</p>
4-2-16	<p>第5節 竜巻等の激しい突風の発生するおそれがある時の情報の収集・伝達 1 竜巻等の発生に係る情報発表 (4) 竜巻発生確度ナウキャスト 竜巻などの激しい突風が発生する可能性がある。発生確度1以上の地域では、予測的中率※1は1～7%程度であり、発生確度2に比べて低くなるが、<u>補捉率</u>は80%程度であり、見逃しが少ない。</p>	<p>第5節 竜巻等の激しい突風の発生するおそれがある時の情報の収集・伝達 1 竜巻等の発生に係る情報発表 (4) 竜巻発生確度ナウキャスト 竜巻などの激しい突風が発生する可能性がある。発生確度1以上の地域では、予測的中率※1は1～7%程度であり、発生確度2に比べて低くなるが、<u>補足率</u>は80%程度であり、見逃しが少ない。</p>
4-2-18 ●	<p>第6節 その他の河川情報の収集・伝達 <u>東京都建設局河川部</u> <u>東京都総務局総合防災部</u></p>	<p>第6節 その他の河川情報の収集・伝達 <u>建設局河川部</u> <u>総務局総合防災部</u></p>
4-3-1	<p>第3章 水防活動 第1節 水防活動の体制 2 情報連絡体制 昭島市に気象警報が発表された場合、又は台風の進路等により、48時間以内に市域に気象災害が発生すると予想される場合、総務部<u>防災安全課</u>（以下「<u>防災安全課</u>」という。）は、気象予報や都総務局総合防災部の情報を収集・分析し水防活動に備え、関係部署に情報提供を行う。</p>	<p>第3章 水防活動 第1節 水防活動の体制 2 情報連絡体制 昭島市に気象警報が発表された場合、又は台風の進路等により、48時間以内に市域に気象災害が発生すると予想される場合、総務部<u>防災課</u>（以下「<u>防災課</u>」という。）は、気象予報や都総務局総合防災部の情報を収集・分析し水防活動に備え、関係部署に情報提供を行う。</p>
4-3-2	<p>3 水防対策連絡会議 (1) 情報連絡体制時に、<u>防災安全課</u>からの具申及び気象状況等から、副市長の判断により、市域に予想される災害への対応策等を検討するために水防対策連絡会議を開催し、情報の共有を図るとともに、対策の準備に当たるものとする。</p>	<p>3 水防対策連絡会議 (1) 情報連絡体制時に、<u>防災課</u>からの具申及び気象状況等から、副市長の判断により、市域に予想される災害への対応策等を検討するために水防対策連絡会議を開催し、情報の共有を図るとともに、対策の準備に当たるものとする。</p>

頁	新	旧
4-3-4	第2節 水防本部 3 水防本部設置の手続 (1) 水防本部設置の手続 イ 水防対策連絡会議を開催できない状況等においては、 <u>防災安全課長</u> が情報連絡体制により収集した情報を危機管理担当部長に報告し、危機管理担当部長は、収集した情報を分析し、都市整備部長と協議の上、市域に被害の発生するおそれがあると判断した場合は、副市長に報告の上、水防本部の設置を市長に具申する。	第2節 水防本部 3 水防本部設置の手続 (1) 水防本部設置の手続 イ 水防対策連絡会議を開催できない状況等においては、 <u>防災課長</u> が情報連絡体制により収集した情報を危機管理担当部長に報告し、危機管理担当部長は、収集した情報を分析し、都市整備部長と協議の上、市域に被害の発生するおそれがあると判断した場合は、副市長に報告の上、水防本部の設置を市長に具申する。
4-3-5	4 水防体制の流れ ① 情報連絡体制 <u>防災安全課</u> による情報収集	4 水防体制の流れ ① 情報連絡体制 <u>防災課</u> による情報収集
4-3-6	5 水防本部の組織 (1) 組織 <u>消防団員</u> (2) 構成員 ・ <u>削除</u> ・ <u>保健医療担当部長</u> ・ <u>総務課職員</u> ・ <u>防災安全課職員</u> ・ <u>情報システム課職員</u> ・ <u>教育総務課職員</u> ・ <u>アキシマエンシス管理課職員</u>	5 水防本部の組織 (1) 組織 <u>昭島市消防団員</u> (2) 構成員 ・ <u>政策担当部長</u> ・ <u>新規</u> ・ <u>契約管財課職員</u> ・ <u>防災課職員</u> ・ <u>情報推進課職員</u> ・ <u>庶務課職員</u> ・ <u>市民図書館管理課職員</u>
4-3-7 ～ 4-3-11	6 水防本部の業務内容 ・ <u>総務課</u> ・ <u>防災安全課</u> ・ <u>情報システム課</u> ・ <u>教育総務課</u> ・ <u>アキシマエンシス管理課</u> ・ <u>都市計画課 避難所の開設及び収容の応援協力に関すること。</u> ・ <u>アキシマエンシス管理課 4 文化財及び社会教育施設の保全に関すること。</u>	6 水防本部の業務内容 ・ <u>契約管財課</u> ・ <u>防災課</u> ・ <u>情報推進課</u> ・ <u>庶務課</u> ・ <u>市民図書館管理課</u> ・ <u>都市計画課 避難所(市立会館、市民会館、公民館、アキシマエンシス、以下この項において同じ。)の開設及び収容の応援協力に関すること。</u> ・ <u>社会教育課 1 文化財及び社会教育施設の保全に関すること。</u>
4-3-13	第3節 水防本部体制の職員配備 3 勤務時間外の連絡体制 ○ <u>防災安全課長</u> は危機管理担当部長、総務部長、都市整備部長へ連絡 ・ <u>防災安全課長</u> ・ <u>防災安全課長</u>	第3節 水防本部体制の職員配備 3 勤務時間外の連絡体制 ○ <u>防災課長</u> は危機管理担当部長、総務部長、都市整備部長へ連絡 ・ <u>防災課長</u> ・ <u>防災課長</u>

頁	新	旧
4-3-14	<p>第4節 市の水防活動</p> <p>2 水防警戒態勢の活動</p> <p>(1) 資器材の調達 <u>防災安全課</u>及び<u>管理課</u>職員は、水防活動に必要な資器材や車両を調達し、出動の準備を行う。</p> <p>(2) 河川等の警戒・巡視 <u>防災安全課</u>及び<u>管理課</u>職員は、河川及び市域の水防危険箇所を巡視し、警戒活動を行う。異常を発見したときは、直ちに災害対策部長及び水防対策部長に報告し、事態に応じた水防活動を実施する。</p> <p>(3) 公共下水道雨水管の巡視 <u>下水道課</u>職員は、公共下水道雨水管きよを巡視し、警戒活動を行う。異常を発見したときは、直ちに水防対策部長に報告し、事態に応じた水防活動を実施する。</p> <p>(4) 用水の警戒・巡視 <u>環境課</u>職員は、市域の用水を巡視し、警戒活動を行う。異常を発見したときは、直ちに災害対策部長に報告する。</p> <p>(8) ホームレス対策 <u>防災安全課</u>及び生活福祉課職員は、多摩川河川敷に居住するホームレスに対して、事前に避難するよう、必要な警告を行う。</p>	<p>第4節 市の水防活動</p> <p>2 水防警戒態勢の活動</p> <p>(1) 資器材の調達 <u>防災課</u>及び<u>都市整備部管理課</u>（以下「<u>管理課</u>という。）職員は、水防活動に必要な資器材や車両を調達し、出動の準備を行う。</p> <p>(2) 河川等の警戒・巡視 <u>防災課</u>及び<u>管理課</u>職員は、河川及び市域の水防危険箇所を巡視し、警戒活動を行う。異常を発見したときは、直ちに災害対策部長及び水防対策部長に報告し、事態に応じた水防活動を実施する。</p> <p>(3) 公共下水道雨水管の巡視 <u>都市整備部下水道課</u>（以下「<u>下水道課</u>という。）職員は、公共下水道雨水管きよを巡視し、警戒活動を行う。異常を発見したときは、直ちに水防対策部長に報告し、事態に応じた水防活動を実施する。</p> <p>(4) 用水の警戒・巡視 <u>環境部環境課</u>職員は、市域の用水を巡視し、警戒活動を行う。異常を発見したときは、直ちに災害対策部長に報告する。</p> <p>(8) ホームレス対策 <u>防災課</u>及び生活福祉課職員は、多摩川河川敷に居住するホームレスに対して、事前に避難するよう、必要な警告を行う。</p>
4-3-15	<p>3 水防非常配備態勢の活動</p> <p><u>避難指示等</u></p> <p>(2) 河川の水防活動 本部長は、堤防その他の河川施設に浸水等の被害を確認したときは、直ちに関係機関に連絡するとともに被害を最小限に食い止めるため、<u>昭島消防署</u>、消防団等と連携し浸水の防御活動に当たる。</p>	<p>3 水防非常配備態勢の活動</p> <p><u>避難情報</u></p> <p>(2) 河川の水防活動 本部長は、堤防その他の河川施設に浸水等の被害を確認したときは、直ちに関係機関に連絡するとともに被害を最小限に食い止めるため、<u>消防署</u>、消防団等と連携し浸水の防御活動に当たる。</p>
4-3-16	<p>5 住民への広報</p> <p><u>避難指示等</u></p>	<p>5 住民への広報</p> <p><u>避難情報</u></p>
4-3-17	<p>7 消防団の活動</p> <p><u>消防団本部</u></p>	<p>7 消防団の活動</p> <p><u>消防団本団</u></p>
4-3-19	<p>第6節 東京都との連携</p> <p><u>橋梁</u></p> <p><u>東京都 水防災総合情報システム</u></p>	<p>第6節 東京都との連携</p> <p><u>橋りょう</u></p> <p><u>建設局「水防災総合情報システム」</u></p>

頁	新	旧				
4-3-20 ●	<p>第7節 水防活動に係る協力体制の推進</p> <p>2 浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び大規模工場等における自主的な避難確保、浸水防止対策の推進</p> <p>ウ 前イの計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、当該計画、又は水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第15条に定める自衛水防組織の構成員等の事項を、遅滞なく、市長に報告しなければならない。当該計画または当該事項を変更したときも、同様とする。<u>また、当該計画に基づく避難の確保のための訓練を実施した結果を市長に報告しなければならない。</u></p>	<p>第7節 水防活動に係る協力体制の推進</p> <p>2 浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び大規模工場等における自主的な避難確保、浸水防止対策の推進</p> <p>ウ 前イの計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、当該計画、又は水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第15条に定める自衛水防組織の構成員等の事項を、遅滞なく、市長に報告しなければならない。当該計画または当該事項を変更したときも、同様とする。</p>				
4-4-1	<p>第4章 避難計画</p> <p><u>避難指示等</u></p> <p>2 自主避難所</p> <p><u>避難指示等</u></p> <p>4 避難所の運営</p> <p>自主避難所等の運営は、<u>市職員及び</u>第2部第8章第4節「避難所の運営管理体制の整備等」で設置している学校避難所運営委員会の運営委員長等が、事前に指定する避難所の運営を実施するほか、水防本部の避難所担当課が指定する職員が施設管理者の協力を得て実施する。</p> <p>なお、大規模な被害が発生して避難所を長期に開設する場合には、第3部第7章第2節6「避難所の運営等」に準じる。</p>	<p>第4章 避難計画</p> <p><u>避難情報</u></p> <p>2 自主避難所</p> <p><u>避難情報</u></p> <p>4 避難所の運営</p> <p>自主避難所等の運営は、<u>第3部第1章第2節1「勤務時間外の初動態勢」の初動班Ⅱ</u>の職員及び第2部第8章第4節「避難所の運営管理体制の整備等」で設置している学校避難所運営委員会の運営委員長等が、事前に指定する避難所の運営を実施するほか、水防本部の避難所担当課が指定する職員が施設管理者の協力を得て実施する。</p> <p>なお、大規模な被害が発生して避難所を長期に開設する場合には、第3部第7章第2節6「避難所の運営等」に準じる。</p>				
4-4-2	<p>第2節 <u>避難指示等</u></p> <p>1 <u>避難指示等</u>の発令</p> <p>2 <u>避難指示等</u>の発令の判断基準</p>	<p>第2節 <u>避難情報</u></p> <p>1 <u>避難情報</u>の発令</p> <p>2 <u>避難情報</u>の発令の判断基準</p>				
4-4-3	<p>多摩川洪水に係る<u>避難指示等</u>の判断基準については、以下のとおりとする。</p> <p>【多摩川洪水に係る<u>避難指示等</u>の発令の判断基準】</p> <table border="1" data-bbox="293 1023 1191 1150"> <tr> <td data-bbox="293 1023 488 1150">緊急安全確保</td> <td data-bbox="488 1023 1191 1150"><u>氾濫開始相当水位（多摩川右岸 3.82m・多摩川左岸 5.91m）に到達したとき</u>、又は洪水の危険度分布で「氾濫している可能性」になった場合、又は決壊や越水・溢水の発生する恐れがある場合、又は決壊や越水・溢水が発生したとき</td> </tr> </table>	緊急安全確保	<u>氾濫開始相当水位（多摩川右岸 3.82m・多摩川左岸 5.91m）に到達したとき</u> 、又は洪水の危険度分布で「氾濫している可能性」になった場合、又は決壊や越水・溢水の発生する恐れがある場合、又は決壊や越水・溢水が発生したとき	<p>多摩川洪水に係る避難情報の判断基準については、以下のとおりとする。</p> <p>【多摩川洪水に係る避難情報の発令の判断基準】</p> <table border="1" data-bbox="1223 1023 2132 1118"> <tr> <td data-bbox="1223 1023 1395 1118">緊急安全確保</td> <td data-bbox="1395 1023 2132 1118"><u>氾濫開始相当水位（4.0m）に到達したとき</u>、又は洪水の危険度分布で「氾濫している可能性」になった場合、又は決壊や越水・溢水の発生する恐れがある場合、又は決壊や越水・溢水が発生したとき</td> </tr> </table>	緊急安全確保	<u>氾濫開始相当水位（4.0m）に到達したとき</u> 、又は洪水の危険度分布で「氾濫している可能性」になった場合、又は決壊や越水・溢水の発生する恐れがある場合、又は決壊や越水・溢水が発生したとき
緊急安全確保	<u>氾濫開始相当水位（多摩川右岸 3.82m・多摩川左岸 5.91m）に到達したとき</u> 、又は洪水の危険度分布で「氾濫している可能性」になった場合、又は決壊や越水・溢水の発生する恐れがある場合、又は決壊や越水・溢水が発生したとき					
緊急安全確保	<u>氾濫開始相当水位（4.0m）に到達したとき</u> 、又は洪水の危険度分布で「氾濫している可能性」になった場合、又は決壊や越水・溢水の発生する恐れがある場合、又は決壊や越水・溢水が発生したとき					
4-4-4	<p>【残堀川流域浸水予想について】</p> <p>都及び区市で構成される都市型水害対策連絡会では、平成12年9月に発生した東海豪雨（総雨量 589mm、時間最大雨量 114mm）と同等の豪雨が都内で発生した場合を想定したシミュレーションを実施し、平成17年6月に残堀川流域浸水予想区域図を作成したが、平成27年5月の水防法改正を踏まえ、対象降雨を「東海豪雨」から「想定し得る最大規模の降雨※（総雨量 690mm 時間最大雨量 153 mm）」に変更して浸水予想区域図を令和元年に改定した。本市における浸水予想地域は下記のとおりである。</p> <p>【残堀川洪水に係る<u>避難指示等</u>の発令の判断基準】</p>	<p>【残堀川流域浸水予想について】</p> <p>都及び区市で構成される都市型水害対策連絡会では、平成12年9月に発生した東海豪雨（総雨量 589mm、時間最大雨量 114mm）と同等の豪雨が都内で発生した場合を想定したシミュレーションを実施し、平成17年6月に残堀川流域浸水予想区域図を作成したが、平成27年5月の水防法改正を踏まえ、対象降雨を「東海豪雨」から「想定し得る最大規模の降雨※（時間最大雨量 153 <u>ミリメートル</u>）」に変更して浸水予想区域図を令和元年に改定した。本市における浸水予想地域は下記のとおりである。</p> <p>【残堀川洪水に係る<u>避難情報</u>の発令の判断基準】</p>				

頁	新	旧
4-4-5	<p>急傾斜地崩壊危険箇所、土砂災害（特別）警戒区域に係る<u>避難指示等</u>の発令の判断基準については、以下のとおりとする。</p> <p>【急傾斜地崩壊危険箇所、土砂災害（特別）警戒区域等に係る<u>避難指示等</u>の発令の判断基準】</p>	<p>急傾斜地崩壊危険箇所、土砂災害（特別）警戒区域に係る<u>避難情報</u>の発令の判断基準については、以下のとおりとする。</p> <p>【急傾斜地崩壊危険箇所、土砂災害（特別）警戒区域等に係る<u>避難情報</u>の発令の判断基準】</p>
4-4-5 □	<p>4 <u>避難指示等</u>の広報 <u>避難指示等</u>の伝達は、<u>昭島警察署、昭島消防署</u>、消防団等の協力を得るなど、あらゆる広報手段を利用して、当該地域の住民に対して迅速かつ的確に伝達する。</p> <p>【<u>避難指示等</u>の伝達方法】</p> <p><u>市メール配信サービス</u> <u>市公式X</u> <u>市公式LINE</u> <u>その他</u></p> <p>5 避難誘導 市本部は、<u>避難指示等</u>の発令があった場合は、<u>昭島警察署、昭島消防署</u>、消防団、自主防災組織、<u>自治会</u>等の協力を得て、迅速な避難誘導を行う。</p>	<p>4 <u>避難情報</u>の広報 <u>避難情報</u>の伝達は、<u>警察署、消防署</u>、消防団等の協力を得るなど、あらゆる広報手段を利用して、当該地域の住民に対して迅速かつ的確に伝達する。</p> <p>【<u>避難情報</u>の伝達方法】</p> <p><u>情報携帯サイト</u></p> <p>5 避難誘導 市本部は、<u>避難情報</u>の発令があった場合は、<u>警察署、消防署</u>、消防団、自主防災組織等の協力を得て、迅速な避難誘導を行う。</p>
4-4-7	<p>第3節 要配慮者対策 1 情報伝達 <u>避難指示等</u></p>	<p>第3節 要配慮者対策 1 情報伝達 <u>避難情報</u></p>
4-5-1 □	<p>第5章 関係機関の水防活動 第1節 昭島消防署の活動 1 部隊の編成 <u>水防活動隊</u>を次のとおり編成する。 (5) 削除</p>	<p>第5章 関係機関の水防活動 第1節 昭島消防署の活動 1 部隊の編成 <u>活動態勢</u>を次のとおり編成する。 (5) <u>警防本部直轄隊</u> <u>警防本部直轄隊は、警防本部長が水災の状況から必要と認めるときに編成し、署隊本部等支援、消防活動の支援に従事する。</u></p>
5-2-1 5-2-3 5-2-5	<p>第5部 危機管理（大規模事故等）計画 <u>防災安全課 防災安全課長</u></p>	<p>第5部 危機管理（大規模事故等）計画 <u>防災課 防災課長</u></p>
5-2-3	<p>第2章 市の危機管理体制 第2節 危機管理対策委員会 3 危機管理対策委員会の所掌事務 (5) 市民への周知 委員長は、危機の状況について必要と判断したときは、防災行政無線、広報車、<u>市ホームページ、市メール配信サービス、市公式X</u>等を利用し、危機の状況について市民へ広報する。</p>	<p>第2章 市の危機管理体制 第2節 危機管理対策委員会 3 危機管理対策委員会の所掌事務 (5) 市民への周知 委員長は、危機の状況について必要と判断したときは、防災行政無線、広報車等を利用し、危機の状況について市民へ広報する。</p>

頁	新	旧
5-3-1	<p>第3章 消防署の応急対策 第1節 多数傷病者発生時の救助救急活動計画 4 活動要領 (1) 署隊本部における活動体制 署隊本部機能を強化し、各種情報収集及び後方支援体制を確立するとともに災害の状況に応じて救急資格を有する署隊本部員を出場させる等、署隊を挙げての<u>災害対応体制</u>を構築する。</p>	<p>第3章 消防署の応急対策 第1節 多数傷病者発生時の救助救急活動計画 4 活動要領 (1) 署隊本部における活動体制 署隊本部機能を強化し、各種情報収集及び後方支援体制を確立するとともに災害の状況に応じて救急資格を有する署隊本部員を出場させる等、署隊を挙げての<u>災害対応体制</u>を構築する。</p>
6-1-1 ●	<p><u>第6部 火山計画</u> <u>第1章 富士山の現況等</u> <u>第1節 富士山火山の概要</u> 1 富士山の概要 (1) <u>富士山は、我が国に111存在する活火山の一つで、フィリピン海プレート、北米プレート及びユーラシアプレートが接する地域に、静岡県及び山梨県の二県にまたがって位置しており、富士火山帯に属する玄武岩質の成層火山である。</u> (2) <u>標高は3,776mで我が国の最高峰であり、山体の体積は約500km³で我が国の陸域で最大の火山である。</u> (3) <u>山腹斜面の勾配は、標高1,000m以下では10度未満と緩いが、標高が高くなるに従い傾斜は急になり、山頂近くでは40度近くとなっている。</u> (4) <u>都内からは、丹沢山地の背後に山頂部を望むことができ、都内各所に富士見坂などの地名が残っている。富士山山頂火口から都内までの距離は、最も近い檜原村の山梨県境まで約47km、新宿区の都庁まで約95km、昭島市は市役所まで約68kmとなっている。</u></p>	新規

頁	新	旧																								
6-1-1 ●	<p>2 <u>富士山の成り立ち</u></p> <p>(1) <u>富士山は、約10万年から1万年前まで活動した“古富士火山”と、それ以降、現在まで活動を続ける“新富士火山”に区分されている。</u></p> <p>(2) <u>“古富士火山”は、それ以前からあった小御岳火山の南斜面で噴火を開始し、爆発的噴火を繰り返すとともに、活動末期には複数回の山体崩壊（表層の崩壊ではなく深部に至る崩壊）が発生した。</u></p> <p>(3) <u>“新富士火山”は、山頂火口及び側火口（山頂以外の山腹等の火口）からの溶岩流及び火砕物（火山灰、火山礫等の砕けた形で噴出されるもの）の噴出によって特徴付けられ、噴火口の位置及び噴出物の種類等から五つの活動期に分類できる。</u></p> <table border="1" data-bbox="293 501 1189 896"> <thead> <tr> <th data-bbox="293 501 405 536">活動期</th> <th data-bbox="405 501 622 536">年 代</th> <th data-bbox="622 501 837 536">主な噴火口の位置</th> <th data-bbox="837 501 1189 536">噴火の特徴</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="293 536 405 635">I</td> <td data-bbox="405 536 622 635">約11000年前～ 約8000年前</td> <td data-bbox="622 536 837 635">山頂、山腹等</td> <td data-bbox="837 536 1189 635">多量の溶岩流の噴出 噴出量は、 新富士火山全体の8～9割に及ぶ。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 635 405 734">II</td> <td data-bbox="405 635 622 734">約8000年前～ 約3200年前</td> <td data-bbox="622 635 837 734">山頂</td> <td data-bbox="837 635 1189 734">溶岩流の噴出はほとんどなく、 間欠的に比較的小規模な火砕物噴火</td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 734 405 799">III</td> <td data-bbox="405 734 622 799">約4500年前～ 約3200年前</td> <td data-bbox="622 734 837 799">山頂、山腹等</td> <td data-bbox="837 734 1189 799">小・中規模の火砕物噴火及び溶岩流噴火</td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 799 405 865">IV</td> <td data-bbox="405 799 622 865">約3200年前～ 約2200年前</td> <td data-bbox="622 799 837 865">山頂</td> <td data-bbox="837 799 1189 865">比較的規模の大きい火砕物噴火が頻発</td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 865 405 896">V</td> <td data-bbox="405 865 622 896">約2200年前以降</td> <td data-bbox="622 865 837 896">山腹等</td> <td data-bbox="837 865 1189 896">火災物噴火及び溶岩流噴火</td> </tr> </tbody> </table>	活動期	年 代	主な噴火口の位置	噴火の特徴	I	約11000年前～ 約8000年前	山頂、山腹等	多量の溶岩流の噴出 噴出量は、 新富士火山全体の8～9割に及ぶ。	II	約8000年前～ 約3200年前	山頂	溶岩流の噴出はほとんどなく、 間欠的に比較的小規模な火砕物噴火	III	約4500年前～ 約3200年前	山頂、山腹等	小・中規模の火砕物噴火及び溶岩流噴火	IV	約3200年前～ 約2200年前	山頂	比較的規模の大きい火砕物噴火が頻発	V	約2200年前以降	山腹等	火災物噴火及び溶岩流噴火	新規
活動期	年 代	主な噴火口の位置	噴火の特徴																							
I	約11000年前～ 約8000年前	山頂、山腹等	多量の溶岩流の噴出 噴出量は、 新富士火山全体の8～9割に及ぶ。																							
II	約8000年前～ 約3200年前	山頂	溶岩流の噴出はほとんどなく、 間欠的に比較的小規模な火砕物噴火																							
III	約4500年前～ 約3200年前	山頂、山腹等	小・中規模の火砕物噴火及び溶岩流噴火																							
IV	約3200年前～ 約2200年前	山頂	比較的規模の大きい火砕物噴火が頻発																							
V	約2200年前以降	山腹等	火災物噴火及び溶岩流噴火																							

頁	新	旧																																	
6-1-2 ●	<p><u>3 歴史資料上の噴火</u> <u>歴史資料で確認できる噴火は下表のとおりである。1707年の宝永噴火を最後に、これまでの約300年間、富士山は静かな状態が続いている。</u></p> <table border="1" data-bbox="293 309 1191 810"> <thead> <tr> <th>年代</th> <th>火山活動の状況</th> <th>特に名前が付いた噴火</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>781年(天応元年)</td> <td>山麓に降灰、木の葉が枯れた</td> <td></td> </tr> <tr> <td>800年～802年 (延暦19年～21年)</td> <td>大量の降灰、噴石</td> <td>延暦(エンリョク)噴火</td> </tr> <tr> <td>864年～866年 (貞観6年～7年)</td> <td>溶岩流出(青木ヶ原溶岩)。溶岩により人家埋没、湖の魚被害</td> <td>貞観(ジョウガン)噴火</td> </tr> <tr> <td>937年(承平7年)</td> <td>噴火</td> <td></td> </tr> <tr> <td>999年(長保元年)</td> <td>噴火</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1033年(長元6年)</td> <td>溶岩流が山麓に達した</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1083年(永保3年)</td> <td>爆発的な噴火</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1511年(永生8年)</td> <td>噴火</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1560年(永祿3年)</td> <td>噴火</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1707年(宝永4年)</td> <td>噴火前日から地震群発、12月16日から2週間にわたり爆発的な噴火。江戸にも降灰</td> <td>宝永(ホエイ)噴火</td> </tr> </tbody> </table>	年代	火山活動の状況	特に名前が付いた噴火	781年(天応元年)	山麓に降灰、木の葉が枯れた		800年～802年 (延暦19年～21年)	大量の降灰、噴石	延暦(エンリョク)噴火	864年～866年 (貞観6年～7年)	溶岩流出(青木ヶ原溶岩)。溶岩により人家埋没、湖の魚被害	貞観(ジョウガン)噴火	937年(承平7年)	噴火		999年(長保元年)	噴火		1033年(長元6年)	溶岩流が山麓に達した		1083年(永保3年)	爆発的な噴火		1511年(永生8年)	噴火		1560年(永祿3年)	噴火		1707年(宝永4年)	噴火前日から地震群発、12月16日から2週間にわたり爆発的な噴火。江戸にも降灰	宝永(ホエイ)噴火	新規
年代	火山活動の状況	特に名前が付いた噴火																																	
781年(天応元年)	山麓に降灰、木の葉が枯れた																																		
800年～802年 (延暦19年～21年)	大量の降灰、噴石	延暦(エンリョク)噴火																																	
864年～866年 (貞観6年～7年)	溶岩流出(青木ヶ原溶岩)。溶岩により人家埋没、湖の魚被害	貞観(ジョウガン)噴火																																	
937年(承平7年)	噴火																																		
999年(長保元年)	噴火																																		
1033年(長元6年)	溶岩流が山麓に達した																																		
1083年(永保3年)	爆発的な噴火																																		
1511年(永生8年)	噴火																																		
1560年(永祿3年)	噴火																																		
1707年(宝永4年)	噴火前日から地震群発、12月16日から2週間にわたり爆発的な噴火。江戸にも降灰	宝永(ホエイ)噴火																																	
6-1-2 ●	<p><u>4 最近の活動</u> <u>平成12年10月から12月まで及び翌年4月から5月までの間にかけて、富士山直下の深さ15km付近を震源とする低周波地震の多発が確認された。これより浅い地震活動や地殻変動等の異常は観測されず、直ちに噴火の発生が懸念されるような活動ではなかった。</u></p>	新規																																	
6-1-2 ●	<p><u>5 富士山における噴火の特徴</u> <u>これまでに分かっている“新富士火山”の噴火の主な特徴は、次のとおり。</u></p> <p><u>(1) 噴火のタイプは、火砕物噴火、溶岩流噴火及びこれらの混合型の噴火で、少数であるが火砕流の発生も確認されている。</u></p> <p><u>(2) 山頂火口では繰り返し同一火口から噴火しているが、側火口では同一火口からの再度の噴火は知られていない。</u></p> <p><u>(3) 噴火の規模は、小規模なものが圧倒的に多く、約2200年前以降で最大の火砕物噴火は宝永噴火であり、最大の溶岩流噴火は貞観噴火である。</u></p> <p><u>(4) 古文書等の歴史的資料には、確かな噴火記録だけでも781年以降10回の噴火が確認されている。</u></p>	新規																																	

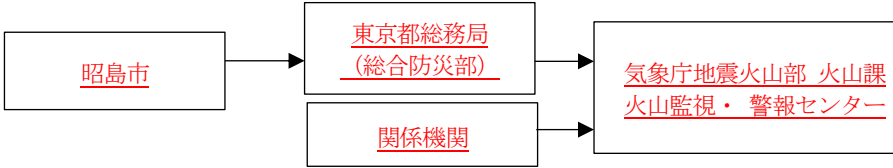
頁	新	旧																								
6-1-3 ●	<p><u>第2節 国による検討</u></p> <p>平成12年10月から12月まで及び翌年4月から5月までには富士山直下の深さ15km付近を震源とする低周波地震の多発が観測され、改めて富士山が活火山であることが認識された。仮に噴火した場合には、他の火山とは比較にならない広範かつ多大な被害や影響が生じるおそれがあるため、平成13年7月に、国、関係する県及び市町村により「富士山火山防災協議会」が設立（後に東京都も参加）され、火山防災対策の確立のため、平成16年6月に富士山ハザードマップが作成された。</p> <p>ハザードマップの作成においては、過去3200年間の噴火活動の実績を踏まえて、火口範囲の想定、溶岩流、火砕流、融雪型火山泥流、降灰、噴石、土石流等の各現象について数値シミュレーション等により到達範囲等が求められた。</p> <p>富士山の噴火に伴う被害として想定されたものには、次のようなものがある。</p> <table border="1" data-bbox="293 564 1191 724"> <tr> <td data-bbox="293 564 568 660"><u>火山活動に起因する現象</u></td> <td colspan="2" data-bbox="568 564 1191 660">溶岩流、噴石、降灰、火砕流、火砕サージ、水蒸気爆発、岩屑なだれ、融雪型火山泥流、噴火に伴う土石流、噴火に伴う洪水、火山性地震、地殻変動、津波、空振及び火山ガス</td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 660 568 724"><u>火山活動に起因しない現象</u></td> <td colspan="2" data-bbox="568 660 1191 724">斜面表層崩壊、豪雨等に伴う土石流、豪雨等に伴う洪水、雪泥流、岩屑なだれ及び落石</td> </tr> </table>	<u>火山活動に起因する現象</u>	溶岩流、噴石、降灰、火砕流、火砕サージ、水蒸気爆発、岩屑なだれ、融雪型火山泥流、噴火に伴う土石流、噴火に伴う洪水、火山性地震、地殻変動、津波、空振及び火山ガス		<u>火山活動に起因しない現象</u>	斜面表層崩壊、豪雨等に伴う土石流、豪雨等に伴う洪水、雪泥流、岩屑なだれ及び落石		新規																		
<u>火山活動に起因する現象</u>	溶岩流、噴石、降灰、火砕流、火砕サージ、水蒸気爆発、岩屑なだれ、融雪型火山泥流、噴火に伴う土石流、噴火に伴う洪水、火山性地震、地殻変動、津波、空振及び火山ガス																									
<u>火山活動に起因しない現象</u>	斜面表層崩壊、豪雨等に伴う土石流、豪雨等に伴う洪水、雪泥流、岩屑なだれ及び落石																									
6-1-4 ●	<p><u>第3節 噴火による被害想定</u></p> <p><u>1 被害想定</u></p> <table border="1" data-bbox="293 794 1191 1161"> <thead> <tr> <th data-bbox="293 794 465 831"><u>区分</u></th> <th colspan="2" data-bbox="465 794 1191 831"><u>内容</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="293 831 465 932" rowspan="3"><u>噴火の規模等</u></td> <td data-bbox="465 831 674 868"><u>規模</u></td> <td data-bbox="674 831 1191 868">宝永噴火と同程度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="465 868 674 904"><u>継続期間</u></td> <td data-bbox="674 868 1191 904">16日間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="465 904 674 932"><u>時期</u></td> <td data-bbox="674 904 1191 932">梅雨時期及びその他の時期</td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 932 465 968"><u>被害の原因</u></td> <td colspan="2" data-bbox="465 932 1191 968">降灰</td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 968 465 1005"><u>被害の範囲</u></td> <td colspan="2" data-bbox="465 968 1191 1005">都内全域</td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 1005 465 1042"><u>被害の程度</u></td> <td colspan="2" data-bbox="465 1005 1191 1042">八王子市及び町田市の一部10cm程度 その他の地域2～10cm程度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 1042 465 1161" rowspan="2"><u>被害の概要</u></td> <td data-bbox="465 1042 674 1098"><u>降灰に伴うもの</u></td> <td data-bbox="674 1042 1191 1098">健康障害、建物被害、交通・ライフライン・農業・商工業への影響</td> </tr> <tr> <td data-bbox="465 1098 674 1161"><u>降灰後の降雨等に伴うもの</u></td> <td data-bbox="674 1098 1191 1161">洪水、泥流及び土石流に伴う人的・物的被害</td> </tr> </tbody> </table>	<u>区分</u>	<u>内容</u>		<u>噴火の規模等</u>	<u>規模</u>	宝永噴火と同程度	<u>継続期間</u>	16日間	<u>時期</u>	梅雨時期及びその他の時期	<u>被害の原因</u>	降灰		<u>被害の範囲</u>	都内全域		<u>被害の程度</u>	八王子市及び町田市の一部10cm程度 その他の地域2～10cm程度		<u>被害の概要</u>	<u>降灰に伴うもの</u>	健康障害、建物被害、交通・ライフライン・農業・商工業への影響	<u>降灰後の降雨等に伴うもの</u>	洪水、泥流及び土石流に伴う人的・物的被害	新規
<u>区分</u>	<u>内容</u>																									
<u>噴火の規模等</u>	<u>規模</u>	宝永噴火と同程度																								
	<u>継続期間</u>	16日間																								
	<u>時期</u>	梅雨時期及びその他の時期																								
<u>被害の原因</u>	降灰																									
<u>被害の範囲</u>	都内全域																									
<u>被害の程度</u>	八王子市及び町田市の一部10cm程度 その他の地域2～10cm程度																									
<u>被害の概要</u>	<u>降灰に伴うもの</u>	健康障害、建物被害、交通・ライフライン・農業・商工業への影響																								
	<u>降灰後の降雨等に伴うもの</u>	洪水、泥流及び土石流に伴う人的・物的被害																								
6-1-4 ●	<p><u>2 降灰予想図（降灰の影響がおよぶ可能性の高い範囲）</u></p>	新規																								

頁	新	旧
6-1-4 ●	<p><u>3 火山灰の特徴</u></p> <p><u>(1) 火山灰とは火山岩が粉々になった細かい粒子（直径2mm以下のもの）のことである。</u></p> <p><u>(2) 火山灰が生じるのは、火山が爆発するときや高温の岩なだれが火山の山腹を流れおちるとき、赤熱した液状の溶岩がしぶきになって飛び散るときなどである。</u></p> <p><u>(3) 火山灰の外見は、火山のタイプや噴火の仕方によって異なり、明るい灰色から黒色のものまで様々である。</u></p> <p><u>(4) 大きさも様々であり、小石のようなものから化粧用パウダーと同じくらい細かいものまでである。</u></p> <p><u>(5) 空中を浮遊する火山灰は太陽光をさえぎり、視界を悪くする。そのため、昼間なのに真っ暗になるということもある。</u></p>	新規
6-1-5	<p><u>4 降灰による昭島市への影響</u></p> <p><u>(1) 火山灰は濡れると道路が滑りやすくなるほか、視界が悪化する。</u></p> <p><u>(2) 雨どいや側溝、下水道などが詰まる。</u></p> <p><u>(3) 降灰時に車のワイパーを使用することでフロントガラスなどが傷つく。</u></p> <p><u>(4) 屋内に灰や粉塵が入り込むと空調機や電算機に障害が出ることもある。</u></p> <p><u>(5) 農作物の収穫量に影響する。</u></p> <p><u>(6) 電車等公共交通機関に影響する。</u></p>	新規
6-1-5 □	<p><u>5 降灰による人体への影響</u></p> <p><u>(1) 呼吸器系の影響</u></p> <p><u>噴火によっては、火山灰粒子が非常に細かく、呼吸によって肺の奥深くにまで入ることもある。大量の火山灰にさらされると、健康な人でも咳の増加や炎症等を伴う胸の不快感を感じる。一般的な急性（短期間）の症状は次のとおり。</u></p> <p><u>ア 鼻の炎症と鼻水</u></p> <p><u>イ のどの炎症と痛み。乾いた咳を伴うこともある。</u></p> <p><u>ウ 呼吸器系の基礎疾患がある人は、火山灰を浴びた後、数日続く気管支のひどい炎症（空せき、たん、ぜーぜーとした呼吸、息切れ）を引き起こす可能性がある。</u></p> <p><u>エ ぜんそくまたは気管支炎の患者における気道の刺激</u></p> <p><u>オ 息苦しくなる。</u></p> <p><u>(2) 目の症状</u></p> <p><u>火山灰のかけらによって、目に痛みを伴う角膜のひっかき傷や結膜炎が生じる。コンタクトレンズ着用者は、特にこの問題が大きい。一般的な症状は以下のとおり。</u></p> <p><u>ア 目の異物感</u></p> <p><u>イ 目の痛み、かゆみ、充血</u></p> <p><u>ウ ねばねばした目やに、涙</u></p> <p><u>(3) 皮膚への刺激</u></p> <p><u>火山灰が酸性の被膜に覆われている場合、皮膚に炎症を起こす場合がある。その他、皮膚に痛みや腫れ、ひっかき傷からの二次感染等が起きる場合がある。</u></p>	新規

頁	新	旧																				
6-2-1 □	<p><u>第2章 災害予防計画</u> <u>第1節 災害予防計画の作成</u> 富士山噴火に伴う降灰による被害は、都市においては、少量の火山灰であっても、社会的影響が大きい。降灰の影響をあらかじめ予測し、災害の発生をできるだけ軽減するために、火山災害の特性を踏まえて災害予防計画を作成する。</p> <p>予防計画の実行にあたっては、各防災機関等との連携のみならず、地域に根ざしたボランティア等の市民団体、自主防災組織、自治会、あるいは、それらの相互の連携・支援を通して、個人と組織、団体と団体等の繋がりを育成・強化し、地域全体で火山災害に取り組むといった地域体制を組み立て、それらを維持していくことも重要であり、都とともにこれらの進め方について検討する。</p>	新規																				
6-2-2 ●	<p><u>第2節 火山観測</u> <u>1 国の火山観測体制</u></p> <table border="1" data-bbox="293 600 1189 831"> <thead> <tr> <th data-bbox="293 600 517 663"><u>気象庁</u></th> <th data-bbox="517 600 741 663"><u>東京大学地震研究所</u></th> <th data-bbox="741 600 965 663"><u>防災科学技術研究所</u></th> <th data-bbox="965 600 1189 663"><u>他の国の機関</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="293 663 517 695">・地震計 6</td> <td data-bbox="517 663 741 695">・地震計 8</td> <td data-bbox="741 663 965 695">・地震計 6</td> <td data-bbox="965 663 1189 831" rowspan="5">国土地理院及び海上保安庁が、地殻変動観測、水準測定等の観測を実施している。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 695 517 727">・GNSS 3</td> <td data-bbox="517 695 741 727">・傾斜計 1</td> <td data-bbox="741 695 965 727">・傾斜計 6</td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 727 517 759">・空振計 2</td> <td data-bbox="517 727 741 759">・歪計 1</td> <td data-bbox="741 727 965 759">・雨量計 4</td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 759 517 791">・傾斜計 2</td> <td data-bbox="517 759 741 791">・体積温度計 1</td> <td data-bbox="741 759 965 791">・気圧計 4</td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 791 517 831">・監視カメラ 1</td> <td data-bbox="517 791 741 831">・全磁力 1</td> <td data-bbox="741 791 965 831">・GNSS 6</td> </tr> </tbody> </table> <p>東京都地域防災計画 火山編（平成30年修正）より抜粋</p>	<u>気象庁</u>	<u>東京大学地震研究所</u>	<u>防災科学技術研究所</u>	<u>他の国の機関</u>	・地震計 6	・地震計 8	・地震計 6	国土地理院及び海上保安庁が、地殻変動観測、水準測定等の観測を実施している。	・GNSS 3	・傾斜計 1	・傾斜計 6	・空振計 2	・歪計 1	・雨量計 4	・傾斜計 2	・体積温度計 1	・気圧計 4	・監視カメラ 1	・全磁力 1	・GNSS 6	新規
<u>気象庁</u>	<u>東京大学地震研究所</u>	<u>防災科学技術研究所</u>	<u>他の国の機関</u>																			
・地震計 6	・地震計 8	・地震計 6	国土地理院及び海上保安庁が、地殻変動観測、水準測定等の観測を実施している。																			
・GNSS 3	・傾斜計 1	・傾斜計 6																				
・空振計 2	・歪計 1	・雨量計 4																				
・傾斜計 2	・体積温度計 1	・気圧計 4																				
・監視カメラ 1	・全磁力 1	・GNSS 6																				
6-2-2 ●	<p><u>2 気象庁の実施する火山観測</u></p> <table border="1" data-bbox="293 895 1189 1193"> <thead> <tr> <th data-bbox="293 895 465 927"><u>区分</u></th> <th data-bbox="465 895 1189 927"><u>内容</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="293 927 465 999"><u>振動観測</u></td> <td data-bbox="465 927 1189 999">地震計により、火山、その周辺に発生する火山性地震、火山性微動を観測する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 999 465 1062"><u>地殻変動観測</u></td> <td data-bbox="465 999 1189 1062">GNSS、傾斜計等により、マグマの活動等に伴って生じる火山地域での膨張、収縮、傾斜変化等の地殻変動を観測する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 1062 465 1126"><u>表面現象の観測</u></td> <td data-bbox="465 1062 1189 1126">監視カメラ等により、噴煙の状態、噴出物等の観測を行う。また、空振計により、火山噴火等に伴う空気振動を観測する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 1126 465 1193"><u>その他の観測</u></td> <td data-bbox="465 1126 1189 1193">磁力計により、マグマの活動等に伴う地磁気の変化を観測する。また、噴気地帯等の噴気温度、ガス等を定期的に観測する。</td> </tr> </tbody> </table>	<u>区分</u>	<u>内容</u>	<u>振動観測</u>	地震計により、火山、その周辺に発生する火山性地震、火山性微動を観測する。	<u>地殻変動観測</u>	GNSS、傾斜計等により、マグマの活動等に伴って生じる火山地域での膨張、収縮、傾斜変化等の地殻変動を観測する。	<u>表面現象の観測</u>	監視カメラ等により、噴煙の状態、噴出物等の観測を行う。また、空振計により、火山噴火等に伴う空気振動を観測する。	<u>その他の観測</u>	磁力計により、マグマの活動等に伴う地磁気の変化を観測する。また、噴気地帯等の噴気温度、ガス等を定期的に観測する。	新規										
<u>区分</u>	<u>内容</u>																					
<u>振動観測</u>	地震計により、火山、その周辺に発生する火山性地震、火山性微動を観測する。																					
<u>地殻変動観測</u>	GNSS、傾斜計等により、マグマの活動等に伴って生じる火山地域での膨張、収縮、傾斜変化等の地殻変動を観測する。																					
<u>表面現象の観測</u>	監視カメラ等により、噴煙の状態、噴出物等の観測を行う。また、空振計により、火山噴火等に伴う空気振動を観測する。																					
<u>その他の観測</u>	磁力計により、マグマの活動等に伴う地磁気の変化を観測する。また、噴気地帯等の噴気温度、ガス等を定期的に観測する。																					

頁	新	旧
6-2-3 ●	<p><u>第3節 市民等の防災行動力の向上</u> <u>第2部「災害予防計画」第1章「地域防災力の向上」第2節「自助による市民の防災力の向上」に準じた方法により、下記の事項について普及啓発していく。</u> <u>1 日頃から報道機関、都、市を通じて、気象庁が発表する火山の噴火警報、予報や降灰予報などを理解しておく。</u> <u>2 降灰に備え、マスクやゴーグルなどを用意しておく。震災時と同様に水、食料等を最低3日分程度備蓄しておく。</u> <u>3 降灰を屋内に侵入させないための対策や、家族の役割分担をあらかじめ決めておく。</u> <u>4 降灰が心配される場合は、都又は国がインターネット、携帯電話等で配信する降灰注意報等の情報を確認する。</u> <u>5 降灰が雨水等の流れをせき止めないように、地域ぐるみで側溝の詰まりなどを取り除くなどの対策を協力して行う。(火山灰は水に溶けない。配水管や下水管内で固まってしまうことがある。)</u> <u>6 事業所は、噴火から市への降灰までには一定の時間的猶予があることから、交通機関等に影響が及ぶ前に従業員等を早期帰宅させる。</u></p>	新規
6-2-4 ●	<p><u>第4節 訓練及び防災知識の普及</u> <u>第2部「災害予防計画」第1章「地域防災力の向上」第2節「自助による市民の防災力の向上」を準用する。</u></p>	新規
6-3-1 ●	<p><u>第3章 災害応急・復旧対策計画</u> <u>第1節 応急活動体制</u> <u>第3部「震災応急・復旧計画」第1章「応急活動体制」を準用する。</u></p>	新規
6-3-2 ●	<p><u>第2節 情報収集・伝達</u> <u>降灰による被害時において、円滑な応急対策活動を実施するためには、各防災機関の緊密な連携のもと、降灰による被害に関する情報を的確かつ迅速に把握することが必要である。</u> <u>ここでは、降灰情報の伝達及び降灰による被害発生時における各防災機関の情報連絡体制、被害状況の把握、火山災害時の広報等について定める。</u></p>	新規

頁	新	旧								
6-3-2 ●	<p><u>1 火山情報等</u> <u>噴火警報等平成 19 年 12 月に気象業法が改正され、5 段階の噴火警戒レベルが導入された。これにより、これまで防災上の注意事項であった火山観測情報、臨時火山情報、緊急火山情報に代わって法律上の警報にあたる噴火警報、火山周辺警報が発表されることとなった。発表される火山情報及び噴火警戒レベルは次のとおりである。</u> <u>火山情報</u></p>	新規								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="286 410 461 440">火山情報</th> <th data-bbox="461 410 1196 440">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="286 440 461 671">噴火警報</td> <td data-bbox="461 440 1196 671"> <u>気象庁火山監視・警報センターが、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、警戒が必要な範囲（影響範囲）を付して発表する。警戒が必要な範囲に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」（略称は「火口周辺警報」）として発表する。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="286 671 461 767">噴火予報</td> <td data-bbox="461 671 1196 767"> <u>火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。噴火予報の発表により、噴火警報は解除となる。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="286 767 461 927">噴火警戒レベル</td> <td data-bbox="461 767 1196 927"> <u>火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民等がとるべき防災行動を踏まえて 5 段階に区分したもので、噴火警報・予報に含めて発表する。噴火警戒レベルは、各火山の火山防災協議会において、発表基準や避難対象地域等の共同検討を通じて、導入や改善を行う。富士山では、噴火警戒レベルを導入している。</u> </td> </tr> </tbody> </table>		火山情報	内容	噴火警報	<u>気象庁火山監視・警報センターが、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、警戒が必要な範囲（影響範囲）を付して発表する。警戒が必要な範囲に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」（略称は「火口周辺警報」）として発表する。</u>	噴火予報	<u>火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。噴火予報の発表により、噴火警報は解除となる。</u>	噴火警戒レベル	<u>火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民等がとるべき防災行動を踏まえて 5 段階に区分したもので、噴火警報・予報に含めて発表する。噴火警戒レベルは、各火山の火山防災協議会において、発表基準や避難対象地域等の共同検討を通じて、導入や改善を行う。富士山では、噴火警戒レベルを導入している。</u>
	火山情報		内容							
	噴火警報		<u>気象庁火山監視・警報センターが、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、警戒が必要な範囲（影響範囲）を付して発表する。警戒が必要な範囲に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」（略称は「火口周辺警報」）として発表する。</u>							
噴火予報	<u>火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。噴火予報の発表により、噴火警報は解除となる。</u>									
噴火警戒レベル	<u>火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民等がとるべき防災行動を踏まえて 5 段階に区分したもので、噴火警報・予報に含めて発表する。噴火警戒レベルは、各火山の火山防災協議会において、発表基準や避難対象地域等の共同検討を通じて、導入や改善を行う。富士山では、噴火警戒レベルを導入している。</u>									

頁	新	旧																									
6-3-3 ●	<p><u>火山の警報体系（噴火警戒レベル運用済み火山）</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>名称</th> <th>対象範囲</th> <th>レベル</th> <th>火山活動の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">特別 警報</td> <td rowspan="2">噴火警報 （居住地 域）又は 噴火警報</td> <td rowspan="2">居住地及 びそれより 火口側</td> <td>レベル5 （避難）</td> <td>居住地に重大な被害を及ぼす 噴火が発生、あるいは切迫して いる状態にある。</td> </tr> <tr> <td>レベル4 （高齢者 等避難）</td> <td>居住地に重大な被害を及ぼす 噴火が発生すると予想される （可能性が高まってきている）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警報</td> <td rowspan="2">噴火警報 （火山周 辺）又は 火山周辺 警報</td> <td>火口から居 住地域近く まで</td> <td>レベル3 （入山規 制）</td> <td>居住地の近くまで重大な影響 を及ぼす（この範囲に入った場 合には生命に危険が及ぶ）噴火 が発生、あるいは発生すると予 想される。</td> </tr> <tr> <td>火口周辺</td> <td>レベル2 （火口周 辺規制）</td> <td>火口周辺に影響を及ぼす（この 範囲に入った場合には生命に危 険が及ぶ）噴火が発生、あるい は発生すると予想される。</td> </tr> <tr> <td>予報</td> <td>噴火予報</td> <td>火口内等</td> <td>レベル1 （活火山 であるこ とに留 意）</td> <td>火山活動は静穏。火山活動の状 況によって火口内で火山灰の噴 火等が見られる（この範囲に入 った場合には生命に危険が及 ぶ）。</td> </tr> </tbody> </table>	種別	名称	対象範囲	レベル	火山活動の状況	特別 警報	噴火警報 （居住地 域）又は 噴火警報	居住地及 びそれより 火口側	レベル5 （避難）	居住地に重大な被害を及ぼす 噴火が発生、あるいは切迫して いる状態にある。	レベル4 （高齢者 等避難）	居住地に重大な被害を及ぼす 噴火が発生すると予想される （可能性が高まってきている）	警報	噴火警報 （火山周 辺）又は 火山周辺 警報	火口から居 住地域近く まで	レベル3 （入山規 制）	居住地の近くまで重大な影響 を及ぼす（この範囲に入った場 合には生命に危険が及ぶ）噴火 が発生、あるいは発生すると予 想される。	火口周辺	レベル2 （火口周 辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この 範囲に入った場合には生命に危 険が及ぶ）噴火が発生、あるい は発生すると予想される。	予報	噴火予報	火口内等	レベル1 （活火山 であるこ とに留 意）	火山活動は静穏。火山活動の状 況によって火口内で火山灰の噴 火等が見られる（この範囲に入 った場合には生命に危険が及 ぶ）。	新規
種別	名称	対象範囲	レベル	火山活動の状況																							
特別 警報	噴火警報 （居住地 域）又は 噴火警報	居住地及 びそれより 火口側	レベル5 （避難）	居住地に重大な被害を及ぼす 噴火が発生、あるいは切迫して いる状態にある。																							
			レベル4 （高齢者 等避難）	居住地に重大な被害を及ぼす 噴火が発生すると予想される （可能性が高まってきている）																							
警報	噴火警報 （火山周 辺）又は 火山周辺 警報	火口から居 住地域近く まで	レベル3 （入山規 制）	居住地の近くまで重大な影響 を及ぼす（この範囲に入った場 合には生命に危険が及ぶ）噴火 が発生、あるいは発生すると予 想される。																							
		火口周辺	レベル2 （火口周 辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この 範囲に入った場合には生命に危 険が及ぶ）噴火が発生、あるい は発生すると予想される。																							
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 （活火山 であるこ とに留 意）	火山活動は静穏。火山活動の状 況によって火口内で火山灰の噴 火等が見られる（この範囲に入 った場合には生命に危険が及 ぶ）。																							
6-3-3 ●	<p><u>2 火山（降灰）情報</u> 市内の降灰の状況は、以下の経路を通じて火山監視・警報センターに集約される。</p>  <pre> graph LR A[昭島市] --> B[東京都総務局 (総合防災部)] A --> C[関係機関] B --> D[気象庁地震火山部 火山課 火山監視・警報センター] C --> D </pre> <p>降灰調査項目は、以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 降灰の有無・堆積の状況 ② 時刻・降灰の強さ ③ 構成粒子の大きさ ④ 構成粒子の種類・特徴等 ⑤ 堆積物の採取 ⑥ 写真撮影 ⑦ 降灰量・降灰の厚さ※（※可能な場合） 	新規																									

頁	新	旧																																			
6-3-4 ●	<p><u>降灰の強さ(火山観測指針 気象庁(1999)を一部改変)</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="293 244 376 276">階級</th> <th data-bbox="376 244 1189 276">解説</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="293 276 376 308">1</td> <td data-bbox="376 276 1189 308">降っているのがようやくわかる程度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 308 376 339">2</td> <td data-bbox="376 308 1189 339">降っているのが明確にわかり、10分～20分で地上を薄く覆う程度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 339 376 371">3</td> <td data-bbox="376 339 1189 371">降灰のため山は見え、10分～20分で厚さ1mm以上積もる程度</td> </tr> </tbody> </table>	階級	解説	1	降っているのがようやくわかる程度	2	降っているのが明確にわかり、10分～20分で地上を薄く覆う程度	3	降灰のため山は見え、10分～20分で厚さ1mm以上積もる程度	新規																											
階級	解説																																				
1	降っているのがようやくわかる程度																																				
2	降っているのが明確にわかり、10分～20分で地上を薄く覆う程度																																				
3	降灰のため山は見え、10分～20分で厚さ1mm以上積もる程度																																				
6-3-4 ●	<p><u>降灰量階級表(気象庁)</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="293 416 353 512" rowspan="3">名称</th> <th colspan="2" data-bbox="353 416 622 448">表現例</th> <th colspan="2" data-bbox="622 416 1025 448">影響ととるべき行動</th> <th data-bbox="1025 416 1189 512" rowspan="3">その他の影響</th> </tr> <tr> <th data-bbox="353 448 465 512">厚さ キーワード</th> <th data-bbox="465 448 622 512">イメージ</th> <th data-bbox="622 448 808 512">人</th> <th data-bbox="808 448 1025 512">道路</th> </tr> <tr> <th data-bbox="353 512 465 512"></th> <th data-bbox="465 512 622 512">路面</th> <th data-bbox="622 512 808 512">視界</th> <th data-bbox="808 512 1025 512"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="293 512 353 871">多量</td> <td data-bbox="353 512 465 871">1mm以上【外出を控える】</td> <td data-bbox="465 512 622 871">完全に覆われる</td> <td data-bbox="622 512 808 871">視界不良となる</td> <td data-bbox="808 512 1025 871"> <u>外出を控える</u> 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患(肺気腫など)が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器などの異常を訴える人が出始める </td> <td data-bbox="1025 512 1189 871"> <u>運転を控える</u> 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる </td> <td data-bbox="1189 512 1301 871"> <u>がいしへの火山灰付着による発電機や水道の水質低下及び給水停止のおそれがある</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 871 353 1190">やや多量</td> <td data-bbox="353 871 465 1190">0.1mm≦厚さ<1mm</td> <td data-bbox="465 871 622 1190">白線が見えにくい</td> <td data-bbox="622 871 808 1190">明らかに降っている</td> <td data-bbox="808 871 1025 1190"> <u>マスク等で防護</u> 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある </td> <td data-bbox="1025 871 1189 1190"> <u>徐行運転する</u> 短時間で強く降る場合は視界不良の恐れがある <u>道路の白線が見えなくなるおそれがある(およそ0.1～0.2mmで鹿児島市は除灰作業を開始)</u> </td> <td data-bbox="1189 871 1301 1190"> <u>稲などの農作物が収穫できなくなった</u> <u>り、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 1190 353 1422">少量</td> <td data-bbox="353 1190 465 1422">0.1mm未満</td> <td data-bbox="465 1190 622 1422">うっすら積もる</td> <td data-bbox="622 1190 808 1422">降っているのがようやくわかる</td> <td data-bbox="808 1190 1025 1422"> <u>窓を閉める</u> 火山灰が衣服や身体に付着する <u>目に入ったときは痛みを伴う</u> </td> <td data-bbox="1025 1190 1189 1422"> <u>フロントガラスの除灰</u> 火山灰がフロントガラスなどに付着し、視界不良の原因となるおそれがある </td> <td data-bbox="1189 1190 1301 1422"> <u>航空機の運航不可</u> </td> </tr> </tbody> </table>	名称	表現例		影響ととるべき行動		その他の影響	厚さ キーワード	イメージ	人	道路		路面	視界		多量	1mm以上【外出を控える】	完全に覆われる	視界不良となる	<u>外出を控える</u> 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患(肺気腫など)が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器などの異常を訴える人が出始める	<u>運転を控える</u> 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	<u>がいしへの火山灰付着による発電機や水道の水質低下及び給水停止のおそれがある</u>	やや多量	0.1mm≦厚さ<1mm	白線が見えにくい	明らかに降っている	<u>マスク等で防護</u> 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	<u>徐行運転する</u> 短時間で強く降る場合は視界不良の恐れがある <u>道路の白線が見えなくなるおそれがある(およそ0.1～0.2mmで鹿児島市は除灰作業を開始)</u>	<u>稲などの農作物が収穫できなくなった</u> <u>り、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある</u>	少量	0.1mm未満	うっすら積もる	降っているのがようやくわかる	<u>窓を閉める</u> 火山灰が衣服や身体に付着する <u>目に入ったときは痛みを伴う</u>	<u>フロントガラスの除灰</u> 火山灰がフロントガラスなどに付着し、視界不良の原因となるおそれがある	<u>航空機の運航不可</u>	新規
名称	表現例		影響ととるべき行動		その他の影響																																
	厚さ キーワード		イメージ	人		道路																															
		路面	視界																																		
多量	1mm以上【外出を控える】	完全に覆われる	視界不良となる	<u>外出を控える</u> 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患(肺気腫など)が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器などの異常を訴える人が出始める	<u>運転を控える</u> 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	<u>がいしへの火山灰付着による発電機や水道の水質低下及び給水停止のおそれがある</u>																															
やや多量	0.1mm≦厚さ<1mm	白線が見えにくい	明らかに降っている	<u>マスク等で防護</u> 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	<u>徐行運転する</u> 短時間で強く降る場合は視界不良の恐れがある <u>道路の白線が見えなくなるおそれがある(およそ0.1～0.2mmで鹿児島市は除灰作業を開始)</u>	<u>稲などの農作物が収穫できなくなった</u> <u>り、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある</u>																															
少量	0.1mm未満	うっすら積もる	降っているのがようやくわかる	<u>窓を閉める</u> 火山灰が衣服や身体に付着する <u>目に入ったときは痛みを伴う</u>	<u>フロントガラスの除灰</u> 火山灰がフロントガラスなどに付着し、視界不良の原因となるおそれがある	<u>航空機の運航不可</u>																															

頁	新	旧																															
6-3-5 ●	<p>都及び各県から収集した降灰の情報は、気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センターで取りまとめ、「富士山の火山活動解説資料」として公表される。解説資料は、都、区市町村、関係防災機関に伝達される。</p> <p>火山現象及びこれに密接に関連する現象についての観測成果ならびにこれに関する状況について、市は次により速やかに情報の伝達を行う。</p> <table border="1" data-bbox="293 371 1189 539"> <thead> <tr> <th data-bbox="293 371 465 408">機関名</th> <th data-bbox="465 371 1189 408">対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="293 408 465 539">市</td> <td data-bbox="465 408 1189 539">降灰に関する重要な情報について、気象庁、関係機関から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに管内の公共的団体、重要な施設の管理者、自治会、市民組織等に通報するとともに、警察機関等の協力を得て市民等に周知する。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対策内容	市	降灰に関する重要な情報について、気象庁、関係機関から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに管内の公共的団体、重要な施設の管理者、自治会、市民組織等に通報するとともに、警察機関等の協力を得て市民等に周知する。	新規																											
機関名	対策内容																																
市	降灰に関する重要な情報について、気象庁、関係機関から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに管内の公共的団体、重要な施設の管理者、自治会、市民組織等に通報するとともに、警察機関等の協力を得て市民等に周知する。																																
6-3-5 ●	<p>3 降灰予報</p> <p>気象庁は、平成 20 年 3 月 31 日から降灰予報の発表業務を開始した。平成 27 年 3 月 24 日からは、量の予測を含めた降灰予報を開始し、噴火後に、どこに、どれだけの量の火山灰が降るかについて、詳細な情報を発表することとした。その種類等は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="293 699 1189 1425"> <thead> <tr> <th data-bbox="293 699 383 1034">種類</th> <th data-bbox="383 699 465 1034">定時</th> <th data-bbox="465 699 1189 1034">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="293 1034 383 1161" rowspan="2"></td> <td data-bbox="383 1034 465 1161" rowspan="2"></td> <td data-bbox="465 1034 1189 1090">噴火警報発表中の火山で、予想される噴火により住民等に影響を及ぼす降灰のおそれがある場合に発表</td> </tr> <tr> <td data-bbox="465 1090 1189 1161">噴火の発生に関わらず、一定規模の噴火を仮定して定期的に発表</td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 1161 383 1425" rowspan="4"></td> <td data-bbox="383 1161 465 1425" rowspan="4">速報</td> <td data-bbox="465 1161 1189 1217">18 時間先（3 時間区切り）までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供</td> </tr> <tr> <td data-bbox="465 1217 1189 1321">(平成 30 年 8 月現在の発表対象火山は、浅間山、草津白根山（白根山（湯釜付近）、阿蘇山、桜島、口永良部島、諏訪之瀬島。火山活動の状況により、対象が変わる）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="465 1321 1189 1361">時期</td> <td data-bbox="465 1321 1189 1361">定時</td> </tr> <tr> <td data-bbox="465 1361 1189 1425">内容</td> <td data-bbox="465 1361 1189 1425">噴火が発生した火山に対して、直ちに発表</td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 1425 383 1481" rowspan="4"></td> <td data-bbox="383 1425 465 1481" rowspan="4">詳細</td> <td data-bbox="465 1425 1189 1481">発生した噴火により、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火発生から 1 時間以内に予想される降灰量分布及び小さな噴石の落下範囲を提供</td> </tr> <tr> <td data-bbox="465 1481 1189 1520">時期</td> <td data-bbox="465 1481 1189 1520">噴火後 5～10 分程度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="465 1520 1189 1576">内容</td> <td data-bbox="465 1520 1189 1576">噴火が発生した火山に対して、より精度の高い降灰量の予報を行い発表</td> </tr> <tr> <td data-bbox="465 1576 1189 1596">内容</td> <td data-bbox="465 1576 1189 1596">降灰予測の結果に基づき、「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火後 20～30 分程度で発表</td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 1596 383 1596"></td> <td data-bbox="383 1596 465 1596"></td> <td data-bbox="465 1596 1189 1596">噴火発生から 6 時間先まで（1 時間ごと）に予想される降灰量分布や、降灰開始時刻を、市区町村を明示して提供</td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 1596 383 1596"></td> <td data-bbox="383 1596 465 1596"></td> <td data-bbox="465 1596 1189 1596">時期</td> <td data-bbox="465 1596 1189 1596">噴火後 20～30 分程度</td> </tr> </tbody> </table>	種類	定時	内容			噴火警報発表中の火山で、予想される噴火により住民等に影響を及ぼす降灰のおそれがある場合に発表	噴火の発生に関わらず、一定規模の噴火を仮定して定期的に発表		速報	18 時間先（3 時間区切り）までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供	(平成 30 年 8 月現在の発表対象火山は、浅間山、草津白根山（白根山（湯釜付近）、阿蘇山、桜島、口永良部島、諏訪之瀬島。火山活動の状況により、対象が変わる）	時期	定時	内容	噴火が発生した火山に対して、直ちに発表		詳細	発生した噴火により、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火発生から 1 時間以内に予想される降灰量分布及び小さな噴石の落下範囲を提供	時期	噴火後 5～10 分程度	内容	噴火が発生した火山に対して、より精度の高い降灰量の予報を行い発表	内容	降灰予測の結果に基づき、「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火後 20～30 分程度で発表			噴火発生から 6 時間先まで（1 時間ごと）に予想される降灰量分布や、降灰開始時刻を、市区町村を明示して提供			時期	噴火後 20～30 分程度	新規
種類	定時	内容																															
		噴火警報発表中の火山で、予想される噴火により住民等に影響を及ぼす降灰のおそれがある場合に発表																															
		噴火の発生に関わらず、一定規模の噴火を仮定して定期的に発表																															
	速報	18 時間先（3 時間区切り）までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供																															
		(平成 30 年 8 月現在の発表対象火山は、浅間山、草津白根山（白根山（湯釜付近）、阿蘇山、桜島、口永良部島、諏訪之瀬島。火山活動の状況により、対象が変わる）																															
		時期	定時																														
		内容	噴火が発生した火山に対して、直ちに発表																														
	詳細	発生した噴火により、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火発生から 1 時間以内に予想される降灰量分布及び小さな噴石の落下範囲を提供																															
		時期	噴火後 5～10 分程度																														
		内容	噴火が発生した火山に対して、より精度の高い降灰量の予報を行い発表																														
		内容	降灰予測の結果に基づき、「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火後 20～30 分程度で発表																														
		噴火発生から 6 時間先まで（1 時間ごと）に予想される降灰量分布や、降灰開始時刻を、市区町村を明示して提供																															
		時期	噴火後 20～30 分程度																														

頁	新	旧
6-3-6 ●	<p><u>第3節 応援協力・派遣要請</u> 降灰により被害を受けまたは受けるおそれがある場合、各防災機関及び市民は協力して災害の拡大を防止するとともに、被災者の救助・援護に努め、被害の発生を最小限に止める必要がある。応援協力・派遣要請については、第3部「震災応急・復旧対策計画」第4章「相互応援協力・派遣要請」に定めるところによる。</p>	新規
6-3-7 ●	<p><u>第4節 警備・交通規制</u> 降灰による被害発生時には、視界不良や衝突事故などが急増し、様々な社会的混乱や交通の混乱等の発生が予想される。このため、都と連携し、市民の生命、身体及び財産の保護を図るため、速やかに各種の犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持その他公共の安全と秩序を維持し、治安の維持の万全を期することが必要である。警備活動については、第3部「震災応急・復旧対策計画」第6章「消火・救助・救急・警備活動等」第3節「警備活動」を準用し、交通規制については、第3部「震災応急・復旧対策計画」第12章「交通施設・ライフライン施設等の応急・復旧対策」第1節「道路交通規制」を準用する。</p>	新規
6-3-8 ●	<p><u>第5節 ライフライン等の応急・復旧対策</u> 第3部「震災応急・復旧対策計画」第12章「交通施設・ライフライン施設等の応急・復旧対策」第5節「ライフライン施設の応急・復旧対策」を準用する。</p>	新規
6-3-9 ●	<p><u>第6節 避難</u> 第3部「震災応急・復旧対策計画」第7章「避難者対策」、第8章「帰宅困難者対策」を準用する。</p>	新規
6-3-10 ●	<p><u>第7節 火山降灰対策用物資の配備</u> 火山降灰対策用として、市では必要な物資の配備等を検討する。</p>	新規
6-3-11 ●	<p><u>第8節 救援・救護</u> 降灰による被害発生後の被災者に対する救援・医療救護は、第3部「震災応急・復旧対策計画」第6章「消火・救助・救急・警備活動等」及び第10章「医療救護等対策」を準用する。</p>	新規
6-3-12 ●	<p><u>第9節 交通機関の応急・復旧対策</u> 第3部「震災応急・復旧対策計画」第12章「交通施設・ライフライン施設等の応急・復旧対策」第3節「道路・橋梁の応急・復旧対策」及び第4節「鉄道施設の応急・復旧対策」を準用する。</p>	新規

頁	新	旧				
6-3-13 ●	<p><u>第10節 宅地の降灰対策</u></p> <p><u>火山噴火によって降灰が長時間続いた場合は、宅地や公園等に大きな被害を与え、ひいては地域の経済活動や市民の社会生活に著しい障害をもたらし、地域の活力を失うこととなるため、降灰によって被害が発生した場合は、早急な復旧対策を行い地域の活力を取り戻す必要がある。</u></p> <p><u>そのため、各関係機関は、平時から緊密な情報交換を行う必要がある。宅地に降った火山灰は所有者又は管理者が対応することが原則である。しかし、一般の市民では対応が困難な対策については、市が対応する。</u></p> <table border="1" data-bbox="293 469 1189 667"> <thead> <tr> <th data-bbox="293 469 465 504">機関名</th> <th data-bbox="465 469 1189 504">対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="293 504 465 667">市</td> <td data-bbox="465 504 1189 667"> <ol style="list-style-type: none"> 1 降灰予報及びその他火山情報の把握 2 宅地から出された降灰の収集・運搬 3 収集した降灰の処分 4 測定 5 被害額の算定及び報告 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対策内容	市	<ol style="list-style-type: none"> 1 降灰予報及びその他火山情報の把握 2 宅地から出された降灰の収集・運搬 3 収集した降灰の処分 4 測定 5 被害額の算定及び報告 	新規
機関名	対策内容					
市	<ol style="list-style-type: none"> 1 降灰予報及びその他火山情報の把握 2 宅地から出された降灰の収集・運搬 3 収集した降灰の処分 4 測定 5 被害額の算定及び報告 					
6-3-14 ●	<p><u>第11節 火山灰の収集及び運搬</u></p> <p><u>1 火山灰の収集・運搬</u></p> <p><u>(1) 火山灰の収集は、原則として、土地所有者又は管理者が行うものとする。</u></p> <p><u>(2) 火山灰の運搬は、一般廃棄物とは別に行い、飛散しないように努めるものとする。</u></p> <p><u>(3) 宅地等に降った火山灰の運搬については、市が民間事業者等の協力を得ながら行うものとする。</u></p> <p><u>(4) 宅地以外に降った火山灰の収集・運搬については、各施設管理者が行うものとする。</u></p>	新規				
6-3-14 ●	<p><u>2 火山灰の除去・処分</u></p> <p><u>国が、平成25年5月に公表した「大規模火山災害対策への提言」によると、「国は、都市に多量の火山灰が堆積する時に、降灰除去機材の確保、優先的に除灰する道路や施設の選定、除灰作業への機材や人員の投入などを施設管理者や関係機関と速やかに調整する仕組みを構築すべきである。」とされている。</u></p> <p><u>また、「国、地方公共団体は、大規模な降灰に備えて火山灰処分場の確保や降灰除去機材の調達などを検討する火山防災協議会を超えるより広域な枠組みを検討すべきである。」とされている。</u></p> <p><u>都は、国に対し、富士山等の大規模噴火による大量の降灰に備え、火山灰の除去・処分方法について明確な指針を示すとともに、降灰による都市基盤への影響について、的確な調査研究の実施及び具体的な対策の検討を行うことを引き続き要望していく。</u></p> <p><u>市は、火山灰の除去及び処分について、国及び都の動向を注視していく。</u></p>	新規				

頁	新	旧								
7-1-1 ●	<p>第7部 災害復興計画 第1章 災害復興計画</p> <p>都は平成15年3月に阪神・淡路大震災における検証結果を踏まえ、復興には共助の仕組みが大切であるとし、新しい共助の仕組みを基本とする「東京都震災復興マニュアル」を作成した。<u>「東京都震災復興マニュアル」における「復興プロセス編」は、平成28年3月に修正し、「復興施策編」は、令和3年3月に修正している。</u></p> <table border="1" data-bbox="293 403 1189 502"> <thead> <tr> <th data-bbox="293 403 479 435">項目</th> <th data-bbox="479 403 1189 435">基本的考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="293 435 479 502">生活復興</td> <td data-bbox="479 435 1189 502">1 公的融資や助成、<u>様々な媒体による</u>情報提供、指導、相談等を通じて被災者の自立のための環境整備を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	基本的考え方	生活復興	1 公的融資や助成、 <u>様々な媒体による</u> 情報提供、指導、相談等を通じて被災者の自立のための環境整備を行う。	<p>第6部 災害復興計画 第1章 災害復興計画</p> <p>都は平成15年3月に阪神・淡路大震災における検証結果を踏まえ、復興には共助の仕組みが大切であるとし、新しい共助の仕組みを基本とする「東京都震災復興マニュアル」を作成した。</p> <table border="1" data-bbox="1220 371 2123 475"> <thead> <tr> <th data-bbox="1220 371 1406 403">項目</th> <th data-bbox="1406 371 2123 403">基本的考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1220 403 1406 475">生活復興</td> <td data-bbox="1406 403 2123 475">1 公的融資や助成、情報提供、指導、相談等を通じて被災者の自立のための環境整備を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	基本的考え方	生活復興	1 公的融資や助成、情報提供、指導、相談等を通じて被災者の自立のための環境整備を行う。
項目	基本的考え方									
生活復興	1 公的融資や助成、 <u>様々な媒体による</u> 情報提供、指導、相談等を通じて被災者の自立のための環境整備を行う。									
項目	基本的考え方									
生活復興	1 公的融資や助成、情報提供、指導、相談等を通じて被災者の自立のための環境整備を行う。									
7-2-1 □	<p>第2章 復興体制 第1節 市災害復興本部の組織・運営 1 市災害復興本部の設置 (1) 市災害復興本部の設置</p> <p>市長は、大規模災害により都市の復興及び市民生活の再建と安定に関する事業を速やかにかつ計画的に実施する必要があると認めるときは、被災後、速やかに市災害復興本部（以下「市復興本部」という。）を設置する。市本部が設置された災害の場合は、応急対策の実施と同時に被災者の生活復興を速やかに開始するため早急に市復興本部を設置する。</p> <p><u>なお、市復興本部は、災害対策基本法、昭島市災害対策本部条例に定める市災害対策本部とは別の本部として設置するものである。</u></p>	<p>第2章 復興体制 第1節 市災害復興本部の組織・運営 1 市災害復興本部の設置 (1) 市災害復興本部の設置</p> <p>市長は、大規模災害により都市の復興及び市民生活の再建と安定に関する事業を速やかにかつ計画的に実施する必要があると認めるときは、被災後、速やかに市災害復興本部（以下「市復興本部」という。）を設置する。市本部が設置された災害の場合は、応急対策の実施と同時に被災者の生活復興を速やかに開始するため早急に市復興本部を設置する。</p>								
7-2-1 ●	<p>2 市復興本部の組織・運営 (2) 市復興本部の運営</p> <table border="1" data-bbox="293 898 725 1029"> <thead> <tr> <th data-bbox="293 898 725 930">所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="293 930 725 1029">① <u>災害復興方針</u>、災害復興総合計画の策定及び復興に係る重要事項の審議を行う</td> </tr> </tbody> </table>	所 掌 事 務	① <u>災害復興方針</u> 、災害復興総合計画の策定及び復興に係る重要事項の審議を行う	<p>2 市復興本部の組織・運営 (2) 市復興本部の運営</p> <table border="1" data-bbox="1220 898 1653 1029"> <thead> <tr> <th data-bbox="1220 898 1653 930">所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1220 930 1653 1029">① <u>災害復興基本方針</u>、災害復興総合計画の策定及び復興に係る重要事項の審議を行う</td> </tr> </tbody> </table>	所 掌 事 務	① <u>災害復興基本方針</u> 、災害復興総合計画の策定及び復興に係る重要事項の審議を行う				
所 掌 事 務										
① <u>災害復興方針</u> 、災害復興総合計画の策定及び復興に係る重要事項の審議を行う										
所 掌 事 務										
① <u>災害復興基本方針</u> 、災害復興総合計画の策定及び復興に係る重要事項の審議を行う										
7-3-1 ●	<p>第3章 復興計画の策定</p> <p>本部長は、復興後の市民生活や都市空間を明らかにした<u>基本指針「昭島市災害復興方針」を策定するとともに、市復興本部は、被災後6か月以内を目途に、この基本方針に基づき「昭島市災害復興総合計画」及び「特定分野計画」を策定する。</u></p>	<p>第3章 復興計画の策定</p> <p>本部長は、復興後の市民生活や都市空間を明らかにした<u>「昭島市災害復興基本方針」を策定し、これを公表する。市復興本部は、この基本方針に基づき「昭島市災害復興総合計画」を策定する。</u></p>								

頁	新	旧
7-3-1 ●	<p>第1節 <u>災害復興方針</u>の策定 本部長は、復興後の市民生活や都市空間のあるべき姿及びその実現に至る基本戦略を明らかにするため、<u>震災後2週間以内を目途に</u>、市復興本部の審議を経て、「<u>昭島市災害復興方針</u>」を策定し、公表する。 また、復興計画の策定にあたっては、より良い都市の復興に向け、男女双方の意見を反映できるよう、計画の作成過程から女性の参画を行うものとする。 <u>災害復興方針</u>の策定にあたっては、次の事項に配慮する。</p> <p>① <u>人々の暮らしのいち早い再建と安定</u> ② <u>災害に強く、安心してらせるまちづくり</u> ③ <u>誰もが快適にらせる生活環境づくり</u> ④ <u>雇用の確保、事業の再開と新しい時代に対応した産業の創造</u></p>	<p>第1節 <u>災害復興基本方針</u>の策定 本部長は、復興後の市民生活や都市空間のあるべき姿及びその実現に至る基本戦略を明らかにするため、市復興本部の審議を経て、「<u>昭島市災害復興基本方針</u>」を策定し、公表する。 また、復興計画の策定にあたっては、より良い都市の復興に向け、男女双方の意見を反映できるよう、計画の作成過程から女性の参画を行うものとする。 <u>災害復興基本方針</u>の策定にあたっては、次の事項に配慮する。</p> <p>① <u>一日も早い暮らしの再建と安定</u> ② <u>安全で快適な生活環境づくり</u> ③ <u>災害に強いまちづくり</u> ④ <u>雇用の確保、事業の再開と新しい時代に対応した産業の創造</u></p>
7-3-2 ●	<p>第2節 災害復興総合計画の策定 市復興本部は、<u>災害復興方針</u>に基づき、復興に係る市政の最上位の計画として、復興の基本目標と市が実施する復興事業の体系を明らかにするため、「昭島市災害復興総合計画」を策定する。災害からの復興には、地域住民の復興への強い意思と計画への参画が重要であることから、策定にあたっては、市民、企業等との協働による合意形成を図り、地域の力を活かした計画の策定に努める。</p>	<p>第2節 災害復興総合計画の策定 市復興本部は、<u>災害復興基本方針</u>に基づき、復興に係る市政の最上位の計画として、復興の基本目標と市が実施する復興事業の体系を明らかにするため、「昭島市災害復興総合計画」を策定する。災害からの復興には、地域住民の復興への強い意思と計画への参画が重要であることから、策定にあたっては、市民、企業等との協働による合意形成を図り、地域の力を活かした計画の策定に努める。</p>
7-4-1	<p>第4章 特定分野計画の策定 第1節 市民生活の復興 3 雇用・産業の復興 <u>あっせん</u></p>	<p>第4章 特定分野計画の策定 第1節 市民生活の復興 3 雇用・産業の復興 <u>あっ旋</u></p>
7-4-3 ～ 7-4-6 ●	<p>第2節 都市の復興 2 行動プログラム (1) 家屋被害概況調査の実施 (<u>発災から10日以内</u>) (2) 家屋被害状況の調査・整理 (<u>10日～1か月以内</u>) (3) 都市復興基本方針の策定・公表 (2週間以内) (4) 第一次建築制限 (<u>2週間～1か月</u>) ※最大2か月まで (5) 時限的市街地 (<u>発災～</u>) (6) 復興対象地区 (<u>発災～</u>) (7) 都市復興基本計画(骨子案)策定・公表 (<u>発災～2か月以内</u>) (8) 被災市街地復興推進地域(案)の作成と都市計画決定・告示 (<u>発災～2か月以内</u>) (9) 復興まちづくり計画等の策定 (<u>発災～6か月以内</u>) (10) 都市復興基本計画の策定・公表 (<u>発災～6か月以内</u>) (11) 復興事業の推進 (<u>6か月～</u>)</p>	<p>第2節 都市の復興 2 行動プログラム (1) 家屋被害概況調査の実施 (<u>1週間以内</u>) (2) 家屋被害状況の調査・整理 (<u>1週間～1か月以内</u>) (3) 都市復興基本方針の策定・公表 (2週間以内) (4) 第一次建築制限 (<u>2週間～2か月以内</u>) (5) 時限的市街地 (<u>3か月以内</u>) (6) 復興対象地区 (<u>1か月以内</u>) (7) 都市復興基本計画(骨子案)策定・公表 (<u>2か月以内</u>) (8) 被災市街地復興推進地域(案)の作成と都市計画決定・告示 (<u>2か月以内</u>) (9) 復興まちづくり計画等の策定 (<u>6か月以内</u>) (10) 都市復興基本計画の策定・公表 (<u>6か月以内</u>) (11) 復興事業の推進</p>
	付編 <u>南海トラフ地震等防災対策</u>	付編 <u>警戒宣言に伴う対応措置</u>
※	付編全体表記 <u>防災安全課</u> <u>防災安全課長</u>	付編全体表記 <u>防災課</u> <u>防災課長</u>

頁	新	旧
付 1-1 ●	<p>第1節 南海トラフ地震等防災対策</p> <p><u>東京都地域防災計画震災編(令和5年修正)では、南海トラフ地震等防災対策について、令和4年5月公表の「首都直下地震等による東京の被害想定」等で明らかになった南海トラフ巨大地震等が引き起こす島しょ部における津波への対策を中心に定めている。</u></p> <p><u>区部・多摩地域の震度は、ごく一部の地域で震度6弱となるものの、ほとんどの地域で5強以下となる。昭島市は「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」での推進地域及び特別強化地域には指定されていない。そこで、南海トラフ地震等防災対策については、令和4年5月公表の「首都直下地震等による東京の被害想定」を前提とした第1部から第3部を準用するものとする。</u></p>	<p>第1節 策定の趣旨</p> <p><u>昭和53年6月15日、大規模地震対策特別措置法が制定され、同年12月14日施行された。この法律は、地震防災対策強化地域(以下「強化地域」という。)の指定及び強化地域に係る地震観測体制の強化並びに警戒宣言に伴う地震防災応急対策の実施等を主な内容としている。この法律に基づき、「東海地震」(震源=駿河湾沖、マグニチュード8程度)が発生した場合、木造建築物等に著しい被害を生ずるおそれのある震度6弱以上と予想される地域(157市町村、平成24年4月現在)が「強化地域」として指定されている。</u></p> <p><u>一方、東京都の地域は、東海地震が発生した場合、震度5弱と予想されるところから、強化地域として指定されなかったため、大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化計画の策定及び地震防災応急対策の実施等は義務付けられていない。しかし、震度5弱程度の揺れであっても、局地的にかなりの被害が発生することが予想されるところに、昭島市は都の南西部に位置し、強化地域に近接しているところから警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱の発生が懸念される。</u></p> <p><u>このため、東海地震の警戒宣言が発せられた場合に備え、昭島市地域防災計画の付編として「警戒宣言に伴う対応措置」を策定するものである。</u></p>
付-1-2 ●	<p>第2節 東海地震事前対策等</p> <p><u>東海地震事前対策は、東海地震に関連する予知情報等が発令された場合、東京都、市区町村及び各防災機関が一体となって地震被害の防止または被害の軽減を図ろうとするものである。</u></p> <p><u>東京都では、大規模地震対策特別措置法(昭和53(1978)年法律第73号。以下、「大震法」という。)第6条に基づき、東京都防災会議が策定する地震防災強化計画による対策を進めているが、地震防災対策強化地域(以下、「強化地域」という。)に指定されていない本市においても、警戒宣言等が発せられた場合の必要な措置について定めるものとする。</u></p>	<p>第2節 東海地震予知のしくみ</p> <p><u>東海地震」とは、駿河湾のプレート境界で発生するマグニチュード8クラスの地震で、現在、国は24時間体制で前兆現象の監視を行っている。南海トラフ巨大地震の発生が想定される区域の中で、静岡県中部から遠州灘周辺を震源域とし、いつ発生してもおかしくないと考えられているマグニチュード8クラスの巨大地震で、これまでの研究及び観測体制の構築から唯一予知の可能性のある地震とされていた。</u></p> <p><u>平成23年、気象庁は、東海地震に関する情報発表を見直し、異常の発生状況に応じて東海地震に関する調査情報(臨時)及び(定例)(以下「調査情報(臨時)」及び「調査情報(定例)」)、両方を指す場合は、「調査情報」という。)、東海地震注意情報(以下「注意情報」という。)、東海地震予知情報(以下「予知情報」という。)の3段階の地震情報を公表した。</u></p>

頁	新	旧
付-1-1 ●	<p>第3節 基本的な考え方</p> <p><u>東海地震とは、南海トラフ巨大地震の発生が想定される区域の中で、静岡県中部から遠州灘周辺を震源域とし、いつ発生してもおかしくないと考えられているマグニチュード8クラスの巨大地震で、これまでの研究及び観測体制の構築から唯一予知の可能性のある地震とされていた。</u></p> <p><u>しかし、中央防災会議「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」報告（平成29年9月）で、現在の科学技術では、確度の高い地震の予測はできないとされたことから、平成29年11月1日から南海トラフ全域を対象として、異常な現象が発生した場合や地震発生可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に「南海トラフ地震に関連する情報」が気象庁から発表される運用に転換された。（従前は、前兆的な「ゆっくりすべり」を監視し、通常とは異なる変化が観測された場合に「東海地震に関連する情報」が気象庁から発表されていた。）</u></p> <p><u>令和元年5月31日より、「南海トラフ地震に関連する情報」の種類として、「南海トラフ地震臨時情報」及び「南海トラフ地震関連解説情報」の情報発表が開始された。</u></p> <p><u>本計画は、大震法が廃止されていない状況を踏まえ、東海地震の警戒宣言時等に関する対策を次の考えを基本に策定したものである。</u></p>	<p>第3節 基本的な考え方</p> <p><u>本計画は、警戒宣言が発せられた場合の対応として、次の考えを基本に策定したものである。</u></p>
付-1-2 ●	<p>6 本計画の策定にあたっては、次の事項に留意したが、今後、本計画の実施にあたり十分配慮するものとする。</p> <p>(1) 警戒宣言が発せられた日及び翌日以降の対応措置は特に区分しないことを原則としたが、学校、鉄道対策等区分が必要な対策については、<u>個別</u>に対応をとるものとする。</p> <p>(2) 警戒宣言が発せられた時点から地震発生の可能性があることから、対策の優先度を配慮する。</p> <p>(3) 市及び関係防災機関並びに隣接市等と関連を有する対策については、事前に調整を図るものとする。</p>	<p>6 本計画の策定にあたっては、次の事項に留意したが、今後、本計画の実施にあたり十分配慮するものとする。</p> <p>(1) 警戒宣言が発せられた日及び翌日以降の対応措置は特に区分しないことを原則としたが、学校、鉄道対策等区分が必要な対策については、<u>別個</u>に対応をとるものとする。</p> <p>(2) 警戒宣言が発せられた時点から地震発生の可能性があることから、対策の優先度を配慮する。</p> <p><u>(3) 東海地震が発生した場合、市の予想震度はほとんどの地域で震度5程度と想定されているが、一部震度6に近い地域があるため、震度に応じた対策を講ずることとする。</u></p> <p>(4) 市及び関係防災機関並びに隣接市等と関連を有する対策については、事前に調整を図るものとする。</p>
付-3-1 ●	<p>第1節 広報及び教育</p> <p>1 広報</p> <p>(2)、カ</p> <p>(ウ) 電話の<u>輻輳</u>による混乱防止のための広報</p>	<p>第1節 広報及び教育</p> <p>1 広報</p> <p>(2)、カ</p> <p>(ウ) 電話の<u>異常ふくそう</u>による混乱防止のための広報</p>
付-3-2 ●	<p>2 幼児・児童・生徒等に対する啓発・指導</p> <p>(2) 教育指導方法</p> <p>ア 児童・生徒に対しては、<u>防災教育デジタル教材「防災ノート～災害と安全」</u>等を活用し、地震に関する防災教育を推進する。</p>	<p>2 幼児・児童・生徒等に対する啓発・指導</p> <p>(2) 教育指導方法</p> <p>ア 児童・生徒に対しては、<u>震災対策補助教材「地震と安全」、小・中学校版防災教育補助教材「3.11を忘れない」【新版】及び高等学校「保健」補助教材「災害の発生と安全・健康～3.11を忘れない～」</u>を活用し、地震に関する防災教育を推進する。</p>

頁	新	旧																
付-3-3 ●	第2節 事業所に対する指導 1 対象事業所 (1) 一般事業所 <table border="1" data-bbox="293 308 1191 405"> <tr> <td>所管機関</td> <td>対 象 事 業 所</td> </tr> <tr> <td>昭島消防署</td> <td><u>東京都震災対策条例により事業所防災計画を作成することとされている事業所</u></td> </tr> </table>	所管機関	対 象 事 業 所	昭島消防署	<u>東京都震災対策条例により事業所防災計画を作成することとされている事業所</u>	第2節 事業所に対する指導 1 対象事業所 (1) 一般事業所 <table border="1" data-bbox="1218 308 2123 405"> <tr> <td>所管機関</td> <td>対 象 事 業 所</td> </tr> <tr> <td>昭島消防署</td> <td><u>東京都震災対策条例により防災計画を作成することとされている全ての事業所</u></td> </tr> </table>	所管機関	対 象 事 業 所	昭島消防署	<u>東京都震災対策条例により防災計画を作成することとされている全ての事業所</u>								
所管機関	対 象 事 業 所																	
昭島消防署	<u>東京都震災対策条例により事業所防災計画を作成することとされている事業所</u>																	
所管機関	対 象 事 業 所																	
昭島消防署	<u>東京都震災対策条例により防災計画を作成することとされている全ての事業所</u>																	
付-3-3 付-3-4 □	2 事業所指導の内容 1 消防計画等に定める事項 (1) 削除 3 削除	2 事業所指導の内容 1 消防計画等に定める事項 <u>(1) 警戒宣言時における事業所の営業の継続又は自粛等に関すること。</u> 3 <u>事業所防災計画に定める事項</u> <u>(1) 防災指導等印刷物による指導</u> <u>(2) 講習会、講演会、その他各種集会による指導</u> <u>(3) 各種業会、団体等の自主防災研修による指導</u> <u>(4) その他立入検査等消防行政執行時における指導</u>																
付-3-6 付-3-7 ●	第3節 防災訓練 <table border="1" data-bbox="293 703 1191 1406"> <tr> <td>総合防災訓練</td> <td>市</td> <td>2 訓練項目 非常招集訓練、本部運営訓練、情報伝達訓練、総合現地訓練 <u>要配慮者避難誘導訓練</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他の関係機関の訓練</td> <td>東京電力グループ</td> <td><u>大規模な地震に係わる防災措置の円滑化を図るため、次の内容を主とする防災訓練を年1回以上実施する。</u> 1 非常招集訓練 2 非常態勢の確立 3 情報連絡訓練 4 大規模地震発生時の災害応急対策 5 避難及び救護 6 その他必要とするもの <u>また、市の総合防災訓練に積極的に参加する。</u></td> </tr> <tr> <td>NTT東日本</td> <td><u>大規模地震を想定し、地震防災応急対策の実施上必要な次に掲げる内容の防災訓練を年1回以上実施する。</u> 1 警戒宣言等の伝達 2 非常召集 3 警戒宣言前の準備行動及び警戒宣言が発せられた場合における地震防災応急措置 4 大規模地震発生時の災害応急対策 5 避難及び救護 6 その他必要とする事項 <u>市の総合防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。</u></td> </tr> </table>	総合防災訓練	市	2 訓練項目 非常招集訓練、本部運営訓練、情報伝達訓練、総合現地訓練 <u>要配慮者避難誘導訓練</u>	その他の関係機関の訓練	東京電力グループ	<u>大規模な地震に係わる防災措置の円滑化を図るため、次の内容を主とする防災訓練を年1回以上実施する。</u> 1 非常招集訓練 2 非常態勢の確立 3 情報連絡訓練 4 大規模地震発生時の災害応急対策 5 避難及び救護 6 その他必要とするもの <u>また、市の総合防災訓練に積極的に参加する。</u>	NTT東日本	<u>大規模地震を想定し、地震防災応急対策の実施上必要な次に掲げる内容の防災訓練を年1回以上実施する。</u> 1 警戒宣言等の伝達 2 非常召集 3 警戒宣言前の準備行動及び警戒宣言が発せられた場合における地震防災応急措置 4 大規模地震発生時の災害応急対策 5 避難及び救護 6 その他必要とする事項 <u>市の総合防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。</u>	第3節 防災訓練 <table border="1" data-bbox="1218 703 2123 1254"> <tr> <td>総合防災訓練</td> <td>市</td> <td>2 訓練項目 非常招集訓練、本部運営訓練、情報伝達訓練、総合現地訓練</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他の関係機関の訓練</td> <td>東京電力</td> <td><u>警戒宣言が発せられた場合を想定した情報連絡及び災害対策用資機材の整備、点検等を主たる内容とする防災訓練を年1回以上実施する。また、市が実施する総合防災訓練に参加する。</u></td> </tr> <tr> <td>NTT東日本</td> <td><u>警戒宣言時における措置について、年1回以上防災訓練を実施する。実施する主な訓練内容は、次のとおりである。</u> 1 <u>準備警戒業務</u> 警戒宣言等情報の伝達、地震災害警戒本部等の設置、工事中の施設に対する安全措置、重要資料類の確認と防災措置、応急復旧態勢の確立のための措置 2 <u>重要通信確保等の業務</u> 通信疎通状況の監視と把握、ふくそう発生時の諸措置、非常緊急電報及び非常緊急通話の確保、公衆電話からの通信確保、広報活動、データ通信設備の運転及び保守 <u>また、市が実施する総合防災訓練に参加する。</u></td> </tr> </table>	総合防災訓練	市	2 訓練項目 非常招集訓練、本部運営訓練、情報伝達訓練、総合現地訓練	その他の関係機関の訓練	東京電力	<u>警戒宣言が発せられた場合を想定した情報連絡及び災害対策用資機材の整備、点検等を主たる内容とする防災訓練を年1回以上実施する。また、市が実施する総合防災訓練に参加する。</u>	NTT東日本	<u>警戒宣言時における措置について、年1回以上防災訓練を実施する。実施する主な訓練内容は、次のとおりである。</u> 1 <u>準備警戒業務</u> 警戒宣言等情報の伝達、地震災害警戒本部等の設置、工事中の施設に対する安全措置、重要資料類の確認と防災措置、応急復旧態勢の確立のための措置 2 <u>重要通信確保等の業務</u> 通信疎通状況の監視と把握、ふくそう発生時の諸措置、非常緊急電報及び非常緊急通話の確保、公衆電話からの通信確保、広報活動、データ通信設備の運転及び保守 <u>また、市が実施する総合防災訓練に参加する。</u>
総合防災訓練	市	2 訓練項目 非常招集訓練、本部運営訓練、情報伝達訓練、総合現地訓練 <u>要配慮者避難誘導訓練</u>																
その他の関係機関の訓練	東京電力グループ	<u>大規模な地震に係わる防災措置の円滑化を図るため、次の内容を主とする防災訓練を年1回以上実施する。</u> 1 非常招集訓練 2 非常態勢の確立 3 情報連絡訓練 4 大規模地震発生時の災害応急対策 5 避難及び救護 6 その他必要とするもの <u>また、市の総合防災訓練に積極的に参加する。</u>																
	NTT東日本	<u>大規模地震を想定し、地震防災応急対策の実施上必要な次に掲げる内容の防災訓練を年1回以上実施する。</u> 1 警戒宣言等の伝達 2 非常召集 3 警戒宣言前の準備行動及び警戒宣言が発せられた場合における地震防災応急措置 4 大規模地震発生時の災害応急対策 5 避難及び救護 6 その他必要とする事項 <u>市の総合防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。</u>																
総合防災訓練	市	2 訓練項目 非常招集訓練、本部運営訓練、情報伝達訓練、総合現地訓練																
その他の関係機関の訓練	東京電力	<u>警戒宣言が発せられた場合を想定した情報連絡及び災害対策用資機材の整備、点検等を主たる内容とする防災訓練を年1回以上実施する。また、市が実施する総合防災訓練に参加する。</u>																
	NTT東日本	<u>警戒宣言時における措置について、年1回以上防災訓練を実施する。実施する主な訓練内容は、次のとおりである。</u> 1 <u>準備警戒業務</u> 警戒宣言等情報の伝達、地震災害警戒本部等の設置、工事中の施設に対する安全措置、重要資料類の確認と防災措置、応急復旧態勢の確立のための措置 2 <u>重要通信確保等の業務</u> 通信疎通状況の監視と把握、ふくそう発生時の諸措置、非常緊急電報及び非常緊急通話の確保、公衆電話からの通信確保、広報活動、データ通信設備の運転及び保守 <u>また、市が実施する総合防災訓練に参加する。</u>																

頁	新	旧				
付-4-4 ●	<p>第2節 注意情報発表時の対応 4 活動体制</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="293 277 443 758">昭島消防署</td> <td data-bbox="443 277 1191 758"> <p><u>注意情報を受けた場合は、震災態勢又は震災非常配備態勢を発令して次の対応を行う。</u></p> <p><u>1 震災態勢</u> <u>(1) 情報収集体制を強化</u> <u>(2) 震災対策資器材等の準備</u></p> <p><u>2 震災非常配備態勢</u> <u>(1) 全職員の非常招集</u> <u>(2) 震災消防活動部隊の編成</u> <u>(3) 市本部への職員の派遣</u> <u>(4) 救急医療情報の収集体制の強化</u> <u>(5) 救急・救助資器材の確保</u> <u>(6) 情報受信体制の強化</u> <u>(7) 高所見張員の派遣</u> <u>(8) 出火防止、初期消火等の広報の準備</u> <u>(9) その他消防活動上必要な情報の収集</u></p> </td> </tr> </table>	昭島消防署	<p><u>注意情報を受けた場合は、震災態勢又は震災非常配備態勢を発令して次の対応を行う。</u></p> <p><u>1 震災態勢</u> <u>(1) 情報収集体制を強化</u> <u>(2) 震災対策資器材等の準備</u></p> <p><u>2 震災非常配備態勢</u> <u>(1) 全職員の非常招集</u> <u>(2) 震災消防活動部隊の編成</u> <u>(3) 市本部への職員の派遣</u> <u>(4) 救急医療情報の収集体制の強化</u> <u>(5) 救急・救助資器材の確保</u> <u>(6) 情報受信体制の強化</u> <u>(7) 高所見張員の派遣</u> <u>(8) 出火防止、初期消火等の広報の準備</u> <u>(9) その他消防活動上必要な情報の収集</u></p>	<p>第2節 注意情報発表時の対応 4 活動体制</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1223 277 1373 502">昭島消防署</td> <td data-bbox="1373 277 2128 502"> <p><u>1 震災警戒第2態勢の発令</u> <u>2 全消防職員の非常招集</u> <u>3 震災消防活動部隊の編成</u> <u>4 署隊本部等の活動体制の強化</u> <u>5 車両、物資等の調達準備</u> <u>6 関係機関からの情報収集体制の確立</u> <u>7 震災消防活動計画、対策資料の準備</u></p> </td> </tr> </table>	昭島消防署	<p><u>1 震災警戒第2態勢の発令</u> <u>2 全消防職員の非常招集</u> <u>3 震災消防活動部隊の編成</u> <u>4 署隊本部等の活動体制の強化</u> <u>5 車両、物資等の調達準備</u> <u>6 関係機関からの情報収集体制の確立</u> <u>7 震災消防活動計画、対策資料の準備</u></p>
昭島消防署	<p><u>注意情報を受けた場合は、震災態勢又は震災非常配備態勢を発令して次の対応を行う。</u></p> <p><u>1 震災態勢</u> <u>(1) 情報収集体制を強化</u> <u>(2) 震災対策資器材等の準備</u></p> <p><u>2 震災非常配備態勢</u> <u>(1) 全職員の非常招集</u> <u>(2) 震災消防活動部隊の編成</u> <u>(3) 市本部への職員の派遣</u> <u>(4) 救急医療情報の収集体制の強化</u> <u>(5) 救急・救助資器材の確保</u> <u>(6) 情報受信体制の強化</u> <u>(7) 高所見張員の派遣</u> <u>(8) 出火防止、初期消火等の広報の準備</u> <u>(9) その他消防活動上必要な情報の収集</u></p>					
昭島消防署	<p><u>1 震災警戒第2態勢の発令</u> <u>2 全消防職員の非常招集</u> <u>3 震災消防活動部隊の編成</u> <u>4 署隊本部等の活動体制の強化</u> <u>5 車両、物資等の調達準備</u> <u>6 関係機関からの情報収集体制の確立</u> <u>7 震災消防活動計画、対策資料の準備</u></p>					
付-4-5 ●	<p>5 関係機関の組織の対応</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="293 794 443 863">NTT 東日本</td> <td data-bbox="443 794 1191 863"> <p><u>注意情報の連絡を受けた場合又は警戒宣言が発せられた場合、地震防災応急対策を効果的に実施するため、状況の把握及び情報の収集を行う。</u></p> </td> </tr> </table>	NTT 東日本	<p><u>注意情報の連絡を受けた場合又は警戒宣言が発せられた場合、地震防災応急対策を効果的に実施するため、状況の把握及び情報の収集を行う。</u></p>	<p>5 関係機関の組織の対応</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1223 794 1373 979">NTT 東日本</td> <td data-bbox="1373 794 2128 979"> <p><u>防災関係機関等の重要通信を確保するため、次の初動措置等を実施する態勢をとる。</u></p> <p><u>1 通話量等通信疎通状況の監視</u> <u>2 電力機器通信疎通状況の監視</u> <u>3 ふくそう発生時の重要通信確保のための規制措置等</u> <u>4 電話利用の自粛等広報活動</u></p> </td> </tr> </table>	NTT 東日本	<p><u>防災関係機関等の重要通信を確保するため、次の初動措置等を実施する態勢をとる。</u></p> <p><u>1 通話量等通信疎通状況の監視</u> <u>2 電力機器通信疎通状況の監視</u> <u>3 ふくそう発生時の重要通信確保のための規制措置等</u> <u>4 電話利用の自粛等広報活動</u></p>
NTT 東日本	<p><u>注意情報の連絡を受けた場合又は警戒宣言が発せられた場合、地震防災応急対策を効果的に実施するため、状況の把握及び情報の収集を行う。</u></p>					
NTT 東日本	<p><u>防災関係機関等の重要通信を確保するため、次の初動措置等を実施する態勢をとる。</u></p> <p><u>1 通話量等通信疎通状況の監視</u> <u>2 電力機器通信疎通状況の監視</u> <u>3 ふくそう発生時の重要通信確保のための規制措置等</u> <u>4 電話利用の自粛等広報活動</u></p>					

頁	新	旧								
付-4-6 ●	<p>7 混乱防止措置</p> <table border="1" data-bbox="293 244 1189 754"> <tr> <td data-bbox="293 244 416 371">西武鉄道</td> <td data-bbox="416 244 1189 371"> <u>1 旅客の混乱防止と円滑な輸送を行うため、状況により、次の措置をとる。</u> <u>(1) 掲示・放送等を活用し正確な情報提供に努める。</u> <u>2 必要により警察官の派遣を要請し、混乱の防止に努める。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 371 416 754">NTT東日本</td> <td data-bbox="416 371 1189 754"> <u>国や地方公共団体から発出される指示及び各種情報を受け、また報道機関を通じて報道される地震予知に関する情報等を収集し、これを所定の経路により伝達して、通信の疎通確保、並びにそれぞれの地震防災応急対策に反映させる。</u> <u>1 情報収集と伝達</u> <u>2 通信の利用制限等の措置</u> <u>3 災害用伝言ダイヤルの提供準備</u> <u>4 対策要員の確保及び広域応援</u> <u>5 災害時における災害対策用機器等の配備及び災害対策用資機材の確保</u> <u>6 通信建物、設備等の巡視と点検</u> <u>7 工事中の設備に対する安全措置</u> <u>8 社員の安全確保</u> </td> </tr> </table>	西武鉄道	<u>1 旅客の混乱防止と円滑な輸送を行うため、状況により、次の措置をとる。</u> <u>(1) 掲示・放送等を活用し正確な情報提供に努める。</u> <u>2 必要により警察官の派遣を要請し、混乱の防止に努める。</u>	NTT東日本	<u>国や地方公共団体から発出される指示及び各種情報を受け、また報道機関を通じて報道される地震予知に関する情報等を収集し、これを所定の経路により伝達して、通信の疎通確保、並びにそれぞれの地震防災応急対策に反映させる。</u> <u>1 情報収集と伝達</u> <u>2 通信の利用制限等の措置</u> <u>3 災害用伝言ダイヤルの提供準備</u> <u>4 対策要員の確保及び広域応援</u> <u>5 災害時における災害対策用機器等の配備及び災害対策用資機材の確保</u> <u>6 通信建物、設備等の巡視と点検</u> <u>7 工事中の設備に対する安全措置</u> <u>8 社員の安全確保</u>	<p>7 混乱防止措置</p> <table border="1" data-bbox="1220 244 2123 635"> <tr> <td data-bbox="1220 244 1391 308">西武鉄道</td> <td data-bbox="1391 244 2123 308"> <u>駅長及び事業所長は、必要により早期に警察官の派遣を要請し、混乱の防止に努める。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1220 308 1391 635">NTT東日本</td> <td data-bbox="1391 308 2123 635"> <u>注意情報発表に伴い、住民及び事業所等による通話が集中的に発生し、電話が著しくかかりにくくなることが予想される。</u> <u>その際には、防災関係機関の重要な通信を確保することを基本に、次により措置する。</u> <u>1 防災関係機関等の非常・緊急扱い電報及び非常・緊急扱い電話は最優先に確保する。</u> <u>2 電話が著しくかかりにくくなった場合は、一般の通話の利用制限を行う。</u> <u>3 一般の通話の利用制限を行った場合でも、重要機関等及び街頭公衆電話からの通話は確保する。</u> </td> </tr> </table>	西武鉄道	<u>駅長及び事業所長は、必要により早期に警察官の派遣を要請し、混乱の防止に努める。</u>	NTT東日本	<u>注意情報発表に伴い、住民及び事業所等による通話が集中的に発生し、電話が著しくかかりにくくなることが予想される。</u> <u>その際には、防災関係機関の重要な通信を確保することを基本に、次により措置する。</u> <u>1 防災関係機関等の非常・緊急扱い電報及び非常・緊急扱い電話は最優先に確保する。</u> <u>2 電話が著しくかかりにくくなった場合は、一般の通話の利用制限を行う。</u> <u>3 一般の通話の利用制限を行った場合でも、重要機関等及び街頭公衆電話からの通話は確保する。</u>
西武鉄道	<u>1 旅客の混乱防止と円滑な輸送を行うため、状況により、次の措置をとる。</u> <u>(1) 掲示・放送等を活用し正確な情報提供に努める。</u> <u>2 必要により警察官の派遣を要請し、混乱の防止に努める。</u>									
NTT東日本	<u>国や地方公共団体から発出される指示及び各種情報を受け、また報道機関を通じて報道される地震予知に関する情報等を収集し、これを所定の経路により伝達して、通信の疎通確保、並びにそれぞれの地震防災応急対策に反映させる。</u> <u>1 情報収集と伝達</u> <u>2 通信の利用制限等の措置</u> <u>3 災害用伝言ダイヤルの提供準備</u> <u>4 対策要員の確保及び広域応援</u> <u>5 災害時における災害対策用機器等の配備及び災害対策用資機材の確保</u> <u>6 通信建物、設備等の巡視と点検</u> <u>7 工事中の設備に対する安全措置</u> <u>8 社員の安全確保</u>									
西武鉄道	<u>駅長及び事業所長は、必要により早期に警察官の派遣を要請し、混乱の防止に努める。</u>									
NTT東日本	<u>注意情報発表に伴い、住民及び事業所等による通話が集中的に発生し、電話が著しくかかりにくくなることが予想される。</u> <u>その際には、防災関係機関の重要な通信を確保することを基本に、次により措置する。</u> <u>1 防災関係機関等の非常・緊急扱い電報及び非常・緊急扱い電話は最優先に確保する。</u> <u>2 電話が著しくかかりにくくなった場合は、一般の通話の利用制限を行う。</u> <u>3 一般の通話の利用制限を行った場合でも、重要機関等及び街頭公衆電話からの通話は確保する。</u>									
付-5-2	<p>第1節 活動態勢 4 東京都への協力要請 <u>あっせん</u></p>	<p>第1節 活動態勢 4 東京都への協力要請 <u>あっ旋</u></p>								
付-5-4 □	<p>第2節 警戒宣言、地震予知情報等の伝達 1 警戒宣言の伝達等 (2) 伝達態勢</p> <table border="1" data-bbox="293 970 1189 1201"> <tr> <td data-bbox="293 970 472 1201">昭島警察署</td> <td data-bbox="472 970 1189 1201"> 1 昭島警察署は、警視庁から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けた時は、直ちにその旨を警察電話、警察無線及びその他の手段により、署内及び交番等へ伝達する。 2 昭島警察署は、警戒宣言が発令された時点でサイレン設備のある車両は、サイレン吹鳴による防災信号 <u>(1回のパターン～サイレン45秒、休止15秒、サイレン45秒、休止15秒、サイレン45秒)を1回以上聴取することにより警戒宣言が発せられたことを伝達する。</u> </td> </tr> </table>	昭島警察署	1 昭島警察署は、警視庁から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けた時は、直ちにその旨を警察電話、警察無線及びその他の手段により、署内及び交番等へ伝達する。 2 昭島警察署は、警戒宣言が発令された時点でサイレン設備のある車両は、サイレン吹鳴による防災信号 <u>(1回のパターン～サイレン45秒、休止15秒、サイレン45秒、休止15秒、サイレン45秒)を1回以上聴取することにより警戒宣言が発せられたことを伝達する。</u>	<p>第2節 警戒宣言、地震予知情報等の伝達 1 警戒宣言の伝達等 (2) 伝達態勢</p> <table border="1" data-bbox="1220 970 2123 1169"> <tr> <td data-bbox="1220 970 1391 1169">昭島警察署</td> <td data-bbox="1391 970 2123 1169"> 1 昭島警察署は、警視庁から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けた時は、直ちにその旨を警察電話、警察無線及びその他の手段により、署内及び交番等へ伝達する。 2 昭島警察署は、警戒宣言が発令された時点でサイレン設備のある車両は、サイレン吹鳴による防災信号 <u>(45秒吹鳴、15秒停止3回)</u>により警戒宣言が発せられたことを伝達する。 </td> </tr> </table>	昭島警察署	1 昭島警察署は、警視庁から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けた時は、直ちにその旨を警察電話、警察無線及びその他の手段により、署内及び交番等へ伝達する。 2 昭島警察署は、警戒宣言が発令された時点でサイレン設備のある車両は、サイレン吹鳴による防災信号 <u>(45秒吹鳴、15秒停止3回)</u> により警戒宣言が発せられたことを伝達する。				
昭島警察署	1 昭島警察署は、警視庁から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けた時は、直ちにその旨を警察電話、警察無線及びその他の手段により、署内及び交番等へ伝達する。 2 昭島警察署は、警戒宣言が発令された時点でサイレン設備のある車両は、サイレン吹鳴による防災信号 <u>(1回のパターン～サイレン45秒、休止15秒、サイレン45秒、休止15秒、サイレン45秒)を1回以上聴取することにより警戒宣言が発せられたことを伝達する。</u>									
昭島警察署	1 昭島警察署は、警視庁から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けた時は、直ちにその旨を警察電話、警察無線及びその他の手段により、署内及び交番等へ伝達する。 2 昭島警察署は、警戒宣言が発令された時点でサイレン設備のある車両は、サイレン吹鳴による防災信号 <u>(45秒吹鳴、15秒停止3回)</u> により警戒宣言が発せられたことを伝達する。									
付 5-5	<p>2 警戒宣言時の広報 <u>輻輳</u></p>	<p>2 警戒宣言時の広報 <u>異常ふくそう</u></p>								

頁	新	旧								
付-5-6 □	<p>第3節 消防対策及び危険物対策</p> <p>1 消防対策</p> <p>(1) 活動内容</p> <p>昭島消防署は、<u>注意情報発表時から引き続き震災態勢又は震災非常配備態勢下</u>にあり、<u>次の対策をとる。</u></p> <p><u>ア 震災態勢</u></p> <p><u>(ア) 情報収集体制の強化</u></p> <p><u>(イ) 震災対策資器材の準備</u></p> <p><u>イ 震災非常配備態勢</u></p> <p><u>主に次の対策をとる。</u></p> <p><u>(ア) 全職員の非常招集</u></p> <p><u>(イ) 活動部隊の編成</u></p> <p><u>(ウ) 昭島市災害対策本部への職員の派遣</u></p> <p><u>(エ) 救急医療情報の収集体制の強化</u></p> <p><u>(オ) 救急・救助資器材の確保</u></p> <p><u>(カ) 情報受信体制の強化</u></p> <p><u>(キ) 高所見張員の派遣</u></p> <p><u>(ク) 出火防止、初期消火等の広報の準備</u></p> <p><u>(ケ) その他消防活動上必要な情報の収集</u></p>	<p>第3節 消防対策及び危険物対策</p> <p>1 消防対策</p> <p>(1) 活動内容</p> <p>昭島消防署は<u>警戒宣言時には、震災警戒態勢を発令して次の対応をとる。</u></p> <p><u>ア 全職員の非常召集</u></p> <p><u>イ 震災消防活動部隊の編成</u></p> <p><u>ウ 関係防災機関への職員の派遣</u></p> <p><u>エ 救急医療情報の収集体制の強化</u></p> <p><u>オ 救急・救助資器材の確保</u></p> <p><u>カ 情報受信体制の強化</u></p> <p><u>キ 高所見張員の派遣</u></p> <p><u>ク 出火防止、初期消火等の広報の準備</u></p> <p><u>ケ その他消防活動上必要な情報の収集</u></p>								
付-5-9 ●	<p>第4節 警備対策及び交通対策</p> <p>2 交通対策</p> <p>(2) 運転者等のとるべき措置</p> <p>(ア) 警戒宣言が発せられたことを知った時は、<u>慌てることなく低速度で走行する。</u></p>	<p>第4節 警備対策及び交通対策</p> <p>2 交通対策</p> <p>(2) 運転者等のとるべき措置</p> <p>(ア) 警戒宣言が発せられたことを知った時は、<u>走行速度を高速自動車国道では時速40km、一般道路では時速20kmに減速する。</u></p>								
付-5-12 ●	<p>第5節 公共輸送対策</p> <p>1 鉄道対策</p> <p>イ 西武鉄道</p> <p>(イ) 運行措置</p> <table border="1" data-bbox="293 1114 1191 1343"> <thead> <tr> <th data-bbox="293 1114 745 1153">警戒宣言当日</th> <th data-bbox="745 1114 1191 1153">翌日以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="293 1153 745 1343"> <u>情報の内容に応じて、運行計画を決定する。</u> なお、これに伴う列車の遅延は、運転整理により対応するため、一部列車の運転中止等が生じるので、輸送力は平常ダイヤより減少する。 </td> <td data-bbox="745 1153 1191 1343"> <u>情報の内容に応じて、運行計画を決定する。</u> <u>なお、運転速度、本数を制限した場合、輸送力は大幅に減少する。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	警戒宣言当日	翌日以降	<u>情報の内容に応じて、運行計画を決定する。</u> なお、これに伴う列車の遅延は、運転整理により対応するため、一部列車の運転中止等が生じるので、輸送力は平常ダイヤより減少する。	<u>情報の内容に応じて、運行計画を決定する。</u> <u>なお、運転速度、本数を制限した場合、輸送力は大幅に減少する。</u>	<p>第5節 公共輸送対策</p> <p>1 鉄道対策</p> <p>イ 西武鉄道</p> <p>(イ) 運行措置</p> <table border="1" data-bbox="1223 1114 2121 1343"> <thead> <tr> <th data-bbox="1223 1114 1675 1153">警戒宣言当日</th> <th data-bbox="1675 1114 2121 1153">翌日以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1223 1153 1675 1343"> 警戒宣言が発せられた時は、現行ダイヤを使用し、減速運転を行う。 なお、これに伴う列車の遅延は、運転整理により対応するため、一部列車の運転中止等が生じるので、輸送力は平常ダイヤより減少する。 </td> <td data-bbox="1675 1153 2121 1343"> あらかじめ地震ダイヤ（仮称）を作成し減速運転を行う。 なお、地震ダイヤは一部列車の運転中止等を考慮するので、輸送力は平常ダイヤよりかなり減少する。 </td> </tr> </tbody> </table>	警戒宣言当日	翌日以降	警戒宣言が発せられた時は、現行ダイヤを使用し、減速運転を行う。 なお、これに伴う列車の遅延は、運転整理により対応するため、一部列車の運転中止等が生じるので、輸送力は平常ダイヤより減少する。	あらかじめ地震ダイヤ（仮称）を作成し減速運転を行う。 なお、地震ダイヤは一部列車の運転中止等を考慮するので、輸送力は平常ダイヤよりかなり減少する。
警戒宣言当日	翌日以降									
<u>情報の内容に応じて、運行計画を決定する。</u> なお、これに伴う列車の遅延は、運転整理により対応するため、一部列車の運転中止等が生じるので、輸送力は平常ダイヤより減少する。	<u>情報の内容に応じて、運行計画を決定する。</u> <u>なお、運転速度、本数を制限した場合、輸送力は大幅に減少する。</u>									
警戒宣言当日	翌日以降									
警戒宣言が発せられた時は、現行ダイヤを使用し、減速運転を行う。 なお、これに伴う列車の遅延は、運転整理により対応するため、一部列車の運転中止等が生じるので、輸送力は平常ダイヤより減少する。	あらかじめ地震ダイヤ（仮称）を作成し減速運転を行う。 なお、地震ダイヤは一部列車の運転中止等を考慮するので、輸送力は平常ダイヤよりかなり減少する。									
付-5-12 □	<p>(3) 乗客集中防止対策</p> <p>削除</p>	<p>(3) 乗客集中防止対策</p> <table border="1" data-bbox="1223 1382 2121 1476"> <tr> <td data-bbox="1223 1382 1424 1476">昭島消防署</td> <td data-bbox="1424 1382 2121 1476">平常時から、市内の全事業所に対して極力平常どおりの勤務又は退社させる場合の時差退社の徹底及び近距離通勤者の徒歩帰宅について指導する。</td> </tr> </table>	昭島消防署	平常時から、市内の全事業所に対して極力平常どおりの勤務又は退社させる場合の時差退社の徹底及び近距離通勤者の徒歩帰宅について指導する。						
昭島消防署	平常時から、市内の全事業所に対して極力平常どおりの勤務又は退社させる場合の時差退社の徹底及び近距離通勤者の徒歩帰宅について指導する。									

頁	新	旧																
付-5-13 ●	<p>(4) 主要駅での対応</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JR東日本 西武鉄道</td> <td> <u>1 適切な放送を実施して、旅客の鎮静化に努める。</u> <u>2 状況により、階段止め、改札止め等、入場制限を実施するとともに、旅客のう回誘導、一方通行等を早めに行う。</u> <u>3 混雑の予想される主要駅には、状況に応じ応援要員を派遣するなどの措置を行う。</u> <u>4 状況により、警察官の応援を要請</u> <u>5 状況により、乗車券の発売を制限又は中止</u> </td> </tr> </tbody> </table>	機 関	内 容	JR東日本 西武鉄道	<u>1 適切な放送を実施して、旅客の鎮静化に努める。</u> <u>2 状況により、階段止め、改札止め等、入場制限を実施するとともに、旅客のう回誘導、一方通行等を早めに行う。</u> <u>3 混雑の予想される主要駅には、状況に応じ応援要員を派遣するなどの措置を行う。</u> <u>4 状況により、警察官の応援を要請</u> <u>5 状況により、乗車券の発売を制限又は中止</u>	<p>(4) 主要駅での対応</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関</th> <th>旅客の安全を図るための措置</th> <th>その他の措置等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JR東日本 西武鉄道</td> <td> <u>1 適切な放送を実施して、旅客の鎮静化に努める。</u> <u>2 状況により、階段止め、改札止め等、入場制限を実施するとともに、旅客のう回誘導、一方通行等を早めに行う。</u> <u>3 状況により警察官の応援を要請する。</u> </td> <td> <u>1 社員を派遣して、駅の客扱い要員の増強を図る。</u> <u>2 乗車券について次の措置をとる。</u> <u>(1) 強化地域内着・通過となる乗車券は発売を停止する。</u> <u>(2) 状況により、すべての乗車券類の発売を中止する。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	機 関	旅客の安全を図るための措置	その他の措置等	JR東日本 西武鉄道	<u>1 適切な放送を実施して、旅客の鎮静化に努める。</u> <u>2 状況により、階段止め、改札止め等、入場制限を実施するとともに、旅客のう回誘導、一方通行等を早めに行う。</u> <u>3 状況により警察官の応援を要請する。</u>	<u>1 社員を派遣して、駅の客扱い要員の増強を図る。</u> <u>2 乗車券について次の措置をとる。</u> <u>(1) 強化地域内着・通過となる乗車券は発売を停止する。</u> <u>(2) 状況により、すべての乗車券類の発売を中止する。</u>						
機 関	内 容																	
JR東日本 西武鉄道	<u>1 適切な放送を実施して、旅客の鎮静化に努める。</u> <u>2 状況により、階段止め、改札止め等、入場制限を実施するとともに、旅客のう回誘導、一方通行等を早めに行う。</u> <u>3 混雑の予想される主要駅には、状況に応じ応援要員を派遣するなどの措置を行う。</u> <u>4 状況により、警察官の応援を要請</u> <u>5 状況により、乗車券の発売を制限又は中止</u>																	
機 関	旅客の安全を図るための措置	その他の措置等																
JR東日本 西武鉄道	<u>1 適切な放送を実施して、旅客の鎮静化に努める。</u> <u>2 状況により、階段止め、改札止め等、入場制限を実施するとともに、旅客のう回誘導、一方通行等を早めに行う。</u> <u>3 状況により警察官の応援を要請する。</u>	<u>1 社員を派遣して、駅の客扱い要員の増強を図る。</u> <u>2 乗車券について次の措置をとる。</u> <u>(1) 強化地域内着・通過となる乗車券は発売を停止する。</u> <u>(2) 状況により、すべての乗車券類の発売を中止する。</u>																
付-5-19 □	<p>第7節 不特定多数の者が集まる施設の対策</p> <p>1 昭島消防署 昭島消防署は、施設に対し次の項目について指導する。</p> <p>(1) 火気使用の中止又は制限 (2) 消防用設備等の点検及び確認 (3) 避難施設の確認 (4) 救急業務に必要な資材の準備 <u>(5) 削除</u> <u>(5) 施設利用者へ警戒宣言の情報を適切な方法で伝達し、従業員による適切な指導</u></p>	<p>第7節 不特定多数の者が集まる施設の対策</p> <p>1 昭島消防署 昭島消防署は、施設に対し次の項目について指導する。</p> <p>(1) 火気使用の中止又は制限 (2) 消防用設備等の点検及び確認 (3) 避難施設の確認 (4) 救急業務に必要な資材の準備 (5) 営業の中止又は自粛（ただし、駅等の混乱状況によっては弾力的な運用を指導する。） (6) 施設利用者へ警戒宣言の情報を適切な方法で伝達し、従業員による適切な指導</p>																
付-5-20 ●	<p>第8節 電話、<u>通信</u>対策</p> <p>1 <u>輻輳</u>等の防止措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">NTT 東 日 本</td> <td>電話</td> <td> 2 可能な限りにおいて取り扱う業務 (1) 一般加入電話からのダイヤル通話 (2) <u>一般電報の発信及び電話による配達</u> (3) <u>営業窓口</u> (4) <u>防災関係機関等からの緊急な要請への対応</u> </td> </tr> <tr> <td>電報</td> <td>削除</td> </tr> </tbody> </table>	機関	区分	内容	NTT 東 日 本	電話	2 可能な限りにおいて取り扱う業務 (1) 一般加入電話からのダイヤル通話 (2) <u>一般電報の発信及び電話による配達</u> (3) <u>営業窓口</u> (4) <u>防災関係機関等からの緊急な要請への対応</u>	電報	削除	<p>第8節 電話、<u>電報</u>対策</p> <p>1 <u>ふくそう</u>等の防止措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">NTT 東 日 本</td> <td>電話</td> <td> 2 可能な限りにおいて取り扱う業務 (1) 一般加入電話からのダイヤル通話 (2) 100番通話（手動通話を含む。） (3) 防災関係機関等からの緊急な要請への対応 </td> </tr> <tr> <td>電報</td> <td> 電報の扱い量も増大することが予想されるが、可能な限り業務を継続することを基本に次のとおり必要な措置を行う。 1 東京地域内から発信される電報 (1) 防災関係機関等の非常・緊急の取扱いは確保する。 (2) 一般の電報は、強化地域内に向けて発信するものについては、遅延を承知するものに限り受け付ける。また、強化地域外向けの電報については、可能な限り受け付ける。 2 東京地域内に着信する電報 可能な限り配達するが、困難な場合は電話で配達する。 </td> </tr> </tbody> </table>	機関	区分	内容	NTT 東 日 本	電話	2 可能な限りにおいて取り扱う業務 (1) 一般加入電話からのダイヤル通話 (2) 100番通話（手動通話を含む。） (3) 防災関係機関等からの緊急な要請への対応	電報	電報の扱い量も増大することが予想されるが、可能な限り業務を継続することを基本に次のとおり必要な措置を行う。 1 東京地域内から発信される電報 (1) 防災関係機関等の非常・緊急の取扱いは確保する。 (2) 一般の電報は、強化地域内に向けて発信するものについては、遅延を承知するものに限り受け付ける。また、強化地域外向けの電報については、可能な限り受け付ける。 2 東京地域内に着信する電報 可能な限り配達するが、困難な場合は電話で配達する。
機関	区分	内容																
NTT 東 日 本	電話	2 可能な限りにおいて取り扱う業務 (1) 一般加入電話からのダイヤル通話 (2) <u>一般電報の発信及び電話による配達</u> (3) <u>営業窓口</u> (4) <u>防災関係機関等からの緊急な要請への対応</u>																
	電報	削除																
機関	区分	内容																
NTT 東 日 本	電話	2 可能な限りにおいて取り扱う業務 (1) 一般加入電話からのダイヤル通話 (2) 100番通話（手動通話を含む。） (3) 防災関係機関等からの緊急な要請への対応																
	電報	電報の扱い量も増大することが予想されるが、可能な限り業務を継続することを基本に次のとおり必要な措置を行う。 1 東京地域内から発信される電報 (1) 防災関係機関等の非常・緊急の取扱いは確保する。 (2) 一般の電報は、強化地域内に向けて発信するものについては、遅延を承知するものに限り受け付ける。また、強化地域外向けの電報については、可能な限り受け付ける。 2 東京地域内に着信する電報 可能な限り配達するが、困難な場合は電話で配達する。																

頁	新	旧								
付-5-21 ●	<p>2 広報措置の実施</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="293 244 405 276">機関</th> <th data-bbox="405 244 1189 276">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="293 276 405 798">NTT 東 日 本</td> <td data-bbox="405 276 1189 798"> <p><u>1 警戒宣言が発せられたとき等において通話が輻輳し、一般通信について利用制限等の措置を行った場合、又は取り扱う業務について変更した場合、次の各号に掲げる事項についてホームページ掲載等により、地域のお客様等に広報するとともに、さらに報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により、広範囲にわたっての広報活動を積極的に実施する。</u></p> <p><u>(1) 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況並びに代替となる通信手段</u></p> <p><u>(2) 電報の受付及び配達状況</u></p> <p><u>(3) 加入電話等の開通、移転等の工事及び故障修理等の実施状況</u></p> <p><u>(4) 営業窓口における業務実施状況</u></p> <p><u>(5) お客様に対し協力を要請する事項（災害用伝言サービスの準備状況を含む。）</u></p> <p><u>(6) その他必要とする事項</u></p> <p><u>2 前項の広報をするに当たり必要に応じ報道機関と事前協議等を行い、その的確かつ迅速な実施を可能とする措置を講じる。</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	機関	内 容	NTT 東 日 本	<p><u>1 警戒宣言が発せられたとき等において通話が輻輳し、一般通信について利用制限等の措置を行った場合、又は取り扱う業務について変更した場合、次の各号に掲げる事項についてホームページ掲載等により、地域のお客様等に広報するとともに、さらに報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により、広範囲にわたっての広報活動を積極的に実施する。</u></p> <p><u>(1) 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況並びに代替となる通信手段</u></p> <p><u>(2) 電報の受付及び配達状況</u></p> <p><u>(3) 加入電話等の開通、移転等の工事及び故障修理等の実施状況</u></p> <p><u>(4) 営業窓口における業務実施状況</u></p> <p><u>(5) お客様に対し協力を要請する事項（災害用伝言サービスの準備状況を含む。）</u></p> <p><u>(6) その他必要とする事項</u></p> <p><u>2 前項の広報をするに当たり必要に応じ報道機関と事前協議等を行い、その的確かつ迅速な実施を可能とする措置を講じる。</u></p>	<p>2 広報措置の実施</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1220 244 1332 276">機関</th> <th data-bbox="1332 244 2130 276">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1220 276 1332 798">NTT 東 日 本</td> <td data-bbox="1332 276 2130 798"> <p><u>一般の利用者に対し、公式ホームページ、テレビ、ラジオ及び地域の広報活動等により、次のとおり広報を実施する。</u></p> <p><u>1 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況並びに代替となる通信手段（自動通話に関するもののほか、手動台扱いの通話、番号案内業務を含む。）</u></p> <p><u>2 電報の受付及び配達状況（遅延承知のものに限り取り扱うこと等の利用制限の周知も含む。）</u></p> <p><u>3 加入電話等の開通</u></p> <p><u>4 利用者に対し協力を要請する事項</u> <u>業務の取扱いを中止したときの理解と協力の呼びかけ及び特設災害用公衆電話の利用あるいは通話混雑時の電話利用等について、協力を求める周知等</u></p> <p><u>5 公衆電話の無料化措置時の利用方法等についての周知</u></p> <p><u>6 その他必要とする事項</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	機関	内 容	NTT 東 日 本	<p><u>一般の利用者に対し、公式ホームページ、テレビ、ラジオ及び地域の広報活動等により、次のとおり広報を実施する。</u></p> <p><u>1 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況並びに代替となる通信手段（自動通話に関するもののほか、手動台扱いの通話、番号案内業務を含む。）</u></p> <p><u>2 電報の受付及び配達状況（遅延承知のものに限り取り扱うこと等の利用制限の周知も含む。）</u></p> <p><u>3 加入電話等の開通</u></p> <p><u>4 利用者に対し協力を要請する事項</u> <u>業務の取扱いを中止したときの理解と協力の呼びかけ及び特設災害用公衆電話の利用あるいは通話混雑時の電話利用等について、協力を求める周知等</u></p> <p><u>5 公衆電話の無料化措置時の利用方法等についての周知</u></p> <p><u>6 その他必要とする事項</u></p>
機関	内 容									
NTT 東 日 本	<p><u>1 警戒宣言が発せられたとき等において通話が輻輳し、一般通信について利用制限等の措置を行った場合、又は取り扱う業務について変更した場合、次の各号に掲げる事項についてホームページ掲載等により、地域のお客様等に広報するとともに、さらに報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により、広範囲にわたっての広報活動を積極的に実施する。</u></p> <p><u>(1) 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況並びに代替となる通信手段</u></p> <p><u>(2) 電報の受付及び配達状況</u></p> <p><u>(3) 加入電話等の開通、移転等の工事及び故障修理等の実施状況</u></p> <p><u>(4) 営業窓口における業務実施状況</u></p> <p><u>(5) お客様に対し協力を要請する事項（災害用伝言サービスの準備状況を含む。）</u></p> <p><u>(6) その他必要とする事項</u></p> <p><u>2 前項の広報をするに当たり必要に応じ報道機関と事前協議等を行い、その的確かつ迅速な実施を可能とする措置を講じる。</u></p>									
機関	内 容									
NTT 東 日 本	<p><u>一般の利用者に対し、公式ホームページ、テレビ、ラジオ及び地域の広報活動等により、次のとおり広報を実施する。</u></p> <p><u>1 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況並びに代替となる通信手段（自動通話に関するもののほか、手動台扱いの通話、番号案内業務を含む。）</u></p> <p><u>2 電報の受付及び配達状況（遅延承知のものに限り取り扱うこと等の利用制限の周知も含む。）</u></p> <p><u>3 加入電話等の開通</u></p> <p><u>4 利用者に対し協力を要請する事項</u> <u>業務の取扱いを中止したときの理解と協力の呼びかけ及び特設災害用公衆電話の利用あるいは通話混雑時の電話利用等について、協力を求める周知等</u></p> <p><u>5 公衆電話の無料化措置時の利用方法等についての周知</u></p> <p><u>6 その他必要とする事項</u></p>									
付-5-21 ●	<p>3 防災措置の実施</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="293 833 405 865">機関</th> <th data-bbox="405 833 1189 865">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="293 865 405 1257">N T T 東 日 本</td> <td data-bbox="405 865 1189 1257"> <p><u>警戒宣言発令時の防災措置は、以下のとおり実施する。</u></p> <p><u>1 警戒宣言等情報の伝達と周知</u></p> <p><u>2 情報連絡室若しくは地震災害警戒本部の設置</u></p> <p><u>3 地震防災対策に係る各種情報の収集と伝達</u></p> <p><u>4 災害対策用機器の点検、整備及び非常配備</u></p> <p><u>5 応急復旧態勢確立のための諸措置（要員、資材、物資、炎対機器及び車両等の確保並びに輸送に関する確認と手配等）</u></p> <p><u>6 グループ会社等の応援に関する確認と手配</u></p> <p><u>7 電気通信設備等の巡視点検</u></p> <p><u>8 工事中の電気通信設備等に対する安全措置</u></p> <p><u>9 その他発災に備えた諸措置（重要書類の非常持出し、広報、その他）等</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	機関	内 容	N T T 東 日 本	<p><u>警戒宣言発令時の防災措置は、以下のとおり実施する。</u></p> <p><u>1 警戒宣言等情報の伝達と周知</u></p> <p><u>2 情報連絡室若しくは地震災害警戒本部の設置</u></p> <p><u>3 地震防災対策に係る各種情報の収集と伝達</u></p> <p><u>4 災害対策用機器の点検、整備及び非常配備</u></p> <p><u>5 応急復旧態勢確立のための諸措置（要員、資材、物資、炎対機器及び車両等の確保並びに輸送に関する確認と手配等）</u></p> <p><u>6 グループ会社等の応援に関する確認と手配</u></p> <p><u>7 電気通信設備等の巡視点検</u></p> <p><u>8 工事中の電気通信設備等に対する安全措置</u></p> <p><u>9 その他発災に備えた諸措置（重要書類の非常持出し、広報、その他）等</u></p>	<p>3 防災措置の実施</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1220 833 1332 865">機関</th> <th data-bbox="1332 833 2130 865">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1220 865 1332 1257">N T T 東 日 本</td> <td data-bbox="1332 865 2130 1257"> <p><u>発災に備え、次のとおり準備警戒業務を実施する。</u></p> <p><u>1 警戒本部又は情報連絡室を設置</u></p> <p><u>2 各対策組織の必要要員を招集</u></p> <p><u>3 社外機関との情報連携</u></p> <p><u>4 通信サービス利用者の協力を得るための広報</u></p> <p><u>5 電源、物資及び人員の確保</u></p> <p><u>6 社員の避難及び誘導並びに食料、飲料水等の確保</u></p> <p><u>7 その他必要な事項</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	機関	内 容	N T T 東 日 本	<p><u>発災に備え、次のとおり準備警戒業務を実施する。</u></p> <p><u>1 警戒本部又は情報連絡室を設置</u></p> <p><u>2 各対策組織の必要要員を招集</u></p> <p><u>3 社外機関との情報連携</u></p> <p><u>4 通信サービス利用者の協力を得るための広報</u></p> <p><u>5 電源、物資及び人員の確保</u></p> <p><u>6 社員の避難及び誘導並びに食料、飲料水等の確保</u></p> <p><u>7 その他必要な事項</u></p>
機関	内 容									
N T T 東 日 本	<p><u>警戒宣言発令時の防災措置は、以下のとおり実施する。</u></p> <p><u>1 警戒宣言等情報の伝達と周知</u></p> <p><u>2 情報連絡室若しくは地震災害警戒本部の設置</u></p> <p><u>3 地震防災対策に係る各種情報の収集と伝達</u></p> <p><u>4 災害対策用機器の点検、整備及び非常配備</u></p> <p><u>5 応急復旧態勢確立のための諸措置（要員、資材、物資、炎対機器及び車両等の確保並びに輸送に関する確認と手配等）</u></p> <p><u>6 グループ会社等の応援に関する確認と手配</u></p> <p><u>7 電気通信設備等の巡視点検</u></p> <p><u>8 工事中の電気通信設備等に対する安全措置</u></p> <p><u>9 その他発災に備えた諸措置（重要書類の非常持出し、広報、その他）等</u></p>									
機関	内 容									
N T T 東 日 本	<p><u>発災に備え、次のとおり準備警戒業務を実施する。</u></p> <p><u>1 警戒本部又は情報連絡室を設置</u></p> <p><u>2 各対策組織の必要要員を招集</u></p> <p><u>3 社外機関との情報連携</u></p> <p><u>4 通信サービス利用者の協力を得るための広報</u></p> <p><u>5 電源、物資及び人員の確保</u></p> <p><u>6 社員の避難及び誘導並びに食料、飲料水等の確保</u></p> <p><u>7 その他必要な事項</u></p>									
付-5-22	<p>第9節 電気、ガス、上下水道対策</p> <p>1 電気【東京電力グループ】</p>	<p>第9節 電気、ガス、上下水道対策</p> <p>1 電気【東京電力】</p>								

頁	新	旧
付-5-26	第12節 救援・救護対策 3 医療救護態勢 市医師会 <u>市歯科医師会</u> <u>市薬剤師会</u>	第12節 救援・救護対策 3 医療救護態勢 市医師会 歯科医師会
付-6-1 ●	第1節 市民のとりべき措置 1 平常時 (6) 家族で対応措置を話し合っておく。 ア 注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担、避難や連絡方法などを、あらかじめ決めておく。 イ <u>警戒宣言発令時には、電話がかかりにくくなるので、安否確認方法など警戒宣言発令時の行動を家族とよく相談しておく。</u>	第1節 市民のとりべき措置 1 平常時 (6) 家族で対応措置を話し合っておく。 ア 注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担、避難や連絡方法などを、あらかじめ決めておく。 イ <u>警戒宣言発令時には、電話がかかりにくくなるので各自の行動予定を話し合っておく。</u>
付-6-2 ●	3 警戒宣言が発せられた時から発災まで (8) 非常持出し品の確認 食料、医薬品、防災用品を確認するとともに、すぐに持ち出せるよう取りまとめておく。 <u>(非常持出品の準備)</u> (9) 服装の確認 <u>防災素材で、なるべく動きやすい服装にする。</u> (17) <u>買い急ぎをしない。</u>	3 警戒宣言が発せられた時から発災まで (8) 非常持出し品の確認 食料、医薬品、防災用品を確認するとともに、すぐに持ち出せるよう取りまとめておく。 (9) 服装の確認 <u>火に強く、なるべく動きやすい服装にする。</u> (17) <u>買急ぎの自粛</u>
資-1 ～ -165	「資料1～37」に整理（協定関連を除いた資料を統合）	※資料1～資料5 ※資料53～資料85 ※資料123
協-1 ～ -201	「協定1～57」に整理（協定関連を統合）	※資料6～52 ※資料86～122
協-60 -102 -123 -150 -176 -192	新規追加 協定書 <u>協定17 協定株式会社東横イン昭島駅南口</u> <u>協定26 株式会社両毛システムズ東京支社</u> <u>協定29-5 ガーデンペーカリー株式会社</u> <u>協定37 佐川急便株式会社</u> <u>協定48 東京都行政書士会多摩西部支部</u> <u>協定54-2 S&D多摩ホールディングス株式会社及びトヨタS&D西東京株式会社</u> <u>協定58 一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会</u>	新規
—	資料32 <u>削除</u> 資料33 <u>削除</u> 資料39 <u>削除</u>	資料32 災害時における応急給水活動の応援に関する協定（PUC・宅配共同企業体） 資料33 災害応急用米穀供給に関する協定書（市米穀小売組合） 資料39 災害時における応急燃料供給業務等に関する協定書（LPガス協会北多摩西部支部昭島部会）

頁	新	旧
資-23	<u>資料7 災害時帰宅困難支援ステーション一覧</u> <u>ロイヤルフードサービス株式会社</u> <u>株式会社B&V</u>	<u>資料54 災害時帰宅困難支援ステーション一覧</u> <u>ロイヤルホールディングス株式会社</u> <u>株式会社ビーアンドブイ</u>
資-24	<u>資料8 指定緊急避難場所等一覧</u> 1 広域避難場所 <u>2 旧昭和の森ゴルフコース</u>	<u>資料55 避難場所等一覧</u> 1 広域避難場所 <u>2 昭和の森ゴルフコース</u>
資-24	2 一時避難場所 <u>31 クリーンセンター跡地</u>	2 一時避難場所 <u>31 クリーンセンター</u>
資-27	更新 <u>資料9 備蓄物資一覧</u>	<u>資料56 備蓄物資一覧</u>
資-29	様式変更 <u>資料10 情報通信伝票</u>	<u>資料58 情報通信伝票</u>
—	削除	<u>資料59 初動班の任務</u>